明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十九年六月十三日

○第百六十六回国会 参議院会議録第三十六号（その一）

平成十九年六月十三日（水曜日）

午前十時一分開議

○議事日程　第三十六号

平成十九年六月十三日

午前十時開議

第一　平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書

第二　平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

第三　平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

第四　新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第五　戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第六　経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第七　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

一、公認会計士法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

一、日程第一より第七まで

一、国際問題に関する調査の報告

一、経済・産業・雇用に関する調査の報告

一、少子高齢社会に関する調査の報告

一、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議案（広中和歌子君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

○議長（扇千景君）　これより会議を始めます。

この際、日程に追加して、

公認会計士法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（扇千景君）　御異議ないと認めます。山本国務大臣。

〔国務大臣山本有二君登壇、拍手〕

○国務大臣（山本有二君）　ただいま議題となりました公認会計士法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

本法案は、企業活動の多様化、複雑化、国際化、監査業務の複雑化、高度化、公認会計士監査をめぐる不適正な事例を踏まえ、組織的監査の重要性が高まっている状況に対応するため、監査法人制度等について見直しを行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、監査法人の品質管理、ガバナンス、ディスクロージャーを強化するため、業務の執行の適正確保や業務の品質管理の方針の策定及びその実施のための業務管理体制を監査法人が整備することを義務付けるとともに、監査法人の社員資格を公認会計士以外の者に拡大し、また、監査法人による情報開示を義務付けることとしております。

第二に、監査人の独立性を確保し、その地位を強化するため、監査人の独立性に関する制度を充実するとともに、監査人が財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合における当局への申出制度を導入することとしております。

第三に、監査法人等に対する監督や監査法人等の責任の在り方の見直しとして、課徴金納付命令や監査法人に対する業務管理体制の改善命令など行政処分を多様化させるとともに、有限責任組織形態の監査法人制度を創設することとしております。また、外国監査法人等に係る届出制度を整備することとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。（拍手）

○議長（扇千景君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。尾立源幸君。

〔尾立源幸君登壇、拍手〕

○尾立源幸君　私は、ただいま議題となりました公認会計士法改正案につきまして、民主党・新緑風会を代表して質問いたします。

貯蓄から投資への流れを加速させることは、政府が目指す金融サービス立国実現の必要条件であるばかりでなく、リスクマネーの安定供給を通じて経済を活性化し、金融システムを安定させる効果が期待できます。また、個人消費を刺激する効果も期待できます。そして、政府の目指す金融サービス立国を実現するために、山本金融担当大臣が東京市場のシティ化構想を打ち出した意気込みは評価いたします。

しかし、現実には、貯蓄から投資への流れの中で様々な金融不祥事が起きています。足利銀行、カネボウ、ライブドア、村上ファンド、日興コーディアルなど、名前を挙げれば切りがないほど粉飾決算やインサイダー取引など証券市場を舞台に多くの事件が起き、投資家だけでなく、取引先、従業員、地域経済にも多大な悪影響を与えています。

超低金利政策が続けられる現在、預貯金から得られる利息はわずかです。そのため、多くの善良な一般投資家が貴重なお金を株式に投資しています。しかし、一たび粉飾決算が発覚すると株価は暴落し、場合によっては全財産を失ってしまうという悲劇も生じています。こんなことでは貯蓄から投資へをお勧めすることはできません。

こういった問題を未然に防ぎ、信頼できる金融市場を構築するためには、次の三つが求められます。まずは、財務諸表を作成する経営者の責任を明確にし、取引の場を提供する取引所への信頼を構築し、そして財務諸表の適正性を判断する監査への信頼を高めることです。スポーツで例えるなら、経営者は選手、取引所は競技場、監査は審判です。これらすべてが決められたルールに従って公正に試合を行う仕組みが求められています。

今回の公認会計士法改正案は、公認会計士制度の充実強化を行い、審判の襟を正すことを求めるものです。しかし、同時に、企業側における企業統治の充実強化、すなわち選手が審判に不正を見逃すことを強要しないような仕組みをつくることも不可欠です。

そのためには、まず会計監査人の独立性を高めることが必要ですが、現行制度では経営者が監査人とその監査報酬を決める仕組みになっており、企業のお目付役である監査役には同意権しかありません。これでは犯罪を取り締まる警察官が泥棒から雇われているようなものです。このような問

題を解消するためには、監査役に監査人の選任や報酬の決定権を与えることが先決です。

これについて、金融庁も参加している証券監督者国際機構は、二〇〇二年に監査人の独立性及びそのモニタリングにおける企業統治の役割に関する原則の中で、企業の経営陣から独立した企業統治機関が外部監査人の選定・指名プロセス及び監査の遂行を監督すべきであると述べ、監査役に監査人の選任や報酬の決定権を与えることと提言され、諸外国では既に実施されています。

我が国では監査役にこれらの権限を与えていないばかりか、今回の金融審議会報告の中では、会計監査人の選任議案及び報酬の決定に係る監査役等の同意権の付与を定めた会社法につき、関係当局において早急かつ真剣な検討が更に進められることを期待したいと述べるにとどまっています。法務省が会社法を改正したくないという意向を持っているから、このような記述になったのでしょうか。

国際的な流れに合わせて、専門家から成る監査委員会あるいは監査役に監査人の選任や報酬の決定権を与えるべきと考えますが、世界に目を向け、東京市場の国際化を進める山本金融担当大臣及び長勢法務大臣の御所見をお聞きいたします。

監査役に監査人の選任や報酬の決定権を与えることや監査役の体制強化については、会社法の改正が必要になります。しかし、この改正は、証券市場で投資家に対して適切に情報開示を行う必要のある公開会社のためのものであって、中小零細を含むすべての株式会社に求められるものではありません。

そこで、株式を市場に公開している公開会社に限定して適切な企業統治を義務付ける公開会社法の制定を提案したいと思いますが、長勢法務大臣の御見解をお聞きいたします。

また、塩崎官房長官は、二〇〇四年十二月に自民党企業会計に関する小委員会の委員長として、公開会社法制度構築に向けて検討することを提言されていますが、民主党が公開会社法案を提出した際には賛成していただけるのか、お聞きいたします。

粉飾決算を防ぎ、信頼できる金融市場を構築するためには、監査人の独立性を高めるだけでなく、より直接的に虚偽の情報開示を行った企業への制裁を強化する必要もあります。現在の金融商品取引法は、粉飾決算やインサイダー取引などによって不当に得た利益を没収するだけであり、制裁にはなっていません。課徴金納付命令が出された事例はこれまで二十五件ありますが、四万円から五億円にとどまっています。これに対して米国では、不当に得た利益の二ないし四倍を制裁金として科す仕組みとなっており、巨額の粉飾決算事件を起こした旧ワールドコムに約九百億円もの制裁金の支払が求められています。

我が国でも、やり得、やり逃げに終わらせないより強い制裁を科すべきと考えますが、山本金融担当大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、四大監査法人の一角のみすず監査法人が七月三十一日に全業務を終えて法人を解散することが決まっています。

上場会社の監査の八割以上を四大監査法人が行っている、すなわち監査市場が寡占状態となっているため、上場会社が監査人の変更を希望しても自力で契約できない、いわゆる監査難民が生じるおそれが生じます。国際的には、監査の継続性を確保するため、中堅監査法人の育成を進める流れになっていますが、今回の法改正にはそのような視点は全く見られません。監査難民が生じないよう、中小監査法人の育成の必要性をどのように考えているのか、山本金融担当大臣に御所見をお聞きいたします。

今回の改正で、監査法人に対する業務管理体制の改善命令、役員解任命令、さらに課徴金納付命令など、行政処分の多様化が図られました。しかし、課徴金の納付命令があいまいな要件のまま濫用されると、特に財政基盤の弱い中小監査法人には解散命令と同じ効果を招きます。課徴金納付命令の濫用がないよう歯止めを掛ける必要があると考えますが、山本金融担当大臣の御見解をお聞きいたします。

公認会計士制度の充実のためには、公認会計士の質と数の充実が不可欠です。

その観点から考えると、公認会計士試験の在り方についても再検討が必要と考えます。なぜなら、現在の公認会計士試験は、平成十年に閣議決定された規制緩和推進三か年計画に基づいて、明確で合理的な理由のない受験資格要件の廃止が検討された結果、極端な例ですが、小学生でも受験できる制度になっているからです。アメリカ、イギリスなど、我が国に比べ規制の少ない国々でも、大学卒業者を前提とした試験制度になっています。日本でも、かつては会計の専門的な知識だけでなく、一定の教養を求めていましたが、現在では、日本は世界に例を見ない行き過ぎた規制緩和によって歯止めのない試験制度になっています。

従来の一次試験のような基礎的な学力を判定する仕組みを導入すべきと考えますが、山本金融担当大臣にお聞きいたします。

財務諸表の適正性を確保するためには、公認会計士制度の充実とともに、十分に時間を掛けて監査を行うことが必要です。

日本公認会計士協会が行った調査によると、監査時間数の国際比較では、海外主要国の監査時間数は、我が国の同業同規模企業の監査時間数と比べ、最大で約二・八倍となっており、売上高二千億円程度の上場企業に望ましい会計監査手続を実施するのに年間四千五百四十一時間が必要であるのに対し、実際にはその半分の時間しか費やしていないケースもあります。また、今回の金融審議会報告においても、監査報酬、監査時間については、被監査会社に係る監査上のリスクを踏まえて適切な監査計画が策定され、当該計画に沿って適切な水準が確保されていくことが重要であると述べられています。適切な監査時間を確保するためにどのような対策が考えられるのか、山本金融担当大臣にお聞きいたします。

最後に、一言申し上げます。

民間企業の財務情報の適正性を確保するために、いかにして公認会計士制度を強化充実するかについてお聞きいたしました。現在、国民的関心となっている年金問題についても、年金記録という情報の適正性に疑問が持たれています。これについては、まず社会保険庁の責任が問われなければなりませんが、政府において監査人すなわち公認会計士と同じ役割を果たす会計検査院もチェック機能を果たしていなかったのではないかと思います。社会保険庁の年金記録の管理業務について会計検査院が有効性検査を行い、しっかりとチェックしていれば今回のような問題を未然に防げたかもしれません。会計検査院自体の有効性検査を行うべきとの声が必ず出てきますので、会計検査院の奮起と更なる活躍を期待します。

また、年金記録の調査に対する政府の姿勢も疑問です。金融庁は、生損保の不払、未払について保険会社に行政処分を科し、徹底的な調査を命じています。そして、責任を取って辞任した経営者もいます。しかし、年金問題について、政府は不完全なデータしかないコンピューター上での名寄せ作業だけでお茶を濁し、さらにだれも責任を取ろうとしていません。民間企業には厳しく責任を取らせる反面、自らは部下や他人に責任を押し付け、自分に甘い姿勢は、安倍政権の官尊民卑の思想を表しているだけではなく、正に無責任内閣そのものです。

このような政権に国民の生活を任せておくわけにはいきません。安倍政権に必ずや参議院選挙で国民の厳しい審判が下ることを明言して、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

〔国務大臣山本有二君登壇、拍手〕

○国務大臣（山本有二君）　会計監査人の選任、報酬決定についてお尋ねがございました。

会計監査人が被監査会社の経営者と監査契約を締結し、被監査会社から監査報酬を支払われる、いわゆるインセンティブのねじれにつきましては、議員御指摘のとおり、監査委員会に監査人の選任や報酬決定の責任を持たせることで克服を図ることが国際的な潮流であると認識しております。

金融庁といたしましては、こうしたインセンティブのねじれの克服に向けまして、会計監査人の選任や報酬決定における監査役等の権限強化につきまして、関係当局による検討が早急に進められることを強く期待しております。

次に、金融商品取引法における課徴金額の水準についてお尋ねがございました。

公正な取引や企業による適正な開示を確保することは極めて重要でございます。金融商品取引法におきましては、不公正取引や開示義務違反に対する課徴金制度を導入することにより、違反行為の抑止を図っているところでございます。金額水準を含め、金融商品取引法の課徴金制度の在り方につきましては、より実効的な抑止効果の確保を図る観点から、独占禁止法の課徴金制度の見直し結果も踏まえつつ、今後検討してまいる所存でございます。

次に、中小監査法人の育成についてお尋ねがございました。

適正な開示に真摯に取り組んでいる企業等が監査を受けられないといった事態を防ぐためには、監査業務を適正に行う能力を持った中堅、中小の監査法人の存在が極めて重要であると考えております。金融庁といたしましては、中堅、中小の監査法人の状況も含め、会計監査に係る制度や実務の動向を引き続き関心を持って注視してまいります。

次に、課徴金納付命令の濫用防止についてお尋ねがございました。

今般の改正案では、公認会計士監査に係る違反行為を防止する観点から課徴金制度を導入しておりますが、一定の行政処分を行う場合には課徴金納付命令は行わないことが可能となっております。こうした仕組みにより、監査法人等の業務の状況等を踏まえ、個々の違反行為に実効的かつきめ細かい対応を図っていくことが可能になっているものと考えております。

次に、公認会計士の試験制度についてお尋ねがございました。

公認会計士試験につきましては、受験者層の多様化と受験者数の増加を図ることが不可欠との認識の下で、平成十五年の公認会計士法の改正において、大学卒業程度の一般的学力の有無を判定する旧一次試験の廃止を含めまして、試験体系の大幅な簡素化を行ったところでございます。公認会計士試験は、公認会計士として必要な学識と応用能力の有無を判定する試験であることから、我が国全体の高学歴化が進む中で、専門知識以外に基礎的な学力を判定する仕組みを再び設けることにつきましては、十分慎重な検討が必要と考えている次第でございます。

次に、監査時間の確保についてお尋ねがございました。

監査時間につきましては、監査先の会社に係る監査上のリスクを踏まえて、適切な監査計画を策定した上で当該計画に沿って適切な水準を確保していくことが重要と考えております。今後とも、日本公認会計士協会等と連携しつつ、監査時間の見積りに関する研究報告等の成果を監査計画の策定に適切に活用するなど、監査時間の確保のための環境整備に努めてまいります。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣長勢甚遠君登壇、拍手〕

○国務大臣（長勢甚遠君）　尾立議員にお答え申し上げます。

会計監査人の選任議案及び報酬の決定についてお尋ねがありました。

法務省といたしましては、会計監査人の独立性の確保は重要な課題であり、そのため会社法においても、会計監査人の選任議案及び報酬の決定について監査役等の関与を認める規律を設けております。この会社法の規律は、議員御指摘の国際的な流れにも沿うものであると考えております。

この問題については、実務の実情に即した不断の見直しが必要であることは申し上げるまでもありません。御指摘の報酬に対する監査役等の同意の制度は、実質的にはいまだ施行されていない新しい制度であり、その運用状況について必要な調査を行うなど、今後とも検討を継続してまいりたいと考えております。

また、公開会社法の制定についてお尋ねがありました。

我が国の現在の法体系におきましても、基本法である会社法の一部の規定のほか、証券取引法等において、上場会社に特有の規律が定められております。それに加えて、上場会社に特有の規律を設けることの要否、その立法形式の在り方については、実務の状況等を注視しつつ、関係官庁とも連携し、今後とも検討していくべきものと考えております。（拍手）

〔国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手〕

○国務大臣（塩崎恭久君）　尾立議員にお答えいたします。

民主党が公開会社法を提出した際に賛成をするのかというお尋ねがございました。

上場会社をめぐる法律関係につきましては、広く一般投資家が株主となり得るという上場会社の特徴を踏まえて、独自の規律を設ける必要があるかを検討していくことは、御指摘のように大変重要だと思っております。

ですけれども、まずはその具体的な内容について慎重に検討する必要がありますので、民主党が提出する法律案に現段階で賛成するか否かについて申し上げることはできないのではないかと思うところでございます。

以上でございます。（拍手）

○議長（扇千景君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（扇千景君）　**日程第一　平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書**
日程第二　平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書
日程第三　平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長泉信也君。

〔審査報告書は本号（その二）に掲載〕

〔泉信也君登壇、拍手〕

○泉信也君　ただいま議題となりました平成十七年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成十七年度決算外二件につきましては、昨年十一月二十四日の本会議において財務大臣より概要の報告がありましたので、その内容については省略させていただきます。

委員会におきましては、決算外二件に対する概要説明を聴取した後、内閣総理大臣を始め全閣僚出席の下での全般質疑のほか、平成十六年度決算に関する本院の議決及び平成十六年度決算審査措置要求決議について政府等の講じた措置に関する質疑など、合計十三回に及ぶ審査を行いました。

主な質疑内容として、都道府県労働局における不正経理問題、社会保険庁におけるずさんな年金給付及び年金記録管理、官製談合と天下り、特殊法人の独立行政法人化等に伴う会計処理の見直

し、電子申請等のＩＴ利用促進、独立行政法人改革などが取り上げられましたほか、行財政全般にわたる議論が交わされましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

六月十一日、質疑を終局し、委員長より、本件決算審査を踏まえ、十項目の内閣及び最高裁判所に対し措置を要求する決議案及び本会議で議決すべき議決案を提出いたしました。

以下、議決案の内容を申し上げます。

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1　国民との双方向の重要な対話の場として政府が行うタウンミーティングにおいて、コスト意識を欠いた不適切な運営が行われていたことに加え、内閣の重要課題について広く国民から意見を聞くという趣旨を逸脱し、事前に発言の依頼が行われていたことは、看過できない。

政府は、新たな方式による出直しに当たり、国民との直接対話の意義及び広く民意を政策形成に反映させることの重要性を認識し、関係者全員に対してコスト意識を徹底させるとともに、テーマや発言者の選定、契約、会計経理などについて、透明かつ公正適切な運営への改善を図り、効果的な国民との直接対話の場の実現に尽力すべきである。

2　全国の四十七都道府県労働局すべてにおいて、物品の購入に当たり、納入されていない物品を納入されたこととして虚偽の内容の書類が作成されていたほか、多くの労働局において、庁費、謝金、旅費、超過勤務手当等の不正支出が組織的かつ恒常的に行われ、加えて国庫金の領得などの事態が引き起こされ、使途についても不明な部分があったことは、極めて遺憾である。

政府は、この大規模な不正行為を厚生労働省の特定監査で確認できなかったこと、並びに発見された不正経理の範囲が年々拡大し、三年続けて警告等を受ける事態を引き起こしたことの責任を重く受け止め、都道府県労働局に対する監査体制の一層の充実を図るとともに、他機関においてもこのような事態が二度と起こることのないよう、会計経理の適正化、倫理の徹底及び綱紀の粛正に万全を期し、不正経理の根絶を図るべきである。

3　社会保険庁において、国民年金、厚生年金の支給漏れにより年金給付額を訂正した件数が平成十三年度からの六年間で約二十二万件に達していることに加え、該当者不明の年金保険料納付記録の件数が約五千万件に達しているなどのずさんな記録管理が明らかになり、公的年金に対する国民の信頼を大きく失墜させたことは、極めて遺憾である。

政府は、年金給付額の誤りを防止するため、年金受給開始手続時における厳格なチェック体制の構築に努めるとともに、該当者不明の保険料納付記録の早急かつ徹底的な調査、これまでの支給漏れ実態の把握、救済策の検討等に真摯に取り組み、公的年金に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。

4　国土交通省発注の水門設備工事の入札に関して、談合撲滅の先頭に立つべき同省が中央省庁として初めて官製談合防止法に基づく改善措置要求を受け、さらに、緑資源機構発注の林道整備調査の入札に関して、同機構及び農林水産省所管公益法人の役員等が独占禁止法違反容疑で逮捕されるという官製談合事件が相次いで発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、官製談合の排除等に関する度重なる本院の警告にもかかわらず、このような事態に至ったことを真摯に受け止め、これら事案の徹底解明は当然のこと、談合情報を得たときは談合の存否の確認に努めるとともに、公共工事に係る入札契約方式の改善、天下りの自粛、職員の意識改革などの方策を講じ、官製談合の根絶に尽力すべきである。

5　電力各社の原子力発電所における総点検の結果、北陸電力株式会社志賀原子力発電所一号機の臨界事故隠ぺいなど、悪質な法令違反十一事案を含む多数のトラブル隠しやデータ改ざん等の実態が明らかになったことは、遺憾である。

政府は、安全の確保よりも原子力発電所の稼働を優先させてきた電力業界の体質を根本的に改めさせ、電力各社に対して、不正を許さない仕組みの構築、事故やトラブルに関する情報の業界内での共有等を徹底させるとともに、現在の検査制度の実効性をより高め、この種事案の再発防止と安全確保に万全を期し、原子力発電に対する国民の信頼確保に一層尽力すべきである。

6　基地周辺対策の実施に当たり、一部の防衛施設局において、職員の不適切な業務処理に基づく申請により操業実態のない漁業者に対する損失の補償が行われ、公金が不適正に支出されていたことは、遺憾である。また、一部の防衛施設局において、防衛施設庁本庁の通達では対象とならない住宅に対して独自の処理方針に基づき防音工事の助成が行われるなど、公金の適正支出に疑念を抱かせる事案が明らかになったことは、看過できない。

政府は、この種事案の有無等について早急に調査し、不適正に支出された公金の返還を求めるなど適切な対応を行うとともに、再発防止のため、防衛施設局における審査体制等について所要の見直しを行うべきである。

以上が議決案の内容であります。

討論を終わり、採決の結果、措置要求決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決し、次いで、平成十七年度決算は多数をもって是認すべきものと議決され、また、内閣に対し警告することについては全会一致をもって警告すべきものと議決されました。

次に、国有財産関係二件は、いずれも多数をもって是認すべきものと議決されました。

なお、平成十七年度決算外二件の審査の過程において、国会法第百五条の規定に基づき、会計検査院に対し、タウンミーティングの運営に関する請負契約、独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおけるスポーツ振興くじの実施状況について検査要請を行いました。

最後に、関係各位の御協力により、通常国会の会期内に決算審査を終えることができましたことに対し、委員長として感謝を申し上げ、御報告とさせていただきます。（拍手）

○議長（扇千景君）　日程第一の平成十七年度決算の委員長報告は、本件決算を是認すること及び内閣に対し警告することから成っております。

これより採決をいたします。

まず、本件決算を委員長報告のとおり是認することについて採決をいたします。

本件決算を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百九十

賛成　百五

反対　八十五

よって、本件決算は委員長報告のとおり是認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（扇千景君）　次に、委員長報告のとおり内閣に対し警告することについて採決をいたします。

委員長報告のとおり内閣に対し警告することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百九十
賛成　百九十
反対　○

よって、全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（扇千景君）　次に、日程第二の国有財産増減及び現在額総計算書について採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百九十
賛成　百五
反対　八十五

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（扇千景君）　次に、日程第三の国有財産無償貸付状況総計算書について採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百九十一
賛成　百十九
反対　七十二

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（扇千景君）　先ほど議決されました内閣に対する警告に関し、内閣総理大臣から発言を求められました。安倍内閣総理大臣。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君）　ただいまの御決議に対しまして所信を述べます前に、一言申し上げます。

参議院においては、これまでも特に決算審査を重視され、種々の改革を進められてきたことについて、改めて敬意を表します。政府としては、特別会計の改革を始め、決算審査の内容を平成十九年度予算に的確に反映したところであります。

ただいまの御決議に対しまして、政府としては、従来から国の諸施策の推進に当たっては、適正かつ効率的に執行するよう最善の努力を行っているところでありますが、今般六項目にわたる御指摘を受けましたことは誠に遺憾であります。

これらの決議の内容は、いずれも政府として重く受け止めるべきものと考えており、御決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような御指摘を受けることのないよう改善、指導してまいります。

以上でございます。（拍手）

○議長（扇千景君）　**日程第四　新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件**

日程第五　戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第六　経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

（いずれも衆議院送付）

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長田浦直君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔田浦直君登壇、拍手〕

○田浦直君　ただいま議題となりました条約三件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、シンガポールとの経済連携協定改正議定書は、現行の協定の内容を部分的に改め、物品及びサービスの貿易を更に自由化及び円滑化すること等について定めるものであります。

次に、チリとの経済連携協定は、両国間において、物品、サービス及び資本の自由な移動を促進し、知的財産の保護を確保し、競争、ビジネス環境の整備等の分野での協力を強化すること等について定めるものであります。

次に、タイとの経済連携協定は、両国間において、物品及びサービスの貿易を自由化し、資本の自由な移動を促進し、知的財産の保護を確保し、ビジネス環境の整備、人材育成、中小企業等の幅広い分野での協力を強化すること等について定めるものであります。

委員会におきましては、三件を一括して議題とし、協定締結による関税の撤廃、引下げ措置の内容、関税譲許の対象となる有害廃棄物の品目数、東アジアにおける経済連携に向けた我が国の戦略等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の緒方委員より、チリ及びタイとの経済連携協定に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、シンガポールとの経済連携協定改正議定書は全会一致をもって、チリ及びタイとの経済連携協定はいずれも多数をもって、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（扇千景君）　これより採決をいたします。

まず、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百九十一
賛成　百九十一
反対　○

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（扇千景君）　次に、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件を一括して採決をいたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百九十一
賛成　百八十二
反対　九

よって、両件は承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（扇千景君）　日程第七　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長伊達忠一君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔伊達忠一君登壇、拍手〕

○伊達忠一君　ただいま議題となりました承認案件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、北朝鮮からのすべての貨物に対して、平成十九年四月十四日から十月十三日までの間、引き続き経済産業大臣が輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであります。

委員会におきましては、一つ、現在までの輸入禁止措置の効果及び措置を継続する理由、一つ、北朝鮮をめぐる情勢と今後の北朝鮮経済制裁の在り方等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（扇千景君）　これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百八十九
賛成　百八十九
反対　〇

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（扇千景君）　この際、国際問題に関する調査会長から、**国際問題に関する調査の報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（扇千景君）　御異議ないと認めます。国際問題に関する調査会長田中直紀君。

〔調査報告書は本号（その二）に掲載〕

〔田中直紀君登壇、拍手〕

○田中直紀君　国際問題に関する調査会における調査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成十六年十月十二日に設置され、以来三年にわたり、「多極化時代における新たな日本外交」のテーマの下、日本のアジア外交、日本の対米外交、日本の対ＥＵ外交等及び国際社会の責任ある一員としての日本の対応について鋭意調査を進めてまいりました。

本調査会では、委員各位の活発な御議論など、様々な調査活動を通じて十五の提言を行いました。

提言の第一は、日中両国の相互理解と互恵関係の構築であります。我が国は、幅広い対話と交流、歴史共同研究、中国の環境やエネルギー問題解決に向けた協力を促進することが必要であります。

第二は、拉致、核、ミサイルなど北朝鮮問題への取組の促進であります。我が国は、拉致、核などの問題解決のため、関係諸国と連携し交渉を推進するほか、国際世論に広く働き掛けていくことが重要であります。

第三は、東アジアの安定のための日米中韓の連携強化であります。我が国は、中国、韓国及び米国との連携を促進するとともに、そのために積極的に取り組むことが優先課題であります。

第四は、東アジア共同体構築を視野に入れた経済連携体制の推進であります。我が国は、金融、エネルギーなどの分野に留意した経済連携体制の構築に向け、主導的に取り組むことが重要であります。

第五は、気候変動問題解決への貢献であります。我が国は、京都議定書に規定されたクリーン開発メカニズム等の活用を積極的に働き掛け、今後の国際ルール作りに積極的に取り組むことが必要であります。

第六は、環境、教育を重視したＯＤＡの推進であります。我が国は、地球温暖化防止や人口、貧困問題解決のため環境や教育を重視したＯＤＡを促進することが重要であります。

第七は、国際問題の解決における政府とＮＧＯとの連携の促進であります。政府は、国際問題解決のため、ＮＧＯとの連携を促進し、その活動に対し様々な協力、支援を行うことが必要であります。

第八は、国連の包括的改革への寄与であります。我が国は、安保理などの主要機構、事務局、マネジメントなど包括的な国連改革に積極的に取り組むことが重要であります。

第九は、国連アジア本部の創設及び我が国への誘致であります。我が国は、国連アジア本部の創設及び我が国への誘致に向けた働き掛けを行うことが必要であります。

第十は、議員外交の拡充、そして強化であります。議員外交の重要性の高まりにかんがみ、その拡充、強化に努めるとともに、またそのための体制整備を図ることが優先課題であります。

第十一は、在外公館と要員の増強であります。

第十二は、国際競争力の一層の強化のため、科学技術の創造など、積極的に取り組むことが必要であります。

第十三は、米中両国に関する総合的研究所の設置であります。

第十四は、歴史資料の収集・公開体制の整備であります。

第十五は、国際情報の迅速、広範な提供であります。

さて、今日、世界ではグローバリゼーションの進展による経済のボーダーレス化と政治、経済の両面における多極化が同時に起きております。

アジアの一員である我が国にとりアジアの安定が極めて重要であり、そのためには関係諸国との連携を図る必要があります。しかし、北東アジアには北朝鮮問題が存在しております。また、国際社会においては地球温暖化等の地球規模の問題なども依然山積しております。

我が国が、大きく変化しつつある世界の潮流の中でその立場をしっかりと堅持し、世界の平和と繁栄に寄与することができるかどうかは、ひとえに我が国自身の今後の取組に懸かっております。政府並びに関係各方面におかれましては、以上の基本認識を踏まえまして、十五の提言を今後の施策に反映されますよう、強く要望するものであります。

三年間の調査を終えるに当たり、活発に御議論いただきました委員各位、貴重な意見をお述べいただきました有識者の方々など、関係の方々に心から感謝を申し上げ、また、本調査会が大変有意義であり、引き続き必要であることを申し添えまして、私の報告を終わります。（拍手）

○議長（扇千景君）　この際、経済・産業・雇用に関する調査会長から、**経済・産業・雇用に関する調査の報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（扇千景君）　御異議ないと認めます。経済・産業・雇用に関する調査会長広中和歌子君。

〔調査報告書は本号（その二）に掲載〕

〔広中和歌子君登壇、拍手〕

○広中和歌子君　経済・産業・雇用に関する調査会における調査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本調査会は、第百六十一回国会の平成十六年十月に設置され、「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」を調査項目とし、鋭意調査を進めてまいりました。

一年目は、成熟社会における経済活性化に向けた方策、フリーター・ニート等若年者をめぐる雇用問題及び経済社会の変化に対応した人材育成の在り方等について調査を行い、特に緊急を要する若年者の雇用問題についての提言を含む中間報告書を議長に提出いたしました。

二年目は、経済及び所得格差問題、団塊世代の退職による経済・産業・雇用への影響、高齢者雇用の在り方並びに女性雇用をめぐる課題等について調査を行い、多様化する雇用への対応についての提言を含む中間報告書を議長に提出いたしました。

最終年である三年目は、まず、昨年秋の第百六十五回国会において、雇用をめぐる現状と課題及び経済成長戦略大綱について、それぞれ政府から説明を聴取し質疑を行うとともに、非正規雇用をめぐる現状と課題について、参考人から意見を聴取し質疑を行いました。

次いで、今国会においては、ワーク・ライフ・バランスに関する国際的な動向及び我が国におけるワーク・ライフ・バランスへの対応と課題について、それぞれ参考人から意見を聴取し質疑を行うとともに、政府からも説明を聴取し質疑を行いました。また、この間、委員派遣、視察による実情調査を行いました。

その後、委員間の意見交換を行い、このたび、各会派の意見の一致を見まして報告書がまとまりました。そして、去る八日、これを議長に提出いたしました。

以下、報告書の主な内容につきまして、御報告申し上げます。

参考人からの意見聴取及び質疑においては、まず、非正規雇用をめぐる現状と課題につきまして、参考人から、年功序列制度の負の側面、非正規労働者が増加した理由、最近の我が国における雇用形態多様化の現状等について意見が述べられ、非正規雇用の現状に対する認識、いわゆる就職氷河期世代に対し特段の対策を行う必要性、最低賃金制度の在り方、同一労働同一賃金の原則を具体化するための方策等について質疑が行われました。

また、ワーク・ライフ・バランスに関する国際的な動向につきまして、参考人から、スウェーデンにおける働き方、英国政府の取組、企業におけるフレキシブルな働き方のビジョン等について意見が述べられ、スウェーデンで育児休業中に給与の八〇％が支給される仕組み、英国におけるパートタイム労働法制の課題、日本企業が変わるべき点等について質疑が行われました。

また、我が国におけるワーク・ライフ・バランスへの対応と課題につきまして、参考人から、中小・ベンチャー企業における取組、企業業績への影響、両立支援策における優先課題等について意見が述べられ、基本理念、出生率との関係、情報公開の必要性、北欧のような短時間勤務制度及び復職支援の充実等について質疑が行われました。

政府に対する質疑においては、雇用をめぐる現状と課題及び経済成長戦略大綱につきまして、いわゆるワーキングプアに対する認識と取組、両立支援対策における意識改革の必要性と国の施策、非正規雇用の増加等、雇用制度上の問題が社会の弱体化を招く危険性等について質疑が行われました。

また、ワーク・ライフ・バランスへの取組につきまして、中小企業が推進するための方策、出産後の女性の働き方、仕事と子育ての両立支援における地域の役割、障害者に対する配慮等について質疑が行われました。

これらの質疑の後、委員間の意見交換が行われ、子育てや介護と仕事を両立しやすい環境の整備、ワーク・ライフ・バランスのプラス面を企業に周知する必要性、両立支援策拡充のための長時間労働の是正、正規雇用と非正規雇用の格差是正とその対応策、ワーキングプア、フリーターを支援する国、自治体の取組の強化、退職後の高齢者を地域で活用する必要性等について意見が述べられました。

最後に、このような調査を踏まえ、本会議において決議を行うべく、本調査会委員が発議者、賛成者となって、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議案を提出いたしましたことを申し添えまして、御報告を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（扇千景君）　この際、少子高齢社会に関する調査会長から、**少子高齢社会に関する調査の報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（扇千景君）　御異議ないと認めます。少子高齢社会に関する調査会長清水嘉与子君。

〔調査報告書は本号（その二）に掲載〕

〔清水嘉与子君登壇、拍手〕

○清水嘉与子君　少子高齢社会に関する調査会における調査報告の概要につきまして、御報告申し上げます。

本調査会は、第百六十一回国会の平成十六年十月に設置されて以来、「少子高齢社会への対応の在り方について」を調査テーマといたしまして、一年目は、少子化の要因及び社会・経済への影響

に関する件について、また、二年目は、少子高齢社会の課題と対策に関する件について調査を行ってまいりました。調査の最終年に当たる三年目におきましては、少子化対策等の取組状況、仕事と生活の調和、不妊治療及び生殖補助医療、生涯現役社会の推進、高齢期の生活保障基盤、地域社会と高齢者、高齢期の住生活環境について、政府からの説明及び参考人からの意見聴取、調査会委員間の自由討議等を通じて調査を進め、その課題の把握に努めてまいりました。

このような三年間の取組を経て、四本の柱、十九項目から成る少子高齢社会への対応の在り方についての提言を含めた最終報告書を取りまとめ、去る六月八日、議長に提出いたしました。

以下、提言の趣旨及び主な内容について申し上げます。

平成十八年十二月に公表された将来推計人口では、合計特殊出生率は、五十年後の二〇五五年においても一・二六になるとの厳しい見通しが示されております。一方、総人口に占める六十五歳以上の高齢者比率は、二〇〇五年の二〇・二％から二〇五五年には四〇・五％へと倍増すると見込まれております。

このような少子高齢化の更なる進展は、我が国の社会経済的基盤を揺るがしかねず、雇用の確保や持続可能な社会保障制度の維持に向けて解決すべき課題を投げ掛けております。少子化対策については、子育て世代の経済的負担の軽減等のみならず、無理のない働き方により、子育てに楽しみを覚えることができる環境づくりが不可欠の要件であります。また、高齢化については、今後七十五歳以上の後期高齢者が急速に増えていくとされており、年金等の生活保障基盤の確保とともに、生きがい・健康づくりや介護予防は一層重要となります。

このような観点から、提言の第一は、「仕事と生活の調和の推進」として、柔軟な労働時間の選択を保障するための措置の事業主への義務付け、育児休業期間中の所得と休業前所得との格差縮小、子育ての喜びを実感できる体制の整備、児童・家族関係給付費の一層の拡充、社会人の学習・能力開発の機会の確保と公的助成の拡大、正規・非正規雇用者間の賃金格差の是正、若者の安定した雇用機会の確保等であります。

第二は、「妊娠・出産に向けた環境整備」として、出産に適齢期が存在するとの医学的事実についての広報啓発、子宮がん検診の受診率向上への取組、不妊治療に対する公費助成や医療保険適用の検討、生殖補助医療について子供の福祉の観点を踏まえた制度の枠組みの速やかな提示、周産期医療ネットワーク整備への支援等であります。

第三は、「医療・介護の充実に向けた環境整備」として、開業医をかかりつけ医とすることによる病院と開業医との機能分担、産科・小児科、がん医療、在宅医療、緩和医療の充実に向けた手当て、地域において看護師が中心となってケアを提供できる体制の整備、在宅介護を支えるために子供から高齢者までを障害の有無にかかわらず受け入れる、いわゆる富山型の制度についての周知啓発、終末期をめぐる問題についての国民の理解の促進と更なる議論の推進等であります。

第四は、「生活保障基盤及び住生活環境の整備」として、国民の年金に対する不信の払拭、少子高齢化に伴う年金制度の持続可能性についての懸念の解消、リバースモーゲージについて住宅価格下落リスクに対応するための新たな枠組みの検討、コンパクトシティや高齢者が外出しやすいまちづくりの取組の推進、コレクティブハウジング等高齢社会における新しい住まい方への支援の検討等であります。

政府はもとより、企業におかれましても本提言の趣旨を理解され、これらの実現に努められるよう要請するところでございます。

以上が調査報告の概要でありますが、少子高齢化が抱える課題は一朝一夕に解決できるものではありません。本調査会が中間報告において行った提言の中には既に実現を見ているものもありますが、本報告も含め、三年間にわたって行った提言が課題解決の一助となることを祈念する次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（扇千景君）　この際、お諮りいたします。

広中和歌子君外八名発議に係る**ワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議案**は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（扇千景君）　御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。広中和歌子君。

〔議案は本号（その二）に掲載〕

〔広中和歌子君登壇、拍手〕

○広中和歌子君　ただいま議題となりました自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案に係るワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議案につきまして、発議者を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

ワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議案

経済のグローバル化が進展するとともに、少子高齢化、価値観の多様化等、社会の成熟化が進む我が国において、持続的な経済成長及び豊かな国民生活を実現するためには、国民一人一人がその意欲、能力を最大限に発揮できるようにすることが必要であり、とりわけ、労働力人口が減少する中、希望するすべての人が就業可能となるような労働環境の整備が喫緊の課題である。

また、雇用者全体に占める非正規雇用者の割合が三割を超えるなど、雇用形態の多様化が急速に進んでいる。非正規雇用者については、正規雇用者との間に賃金を始めとする様々な格差が生じており、その是正を図ることが必要となっている一方、正規雇用者については、長時間労働といった問題を抱えており、正規・非正規を問わず、働き方の見直しが不可欠な状況にある。

このような現状を変えていくためには、労働条件を改善しながら、仕事と生活の調和を図り、豊かさが感じられる充実した生涯を送れるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要である。

ワーク・ライフ・バランスは、個人にとっては、それぞれのライフスタイル及びライフステージに応じた働き方を、企業にとっては、生産性の向上や人材の確保等を可能とするものであり、個人、企業の双方にとって利点があると考えられる。また、家族の絆を深めるとともに、少子高齢化への対応、生涯学習、ボランティア活動及び地域における活動の振興など社会全体としての観点からも、その推進が求められる。

政府及び関係者は、成熟社会における我が国の在り方として、ワーク・ライフ・バランスの推進の必要性を十分認識し、次の施策等の推進に努めるべきである。

一、育児・介護休業制度の一層の普及、子の看護休暇制度の拡充、延長保育、病児保育及び休日保育を含めた保育所等の保育環境の整備並びに放課後児童対策の拡充等、両立支援関連施策の充実を図ること。また、育児等のために離職した者に対する職業訓練の一層の充

実を図るなど、その再就職・再就業を支援すること。

二、家庭生活に関する負担が女性に偏っていることが多い現状を改善するため、男性の自覚と協力を促すよう一層の啓発を行うこと。

三、正規雇用と非正規雇用との格差の是正に努めるほか、企業は、正規雇用の採用を拡充するとともに、非正規雇用から正規雇用への登用を積極的に行うよう努めること。

四、いつでも再チャレンジが可能となるよう労働環境の一層の整備を行うとともに、企業は、新卒一括採用方式を見直し、既卒者も採用の対象に加えるほか、中途採用を積極的に行うよう努めること。

五、多様な働き方を提供し、多くの者に雇用の機会を与えるため、短時間正社員、フレックスタイム、在宅勤務等の制度の導入を促進し、キャリアの継続を図ること。また、雇用と年金等社会保障制度との関連に十分配慮すること。

六、いわゆるサービス残業の抜本的な解消を図るとともに、長時間労働の是正及び年次有給休暇の取得率の向上に努めること。

七、政府は、ワーク・ライフ・バランスを総合的に推進するための体制の整備及び計画の策定に向けて最大限努力し、企業は、ワーク・ライフ・バランスを図りやすい企業文化、職場環境を醸成するとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する施策の実施状況を公表すること等により、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めること。

右決議する。

以上であります。

経済・産業・雇用に関する調査会におきましては、「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」をテーマに三年間の調査を進めてまいりましたが、広く国民に向けてワーク・ライフ・バランスの推進についての本院の意思を明らかにするとともに、政府及び関係者に対してワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組の一層の強化を求めるべきであるとの結論に達し、各会派の合意の下に本決議案を提出するに至りました。

以上が本決議案を提案する趣旨であります。

何とぞ皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○**議長（扇千景君）**　これより採決をいたします。

本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○**議長（扇千景君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○**議長（扇千景君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百七十七

賛成　百七十七

反対　〇

よって、本決議案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○**議長（扇千景君）**　ただいまの決議に対し、厚生労働大臣から発言を求められました。柳澤厚生労働大臣。

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手〕

○**国務大臣（柳澤伯夫君）**　ただいまの御決議に対しまして、所信を申し述べます。

少子高齢化や就業形態の多様化等が進む我が国において、国民一人一人が安心、納得した上で多様な働き方を実現し、仕事と生活の調和を図ることのできる労働環境を実現することは、重要な課題であると認識しております。

政府といたしましては、去る六月一日に、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議におきまして、働き方の改革によるワーク・ライフ・バランスの実現等について基本的考え方を取りまとめたところであります。

ただいまの御決議の趣旨を尊重し、今後ともワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めてまいる所存であります。（拍手）

○**議長（扇千景君）**　本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十九分散会

出席者は左のとおり。

議長	扇　千景君	
副議長	今泉　昭君	
議員		
近藤　正道君	浜田　昌良君	山崎　正昭君
鰐淵　洋子君	又市　征治君	田村耕太郎君
谷合　正明君	澤　雄二君	河合　常則君
小泉　昭男君	大田　昌秀君	椎名　一保君
遠山　清彦君	浮島とも子君	末松　信介君
山本　香苗君	小池　正勝君	二之湯　智君
渕上　貞雄君	渡辺　孝男君	野村　哲郎君
高野　博師君	世耕　弘成君	荻原　健司君
鶴保　庸介君	福島みずほ君	岡田　直樹君
田　英夫君	加藤　修一君	秋元　司君
西田　実仁君	松　あきら君	山谷えり子君
弘友　和夫君	山内　俊夫君	木村　仁君
中川　義雄君	荒木　清寛君	山本　一太君
山口那津男君	魚住裕一郎君	矢野　哲朗君
風間　昶君	林　芳正君	太田　豊秋君
浅野　勝人君	武見　敬三君	谷川　秀善君
浜四津敏子君	山下　栄一君	中原　爽君
白浜　一良君	草川　昭三君	陣内　孝雄君
木庭健太郎君	吉村剛太郎君	山東　昭子君

若林　正俊君		
北川イッセイ君		
関口　昌一君		
坂本由紀子君		
中川　雅治君		
野村　哲郎君		
岡田　直樹君		
山谷えり子君		
加治屋義人君		
岡田　広君		
常田　享詳君		
岩城　光英君		
阿部　正俊君		
鈴木　政二君		
泉　信也君		
景山俊太郎君		
狩野　安君		
田中　直紀君		
小野　清子君		
中島　啓雄君		
大野つや子君		
脇　雅史君		
加納　時男君		
中島　眞人君		
青木　幹雄君		
中曽根弘文君		
竹山　裕君		

櫻井　新君　　島尻安伊子君
尾立　源幸君　　藤末　健三君
富岡由紀夫君　　松下　新平君
鈴木　陽悦君　　荒井　広幸君
藤本　祐司君　　足立　信也君
那谷屋正義君　　白　眞勲君
下田　敦子君　　小林　正夫君
柳澤　光美君　　喜納　昌吉君
主濱　了君　　芝　博一君
森　ゆうこ君　　辻　泰弘君
松井　孝治君　　工藤堅太郎君
広野ただし君　　櫻井　充君
福山　哲郎君　　浅尾慶一郎君
木俣　佳丈君　　増子　輝彦君
加藤　敏幸君　　北澤　俊美君
峰崎　直樹君　　直嶋　正行君
円　より子君　　和田ひろ子君
小林　元君　　高嶋　良充君
田名部匡省君　　江田　五月君
西岡　武夫君　　広中和歌子君
渡辺　秀央君　　山下八洲夫君
角田　義一君　　郡司　彰君
蓮　舫君　　林　久美子君
広田　一君　　小林美恵子君
島田智哉子君　　大久保　勉君
前川　清成君　　紙　智子君
松岡　徹君　　津田弥太郎君
犬塚　直史君　　水岡　俊一君
仁比　聡平君　　鈴木　寛君
榛葉賀津也君　　ジルキン　マルティ君
大門実紀史君　　井上　哲士君
山根　隆治君　　緒方　靖夫君
小池　晃君　　内藤　正光君
佐藤　道夫君　　朝日　俊弘君
家西　悟君　　吉川　春子君
市田　忠義君　　小川　敏夫君
輿石　東君　　簗瀬　進君
伊藤　基隆君　　千葉　景子君

岡崎トミ子君　　大石　正光君
前田　武志君　　佐藤　泰介君
柳田　稔君

国務大臣
内閣総理大臣　安倍　晋三君
法務大臣　長勢　甚遠君
外務大臣　麻生　太郎君
財務大臣　尾身　幸次君
厚生労働大臣　柳澤　伯夫君
経済産業大臣　甘利　明君
国務大臣（内閣官房長官）　塩崎　恭久君
国務大臣（内閣府特命担当大臣（金融））　山本　有二君

副大臣
内閣府副大臣　大村　秀章君

議長の報告事項

一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　補欠
末松　信介君　　鈴木　政二君
神本美恵子君　　小林　元君

総務委員
辞任　補欠
芝　博一君　　ジルキン　マルティ君

法務委員
辞任　補欠
関谷　勝嗣君　　吉村剛太郎君

外交防衛委員
辞任　補欠
櫻井　充君　　犬塚　直史君
山本　孝史君　　白　眞勲君

文教科学委員
辞任　補欠
吉村剛太郎君　　関谷　勝嗣君

山本　保君　　鰐淵　洋子君

厚生労働委員
辞任　補欠
犬塚　直史君　　櫻井　充君
白　眞勲君　　山本　孝史君
鰐淵　洋子君　　谷合　正明君

農林水産委員
辞任　補欠
ジルキン　マルティ君　　芝　博一君

経済産業委員
辞任　補欠
岩本　司君　　前田　武志君
若林　秀樹君　　加藤　敏幸君

国土交通委員
辞任　補欠
鈴木　政二君　　末松　信介君
加藤　敏幸君　　若林　秀樹君
前田　武志君　　岩本　司君
谷合　正明君　　山本　保君

環境委員
辞任　補欠
小林　元君　　神本美恵子君

国家基本政策委員
辞任　補欠
加藤　修一君　　魚住裕一郎君

予算委員
辞任　補欠
岩井　國臣君　　三浦　一水君
坂本由紀子君　　西島　英利君
森元　恒雄君　　中川　雅治君

決算委員
辞任　補欠
中川　雅治君　　森元　恒雄君
西島　英利君　　坂本由紀子君
三浦　一水君　　二之湯　智君
矢野　哲朗君　　岡田　直樹君
大塚　耕平君　　松下　新平君
神本美恵子君　　那谷屋正義君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員
辞任　補欠
澤　雄二君　　山口那津男君

日本国憲法に関する調査特別委員
辞任　補欠
山口那津男君　　澤　雄二君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会
理事　吉田　博美君（吉田博美君の補欠）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案（国土交通委員長提出）（衆第四六号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第九六号）　内閣委員会に付託

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）　外交防衛委員会に付託

谷　博之君　　高橋　千秋君
福山　哲郎君　　尾立　源幸君
魚住裕一郎君　　加藤　修一君
小池　晃君　　小林美恵子君

行政監視委員
辞任　補欠
松下　新平君　　松井　孝治君

議院運営委員
辞任　補欠
岡田　直樹君　　矢野　哲朗君
二之湯　智君　　岩井　國臣君
尾立　源幸君　　福山　哲郎君
那谷屋正義君　　神本美恵子君

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書審査報告書

平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書審査報告書

平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

参議院比例代表選出議員選挙における候補者の名簿掲載順序に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第四七号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

ダイエット製品の不当表示の規制に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第四六号）

同日内閣から次の報告書を受領した。

第百六十五回国会参議院において採択された請願の処理経過

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律

昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠

鈴木　政二君　末松　信介君

小林　元君　神本美恵子君

総務委員

辞任　補欠

二之湯　智君　山東　昭子君

山本　順三君　武見　敬三君

ジルネン　マルティ君　芝　博一君

澤　雄二君　山口那津男君

法務委員

辞任　補欠

山東　昭子君　二之湯　智君

吉村剛太郎君　岸　信夫君

若林　正俊君　荻原　健司君

近藤　正道君　福島みずほ君

外交防衛委員

辞任　補欠

岡田　直樹君　西島　英利君

財政金融委員

辞任　補欠

岸　信夫君　関谷　勝嗣君

尾立　源幸君　小川　勝也君

大久保　勉君　森　ゆうこ君

大塚　耕平君　直嶋　正行君

山口那津男君　澤　雄二君

文教科学委員

辞任　補欠

荻原　健司君　若林　正俊君

関谷　勝嗣君　吉村剛太郎君

福本　潤一君　山本　香苗君

厚生労働委員

辞任　補欠

武見　敬三君　山本　順三君

西島　英利君　岡田　直樹君

南野知恵子君　松村　祥史君

森　ゆうこ君　大久保　勉君

福島みずほ君　近藤　正道君

農林水産委員

辞任　補欠

小川　勝也君　尾立　源幸君

芝　博一君　ジルネン　マルティ君

山本　香苗君　福本　潤一君

経済産業委員

辞任　補欠

松村　祥史君　南野知恵子君

加藤　敏幸君　若林　秀樹君

直嶋　正行君　大塚　耕平君

前田　武志君　岩本　司君

国土交通委員

辞任　補欠

末松　信介君　鈴木　政二君

岩本　司君　前田　武志君

若林　秀樹君　加藤　敏幸君

環境委員

辞任　補欠

神本美恵子君　小林　元君

予算委員

辞任　補欠

西島　英利君　坂本由紀子君

決算委員

辞任　補欠

岡田　直樹君　矢野　哲朗君

坂本由紀子君　西島　英利君

二之湯　智君　岩井　國臣君

尾立　源幸君　福山　哲郎君

那谷屋正義君　神本美恵子君

松下　新平君　松井　孝治君

行政監視委員

辞任　補欠

松井　孝治君　松下　新平君

議院運営委員

辞任　補欠

岩井　國臣君　二之湯　智君

矢野　哲朗君　岡田　直樹君

神本美恵子君　那谷屋正義君

福山　哲郎君　尾立　源幸君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任　補欠

山本　香苗君　松　あきら君

政府開発援助等に関する特別委員

辞任　補欠

岡田　広君　野村　哲郎君

中村　博彦君　松村　祥史君

ジルネン　マルティ君　和田ひろ子君

松　あきら君　山本　香苗君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事　秋元　司君（秋元司君の補欠）

財政金融委員会

理事　中川　雅治君（中川雅治君の補欠）

理事　峰崎　直樹君（峰崎直樹君の補欠）

農林水産委員会

理事　岩城　光英君（岩城光英君の補欠）

同日衆議院から次の議案が提出された。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案（衆第四六号）

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

国立大学法人法の一部を改正する法律案

弁理士法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第三号）審査報告書

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一七号）審査報告書

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一八号）審査報告書

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一九号）審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員辻泰弘君提出兵庫県加古川における河川管理者による車両制限柵等の締切措置によ

る内水面漁業者の漁業権の侵害に関する質問に対する答弁書（第四四号）

参議院議員荒井広幸君提出保険会社による保険金不払問題の実態解明と抜本的対策に関する質問に対する答弁書（第四五号）

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国立大学法人法の一部を改正する法律

弁理士法の一部を改正する法律

同日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。

同日内閣を経由して郵政民営化推進本部長から、郵政民営化法第十一条第二項の規定に基づく日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画に対する郵政民営化委員会の意見についての報告を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成十八年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成十九年度交通安全施策に関する計画」についての報告を受領した。

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定に基づく二千六年の国際労働機関第九十四回総会において採択された条約に関する報告書を受領した。

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定に基づく二千六年の国際労働機関第九十五回総会において採択された勧告に関する報告書を受領した。

同日内閣から、観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「平成十八年度観光の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成十九年度観光施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、国家公務員倫理法第五条第八項の規定に基づく国家公務員倫理規程の一部改正に関する報告を受領した。

投票者氏名

日程第一　平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書「委員長報告のとおり是認」

賛成者氏名　一〇五名

阿部　正俊君　青木　幹雄君　浅野　勝人君　市川　一朗君　岩城　光英君　魚住　汎英君　大野つや子君　岡田　直樹君　荻原　健司君　加納　時男君　景山俊太郎君　神取　忍君　木村　仁君　岸　信夫君　沓掛　哲男君　小泉　昭男君　鴻池　祥肇君　佐藤　泰三君　櫻井　新君　清水嘉与子君　陣内　孝雄君　鈴木　政二君　関口　昌一君　田中　直紀君　伊達　忠一君　武見　敬三君　常田　享詳君　中川　雅治君　中島　啓雄君　中曽根弘文君　中村　博彦君　西島　英利君　野村　哲郎君　藤井　基之君　舛添　要一君　松村　祥史君　水落　敏栄君　山内　俊夫君　山崎　正昭君　山谷えり子君　山本　順三君　若林　正俊君　荒木　清寛君　浮島とも子君　風間　昶君　木庭健太郎君　白浜　一良君　谷合　正明君　西田　実仁君　浜四津敏子君　松　あきら君　山下　栄一君　渡辺　孝男君　島尻安伊子君　林　芳正君　藤野　公孝君　松田　岩夫君　松山　政司君　矢野　哲朗君　山内　俊夫君　山谷えり子君　山本　一太君　吉村剛太郎君　脇　雅史君　魚住裕一郎君　加藤　修一君　草川　昭三君　澤　雄二君　高野　博師君　遠山　清彦君　浜田　昌良君　弘友　和夫君　山口那津男君　山本　香苗君　鰐淵　洋子君　高嶋　良充君　津田弥太郎君　角田　義一君　那谷屋正義君　直嶋　正行君　白　眞勲君　広田　一君　前川　清成君　増子　輝彦君　松岡　徹君　円　より子君　峰崎　直樹君　簗瀬　進君　柳田　稔君　蓮　舫君　渡辺　秀央君　市田　忠義君　紙　智子君　小林美恵子君　仁比　聡平君　大田　昌秀君　福島みずほ君　又市　征治君　田村　秀昭君　荒井　広幸君　鈴木　陽悦君　千葉　景子君　辻　泰弘君　富岡由紀夫君　内藤　正光君　西岡　武夫君　林　久美子君　広中和歌子君　福山　哲郎君　藤本　祐司君　前田　武志君　松井　孝治君　松下　新平君　水岡　俊一君　森　ゆうこ君　柳澤　光美君　山下八洲夫君　和田ひろ子君　井上　哲士君　緒方　靖夫君　小池　晃君　大門実紀史君　吉川　春子君　近藤　正道君　渕上　貞雄君　亀井　郁夫君　長谷川憲正君　今泉　昭君

反対者氏名　八五名

足立　信也君　朝日　俊弘君　家西　悟君　江田　五月君　尾立　源幸君　大久保　勉君　木俣　佳丈君　北澤　俊美君　郡司　彰君　小林　元君　佐藤　泰介君　櫻井　充君　島田智哉子君　主濱　了君　鈴木　寛君　浅尾慶一郎君　伊藤　基隆君　犬塚　直史君　小川　敏夫君　大石　正光君　加藤　敏幸君　喜納　昌吉君　工藤堅太郎君　小林　正夫君　奥石　東君　佐藤　道夫君　芝　博一君　下田　敦子君　榛葉賀津也君　田名部匡省君

日程第一　平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書「委員長報告のとおり内閣に対し警告」

賛成者氏名　一九〇名

阿部　正俊君　青木　幹雄君　浅野　勝人君　愛知　治郎君　秋元　司君　泉　信也君

市川　一朗君
岩城　光英君
魚住　汎英君
大野つや子君
岡田　直樹君
荻原　健司君
加納　時男君
景山俊太郎君
神取　忍君
木村　仁君
岸　信夫君
沓掛　哲男君
小泉　昭男君
鴻池　祥肇君
佐藤　泰三君
櫻井　新君
清水嘉与子君
陣内　孝雄君
鈴木　政二君
関口　昌一君
田中　直紀君
伊達　忠一君
武見　敬三君
常田　享詳君
中川　雅治君
中島　啓雄君
中曽根弘文君
中村　博彦君
西島　英利君
野村　哲郎君
藤井　基之君
舛添　要一君
松村　祥史君
水落　敏栄君
山内　俊夫君
山谷えり子君
山本　順三君
若林　正俊君

岩井　國臣君
岩永　浩美君
小野　清子君
太田　豊秋君
岡田　広君
加治屋義人君
狩野　安君
片山虎之助君
河合　常則君
岸　宏一君
北川イッセイ君
小池　正勝君
小林　温君
佐藤　昭郎君
坂本由紀子君
山東　昭子君
椎名　一保君
末松　信介君
世耕　弘成君
田浦　直君
田村耕太郎君
竹山　裕君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中川　義雄君
中島　眞人君
中原　爽君
二之湯　智君
野上浩太郎君
林　芳正君
藤野　公孝君
松田　岩夫君
松山　政司君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山本　一太君
吉村剛太郎君
脇　雅史君

足立　信也君
朝日　俊弘君
家西　悟君
江田　五月君
尾立　源幸君
大久保　勉君
木俣　佳丈君
北澤　俊美君
郡司　彰君
小林　元君
佐藤　泰介君
櫻井　充君
島田智哉子君
主濱　了君
鈴木　寛君
高嶋　良充君
津田弥太郎君
角田　義一君
那谷屋正義君
直嶋　正行君
白　眞勲君
広田　一君
広野ただし君
藤末　健三君
前川　清成君
増子　輝彦君
松岡　徹君
円　より子君
峰崎　直樹君
簗瀬　進君
柳田　稔君
蓮　舫君
渡辺　秀央君
魚住裕一郎君
加藤　修一君
草川　昭三君
澤　雄二君
高野　博師君

浅尾慶一郎君
伊藤　基隆君
犬塚　直史君
小川　敏夫君
大石　正光君
加藤　敏幸君
喜納　昌吉君
工藤堅太郎君
小林　正夫君
輿石　東君
佐藤　道夫君
芝　博一君
下田　敦子君
榛葉賀津也君
田名部匡省君
千葉　景子君
辻　泰弘君
富岡由紀夫君
内藤　正光君
西岡　武夫君
林　久美子君
広中和歌子君
福山　哲郎君
藤本　祐司君
前田　武志君
松井　孝治君
松下　新平君
水岡　俊一君
森　ゆうこ君
柳澤　光美君
山下八洲夫君
和田ひろ子君
荒木　清寛君
浮島とも子君
風間　昶君
木庭健太郎君
白浜　一良君
谷合　正明君

遠山　清彦君
浜田　昌良君
弘友　和夫君
山口那津男君
山本　香苗君
鰐淵　洋子君
市田　忠義君
紙　智子君
小池　晃君
小林美恵子君
仁比　聡平君
大田　昌秀君
福島みずほ君
又市　征治君
田村　秀昭君
荒井　広幸君
島尻安伊子君

西田　実仁君
浜四津敏子君
松　あきら君
山下　栄一君
渡辺　孝男君
井上　哲士君
緒方　靖夫君
小池　晃君
大門実紀史君
吉川　春子君
近藤　正道君
渕上　貞雄君
亀井　郁夫君
長谷川憲正君
今泉　昭君
鈴木　陽悦君

反対者氏名　〇名

日程第二　平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

賛成者氏名　一〇五名

阿部　正俊君
青木　幹雄君
浅野　勝人君
市川　一朗君
岩城　光英君
魚住　汎英君
大野つや子君
岡田　直樹君
荻原　健司君
加納　時男君
景山俊太郎君
神取　忍君
木村　仁君
岸　信夫君
沓掛　哲男君
小泉　昭男君
鴻池　祥肇君
佐藤　泰三君
櫻井　新君
清水嘉与子君
陣内　孝雄君
鈴木　政二君
関口　昌一君
田中　直紀君
伊達　忠一君
武見　敬三君
常田　享詳君
中川　雅治君
中島　啓雄君
中曽根弘文君
中村　博彦君
西島　英利君
野村　哲郎君
林　芳正君
藤井　基之君
舛添　要一君
松村　祥史君
水落　敏栄君
山内　俊夫君
山谷えり子君
山本　順三君
若林　正俊君
荒木　清寛君
浮島とも子君
風間　昶君
木庭健太郎君
白浜　一良君
谷合　正明君
西田　実仁君
浜四津敏子君
松　あきら君
山下　栄一君
渡辺　孝男君
山本　香苗君
鰐淵　洋子君

秋元　司君
泉　信也君
岩井　國臣君
岩永　浩美君
小野　清子君
太田　豊秋君
岡田　広君
加治屋義人君
狩野　安君
河合　常則君
北川イッセイ君
小池　正勝君
小林　温君
佐藤　昭郎君
坂本由紀子君
山東　昭子君
椎名　一保君
末松　信介君
世耕　弘成君
田浦　直君
田村耕太郎君
竹山　裕君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中川　義雄君
中島　眞人君
中原　爽君
二之湯　智君
野上浩太郎君
林　芳正君
藤野　公孝君
松田　岩夫君
松山　政司君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山本　一太君
吉村剛太郎君
脇　雅史君
佐藤　昭郎君
坂本由紀子君
山東　昭子君
椎名　一保君
末松　信介君
世耕　弘成君
田浦　直君
田村耕太郎君
竹山　裕君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中川　義雄君
中島　眞人君
中原　爽君
二之湯　智君
野上浩太郎君
林　芳正君
藤野　公孝君
松田　岩夫君
松山　政司君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山本　一太君
吉村剛太郎君
脇　雅史君
魚住裕一郎君
加藤　修一君
草川　昭三君
澤　雄二君
高野　博師君
白浜　一良君
谷合　正明君
遠山　清彦君
浜田　昌良君
弘友　和夫君
山口那津男君
山本　香苗君
鰐淵　洋子君
島尻安伊子君

反対者氏名　八五名

足立　信也君　浅尾慶一郎君　蓮　舫君　和田ひろ子君
朝日　俊弘君　伊藤　基隆君　渡辺　秀央君　井上　哲士君
家西　悟君　犬塚　直史君　市田　忠義君　緒方　靖夫君
江田　五月君　小川　敏夫君　紙　智子君　小池　晃君
尾立　源幸君　大石　正光君　小林美恵子君　大門実紀史君
大久保　勉君　加藤　敏幸君　仁比　聡平君　吉川　春子君
木俣　佳丈君　喜納　昌吉君　大田　昌秀君　近藤　正道君
北澤　俊美君　工藤堅太郎君　福島みずほ君　渕上　貞雄君
郡司　彰君　小林　正夫君　又市　征治君　亀井　郁夫君
小林　元君　輿石　東君　田村　秀昭君　長谷川憲正君
佐藤　泰介君　佐藤　道夫君　荒井　広幸君　今泉　昭君
櫻井　充君　芝　博一君　鈴木　陽悦君
島田智哉子君　下田　敦子君
主濱　了君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　田名部匡省君
高嶋　良充君　千葉　景子君
津田弥太郎君　辻　泰弘君
角田　義一君　富岡由紀夫君
那谷屋正義君　内藤　正光君
直嶋　正行君　西岡　武夫君
白　眞勲君　林　久美子君
広田　一君　広中和歌子君
広野ただし君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤本　祐司君
前川　清成君　前田　武志君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松岡　徹君　松下　新平君
円　より子君　水岡　俊一君
峰崎　直樹君　森　ゆうこ君
簗瀬　進君　柳澤　光美君
柳田　稔君　山下八洲夫君

日程第三　平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

賛成者氏名　一一九名

阿部　正俊君　鴻池　祥肇君　佐藤　昭郎君
青木　幹雄君　佐藤　泰三君　坂本由紀子君
浅野　勝人君　櫻井　新君　山東　昭子君
市川　一朗君　清水嘉与子君　椎名　一保君
岩井　國臣君　陣内　孝雄君　末松　信介君
岩城　光英君　鈴木　政二君　世耕　弘成君
岩永　浩美君　関口　昌一君　田浦　直君
魚住　汎英君　田中　直紀君　田村耕太郎君
小野　清子君　伊達　忠一君　竹山　裕君
大野つや子君　武見　敬三君　谷川　秀善君
太田　豊秋君　常田　享詳君　鶴保　庸介君
岡田　直樹君　中川　雅治君　中川　義雄君
岡田　広君　中島　啓雄君　中島　眞人君
荻原　健司君　中曽根弘文君　中原　爽君
加治屋義人君　中村　博彦君　二之湯　智君
加納　時男君　西島　英利君　野上浩太郎君
狩野　安君　野村　哲郎君　林　芳正君
景山俊太郎君　藤井　基之君　藤野　公孝君
片山虎之助君　舛添　要一君　松田　岩夫君
神取　忍君　松村　祥史君　松山　政司君
河合　常則君　水落　敏栄君　矢野　哲朗君
木村　仁君　山内　俊夫君　山崎　正昭君
岸　宏一君　山谷えり子君　山本　一太君
岸　信夫君　山本　順三君　吉村剛太郎君
北川イッセイ君　若林　正俊君　脇　雅史君
小池　正勝君　荒木　清寛君　渡辺　孝男君
小泉　昭男君　浮島とも子君　井上　哲士君
小林　温君　片山虎之助君　市田　忠義君
加藤　修一君　緒方　靖夫君
風間　昶君　紙　智子君
河合　常則君　小池　晃君
草川　昭三君　小林美恵子君
木庭健太郎君　大門実紀史君
澤　雄二君　仁比　聡平君
白浜　一良君　吉川　春子君
谷合　正明君　近藤　正道君
遠山　清彦君　福島みずほ君
西田　実仁君　又市　征治君
浜田　昌良君　弘友　和夫君
山口那津男君
山本　香苗君
鰐淵　洋子君

反対者氏名　七二名

足立　信也君　浅尾慶一郎君　浜四津敏子君
朝日　俊弘君　伊藤　基隆君　松　あきら君
家西　悟君　犬塚　直史君　山下　栄一君
江田　五月君　小川　敏夫君　渡辺　孝男君
尾立　源幸君　大石　正光君　井上　哲士君
大久保　勉君　岡崎トミ子君　市田　忠義君
加藤　敏幸君　木俣　佳丈君　紙　智子君
喜納　昌吉君　北澤　俊美君　緒方　靖夫君
工藤堅太郎君　郡司　彰君　小池　晃君
小林　正夫君　小林　元君　小林美恵子君
輿石　東君　佐藤　泰介君　大門実紀史君
佐藤　道夫君　櫻井　充君　仁比　聡平君
芝　博一君　島田智哉子君　吉川　春子君
下田　敦子君　主濱　了君　大田　昌秀君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君　近藤　正道君
田名部匡省君　高嶋　良充君　福島みずほ君
千葉　景子君　津田弥太郎君　又市　征治君
辻　泰弘君　角田　義一君

富岡由紀夫君　那谷屋正義君
内藤　正光君　直嶋　正行君
西岡　武夫君　白　眞勲君
林　久美子君　広田　一君
広中和歌子君　広野ただし君
福山　哲郎君　藤末　健三君
藤本　祐司君　前川　清成君
前田　武志君　増子　輝彦君
松井　孝治君　松岡　徹君
松下　新平君　円　より子君
水岡　俊一君　峰崎　直樹君
森　ゆうこ君　簗瀬　進君
柳澤　光美君　柳田　稔君
山下八洲夫君　蓮　舫君
和田ひろ子君　渡辺　秀央君
亀井　郁夫君　田村　秀昭君
長谷川憲正君　荒井　広幸君
今泉　昭君　鈴木　陽悦君

日程第四　新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名

一九一名

阿部　正俊君　愛知　治郎君
青木　幹雄君　秋元　司君
浅野　勝人君　泉　信也君
市川　一朗君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
魚住　汎英君　小野　清子君
大野つや子君　太田　豊秋君
岡田　直樹君　岡田　広君
荻原　健司君　加納　時男君
景山俊太郎君　神取　忍君
木村　仁君　岸　信夫君
喜掛　哲男君　小泉　昭男君
鴻池　祥肇君　佐藤　泰三君
櫻井　新君　清水嘉与子君
陣内　孝雄君　鈴木　政二君
関口　昌一君　田中　直紀君
伊達　忠一君　武見　敬三君
常田　享詳君　中川　雅治君
中島　啓雄君　中曽根弘文君
中村　博彦君　西島　英利君
野村　哲郎君　林　芳正君
藤井　基之君　舛添　要一君
松村　祥史君　水落　敏栄君
山内　俊夫君　山谷えり子君
山本　順三君　加治屋義人君
狩野　安君　片山虎之助君
河合　常則君　岸　宏一君
北川イッセイ君　小池　正勝君
小林　温君　佐藤　昭郎君
坂本由紀子君　山東　昭子君
椎名　一保君　末松　信介君
世耕　弘成君　田浦　直君
田村耕太郎君　竹山　裕君
谷川　秀善君　鶴保　庸介君
中川　義雄君　中島　眞人君
中原　爽君　二之湯　智君
野上浩太郎君　林　芳正君
藤野　公孝君　松田　岩夫君
松山　政司君　矢野　哲朗君
山崎　正昭君　山本　一太君
吉村剛太郎君　若林　正俊君
足立　信也君　朝日　俊弘君
家西　悟君　江田　五月君
尾立　源幸君　大久保　勉君
加藤　敏幸君　喜納　昌吉君
工藤堅太郎君　小林　正夫君
輿石　東君　佐藤　道夫君
芝　博一君　下田　敦子君
榛葉賀津也君　田名部匡省君
千葉　景子君　辻　泰弘君
富岡由紀夫君　内藤　正光君
西岡　武夫君　林　久美子君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤本　祐司君　前田　武志君
松井　孝治君　松下　新平君
水岡　俊一君　森　ゆうこ君
脇　雅史君　浅尾慶一郎君
伊藤　基隆君　犬塚　直史君
小川　敏夫君　大石　正光君
岡崎トミ子君　木俣　佳丈君
北澤　俊美君　郡司　彰君
小林　元君　佐藤　泰介君
櫻井　充君　島田智哉子君
主濱　了君　鈴木　寛君
高嶋　良充君　津田弥太郎君
角田　義一君　那谷屋正義君
直嶋　正行君　白　眞勲君
広田　一君　広野ただし君
藤末　健三君　前川　清成君
増子　輝彦君　松岡　徹君
円　より子君　峰崎　直樹君
簗瀬　進君　柳澤　光美君
山下八洲夫君　和田ひろ子君
渡辺　秀央君　魚住裕一郎君
荒木　清寛君　浮島とも子君
風間　昶君　木庭健太郎君
白浜　一良君　谷合　正明君
遠山　清彦君　浜田　昌良君
浜四津敏子君　松　あきら君
山口那津男君　山本　香苗君
鰐淵　洋子君　井上　哲士君
緒方　靖夫君　小池　晃君
大門実紀史君　仁比　聡平君
大田　昌秀君　近藤　正道君
渕上　貞雄君　亀井　郁夫君
長谷川憲正君　今泉　昭君
鈴木　陽悦君

反対者氏名

○名

日程第五　戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第六　経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名　一八二名

阿部　正俊君　愛知　治郎君　中島　啓雄君　中島　眞人君　内藤　正光君　直嶋　正行君
青木　幹雄君　秋元　司君　中曽根弘文君　中原　爽君　西岡　武夫君　白　眞勲君
浅野　勝人君　泉　信也君　中村　博彦君　二之湯　智君　林　久美子君　広田　一君
市川　一朗君　岩井　國臣君　西島　英利君　野上浩太郎君　広中和歌子君　広野ただし君
岩城　光英君　岩永　浩美君　野村　哲郎君　林　芳正君　福山　哲郎君　藤末　健三君
魚住　汎英君　小野　清子君　藤井　基之君　藤野　公孝君　藤本　祐司君　前川　清成君
大野つや子君　太田　豊秋君　舛添　要一君　松田　岩夫君　前田　武志君　増子　輝彦君
岡田　直樹君　岡田　広君　松村　祥史君　松山　政司君　松井　孝治君　松岡　徹君
荻原　健司君　加治屋義人君　水落　敏栄君　矢野　哲朗君　松下　新平君　円　より子君
加納　時男君　狩野　安君　山内　俊夫君　山崎　正昭君　水岡　俊一君　峰崎　直樹君
景山俊太郎君　片山虎之助君　山谷えり子君　山本　一太君　森　ゆうこ君　簗瀬　進君
神取　忍君　河合　常則君　山本　順三君　吉村剛太郎君　柳澤　光美君　柳田　稔君
木村　仁君　岸　宏一君　若林　正俊君　脇　雅史君　山下八洲夫君　蓮　舫君
岸　信夫君　北川イッセイ君　足立　信也君　浅尾慶一郎君　和田ひろ子君　渡辺　秀央君
喜掛　哲男君　小池　正勝君　朝日　俊弘君　伊藤　基隆君　荒木　清寛君　魚住裕一郎君
小泉　昭男君　小林　温君　家西　悟君　犬塚　直史君　浮島とも子君　加藤　修一君
鴻池　祥肇君　佐藤　昭郎君　江田　五月君　小川　敏夫君　風間　昶君　草川　昭三君
佐藤　泰三君　坂本由紀子君　尾立　源幸君　大石　正光君　木庭健太郎君　澤　雄二君
櫻井　新君　山東　昭子君　大久保　勉君　岡崎トミ子君　白浜　一良君　高野　博師君
清水嘉与子君　椎名　一保君　加藤　敏幸君　木俣　佳丈君　谷合　正明君　遠山　清彦君
神取　忍君　末松　信介君　喜納　昌吉君　北澤　俊美君　浜田　昌良君　弘友　和夫君
陣内　孝雄君　世耕　弘成君　工藤堅太郎君　郡司　彰君　浜四津敏子君　松　あきら君
鈴木　政二君　田浦　直君　小林　正夫君　小林　元君　西田　実仁君　山口那津男君
関口　昌一君　田村耕太郎君　小林　温君　佐藤　泰介君　北澤　俊美君　山下　栄一君
田中　直紀君　竹山　裕君　佐藤　昭郎君　佐藤　道夫君　櫻井　充君　渡辺　孝男君
伊達　忠一君　谷川　秀善君　坂本由紀子君　島田智哉子君　芝　博一君　大田　昌秀君
武見　敬三君　鶴保　庸介君　千葉　景子君　津田弥太郎君　下田　敦子君　近藤　正道君
常田　享詳君　中川　義雄君　辻　泰弘君　角田　義一君　主濱　了君　渕上　貞雄君
中川　雅治君　　富岡由紀夫君　那谷屋正義君　鈴木　寛君　亀井　郁夫君
　　田名部匡省君　高嶋　良充君　今泉　昭君
　　島尻安伊子君　鈴木　陽悦君

反対者氏名　九名

井上　哲士君　市田　忠義君
緒方　靖夫君　紙　智子君
小池　晃君　小林美恵子君
大門実紀史君　仁比　聡平君
吉川　春子君

日程第七　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名　一八九名

阿部　正俊君　愛知　治郎君
青木　幹雄君　秋元　司君
浅野　勝人君　泉　信也君
市川　一朗君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
魚住　汎英君　小野　清子君
大野つや子君　太田　豊秋君
岡田　直樹君　岡田　広君
荻原　健司君　加治屋義人君
加納　時男君　狩野　安君
景山俊太郎君　片山虎之助君
神取　忍君　河合　常則君
木村　仁君　岸　宏一君
岸　信夫君　北川イッセイ君
喜掛　哲男君　小池　正勝君
小泉　昭男君　小林　温君
鴻池　祥肇君　佐藤　昭郎君
佐藤　泰三君　坂本由紀子君
櫻井　新君　清水嘉与子君
椎名　一保君　陣内　孝雄君

末松　信介君　　鈴木　政二君
世耕　弘成君　　関口　昌一君
田浦　直君　　田中　直紀君
田村耕太郎君　　伊達　忠一君
竹山　裕君　　武見　敬三君
谷川　秀善君　　常田　享詳君
鶴保　庸介君　　中川　義雄君
中島　啓雄君　　中島　眞人君
中曽根弘文君　　中原　爽君
中村　博彦君　　二之湯　智君
西島　英利君　　野上浩太郎君
野村　哲郎君　　林　芳正君
藤井　基之君　　藤野　公孝君
舛添　要一君　　松田　岩夫君
松村　祥史君　　松山　政司君
水落　敏栄君　　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　　山崎　正昭君
山谷えり子君　　山本　一太君
山本　順三君　　吉村剛太郎君
若林　正俊君　　脇　雅史君
足立　信也君　　浅尾慶一郎君
朝日　俊弘君　　伊藤　基隆君
家西　悟君　　犬塚　直史君
江田　五月君　　小川　敏夫君
尾立　源幸君　　大石　正光君
大久保　勉君　　岡崎トミ子君
加藤　敏幸君　　木俣　佳丈君
喜納　昌吉君　　北澤　俊美君
工藤堅太郎君　　郡司　彰君
小林　正夫君　　小林　元君
輿石　東君　　佐藤　泰介君
佐藤　道夫君　　櫻井　充君

芝　博一君　　島田智哉子君
下田　敦子君　　主濱　了君
榛葉賀津也君　　鈴木　寛君
田名部匡省君　　高嶋　良充君
千葉　景子君　　津田弥太郎君
辻　泰弘君　　角田　義一君
富岡由紀夫君　　那谷屋正義君
内藤　正光君　　直嶋　正行君
西岡　武夫君　　白　眞勲君
林　久美子君　　広田　一君
広中和歌子君　　広野ただし君
福山　哲郎君　　藤末　健三君
藤本　祐司君　　前川　清成君
前田　武志君　　増子　輝彦君
松井　孝治君　　松岡　徹君
松下　新平君　　円　より子君
水岡　俊一君　　峰崎　直樹君
森　ゆうこ君　　簗瀬　進君
柳澤　光美君　　柳田　稔君
山下八洲夫君　　蓮　舫君
和田ひろ子君　　渡辺　秀央君
荒木　清寛君　　魚住裕一郎君
浮島とも子君　　加藤　修一君
風間　昶君　　草川　昭三君
木庭健太郎君　　澤　雄二君
白浜　一良君　　高野　博師君
谷合　正明君　　遠山　清彦君
西田　実仁君　　浜田　昌良君
浜四津敏子君　　弘友　和夫君
松　あきら君　　山口那津男君
山下　栄一君　　山本　香苗君
渡辺　孝男君　　鰐淵　洋子君

井上　哲士君　　市田　忠義君
緒方　靖夫君　　紙　智子君
小池　晃君　　小林美恵子君
大門実紀史君　　仁比　聡平君
吉川　春子君　　大田　昌秀君
近藤　正道君　　福島みずほ君
渕上　貞雄君　　又市　征治君
亀井　郁夫君　　田村　秀昭君
長谷川憲正君　　荒井　広幸君
今泉　昭君　　島尻安伊子君
鈴木　陽悦君

反対者氏名　　○名

ワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議案
（広中和歌子君外八名発議）

賛成者氏名　　一七七名

阿部　正俊君　　愛知　治郎君
青木　幹雄君　　秋元　司君
浅野　勝人君　　泉　信也君
市川　一朗君　　岩井　國臣君
岩城　光英君　　岩永　浩美君
小野　清子君　　大野つや子君
太田　豊秋君　　岡田　広君
荻原　健司君　　加治屋義人君
加納　時男君　　狩野　安君
景山俊太郎君　　片山虎之助君
神取　忍君　　河合　常則君
木村　仁君　　岸　宏一君
岸　信夫君　　北川イッセイ君
沓掛　哲男君　　小池　正勝君
小泉　昭男君　　小林　温君

鴻池　祥肇君　　佐藤　昭郎君
佐藤　泰三君　　坂本由紀子君
清水嘉与子君　　椎名　一保君
陣内　孝雄君　　末松　信介君
鈴木　政二君　　世耕　弘成君
関口　昌一君　　田浦　直君
田中　直紀君　　田村耕太郎君
伊達　忠一君　　竹山　裕君
武見　敬三君　　谷川　秀善君
常田　享詳君　　鶴保　庸介君
中島　啓雄君　　中島　眞人君
中村　博彦君　　中原　爽君
西島　英利君　　野上浩太郎君
林　芳正君　　藤井　基之君
藤野　公孝君　　舛添　要一君
松田　岩夫君　　松山　政司君
水落　敏栄君　　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　　山崎　正昭君
山谷えり子君　　山本　一太君
山本　順三君　　吉村剛太郎君
若林　正俊君　　脇　雅史君
足立　信也君　　浅尾慶一郎君
朝日　俊弘君　　伊藤　基隆君
家西　悟君　　犬塚　直史君
江田　五月君　　小川　敏夫君
尾立　源幸君　　大石　正光君
大久保　勉君　　岡崎トミ子君
加藤　敏幸君　　木俣　佳丈君
喜納　昌吉君　　北澤　俊美君
工藤堅太郎君　　郡司　彰君
小林　正夫君　　小林　元君
輿石　東君　　佐藤　泰介君

佐藤　道夫君　櫻井　充君　市田　忠義君　緒方　靖夫君
芝　博一君　島田智哉子君　紙　智子君　小池　晃君
下田　敦子君　主濱　了君　小林美恵子君　大門実紀史君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君　仁比　聡平君　吉川　春子君
田名部匡省君　高嶋　良充君　大田　昌秀君　近藤　正道君
千葉　景子君　津田弥太郎君　福島みずほ君　渕上　貞雄君
角田　義一君　富岡由紀夫君　亀井　郁夫君　田村　秀昭君
那谷屋正義君　内藤　正光君　長谷川憲正君　荒井　広幸君
直嶋　正行君　西岡　武夫君　今泉　昭君　島尻安伊子君
白　眞勲君　林　久美子君　鈴木　陽悦君
広田　一君　広中和歌子君
広野ただし君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤本　祐司君
前川　清成君　前田　武志君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松岡　徹君　松下　新平君
円　より子君　水岡　俊一君
峰崎　直樹君　森　ゆうこ君
簗瀬　進君　柳澤　光美君
柳田　稔君　山下八洲夫君
蓮　舫君　和田ひろ子君
渡辺　秀央君　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　浮島とも子君
加藤　修一君　風間　昶君
草川　昭三君　澤　雄二君
白浜　一良君　谷合　正明君
遠山　清彦君　西田　実仁君
浜田　昌良君　浜四津敏子君
弘友　和夫君　松　あきら君
山口那津男君　山下　栄一君
山本　香苗君　渡辺　孝男君
鰐淵　洋子君　井上　哲士君

反対者氏名　○名

兵庫県加古川における河川管理者による車両制限柵等の締切措置による内水面漁業者の漁業権の侵害に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年六月四日

参議院議長　扇　千景殿　辻　泰弘

兵庫県加古川における河川管理者による車両制限柵等の締切措置による内水面漁業者の漁業権の侵害に関する質問主意書

我が国では、古来より、河川の水と緑が人々の生活の中に美しく調和し、四季折々、多様な形で人々の生活を潤してきた。そこには、漁業を営み生活の糧を得る人々たちの生業も調和し、河川が多くの人々に生活の場を提供してきた。しかしながら、昨今、河川の一部がゴミの不法投棄の場と化している現状への懸念などから、その対策の一つとして、河川管理者による車両制限柵等の締切措置等が行われてきた。この場合、河川の水と緑が人々の生活の中に調和し、漁業で生活の糧を得る人々たちの生業も継続してきたことを前提とすべきであり、ただ単に河川管理者が車両制限柵等で締め切ることは、この調和を崩壊させる。

兵庫県加古川において、河川管理者が、関係する内水面漁業者の承諾を得ずして、管理する加古川の進入路についてはすべてを車両制限柵等で締め切るという問題が生じており、まさに、この調和を崩壊させる深刻な事例が認められ、関係する内水面漁業者は非常に困惑している。内水面漁業者がその漁業に現に従事し、それが生活上の利益となっている場合、その漁業を営む地位は法的保護に値する権利、利益であり、それが侵害されることは避けなければならない。本来、ゴミの不法投棄の防止のためには、所管する河川管理者及び警察、関係自治体、関係する漁業協同組合等の協力体制で対応策の具体化を図ることが肝要である。

このような観点から、以下質問する。

一　我が国の河川における河川管理者による車両制限柵等の締切措置に関し、その実施区間、目的、実施時期等について政府の把握状況を示されたい。

二　河川管理者による車両制限柵等の締切措置を行う場合、定めるべき指示内容等のガイドラインは存在するのか。存在しないとすれば、制定すべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

三　河川管理者による車両制限柵等の締切措置を行う場合の手続を示されたい。また、内水面漁業者の漁業権が侵害されるおそれがある場合、あらかじめ協議の場を設ける必要があるのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

四　河川管理者による車両制限柵等の締切措置により、現に内水面漁業者の漁業権が侵害されている場合、政府はどのような対応を行っているか示されたい、また今後の対応策についても示されたい。

五　加古川において車両制限柵等の締切措置が実施されているが、その目的、実施時期等について具体的に示されたい。

六　本件事例においては、極めて多数の漁業者に支障が生じているが、政府の認識を示されたい。

七　加古川河川管理事務所（以下「本管理事務所」という。）は、車両制限柵等の締切措置の実施について、加古川漁業協同組合（以下「本漁協組合」という。）の承諾を得たと主張しているが、その根拠を示されたい。

八　本管理事務所が、本漁協組合の承諾を得ずに車両制限柵等の締切措置を一方的に実施することは、明らかな漁業権の侵害になると認識するが、政府の見解を示されたい。

九　本件事例は、漁業権の侵害に当たると認識しているが、今後も締切措置を継続して実施していくのか、政府の方針を示されたい。

十　本管理事務所による車両制限柵等の締切措置は、本漁協組合の漁業権を侵害し、漁業者の生活権を脅かすばかりであり、その実施に当たっては締切措置により損失を受けるおそれがある者の事前の同意が不可欠であると考えられる。

よって、締切措置の今後の扱いについては、車両制限柵等の撤去も含め適切な措置が講じられるよう検討されるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　扇　千景殿

参議院議員辻泰弘君提出兵庫県加古川における河川管理者による車両制限柵等の締切措置による内水面漁業者の漁業権の侵害に関する質問に対する答弁書

参議院議員辻泰弘君提出兵庫県加古川における河川管理者による車両制限柵等の締切措置による内水面漁業者の漁業権の侵害に関する質問に対する答弁書

一について

河川管理者は、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を目的として、御指摘の車両制限柵等の締切措置（以下「締切措置」という。）等の河川管理を行っている。また、締切措置は、各河川及び地域の状況に応じて行われることから、お尋ねの実施区間、実施時期等については、国土交通省地方整備局の河川事務所、都道府県の事務所等において把握しているが、集計作業が膨大なものとなることから、お示しすることは困難である。

二について

締切措置は、河川管理者が、各河川及び地域の状況に応じて適宜適切に行っているところであり、国土交通省においては、お尋ねのガイドラインを制定することは考えていない。

三及び四について

河川管理者は、各河川や地域の状況に応じ、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を目的として、必要に応じて利害関係者と調整を行い、締切措置を含め、必要な河川管理を適宜適切に行っている。また、河川管理により漁業権が侵害されるおそれがあるなど、内水面漁業者に関係があると考えられる場合には、御指摘の「内水面漁業者の漁業権が侵害されている」ような事態が生じないよう、必要に応じて調整を行っているところであり、今後とも、同様な対応をすることとしている。

五について

一級河川加古川水系加古川（以下「加古川」という。）においては、災害の発生の防止、河川の適正な利用等を目的として、遅くとも昭和五十二年頃から、適宜適切に締切措置が実施されている。

六から十までについて

加古川においては、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所において、加古川漁業協同組合と調整の上、同組合の要請に応じ、締切措置を行うために設置した柵の鍵を必要数貸与しており、当該締切措置により、漁業に支障が生じているとは考えていない。また、今後とも、必要に応じて調整を行うこととしているが、現時点では、適正な河川管理を行う観点から、当該締切措置を継続することとしている。

保険会社による保険金不払問題の実態解明と抜本的対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年六月四日

荒井　広幸

参議院議長　扇　千景殿

保険会社による保険金不払問題の実態解明と抜本的対策に関する質問主意書

平成十七年二月の金融庁による明治安田生命に対する行政処分以来、生命保険、損害保険を問わず、保険会社各社によるいわゆる保険金の不払事案の発覚が後を絶たない。平成十七年十月二十四日の参議院行政監視委員会における私の追及に対して、すべての保険金、給付金の不払事案に係る再検証を要請しており、漏れはないとした答弁は、全くの欺瞞であったことが判明した。ここに至るまで保険金不払の実態を放置した金融庁の責任は極めて大きく、国会軽視という問題以前に、監督官庁である金融庁自身がコンプライアンスを欠いていると言わざるを得ない。この際、金融庁はこれまでの監督の怠慢を反省した上で、「保険金等の不払」の全体像を把握し、その中にどのような「保険金等の支払に関する不適切な取扱い」があるかを、徹底的に実態解明しなければ、金融行政、保険業界の信頼回復に将来の禍根を残すこととなる。また、今般の保険金不払問題は、国民一般のリスク感性を無視した複雑な保険商品の設計・販売に走る保険業界の体質に根元的な原因がある。適合性の原則を踏まえた行為規制を保険会社に適切に課し、国民一般のリスク感性を踏まえた分かりやすい保険商品の設計・販売を促していかなければ、根本的な解決をみない問題と考える。

金融庁の怠慢とも呼ぶべき失態により生じた今般の保険金不払問題は、本来、参議院において、財政金融委員会あるいは予算委員会、決算委員会、行政監視委員会などの場を通じて、徹底的に追及されるべき問題と考えるが、残念ながら我が新党日本は委員割当がないことから、本質問主意書をもって、金融庁の姿勢をただすとの観点から、以下質問する。

一　平成十七年二月以降、「保険金等の支払に関する不適切な取扱い」の実態に関しては、生命保険会社、損害保険会社各社が自主的に点検結果を公表し、また、金融庁も、生命保険会社、損害保険会社各社に対し、保険業法第百二十八条等に基づき、報告徴求を行っているところと承知しているが、その内容等を明らかにする必要がある。以下は、平成十七年の先の委員会質疑を踏まえ、細目にわたり確認を求めるものであり、当時の軽率な答弁に対する反省に立ち、誠意をもって答弁するよう求める。

1　平成十七年二月以降、「保険金等の支払に関する不適切な取扱い」の実態に関し、金融庁が行った報告徴求について、その徴求日、対象保険会社、報告徴求の内容、報告期限、報告結果（不適切な取扱いの内容、件数、金額）を示されたい。その際、報告徴求の内容及び結果については、報告徴求に当たり点検の対象となる契約の範囲、実施期間、点検方法及び点検結果に対する対応等を明示されたい。また、報告結果が判明していない場合、

その理由といつまでに明らかにされるかを示されたい。

2　1で示された報告徴求とは別に、金融庁において、保険会社に対し保険契約の点検要請等を行っている場合には、その内容とその結果について、点検の対象となる契約の範囲、実施期間、点検方法及び点検結果に対する対応等を1と同様に示されたい。また、保険業法第百三十二条及び第百三十三条に基づく行政処分に際し、「保険金等の支払に関する不適切な取扱い」の実態を把握している場合についても、その内容を同様に示されたい。さらに、金融庁が把握している保険会社各社が自主的に行った点検結果について、報告徴求等により金融庁が直接把握している以上の部分（点検の対象となる契約の範囲、実施期間、点検方法及び点検結果に対する対応等）があれば、その内容を同様に示されたい。

3　1及び2以外により、金融庁が保険金の不払の実態等について、把握している情報があれば、その内容を1及び2に対する答弁と同様に整理して、示されたい。

4　生命保険、損害保険を問わず、保険契約全体を調査対象として、保険契約者等に対する直接確認を担保する形で、保険事故の発生により保険金・給付金の支払を受けることが可能であるにもかかわらず、保険金等が支払われていない「保険金等の不払」事案がないか、そのうち個別の事情を勘案して不適切な取扱いがなされたと判断される「保険金等の支払に関する不適切な取扱い」事案がないか、改めて報告徴求・検証すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二　一の結果等を踏まえ、「保険金等の支払に関する不適切な取扱い」の発生状況について、統計的に示すべきと考える。例えば、生命保険協会の「生命保険の動向」によれば、個人保険、個人年金保険、団体保険の保険契約件数は、平成十七年度末で一億八千九百十三万件となっているが、これらのうち、「保険金の不払」事案及び「保険金等の支払に関する不適切な取扱い」事案の件数、割合がどれだけあるかを示すべきではないかと考える。

1　このような形で、生命保険、損害保険を問わず、保険契約全体に対する「保険金の不払」事案及び「保険金等の支払に関する不適切な取扱い」事案の発生状況を統計的に示すことは可能であるか。可能である場合には、どのような形でいつ示すことが可能となるのか、示されたい。可能でない場合、その理由を示されたい。

2　「保険金等の支払に関する不適切な取扱い」の発生状況については、個別会社の実態を踏まえた傾向、例えば、「ある会社については、特定の地域、支店、部署で、一定の要因により、不適切な取扱いが頻発している」といった傾向を指摘することができるか。あるいは、「保険金等の支払に関する不適切な取扱い」は、恒常的、組織的な要因により、遍在しているものか。その傾向を可能な限り具体的に示されたい。

三　「保険金等の支払に関する不適切な取扱い」の実態解明に関するこれまでの金融庁及び保険会社各社の取組では、どのような不払の事案に不適切な取扱いがあるのか、その態様、原因を十分に解明するに至っていない。単に保険会社側の対応にとどまらず、保険契約者等からみて、保険金不払を認容する原因が何かを分析した上で、対策を講ずる必要があると考える。

1　金融庁は、「保険金等の支払に関する不適切な取扱い」について、「付随的な保険金の支払漏れ」、「保険金等の不適切な不払」、「保険金等の不適切な未払」の三類型に分類していると承知しているが、これ以外に「保険金等の支払に関する不適切な取扱い」と判断される類型はないのか。例えば、金融庁の分類する「保険金等の不適切な不払」については、「請求を受けた保険会社が、不適切な判断により保険金等を支払っていなかったこと」とされているが、保険会社が不適切な判断を保険契約者等に提示・説明したことにより、請求が行われなかった場合など、保険契約者等の請求等の行為がない場合も、「保険金等の支払に関する不適切な取扱い」と判断される場合があると考えるが、政府の見解を示されたい。

2　「保険金等の支払に関する不適切な取扱い」があった場合、保険事故の発生により保険金の支払を受けることが可能であるにもかかわらず、保険金が支払われていないのであるから、保険契約者等は、支払を受けることができることを知らない、あるいは、支払を受けることができないと思ったということとなる。「保険金等の支払に関する不適切な取扱い」について、保険契約者等が不払を認容した理由・動機・原因について、どのように分析しているか。また、不適切な取扱いについて、保険契約者等の事情を踏まえた類型化は可能か。可能であれば、その類型を示されたい。

3　保険契約は、保険金支払を目的に締結される契約であることから、そもそも保険契約者が保険金の支払可能性を誤認して契約したような場合には、顧客の知識、経験、契約を締結する目的等に照らして不適当と認められる保険契約が締結されたこととなり、いわゆる適合性の原則に違反するものと考えるが、政府の見解を示されたい。

四　保険契約は、保険契約者等に対し、リスクに関する感性を要求する金融商品である。すなわち、保険契約が提供する保障（補償）内容と自分の期待する保障（補償）内容との一致点と相違点とを、保険契約者等が自己責任で正確に判断できなければ、本来、購入することのできない金融商品である。しかしながら、現状の保険商品は、消費者ニーズへの対応の名の下、商品設計がいたずらに複雑化されており、それが今般の保険金不払問題の構造的要因となっている。

保険商品は、国民に対し、安全と安心を提供するものであり、そのセーフティネットに遺漏は許されない。大方の保険商品が適切に販売され、大方の国民が保険商品という安心を入手できるというだけでは足りず、その陰で安心を享受することのできない人たちに対して、目配りをすることによって、初めて成熟した国家と言える。すべての国民が、必要とする安全・安心な保険商品の提供を受けることができるよう保険業法を始めとする関連金融諸法令を抜本的に見直す必要がある。

1　そもそも保険業法第一条の目的規定は、「保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保すること」を直接の目的として定めており、結果として「保険契約者等の保護」、「国民生活の安定」が図られるに過ぎない構造となっている。これでは、保険会社の健全性が保険契約者の保護より優先されてしまい、ましてや保険に入れない人々を救うことはできない。「保険業の公共性にかんがみ」、保険業法の目的規定に「国民が簡易に利用できる保険の提供」と「福祉の増進」を明示すべきである。この点に関し、政府の見解を示されたい。

2　保険契約者等の個々のリスク感性に応じた適切な保険商品を提供するため、保険業法及び保険業法施行規則上、社内規則等の整備に関する義務にとどまっている適合性の原則について、保険契約時及び保険事故発生時に顧客の知識、経験、契約を締結する目的等を踏まえた説明義務を保険会社に課すとともに、国民、消費者一般のリスク感性を踏まえた保障（補償）内容の分かりやすい保険商品の設計・販売を進めるべきである。これらの点に関し、政府の見解を示されたい。

3　保険広告の適正化に関しては、平成十八年二月の「保険会社向けの総合的な監督指針」の改訂にもかかわらず、その後も、厚生労働省が、高額療養費制度についての正確な説明を求めるなど、誤解・不適切な印象を与える広告が氾濫し、問題は全く解消していない。そもそも、保険加入のニーズを必ずしも感じていない者に対して、その必要性をいかに認識させるかという問題は、教育機関、行政、ＮＰＯ等の中立的な第三者が担うべき金融教育の分野に属する問題であって、保険会社による営利目的の広告によって、意図的にその必要性・ニーズが喚起されるようなことは、決してあってはならないことと考える。保険の必要性を国民に喚起する役割は、中立的機関による金融教育の分野にゆだね、不当に保険加入を勧誘する営利の保険広告を抜本的に規制する必要があると考えるが、この点に関する政府の見解を示されたい。併せて、保険販売チャネルとなる保険募集人、代理店、仲立人あるいは銀行等の金融機関窓口職員についても、同様の観点から、基本的な保険ニーズについて中立的な説明・勧誘が担保されるよう資格・要件の見直し、研修の強化等を図るべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　扇　千景殿

参議院議員荒井広幸君提出保険会社による保険金不払問題の実態解明と抜本的対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員荒井広幸君提出保険会社による保険金不払問題の実態解明と抜本的対策に関する質問に対する答弁書

一の1について

金融庁が、保険会社の保険金及び給付金（以下「保険金等」という。）の支払状況の実態を把握するために、平成十七年二月以降、保険業法（平成七年法律第百五号）第百二十八条第一項等に基づき報告を求め、公表を行った事案の概要については、次のとおりである。

㈠　生命保険会社

(1)　すべての生命保険会社に対し、平成十七年七月二十六日に、保険業法第百二十八条第一項等に基づき、同年九月三十日までに、平成十二年度から平成十六年度までの間の保険金等のすべての不払の事案について、保険約款、事業方法書等に照らして、保険金等の不適切な不払（保険契約者等から保険金等の請求を受けた保険会社が、不適切な判断により保険金等を支払っていなかったことをいう。以下同じ。）がなかったかどうかにつき検証結果を報告するよう求めた。この結果、明治安田生命保険相互会社の保険金等の不適切な不払千五十三件及び明治安田生命保険相互会社以外の生命保険会社三十一社の保険金等の不適切な不払四百三十五件が認められ、その旨を平成十七年十月二十八日に公表した。金融庁は、保険金等の不適切な不払等の問題が認められた明治安田生命保険相互会社に対し、平成十七年十月二十八日に、同法第百三十二条第一項及び第百三十三条の規定に基づき、業務改善命令及び業務停止命令を発出した。

(2)　すべての生命保険会社に対し、平成十九年二月一日に、保険業法第百二十八条第一項等に基づき、同年四月十三日までに、平成十三年度から平成十七年度までの間の保険金等の支払漏れ（保険事故が発生し、主たる保険金等の支払は行われているにもかかわらず、保険会社が、臨時費用保険金等の保険金等について、保険契約者等から請求がなかった等のため、支払っていなかったことをいう。以下同じ。）等がなかったかどうかにつき検証結果を報告するよう求めた。生命保険会社が四月十三日時点の進捗状況につき公表を行っており、それによれば、全生命保険会社三十八社のうち三十七社において保険金等の支払漏れ等約四十四万件、保険金等の支払漏れ等の金額約三百五十九億円があるとのことであるが、現在各社は引き続き調査を継続している。

㈡　損害保険会社

(1)　すべての損害保険会社に対し、平成十七年九月三十日に、保険業法第百二十八条第一項等に基づき、同年十月十四日までに、平成十四年四月一日から平成十七年六月三十日までの間に保険金支払事由が発生した事案について、付随的な保険金の支払漏れ（保険事故が発生し、主たる保険金の支払は行われているにもかかわらず、臨時費用保険金等の付随的な保険金について、保険契約者等から請求がなかったため、本来支払われていなければならないものを支払っていなかったことをいう。以下同じ。）がなかったかどうかにつき調査結果を報告するよう求めた。この結果、自動車保険、火災保険、新種保険、傷害保険等に関し、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、株式会社損害保険ジャ

パン、日本興亜損害保険株式会社、あいおい損害保険株式会社、ニッセイ同和損害保険株式会社、富士火災海上保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、朝日火災海上保険株式会社、セコム損害保険株式会社、明治安田損害保険株式会社、スミセイ損害保険株式会社、大同火災海上保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、セゾン自動車火災保険株式会社、三井ダイレクト損害保険株式会社、そんぽ24損害保険株式会社、エース損害保険株式会社、アクサ損害保険株式会社、ジェイアイ傷害火災保険株式会社、アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー、エイアイユーインシュアランスカンパニー、チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー、アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ及びザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッドの付随的な保険金の支払漏れ約十八万件、付随的な保険金の支払漏れの金額約八十四億円が認められ、その旨を平成十七年十一月二十五日に公表した。

金融庁は、付随的な保険金の支払漏れの問題が認められた二十六社に対し、同日、保険業法第百三十二条第一項等の規定に基づき、業務改善命令を発出した。

この二十六社は更に調査を行っていたが完了しないため、この二十六社に対し、平成十八年十一月十七日に、保険業法第百二十八条第一項等に基づき、同年十二月八日までに、付随的な保険金の支払漏れに係る調査が最終的に完了する時期等について報告するよう求めた。その報告によれば、平成十九年六月までには最終的な調査が完了するとのことである。また、平成十八年十一月十七日に、それまでに判明した付随的な保険金の支払漏れの件数及び金額については、平成十七年十一月二十五日に公表したものを含め、約三十二万件及び約百八十八億円である旨を公表した。

(2)　すべての損害保険会社に対し、平成十八年七月十四日に、保険業法第百二十八条第一項等に基づき、同年十月三十一日までに、平成十三年七月一日から平成十八年六月三十日までの間の第三分野商品に係る疾病又は介護を支払事由とする保険金のすべての不払の事案について、保険金等の不適切な不払がなかったかどうかにつき検証結果を報告するよう求めた。この結果、全損害保険会社四十八社のうち二十一社において保険金等の不適切な不払五千七百六十件、保険金等の不適切な不払の金額約十六億円が認められ、その旨を平成十九年三月十四日に公表した。金融庁は、第三分野商品に係る保険金等の不適切な不払が認められた二十一社のうち東京海上日動火災保険株式会社、日本興亜損害保険株式会社、あいおい損害保険株式会社、ニッセイ同和損害保険株式会社、富士火災海上保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、日立キャピタル損害保険株式会社、アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー及びエイアイユーインシュアランスカンパニーに、保険業法第百三十二条第一項等の規定に基づき業務改善命令を、東京海上日動火災保険株式会社、日本興亜損害保険株式会社、あいおい損害保険株式会社、富士火災海上保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社及び日新火災海上保険株式会社に、同法第百三十二条第一項の規定に基づき業務停止命令を発出し、その旨を平成十九年三月十四日に公表した。

一の2及び3について

金融庁が現時点において行っている保険会社に対する点検等の要請の概要は次のとおりである。金融庁は、火災保険を取扱う損害保険会社三十社に対し、平成十八年十二月二十日に、火災保険の募集態勢が整備されているかどうか等についての点検を要請し、平成十九年一月三十一日までに点検の対象範囲、方法、完了予定時期について報告するよう要請した。金融庁としては、各社がこの報告に基づいて募集態勢等について点検を行うとともに個々の契約内容を確認し、問題がある場合には適正化を図っていくことと承知しており、今後とも各損害保険会社において進行中の調査の進捗状況等を注視していくこととしている。

また、一の1についてで述べたもののほか、平成十七年二月以降の保険業法第百三十二条及び第百三十三条に基づく行政処分に際して、金融庁が把握していた保険会社の付随的な保険金の支払漏れ及び保険金等の不適切な不払に関し、公表を行った事案の概要については、次のとおりである。

(一)　生命保険会社

明治安田生命保険相互会社の詐欺・錯誤を広く適用した保険金等の不適切な不払等につき平成十七年二月二十五日に公表した。

(二)　損害保険会社

(1)　株式会社損害保険ジャパンの付随的な保険金の支払漏れ二万八千六百七件、付随的な保険金の支払漏れの金額約十億五千五百十万円が認められ、その旨を平成十八年五月二十五日に公表した。

(2)　三井住友海上火災保険株式会社の保険金等の不適切な不払九百二十七件、保険金等の不適切な不払の金額約一億六千六百万円及び付随的な保険金の支払漏れ四万四千四百六十九件、付随的な保険金の支払漏れの金額約二十六億六千五十万円が認められ、その旨を平成十八年六月二十一日に公表した。

さらに、保険会社の保険金等の支払状況について、御指摘の「報告徴求等」により金融庁が把握した以外の内容としては、保険会社に対する立入検査等が該当すると考えられるが、公にすることにより、検査・監督業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること等から、お答えすることは差し控えたい。

一の4について

金融庁では、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認められるときは、保険会社に対し報告を求めることとしており、一の1についてで述べた対応を行ったところであるが、現

時点においては、直ちに追加的な対応を取る必要性は認識していない。

二の1について

データが揃っていないこともあり、保険契約全体に対する御指摘の事案の発生状況を統計的に示せるか、その可否も含めて今後検討してまいりたい。

二の2について

一の1について及び一の2についてで述べた行政処分については、いずれも、経営管理態勢、保険金等支払管理態勢等の不備を要因とするものであると認識している。

三の1について

金融庁は、把握している保険会社の保険金等の支払に関する不適切な取扱いについて、次のように分類している。

㈠　保険金等の不適切な不払

㈡　保険金等の支払漏れ

㈢　がん保険等における保険金等の支払に関し、被保険者にがんの告知が行われていない等の理由から、保険会社が、保険金等の支払を留保したものについて、留保の理由が消滅した後も支払っていなかったもの。

なお、一の2及び3についてで述べた三井住友海上火災保険株式会社に対する行政処分において、保険会社の不適切な説明により、顧客が付随的な保険金の受取を辞退し請求放棄となっている事案については、保険金等の支払漏れとして分類している。また、一の1についてで述べた損害保険会社における第三分野商品に係る保険金等の不適切な不払に係る行政処分において、顧客が保険金の請求を放棄する旨意思表示をしたとして不払としている事案のうち、その経緯等の検証ができないものについては、保険金等の不適切な不払として分類している。

三の2について

金融庁は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認められたときは、保険会社に報告を求めるほか、保険契約者等から相談・苦情等を通じ事実関係の把握に努め、保険契約者等の事情等を確認している場合もあり、保険会社の監督に活用しているところであるが、保険契約者等の事情等は様々なものであることから、御指摘の類型化は困難である。

三の3について

保険の引受等に当たっては、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた説明が重要であると考えているが、お尋ねのケースが保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十三条の七に違反するかについては、個々の事案ごとに判断されるべきものと考える。

四の1について

保険業法第一条の目的規定は、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図ること等を目的としているため、保険会社の健全性が保険契約者の保護より優先するとの御指摘は当たらないと考えている。また、御指摘の「国民が簡易に利用できる保険商品」については、各社の経営判断によって提供されているものと承知している。

四の2について

金融庁は、平成十八年二月二十八日に「保険会社向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）を改正し、保険業法施行規則第五十三条の七に規定する措置として、保険契約の重要な事項について理解しやすい説明等を行うため、契約概要等を記載した書面を保険契約者等に交付するための体制を整備していること等を、保険会社を監督するに当たっての留意点として明確化したところである。

また、平成十九年二月二十二日に監督指針を改正し、同規則第五十三条の七に規定する措置として、顧客のニーズに関して情報を収集し、保険商品が顧客のニーズに合致することを確認する意向確認書面を作成するための体制を整備していること等を、保険会社を監督するに当たっての留意点として明確化したところである。

さらに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の施行に伴い、販売・勧誘ルールとしての適合性の原則等が一部の保険商品にも適用されることから、現時点において、新たな規制を導入する必要はないと考える。

四の3について

金融教育の中で保険の役割を国民に適切に伝えることは重要であると考えており、金融庁としても保険の種類や役割等について記載したパンフレットを作成し、配布するなど、金融教育に取り組んでいる。

また、保険広告については、保険業法施行規則において、保険契約等に関する事項であってその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為を禁止している。

保険募集人の教育についても、監督指針において、多様化した保険商品に関する十分な知識の付与及び適切な募集活動のための十分な教育の実施を、保険会社を監督するに当たっての留意点として明確化しているところである。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十九年六月十三日

○第百六十六回国会 参議院会議録第三十六号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書

右は多数をもって別紙のとおり議決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十九年六月十一日

決算委員長　泉　信也

参議院議長　扇　千景殿

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1　国民との双方向の重要な対話の場として政府が行うタウンミーティングにおいて、コスト意識を欠いた不適切な運営が行われていたことに加え、内閣の重要課題について広く国民から意識を聞くという趣旨を逸脱し、事前に発言の依頼が行われていたことは、看過できない。

政府は、新たな方式による出直しに当たり、国民との直接対話の意義及び広く民意を政策形成に反映させることの重要性を認識し、関係者全員に対してコスト意識を徹底させるとともに、テーマや発言者の選定、契約、会計経理などについて、透明かつ公正適切な運営への改善を図り、効果的な国民との直接対話の場の実現に尽力すべきである。

2　全国の四十七都道府県労働局すべてにおいて、物品の購入に当たり、納入されていない物品を納入されたこととして虚偽の内容の書類が作成されていたほか、多くの労働局において、庁費、謝金、旅費、超過勤務手当等の不正支出が組織的かつ恒常的に行われ、加えて国庫金の領得などの事態が引き起こされ、使途についても不明な部分があったことは、極めて遺憾である。

政府は、この大規模な不正行為を厚生労働省の特定監査で確認できなかったこと、並びに発見された不正経理の範囲が年々拡大し、三年続けて警告等を受ける事態を引き起こしたことの責任を重く受け止め、都道府県労働局に対する監査体制の一層の充実を図るとともに、他機関においてもこのような事態が二度と起こることのないよう、会計経理の適正化、倫理の徹底及び綱紀の粛正に万全を期し、不正経理の根絶を図るべきである。

3　社会保険庁において、国民年金、厚生年金の支給漏れにより年金給付額を訂正した件数が平成十三年度からの六年間で約二十二万件に達していることに加え、該当者不明の年金保険料納付記録の件数が約五千万件に達しているなどのずさんな記録管理が明らかになり、公的年金に対する国民の信頼を大きく失墜させたことは、極めて遺憾である。

政府は、年金給付額の誤りを防止するため、年金受給開始手続時における厳格なチェック体制の構築に努めるとともに、該当者不明の保険料納付記録の早急かつ徹底的な調査、これまでの支給漏れ実態の把握、救済策の検討等に真摯に取り組み、公的年金に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。

4　国土交通省発注の水門設備工事の入札に関して、談合撲滅の先頭に立つべき同省が中央省庁として初めて官製談合防止法に基づく改善措置要求を受け、さらに、緑資源機構発注の林道整備調査の入札に関して、同機構及び農林水産省所管公益法人の役員等が独占禁止法違反容疑で逮捕されるという官製談合事件が相次いで発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、官製談合の排除等に関する度重なる本院の警告にもかかわらず、このような事態に至ったことを真摯に受け止め、これら事案の徹底解明は当然のこと、談合情報を得たときは談合の存否の確認に努めるとともに、公共工事に係る入札契約方式の改善、天下りの自粛、職員の意識改革などの方策を講じ、官製談合の根絶に尽力すべきである。

5　電力各社の原子力発電所における総点検の結果、北陸電力株式会社志賀原子力発電所一号機の臨界事故隠ぺいなど、悪質な法令違反十一事案を含む多数のトラブル隠しやデータ改ざん等の実態が明らかになったことは、遺憾である。

政府は、安全の確保よりも原子力発電所の稼働を優先させてきた電力業界の体質を根本的に改めさせ、電力各社に対して、不正を許さない仕組みの構築、事故やトラブルに関する情報の業界内での共有等を徹底させるとともに、現在の検査制度の実効性をより高め、この種事案の再発防止と安全確保に万全を期し、原子力発電に対する国民の信頼確保に一層尽力すべきである。

6　基地周辺対策の実施に当たり、一部の防衛施設局において、職員の不適切な業務処理に基づく申請により操業実態のない漁業者に対する損失の補償が行われ、公金が不適正に支出されていたことは、遺憾である。また、一部の防衛施設局において、防衛施設庁本庁の

通達では対象とならない住宅に対して独自の処理方針に基づき防音工事の助成が行われるなど、公金の適正支出に疑念を抱かせる事案が明らかになったことは、看過できない。

政府は、この種事案の有無等について早急に調査し、不適正に支出された公金の返還を求めるなど適切な対応を行うとともに、再発防止のため、防衛施設局における審査体制等について所要の見直しを行うべきである。

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額　八九、〇〇〇、二七一百万円余

歳出決算額　八五、五一九、五九二百万円余

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額　四五二、一四一、〇三九百万円余

歳出決算額　四〇一、一八三、五六五百万円余

国税収納金整理資金受払計算書

受入　収納済額　六〇、六九六、六七三百万円余

支払　支払命令済額　八、五五九、七七九百万円余

　　歳入組入額　五一、四一二、六五三百万円余

政府関係機関決算書

収入決算額　四、七一〇、四七五百万円余

支出決算額　四、一〇二、八四五百万円余

本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討を要するものがなかったかどうかという観点に立って、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めたが、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

また、別紙のとおり、内閣及び最高裁判所に対し、平成十七年度決算審査措置要求決議を行った。

平成１７年度決算審査措置要求決議

内閣及び最高裁判所は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

１　特殊法人の独立行政法人化等に係る会計処理の透明性の向上について

特殊法人が独立行政法人や株式会社に移行するに当たり、会計基準の変更に伴い発生した欠損金等について、法律に基づき、国からの出資金や貸付金を減少させるなどの会計上の処理が行われることがあるが、その結果として減少した国の資産の額は必ずしも明らかにはなっていない。また、特殊法人等の独立行政法人化により、運営費交付金の使途などに関する国会における財政統制が困難になっている。

政府は、特殊法人の独立行政法人化等に伴い減少した国の資産の額及び減少した理由について法人別に明確にし、説明責任を果たすべきである。また、政策金融機関の整理・統合に当たっては、会計基準の変更に伴い発生する欠損金を国の資産により手当てすることに慎重であるべきであり、今後、これら欠損金について措置を講じた場合は、その内容を本委員会に報告すべきである。さらに、独立行政法人化により無償譲渡された政府資産の処分状況を始め、運営費交付金の使途及び剰余金の状況等については、その内容を厳しく精査し、情報公開に努めるべきである。

２　独立行政法人の業務発注に係る契約方式及び事務事業の見直しについて

独立行政法人の業務発注に係る契約方式に関して、随意契約の限度額を国の基準よりも高く設定している法人が数多く見られるほか、一般競争入札方式でありながら落札率100％で発注している例も散見される。

また、関連法人への天下りが多数に上るほか、それらの関連法人に対し、随意契約で業務を発注している実態が明らかになっている。

政府は、101独立行政法人すべてを対象に見直しを行い、年内を目途に整理合理化計画を策定することとしているが、このような状況にかんがみ、その業務発注に係る契約方式及び事務事業について徹底した調査、見直しを行うべきである。

3　電子申請等のＩＴ利用促進について

政府は、平成13年以降数次にわたってＩＴ戦略を策定してきた。その重点分野の一つに電子政府の実現があり、国民の利便性の向上・行政運営の効率化の観点から、それまで書面で行われていた申請や入札手続の電子化が進められた。

しかし、電子申請システムの利用率は著しく低迷している。例えば、総額約40億円が投じられた外務省所管の旅券電子申請システムは、累計の利用件数が約300件にとどまり、運用開始からわずか２年８か月で停止された。また、平成16年度の電子申請率は、汎用システム及び専用システム合計で0.94％と極めて低い状況であることが、平成17年度決算検査報告に掲記されている。

政府は、ＩＴ新改革戦略において、オンライン利用率を2010年度までに50％以上にするとの目標を掲げているところであり、今後、より一層積極的に周知活動を行うとともに、ワンストップサービスの徹底や添付書類のオンライン化など利便性を向上させ、利用率目標の確実な達成に努めるほか、利用度の低い電子申請システムについて要・不要を再検討し、冗費節減に努めるべきである。

4　科学技術関係補助金等の不正使用防止について

歳出削減が進められる中で、例外的に科学技術関係経費は増加してきた。特に、科学研究費補助金等の競争的資金は、研究者の研究費選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献するものとして充実が図られ、拡大の一途をたどってきた。しかし一方で、研究者による競争的資金の不正使用が次々と発覚し、科学技術関係の補助金及び委託費に対する国民の不信を招いている。

研究者による補助金等の不正使用が発生する要因として、受ける側の研究者の意識の問題だけでなく、特定の研究者への過度の資金の集中、省庁や制度ごとのルールの違いなど、補助金等を出す側の行政における制度・運用面での問題も指摘されている。また、不正に対するチェックの甘さや体制の不備があったことも否定できない。

政府は、このような要因を踏まえ不正防止策を講じているところであるが、研究活動の委縮を招くことのないよう留意しつつ、科学技術関係補助金等の不正使用根絶を目指して、各競争的資金制度を所管する関係府省の密接な連携を図り、必要な措置を早急に講ずべきである。

5　保険金不払い等の再発防止と利用者保護について

一昨年来、生命保険及び損害保険各社において、保険金の不払いや支払い漏れ、保険料の取り過ぎなどの利用者保護に欠ける事態が明らかになっている。平成19年４月現在、生命保険会社の保険金の支払い漏れは、全38社中37社から平成17年度までの５年間で計約44万件、総額約359億円に上ることが公表されており、また損害保険では、平成18、19年に自動車保険等の支払い漏れや第三分野における不払いにより８社が業務停止命令を受けたのを始め、平成19年３月には、損害保険６社で、10万件を超える火災保険料の取り過ぎがあったことが公表されている。この間、金融庁の指示により各保険分野での調査が行われるたびに、不適切な実態が新たに判明し、いまだに最終的な件数・金額の全体規模が確定できない状況となっている。

政府は、生命保険及び損害保険制度の重要性にかんがみ、利用者保護の観点から、各保険会社の業務改善状況、進行中の調査の進捗状況などを十分に把握し、各保険会社に対して、再発防止及び保険契約者保護のための実効性ある措置を講じるよう指導監督に努め、利用者並びに国民の信頼回復になお一層尽力すべきである。

6　地方自治体の裏金、官製談合に対する指導監督について

総額17億円にも上る多額の裏金ねん出が発覚した岐阜県を始め、長崎県、大阪府等においても裏金の存在が明らかになり、また、福島県、和歌山県、宮崎県では県発注工事に係る談合事件で知事や出納長が逮捕されるなど、地方行政に対する国民の信頼を失墜させる事態が相次いでいる。

その背景として、自治体の監査委員が十分に機能していないことや、外部監査制度を導入する自治体が少数にとどまっていることに加え、地方自治体の入札制度において、一般競争入札の対象となる工事の下限価格が国の基準である２億円を上回っているところが複数存在するなど、自治体の取組に差が生じていることなどが指摘されている。

政府は、監査対象、監査方法の統一的な基準作成に努めるとともに、地方自治体に対し、外部監査制度の導入促進、情報公開の徹底及び一般競争入札拡大等の入札改革が図られるよう、積極的に助言、指導を行うべきである。

7　無償資金協力に係る入札及び案件監理体制について

一般プロジェクト無償資金協力に係る入札については、平成14年度決算検査報告等において落札率が高くなっているなどの指摘がなされてきたところであるが、平成16年度及び17年度の実績でも、落札率が99％以上となる事例が全体の約６割を占め、そのうち、不落随契となった事例が多数に上るなど、依然として競争性の向上が必要な状況にある。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件については、案件終了時の現場確認や事後のフォローアップの実施状況が不十分な在外公館も多く見られ、それらの公館では我が国の供与した資金の利用状況等に関する検証が十分になされているとは言えない。

政府は、現在の厳しい財政状況及び国内における入札制度をめぐる議論を踏まえ、海外での事業であるという特殊性を過度に強調することなく、入札参加資格の一層の緩和等を通じた競争性の向上に努めるべきである。また、在外公館が中心となって行う草の根・人間の安全保障無償資金協力については、外部委嘱員制度等を活用して事業規模に見合った体制の整備等に努め、在外公館が責任を持って資金の利用状況等を検証すべきである。

8　特別会計の剰余金及び積立金の財政健全化のための更なる活用について

第166回国会において特別会計に関する法律が成立したことに伴い、剰余金については、一般会計への繰入れが共通ルール化され、積立金については、その必要性や水準等が各特別会計予算の積立金明細表に公表されることとなった。

しかしながら、恒常的に繰入れが行われてきた外国為替資金特別会計を除けば、剰余金からの一般会計への繰入れは少額にとどまっており、積立金明細表における必要性や水準等の記載は、そのほとんどが抽象的文言となっている。

また、特別会計の数は減少したものの、多くの勘定がそのまま存続している。

政府は、すべての特別会計の剰余金の使途をより一層精査するとともに、積立金の必要性及び水準等について、積立金明細表に特別会計の業務の性格に応じて明確な基準を示し、現在掲げられている20兆円の財政健全化への貢献目標にとどまることなく、剰余金及び積立金の財政健全化のための更なる活用を図るなど、今後も特別会計の不断の見直しに努めるべきである。

9　公会計の整備について

近年、予算書・決算書で把握されている現金のフロー情報に加え、公的資金で形成された資産や国債等の債務残高といったストック情報を含めた国の財務状況全体を把握し、管理することが重要となっており、政府は、企業会計の考え方を用いた「国の財務書類」や「省庁別財務書類」を作成するなど公会計の整備に取り組んでいる。しかし、これら財務書類は歳入歳出決算の計数を用いて作成されているため、その公表は決算の国会への提出時期から大幅に遅れている。

政府は、その重要性にかんがみ、「国の財務書類」等を早期に公表できるよう、財務書類を速やかに作成するためのシステムの導入について検討を進めるべきである。

10　裁判員フォーラム開催に係る不適正経理について

最高裁判所は、法を適用し争訟について裁定を行う司法機関であり、司法の公正と国民の信頼を保持するためにも、常に自らを厳しく律することが求められる。

平成17年度に最高裁判所が主催した裁判員制度全国フォーラムの一部において、共催した地方新聞社等が謝礼を支払って参加を募るなど、不適切な募集行為が行われていたことが発覚した。そのほか、同フォーラム開催に当たって締結された契約、新聞広告や映画制作などに関する契約において、会計法令上好ましくない、さかのぼり契約が行われていたことが明らかになった。

最高裁判所は、職員の意識改革を徹底し、会計・契約事務の効率化、適正化を図り、裁判員制度広報にかかわる予算の効率的かつ厳格な執行に努め、裁判員制度に対する国民の理解を深めるべきである。

一、平成十七年度一般会計歳入歳出決算
一、平成十七年度特別会計歳入歳出決算
一、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書
一、平成十七年度政府関係機関決算書
右
国会に提出する。
平成十八年十一月二十一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

審査報告書

平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書
右は多数をもって是認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十九年六月十一日
決算委員長　泉　信也
参議院議長　扇　千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、平成十七年度中の一般会計及び特別会計を合わせての国有財産の増加額は、十三兆七千五百二十四億二千万円余、減少額は、二十三兆七千七百七億九千五百万円余、差引純減少額は、十兆百八十三億七千四百万円余である。
これを平成十六年度末現在額九十五兆二千百九十八億三千四百万円余から減算すると、平成十七年度末現在額は八十五兆二千十四億六千万円余である。
本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

審査報告書

平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書
右は多数をもって是認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十九年六月十一日
決算委員長　泉　信也
参議院議長　扇　千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、平成十七年度中の一般会計及び特別会計を合わせての無償貸付の増加額は、三千八百八十五億四千七百万円余、減少額は、四千六十四億四千九百万円余、差引純減少額は、百七十九億二百万円余である。
これを平成十六年度末現在額一兆九百二十二億三千万円余から減算すると、平成十七年度末現在額は一兆七百四十三億二千八百万円余である。
本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

平成十八年十一月二十一日
内閣総理大臣　安倍　晋三
参議院議長　扇　千景殿
国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定により、平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。
（別冊は省略する）

審査報告書

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成十九年六月十二日
外交防衛委員長　田浦　直
参議院議長　扇　千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この議定書は、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の規定に基づいて一般的な見直しを行い、物品及びサービスの貿易の更なる自由化及び円滑化を進めるものである。この議定書の締結により、両国間の経済活動の連携が一層強化され、両国経済が一段と活性化されることが期待されるので、妥当な措置と認める。
一、費用
別に費用を要しない。

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十九年五月十七日
衆議院議長　河野　洋平
参議院議長　扇　千景殿

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書

日本国及びシンガポール共和国（以下「締約国」という。）は、

二千二年一月十三日にシンガポールで署名された新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下「協定」という。）第十条に基づいて一般的な見直しを行い、

協定第百五十一条に基づいて協定を改正するための議定書を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定第五条中2を3とし、1の次に次の2を加える。

2　この協定のいかなる規定も、締約国が当事国である租税条約に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定といずれかの租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

第二条

協定第十一条中(d)を削り、(e)を(d)とし、(f)を(e)とし、(g)を(f)とする。

第三条

協定第十四条の一部を次のように改正する。

1　同条1中「撤廃する」を「撤廃し、又は引き下げる」に改める。

2　同条1から3までの規定中「附属書Ⅰ」を「附属書ⅠA及び附属書ⅠB」に改める。

第四条

協定第十八条の一部を次のように改正する。

1　同条1を次のように改める。

1　一方の締約国は、附属書ⅠBの自国の実施日程に掲げる他方の締約国の原産品の関税を第十四条の規定に従って撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量において増加した数量で自国の領域に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この条の規定に従うことを条件として、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i)　措置をとる時点における実行最恵国税率

(ii)　二千七年三月三十一日における実行最恵国税率

2　同条3(d)中「一年」を「二年」に、「最長三年」を「最長四年」に改める。

3　同条3(e)中「1に規定する措置を再度とってはならない」を「当該措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、1に規定する措置を再度とってはならない」に改める。

4　同条8の次に次の9及び10を加える。

9(a)　遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、締約国は、原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、1(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な緊急措置をとることができる。

(b)　一方の締約国は、(a)に規定する暫定的な緊急措置をとる前に、他方の締約国に対し書面により通報する。暫定的な緊急措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c)　(a)に規定する暫定的な緊急措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、2に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な緊急措置の期間は、3(d)に規定する期間に算入される。

(d)　3(f)、6、7及び8の規定は、(a)に規定する暫定的な緊急措置について準用する。暫定的な緊急措置の結果として課された関税は、その後行われる2に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあると決定されない場合には、払い戻される。

10　両締約国は、二千十七年十二月三十一日後に、必要に応じ、この条の規定について見直しを行う。

第五条

協定第二十二条(b)及び(c)を次のように改め、並びにそれらの次に次の(d)及び(e)を加える。

(b)　「非原産材料」とは、この章の規定に基づいて決定される原産国とは異なる国において生産に使用される材料をいう。

(c)　「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、生産、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

(d)　「代替性のある締約国の原産品」又は「代替性のある締約国の原産材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な締約国の原産品又は原産材料であって、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(e)　「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

第六条

協定第二十三条の一部を次のように改正する。

1　同条1(f)及び(g)を次のように改める。

(f)　当該締約国の領海外において、次のすべての条件を満たす船舶により海から得られた水産物その他の産品

(i)　当該締約国において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii)　いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人(注)（いずれかの締約国の領域に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がいずれかの締約国又は両締約国の国民であり、かつ、いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人が五十一パーセント以上の持分を所有していること。

(iv)　船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上がいずれかの締約国若しくは両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。

注　(f)及び(g)の規定の適用上、「法人」とは、営利目的であるかないか、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(g)　当該締約国の領海外において、次のすべての条件を満たす工船の船上において得られ、又は生産された産品（(f)に規定する産品から生産された産品に限る。）

(i)　当該締約国において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii)　いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国の領域に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がいずれかの締約国又は両締約国の国民であり、かつ、いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人が五十一パーセント以上の持分を所有していること。

(iv)　船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上がいずれかの締約国若しくは両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。

2　同条5中「4(c)の規定の適用上」を「5(c)の規定の適用上」に改める。

3　同条5(b)(i)中「六十パーセント以上」を「四十パーセント以上」に改める。

4　同条6を次のように改める。

6　締約国において産品の生産に使用される材料の価額は、関税評価協定(注)に従って決定されるものとし、かつ、ＣＩＦ価格（保険料及び運賃込みの価格をいう。）とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とする。

注　関税評価協定は、国内取引の場合又は当該材料の取引が存在しない場合について準用する。

5　同条中7を8とし、2から6までを一ずつ繰り下げ、1の次に次の2を加える。

2　この協定の適用上、締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において完全に生産される産品は、当該締約国の原産品として扱う。

第七条

協定第二十五条中「各類ごとに」を削る。

第八条

協定第二十六条1中「第二十三条2」を「第二十三条3」に改める。

第九条

協定第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条のA　代替性のある産品及び材料

1　在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるかどうかを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるかどうかについては、当該締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2　代替性のある締約国の原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している当該締約国の領域において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存する作業を除く。）も行われないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるかどうかについては、当該締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第十条

協定第三十三条を次のように改める。

第三十三条　原産地証明の確認のための援助

1　輸入締約国は、産品の輸入から三年の間においては、輸出締約国に対して原産地証明が真正なものであったかどうか又は正確なものであったかどうかを確認するための援助を要請することができる。そのような要請が行われた場合には、輸出締約国は、要請された援助を行うために必要な措置をとるよう努める。

2　第十四条1の規定は、輸入締約国が、1の規定に従って輸出締約国からの援助を得て原産地証明が真正なものであったかどうか又は正確なものであったかどうかを確認した後においても原産品に当たると決定できない産品に対して関税上の特恵待遇を与える義務を当該輸入締約国に課するものと解してはならない。

第十一条

協定第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十三条のA　雑則

1　輸入締約国と輸出締約国との間の連絡は、英語で行う。

2　附属書ⅡAに定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるかどうかの決定に当たり、輸出締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく適用可能な評価方法を適用する。

第十二条

協定第三十五条の次に次の二条を加える。

第三十五条のA　第四章における用語

この章の規定の適用上、

(a)　「税関当局」とは、日本国にあっては財務省、シンガポール共和国（以下「シンガポール」という。）にあっては財務省シンガポール税関をいう。

(b)　「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し及び執行する法令であって、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動に関する禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第三十五条のB　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を常時最新のものとし、かつ、いかなる利害関係者についても容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮に入れることができるよう、修正された情報を容易に利用可能なものとする。

3　各締約国は、両締約国の利害関係者の要請に基づき、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考える税関に係る事項についてのその他の適切な情報も併せて提供する。

第十三条

協定第五十六条中「シンガポール共和国（以下単に「シンガポール」という。）」を「シンガポール」に改める。

第十四条

協定附属書Ⅰを協定附属書ⅠAとし、同協定附属書の次にこの議定書の附属書一に規定する協定附属書ⅠBを加える。

第十五条

1　この議定書の附属書二に規定する約束表は、協定附属書ⅣCの日本国の約束表第Ⅱ部7A及びBのサービス分野に係る部分に代わるものとする。

2　この議定書の附属書三に規定する約束表は、協定附属書ⅣCのシンガポールの約束表第Ⅱ部7B(a)のサービス分野に係る部分に代わるものとする。

3　この議定書の附属書四に規定する約束表は、協定附属書ⅣCのシンガポールの約束表第Ⅱ部7B(i)のサービス分野に係る部分に代わるものとする。

第十六条

1　この議定書は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文を両締約国が交換する日の後五日目の日に効力を生ずる。

2　この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千七年三月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
安倍晋三

シンガポール共和国のために
リー・シェンロン

附属書一

附属書ⅠB

日本国による関税の撤廃のための実施日程

1　協定第十四条1に基づく日本国による関税の撤廃又は引下げは、この表2欄に掲げる品目の関税について同表4欄に掲げる次の実施日程区分に従って実施する。

(a)　「E」　二千八年一月一日から関税を撤廃する。

(b)　「F5」　基準税率から無税までの六回の均等な関税の引下げを行う。一回目の引下げは、二千八年一月一日に行い、その後の引下げは、二千八年四月一日及びその後の二千九年から二千十二年までの各年のそれぞれ四月一日に行う。

(c)　「F6」　基準税率から無税までの七回の均等な関税の引下げを行う。一回目の引下げは、二千八年一月一日に行い、その後の引下げは、二千八年四月一日及びその後の二千九年から二千十三年まで

の各年のそれぞれ四月一日に行う。

(d)　「F7」　基準税率から無税までの八回の均等な関税の引下げを行う。一回目の引下げは、二千八年一月一日に行い、その後の引下げは、二千八年四月一日及びその後の二千九年から二千十四年までの各年のそれぞれ四月一日に行う。

(e)　「F10」　基準税率から無税までの十一回の均等な関税の引下げを行う。一回目の引下げは、二千八年一月一日に行い、その後の引下げは、二千八年四月一日及びその後の二千九年から二千十七年までの各年のそれぞれ四月一日に行う。

(f)　「F15」　基準税率から無税までの十六回の均等な関税の引下げを行う。一回目の引下げは、二千八年一月一日に行い、その後の引下げは、二千八年四月一日及びその後の二千九年から二千二十二年までの各年のそれぞれ四月一日に行う。

(g)　「P」　基準税率から十四・九パーセントまでの六回の均等な関税の引下げを行う。一回目の引下げは、二千八年一月一日に行い、その後の引下げは、二千八年四月一日及びその後の二千九年から二千十二年までの各年のそれぞれ四月一日に行う。

2　日本国は、この表に掲げる産品に対して同表4欄に定める待遇より有利な待遇を許与することができる。

3　この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この3の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号に分類される原産品について課される関税であって、この表3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

4　この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

5　この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、この表3欄に定める税率であって、専ら関税の撤廃又は引下げに向けた均等な引下げの開始点となるものをいう。

1	2	3	4
関税率表番号	品名	基準税率	区分
第二類			
〇二・〇七	肉及び食用のくず肉		
	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		
〇二〇七・一四のうち	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		
	肝臓		
〇二〇七・二四	七面鳥のもの		
〇二〇七・二五	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
〇二〇七・二六	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		
	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
〇二〇七・二七	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		
	あひるのもの		
〇二〇七・三三	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	九・六％	E E E F7 E E E E E E
〇二〇七・三四	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		
	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	その他のもの		
〇二〇七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	あひるのもの		
	その他のもの		
〇二〇九・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）		
〇二〇九・〇〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）		
〇二一・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール		
	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）		
〇二一〇・九一	霊長類のもの		
〇二一〇・九二	鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの	四・二％	E F5 E E E E E
〇二一〇・九三	爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの		
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物		
〇三・〇一	魚（生きているものに限る。）		
〇三〇一・一〇	観賞用の魚		
	こい及び金魚	三・五％	E F5
	その他のもの		

○三○一・九一のうち	その他の魚（生きているものに限る。）	三・五％	F5
	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）		
○三○一・九三のうち	養魚用の稚魚以外のもの		
	こい		
	養魚用の稚魚以外のもの		
○三・○二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第○三・○四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	三・五％	F5
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）		
○三○二・二一	ハリバット（レインハルディウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	三・五％	F5
○三○二・二二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	三・五％	F5
○三○二・二三	ソール（ソレア属のもの）	三・五％	F5
○三○二・二九	その他のもの	三・五％	F5
	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）		
○三○二・六一のうち	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	三・五％	F5
	サルディノプス属のもの以外のもの		
○三○二・六二	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	三・五％	F5
○三○二・六三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	三・五％	F5
○三○二・六五	さめ		E
○三○二・六六	うなぎ（アングイルラ属のもの）	三・五％	F5
○三○二・六九のうち	その他のもの		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもののうち		E
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい		
	その他のもののうち		
	ふぐ		
○三○二・七○のうち	肝臓、卵及びしらこ	三・五％	F5

○三・○三	にしん（クルペア属のもの）の卵	五・六％	F5
	魚（冷凍したものに限るものとし、第○三・○四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	三・五％	F5
○三○三・三一	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）		
	ハリバット（レインハルディウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	三・五％	F5
○三○三・三二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	三・五％	F5
○三○三・三三	ソール（ソレア属のもの）	三・五％	F5
○三○三・三九	その他のもの		
	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）		
○三○三・七一のうち	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	三・五％	F5
	サルディノプス属のもの以外のもの		
○三○三・七二	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	三・五％	F5
○三○三・七三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	三・五％	F5
○三○三・七五	さめ		E
○三○三・七六	うなぎ（アングイルラ属のもの）	三・五％	F5
○三○三・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトゥス）	三・五％	F5
○三○三・七八のうち	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	三・五％	F5
○三○三・七九のうち	ウロフュキス属のもの		
	その他のもの		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のうち		E
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びししゃも		
	その他のもののうち		
	かじき、さわら、たちうお及びめろ（ディソスティクス属のもの）以外のもの	三・五％	F5
○三○三・八○のうち	肝臓、卵及びしらこ		
	にしん（クルペア属のもの）の卵	四％	F5
○三・○四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの		

	のに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）		
○三〇四・一〇のうち	生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	フィレ以外のうち		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のうち		
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びさめ		
○三〇四・二〇のうち	冷凍したフィレ		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のうち		
	まぐろ（トゥヌス属のもの）、かじき及びめろ（ディソスティクス属のもの）以外のもの	三・五％	F5
		E	
○三〇四・九〇のうち	その他のもの		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のうち		
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい、さめ及びししゃも		
	その他のもののうち		
	いとより（すり身のものに限る。）、くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）以外のもの	三・五％	F5
○三・〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	E	
○三〇五・二〇のうち	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）		
	にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）	三・五％	F5
	さけ科のものの卵	八・四％	F5
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこのうち	三・五％	F5
	こんぶかずのこ	一〇％	F7
	その他のもの	E	
○三〇五・三〇のうち	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）		
	さけ科のもの以外のもののうち		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの	一〇・五％	F7
○三〇五・四二	くん製した魚（フィレを含む。）		
	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	一〇％	F7
○三〇五・四九	その他のもの		
	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	一〇％	F7
○三・〇六	冷凍したもの		
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）		
	ロブスター（ホマルス属のもの）	E	
	シュリンプ及びプローン	E	
	かに	E	
	たらばがに（パラリソドス属のもの）、ずわいがに（キオノエセテス属のもの）及びけがに（エリマクルス属のもの）以外のもの	四％	F5
○三〇六・一九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）		
	えび	E	
	その他のもの	七％	F7
○三〇六・一一	冷凍してないもの		
○三〇六・一二	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）		
○三〇六・一三			
○三〇六・一四のうち			
○三〇六・二一			

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
その他のもの		
○三〇六・二二	ロブスター（ホマルス属のもの）	五% E
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
その他のもの		
○三〇六・二三	シュリンプ及びプローン	五% E
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
その他のもの		
○三〇六・二九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	五% E
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
えび		
その他のもの		
その他のもの		
えび		七% E
その他のもの		
○三〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	五% E
○三〇七・一〇のうち	かき	五% F5
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの		七% F7
以外のもの		
○三〇七・三九のうち	い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）	一〇・五% F7
その他のもの		
冷凍したもの		
以外のもの		一〇% F7
○三〇七・五九	たこ（オクトプス属のもの）	七% F7
その他のもの		
冷凍したもの		
その他のもの		一〇% F7
○三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	七% F7
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの		
その他のもの		
○三〇七・九一のうち	その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	一〇% F7
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、貝柱及びいか以外のうち		七% F7
はまぐり以外のうち		
赤貝（生きているものに限る。）、うに及びあわび		五・三% F5
以外のうち		
くらげ		七% F7
その他のもののうち		
あさり及びしじみ以外のうち		七% F7
軟体動物以外のもの		
○三〇七・九九のうち	その他のもの	一〇% F7
冷凍したもののうち		
くらげ、なまこ及びあわび		
その他のもののうち		
くらげ及びなまこ		
はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）		
はまぐり（乾燥したものに限る。）		
第四類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	
○四・〇八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	一八・八% F15
○四〇八・一一	卵黄	
○四〇八・一九	乾燥したもの	二〇%（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従量税率） F15
その他のもの		
○四〇八・九一	その他のもの	二一・三%（その率が一キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税率） F15
乾燥したもの		
○四〇八・九九	その他のもの	
その他のもの		
○四一〇・〇〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	E
第五類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	
○五〇九・〇〇〇のうち	動物性の海綿	
課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円未満のもの		E
○五一〇・〇〇のうち	アンバーグリス、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍し	

	たもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）			
○五・一一	じゃ香及び牛黄以外のもの			E
	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの			
○五一・九一のうち	その他のもの			
	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの			
○五一・九九のうち	魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵以外のもの			E
	その他のもの			
	蚕種、動物の精液、腱、筋、原皮くず及び乾燥した血以外のもの			E
第六類				
○六・○四	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉			
	植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）			E
第七類				
○七・○一	食用の野菜、根及び塊茎			
○七○二・○○	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			E
○七・○三	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			E
○七○三・一○	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
	たまねぎ及びシャロット			
	たまねぎ			
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と七三円七〇銭との差額（その率が八・五％の従価税率より高いときは、当該従価税率）	F15	E
			三％	F5
	シャロット			E
	にんにく			E
	リーキその他のねぎ属のもの		三％	F5
	ねぎ（アリウム・フィスツローサム）			E
	その他のもの		三％	F5
○七○三・二○				
○七○三・九○				
○七・○四	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			E
○七・○五	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			E
○七・○六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			E
○七○七・○○	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			E
○七・○八	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）			E
○七・○九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			E
○七○九・一○	アーティチョーク			E
○七○九・二○	アスパラガス			E
○七○九・三○	なす		三％	F5
○七○九・四○	セルリー（セルリアクを除く。）			E
○七○九・五一	きのこ及びトリフ			E
○七○九・五二	きのこ（はらたけ属のもの）			E
○七○九・五九のうち	トリフ			E
	その他のもの			E
	まったけ			E
	その他のもののうち			E
	しいたけ以外のもの		三％	F5
○七○九・六○	とうがらし属又はピメンタ属の果実			E
○七○九・七○	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草			E
○七○九・九○	その他のもの		六％	F5
	スイートコーン			E
	その他のもの			E
○七一○・三○	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）			E
○七一○・四○	ばれいしょ		八・五％	F7
○七一○・八○	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）			E
○七一○・一○	えんどう（ピスム・サティヴム）		八・五％	F7
○七一○・二一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		八・五％	F7
○七一○・二二	その他のもの			E
○七一○・二九	えだ豆		六％	F5
	その他のもの			E
	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草		八・五％	F7
	スイートコーン		六％	F5
	その他の野菜		一○・六％	F7
	ごぼう		一二％	F10
	その他のもの		六％	F5

○七一〇・九〇	野菜を混合したもの				
	スイートコーンを主成分とするもの				
○七・一一	その他のもの	一〇・六%	F7		
	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	六%	F5		
○七一一・二〇	オリーブ			E	
○七一一・三〇	ケーパー	九%	F7		
○七一一・四〇	きゅうり及びガーキン	九%	F7		
○七一一・五一	きのこ及びトリフ				
○七一一・五九	きのこ（はらたけ属のもの）	九%	F7		
○七一一・九〇	その他のもの			E	
	その他の野菜及び野菜を混合したもの				
	なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび				
	なす	六%	F15		
	らっきょう及びわらび	六%	F5		
	その他のもの				
	ごぼう	一二%	F10		
	その他のもの				
○七・一二	なす	九%	F15		
	その他のもの	九%	F7		
	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）				
○七一二・二〇	たまねぎ	九%	F15		
	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ				
○七一二・三一	きのこ（はらたけ属のもの）	九%	F7		
○七一二・三二	きくらげ（きくらげ属のもの）	九%	F7	E	
○七一二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）				
○七一二・三九のうち	その他のもの			E	
	しいたけ以外のもの				
○七一二・九〇のうち	その他の野菜及び野菜を混合したもの			E	
	スイートコーン	一キログラムにつき九円			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの		F5		
	その他のもの				
	ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	一二・八%	F10		
	その他のもの	九%	F7		
○七・一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）				
○七一三・一〇のうち	えんどう（ピスム・サティヴム）				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもののうち播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの			E	
○七一三・二〇のうち	ひよこ豆				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの				
○七一三・三三のうち	ささげ属又はいんげんまめ属の豆				
	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもののうち播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの				
○七一三・三九のうち	その他のもの				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもののうち播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの			E	
○七一三・四〇のうち	ひら豆				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの				
○七一三・五〇のうち	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもののうち播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの			E	
○七一三・九〇のうち	その他のもの				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもののうち播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの			E	
○七・一四	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものと			E	

し、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄				
○七一四・一〇のうち	カッサバ芋			
	冷凍したもののうち			
	飼料用のもの以外のもの			
	注　「飼料用のもの」とは、税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもののうち			
	粉又はミールのペレット以外のもののうち			
	飼料用のもの以外のもの			
	注　「飼料用のもの」とは、税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
○七一四・二〇	かんしょ			
	冷凍したもの	一二％	F15	
	その他のもの	一二・八％	F15	
○七一四・九〇	その他のもの			
	冷凍したもの	一〇％	F7	
	さといも	一二％	F10	
	その他のもの	九％	F7	
	その他のもの			

第八類				
○八・〇一	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮（ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）			
○八〇一・一一	ココやしの実			
○八〇一・一九	乾燥したもの	E		
	その他のもの	E		
○八〇一・二一	ブラジルナット			
	殻付きのもの	E		
○八〇一・二二	殻を除いたもの	E		
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）			
○八〇二・一一のうち	アーモンド			
	殻付きのもの	E		
	スイートアーモンド			
○八〇二・一二のうち	殻を除いたもの	E		
	スイートアーモンド			
	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）			
○八〇二・二一	殻付きのもの	E		
○八〇二・二二	殻を除いたもの	E		
○八〇二・三一	くるみ			
	殻付きのもの	E		
○八〇二・三二	殻を除いたもの	E		
○八〇二・四〇	くり（カスタネア属のもの）			
○八〇二・九〇のうち	その他のもの			
	ぴんろう子以外のもののうち			
	マカダミアナット及びペカン			
	その他のもの			
○八〇三・〇〇のうち	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
	乾燥したもの	E		
○八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
○八〇四・二〇	いちじく	六％	F5	
○八〇四・四〇	アボカドー	E		
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	E		
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
○八〇五・一〇	オレンジ			
○八〇五・二〇	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	一六％	F15	
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	三二％	F15	
○八〇五・四〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	一七％	F15	
○八〇五・九〇のうち	グレープフルーツ	一〇％	F7	
	その他のもの			
○八・〇六	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）以外のもの	一七％	F15	
○八〇六・一〇	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
	生鮮のもの			
○八〇六・二〇	毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの	一七％	F10	
○八・〇七	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの	七・八％	F7	
	乾燥したもの	E		
○八〇七・一一	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）			
○八〇七・一九	メロン（すいかを含む。）	六％	F5	
○八〇七・二〇	すいか	六％	F5	
○八・〇八	その他のもの	E		
	パパイヤ			
	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）			

○八○八・一○	りんご	一七％	F10
○八○八・二○	なし及びマルメロ	四・八％	F5
○八・○九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）		
○八○九・一○	あんず	六％	F5
○八○九・二○	さくらんぼ	八・五％	F7
○八○九・三○	桃（ネクタリンを含む。）	六％	F5
○八○九・四○	プラム及びスロー	六％	F5
○八・一○	その他の果実（生鮮のものに限る。）		
○八一○・一○	ストロベリー	六％	F5
○八一○・二○	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	E	
○八一○・三○	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	E	
○八一○・四○	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実	E	
○八一○・五○	キウイフルーツ	六・四％	F5
○八一○・六○	ドリアン	E	
○八一○・九○	その他のもの	E	
	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	E	
○八・一一	その他のもの	六％	F5
	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
○八一一・一○	ストロベリー	九・六％	F7
	砂糖を加えたもの	一二％	F10
	その他のもの		
○八一一・二○	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	E	
○八一一・九○のうち	その他のもの	E	
	砂糖を加えたもののうち		
	パイナップル以外のもののうち		
	ベリー	一三・八％	F10
	サワーチェリー	七％	F7
	桃及びなし	一二％	F10
	その他のもの		
	その他のもののうち		
	パイナップル以外のもののうち		
	ババイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカム		
	桃及びなし		
	その他のもの		
	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）		
○八・一二	さくらんぼ		
○八一二・一○	その他のもの		
○八一二・九○のうち	バナナ以外のもののうち		
	オレンジ		
	毎年六月一日から同年一一月三○日までに輸入されるもの		
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの		
	グレープフルーツ		
	その他のもののうち		
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）以外のもののうち		
	くり		
○八・一三	その他のもののうち		
○八一三・一○	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種		
○八一三・二○	その他のもの		
○八一三・三○	乾燥果実（第○八・○一項から第○八・○六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの		
○八一三・四○	あんず	九・六％	F15
	プルーン	一七％	F15
○八一三・五○	りんご	一二％	F10
	その他の果実	九％	F7
	ベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル	E	
	その他のもの	九％	F7
	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの		

平成十九年六月十三日　参議院会議録第三十六号（その二）　新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

	ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇％を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）			
○八一四・〇〇	その他のもの			
	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	E	F 10	一二％
	第九類			
○九・〇一	コーヒー、茶、マテ及び香辛料			
	コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）			
○九〇一・九〇のうち	その他のもの			
	コーヒーを含有するコーヒー代用物	E		
○九・〇二	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）			
○九〇二・一〇	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）		F 15	一七％
○九〇二・二〇のうち	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）			
○九〇二・三〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）		F 15	一七％
	紅茶			
○九〇二・四〇のうち	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶		F 15	一七％
	くず（飲用に適するものを除く。）以外のもの			
	紅茶	E	F 10	一二％
	その他のもの			
○九〇三・〇〇	マテ		F 15	一七％
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー		F 10	一二％
	ペッパー			
○九〇四・一一のうち	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
○九〇四・一二のうち	破砕し又は粉砕したもの			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
○九〇四・二〇のうち	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）			
	小売用の容器入りにしたもの	E		

○九〇七・〇〇のうち	丁子（果実、花及び花梗に限る。）			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
○九・〇八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類			
○九〇八・一〇のうち	肉ずく			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
○九〇八・二〇のうち	肉ずく花			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
○九〇八・三〇のうち	カルダモン類			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
○九・〇九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー			
○九〇九・一〇のうち	アニス又は大ういきょうの種			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
	その他のもののうち			
	破砕し又は粉砕したもの	E		
○九〇九・二〇のうち	コリアンダーの種			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
	その他のもののうち			
	破砕し又は粉砕したもの	E		
○九〇九・三〇のうち	クミンの種			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
	その他のもののうち			
	破砕し又は粉砕したもの	E		
○九〇九・四〇のうち	カラウエイの種			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
	その他のもののうち			
	破砕し又は粉砕したもの	E		
○九〇九・五〇のうち	ういきょうの種及びジュニパーベリー			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
	その他のもののうち			
	破砕し又は粉砕したもの	E		
○九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料			
○九一〇・一〇	しょうが			
	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの			
	その他のもの			
○九一〇・二〇のうち	サフラン		九％	
	小売用の容器入りにしたもの	E	F 7	
○九一〇・三〇のうち	うこん			
	小売用の容器入りにしたもの	E		

小売用の容器入りにしたもの			
○九一○・四○のうち　月けい樹の葉及びタイム			
小売用の容器入りにしたもの	E	七・二%	E
○九一○・五○　カレー	E		E
その他の香辛料			
○九一○・九一のうち　この類の注1(b)の混合物			
小売用の容器入りにしたもの	E		E
○九一○・九九のうち　その他のもの			
小売用の容器入りにしたもの	E		E
第一○類　穀物			
一○○二・○○のうち　ライ麦			
薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの	E		E
一○・○五　とうもろこし			
一○○五・一○のうち　播種用のもの			
薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの	E		E
一○○七・○○のうち　グレーンソルガム			
薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもののうち			
飼料用のもの以外のもの	E		E
注　「飼料用のもの」とは、税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
一○・○八　そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物			
一○○八・一○のうち　そば			
薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの	E	九%	F 7
一○○八・九○のうち　その他の穀物			
薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもののうち			
ライ小麦以外のもの	E		E
第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン			
一一・○二　穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）			
一一○二・一○　ライ麦粉		一五%	F 10
一一○二・九○のうち　その他のもの			
大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉以外のもの		二一・三%	F 10
一一・○三　ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット			
ひき割り穀物及び穀物のミール			

一一○三・一九のうち　その他の穀物のもの			
大麦、裸麦、ライ小麦及び米のもの以外のもののうち			
オートのもの		一二%	F 10
その他のもの		一七%	F 10
一一○三・二○のうち　ペレット			
小麦、大麦、裸麦、米及びライ小麦のもの以外のもののうち			
オートのもの		一二%	F 10
とうもろこしのもの		二一・三%	F 10
その他のもの		一七%	F 10
一一・○四　その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一○・○六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）			
ロールにかけ又はフレーク状にした穀物			
オートのもの		一二%	F 10
その他の穀物のもの			
小麦、ライ小麦、米、大麦及び裸麦のもの以外のもののうち			
とうもろこしのもの		二一・三%	F 10
一一○四・一二　その他のもの			
一一○四・一九のうち　その他の穀物のもの			
大麦、裸麦、ライ小麦及び米のもの以外のもののうち			
オートのもの		一二%	F 10
その他のもの		一七%	F 10
一一○四・二一　ペレット			
一一○四・二三　小麦、大麦、裸麦、米及びライ小麦のもの以外のもののうち			
オートのもの		一二%	F 10
とうもろこしのもの		二一・三%	F 10
その他のもの		一七%	F 10
一一・○五　その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）　オートのもの		一二%	F 10
とうもろこしのもの		一六・二%	F 10
コーンフレークの製造に使用するもの			
その他のもの			
その他の穀物のもの		一八%	F 10
一一・○六　小麦、ライ小麦、米、大麦及び裸麦のもの以外のもの		一七%	F 10
ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット		二○%	F 15
乾燥した豆（第○七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第○七・一四項のものに限る。）の粉及びミール			
並びに第八類の物品の粉及びミール			
一一○六・二○のうち　サゴやし又は根若しくは塊茎（第○七・一四項のものに限る。）のもの		一七%	F 10
カッサバ芋のもの以外のもの		一二%	F 10
一一○六・三○のうち　第八類の物品のもの		二一・三%	F 15
バナナのもののうち			
飼料用のもの以外のもの		一五%	F 10
注　「飼料用のもの」とは、税関の監督の下で飼料の			

	原料として使用するものに限る。		
	その他のもの	一五%	F 10
第一二類			
一二・〇八	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物		
	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）		E
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）		E
一二・一一	及びルプリン		
	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）		E
一二一一・二〇	おたねにんじん		E
一二一一・四〇	けしがら		E
一二一一・九〇のうち	その他のもの		
	ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プランタゴプシリウムの種、キナ、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう、ゲンチアナ根、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海葱、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香、槐花及び大黄以外のもの	三・五%	F 5 E
一二・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		E
一二一二・二〇のうち	海草その他の藻類		
	食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）以外のうち		
	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもののうち		
	ふのり属のもの		
	その他のもの		
一二一二・三〇	あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁		
	その他のもの		

一二一二・九九のうち	その他のもの		
	こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）及びさとうきび以外のもの		E
第一三類			
一三・〇一	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス		
	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）		E
一三〇一・一〇のうち	ラック		
	セラックその他の精製ラック		
一三・〇二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）		E
	植物性の液汁及びエキス		
一三〇二・一四のうち	除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの	六%	F 5
	除虫菊エキス		
一三〇二・一九のうち	その他のもの		
	飲料のもとのうち		
	植物性の一種類の原料から得たもの	一〇%	F 7
	その他のもののうち		
	生漆、大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン以外のもののうち		E
	アルコール分が五〇%以上のもの		E
一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩		E
第一四類			
一四・〇一	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品		
	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）		E
一四〇一・一〇	竹		
一四〇一・九〇	その他のもの		
	いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトゥス）	八・五%	F 7
	その他のもの		E
一四・〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		
一四〇四・九〇のうち	その他のもの		
	除虫菊かす、雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種以外のもの		E
第一五類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに		

一五〇一・〇〇のうち	動物性又は植物性のろう		
	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）	六・四％	F5
	豚脂以外のもの		
一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）		E
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物	三・五％	F5
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）	七％（その率が一キログラムにつき四円二〇銭より低いときは、当該従量税率）	F10
一五〇四・三〇のうち	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物		
	鯨油以外のもの	三・五％	F5
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		E
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	六・四％	F5
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		E
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		E
一五一二・二一のうち	綿実油及びその分別物		
	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）		E
一五一二・二九のうち	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの		E
	その他のもの		
一五・一三	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの		E
	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		E
一五一三・一一	やし（コプラ）油及びその分別物		E
	粗油		E
一五一三・一九	その他のもの		E
	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物		E
一五一三・二一のうち	粗油		E
	パーム核油		E
一五一三・二九のうち	その他のもの		E
	パーム核油及びその分別物		E
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		E
一五一五・三〇	ひまし油及びその分別物		E
一五一五・九〇のうち	その他のもの		
	漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物		E
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）		E
一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）		E
一五一七・九〇のうち	その他のもの		
	動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）	六・四％	F5
	離型油	二・九％	F5
一五一八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		E
一五二〇・〇〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液		E
一五・二一	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないかを問わない。）		E
一五二一・九〇のうち	その他のもの		
	みつろう以外のもの		E
一五二二・〇〇のうち	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物		E
	デグラス		E
第一六類			
一六・〇二	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品		
一六〇二・三一のうち	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血		
	第〇一・〇五項の家きんのもの		
	七面鳥のもの		

	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）以外のもののうち			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの以外のもの			
一六〇二・三九のうち	その他のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）以外のもののうち			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの以外のもの	E		
一六〇三・〇〇のうち	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース			
一六・〇四	肉のエキス及びジュース以外のもの			
	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物			
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）			
一六〇四・一九のうち	その他のもの			
	うなぎ以外のもの			
一六〇四・二〇のうち	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚			
	卵のうち			

	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもののうち			
	にしん（クルペア属のもの）のもの			
	その他のもの			
一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物			
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）			
一六〇五・二〇のうち	シュリンプ及びプローン			
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの			
	単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したもの			
	その他のもの			
	その他のもののうち			
	米を含まないもの			
一六〇五・四〇のうち	その他の甲殻類			
	えび以外のもの			
一六〇五・九〇のうち	その他のもの			
	くん製したもののうち			

	いか、帆立貝及び貝柱のもの以外のもの			
	その他のもののうち			
	くらげ			
	その他のもののうち			
	いか、なまこ及びうに以外のもののうち			
	あわび及び帆立貝以外のもののうち			
	その他の軟体動物のもののうち			
	気密容器入りのもの以外のもの			
	その他のもの			
	第一七類			
一七・〇二	糖類及び砂糖菓子			
	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル			
	乳糖及び乳糖水			
一七〇二・一一	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの	E	E	E
一七〇二・一九	その他のもの			
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	E	E	E

一七〇二・九〇のうち	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）			
	砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル以外のもののうち			
	ハイ・テスト・モラセスのうち			
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの			
	その他のもののうち			
	香味料又は着色料を加えてないもののうち			
	砂糖を加えてないもののうち			
	ソルボース			
一七・〇三	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）			
一七〇三・一〇のうち	甘しゃ糖みつ			
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの			
	その他のもの			
一七〇三・九〇のうち	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用す			

		六・七％		F5
		一〇％		F7
		九・六％		F5
		九・六％		F7

第一八類			
一八・〇三	ココア及びその調製品		
一八〇三・一〇	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）		
一八〇三・二〇	脱脂してないもの	五%	F5
一八〇五・〇〇	完全に又は部分的に脱脂したもの	一〇%	F7
一八・〇六	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	一二・九%	F7
一八〇六・一〇のうち	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品		
	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	一五%	F15
一八〇六・三二のうち	砂糖を加えてないもの		
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）		
	詰物をしてないもの		
	チョコレート菓子以外のうち		
	砂糖を加えてないもの	二一・三%	F15
第一九類			
一九・〇一	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品		
	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
一九〇一・一〇のうち	育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）		
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）以外のもののうち		
	第〇四・〇二項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品のうち		
	砂糖を加えてないもの	二二・三%	F15
一九〇二・〇〇	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	九・六%	F7
一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品		
一九〇五・一〇	クリスプブレッド	九%	F15
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品		
一九〇五・四〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品		
一九〇五・九〇のうち	その他のもの		
	パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）、聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品以外のもののうち		
	砂糖を加えたもののうち		
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの		
	その他のもののうち		
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	九%	F15
第二〇類			
二〇・〇一	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品		
二〇〇一・一〇	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分		
	きゅうり及びガーキン		
	砂糖を加えたもの	一五%	F10
二〇〇一・九〇のうち	その他のもの		
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン		
	スイートコーン		
	ヤングコーンコブ		
	その他のもの		
	その他のもの		
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	一二%	F10
	スイートコーン	一〇・五%	F7
	ヤングコーンコブ	一六・八%	F15
	その他のもの	一五%	F10
	その他のもの	七・五%	E F7

ヤングコーンコブ				
その他のもののうち				
しょうが以外のもの				
調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	二〇・〇二	二〇〇二・一〇	一五%	F10
トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	二〇〇二・九〇のうち	二〇〇二・一〇	一二%	F10
その他のもの				
砂糖を加えたもの			九%	F15
その他のもののうち				
トマトピューレー及びトマトペースト以外のもの				
調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	二〇・〇三	二〇〇三・一〇	一三・四%	F15
きのこ（はらたけ属のもの）				
砂糖を加えたもの			九%	F15
その他のもの				
気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			一三・六%	F10
フレンチマッシュルーム				E
その他のもの				E
その他のもの				E
トリフ	二〇〇三・二〇			
その他のもの	二〇〇三・九〇			
調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	二〇・〇四			
ばれいしょ	二〇〇四・一〇			
単に加熱による調理をしたもの				
その他のもの			八・五%	F15
マッシュポテト				
その他のもの			一三・六%	F10
その他の野菜及び野菜を混合したもの	二〇〇四・九〇のうち		九%	F15
砂糖を加えたもの				
スイートコーン				
その他のもの			一〇・五%	F7
その他のもののうち				
アスパラガス及び豆のうち				
アスパラガス			二三・八%	F15
たけのこ				
スイートコーン			一七%	F15
ヤングコーンコブ			一三・六%	F10
			七・五%	F7
			一五%	F10

その他のもの				
調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	二〇・〇五	二〇〇五・一〇	九%	F7
均質調製野菜				
砂糖を加えたもの			一六・八%	F15
その他のもの			一二%	F10
ばれいしょ				
マッシュポテト及びポテトフレーク				
その他のもの			一三・六%	F10
気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）				
その他のもの			一二%	F10
えんどう（ピスム・サティヴム）		二〇〇五・四〇のうち	九%	F7
砂糖を加えてないもののうち				
気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			一二%	F10
さや付きのもの				
その他のもの			一五%	F10
その他のもの				
さや付きのもの		二〇〇五・五一のうち	九%	F7
その他のもの				
ささげ属又はいんげんまめ属の豆			一三・六%	F10
さやを除いた豆				
砂糖を加えたもののうち			一四%	F10
気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）				
その他のもの		二〇〇五・六〇	一二%	F10
砂糖を加えてないもの				
気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			一六%	F15
その他のもの			一二%	F10
アスパラガス				
気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		二〇〇五・七〇		E
その他のもの				
オリーブ		二〇〇五・八〇	一四・九%	F10
スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）				
砂糖を加えたもの				

	その他のもの		一〇％ F7
二〇〇五・九〇のうち	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	砂糖を加えたもののうち		
	豆（さや付きのものを除く。）のうち		
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）		一四％ F10
	その他のもののうち		
	豆（さや付きのものを除く。）以外のうち		
	たけのこ		一三・六％ F10
	ヤングコーンコブ		一五％ F10
	サワークラウト		一二％ F10
	その他のもののうち		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		九・六％ F15
	にんにくの粉		一二％ F10
	その他のもの		
	その他のもの		一〇・五％ F15
	にんにくの粉		九％ F7
	その他のもの		

二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）		
	マロングラッセ		一二・六％ F15
	その他のもの		一八％ F10
二〇・〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		三四％ F15
二〇〇七・一〇	均質調製果実		
	砂糖を加えたもの		二一・三％ F15
	その他のもの		
二〇〇七・九一	その他のもの		三四％ F15
	かんきつ類の果実		
	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード		一六・八％ F15
	砂糖を加えたもの		一二％ F10
	その他のもの		
	フルーツピューレー及びフルーツペースト		
	砂糖を加えたもの		二一・三％ F15
	その他のもの		

二〇〇七・九九	その他のもの		
	ジャム及びフルーツゼリー		
	砂糖を加えたもの		一六・八％ F15
	その他のもの		一二％ F10
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		三四％ F15
	フルーツピューレー及びフルーツペースト		
	その他のもの		四〇％ F15
	その他のもの		
	フルーツピューレー及びフルーツペースト		二一・三％ F15
	その他のもの		二五％ F15
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）		
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）		
	落花生		
二〇〇八・一一のうち	砂糖を加えたもののうち		
	ピーナツバター		一二％ F10
	ピーナツバター		

	その他のもののうち		一〇％ F7
	ピーナツバター		
二〇〇八・一一九	その他のもの（混合したものを含む。）		
	砂糖を加えたもの		二一％ F10
	パルプ状のもの		
	その他のもの		一一％ F7
	カシューナット及びその他のいったナット		
	その他のもの		一六・八％ F15
	その他のもの		
	パルプ状のもの		
	その他のもの		
	アーモンド（いったものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（いったものに限る。）及びカシューナット		E
	ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット		一〇％ F7
	ぎんなん		一二％ F10
	その他のもの		
	いったもの		E
	その他のもの		一二％ F10

二〇〇八・三〇	かんきつ類の果実		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの	二九・八%	F15
	その他のもの	二三・八%	F15
	その他のもの		
	パルプ状のもの	二一・三%	F15
	その他のもの	一七%	F15
二〇〇八・四〇	なし		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの		
	気密容器入りのもの	一五%	F10
	その他のもの	二一%	F15
	その他のもの		
	気密容器入りのもの	一〇・八%	F7
	その他のもの	一五%	F10
	パルプ状のもの		
	気密容器入りのもの	一二%	F10
	その他のもの	一五%	F10
	その他のもの		
二〇〇八・五〇	気密容器入りのもの		
	その他のもの	一〇・八%	F7
	あんず		
	砂糖を加えたもの	一五%	F10
	その他のもの	一二%	F10
二〇〇八・六〇	さくらんぼ		
	砂糖を加えたもの	一五%	F10
	その他のもの	一二%	F10
二〇〇八・七〇	桃（ネクタリンを含む。）		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの		
	気密容器入りのもの	二一・三%	F15
	その他のもの	二九・八%	F15
	気密容器入りのもの		
	容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの	六・七%	F5
	その他のもの	八%	F7
	その他のもの		
	パルプ状のもの	一三・四%	F10

	気密容器入りのもの		
	その他のもの	一七%	F10
	その他のもの		
	気密容器入りのもの	二一・三%	F10
	その他のもの	六・七%	F5
二〇〇八・八〇	ストロベリー		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの	二一%	F15
	その他のもの	一一%	F7
	その他のもの		
	パルプ状のもの	一五%	F10
	その他のもの	一二%	F10
二〇〇八・九一	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）		
二〇〇八・九二	パームハート		
	混合したもの		
	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル		
	砂糖を加えたもの	六%	E F5
	その他のもの		

	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの	二九・八%	F15
	その他のもの	二三・八%	F15
	その他のもの		
	パルプ状のもの	二一・三%	F15
	その他のもの	一七%	F15
二〇〇八・九九	梅		
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの		
	バナナ及びアボカドー		
	その他のもの		
	その他のもの		
	ベリー及びプルーン		
	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	一一%	F7
	気密容器入りのもの		
	その他のもの	一一%	F10

その他のもの			
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	一四％	F 10	
その他のもの	一六・八％	F 15	
その他のもの			
パルプ状のもの	一五％	F 10	
バナナ、アボカドー、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	二一・三％	F 15	E
カムカム			
その他のもの			
その他のもの			
プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン			E
さといも（冷凍したものに限る。）	一〇％	F 7	
その他のもの			
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）及びカムカム			E
かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）	一二％	F 15	
その他のもの	一二％	F 10	
果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			
オレンジジュース			
冷凍したもの			
砂糖を加えたもの			
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五・五％	F 15	
その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15	
その他のもの			
その他のもの			
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二一・三％	F 15	
その他のもの	二五・五％	F 15	
冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）			
砂糖を加えたもの			
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全			

二〇・〇九

二〇〇九・一一

二〇〇九・一二

重量の一〇％以下のもの	二五・五％	F 15	
その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15	
その他のもの			
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二一・三％	F 15	
その他のもの	二五・五％	F 15	
砂糖を加えたもの			
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五・五％	F 15	
その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15	
その他のもの			
その他のもの			
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二一・三％	F 15	
その他のもの	二五・五％	F 15	
グレープフルーツジュース			
ブリックス値が二〇以下のもの			
砂糖を加えたもの			
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	F 15	
その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15	
その他のもの			
その他のもの			
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％	F 15	
その他のもの	二五・五％	F 15	
砂糖を加えたもの			
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	F 15	
その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15	
その他のもの			
その他のもの			
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％	F 15	
その他のもの	二五・五％	F 15	
その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）			

二〇〇九・一九

二〇〇九・二一

二〇〇九・二九

二〇〇九・三一	ブリックス値が二〇以下のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	F15
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
	その他のもの		
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
	レモンジュース	六％	F5
	ライムジュース	一二％	F10
	その他のもの	一九・一％	F15
	その他のもの	二五・五％	F15
二〇〇九・三九	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	F15
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
	その他のもの		
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
	レモンジュース	六％	F5
	ライムジュース	一二％	F10
	その他のもの	一九・一％	F15
	その他のもの	二五・五％	F15
二〇〇九・四一	その他のもの		
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	F15
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
二〇〇九・四九	その他のもの		
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	F15
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
二〇〇九・五一	その他のもの		
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	F15
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
二〇〇九・六一	ブリックス値が二〇以下のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	F15
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
	その他のもの		
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
	レモンジュース	六％	F5
	ライムジュース	一二％	F10
	その他のもの	一九・一％	F15
	その他のもの	二五・五％	F15
二〇〇九・六九	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）ブリックス値が三〇以下のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	F15
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	F15
	その他のもの	一九・一％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
二〇〇九・七一	その他のもの		
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
	その他のもの		
	りんごジュース		
	ブリックス値が二〇以下のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	F15
	その他のもの	三四％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
二〇〇九・八〇	その他のもの		
	その他のもの		
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	F15
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）		
	果汁		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	F15
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
	その他のもの		
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
	プルーンジュース		
	その他のもの	一四・四％	F10
	その他のもの	一九・一％	F15
	二五・五％	F15	

野菜ジュース		
砂糖を加えたもの	八・一%	F7
その他のもの		
気密容器入りのもの	九%	F7
その他のもの	七・二%	F7
二〇〇九・九〇 混合ジュース		
混合果汁		
砂糖を加えたもの		
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二三%	F15
その他のもの	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
その他のもの		
しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	一九・一%	F15
その他のもの	二五・五%	F15
混合野菜ジュース		
砂糖を加えたもの	八・一%	F7
その他のもの	五・四%	F5

第二一類		
二一・〇一 各種の調製食料品		
コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物		
コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品		
二一〇一・一一のうち		
エキス、エッセンス及び濃縮物		
砂糖を加えてないもののうち		
インスタントコーヒー	八・八%	F7
その他のもの		
二一〇一・一二のうち		
エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品		
エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品のうち		
砂糖を加えてないもののうち		
インスタントコーヒー	八・八%	F7
その他のもの		
コーヒーをもととした調製品のうち		
ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%未満のもののうち		
砂糖を加えてないもの		
茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品		
茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品		
インスタントティー		
その他のもの		
茶又はマテをもととした調製品		
ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%未満のもののうち		
砂糖を加えてないもの		
二一〇一・三〇 チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物		
二一・〇二 酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー		
二一〇二・二〇のうち 酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）		
酵母		
二一〇二・三〇		
二一・〇三 調製したベーキングパウダー		
ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
醤油		
マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
小売用の容器入りにしたもの		
その他のもの		
その他のもの		
ソース		
マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング以外のもの		
その他のもの		
インスタントカレーその他のカレー調製品		
その他のもの		
グルタミン酸ソーダを主成分とするもの		
その他のもの		
二一〇三・一〇 スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品		
二一〇三・三〇 スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品		
野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）		
二一〇四・一〇		

一五%	F10	
	E	
八%	F7	
	E	
一五%	F10	
六%	F5	
	E	
七・二%	F7	
	E	
七・二%	F7	
七・二%	F7	
九%	F7	
七・五%	F7	
九・六%	F7	
一〇・五%	F7	
七%	F7	

	その他のもの	八・四％	F 7
二一〇四・二〇	均質混合調製食料品	一二％	F 10
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		
二一〇六・一〇のうち	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇％以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）以外のもののうち	一〇・六％	F 7
	砂糖を加えてないもののうち		
	植物性たんぱく	一五％	F 10
	その他のもの		
二一〇六・九〇のうち	その他のもの		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品以外のうち		
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇％を超える調製食料品以外のうち		
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）、チューインガム、こんにゃく以外のうち		
	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五％を超えるものに限る。）のうち	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15
	果汁をもととした調製品（アルコール分が一％未満のものに限る。）		
	その他のもの		
	その他のもののうち		
	砂糖を加えたもののうち		
	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもとのうち	二三・八％	F 10
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの以外のもの		
	ビタミンをもととした栄養補助食品	一二・五％	F 10
	その他のもののうち		
	砂糖（重量の五〇％以上）、ココナッツミルク及び卵をもととして加熱調理したもので、小売用の容器入りのもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のもの		
	その他のもののうち		
	調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五％を超え三〇％未満のものに限る。）以外のうち		
	アルコールを含有しない飲料のもと		
	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	一二％	F 10
	その他のもの		
	その他のもののうち	一〇％	F 7
	第〇四・一〇項の物品のもの		
	その他のもののうち	九％	F 7
	ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	一二・五％	F 10
	その他のもの	二九・八％	P

	第二二類		
二二・〇一	飲料、アルコール及び食酢		
二二〇一・一〇	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪		
二二〇一・一〇	鉱水及び炭酸水	E	
	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）	九・六％	F 7
二二〇二・一〇のうち	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）		
	砂糖を加えてないもの		
二二〇二・九〇のうち	その他のもの		
	砂糖を加えてないもの	九・六％	F 7
二二・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）		
二二〇四・三〇のうち	その他のぶどう搾汁		
	アルコール分が一％未満のもののうち		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	F 15
	その他のもの		
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％	F 15

二二・〇五	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	二五・五%	F 15
二二〇五・九〇のうち	その他のもの アルコール分が一%未満のもの	一九・一%	F 15
二二〇六・〇〇のうち	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） アルコール分が一%未満のもの	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15
二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		
二二〇八・九〇のうち	その他のもの エチルアルコール及び蒸留酒以外のアルコール飲料のうち果汁をもととした飲料（アルコール分が一%未満のものに限る。）	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15
二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	七・五%	F 7
第二三類			
二三・〇九	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料		
二三〇九・一〇のうち	飼料用に供する種類の調製品 犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。） 乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの	一キログラムにつき、五九円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇%を超える一%ごとに六円を加えた額	F 10
	その他のもののうち 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）以外のもののうち 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）以外のもののうち 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のもの		
二三〇九・九〇のうち	その他のもの 飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。） その他のもののうち 乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもののうち ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの以外のもの	一キログラムにつき三六円	F 10
		一キログラムにつき、五二円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇%を超える一%ごとに五円三〇銭を加えた額	F 10
第二七類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう		E
二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの		
二七〇一・二〇	練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの		
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油		
二七一〇・一一のうち	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 軽質油及びその調製品 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）のうち 揮発油のうち 低重合度の混合アルキレン及び政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの 以外のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの以外のもののうち		

航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）のうち			
温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの	一キロリットルにつき一、二四〇円	F10	
その他のもの	一キロリットルにつき一、二四〇円	F10	
灯油のうち			
低重合度の混合アルキレン以外のうち			
ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）以外のうち			
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの以外のもの	一キロリットルにつき四九三円	F10	
軽油		E	
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリットルにつき一、〇九三円	F10	
その他のもの			
石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）のうち			
重油及び粗油のうち			
温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもののうち			
製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）以外のもののうち			
温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの以外のもののうち			
硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの	一キロリットルにつき一、九〇二円	F10	
その他のもの	一キロリットルにつき二、三八一キロリットルにつき四円	F10	
温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの			
二七一〇・一九のうち			

ののうち			
製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）以外のもののうち			
硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの	一キロリットルにつき一、六八七円	F10	
その他のもの	一キロリットルにつき二、二四六円	F10	
第二九類			
二九・〇五			
有機化学品			
非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
その他の多価アルコール			
二九〇五・四三			
マンニトール		E	
二九〇五・四五			
グリセリン		E	
二九・〇六			
環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体			
二九〇六・一一のうち			
メントール			
ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）			
二九・一四			
しょう脳			
二九一四・二一のうち			
融点が一七五度以上のもの			
二九・二二			
酸素官能のアミノ化合物			
アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩			
二九二二・四二のうち			
グルタミン酸及びその塩			
グルタミン酸ソーダ			
二九・二三			
第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）			
レシチンその他のホスホアミノリピド			
二九二三・二〇のうち			
ラセメントール（ＩＮＮ）以外のもの	八・九％（その率が一キログラムにつき二二五円六〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F10	
ラセメントール（ＩＮＮ）	六・五％	F5	

二九・二四	パルミチン酸コルホスセリル（ＩＮＮ）以外のもの	E
	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	
	環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	
二九二四・二九のうち	その他のもの	
	附属書ＩＡの付表Ａに定める医薬の有効成分及び附属書ＩＡの付表Ｂに定める完成品である医薬の製造に用いられる産品以外のもの	E
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
二九三八・九〇のうち	その他のもの	
	附属書ＩＡの付表Ａに定める医薬の有効成分及び附属書ＩＡの付表Ｂに定める完成品である医薬の製造に用いられる産品以外のもの	E
二九四〇・〇〇のうち	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）	
	附属書ＩＡの付表Ａに定める医薬の有効成分及び附属書ＩＡの付表Ｂに定める完成品である医薬の製造に用いられる産品以外のもの	E
	第三一類	
三二〇一・九〇のうち	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	
	その他のもの	
	タンニン及びその誘導体	E
	第三三類	
三三・〇一	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	
	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション	
三三〇一・一四	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）	
三三〇一・一九	ライムのもの	E
	その他のもの	E

三三〇一・一二	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）	
	ジャスミンのもの	E
三三〇一・一三	ラベンダー又はラバンジンのもの	E
三三〇一・一四	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの	E
三三〇一・一五のうち	その他のミントのもの	
	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスイスから採取したものに限る。）のうち	
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％以下のもの	九％
	その他のもの	F 7
三三〇一・二九のうち	その他のもの	
	ベイ葉油、カナンガ油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきょう油、大ういきょう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びゃくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、バルマローザ油、タイム油、牛樟油、レモングラス油及びパチュリ油以外のもの	E
	第三五類	
三五・〇一	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	
	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー	
三五〇一・九〇	その他のもの	
	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体	E
三五・〇二	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）	E
三五〇三・〇〇のうち	ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシングラス	E
三五〇四・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）	E
	第三八類	
三八・〇二	各種の化学工業生産品	
	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）	
三八〇二・一〇	活性炭	E

三八・〇五	ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファーテルピネオールを主成分とするものに限る。）			
三八〇五・九〇	その他のもの			
三八・〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム			
三八〇六・三〇	エステルガム			
三八・〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	E		
三八〇九・一〇	でん粉質の物質をもととしたもの	E		
三八・二三	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール			
三八・二四	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	E		
三八二四・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）	E		
第三九類	プラスチック及びその製品			
三九・〇一	エチレンの重合体（一次製品に限る。）			
三九〇一・一〇のうち	比重が〇・九四未満のポリエチレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		六・五％	F 10
三九〇一・二〇のうち	比重が〇・九四以上のポリエチレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		六・五％	F 10
三九〇一・三〇のうち	エチレン―酢酸ビニル共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		二・八％	F 10
三九〇一・九〇のうち	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		二・八％	F 5
三九・〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）			
三九〇二・一〇のうち	ポリプロピレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		六・五％	F 10
三九〇二・二〇のうち	ポリイソブチレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		二・八％	F 10
三九〇二・三〇のうち	プロピレンの共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		二・八％	F 10
三九・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）			
三九〇三・一一のうち	ポリスチレン			
	多泡性のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		三・九％	F 10
三九〇三・一九のうち	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		六・五％	F 10
三九〇三・九〇のうち	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		三・一％	F 6
第四四類	木材及びその製品並びに木炭			
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）			
四四〇三・九九のうち	その他のもの			
四四・〇四	その他のもの			
	桐（きり）のもの（粗く角にし又は太鼓落としたものを除く。）	E		
	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの			
四四〇四・一〇のうち	針葉樹のもの			
	たが材、割ったポール及びくい以外のもの	E		

四四〇四・二〇のうち	針葉樹以外のもの たが材、割ったポール及びくい以外のもの	E
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉	E
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	E
四四〇七・一〇のうち	針葉樹のもの まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。） からまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	E E
四四〇七・二五	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチ バカウ	E E
四四〇七・二六	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン	E
四四〇七・二九のうち	その他のもの	E
四四〇七・九九のうち	ふたばがき科のもの その他のもの	E E
四四・〇八	ふたばがき科のもの 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	E
四四〇八・一〇のうち	針葉樹のもの インセンスシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）以外のもの 熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチ バカウ	E E
四四〇八・三一	その他のもの ジェルトンのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）以外のもの	E
四四〇八・三九のうち	針葉樹以外のもの パドック（かりん）のもの チークのもののうち 積層木材を平削りすることにより得られるもの その他のもの	E E E
四四〇八・九〇	その他のもの さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てていないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	E E
四四・〇九	針葉樹のもの 引抜材 玉縁及び繰形 その他のもののうち まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	E E E E
四四〇九・一〇のうち	針葉樹以外のもの 引抜材 玉縁及び繰形 ふたばがき科のもの パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。） 繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。） 改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。） 木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁 木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。） 木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	E E E E E E E E E E E E E
四四〇九・二〇のうち	針葉樹以外のもの 引抜材 玉縁及び繰形	E E E
四四・一一	ふたばがき科のもの	E
四四・一〇	その他のもののうち	E
四四一三・〇〇	まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	E
四四一四・〇〇	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチ バカウ	E E
四四・一五	その他のもの ジェルトンのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）以外のもの	E
四四一六・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	E
四四一七・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	E

四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）	E
四四一八・三〇	寄せ木パネル	E
四四一八・四〇	コンクリート型枠	E
四四一八・五〇	こけら板	E
四四一八・九〇のうち	その他のもの	E
	セルラーウッドパネル	E
	その他のもののうち	E
	木製の建具及び床柱以外のもの	E
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品	E
四四・二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	E
四四二〇・九〇	その他のもの	E
四四・二一	その他の木製品	E
四四二一・一〇	衣類用ハンガー	E
四四二一・九〇のうち	その他のもの	E
	マッチの軸木以外のもの	E
第四六類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	
四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）	六%
四六〇一・二〇	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）	F5
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	E
	その他のもの	E
四六〇一・九一のうち	その他のもの	E
	植物性材料製のもの	E
	むしろ、こも及びアンペラ以外のうち	E
	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）	E
	その他のもの	E
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	六%
	その他のもの	F5
四六〇一・九九	その他のもの	E
四六・〇二	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品	E
第六五類	帽子及びその部分品	E
六五〇二・〇〇	帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張り又はトリミングしたものを除く。）	E

附属書二

A　保険及び保険関連のサービス	
(1)及び(2)　それぞれ、了解の3及び4の規定に基づきこの分野において協定第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書IVAの規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。	日本国は、この約束表に添付する追加的な約束を履行する。
(1)　制限しない。	
(2)　制限しない。	
次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が	

必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶 自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。この制限は、二千二年四月以降は適用されない。ただし、二千二年三月末までに契約された保険に掛かる再保険については、引き続き有効である。 (3) 自動車賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。この制限は、二千二年四月以降は適用されない。ただし、二千二年三月末までに契約された保険に掛かる再保険については、引き続き有効である。 保険仲介サービスについては、日本国内で免許を受けていない保険契約のために提供することが認められない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
B　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。） (1) 次に掲げるものを除くほか、約束しない。 (a) 日本国の金融機関その他の団体であって日本国の関係法令に定めるもの 日本国は、この約束表に添付する追加的な約束を履行する。	(1) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

を相手方とする証券取引 (b) 投資信託の受益証券及び投資証券の日本国の証券会社を通じた販売（注） 注　勧誘は、日本国の証券会社によって行われなければならない。 (c) 了解の3の規定に基づく国境を越える取引。ただし、この分野において協定第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書ⅣAの規定に基づく義務に追加して負う義務については、投資一任契約に係るサービスについて、業務上の拠点が必要である。 (2) 了解の4の規定に基づく	(2) 制限しない。
国境を越える取引であって、了解の4の規定によりこの分野において協定第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書ⅣAの規定に基づく義務に追加して負う義務を負うものを除くほか、約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

附属書三

(a) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 銀行、マーチャント銀行及び金融会社として認可された機関のみが預金を受け入れることができる。 外国の金融機関が、当該外国における倒産管財又は清算手続において、当該外国の預金者と比べて当該金融機関の海外事務所での預金者に対し低い優先権を与えることを当該外国の法令により要求される場合には、シンガポール通貨監督庁は、当該金融機関のシンガポール事務所の預金者の利益を保護するために当該金融機関に対して適切な差別的措置を講ずることができる。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 商業銀行 シンガポールにおいて設立された銀行は、役員会及び上級取締役の指名の決定及び見直しのための指名委員会の設立が義務付けられる。シンガポールにおいて設立された銀行の役員の過半数は、シンガポール市民又はシンガポール永住者のいずれかでなければならない。 外国銀行は、一の事務所においてのみ業務を行うことができる（窓口外業務を除く。）。外国銀行は、店舗外の現金自動預入支払機、現金自動預入支払機ネットワーク及び新たな分店を設置することができない。 すべての電子銀行サービスの提供については、約束しない。 銀行及び分店の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許可が必要である。 制限付銀行は、居住者及び非居住者より外貨定期預金のみを受け入れ並びに当該居住者及び非居住者のために当座預金口座を運営することができる。シンガポール・ドル建ての預金については、一預金当たり二五万シンガポール・ドル以上の定期預金のみを受け入れ及び当座預金口座を運営することができる。 オフショア銀行は、居住者及び非居住者より外貨定期預金を受け入れることができる。シンガポール・ドル建ての預金については、オフショア銀行は、非居住者より一預金当たり二五万シンガポール・ドル以上の定期預金のみを受け入れることができる。 マーチャント銀行 マーチャント銀行は、一の事務所においてのみ業務を行うことができる（窓口外業務を除く。）。 マーチャント銀行の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許可が必要である。 マーチャント銀行は、シンガポール通貨監督庁の許可を得て、外貨資金を居住者及び非居住者から調達し、非居住者のために外貨貯蓄預金口座を運営し、並びに自らの株主、銀行、その他のマーチャント銀行及び金融会社によって支配されている会社からシンガポール・ドル建ての資金を調達することができる。 金融会社 代表事務所は、営業を行い又は代理店として活動することができない。 銀行は、シンガポール通貨監督庁の許可を得て、非居住者のためにのみ外貨貯蓄預金口座を運営することができる。 日本の銀行に対しては、ホールセール・バンク（WB）免許の発給数に係る制限は、撤廃される（注）。 注　本件に係る認可は、7Bのサービス分野の注釈に従うことを要する。 ホールセール・バンク（F	(a) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 銀行、マーチャント銀行及び金融会社として認可された機関のみが預金を受け入れることができる。 外国の金融機関が、当該外国における倒産管財又は清算手続において、当該外国の預金者と比べて当該金融機関の海外事務所での預金者に対し低い優先権を与えることを当該外国の法令により要求される場合には、シンガポール通貨監督庁は、当該金融機関のシンガポール事務所の預金者の利益を保護するために当該金融機関に対して適切な差別的措置を講ずることができる。 シンガポール通貨監督庁は、外国の銀行に、シンガポールの国内法に準拠して設立することを要求することができる。 外国銀行、マーチャント銀行及び金融会社の設立及び運営もまた、7B(a)から(1)までのサービス分野に係る制限及び次の制限に従うものとする。 商業銀行 日本の銀行に対し、一のフル・バンク（F	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 商業銀行 シンガポールにおいて設立された銀行は、役員会及び上級取締役の指名の決定及び見直しのための指名委員会の設立が義務付けられる。シンガポールにおいて設立された銀行の役員の過半数は、シンガポール市民又はシンガポール永住者のいずれかでなければならない。 外国銀行は、一の事務所においてのみ業務を行うことができる（窓口外業務を除く。）。外国銀行は、店舗外の現金自動預入支払機、現金自動預入支払機ネットワーク及び新たな分店を設置することができない。 すべての電子銀行サービスの提供については、約束しない。 銀行及び分店の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許可が必要である。 制限付銀行は、居住者及び非居住者より外貨定期預金のみを受け入れ並びに当該居住者及び非居住者のために当座預金口座を運営することができる。シンガポール・ドル建ての預金については、一預金当たり二五万シンガポール・ドル以上の定期預金のみを受け入れることができる。シンガポール・ドル建ての預金については、オフショア銀行は、非居住者より一預金当たり二五万シンガポール・ドル以上の定期預金のみを受け入れることができる。 マーチャント銀行 マーチャント銀行は、一の事務所においてのみ業務を行うことができる（窓口外業務を除く。）。 マーチャント銀行の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許可が必要である。 マーチャント銀行は、シンガポール通貨監督庁の許可を得て、外貨資金を居住者及び非居住者から調達し、非居住者のために外貨貯蓄預金口座を運営し、並びに自らの株主、銀行、その他のマーチャント銀行及び金融会社によって支配されている会社からシンガポール・ドル建ての資金を調達することができる。 金融会社 代表事務所は、営業を行い又は代理店として活動することができない。 銀行は、シンガポール通貨監督庁の許可を得て、非居住者のためにのみ外貨貯蓄預金口座を運営することができる。 日本の銀行に対しては、ホールセール・バンク（WB）免許の発給数に係る制限は、撤廃される（注）。 注　本件に係る認可は、7Bのサービス分野の注釈に従うことを要する。 ホールセール・バンク（F
	B）免許が与えられる（注）。外国銀行は、オフショア銀行の支店又は代表事務所のみを新たに設置することができる。 注　本件に係る認可は、7Bのサービス分野の注釈に従うことを要する。 フル・バンク（FB）免許を申請する意図を有する日本の銀行は、シンガポール通貨監督庁その他関係当局又は団体の関連する認可基準に従うことを要することが確認される。		B）免許が与えられる（注）。外国銀行は、オフショア銀行の支店又は代表事務所のみを新たに設置することができる。 注　本件に係る認可は、7Bのサービス分野の注釈に従うことを要する。 フル・バンク（FB）免許を申請する意図を有する日本の銀行は、シンガポール通貨監督庁その他関係当局又は団体の関連する認可基準に従うことを要することが確認される。

ンク（ＷＢ）免許を申請する意図を有する日本の銀行は、シンガポール通貨監督庁その他関係当局又は団体の関連する認可基準に従うことを要することが確認される。

ホールセール・バンク（ＷＢ）は、次の業務を行うことが認められない。

(a) 二五万シンガポール・ドル以下のシンガポール・ドル建て定期預金の受入れ

(b) 貯蓄預金口座の提供

(c) シンガポールに居住する自然人に対するシンガポール・ドル建て利付き当座預金口座の運営

(d) シンガポール・ドル建て債券及び譲渡性預金証書の発行。ただし、シンガポール通貨監督庁又はその後継機関が発行するホールセール・バンク（ＷＢ）の業務に関するガイドラインに定める最短満期、最小額面又は投資家の種類に関する要件を満たす場合は、この限りでない。

金融会社及び分店の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許可が必要である。

外国資本が所有する金融会社は、店舗外の現金自動預入支払機、現金自動預入支払機ネットワーク及び新たな分店を設置することができない。

一の外国株主又は関連する外国株主集団は、シンガポールにおいて設立された銀行の株式を五パーセントを限度に保有することができる。シンガポール通貨監督庁の許可は、五パーセント、一二パーセント及び二〇パーセントを超える株式の保有についても必要となる。

上限値を超える株式保有の申請の審査に当たっては、シンガポール通貨監督庁は、不当な支配を予防し、公共の利益を保護し又は金融システムの一体性を確保するために必要と考える条件を課することができる。

シンガポールにおいて設立された銀行の子銀行に関し、親銀行以外の投資家による株式の保有は、最大四九パーセントに制限する。子銀行の経営は、親銀行であるシンガポールにおいて設立された銀行が支配しなければならない。

マーチャント銀行

外国銀行及びマーチャント銀行は、マー

チャント銀行の子銀行又は支店を設立し又は設置することができる。		
金融会社 新たな金融会社の設立は、認められない。 国内の金融会社の外国資本比率は、二〇パーセントを超えてはならない。		
外国通貨、金その他貴金属の取引及び外貨建ての株式、債務証券又は転換証券の取得は、金融会社法（第百八章）に基づくシンガポール通貨監督庁の許可の対象となる。	(4) 約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

附属書四

(i) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）		
(1) 次に掲げるものを除くほか、約束しない。 (a) 集団投資スキームの持分の機関投資家に対する販売 (b) シンガポール通貨監督庁の認定を受けた集団投資スキームの持分の販売であって、有価証券を取り扱うための資本市場サービス免許を保持する者を通じてなされるもの (2) 制限しない。 (3) 資産運用会社、信託サービス会社並びに保管及び預託を行う会社は、支店、子会社又は合弁会社として設立することができる。 中央預託有限会社に限り、仮株券なしの取引システムに基づいて、有価証券の保管及び預託のサービスを提供することが認められる。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
	(4) 約束しない。	

審査報告書

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十九年六月十二日

外交防衛委員長　田浦　直

参議院議長　扇　千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とチリ共和国との間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、知的財産の保護を確保し、政府調達への参加の機会の増大を図り、ビジネス環境を整備すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みについて定めるものである。この協定の締結により、幅広い分野において、両国間の経済上の連携が強化されることを通じ、両国の経済が一段と活性化され、また、両国関係全般が一層緊密化されることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十九年五月十七日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　扇　千景殿

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定

前文

日本国及びチリ共和国（以下「チリ」という。）は、

両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

両締約国間の貿易及び投資を規律する互恵的な規則を通じて貿易及び投資に関する明確かつ強固な枠組みを創設することは、両締約国の経済の競争力を強化し、両締約国の市場をより効率化し、並びに両締約国間の貿易及び投資の一層の拡大のための予見可能な通商上の環境を確保するであろうことを認識し、

知的財産の十分な保護及び競争法令の効果的な執行が両締約国間の貿易及び投資を奨励することを認識し、

両締約国間の戦略的な経済上の連携が、経済的及び社会的利益をもたらし、新たなかつより良い雇用の機会を創出し、国民の生活水準を向上させ、並びにアジア太平洋地域における貿易及び投資の自由化並びに国際的な場におけるより広範な協力の触媒を提供することを信じ、

経済的開発、社会的開発及び環境保護が相互に依存しており、かつ、持続可能な開発に関する相互に補強しあう柱であること並びに戦略的な経済上の連携が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを確信し、

両締約国が国家の政策目的を実現するために規制を行う権利を有することを認識し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定及び両締約国が締結している他の国際協定に基づく両締約国の権利及び義務に基づき戦略的な経済上の連携を促進し、及び発展させるための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　自由貿易地域の設定

両締約国は、ここに自由貿易地域を設定する。

第二条　目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) 千九百九十四年のガット第二十四条の規定に従い、両締約国間の物品の貿易を自由化すること。

(b) サービス貿易一般協定第五条の規定に従い、両締約国間のサービスの貿易を自由化すること。

(c) 両締約国における投資の機会を増大させ、投資財産及び投資活動の保護を強化すること。

(d) 両締約国における政府調達に両締約国の供給者が参加する機会を増大させること。

(e) 知的財産の十分な保護を提供し、及びこの分野における協力を促進すること。

(f) 各締約国における競争法令の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること。

(g) 両締約国におけるビジネス環境を整備すること。

(h) 紛争を防止し、及び解決するための効果的な手続を創設すること。

第三条　他の協定との関係

両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

第四条　公表

1　一方の締約国は、この協定の対象となる事項に関する法令及び一般に適用される行政上の決定を、利害関係者及び他方の締約国が知ることのできるような方法により速やかに公表し、又は公に利用可能なものとすることを確保する。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、第十条に規定する連絡部局を通じ、1に規定する事項に関して、合理的な期間内に、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

第五条　通報

一方の締約国は、自国がとろうとする措置がこの協定の実施及び運用に著しく影響を及ぼす可能性があり、又はこの協定に基づく他方の締約国の利益に実質的に影響を及ぼす可能性があると認める場合には、当該他方の締約国に対し、第十条に規定する連絡部局を通じ、実行可能な範囲内で、当該措置を通報する。

第六条　公衆による意見提出

各締約国は、自国の法令に従って、実行可能な範囲内で、次の事項を行う。

(a) 一般に適用される行政上の規制であって、当該締約国が設定しようとし、及びこの協定の対象となる事項に影響を及ぼすものを事前に公表すること。

(b) 当該規制を設定する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えること。

第七条　行政上の措置に関連する手続

締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、自国の法令に従って、次の事項を行う。

(a) 自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b) 申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

(c) 時間的にかつ手続の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、最終的な行政上の決定を行う前に、申請者に対し自己の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会を与えること。

第八条　審査及び上訴

1　各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を設定し、又は維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、公平で、かつ、そのような行為の行政上の実施に責任を有する機関又は当局から独立しているものとし、また、事案の結果について実質的な利害関係を有していてはならない。

2　各締約国は、1に規定する裁判所又は訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a) 訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b) 証拠及び提出された意見に基づく決定が行われること。

3　各締約国は、国内法令によって定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、問題となっている行政上の行為に関し、2(b)の決定が機関又は当局によって実施されることを確保する。

第九条　秘密の情報

1　一方の締約国は、国内法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の

秘密性を保持する。

2　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

第十条　連絡部局

各締約国は、この協定の対象となる事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第二章　一般的定義

第十一条　一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a)　「関税評価協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定をいう。

(b)　「区域」とは、

(i)　日本国については、日本国の領域並びにその領海の外側に位置する区域（海底及びその下を含む。）であって、日本国が国際法及び日本国の法令に基づき主権的権利又は管轄権を行使するすべてのものをいう。

(ii)　チリについては、チリの主権の下にある陸地、海域及び空間並びにチリが国際法及びチリの法令に基づき主権的権利及び管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

注釈　この(b)の規定は、国際法（海洋法に関する国際連合条約を含む。）に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(c)　「委員会」とは、第百八十九条の規定により設置する委員会をいう。

(d)　「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。

(i)　日本国については、財務省をいう。

(ii)　チリについては、税関庁をいう。

(e)　「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

(f)　「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係の法律に基づいて設立され、又は組織される社団、会社、団体、組合、信託、合弁企業、個人企業その他の事業体をいう。

(g)　「締約国の企業」とは、締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業をいう。

(h)　「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(i)　「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(j)　「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(k)　「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(l)　「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、慣行、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(m)　「締約国の自然人」とは、締約国の法令の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i)　日本国については、日本国の国民であること。

(ii)　チリについては、チリの国民又はチリにおける永住者であること。

(n)　「原産品」とは、第四章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(o)　「両締約国」とは、日本国及びチリをいい、「締約国」とは、日本国又はチリをいう。

(p)　「者」とは、自然人又は企業をいう。

(q)　「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ衛生植物検疫措置の適用に関する協定をいう。

(r)　「公的企業」とは、締約国が所有し、又は支配している企業をいう。

(s)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(t)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第三章　物品の貿易

第一節　一般規則

第十二条　物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十三条　内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えるものとし、このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととなる。

第十四条　関税の撤廃

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書一の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って適用される税率より関税を引き上げてはならない。

3　両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

第十五条　関税上の評価

関税評価協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第十六条　輸出税

いずれの一方の締約国も、自国から他方の締約国に輸出される産品について、いかなる税又は手数料その他のあらゆる種類の課徴金も新設し、又は維持してはならない。ただし、そのような税又は手数料その他の課徴金が、国内消費に向けられる同種の産品に課される税又は手数料その他の課徴金を超えない場合は、この限りでない。

注釈　「手数料その他のあらゆる種類の課徴金」とは、提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金であって、世界貿易機関設立協定に適合するものは含めない。

第十七条　農業輸出補助金

いずれの締約国も、世界貿易機関の枠内であらゆる農産品についての輸出補助金を撤廃するという目的を十分に考慮に入れて、農業協定附属書一に掲げる農産品について、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない。

第十八条　輸入及び輸出の制限

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について、又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、関税以外の禁止又は制限であって、千九百九十四年のガット第十一条の規定に基づく義務及び同条に関連する世界貿易機関設立協定の規定に適合しないいかなるものも新設し、又は維持してはならない。

第十九条　国際収支の擁護のための制限

1　この節のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

2　この節のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二節　二国間セーフガード措置

第二十条　二国間セーフガード措置

1　一方の締約国は、第十四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量において増加した数量で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この節の規定に従うことを条件として、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置をとることができる。

2　締約国は、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　前節の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止する

こと。

(b) 次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i) 二国間セーフガード措置をとる時点における実行最恵国税率

(ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

第二十一条　調査手続

1 締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2(c)に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

2 1に規定する調査については、いかなる場合においても、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

3 原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているかいないか、又は与えるおそれがあるかないかをこの節に基づいて決定するための1に規定する調査においては、当該調査を行う締約国の権限のある当局は、当該国内産業の状態に関係を有するすべての要因であって、客観的なかつ数値化されたもの、特に当該原産品の輸入の絶対量における増加率及び増加量、輸入の増加した当該原産品の国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化を評価する。

4 原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているとの、又は与えるおそれがあるとの決定は、1に規定する調査が、当該原産品の輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間に因果関係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行ってはならない。当該原産品の輸入の増加以外の要因が同時に国内産業に損害を与えている場合には、その要因による損害の責めを当該原産品の輸入の増加に帰してはならない。

第二十二条　条件及び制限

次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a) 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、三年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができ、延長を含めた合計期間は、四年を超えないものとする。

(b) 二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(c) 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

(d) この節のいかなる規定も、一方の締約国が、次のいずれかの規定に従い他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

(i) 千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定

(ii) 農業協定第五条の規定

(e) 一方の締約国が他方の締約国に対し次条1(b)の規定に従って二国間セーフガード措置をとる決定についての通報を行う時点で、当該他方の締約国から当該一方の締約国に向けて輸送中である特定の原産品の輸入については、二国間セーフガード措置をとってはならない。

(f) 二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

第二十三条　通報

1 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(a) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する第二十一条1に規定する調査を開始する決定を行う場合

(b) 二国間セーフガード措置をとり、延長し、又は緩和する決定を行う場合

2 1に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次の事項を含める。

(a) 1(a)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

(b) 1(b)の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置

の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

第二十四条　協議及び補償

1　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、第二十一条1に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及びこの条に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を与える。

2　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

3　両締約国が1に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合には、その原産品について当該二国間セーフガード措置がとられる一方の締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であって、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。ただし、他方の締約国に対し、停止される譲許に関する情報とともに、そのような停止について、事前に書面による通報を行うものとする。譲許の適用を停止する権利を有する当該一方の締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の、かつ、当該二国間セーフガード措置が維持されている期間に限り、これを行使することができる。

第二十五条　暫定的な二国間セーフガード措置

1　遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、一方の締約国は、他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしていること又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、第二十条2(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2　一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

3　暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、第二十一条に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、第二十二条(a)に規定する期間に算入される。

4　第二十二条(f)並びに次条1及び2の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる第二十一条1に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているとの、又は引き起こすおそれがあるとの決定が行われない場合には、払い戻される。

第二十六条　雑則

1　各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

2　各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を採用し、又は維持する。

3　第二十三条1、第二十四条3及び前条2に規定する書面による通報その他の両締約国間の連絡は、英語で行う。

4　両締約国は、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、この節の規定について見直しを行う。

第三節　他の規定

第二十七条　物品の貿易に関する小委員会

1　この章及び次章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　次の事項について見直し及び監視を行うこと。

(i)　この章及び次章の規定の実施及び運用

(ii)　いずれかの締約国が提案する附属書二及び附属書四の改正

(iii)　第五十二条に規定する運用上の手続規則

(b)　この章及び次章の規定に関連する問題について討議すること。

(c)　委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d)　委員会が第百九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

5　魚及び魚製品に関する作業部会を小委員会の下に設置する。当該作業部会の詳細については、この協定を実施するために両締約国政府間で締結される別の取極（以下「実施取極」という。）で定める。

注釈　チリについては、実施取極は、チリ共和国憲法に従い行政上の取極として実施される。

第二十八条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ農業に関する協定をいう。

(b)　「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａセーフガードに関する協定をいう。

(c)　「二国間セーフガード措置」とは、第二十条2に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(d)　「関税」とは、産品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金（あらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、次のものを含まない。

(i)　締約国の産品であって、当該輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものに対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び世界貿易機関設立協定附属書一Ａ補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

(e)　「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(f)　「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(g)　「輸出補助金」とは、農業協定第一条(e)に掲げる輸出補助金をいう。

(h)　「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二十五条1に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(i)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(j)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第四章　原産地規則

第一節　原産地規則

第二十九条　原産品

1　この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a)　当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの

(b)　当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

(c)　非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書二に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

(d)　当該締約国において完全に生産される産品（統一システムの第六一類から第六三類までの産品を除く。）であって、その生産に使用される一又は二以上の非原産材料について次のいずれかの理由により関連する関税分類の変更が行われないもの。ただし、附属書二に別段の定めがある場合を除くほか、次条の規定に従って決定される当該産品の原産資格割合が、四十五パーセント以上（同条1(a)に規定する計算式を用いる場合）又は三十パーセント以上（同条1(b)に規定する計算式を用いる場合）であり、かつ、当該産品がこの章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。

(i)　当該産品が、組み立てていないか又は分解してある状態で当該締約国に輸入される場合であっても、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って組み立てられた産品として分類されること。

(ii)　当該産品の関税分類の項において、当該産品自体及びその部品の双方について規定し、これらについて明示的に記述しており、かつ、当該項が関税分類の号に細分されていないこと、又は当該産品の関税分類の号において、当該産品自体及びその部品の双方について規定し、かつ、これらについて明示的に記述していること。

2　1(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

(a)　当該締約国において抽出される鉱物性生産品

(b) 当該締約国において収穫される植物性生産品

(c) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

(d) 当該締約国において狩猟、わなかけ又は漁ろうにより得られる産品

(e) 当該締約国において生きている動物から得られる産品

(f) 次のすべての要件を満たす船舶により、両締約国の領海の外側に位置する海から得られる魚介類その他の水産品

(i) 当該締約国において登録されていること。

(ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii) 当該締約国の国民又は企業（当該締約国に本店を有する企業であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は企業が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv) 船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。

(v) 乗組員の七十五パーセント以上が当該締約国の国民であること。

注釈1　国際法（海洋法に関する国際連合条約を含む。）に基づく両締約国の権利及び義務を害することなく、この(f)の規定は、この(f)に規定する船舶により他方の締約国の排他的経済水域から得られる魚介類その他の水産品については、適用しない。

注釈2　この(f)(iii)から(v)までの規定の要件は、漁業及び養殖業に関する一般法（法第一万八千八百九十二号）経過規定第十条の規定に基づき千九百九十一年六月三十日の前にチリにおいて登録された船舶並びに同法及び他のチリの法律の関連規定に基づき登録されたその承継船舶については、適用しない。

(g) 次のすべての要件を満たす工船の船上において(f)に規定する産品から生産される産品

(i) 当該締約国において登録されていること。

(ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii) 当該締約国の国民又は企業（当該締約国に本店を有する企業であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は企業が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv) 船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。

(v) 乗組員の七十五パーセント以上が当該締約国の国民であること。

注釈　この(g)(iii)から(v)までの規定の要件は、漁業及び養殖業に関する一般法（法第一万八千八百九十二号）経過規定第十条の規定に基づき千九百九十一年六月三十日の前にチリにおいて登録された工船並びに同法及び他のチリの法律の関連規定に基づき登録されたその承継船舶については、適用しない。

(h) 当該締約国又は当該締約国の自然人若しくは企業により、当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(i) 次の(i)又は(ii)から生じ、又は得られる廃品及びくず

(i) 当該締約国における生産

(ii) 中古の産品であって、当該締約国において収集されるもの。ただし、当該産品が原材料の回収のみに適するものであることを条件とする。

(j) 当該締約国において専ら(a)から(i)までに規定する産品又はそれらの派生物から生産される産品（いずれの段階で生産されるものであるかを問わない。）

3　1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書二に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。

第三十条　原産資格割合

1　前条1(c)の規定の適用上、産品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。

(a) 非原産材料の価額に基づく計算式（控除方式）

$$QVC = \frac{TV - VNM}{TV} \times 100$$

(b) 原産材料の価額に基づく計算式（積上げ方式）

$$QVC = \frac{VOM}{TV} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「TV」とは、2に規定する場合を除くほか、産品の取引価額であって、本船渡しの価額に調整されたものをいう。

「VNM」とは、産品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額であって、次条の規定に従って決定されたものをいう。

「VOM」とは、産品の生産において生産者が使用したすべての原産材料の価額であって、次条の規定に従って決定されたものをいう。

2　産品の取引価額が存在しない場合又は産品の取引価額が関税評価協定第一条の規定により受諾可能なものでない場合には、当該産品の価額は、関税評価協定第二条から第七条までの規定に従って決定する。

第三十一条　材料の価額

1　材料の価額は、

(a)　当該材料の取引価額とする。

(b)　当該材料の取引価額が存在しない場合又は当該材料の取引価額が関税評価協定第一条の規定により受諾可能なものでない場合には、関税評価協定第二条から第七条までの規定に従って決定する。

2　1に規定する材料の価額には、

(a)　産品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用を含める。

(b)　産品の生産における当該材料の使用から生じた無駄になった部分及び使い損じた部分の材料の費用（再利用可能なくず又は副産物の価額を差し引いたものをいう。）を含めることができる。

3　生産者が所在する締約国において非原産材料を取得する場合には、当該非原産材料の価額には、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を含めない。

第三十二条　僅少の非原産材料

産品の生産に使用する非原産材料であって、関連する関税分類の変更が行われないものが全体として附属書二に定める価額、重量又は容積による特定の割合を超えない場合には、当該非原産材料については、当該産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

第三十三条　累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

第三十四条　代替性のある産品及び材料

1　在庫において混在している締約国の原産材料及び非原産材料から成る代替性のある材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2　締約国の原産品及び非原産品から成る代替性のある産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業を除く。）も行われないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第三十五条　セット、キット又は複合的な産品

1　統一システムの解釈に関する通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット、キット又は複合的な産品は、当該セット、キット又は複合的な産品に含まれるすべての産品がこの章の規定に従いそれぞれの産品に関連する原産地規則に定める要件を満たす場合には、輸出締約国の原産品とする。

2　1の規定は、附属書二に定める品目別規則に優先する。

第三十六条　間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三十七条　附属品、予備部品及び工具

産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たす場合には、当該産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

(a)　当該附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当

該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b) 当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

第三十八条　小売用の包装材料及び包装容器

産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

第三十九条　船積み用のこん包材料及びこん包容器

船積み用のこん包材料及びこん包容器については、産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

第四十条　原産資格を与えることとならない作業

1　産品は、次の作業が行われることのみを理由として輸出締約国の原産品としてはならない。

(a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業

(b) 改装及び仕分

(c) 組み立てられたものを分解する作業

(d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(f) 物品を単にセットにする作業

(g) (a)から(f)までの作業の組合せ

2　1の規定は、附属書二に定める品目別規則に優先する。

第四十一条　積送基準

1　一方の締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たすものは、積送基準を満たす原産品とする。

(a) 当該一方の締約国から他方の締約国に直接輸送されること。

(b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあっては、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

2　締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品は、当該締約国の原産品とみなさない。

第四十二条　展示会

前条の規定にかかわらず、第三国における展示会の後に一方の締約国に輸入される他方の締約国の原産品であって、次の(a)及び(b)(i)又は(ii)の規定の条件を満たすものは、当該他方の締約国の原産品とする。

(a) 当該第三国にある間、当該第三国の税関当局の監督の下に置かれていたこと。

(b)(i) 当該第三国に直接輸送され、かつ、当該第三国から直接輸送されたこと。

(ii) 積替え又は一時蔵置のために他の第三国を経由して輸送された場合にあっては、当該他の第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

第二節　原産地証明書及び関連手続

第四十三条　関税上の特恵待遇の要求

1　輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。

2　1の規定にかかわらず、輸入締約国の税関当局は、次に掲げる輸入については原産地証明書の提出を要求しない。ただし、当該輸入が、この条及び第四十六条に定める原産地証明に関する義務を回避することを目的として行われ、又は準備されたと合理的に認め得る一又は二以上の輸入を構成しないことを条件とする。

(a) その課税価額の総額が千アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国の税関当局が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の輸入

(b) 当該輸入締約国の税関当局が原産地証明書の提出の義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入

3　輸出締約国の原産品が第三国における展示会の後に輸入される場合には、輸入締約国の税関当局は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次の(a)及び(b)(i)又は(ii)に定めるものの提出を要求することができる。

(a) 当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該原産品が

前条(a)の規定の条件を満たすことを証明するもの

(b) (i) 通し船荷証券の写し

(ii) 当該原産品が他の第三国を経由して輸送された場合には、当該他の第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該他の第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

4　3に規定する場合を除くほか、輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国の税関当局は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

(a) 通し船荷証券の写し

(b) 当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

第四十四条　原産地証明書

1　原産地証明書は、輸出者によって行われる書面による申請に基づき、附属書三に掲げる輸出締約国の権限のある当局（以下この章において「権限のある当局」という。）が発給する。

2　輸出締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令に従い、原産地証明書の発給について責任を負う団体（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）を指定することができる。

3　輸出締約国の権限のある当局が原産地証明書を発給する団体を指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し、書面により当該団体（以下この章において「指定団体」という。）を通報する。

4　この章の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第五十二条に規定する運用上の手続規則において英語による原産地証明書の様式を定める。原産地証明書には、附属書四に定める事項についての記載を必ず含める。

5　原産地証明書は、英語で記入する。

6　発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回の輸入について適用され、かつ、当該原産地証明書が発給された日から一年間有効なものとする。

7　産品の輸出者が当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a) 当該輸出者が輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に提出する申告書であって、当該産品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの

(b) 当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に直接かつ任意に提出する申告書

8　原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって7(b)に規定するものが、輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に対し、輸出される産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後にのみ発給される。輸出締約国の権限のある当局又は指定団体は、自国の関係法令に従い、当該輸出者又は当該生産者に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を提供することを要請することができる。

9　輸出締約国の権限のある当局は、当該輸出締約国の権限のある当局又は指定団体が使用する印章の図案を輸入締約国に提供する。

10　各締約国は、輸出締約国の権限のある当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後五年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。

第四十五条　輸出に関する義務

各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって前条7(b)に規定するものが、次の事項を行うことを自国の法令に従って確保する。

(a) 産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報すること。

(b) 当該原産地証明書の発給の日の後五年間、産品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管すること。

第四十六条　輸入に関する義務

1　この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸入締約国の税関当局は、他方の締約国から輸入される産

品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して次のことを要求する。

(a)　有効な原産地証明書に基づき、当該産品が輸出締約国の原産品であることについて書面による申告を行うこと。

(b)　申告を行う際に原産地証明書を所持すること。

(c)　輸入締約国の税関当局の要請に応じ、原産地証明書を提出すること。

(d)　申告の基礎となる原産地証明書が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、申告を修正し、及び納付すべき関税を納付すること。

2　各締約国は、輸入者が輸入の際に原産地証明書を所持していない場合には、当該輸入者が、国内法令に従い、原産地証明書及び、必要に応じて、当該輸入に関するその他の文書を当該輸入の後一年を超えない期間内に提出することができるようにすることを確保する。

注釈　チリへの輸入については、超過して徴収した関税は、この2に規定する輸入者に還付される。

第四十七条　原産地証明書に基づく確認の要請

1　輸入締約国の税関当局は、原産地証明書が真正なものであること又は原産地証明書に含まれる情報が正確なものであることについて合理的な疑いがある場合には、関税上の特恵待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。

2　輸出締約国の権限のある当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から三箇月以内に提供する。輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から二箇月以内に提供する。

3　輸出締約国の権限のある当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であって第四十四条7(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するよう要請することができる。

4　1の規定に基づく情報の要請は、次条に規定する方法により原産品であるか否かについての確認を行うことを妨げない。

第四十八条　原産品であるか否かについての確認のための訪問

1　輸入締約国の税関当局は、次の事項を行うことができる。

(a)　輸出締約国の権限のある当局が輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であって第四十四条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、輸出締約国の権限のある当局に対して要請すること。

(b)　産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、輸出締約国の権限のある当局又は指定団体が所持するものを提供することを、輸出締約国の権限のある当局に対して(a)に規定する訪問の間に要請すること。

2　輸入締約国の税関当局は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国の権限のある当局に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国の権限のある当局に送付する。当該輸出締約国の権限のある当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

3　2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

(a)　当該書面を送付する税関当局を特定する事項

(b)　その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する生産者の氏名又は名称

(c)　訪問の実施を希望する日及び場所

(d)　訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）

(e)　訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職

4　輸出締約国の権限のある当局は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国の税関当局に対して書面により回答する。

5　輸出締約国の権限のある当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意す

るその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第四十九条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定

1　輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。

2　輸出締約国の権限のある当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該輸出締約国の権限のある当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の税関当局は、その通報を受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができる。

3　輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

(a)　当該輸出締約国の権限のある当局が要請に対し第四十七条2又は前条5に規定する期間内に回答しない場合

(b)　当該輸出締約国の権限のある当局が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合

(c)　第四十七条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

4　輸入締約国の税関当局は、場合に応じて第四十七条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該決定は、第四十七条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局が当該輸出締約国の権限のある当局から提供された情報を受領した日から四十五日以内に送付されるものとする。当該輸出締約国の権限のある当局は、その施設が同条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、当該決定を通報する。

第五十条　虚偽申告に対する罰則及び措置

1　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第四十四条7(b)に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。

2　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第四十四条7(b)に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当と認める措置をとる。

第五十一条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定

輸入者は、この協定の効力発生の日に輸出締約国から輸入締約国に輸送中であり、又は一時蔵置されている産品について、関税上の特恵待遇を要求することができない。ただし、(a)当該産品がこの章のすべての関連する要件を満たし、かつ、(b)当該輸入者が、国内法令に従い、遡及的に発給された原産地証明書及び、必要に応じて、当該産品の輸入に関するその他の文書をこの協定の効力発生の日から四箇月を超えない期間内に、当該輸入締約国の税関当局に提出する場合を除く。

第三節　他の規定

第五十二条　運用上の手続規則

委員会は、この協定の効力発生の日に運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、権限のある当局その他の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、前章及びこの章の規定に基づく任務を遂行する。

第五十三条　雑則

1　輸入締約国と輸出締約国との間の連絡は、英語で行う。

2　附属書二に定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるか否かの決定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。

第五十四条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であって、当該輸出締約国から産品を輸出するものをい

う。

(b) 「本船渡し」とは、輸送の方法のいかんを問わず、買手に直接引渡しを行うまで売手が費用及び危険を負担するという取引条件をいう。

(c) 「代替性のある産品」又は「代替性のある材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な産品又は材料であって、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(d) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(e) 「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する者をいう。

(f) 「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

(i) 燃料及びエネルギー

(ii) 工具、ダイス及び鋳型

(iii) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品

(iv) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品

(v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品

(vi) 試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(vii) 触媒及び溶剤

(viii) 他の産品に組み込まれていないその他の産品であって、当該他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの

(g) 「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。

(h) 「締約国の原産材料」とは、締約国において他の産品の生産に使用される当該締約国の原産品（第三十三条の規定に従って当該締約国の原産材料とみなすものを含む。）をいう。

(i) 「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品であって、第三十八条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(j) 「関税上の特恵待遇」とは、第十四条1の規定に従って輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(k) 「生産者」とは、産品又は材料の生産を行う者をいう。

(l) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

(m) 「産品の取引価額」とは、産品が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、産品の生産者が行う取引に関連して産品に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第一条に規定する原則に基づくものをいう。）であって、関税評価協定第八条1、3及び4に規定する原則に従って調整されるものをいう。この定義の適用上、産品の生産者を関税評価協定に規定する売手とする。

(n) 「材料の取引価額」とは、材料が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、産品の生産者が行う取引に関連して材料に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第一条に規定する原則に基づくものをいう。）であって、関税評価協定第八条1、3及び4に規定する原則に従って調整されるものをいう。この定義の適用上、材料の供給者を関税評価協定に規定する売手とし、産品の生産者を関税評価協定に規定する買手とする。

第五章　税関手続

第五十五条　適用範囲

1 この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

2 この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従って、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第五十六条　透明性

1 各締約国は、情報通信技術を最大限に利用して、自国の関税法令及び税関に係る行政上の手続に関して一般に利用されるすべての関連情報をいかなる利害関係者についても容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、可能な限り、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って公に利用可能なものとする。

3　一方の締約国は、この協定の実施及び運用に実質的に影響を及ぼす可能性がある税関手続に関する自国の政策の重大な変更について、他方の締約国に対し事前に通報するよう努める。

4　各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があった場合には、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供するよう努める。

5　各締約国は、税関に係る事項に関する両締約国の利害関係者からの妥当な照会に応ずる一又は二以上の照会所を指定し、インターネット等により、当該照会所の名称及び住所を公に利用可能なものとする。

第五十七条　通関

1　両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2　各締約国は、物品の不正取引の効果的な取締りを確保しつつ、通関を迅速に行うため、次の事項を行う。

(a)　国際的な基準を考慮して、情報通信技術を利用するよう努めること。

(b)　認定され、又は登録された者が自国の税関当局に申告することを可能とする利用しやすい情報通信技術制度を採用し、又は維持すること。

(c)　簡素化された税関手続を採用し、又は維持すること。

(d)　関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に税関手続を可能な限り調和させること。

(e)　適当な場合には、自国の税関当局と次の当局等との間の協力を促進すること。

(i)　自国の他の国内当局

(ii)　自国の貿易関係者

(iii)　第三国の税関当局

第五十八条　協力

1　両締約国は、税関手続の分野において相互に協力する。

2　1に規定する協力は、実施取極で定めるところによって実施される。

第五十九条　罰則

各締約国は、自国の関税法令の違反に対する適当な制裁その他の措置を採用し、又は維持する。

第六十条　税関手続に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(c)　この章に関して、両締約国間の物品の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。

(d)　委員会が第百九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

4　小委員会の組織については、実施取極で定める。

第六十一条　定義

この章の規定の適用上、締約国の「関税法令」とは、物品の輸入、輸出、通過、蔵置その他の関連する事項であって、当該締約国の税関当局の権限の下にあるものに関する当該締約国の法令をいう。

第六章　衛生植物検疫措置

第六十二条　適用範囲

この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある両締約国のすべての衛生植物検疫措置であって、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づくものについて適用する。

第六十三条　権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第六十四条　照会所

一方の締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの妥当な照会に応ずることができ、及び適当な場合には関連する情報を提供することができる照会所を指定する。

第六十五条　衛生植物検疫措置に関する作業部会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに衛生植物検疫措置に関する作

業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。

2　作業部会は、次の事項を任務とする。

(a)　両締約国及び第三国における衛生植物検疫に係る事件の発生等の事項並びに衛生植物検疫に関する規制及び基準の変更又は導入（両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性があるものに限る。）について情報の交換を行うこと。

(b)　衛生植物検疫措置の適用から生ずることがある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、科学に立脚した協議を行うこと。

(c)　衛生植物検疫措置に関する国際的な場における両締約国間の協同の努力について協議すること。

(d)　両締約国間の衛生植物検疫措置に関する技術協力について討議すること。

3　作業部会は、衛生植物検疫措置に責任を有する両締約国政府の職員から成る。

4　作業部会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第六十六条　第十六章の規定の不適用

第十六章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第七章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第六十七条　適用範囲

1　この章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易の技術的障害に関する協定（以下この章において「貿易の技術的障害に関する協定」という。）に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続に適用する。

2　この章の規定は、政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様及び衛生植物検疫措置の適用に関する協定に定義する衛生植物検疫措置については、適用しない。

第六十八条　権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する自国の権利及び義務を再確認する。

第六十九条　協力

1　両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続が両締約国間の物品の貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保するため、可能な場合には、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力する。

2　1の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(a)　両締約国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続についての相互理解を増進させるため、共同研究を行い、及びセミナーを開催すること。

(b)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続について情報の交換を行うこと。

(c)　適当な場合には、国際的及び地域的な場において強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する活動に共同で貢献すること。

3　この条の規定の実施は、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

第七十条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　前条の規定に基づく協力を調整すること。

(b)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(c)　相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、この章の規定に関連する問題について討議すること。

(d)　適当な場合には、委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e)　委員会が第百九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第七十一条　第十六章の規定の不適用

第十六章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第八章　投資

第一節　投資

第七十二条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、次の事項に関するものについて

適用する。

(a) 他方の締約国の投資家

(b) 当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産

(c) 第七十七条及び第八十七条の規定の適用の対象となるすべての投資財産であって、当該一方の締約国の区域内にあるもの

2　この章の規定と他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該他の章の規定が優先する。

3　この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、第十章の規定が適用されるものについては、適用しない。

4　この章の規定は、附属書五の規定に従う。

第七十三条　内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び当該他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七十四条　最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び当該他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七十五条　一般的待遇

一方の締約国は、他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈1　この条は、一方の締約国の区域内において他方の締約国の投資家が取得する投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準とは、外国人の経済的な権利及び利益を保護するためのあらゆる国際慣習法上の原則をいう。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

注釈2　この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

注釈3　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため自国の裁判所の裁判を受け、及び自国の行政機関に申立てをする権利に関し、当該投資家に対し無差別待遇を与える。

第七十六条　争乱からの保護

1　一方の締約国は、武力紛争、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事態により、当該一方の締約国の区域内において他方の締約国の投資家が取得する投資財産に関して損失を被った当該他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法として支払が行われる場合には、完全に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により関係の投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3　1及び2の規定は、第七十九条5(b)に定める補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）については、適用しない。

第七十七条　特定措置の履行要求

1　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売

を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の者に移転すること。ただし、次の場合を除く。

(i) 司法上又は行政上の手続の結果として自国の競争法令に基づいて反競争的と決定された行為を是正する目的のために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、そのような移転の要求を課し、又はそのような移転を約束し、若しくは履行することを強制する場合

(ii) 貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合

(g) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスを、自国の区域外の特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品を購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

3(a) 2のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究及び開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b) 1(a)から(c)まで並びに2(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

(c) 1(b)、(c)、(f)及び(g)並びに2(a)及び(b)の規定は、政府調達については、適用しない。

(d) 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第七十八条　経営幹部及び取締役会

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産である自国の企業に対し、特定の国籍を有する人を経営幹部に任命することを要求することができない。

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産である自国の企業に対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有すること又は当該一方の締約国の居住者であることを要求することができる。ただし、その要求が、投資家の自己の投資財産を支配する能力を実質的に妨げる場合は、この限りでない。

第七十九条　適合しない措置

1 第七十三条、第七十四条、第七十七条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) これらの規定に適合しない現行の措置であって、次に掲げるもの

(i) チリについては、

(A) 国の政府により維持され、附属書六の自国の表に記載する措置

(B) 地方政府により維持される措置

注釈　「国の政府」には地域政府を含む。

(ii) 日本国については、

(A) 中央政府又は都道府県により維持され、附属書六の自国の表に記載する措置

(B) 都道府県以外の地方政府により維持される措置

(b) (a)に規定する措置の継続又は即時の更新

(c) (a)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第七十三条、第七十四条、第七十七条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない範囲に限る。）

2 第七十三条、第七十四条、第七十七条及び前条の規定は、附属書七の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3　いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書七の自国の表の規定の適用を受ける措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求することができない。

4　第七十三条及び第七十四条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく義務の例外又は特別の取扱いの対象となるいかなる措置についても、適用しない。

5　第七十三条、第七十四条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　政府調達

(b)　締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

第八十条　通報

1　一方の締約国が、附属書六の自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、又は修正する場合には、当該一方の締約国は、その改正又はその修正について、他方の締約国に対しできる限り速やかに通報する。

2　一方の締約国が、この協定の効力発生の後に附属書七の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する新たな措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、当該措置について、他方の締約国に対し可能な範囲内で通報する。

第八十一条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産に関連するものが、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。この資金の移転には、次のものを含める。

(a)　当該投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b)　利益、配当、利子、資本利得、使用料、運営に関する報酬、技術支援に対する報酬その他の報酬

(c)　当該投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(d)　融資契約その他の契約に基づいて行われる支払

(e)　第七十六条1及び2並びに次条の規定に従って行われる支払

(f)　次節の規定に基づき生ずる支払

2　各締約国は、1に規定する資金の移転が自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを認める。

3　1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b)　証券又は派生商品の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e)　司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保

4　この条の規定は、附属書八の規定に従う。

第八十二条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共のためであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　2から4までの規定による迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d)　正当な法の手続及び第七十五条の規定に従って行われるものであること。

2　補償は、収用が公式に発表された時又は収用が行われた時のいずれか早い時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。当該公正な市場価格には、収用が公式に発表され、又は収用が行われる前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。当該補償は、遅滞なく支払われなければならず、完全に換価することができるものであり、かつ、自由に移転することができるものでなければならない。

3　支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であって、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。

4　締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に(b)を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額

を下回らないものとする。

(a) 収用の日における公正な市場価格であって、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b) 収用の日から支払の日までに発生した利子であって、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

5　この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与については、適用しない。

注釈　この条の規定は、附属書九の規定に従って解釈する。

第八十三条　代位

1　一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、当該投資家が他方の締約国の区域内において取得する投資財産に関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の承認を行う。

(a) 当該支払の前提となった当該投資家の権利の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認すること。

(b) 当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利と内容及び範囲において同じ権利を行使する権利を有することを承認すること。

2　当該投資家は、1の規定により代位されなかった自己の権利を引き続き行使することができる。

第八十四条　特別な手続及び情報の要求

1　第七十三条のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の投資家による投資活動及び自国の区域内において当該投資家が取得する投資財産に関連して特別な手続（登録の要件に従うこと、当該投資家が当該一方の締約国の居住者であり、又は投資財産が当該一方の締約国の法令に基づき設立されなければならないとの要件に従うこと等）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、当該一方の締約国がこの章の規定に従って他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するものでないことを条件とする。

2　第七十三条及び第七十四条の規定にかかわらず、一方の締約国は、他方の締約国の投資家又は自国の区域内において当該投資家が取得する投資財産に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該投資財産に関する情報を提供することを求めることができる。当該一方の締約国は、当該情報であって秘密のものについては、当該投資家又はその投資財産の競争上の立場を害することとなるいかなる開示からも保護する。この2の規定は、一方の締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第八十五条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、投資財産に関連する支払及び資金の移転に関し、第七十三条及び第八十一条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合

(b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2　1の措置は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a) 国際通貨基金協定に適合するものであること。

(b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(e) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3　この条のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第八十六条　利益の否認

1　一方の締約国は、第三国の投資家が、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものを所有し、又は支配する場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害

することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、第三国又は自国の投資家が、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものを所有し、又は支配する場合において、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第八十七条　環境に関する措置

一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の区域内における投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二節　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

第八十八条　協議及び交渉

一方の締約国と他方の締約国の投資家との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて、当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。

第八十九条　請求の仲裁への付託

1　投資紛争が協議及び交渉を通じて解決することができない場合には、一方の締約国の投資家は、

(a)　自己のために、次の(i)及び(ii)の事項から成る請求を、この節の規定による仲裁に付託することができる。

(i)　他方の締約国が前節の規定に基づく義務に違反したこと。

(ii)　(i)の違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該投資家が被ったこと。

(b)　当該投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する法人である他方の締約国の企業のために、次の(i)及び(ii)の事項から成る請求を、この節の規定による仲裁に付託することができる。

(i)　他方の締約国が前節の規定に基づく義務に違反したこと。

(ii)　(i)の違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

2　締約国の投資家が取得する投資財産は、請求を、この節の規定による仲裁に付託することができない。

3　(a)　前節の義務の規定以外のこの協定の規定に違反があったとする請求は、この節の規定による仲裁に付託することができない。

(b)　締約国の投資家は、この協定の効力発生の日の前に行われた行為若しくは生じた事実又はこの協定の効力発生の日の前に消滅した事態に関連する請求を、この節の規定による仲裁に付託することができない。

4　一方の締約国の投資家は、他方の締約国に対し、請求をこの節の規定による仲裁に付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a)　当該投資家の氏名又は名称及び住所並びに、1(b)の場合には、企業の名称、住所及び設立場所

(b)　違反があったとされる前節の条項

(c)　当該請求の根拠とされる事実及び法的根拠

(d)　当該投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

5　一方の締約国の投資家は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、1に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約による仲裁。ただし、両締約国がＩＣＳＩＤ条約を締結している場合に限る。

(b)　ＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、締約国のいずれか一方のみがＩＣＳＩＤ条約を締結している場合に限る。

(c)　ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁

(d)　紛争の当事者が合意する場合には、他の仲裁機関による仲裁又は他の仲裁規則による仲裁

6　この節の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約第三十六条(1)に規定する仲裁の請求を事務局長が受領した時

(b)　ＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則付表Ｃ第二条に規定する仲裁の請求を事務局長が受領した時

(c)　ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第三条に規定する仲裁に関する通知を、同規則第十八条に規定する請求の陳述書とともに、被申立人が受領した時

(d)　5(d)の規定により、他の仲裁機関による仲裁又は他の仲裁規則による仲裁が選択された場合には、仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定め

がある場合は、この限りでない。

(a)及び(b)に規定する仲裁の請求並びに(c)及び(d)に規定する仲裁に関する通知は、以下この節において「仲裁の通知」という。

7　申立人は、仲裁の通知には、次の(a)又は(b)の事項を明記する。

(a)　申立人が任命する仲裁人の氏名

(b)　事務局長が、申立人の仲裁人を任命することにつき、当該申立人が与える書面による同意

8　5の規定に従って適用される仲裁規則（この節の規定による仲裁に請求が付託された日において有効なものに限る。）は、この節の規定によって修正する部分を除くほか、当該仲裁を規律する。

第九十条　仲裁への同意

1　各締約国は、この節に定める手続に従って行われる仲裁に請求を付託することに同意する。

2　1の規定による同意及びこの節の規定による仲裁への請求の付託は、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たさなければならない。

(a)　両当事者の書面による同意に関するＩＣＳＩＤ条約第二章の規定及びＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則の規定

(b)　書面による合意に関するニューヨーク条約第二条の規定

第九十一条　同意に関する条件及び制限

1　この節の規定による仲裁への請求の付託は、投資家（第八十九条1(a)の規定により付託する請求の場合）又は企業（同条1(b)の規定により付託する請求の場合）が、同条の規定に従って主張される違反が発生したこと及び当該投資家又は当該企業が損失又は損害を被ったことを知った、又は知るべきであった最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

2　この節の規定による仲裁への請求の付託は、次の(a)又は(b)の場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

(a)　第八十九条1(a)の規定により付託する請求については、次の(i)から(iii)までの規定の条件を満たす場合

(i)　申立人が、この節に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(ii)　申立人が、第八十九条1に規定する違反を構成するとされる措置に関し、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所において訴訟を提起し、又は他の紛争解決手続を開始する権利を書面により放棄すること。

(iii)　申立人が、(ii)に規定する行政裁判所又は司法裁判所においていかなる手続も開始していないこと。

(b)　第八十九条1(b)の規定により付託する請求については、次の(i)から(iii)までの規定の条件を満たす場合

(i)　申立人及び企業の双方が、この節に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(ii)　申立人及び企業の双方が、第八十九条1に規定する違反を構成するとされる措置に関し、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所において訴訟を提起し、又は他の紛争解決手続において手続を開始する権利を書面により放棄すること。

(iii)　申立人又は(ii)に規定する企業のいずれもが、(ii)に規定する行政裁判所又は司法裁判所においていかなる手続も開始していないこと。投資家又は企業がそのような手続を開始することを選択した場合には、その選択は最終的なものであり、かつ、当該投資家又は当該企業のいずれもが、その後はこの節の規定による仲裁に請求を付託することができない。

3　2(a)(ii)及び(iii)並びに2(b)(ii)及び(iii)の規定にかかわらず、申立人又は2(b)(ii)及び(iii)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

第九十二条　裁判所の設置

1　裁判所は、紛争の当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争の当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争の当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。

2　請求が仲裁に付託された日から七十五日以内に、仲裁人のいずれかが1の規定により任命されない場合には、紛争の一方の当事者のいずれも、3の規定の要件に従うことを条件として、事務局長に対し、ＩＣＳＩＤの仲裁人名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

3　裁判長となる仲裁人は、紛争の当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民で

あってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争の一方の当事者のいずれかにより雇用されてはならず、及びいかなる資格においても関係の請求を取り扱ったことがあってはならない。

4　裁判所の設置の日は、すべての仲裁人が任命され、かつ、その任命が受諾された日とする。

第九十三条　準拠法

1　この節の規定による仲裁に請求が付託される場合には、裁判所は、2の規定に従うことを条件として、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案につき決定する。

2　委員会が採択するこの協定の規定の解釈は、裁判所を拘束するものとし、いかなる裁定も、当該解釈に適合するものでなければならない。当該解釈は、各締約国が適当と認める方法により公に利用可能なものとする。

第九十四条　附属書の解釈

1　裁判所は、被申立人が違反があったとされる措置について附属書六又は附属書七に記載する適合しない措置の適用範囲内にある旨を抗弁として主張する場合において、当該被申立人の要請があったときは、委員会にその事案についての解釈を採択するよう要請する。委員会は、そのような要請が行われた日の後六十日の期間内に、解釈を採択し、及び当該解釈を書面により裁判所に提出する。

2　1の規定に従って委員会が採択し、及び提出する解釈は、裁判所を拘束するものとし、いかなる裁定も、当該解釈に適合するものでなければならない。裁判所は、委員会が1に規定する六十日の期間内に解釈を提出しない場合には、その事案につき決定する。

第九十五条　仲裁への参加

1　被申立人でない締約国は、紛争の当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき裁判所に対し意見を提出することができる。

2　被申立人でない締約国は、被申立人から次に掲げるものの写しを受領する権利を有する。

(a)　裁判所に提出された証拠

(b)　紛争の当事者の書面による陳述

第九十六条　仲裁地

裁判所は、紛争の当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約を締結している国において仲裁を行う。

第九十七条　先決問題

1(a)　裁判所は、被申立人が要請する場合には、裁判所が法律上の問題として被申立人に対して第百三条に規定する裁定を下すことができないとの被申立人による異議について、先決問題として取り扱い、及び決定する。ただし、そのような要請が、裁判所の設置の後できる限り速やかに、かつ、裁判所が被申立人による答弁書の提出の期限として定める日の前に行われることを条件とする。裁判所は、当該異議について決定するに当たり、仲裁の通知における請求を裏付ける申立人の主張であって、事実に係るものを前提とする。裁判所は、争点となっていない関連するいかなる事実についても検討することができる。

(b)　(a)の規定は、裁判所が(a)に規定する異議でない異議（例えば、紛争が裁判所の管轄に属しないとの異議）を先決問題として取り扱う権限を害するものではない。

(c)　裁判所は、(a)に規定する異議に関する要請があった場合には、本案についての手続を停止し、他の先決問題を検討するために定めた日程と適合するよう当該異議について検討するための日程を定め、及び当該異議につき理由を付して決定を行い、又は裁定を下す。

2　裁判所は、被申立人が裁判所の設置の後四十五日以内に要請する場合には、1(a)に規定する異議又は紛争が裁判所の管轄に属しないとの異議について、迅速に取り扱い、及び決定する。裁判所は、本案についての手続を停止し、及び要請の日の後百五十日以内（口頭陳述が行われたとき又は特別な事情があるときは百八十日以内）に、当該異議につき理由を付して決定を行い、又は裁定を下す。

3　裁判所は、1又は2の規定に基づき被申立人の異議について決定する場合には、正当な理由があるときは、主張を認められた紛争の一方の当事者が異議の申立て又は異議に対する反論を行うに際して生じた合理的な費用（弁護士の費用を含む。）を支払うよう命ずる裁定を下すことができる。裁判所は、そのような裁定が正当であるか否かを決定するに当たっては、申立人の請求又は被申立人の異議に根拠がなかったか否かについて検討するものとし、紛争の当事者に対し意見を述べる合理的な機会を与える。

4　被申立人は、1又は2の規定に基づく要請を行い、又は行わなかったことのみを理由として、本案について異議を申し立て、又は陳述を行う権利を放棄するものではない。

第九十八条　保険契約又は保証契約

被申立人は、この節の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的

のために、申立人が、保険契約又は保証契約に基づいて、申し立てられた損害の全部又は一部に対するてん補その他の補償を既に受領し、又は将来受領する旨を主張することはできない。

第九十九条　暫定的な保全措置

裁判所は、紛争の一方の当事者の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争の一方の当事者が所持し、又は支配する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。裁判所は、差押えを命じ、又は第八十九条1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命ずることはできない。

第百条　専門家による報告

裁判所は、紛争の一方の当事者の要請があった場合には、又は裁判所の職権により（紛争の当事者が別段の合意をする場合を除く。）、仲裁手続において紛争の一方の当事者が提起した事項に係る事実に関する問題について書面により報告させるため、紛争の当事者が合意する条件に従って、環境、保健、安全その他の科学的な事項の分野における一又は二以上の専門家を任命することができる。ただし、適用される仲裁規則が認めるその他の専門家の任命を妨げない。

第百一条　複数の請求の併合

1　紛争の一方の当事者は、第八十九条1の規定による仲裁に付託された二以上の請求が、共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び同一の事態又は状況から生じていると認める場合には、2から10までに定める条件に従って併合の命令を求めることができる。

2　この条の規定による併合の命令を求める紛争の一方の当事者は、事務局長に対し、この条の規定による一の裁判所を設置するよう書面により要請する。その要請には、次の事項を明記する。

(a)　命令の対象となることを求めるすべての紛争の当事者の氏名又は名称及び住所

(b)　求める命令の内容

(c)　命令を求める根拠

3　事務局長が2の規定による要請を受領した日の後六十日以内に請求が1に定める要件を満たさないと判断しない限り、一の裁判所がこの条の規定により設置される。

4　この条の規定により設置される一の裁判所は、命令の対象となることを求められたすべての紛争の当事者が別段の合意をしない限り、次の規定に従い三人の仲裁人により構成する。

(a)　一人の仲裁人は、すべての申立人の合意により任命される。

(b)　一人の仲裁人は、被申立人により任命される。

(c)　裁判長となる仲裁人は、事務局長により任命される。ただし、当該裁判長となる仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争の一方の当事者のいずれかによって雇用されてはならず、及びいかなる資格においても関係の請求を取り扱ったことがあってはならない。

5　事務局長が2の規定により要請を受領した日の後六十日以内に被申立人又は申立人が4の規定に従って仲裁人を任命することができない場合には、命令の対象となることを求められた紛争の当事者のいずれも、事務局長に対し、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。事務局長は、被申立人が仲裁人を任命することができない場合には当該被申立人の国民を仲裁人に任命するものとし、また、申立人が仲裁人を任命することができない場合には被申立人でない締約国の国民を仲裁人に任命する。

6　第八十九条1の規定による仲裁に請求を付託した申立人は、当該申立人の請求が、2の規定により併合が要請されている請求と共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び当該併合が要請されている請求と同一の事態又は状況から生じていると認めるにもかかわらず、2の規定による要請において当該申立人の氏名又は名称が掲げられなかった場合には、この条の規定により設置される一の裁判所に対し、当該申立人を7の規定に従って行われる命令の対象となるよう書面により要請することができる。その要請には、次の事項を明記する。

(a)　当該申立人の氏名又は名称及び住所

(b)　求める命令の内容

(c)　命令を求める根拠

7　この条の規定により設置される一の裁判所は、第八十九条1の規定による仲裁に付託された二以上の請求が、共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び同一の事態又は状況から生じていると認める場合には、紛争の公正かつ効率的な解決のため、紛争の当事者の意見を聴取した後に、命令を発出し、次のいずれかの事項を行うことができる。

(a)　請求の全部又は一部につき、管轄権を行使し、並びに一括して審理し、及び決定すること。

(b)　請求のうち、当該一の裁判所が決定することが他の請求の解決に資すると信ずる一又は二以上の請求につき、管轄権を行使し、並びに審理し、及び決定すること。

8　この条の規定により設置される一の裁判所は、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則（この節の規定によって修正される部分を除く。）に従って仲裁手続を行う。

9　第九十二条の規定により設置される裁判所は、請求の全部又は一部であってこの条の規定により設置される一の裁判所が管轄権を行使するものにつき、決定する管轄権を有しない。

10　この条の規定により設置される一の裁判所は、7に規定する命令を発出するか否かを決定するまでの間、紛争の一方の当事者の申請に基づき、第九十二条の規定により設置される裁判所の手続の延期を命令することができる。

11　この条を除くこの節の規定は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、この条の規定により設置される一の裁判所について適用する。

第百二条　裁定案

裁判所は、紛争の一方の当事者の要請があった場合には、裁定（第九十七条の規定により下す裁定を除く。）を下す前に、紛争の当事者に対して裁定案を提示する。紛争の当事者は、当該裁定案が提示された日の後六十日以内に、裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。裁判所は、当該意見を検討し、裁定案が提示された日の後百五日以内に裁定を下す。

第百三条　裁定

1　裁判所は、被申立人に対して裁定を下す場合には、次の(a)若しくは(b)のいずれか又はこれらの組合せについてのみ裁定を下すことができる。

(a)　損害賠償金及び適当な利子

(b)　原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

裁判所は、仲裁に係る費用（弁護士の費用を含む。）についても、この節の規定及び適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

2　1の規定に従うことを条件として、請求が第八十九条1(b)の規定により仲裁に付託される場合には、

(a)　損害賠償金及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が企業に対して行われることを定めるものとする。

(b)　原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が企業に対して行われることを定めるものとする。

3　裁判所は、懲罰的損害賠償の支払を命ずる裁定を下すことはできない。

4　裁判所による裁定は、紛争の当事者間において、かつ、特定の事件に関してのみ拘束力を有する。

5　紛争の一方の当事者は、7の規定に従うことを条件として、遅滞なく、裁定に従う。

6　被申立人が裁定に従わない場合には、被申立人でない締約国は、第百七十八条の規定により仲裁裁判所の設置を要請することができる。この場合には、当該被申立人でない締約国は、当該仲裁裁判所の手続において、次の事項を求めることができる。

(a)　裁定に従わないことがこの協定上の義務に反する旨を決定すること。

(b)　被申立人が裁定に従うべきである旨を勧告すること。

7　紛争の一方の当事者は、裁定が最終的なものとなるまでの間、その執行を求めることはできない。裁定は、それぞれ次の時に最終的なものとなる。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約による仲裁において下される裁定の場合には、次の(i)又は(ii)のいずれかの時

(i)　裁定が下された日から百二十日が経過し、かつ、紛争の一方の当事者のいずれも当該裁定の再審又は取消しの要請を行わなかった時

(ii)　再審又は取消しの手続が終了した時

(b)　ＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則による仲裁、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁又は第八十九条5(d)の規定に従って選択された仲裁において下される裁定の場合には、次の(i)又は(ii)のいずれかの時

(i)　裁定が下された日から九十日が経過し、かつ、紛争の一方の当事者のいずれも当該裁定の再審又は取消しの手続を開始しなかった時

(ii)　再審又は取消しの申請が棄却され、又は認められ、かつ、上訴が行われない時

8　各締約国は、自国の関係法令に従い自国の区域内において裁定を執行するために必要な手段を講ずる。

第百四条　文書の送達

1　この節の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の当局への交付により締約国に送達する。

(a)　日本国については、外務省

(b)　チリについては、外務省法務局

2　委員会は、1に規定する当局の住所を公に利用可能なものとする。

第三節　定義

第百五条　定義

1　この章の規定の適用上、

(a)　「申立人」とは、前節の規定による仲裁に請求を付託する締約国の投資家をいう。

(b)　「紛争の当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。

(c)　「紛争の一方の当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

(d)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(e)　「ＩＣＳＩＤ」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(f)　「ＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

(g)　「ＩＣＳＩＤ条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(h)　「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配するすべての種類の資産であって、投資としての性質を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含む。

注釈1　投資としての性質には、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む。

注釈2　投資財産には、司法上又は行政上の措置として下される命令又は決定を含まない。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii)　債券、社債、貸付金その他の債務証書（締約国又は公的企業の債務証書は含まない。）

(iv)　先物、オプションその他の派生商品

(v)　契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。）

(vi)　知的財産権

(vii)　国内法により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(viii)　他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

(i)　「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分をいう。

(j)　「締約国の投資家」とは、一方の締約国の自然人若しくは企業、当該一方の締約国又はその公的企業であって、他方の締約国の区域内に投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(k)　「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(l)　「被申立人」とは、締約国であって、これに対する請求が前節の規定による仲裁に付託されたものをいう。

(m)　「事務局長」とは、ＩＣＳＩＤの事務局長をいう。

(n)　「裁判所」とは、第九十二条の規定により設置される仲裁のための裁判所又は第百一条の規定により設置される仲裁のための一の裁判所をいう。

(o)　「ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則」とは、千九百七十六年十二月十五日に国際連合総会によって承認された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

2　この章の規定の適用上、

(a)　投資家が企業を「所有」するとは、投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　投資家が企業を「支配」するとは、投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき締約国の法令に従って法的に指示する権限を有する場合をいう。

第九章　国境を越えるサービスの貿易

第百六条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、他方の締約国のサービス提供者による国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。この措置には、次のものを含む。

(a)　サービスの提供に影響を及ぼす措置

注釈　サービスの提供に影響を及ぼす措置には、サービスの提供を行うための条件として金銭上の保証を提供することに影響を及ぼす措置を含む。

(b)　サービスの購入若しくは利用又はサービスに対する支払に影響を及ぼす措置

(c)　サービスの提供に関連して、公衆一般に提供されるサービス（流通、運送及び電気通信網を含む。）へのアクセス及び当該サービスの利用に影響を及ぼす措置

(d)　一方の締約国の区域内における他方の締約国のサービス提供者の存在に影響を及ぼす措置

2　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(b)　第百二十八条に定義する金融サービス

(c)　航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(i)　航空機の修理及び保守のサービス

(ii)　航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii)　コンピュータ予約システムのサービス

(d)　政府調達

(e)　締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(f)　一方の締約国の雇用市場への進出を求める他方の締約国の自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

(g)　政府の権限の行使として提供されるサービス

第百七条　内国民待遇

一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において自国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条のいかなる規定も、いずれの締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

第百八条　最恵国待遇

一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において第三国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第百九条　現地における拠点

いずれの一方の締約国も、他方の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の区域内に代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを求めてはならない。

注釈　「国境を越えるサービスの提供」とは、「国境を越えるサービスの貿易」と同一の意味を有する。

第百十条　適合しない措置

1　前三条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　これらの規定に適合しない現行の措置であって、次に掲げるもの

(i)　チリについては、

(A)　国の政府により維持され、附属書六の自国の表に記載する措置

(B)　地方政府により維持される措置

注釈　「国の政府」には地域政府を含む。

(ii)　日本国については、

(A)　中央政府又は都道府県により維持され、附属書六の自国の表に記載する措置

(B)　都道府県以外の地方政府により維持される措置

(b)　(a)に規定する措置の継続又は即時の更新

(c)　(a)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と前三条の規定との適合性の水準を低下させない範囲に限る。）

2　前三条の規定は、附属書七の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

第百十一条　通報

1　一方の締約国が、附属書六の自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、又は修正する場合に

は、当該一方の締約国は、その改正又はその修正について、他方の締約国に対しできる限り速やかに通報する。

2　一方の締約国が、この協定の効力発生の後に附属書七の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する新たな措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、当該措置について、他方の締約国に対し可能な範囲内で通報する。

第百十二条　許可、資格、技術上の基準及び免許

一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する許可、資格要件及び資格の審査に係る手続、技術上の基準並びに免許要件に関連するすべてのサービス分野において、当該一方の締約国が採用し、又は維持する措置が、サービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

(a)　客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。

(b)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c)　サービスの提供に対する偽装した制限とならないこと。

第百十三条　相互承認

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2　調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3　一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認することとする場合には、

(a)　第百八条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

(b)　当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第百十四条　国際収支の擁護のための制限

1　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に関するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

2　1の制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　内国民待遇及び最恵国待遇に基づいて適用されるものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e)　一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3　締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要な国境を越えるサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4　1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対し速やかに通報する。

第百十五条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の企業であって当該他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の企業であって当該他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、当該サービス提供者が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第百十六条　定義

1　この章の規定の適用上、

(a)　「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b)　「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(c)　「国境を越えるサービスの貿易」とは、次の態様のサービスの提供をいう。ただし、第百五条に定義する一方の締約国の投資家の投資財産による他方の締約国の区域内におけるサービスの提供を除く。

(i)　一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供

(ii)　一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって、当該一方の締約国の自然人又は企業により他方の締約国の自然人又は企業に対して行われるもの

(iii)　一方の締約国の自然人によるサービスの提供であって、他方の締約国の区域内で行われるもの

(d)　「締約国が採用し、又は維持する措置」とは、次の措置をいう。

(i)　締約国のすべての段階の政府又は公的機関が採用し、又は維持する措置

(ii)　非政府機関が、締約国のすべての段階の政府又は公的機関によって委任された権限を行使するに当たって、採用し、又は維持する措置

(e)　「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(f)　「サービス提供者」とは、サービスを提供しようとし、又は提供する者をいう。

(g)　「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(h)　「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(i)　「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

2　この章の規定の適用上、

(a)　企業がいずれかの者によって「所有」されるとは、当該者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　企業がいずれかの者によって「支配」されるとは、当該者が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき締約国の法令に従って法的に指示する権限を有する場合をいう。

第十章　金融サービス

第百十七条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、次の事項に関するものについて適用する。

(a)　他方の締約国の金融機関

(b)　当該一方の締約国の区域内にある金融機関に投資する他方の締約国の投資家及び当該投資家が当該金融機関について有する投資財産

(c)　国境を越える金融サービスの貿易

2　第八十一条から第八十六条まで、第百十四条及び第百十五条の規定は、1に規定する措置について準用する。前二章の他の規定は、1に規定する措置については、適用しない。

3　この章の規定は、附属書五の規定に従う。

4　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　締約国が採用し、又は維持する措置であって、次の事項に関するもの

(i)　当該締約国の中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂

行するために行う活動

(ii) 公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動又はサービス（ただし、当該締約国が自国の金融機関に対し当該活動又はサービスについて公的機関又は金融機関との競争を行うことを認める場合を除く。）

(iii) 当該締約国（公的機関を含む。）の勘定のために、その保証の下に、又はその財源を使用して行う活動又はサービス（ただし、当該締約国が自国の金融機関に対し当該活動又はサービスについて公的機関又は金融機関との競争を行うことを認める場合を除く。）

(b) 政府調達

(c) 締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(d) 一方の締約国の雇用市場への進出を求める他方の締約国の自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

第百十八条　内国民待遇

1　一方の締約国は、附属書十の自国の表に記載する分野において、当該表に定める条件及び制限に従い、自国の区域内にある金融機関及び自国の区域内にある金融機関についての投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　一方の締約国は、附属書十の自国の表に記載する分野において、当該表に定める条件及び制限に従い、金融機関及び投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、他方の締約国の金融機関及び他方の締約国の投資家が金融機関について有する投資財産に対し、同様の状況において自国の金融機関及び自国の投資家が金融機関について有する投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第百十九条　金融機関に関する市場アクセス

1　一方の締約国は、金融機関に関する市場アクセスに関し、他方の締約国の金融機関に対し、附属書十の自国の表において定める制限及び条件に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。一方の締約国は、金融機関に関する市場アクセスに関し、自国の区域内に金融機関を設立しようとする他方の締約国の投資家に対し、附属書十の自国の表において定める制限及び条件に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書十の自国の表において別段の定めがある場合を除くほか、小地域を単位とするか自国の全区域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a) 金融機関の数の制限（数量割当て、独占、排他的な金融機関又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b) 金融サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c) 金融サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示された金融サービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈　この(c)に規定する制限には、金融サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d) 特定の金融サービスの分野において雇用され、又は金融機関が雇用する自然人であって、特定の金融サービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e) 金融機関が合弁企業その他の法定の事業体を通じて金融サービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

第百二十条　国境を越える貿易

1　一方の締約国は、附属書十一の自国の表に定める制限及び条件に従い、他方の締約国のサービス提供者であって、国境を越えて金融サービスを提供するものに対し、内国民待遇を確保しつつ、当該表に記載する金融サービスを提供することを許可する。

2　一方の締約国は、附属書十二の自国の表に定める制限及び条件に従い、当該一方の締約国の区域内に所在する者及び他方の締約国の自然人が、他方の締約国の区域内に所在する当該他方の締約国のサービス提供者であって、国境を越えて金融サービスを提供するものから、当該表に記載する金融サービスを購入することを許可する。この義務は、当該一方の締約国に対し、当該他方の締約国のサービス提供者であって、国境を越えて金融サービスを提供するものが、当該一方の締約国の区域内において営業すること又は勧誘することを許可することを要求するものではない。当該一方の締約国は、この

条の規定の適用上、1の規定に基づく自国の義務に反しない限りにおいて、「営業すること」及び「勧誘すること」を定義することができる。

3　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であって、国境を越えて金融サービスを提供するもの及びその金融商品に対し、登録を要求することができる。

第百二十一条　新たな金融サービス

1　一方の締約国は、附属書十の自国の表において約束を行った分野又は小分野において、当該表に定める制限及び条件に従い、他方の締約国の金融機関に対し、自国の区域内で新たな金融サービスを提供することを許可する。ただし、当該新たな金融サービスの導入が、当該一方の締約国に対し、新たな法令を制定し、又は現行の法令を修正することを要求するものでないことを条件とする。

2　各締約国は、新たな金融サービスが提供される法的形態を決定し、及び新たな金融サービスの提供のための許可を要求することができる。

第百二十二条　特定の情報の取扱い

この章のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第百二十三条　例外規定

この章の他の規定及び前二章の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融機関若しくは国境を越えて金融サービスを提供する者が負う者を保護するための措置又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げられない。当該信用秩序の維持のための措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

第百二十四条　自主規制団体

一方の締約国は、他方の締約国の金融機関が自国の区域内で金融サービスを提供するため自主規制団体の構成員となり、当該自主規制団体に参加し、又は当該自主規制団体を利用することを要求している場合には、当該自主規制団体が当該他方の締約国の金融機関に対し内国民待遇を与えることを確保する。

第百二十五条　支払及び清算の制度

一方の締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の区域内で設立された他方の締約国の金融機関に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

第百二十六条　金融サービスに関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに金融サービスに関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に関連する問題について討議すること。

(c)　委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　委員会が第百九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、次の職員から成る。

(a)　日本国については、外務省及び金融庁の職員

(b)　チリについては、財務省の職員

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第百二十七条　紛争解決

1　第百七十七条の規定による協議であって、信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関するものには、次の職員が参加する。

(a)　日本国については、外務省及び金融庁の職員

(b)　チリについては、財務省の職員

2　締約国は、第百七十七条の規定による協議のみを理由として、特定の規制、監督、管理又は執行に関する問題につき、情報を開示し、又はいずれかの行動を差し控えることを要求されるものではない。

3　この章の規定の下で生ずる紛争のために第百七十八条の規定により設置される仲裁裁判所は、金融サービスに関する法律又は実務（金融機関に関する法令を含む。）についての専門知識又は経験を有する仲裁人によってのみ構成する。

第百二十八条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「締約国のサービス提供者であって、国境を越えて金融サービスを提供するもの」とは、締約国の区域内において金融サービスを提供する業務に従事し、かつ、国境を越える金融サービスの提供を通じ、金融サービスを提供しようとし、又は提供する当該締約国の者をいう。

注釈　「国境を越える金融サービスの提供」は、「国境を越える金融サービスの貿易」と同一の意味を有する。

(b)　「国境を越える金融サービスの貿易」とは、次の態様の金融サービスの提供をいう。ただし、一方の締約国の投資家の投資財産による他方の締約国の区域内における金融サービスの提供を除く。

(i)　一方の締約国の区域から他方の締約国の区域への金融サービスの提供

(ii)　一方の締約国の区域内における金融サービスの提供であって、当該一方の締約国の者により他方の締約国の者に対して行われるもの

(iii)　一方の締約国の自然人による金融サービスの提供であって、他方の締約国の区域内で行われるもの

(c)　「金融機関」とは、その所在する締約国の法律に基づき、金融機関として業務を行うことを認められ、かつ、金融機関として規制され、又は監督される企業をいう。

(d)　「他方の締約国の金融機関」とは、一方の締約国内に所在する金融機関であって、他方の締約国の者により所有され、又は支配されるものをいう。

(e)　「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(i)　保険及び保険関連のサービス

(A)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(AA)　生命保険

(BB)　生命保険以外の保険

(B)　再保険及び再々保険

(C)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(D)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

(ii)　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(A)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(B)　すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(C)　ファイナンス・リース

(D)　すべての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(E)　保証

(F)　自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(AA)　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(BB)　外国為替

(CC)　派生商品（先物及びオプションを含む。）

(DD)　為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(EE)　譲渡可能な有価証券

(FF)　その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(G)　すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(H)　資金媒介業

(I)　資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(J)　金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(K)　他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

(L)　(A)から(K)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信

用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(f)　「投資財産」とは、第百五条1(h)に定義する投資財産をいう。ただし、同条1(h)に規定する貸付金又は債務証書については、次のとおりとする。

(i)　金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書は、当該金融機関が所在する締約国により規制上の自己資本として扱われる場合に限り、投資財産である。

(ii)　金融機関が貸し付ける貸付金又は金融機関が所有する債務証書（(i)に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書を除く。）は、投資財産ではない。

(iii)　締約国若しくは公的企業に対する貸付金又はこれらが発行する債務証書は、投資財産ではない。

(iv)　国境を越えて金融サービスを提供する者が貸し付ける貸付金又は国境を越えて金融サービスを提供する者が所有する債務証書（(i)に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書を除く。）は、当該貸付金又は当該債務証書が第百五条1(h)に規定する投資財産の基準を満たす場合には、第八章に規定する投資財産である。

(g)　「締約国の投資家」とは、第百五条1(j)に定義する締約国の投資家をいう。

(h)　「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービス及び商品が納入される態様を含む。）であって、金融サービスを提供する者によって一方の締約国の区域内では提供されていないが他方の締約国の区域内では提供されているものをいう。

(i)　「締約国の者」とは、締約国の自然人又は企業をいい、第三国の企業の支店を含まない。

(j)　「公的機関」とは、締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局若しくは締約国が所有し、若しくは支配する機関であって、主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）又は中央銀行若しくは金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関（当該機能を遂行しているときに限る。）をいう。

(k)　「自主規制団体」とは、金融機関に対して、自己の又は委任された規制権限又は監督権限を行使する非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体を含む。）をいう。

第十一章　商用目的での国民の入国及び一時的な滞在

第百二十九条　一般原則

1　この章の規定は、両締約国間の特恵的な貿易関係、商用目的での国民の入国及び一時的な滞在を相互主義に基づき促進し、並びに入国及び一時的な滞在のための透明性を有する基準及び手続を定めたいという両締約国の希望並びに国境の安全を確保し、並びに各締約国の国内労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映したものである。

2　各締約国は、この章の規定に関する措置を1に規定するところに従ってとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨げ、又は遅らせることのないよう迅速にこれらの措置をとる。

第百三十条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国の国民であって、商用目的で他方の締約国に入国するものの入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、一方の締約国の雇用市場への進出を求める他方の締約国の国民に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3　この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の国民の入国又は自国における他方の締約国の国民の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が附属書十三に定める各区分における条件に従って当該他方の締約国に与えられる利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用されないことを条件とする。

注釈　特定の国籍を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、特定の区分の下で与えられる利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

第百三十一条　入国及び一時的な滞在の許可

一方の締約国は、この章の規定（附属書十三の規定を含む。）に従い、他方の締約国の国民に対し入国及び一時的な滞在を許可する。

第百三十二条　情報の提供

(a)　一方の締約国は、他方の締約国に対し、この章の規定に関する自国の措置の内容を知ることができる資料を提供する。

(b)　各締約国は、この協定の効力発生の日の後一年以内に、この章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の要件に関する説明資料を包括的な文書により、両締約国において公に利用可能なものとする。

(c)　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、可能な範囲内で、自国の法令に従い、他方の締約国の国民に対する入国及び一時的な滞在の許可であって、この章の規定に基づくものに関する資料を当該他方の締約国が利用することができるようにする。

第百三十三条　紛争解決

1　第十六章に定める紛争解決手続は、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たす場合を除くほか、この章の規定については、適用しない。

(a)　入国及び一時的な滞在が拒否された事案に一定の類型があること。

(b)　該当する一方の締約国の国民が当該事案に関し行政上の救済措置を可能な限り尽くしたこと。

2　他方の締約国の権限のある当局による当該事案に関する最終的な決定が、行政上の救済措置の開始の日の後一年以内に行われず、かつ、決定が行われないことが当該国民に起因する遅延によるものでないときは、1(b)に規定する救済措置は、尽くされたものとみなす。

第百三十四条　出入国管理に関する法令に基づく措置

この章、第一章、第二章及び第十六章から第十九章までの規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

第百三十五条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「入国及び一時的な滞在」とは、一方の締約国の国民が永続的に居住する意図を有することなく他方の締約国に入国し、及び滞在することをいう。

(b)　「出入国管理に関する法令」とは、国民の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす法令をいう。

第十二章　政府調達

第百三十六条　適用範囲

1　この章の規定は、次に規定する政府調達（購入、借入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）等の方法を通じて行う契約によるもの）に関する措置であって、締約国が採用し、又は維持するものについて適用する。

(a)　附属書十四第一部において特定する機関による調達

(b)　附属書十四第二部において特定する物品の調達、附属書十四第三部において特定するサービスの調達及び附属書十四第四部において特定する建設サービスの調達

(c)　調達の公示を行う時点において、契約の価額が附属書十四第五部において特定する基準額以上であると見積もられる調達

2　1の規定は、附属書十四第六部に定める一般的注釈の規定に従う。

3　いずれの締約国も、この章に規定する義務を回避することを目的として、政府調達に係る契約を作成し、企画し、又は立案してはならない。

第百三十七条　内国民待遇及び無差別待遇

1　一方の締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達に関する法令、手続及び慣行について、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、即時にかつ無条件で、自国の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　一方の締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達に関する法令、手続及び慣行について、次の事項を確保する。

(a)　自国の機関が、国内に設立された供給者を、他方の締約国の自然人又は企業との提携関係の程度に基づいて、又は他方の締約国の自然人又は企業が当該供給者を所有していることに基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱わないこと。

(b)　自国の機関が、国内に設立された供給者を、当該供給者が特定の調達のために提供する物品又はサービスが他方の締約国の物品又はサービスであることに基づいて、差別しないこと。

3　この条の規定は、輸入について、又は輸入に関連して課されるすべての種類の関税及び課徴金、これらの徴収の方法その他の輸入に関連する規則（制限及び手続を含む。）並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（この章の規定の適用を受ける政府調達に関する法令、手続及び慣行を除く。）については、適用しない。

第百三十八条　契約の評価

この章の規定を実施する上で、契約の価額の算定に当たっては、次の規定に従う。

(a)　評価については、すべての形態の報酬（特別報酬、料金、手数料及び利子を含む。）を考慮する。

(b)　機関は、この章の規定の適用を回避する意図の下に、評価の方法を選択してはならず、また、いかなる調達も分割してはならない。

(c)　調達計画が選択権条項を必要とする旨定めている場合においては、評価の基礎は、選択権を行使して行う購入を含む最大限の調達価額の総額とする。

第百三十九条　調達の効果を減殺する措置の禁止

各締約国は、自国の機関が、供給者、物品若しくはサービスの資格審査及び選択において、又は入札の評価及び落札の決定において、調達の効果を減殺するような措置を課し、求め、又は考慮しないことを確保する。この条の規定の適用上、調達の効果を減殺するような措置とは、機関が調達に先立ち、又は調達の過程において考慮し、求め、又は課する条件であって、現地調達を行うこと、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返り貿易を行うこと又はこれらと同様のことを要求することにより、国内の開発を奨励し、又は当該機関が属する締約国の国際収支を改善させるものをいう。

第百四十条　技術仕様

1　技術仕様であって、品質、性能、安全、寸法等の調達される物品若しくはサービスの特性、記号、専門用語、包装、証票及びラベル又は生産工程及び生産方法並びに適合性評価手続に係る要件について調達機関が定めるものは、貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として、又はこれをもたらす効果を有するものとして、立案され、制定され、又は適用されてはならない。

2　機関は、技術仕様については、適当な場合には、次の(a)及び(b)の規定の要件に従って定める。

(a)　デザイン又は記述面の特性よりも性能に着目して特定すること。

(b)　国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは国内強制規格、認められた国内任意規格又は建築基準に基づくこと。

3　各締約国は、自国の機関が、技術仕様において、特定の商標、商号、特許、デザイン、型式、産地、生産者若しくは供給者を要件とし、又はこれらに言及することのないことを確保する。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付すときは、この限りでない。

4　各締約国は、自国の機関が、特定の調達のためのあらゆる技術仕様の準備又は採用に利用し得る助言を、公正な競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性がある者に対し求め、又は当該者から受けないことを確保する。

第百四十一条　入札の手続

1　各締約国は、自国の機関の入札の手続が無差別に適用され、かつ、この章の規定に合致することを確保する。

2　各締約国は、自国の機関が、いかなる供給者に対しても、特定の調達に関する情報を競争を妨げる効果を有する方法により与えないことを確保する。

第百四十二条　供給者の資格の審査

1　一方の締約国は、自国の機関が、供給者の資格の審査の過程において、他方の締約国の供給者を差別しないことを確保する。資格の審査に係る手続は、次の規定に合致するものでなければならない。

(a)　入札の手続への参加のためのいかなる条件も、関心を有する供給者が資格の審査に係る手続を開始することができるよう、また、当該手続を早期に完了することが調達制度の効率的な運用と両立する場合には当該供給者が当該手続を早期に完了することができるよう、適当に早い時期に公示される。

(b)　入札の手続への参加のためのいかなる条件も、潜在的な供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠なものに限定されなければならない。

(c)　他方の締約国の供給者を供給者の名簿の記載又は特定の調達計画についての考慮の対象から除外することを目的として、供給者の資格の審査の過程及び当該資格の審査に必要な期間を利用してはならない。機関は、特定の調達計画への参加のための条件を満たしている他方の締約国の供給者を資格を有する供給者として認める。特定の調達計画に参加しようとする供給者であって、いまだ資格を有するに至っていないと認められるものについても、資格の審査に係る手続を完了するために十分な時間がある場合には、考慮される。

(d)　機関は、資格を有する供給者の常設名簿を保持することができる。当該機関は、次の事項を確保する。

(i)　供給者がいつでも資格の審査の申請をすることができること。

(ii)　当該名簿に記載されることを要請するすべての供給者であって、資格を有するものの名称を適当な短期間内に当該名簿に記載すること。

(e)　機関は、次条1の規定により調達の公示が行われた場合において、いまだ資格を有するに至っていな

いと認められる供給者が調達計画に参加しようとするときは、速やかに資格の審査に係る手続を開始する。

(f) 機関は、資格を有する供給者となることを申請したいかなる供給者に対しても、当該申請に係る決定を通知する。

2 1の規定は、倒産、清算若しくは債務不履行又は調達に関する虚偽の申告を理由として供給者を排除することを妨げるものではない。ただし、この措置は、この章の内国民待遇及び無差別待遇の規定に合致することを条件とする。

第百四十三条　調達の公示

1 各締約国は、それぞれの調達計画について、第百四十七条に定める場合を除くほか、自国の機関が、関心を有する供給者が当該調達計画に参加することを招請する旨の調達の公示を、附属書十四第七部に掲げる適当な出版物において、事前に公に利用可能なものとすることを確保する。

2 それぞれの調達の公示における情報には、調達計画の説明、当該調達計画に参加するために供給者が満たすべき条件、機関の名称、当該調達計画に関連するすべての文書を入手することができる場所の住所及び入札書の提出期限を含める。

3 各締約国は、自国の機関が、関心を有する供給者に対し、できる限り広範なかつ無差別の機会を与える方法により、調達の公示を適時に公に利用可能なものとすることを確保するよう努める。そのような方法は、単一の電子的な窓口を通じて無料で機会を与えるものとすることができる。

4 それぞれの調達計画について、調達の公示を公に利用可能なものとした場合において、その公示又は入札説明書に定める開札の期日又は入札書の受領の最終期日の前に当該公示を修正し、又は再度公示することが必要となったときは、修正の公示又は再度公示される公示は、当初の公示と同一の方法により公に利用可能なものとする。特定の調達計画に関して特定の供給者に提供される重要な情報は、供給者がその情報を検討し、及びこれに対応することができるような適当に早い時期に、同時に他のすべての関係のある供給者に提供される。

第百四十四条　入札の期限

一方の締約国は、次の事項を確保する。

(a) いずれの期限も、他方の締約国の供給者及び国内供給者が入札の行われる前に入札書を準備し、かつ、提出することができるよう決定されること。

(b) 自国の機関が、期限の決定に当たり、合理的と認める自己の必要性に基づき、調達計画の複雑なこと、予想される下請契約の範囲、外国及び国内の地点から入札書を郵送するため通常要する時間、調達の公示が公に利用可能なものとなるために生ずる時間等の要素を考慮すること。

第百四十五条　入札説明書

1 供給者に提供される入札説明書には、供給者が有効な入札書を提出するために必要なすべての情報を記載する。

2 各締約国は、自国の機関が、入札説明書を利用可能なものとし、又は要請があった場合には入札の手続に参加する供給者に入札説明書を送付すること及び当該入札説明書についての説明を求める合理的な要請に速やかに応ずることを確保する。

3 各締約国は、自国の機関が、入札の手続に参加する供給者からの関連情報を求める合理的な要請に速やかに応ずることを確保するよう努める。ただし、その情報は、当該入札の手続において、競争者よりも当該供給者による落札のために有利となるものであってはならない。当該供給者に提供される情報については、入札に招請される他の供給者に提供することができる。

第百四十六条　落札

1 落札の対象とされるためには、入札書が、開札の時に調達の公示又は入札説明書の基本的要件に適合したものでなければならず、かつ、参加の条件を満たした供給者から提出されたものでなければならない。機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格又は他の入札書に記載された事項よりも例外的に有利な事項を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

2 機関は、公共の利益のために契約を締結しないと決定した場合を除くほか、十分に契約を履行する能力があると決定された入札者であって、最低価格による入札を行ったもの又は調達の公示若しくは入札説明書に定める特定の評価基準により最も有利であると決定された入札を行ったものを落札者とする。

第百四十七条　他の入札の手続

1 第百四十一条から前条までの規定は、次の場合には適用する必要がない。ただし、一方の締約国の機関

が、最大限に可能な範囲内での競争を避けるために、又は他方の締約国の供給者に対する差別の手段若しくは自国の生産者若しくは供給者の保護の手段となるように、この条に定める入札の手続を用いないことを条件とする。

(a) 第百四十一条から前条までの規定に基づく入札に応ずる入札がない場合又は行われた入札が、当該一方の締約国の法令によりなれ合いによるものである場合、入札の基本的要件に合致していないものである場合若しくはこの章により定められた参加の条件を満たしていない供給者によるものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。

(b) 物品又はサービスが、美術品であるため、特許権、著作権等の排他的権利の保護との関連を有するものであるため、又は技術的な理由により競争が存在しないため、特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合

(c) 機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため第百四十一条から前条までの規定に基づく入札手続によっては必要な期間内に物品又はサービスを入手することができない場合において真に必要なとき。

(d) 機関が供給者を変更することにより既存の供給品、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性の要件に合致しない物品又はサービスを調達せざるを得なくなるため、既存の供給品若しくは設備の部分品の交換又は既存の供給品の補充、既存のサービスの拡大若しくは既存の設備の拡張のための追加の納入又は提供を当初の供給者から受ける場合

(e) 調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、機関の要請により開発された原型又は最初の物品若しくはサービスを当該機関が調達する場合

注釈　最初の物品又はサービスの独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるために、及び受入れ可能な品質基準に合致する物品又はサービスとして当該物品又はサービスを多量に生産し、又は供給することができることを証明するために、限られた生産又は供給を行うことを含めることができるが、商業的採算を確立し、又は研究開発の費用を回収するために多量に生産し、又は供給することを含まない。

(f) 当初の契約には含まれていないが当初の入札説明書の目的の範囲内にある追加の建設サービスが、予見することができない事情により、当該当初の契約に定める建設サービスを完了するために必要になった場合。ただし、当該追加の建設サービスのために締結する契約の総価額は、当初の契約の額の五十パーセントを超えてはならない。

(g) 基本的な事業計画に合致する新たな建設サービスであって、当該事業計画に係る当初の建設サービスと同様の建設サービスの繰り返しから成るもののうち、当該当初の建設サービスの契約が第百四十一条から前条までの規定に従って落札され、かつ、機関が当該当初の建設サービスに係る調達の公示において当該新たな建設サービスの契約の締結につきこの条に定める入札の手続を用いる可能性があることを公示している場合

(h) 商品市場において購入される物品

(i) 極めて短い期間においてのみ生ずる例外的に有利な条件の下で購入される場合。この(i)の規定は、通常は供給者でない企業による例外的な処分又は清算中の若しくは管財人により管理されている企業の資産の処分を対象とするものであり、通常の供給者からの日常の購入を対象とすることを意図したものではない。

(j) 契約が、設計コンテストの受賞者と締結される場合。ただし、当該コンテストは、この章の原則に合致する方法で行われ、かつ、その受賞者と設計契約を締結することを目的として独立の審査員団によって審査されることを条件とする。

2 各締約国は、1に定める入札の手続を用いる必要がある場合にはいつでも、自国の機関が記録を保管し、又は当該入札の手続の正当性を示す報告書を作成することを確保する。

第百四十八条　落札後の情報公開

1 各締約国は、自国の機関が、附属書十四第七部に掲げる適当な出版物により、落札の決定の後、例えば次の情報を公に利用可能なものとすることを確保する。

(a) 落札に係る物品又はサービスの特質及び数量

(b) 契約を締結する機関名及びその住所

(c) 落札の日

(d) 落札者の名称及び住所

(e) 落札価額

(f)　用いられた手続

2　各締約国は、締約国の供給者から要請があった場合には、自国の機関が速やかに次の事項を含む情報を提供することを確保する。

(a)　当該供給者の資格審査の申請が拒否された理由、当該供給者が資格を失った理由及び当該供給者が選択されなかった理由に関する適切な情報

(b)　当該供給者が落札者とされなかった場合には、当該供給者の入札が落札とならなかった理由に関する適切な情報（落札とされた入札の特色及び相対的な利点に関する情報を含む。）及び落札者の名称

3　一方の締約国は、自国の供給者が落札者とされなかった場合には、第十六章の規定の適用を妨げることなく、調達が公正かつ公平に行われたことを確認するために必要な落札に関する追加の情報を求めることができる。他方の締約国は、落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報並びに落札の価格についての情報を提供する。当該一方の締約国は、公表する権利を慎重に行使することを条件として、原則として落札の価格についての情報を公表することができる。この情報の公表が将来の入札における競争を害することとなる場合には、当該情報は秘密とするものとし、当該一方の締約国は、当該他方の締約国と協議し、かつ、その同意を得た後でなければ、当該情報を公表してはならない。

第百四十九条　苦情申立ての手続

1　調達機関は、政府調達に関するこの章の規定に対する違反があった旨の供給者からの苦情があった場合には、苦情申立ての制度により是正措置がとられることの妨げとなることのないような方法で、当該苦情について公平かつ時宜を得た考慮を払う。

2　各締約国は、供給者が関心を有し、又は有していた調達におけるこの章の規定に対する違反の疑いにつき苦情を申し立てることを可能とする、無差別な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を定める。

3　各締約国は、苦情申立ての手続を文書により定め、かつ、当該文書を一般に利用可能なものとする。

4　各締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達のすべての側面に係る文書が少なくとも三年間保管されることを確保する。

5　関心を有する供給者は、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た時から一定の期間内に苦情申立ての手続を開始し、当該期間内に調達機関に通知することを要求されることがある。ただし、その期間は、十日を下回ってはならない。

6　苦情申立ては、調達の結果にいかなる利害関係も有していない公平かつ独立した検討機関であって、任期中に外部からの影響を受けない構成員から成るものにより、取り上げられるものとする。裁判所でない検討機関については、その意見又は決定を司法上の審査の対象とするか、又は少なくとも次の手続を有するものとする。

(a)　参加者は、検討機関の意見が出され、又は決定が行われる前に意見を述べることが認められること。

(b)　参加者は、代理人及び補佐人を認められること。

(c)　参加者は、すべての手続に参加することができること。

(d)　手続を公開で行うことが認められること。

(e)　検討機関の意見又は決定が、その根拠に関する説明とともに書面によって与えられること。

(f)　証人の出席が認められること。

(g)　検討機関に対し文書が開示されること。

7　苦情申立ての手続は、次の事項を定める。

(a)　この章の規定に対する違反を是正し、商業上の機会を維持するための迅速な暫定的措置に関すること。当該措置の結果として、調達の過程が停止されることがある。ただし、苦情申立ての手続には、当該措置を適用すべきかどうかを決定するに当たり、公共の利益等関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができることを定めることができる。

(b)　申し立てられた苦情の正当性につき評価すること及び適当な場合には決定すること。

(c)　適当な場合には、この章の規定に対する違反の是正又は損失若しくは損害に対する賠償に関すること。当該賠償については、入札の準備又は苦情の申立てに係る費用に限定することができる。

8　苦情申立ての手続は、関連する商業上その他の利益を保護するため、原則として合理的な期間内に完了させる。

第百五十条　調達における電子的な通信手段の利用

1　両締約国は、政府調達がインターネット又はこれと同等のコンピュータを使用する電気通信網を通じて行われる機会を提供するよう努める。

2　各締約国は、この章の規定に基づく供給者の商業上の機会を促進するため、自国の区域内における政府

調達に係る供給の機会に関する包括的な情報を利用するための単一の電子的な窓口を採用し、又は維持するよう努めるものとし、また、政府調達に関連する措置に関する情報を利用可能なものとする。

3　両締約国は、入札説明書の提供及び入札書の受領について、可能な範囲内で、電子的な手段の利用を奨励する。

4　両締約国は、政府調達における電子的な手段の利用に関し、次の(a)及び(b)の規定の条件を満たす政策及び手続の採用を確保するよう努める。

(a)　許可のない及び探知されない変更から文書を保護するものであること。

(b)　調達機関の通信網上のデータ及び当該通信網を通過中のデータについて、適当な水準の保護を提供するものであること。

第百五十一条　例外規定

この章のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講ずること、実施すること又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同じ条件の下にある場合の両締約国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)　知的財産の保護のために必要な措置

(d)　心身障害者、慈善団体又は刑務所労働により生産される物品又はこれらにより提供されるサービスに関する措置

第百五十二条　訂正又は修正

1　一方の締約国は、附属書十四に関する訂正又は例外的な場合のその他の修正を、この章に定める相互に同意された適用範囲が変更されることにより見込まれる影響に関する情報とともに他方の締約国に通報する。

2　1に規定する訂正又はその他の修正であって純粋に形式的又は軽微なものは、第百九十七条の規定にかかわらず、三十日以内に当該他方の締約国から異議の申立てがない場合に効力を生ずる。その他の場合においては、両締約国は、当該訂正又はその他の修正が行われる前の権利及び義務の均衡並びにこの章に定める相互に同意された適用範囲につき当該訂正又はその他の修正が行われる前の水準と同等の水準を維持することを目標として、当該訂正又はその他の修正の提案及び補償的な調整の要求について協議する。

3　両締約国の間で2に規定する訂正又はその他の修正の提案及び補償的な調整の要求について合意が得られない場合には、当該訂正又はその他の修正の通報を受領した当該他方の締約国は、第十六章に定める紛争解決手続を利用することができる。

注釈　この章の他の規定にかかわらず、締約国は、自国の機関の再編成（当該機関が行う調達が分散されるような計画又は当該機関の任務がいずれの政府機関によっても遂行されなくなるような計画を含む。）を実施することができる。そのような再編成が実施される場合には、補償を提案することを要しない。いずれの締約国も、この章に規定する義務を回避することを目的として、そのような再編成を実施してはならない。

第百五十三条　機関の民営化

中央政府又は国の政府が附属書十四第一部において特定する機関の持分を保有し、又は当該機関の役員を指名することができる場合においても、当該機関に対する中央政府又は国の政府による監督が実効的に排除されたときは、この章の規定は、当該機関については、適用しないものとし、また、補償を提案することを要しない。一方の締約国は、政府による監督が排除される前に、又はその後できる限り速やかに、当該機関の名称を他方の締約国に通報する。

第百五十四条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の企業に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の供給者であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の供給者が当該他方の締約国の区域内に

おいて実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の供給者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第百五十五条　追加的な交渉

一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後、この章の規定により他方の締約国に与えた利益を超えて政府調達市場へのアクセスに関する追加的な利益を第三国に与える場合において、当該他方の締約国の要請があるときは、当該他方の締約国との間で、当該追加的な利益を相互主義に基づき当該他方の締約国に対しても与えることを目的として交渉を行う。

第百五十六条　政府調達に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに政府調達に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　各締約国の政府調達市場に関する利用可能な情報を分析すること。

(c)　委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　委員会が第百九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第百五十七条　定義

この章の規定の適用上、「供給者」とは、機関に対し物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者をいう。

第十三章　知的財産

第百五十八条　一般規定

1　両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護を確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使のための措置をとる。

2　両締約国は、権利者による知的財産権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、これらの措置がこの協定及び貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、とることができる。

3　両締約国は、貿易関連知的所有権協定及び両締約国が締結している知的財産に関する他の多数国間の協定に基づく現行の権利及び義務を確認する。この章のいかなる規定も、貿易関連知的所有権協定及び両締約国が締結している知的財産に関する他の多数国間の協定に基づき両締約国が有する現行の権利を害し、及びそのような協定に基づき両締約国が負う現行の義務を免れさせるものではない。

4　この章の規定の適用上、知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

(a)　第百六十一条から第百六十三条までの規定の対象となるもの

(b)　貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

第百五十九条　手続事項の簡素化

1　各締約国は、知的財産に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための措置をとる。

2　各締約国は、改正された国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定に従った特許及び実用新案の分類を使用する。各締約国は、改正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定に従った商品及びサービスの分類を使用する。

第百六十条　透明性

各締約国は、知的財産に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報その他の知的財産に関する制度についての情報を公衆が利用することができるようにするための適切な措置をとる。

第百六十一条　商標

各締約国は、自国の法令に従い、利害関係者が商標の登録出願又は登録に異議を申し立て、及び商標の登録の取消しを請求する機会を与える。

第百六十二条　植物の新品種

各締約国は、千九百九十一年の植物の新品種の保護に関する国際条約の締約国でない場合には、二千九年一月一日までに同条約の締約国となるものとする。

第百六十三条　地理的表示

1　両締約国は、附属書十五に規定するぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示が貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定する地理的表示であることに合意し、同協定の関連規定に基づく地理的表示の保護に関する義務を遵守する。

2　第百九十七条2の規定にかかわらず、委員会は、両締約国が提案する附属書十五の修正を第百九十条1(d)(i)の規定に従って採択することができる。採択された修正は、外交上の公文の交換により確認される。

第百六十四条　権利行使

1　各締約国は、自国の税関当局が自国に輸入され、又は自国から輸出されようとしている物品であって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権並びに著作権及び関連する権利を侵害するものの解放を停止することに関する手続を定める。

2　各締約国は、自国の司法当局が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを確保する。

3　各締約国は、故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含める。

第百六十五条　知的財産に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　次の事項を含む知的財産に関するあらゆる問題について討議すること。

(i)　知的財産の分野における協力の分野及び形態

(ii)　知的財産権の行使

(iii)　地理的表示

(iv)　知的財産の保護についての啓発

(c)　委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　委員会が第百九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第十四章　競争

第百六十六条　一般規定

各締約国は、自国の法令に従い、かつ、この章の規定に適合する方法により、貿易及び投資の自由化による利益が反競争的行為により減損され、又は無効にされることを回避するため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

第百六十七条　反競争的行為の規制に関する協力

両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力する。

第百六十八条　無差別待遇

各締約国は、同様の状況にある者の間で国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争法令を適用する。

第百六十九条　手続の公正な実施

各締約国は、反競争的行為を規制するため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する。

第百七十条　透明性

各締約国は、自国の競争法令及び競争政策の実施の透明性を促進する。

第百七十一条　第十六章の規定の不適用

第十六章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十五章　ビジネス環境の整備

第百七十二条　ビジネス環境の整備のための協議

両締約国は、両締約国の民間企業による貿易及び投資の活動を促進するために一層良好なビジネス環境を創出することについて両締約国が関心を有していることを確認し、両締約国のビジネス環境の整備に関する

問題に取り組むために随時協議する。

第百七十三条　ビジネス環境の整備に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここにビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　両締約国のビジネス環境を整備するための方法及び手段について討議すること。

(b)　必要に応じ、両締約国に対し、両締約国がとるべき適当な措置について勧告を行うこと。

(c)　両締約国政府の関係当局から、(b)に規定する勧告の実施に関する情報を受領すること。

(d)　必要に応じ、(b)に規定する勧告を適当な方法により公表すること。

(e)　委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(f)　委員会が第百九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものをコンセンサス方式によって招請することができる。

5　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

6　小委員会は、関連する他の小委員会又は作業部会の作業との不必要な重複を避けるため、当該他の小委員会又は作業部会と協力する。

第百七十四条　次章の規定の不適用

次章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十六章　紛争解決

第百七十五条　適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の実施、解釈又は運用に関する両締約国間の紛争の回避又は解決について適用する。

第百七十六条　紛争解決手続の選択

1　この協定及び世界貿易機関設立協定の双方に関する問題について紛争が生ずる場合には、申立てを行う締約国は、当該紛争を解決するための紛争解決手続を選択することができる。

2　1の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、申立てを行う締約国がこの章の規定により仲裁裁判所の設置を要請し、又は世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第六条の規定により小委員会の設置を要請した場合には、当該特定の紛争に関し選択されなかった仲裁裁判所又は小委員会の手続を利用してはならない。

第百七十七条　協議

1　一方の締約国は、この協定の実施、解釈又は運用に関するいかなる問題（他方の締約国がとろうとしている措置（以下この章において「将来の措置」という。）に関する問題を含む。）についても、書面により当該他方の締約国との協議を要請することができる。

2　協議を要請する締約国は、要請の理由（問題となっている措置及び申立ての法的根拠を含む。）を付するものとし、また、問題を十分に検討することができるようにするための情報を提供する。

3　両締約国は、この条の規定による協議を通じて、問題についての相互に満足すべき解決に達するよう、すべての努力を払うものとする。

4　この条の規定による協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利をも害するものではない。

第百七十八条　仲裁裁判所の設置

1　前条の規定による協議を要請した締約国であって、申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、申立てを受ける締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又は当該義務に反する措置をとった結果、申立てを行った締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a)　協議の要請が受領された日の後四十五日以内に両締約国が問題を解決することができない場合

(b)　緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合

2　申立てを行う締約国は、申立てを受ける締約国が第三章及び第四章の規定に基づく義務に反しない措置をとった結果、当該規定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めるときも、1に規定する仲裁裁判所の設置を要請することができる。

3　1及び2の規定にかかわらず、将来の措置に関するいかなる問題についても、仲裁裁判所の設置を要請してはならない。

4　この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a)　問題となっている特定の措置

(b)　違反があったとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む申立ての法的根拠

(c)　申立ての根拠とされる事実

5　仲裁裁判所の設置の日は、裁判長が任命された日とする。

第百七十九条　仲裁裁判所の付託事項

仲裁裁判所の設置の要請が受領された日から二十日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所の付託事項は、次のとおりとする。

「この協定の関連規定に照らし、この協定の第百七十八条の規定による仲裁裁判所の設置の要請において付託された問題を検討し、その理由を付して法律上の及び事実に関する認定を行い、並びに紛争の解決のための裁定を下す。」

第百八十条　仲裁裁判所の構成

1　仲裁裁判所は、三人の仲裁人により構成する。

2　各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三名まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても関係の紛争を取り扱ったことがあってはならない。

3　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、2の規定に従って提案した候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命する。

4　いずれかの締約国が2の規定により仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が3の規定により第三の仲裁人を任命することができない場合には、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人は、2に規定する三十日又は3に規定する四十五日の後の七日以内に、2の規定に従って提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。

5　すべての仲裁人は、次の要件を満たすものとする。

(a)　法律、国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識又は経験を有すること。

(b)　客観性、信頼性及び判断の健全性を基準として、厳格な審査の上選任されること。

(c)　いずれの締約国政府からも独立しており、いずれの締約国政府とも関係を有しておらず、又はいずれの締約国政府の指示も受けていないこと。

(d)　第百八十七条に規定する手続規則に定める行動規範を遵守すること。

6　この条の規定により任命された仲裁人が死亡し、行動することができなくなり、又は辞任した場合には、その後任者については、2から4までに規定する仲裁人の任命に関する手続を準用し、十五日以内に任命する。当該後任者は、前任の仲裁人が有していたすべての権限及び任務を有する。仲裁裁判所の検討は、当該前任の仲裁人が死亡し、行動することができなくなり、又は辞任した日から当該後任者が任命される日までの期間、停止する。

第百八十一条　仲裁裁判所の任務

1　仲裁裁判所は、自己に付託された紛争の客観的な評価（問題の事実関係、この協定の適用の可能性及びこの協定との適合性についての検討を含む。）並びに当該紛争の解決のために必要な他の認定を行い、及びそのような裁定を下すことを任務とする。

2　仲裁裁判所は、必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

第百八十二条　仲裁裁判手続

1　仲裁裁判は、非公開とする。

2　両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案に関する意見、仲裁裁判所の質問に対する回答その他の事項から成る。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

3　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

4　仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。

5　仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

6　5の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密であると指定して情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出する。

7　各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国の経費を負担する。仲裁裁判所の裁判長に係る費用その他仲裁裁判手続の実施に関連する経費は、両締約国が均等に負担する。

第百八十三条　仲裁裁判手続の停止又は終了

1　両締約国は、いつでも仲裁裁判所がその検討を停止することに合意することができる。ただし、その停止の期間は、その合意の日から十二箇月を超えないことを条件とする。当該停止の場合には、次条2、5及び7並びに第百八十六条7に定める期間は、検討が停止された期間延長されるものとする。仲裁裁判所の検討が十二箇月を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、両締約国が別段の合意を行う場合を除くほか、その設置の根拠を失う。

2　両締約国は、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、裁判長に対し共同で通報することにより、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第百八十四条　裁定

1　仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報、行われた陳述及びこの協定の関連規定を踏まえて行うものとする。

2　仲裁裁判所は、その設置の日の後百二十日以内に、又は緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には六十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。

3　裁定案は、両締約国がその特定の部分を検討することができるようにするため、説明部分並びに仲裁裁判所の認定、結論及び決定を含むものとする。

4　仲裁裁判所は、2に規定する百二十日又は六十日の期間内に裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。

5　締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

6　仲裁裁判所は、裁定案についての書面による意見を検討した後、当該裁定案を再検討し、及び適当と認める更なる検討を行うことができる。

7　仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

8　仲裁裁判所の裁定は、それが下された日の後十五日以内に、秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、公に利用可能なものとする。

9　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第百八十五条　裁定の実施

1　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、申立てを受けた締約国は、前条に規定する仲裁裁判所の裁定を直ちに実施する。当該申立てを受けた締約国は、当該裁定を直ちに実施することができない場合には、当該裁定を妥当な期間内に実施する。

2　1に規定する妥当な期間は、両締約国の合意により決定される。両締約国が前条に規定する仲裁裁判所の裁定が下された日の後四十五日以内に当該妥当な期間について合意できない場合には、いずれの締約国も、その問題を仲裁裁判所に付託することができるものとし、当該仲裁裁判所は、当該妥当な期間を決定する。

3　申立てを受けた締約国が2の規定により決定された妥当な期間内に前条に規定する仲裁裁判所の裁定を実施したか否かにつき両締約国間で意見の相違がある場合には、いずれの締約国も、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

第百八十六条　未実施（代償及び譲許その他の義務の停止）

1　申立てを受けた締約国が申立てを行った締約国に対し前条2の規定により決定された妥当な期間内に裁定を実施することができない旨を通報する場合又は同条3の規定により問題を付託された仲裁裁判所が当該申立てを受けた締約国が当該妥当な期間内に裁定を実施していないことを確認する場合において、要請があるときは、当該申立てを受けた締約国は、相互に満足すべき代償について合意するため当該申立てを行った締約国と交渉を開始する。

2　1に規定する要請が受領された日の後二十日以内に相互に満足すべき代償について合意されない場合には、申立てを行った締約国は、三十日の予告をもって通告を行った後、申立てを受けた締約国に対するこ

の協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止することができる。

3　1に規定する代償及び2に規定する譲許その他の義務の停止は、一時的な手段であり、これらのいずれの手段よりも、裁定を完全に実施することが優先される。当該譲許その他の義務の停止は、裁定が完全に実施され、又は相互に満足すべき解決が得られるまでの間においてのみ適用される。

4　申立てを行った締約国は、2の規定によりいかなる譲許その他の義務を停止するかを検討するに当たり、次の規定に従うものとする。

(a)　まず、第百八十四条に規定する仲裁裁判所によりこの協定に基づく義務の不履行又は第百七十八条2の意味における利益の無効化若しくは侵害があると認定された分野と同一の分野に関する譲許その他の義務の停止を試みるべきである。

(b)　同一の分野に関する譲許その他の義務を停止することができず、又は効果的でないと認める場合には、その他の分野に関する譲許その他の義務を停止することができる。ただし、2の規定により当該その他の分野に関する譲許その他の義務の停止の通告を行うに当たり、その理由を示すことを条件とする。

5　2に規定する譲許その他の義務の停止の程度は、無効化又は侵害の程度と同等のものとする。

6　申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国による譲許その他の義務の停止が2、3、4又は5に規定する要件を満たしていないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

7　この条又は前条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条又は前条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第百八十条の規定に従って任命する。当該仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。当該仲裁裁判所は、当該六十日の期間内に裁定を下すことができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を最大限三十日間延長することができる。当該仲裁裁判所の裁定は、それが下された日の後十五日以内に、秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、公に利用可能なものとする。当該仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第百八十七条　手続規則

委員会は、この協定の効力発生の日に、この章の規定により設置される仲裁裁判所の規則及び手続の詳細を規定する手続規則を採択する。

第百八十八条　規則及び手続の修正

この章（前条に規定する手続規則を含む。）に定める期間その他仲裁裁判所の規則及び手続は、両締約国の合意により修正することができる。

第十七章　委員会

第百八十九条　委員会の設置

両締約国は、ここに両締約国の大臣又は上級職員を共同議長とする委員会を設置する。

第百九十条　委員会の任務

1　委員会は、次の事項を行う。

(a)　この協定の実施、解釈及び運用について見直し及び監視を行い、並びにこの協定の実施、解釈及び運用に関するすべての事項について検討すること。

(b)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(c)　この協定に基づいて設置されるすべての小委員会及び作業部会の作業を監督し、及び調整すること。

(d)　次のものを採択すること。

(i)　附属書十五の修正

(ii)　第五十二条に規定する運用上の手続規則

(iii)　第九十三条及び第九十四条に規定するこの協定の規定の解釈

(iv)　第百八十七条に規定する手続規則

(v)　必要な決定

(e)　両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

2　委員会は、小委員会及び作業部会を設置し、小委員会又は作業部会に対し助言を得るため事案を送付し、その任務の遂行を小委員会又は作業部会に委任し、並びに小委員会又は作業部会が提起する事案を検討することができる。

第百九十一条　委員会の規則及び手続

1　委員会は、その規則及び手続を定める。

2　委員会の決定は、合意によって行う。

3　委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第十八章　例外規定

第百九十二条　一般的例外

1　第三章から第八章（第七十六条を除く。）までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　第八章（第七十六条を除く。）から第十一章までの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の規定（脚注を含む。）は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第百九十三条　安全保障のための例外

この協定（第七十六条を除く。）のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a)　締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b)　締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i)　武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の取引並びに軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(ii)　戦時その他の国際関係における緊急時にとる措置

(iii)　核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(c)　締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第百九十四条　租税

1　この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

注釈　「租税に係る課税措置」には、次のものを含めない。

(a)　第二十八条(d)に定義する関税

(b)　第二十八条(d)(ii)に規定するダンピング防止税及び相殺関税

(c)　第二十八条(d)(iii)に規定する手数料その他の課徴金

2　この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定の規定であって租税に係る課税措置に関するものに基づくいずれの一方の締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3　第十三条の規定は、千九百九十四年のガット第三条の規定が適用される限度において、租税に係る課税措置に適用する。

4　第百七条及び第百八条の規定は、サービス貿易一般協定が対象とする範囲内で、租税に係る課税措置に適用する。

5(a)　第八十二条の規定は、租税に係る課税措置に適用する。ただし、当該措置が収用に当たらないことが(b)の規定に従って決定された場合には、いずれの投資家も、同条の規定を第八十九条の規定による請求の根拠として援用することができない。

(b)　投資家は、第八十九条に規定する付託の意図の通知を送付した時は、当該措置が収用に当たるか否かを決定するために、第十条に定める連絡部局を通じ、両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合、又は検討したが、送付を受けてから百八十日以内に当該措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、第八十九条の規定により当該事案を仲裁に付託することができる。

(c)　(b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。ただし、財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。

(ii)　チリについては、財務省国税庁長官をいう。

第十九章　最終規定

第百九十五条　附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第百九十六条　見出し

この協定中の章、節及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第百九十七条　改正

1　この協定は、両締約国の合意により改正することができる。

2　いかなる改正も、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

3　2の規定にかかわらず、改正が附属書二又は附属書四のみに関係する場合には、外交上の公文の交換により当該改正を行うことができる。

注釈　チリについては、この3の規定に定める改正は、チリ共和国憲法に従い行政上の取極として行う。

第百九十八条　効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第百九十九条　終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千七年三月二十七日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

麻生太郎

チリ共和国のために

アレハンドロ・フォックスレイ

附属書一（第三章関係）　第十四条に関する表

第一部　一般的注釈

1　第十四条の規定の適用に当たっては、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5欄の注釈に定める条件を適用する。

(a)　表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b)　表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c)　表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d)　表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e)　表の4欄に「B12」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十三回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f)　日本国の表の4欄に「B12＊」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、同表の5欄の注釈に定める条件に従って、撤廃する。

(g)　表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(h)　表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って、引き下げる。

(i)　表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(j)　表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って交渉する。

(k)　表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、いかなる約束（関税の撤廃、引下げ等）の対象からも除外される。

2　この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この2の規定は、統一システムの第〇二〇三・一九号、第〇二〇三・二二号、第〇二〇三・二九号、第〇二〇六・四九号、第〇七〇三・一〇号、第一六〇二・四一号、第一六〇二・四二号、第一六〇二・四九号、第七四〇三・一一号、第七四〇三・一三号及び第七四〇三・一九号に分類される原産品について課される関税であって、第二部第一節の注釈2(b)又は第二部第二節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

3　この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

4　この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の3欄に定める税率であって、専ら関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。

5　関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　その後の毎年の引下げは、この部及び第二部については毎年四月一日に行い、この部及び第三部については毎年一月一日に行う。

6　この部及び第二部の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

7　この部及び第三部の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

8　関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、第二部第一節及び第三部第一節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、第二部第一節及び第三部第一節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第二部

第一節　日本国の表についての注釈

次の1から11までの規定に定める条件は、チリから輸入されるチリの原産品であって、次節の日本国の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

1　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　一年目については、千三百メートル・トン

(ii)　二年目については、千九百五十メートル・トン

(iii)　三年目については、二千六百メートル・トン

(iv)　四年目については、三千二百五十メートル・トン

(v)　五年目については、四千メートル・トン

(b)　一年目から五年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　一年目及び二年目については、三十四・六パーセント

(ii)　三年目、四年目及び五年目については、三十・八パーセント

(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(d)　両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

(e)　この1の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

2　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　一年目については、三万二千メートル・トン

(ii)　二年目については、三万八千七百五十メートル・トン

(iii) 三年目については、四万五千五百メートル・トン
(iv) 四年目については、五万二千二百五十メートル・トン
(v) 五年目については、六万メートル・トン

(b) 一年目から五年目までの枠内税率は、次のとおりとする。

(i) 表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三・五三円以下のものについては、一キログラムにつき四百八十二円とする。表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三・五三円を超え、五百三十五・五三円を一・〇二二で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百三十五・五三円と課税価格との差額とする。表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百三十五・五三円を一・〇二二で除して得た額を超えるものについては、二・二パーセントとする。

(ii) 表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七・一五円を〇・六四三で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百七十七・一五円と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額とする。表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七・一五円を〇・六四三で除して得た額を超えるものについては、四・三パーセントとする。

(iii) 表の2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、十六・〇パーセントとする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(d) 両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

(e) この2の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入され、表の2欄に一個の星印（＊）又は二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、関税暫定措置法第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第二項に規定する豚肉等に係る特別セーフガード措置を適用しない。

3 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、六百メートル・トン
(ii) 二年目については、六百三十七メートル・トン
(iii) 三年目については、六百七十五メートル・トン
(iv) 四年目については、七百十二メートル・トン
(v) 五年目については、七百五十メートル・トン

(b) (i) 表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、一年目から五年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

(A) 一年目及び二年目については、十一・五パーセント
(B) 三年目、四年目及び五年目については、七・六パーセント

(ii) 表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、一年目から五年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

(A) 一年目及び二年目については、十九・一パーセント
(B) 三年目、四年目及び五年目については、十二・七パーセント

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(d) 両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

4 両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

5 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、三千五百メートル・トン

(ii) 二年目については、四千メートル・トン
(iii) 三年目については、四千五百メートル・トン
(iv) 四年目については、五千メートル・トン
(v) 五年目については、五千五百メートル・トン

(b) 一年目から五年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目及び二年目については、十・七パーセント
(ii) 三年目、四年目及び五年目については、八・五パーセント

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(d) 両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

6 両締約国は、三年目において、第十四条3の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

7 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から十・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

8 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、三千七百メートル・トン
(ii) 二年目については、三千九百メートル・トン
(iii) 三年目については、四千百メートル・トン
(iv) 四年目については、四千三百メートル・トン
(v) 五年目については、五千メートル・トン

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d) 両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量を適用する。

9 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から十九・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

10 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から十七・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

11 関税については、基準税率から無税までの次の規定に従った引下げにより、撤廃する。

(a) この協定の効力発生の日から十三・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき五十・二五円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(b) 二年目の初日から十二・七パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき三十三・五〇円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(c) 三年目の初日から十一・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき十六・七五円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(d) 四年目の初日から十・四パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

(e) 五年目の初日から九・二パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

(f) 六年目の初日から八・一パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

(g) 七年目の初日から六・九パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

(h) 八年目の初日から五・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

(i)　九年目の初日から四・六パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

(j)　十年目の初日から三・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

(k)　十一年目の初日から二・三パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

(l)　十二年目の初日から一・二パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

(m)　十三年目の初日から無税

第二節　日本国の表

関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
1	2	3	4	5
第一類	動物（生きているものに限る。）			
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）			
〇一〇一・一〇	純粋種の繁殖用のもの			
	馬			
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A		
	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	A	X	
	その他のもの			
	ろ馬、ら馬及びヒニー	A		
〇一〇一・九〇	その他のもの			
	馬			
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A		
	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	A	X	
	その他のもの			
〇一・〇二	牛（生きているものに限る。）			
〇一〇二・一〇	純粋種の繁殖用のもの	A		
〇一〇二・九〇	その他のもの			
	水牛	A		
	その他のもの			
〇一・〇三	豚（生きているものに限る。）			
〇一〇三・一〇	純粋種の繁殖用のもの	A		
	その他のもの			
〇一〇三・九一	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの	A	X	
〇一〇三・九二	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの	A	X	
〇一・〇四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）	A		
〇一・〇五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）	A		
〇一・〇六	その他の動物（生きているものに限る。）	A		
第二類	肉及び食用のくず肉			
〇二・〇一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
〇二・〇二	牛の肉（冷凍したものに限る。）			
〇二〇二・一〇	枝肉及び半丸枝肉	X	X	
〇二〇二・二〇	その他の骨付き肉			
〇二〇二・三〇	骨付きでない肉			
〇二・〇三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			
〇二〇三・一一	生鮮のもの及び冷蔵したもの			
	枝肉及び半丸枝肉	Q	1	
	いのししのもの	Q	1	
	その他のもの			
〇二〇三・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）			
	いのししのもの	Q	2	
	その他のもの	A		
〇二〇三・一九	冷凍したもの			
	枝肉及び半丸枝肉	X	A	
	いのししのもの	Q	2	
	その他のもの	A		
〇二〇三・二一	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	X	A	
	いのししのもの	Q	2	
	その他のもの＊	A		
〇二〇三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	X	A	
	いのししのもの	Q	2	
	その他のもの＊	A		

〇二〇三・二九	その他のもの								
	いのししのもの								
〇二・〇四	その他のもの＊								
	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A	Q	2					
〇二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A	A						
〇二・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A	A						
〇二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X							
	牛のもの（冷凍したものに限る。）								
〇二〇六・二一	舌＊	Q	Q	3					
〇二〇六・二二	肝臓＊	Q	Q	3					
〇二〇六・二九	その他のもの								
	ほほ肉及び頭肉	X	Q	3					
	その他のもの								
	臓器＊	Q	Q	3					
	その他のもの＊＊								
〇二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	X						
	いのししのもの								
	その他のもの								
	豚のもの（冷凍したものに限る。）								
〇二〇六・四一	肝臓								
	いのししのもの								
	その他のもの								
〇二〇六・四九	その他のもの								
	いのししのもの								
	その他のもの								
	臓器								
	その他のもの＊								
〇二〇六・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	X						
〇二〇六・九〇	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A	Q	2					
〇二・〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）								
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの								
〇二〇七・一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	R	R	4					
〇二〇七・一二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	R	R	4					
〇二〇七・一三	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	R	R	4					
〇二〇七・一四	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	A	R	4					
	肝臓								
	その他のもの								
	骨付きのもも								

	その他のもの								
	七面鳥のもの								
〇二〇七・二四	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	Q	5					
〇二〇七・二五	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	A	A						
〇二〇七・二六	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	A						
〇二〇七・二七	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	A	A						
	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの								
〇二〇七・三二	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	A						
	あひるのもの								
	その他のもの								
〇二〇七・三三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	A	A						
〇二〇七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	A						
〇二〇七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	B	九・六%					
	あひるのもの								
	その他のもの								
〇二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A	A						
〇二・〇八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A	A						
〇二〇九・〇〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	A	B	九・六%					
〇二・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール	X	B	四・二%					
	豚の肉								
〇二〇・一一	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	X							
〇二〇・一二	ばら肉及びこれを分割したもの	X							
〇二〇・一九	その他のもの	X							
〇二〇・二〇	牛の肉	X							
	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）								
〇二〇・九一	霊長類のもの	A	B	三・五%					
〇二〇・九二	鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの	A	B	三・五%					
〇二〇・九三	爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの	A	B	三・五%					
〇二〇・九九	その他のもの	A	B	三・五%					
	第三類								
〇三・〇一	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物								
〇三〇一・一〇	魚（生きているものに限る。）								
	観賞用の魚								
	こい及び金魚								
	その他のもの								
	その他の魚（生きているものに限る。）								

ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）													
養魚用の稚魚													
その他のもの													
うなぎ（アングイルラ属のもの）													
養魚用の稚魚													
その他のもの													
こい													
養魚用の稚魚													
その他のもの													
その他のもの													
養魚用の稚魚													
その他のもの													
にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）													
その他のもの													
魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）													
さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）													
ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）													
太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）													
太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）													
ぎんざけ（オンコルヒュンクス・キストク）													
その他のもの													
大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）													
その他のもの													
ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）													

ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロッスス及びヒポグロッスス・ステノレピス）													
プレイス（プレウロネクテス・プラテサ）													
ソール（ソレア属のもの）													
その他のもの													
まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）													
びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）													
きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）													
かつお													
めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）													
くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）													
みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）													
その他のもの													
にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）													
コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）													
その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）													
いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）													
サルディノプス属のもの													
その他のもの													
ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）													
コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）													
さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）													
さめ													
うなぎ（アングイルラ属のもの）													
その他のもの													
にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）及びかじき													
その他のもの													
バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい													
その他のもの													
ふぐ													
その他のもの													

| | | |

	あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）										
	その他のもの										
	その他のもの										
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）										
	その他のもの										
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい										
	その他のもの										
○三○四・二○	冷凍したフィレ										
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、										
	まぐろ（トウヌス属のもの）及びかじき										
	その他のもの										
○三○四・九○	その他のもの										
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）、みなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）及びいとより（すり身のものに限る。）										
	その他のもの										
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい										
	さめ										
	ししゃも										
	その他のもの										
	さわら										
	ふぐ										
	その他のもの										
○三・○五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、										

○三・〇六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）							X
○三〇六・一一	冷凍したもの							
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）							A
○三〇六・一二	ロブスター（ホマルス属のもの）							A
○三〇六・一三	シュリンプ及びプローン							A
○三〇六・一四	かに							R
○三〇六・一九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）							4
	えび							
	その他のもの							A
○三〇六・二一	冷凍してないもの							
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）							A
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの							
	その他のもの							A
○三〇六・二二	ロブスター（ホマルス属のもの）							
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの							A
	その他のもの							
○三〇六・二三	シュリンプ及びプローン							
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの							A
	その他のもの							
○三〇六・二四	かに							R
○三〇六・二九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）							4
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの							
	えび							
	その他のもの							A
	その他のもの							
	えび							
	その他のもの							A
○三・〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）							X
○三〇七・一〇	かき							
	スキャロップ（ベクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）							
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの							
○三〇七・二一	その他のもの							X
○三〇七・二九	いた貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）							X
○三〇七・三一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの							R
○三〇七・三九	その他のもの							4
	冷凍したもの							
	その他のもの							R
○三〇七・四一	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）							B10
○三〇七・四九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの							七%
	その他のもの							R
○三〇七・五一	たこ（オクトプス属のもの）							4
○三〇七・五九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの							
	その他のもの							X
	冷凍したもの							X
	その他のもの							
○三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）							
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの							
	その他のもの							R
	その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）							4
○三〇七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの							
	水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）							
	貝柱及びいか							
	その他のもの							
	はまぐり							
	その他のもの							
	赤貝（生きているものに限る。）、うに及びあわび							
	くらげ							
	その他のもの							
	あさり及びしじみ							
	その他のもの							
	軟体動物							
	その他のもの							
○三〇七・九九	その他のもの							

| | | |

○四〇八・九九	その他のもの	二一・三%	B15					
○四〇九・〇〇	天然はちみつ	キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	A	R	4			
○四一〇・〇〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）							
第五類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）		A					
第六類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉		A					
第七類	食用の野菜、根及び塊茎							
○七・〇一	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	三%	B5	A				
○七〇二・〇〇	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
○七・〇三	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
○七〇三・一〇	たまねぎ及びシャロット							
	たまねぎ	一キログラムにつき、課税価格と七三円七〇銭との差額（その率が八・五%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	B15					
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの							
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの							
	シャロット		A					
○七〇三・二〇	にんにく	三%	B5	A				
○七〇三・九〇	リーキその他のねぎ属のもの							
	ねぎ（アリウム・フィスツローサム）							
	その他のもの							
○七・〇四	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	三%	B5	A				
○七・〇五	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
○七・〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
○七〇七・〇〇	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
○七・〇八	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）							
○七・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
○七〇九・一〇	アーティチョーク							
○七〇九・二〇	アスパラガス							
○七〇九・三〇	なす							
○七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）							
○七〇九・五一	きのこ及びトリフ							
○七〇九・五二	きのこ（はらたけ属のもの）							
○七〇九・五九	トリフ							
	その他のもの							
	まつたけ							
	その他のもの							
	しいたけ							
	その他のもの							
○七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実	三%	B5	A				
○七〇九・七〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草							
○七〇九・九〇	その他のもの	六%	B5	A				
	スイートコーン							
	その他のもの							
○七・一〇	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）	八・五%	B7					
○七一〇・一〇	ばれいしょ							
	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）							
○七一〇・二一	えんどう（ピスム・サティヴム）	八・五%	B7					
○七一〇・二二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	八・五%	B7					
○七一〇・二九	その他のもの							
	えだ豆	六%	B5					
	その他のもの	八・五%	B7					
○七一〇・三〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	六%	B5					
○七一〇・四〇	スイートコーン	一〇・六%	B7					
○七一〇・八〇	その他の野菜							
	ごぼう	一二%	B10					
	その他のもの	六%	B5					
	野菜を混合したもの							
○七一〇・九〇	スイートコーンを主成分とするもの	一〇・六%	B7					

○七・一一	その他のもの					六% B5
	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）					四・五% B7
○七一一・二〇	オリーブ					七・五% B7
○七一一・三〇	ケーパー					九% B7
○七一一・四〇	きゅうり及びガーキン					
○七一一・五一	きのこ及びトリフ					九% B7
	きのこ（はらたけ属のもの）					A
○七一一・五九	その他のもの					
○七一一・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの					
	なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらびなす					六% B15
	らっきょう及びわらび					六% B5
	その他のもの					一二% B10
	ごぼう					
	その他のもの					九% B15
	なす					九% B7
	その他のもの					
○七・一二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）					九% B15
○七一二・二〇	たまねぎ					
	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ					九% B7
○七一二・三一	きのこ（はらたけ属のもの）					
○七一二・三二	きくらげ（きくらげ属のもの）					A
○七一二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）					A
○七一二・三九	その他のもの					
	しいたけ					
	その他のもの					A
○七一二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの					X
	スイートコーン					
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの					A
	その他のもの					
	その他のもの					
	ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）					一キログラムにつき九円
	その他のもの					一〇% B10

○七・一三	たけのこ					七・五% B7
	その他のもの					九% B7
	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）					
○七一三・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム）					A
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの					
	その他のもの					
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの					A
	その他のもの					X
○七一三・二〇	ひよこ豆					A
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆					A
○七一三・三一	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）					X
○七一三・三二	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）					A
○七一三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）					A
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの					
	その他のもの					
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの					A
	その他のもの					
○七一三・三九	ひら豆					A
	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）					X
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの					A
	その他のもの					
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの					A
	その他のもの					
○七一三・四〇	ひら豆					A
○七一三・五〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）					X
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの					A
	その他のもの					
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの					A
	その他のもの					
○七一三・九〇	その他のもの					X
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する					A

	ようにしたもの					
	その他のもの					
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの					
	その他のもの					
○七・一四	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄					
○七一四・一〇	カッサバ芋					
	冷凍したもの					
	飼料用のもの					
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
	その他のもの					
	その他のもの					
	粉又はミールのペレット					
	飼料用のもの					
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
	その他のもの					
	その他のもの					
	飼料用のもの					
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
	その他のもの					
○七一四・二〇	かんしょ					
	冷凍したもの					
	その他のもの					
○七一四・九〇	その他のもの					
	冷凍したもの					
	さといも					
	その他のもの					
	その他のもの					
	第八類					
○八・〇一	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮					
	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）					
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）					
	アーモンド					
○八〇二・一一	殻付きのもの					
○八〇二・一二	殻を除いたもの					
○八〇二・二一	殻付きのもの					
○八〇二・二二	殻を除いたもの					
	くるみ					
○八〇二・三一	殻付きのもの					
○八〇二・三二	殻を除いたもの					
○八〇二・四〇	くり（カスタネア属のもの）					
○八〇二・五〇	ピスタチオナット					
○八〇二・九〇	その他のもの					
	ぴんろう子、マカダミアナット及びペカン					
○八〇三・〇〇	その他のもの					
	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）					
○八・〇四	生鮮のもの					
	乾燥したもの					
○八〇四・一〇	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）					
○八〇四・二〇	なつめやしの実					
○八〇四・三〇	いちじく					
○八〇四・四〇	パイナップル					
	アボカドー					
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン					
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）					
○八〇五・一〇	オレンジ					
○八〇五・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種					
○八〇五・四〇	グレープフルーツ					
○八〇五・五〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）					
○八〇五・九〇	その他のもの					
	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）					
○八・〇六	その他のもの					
○八〇六・一〇	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）					
	生鮮のもの					
	毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの					
	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの					
○八〇六・二〇	乾燥したもの					
○八・〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）					
	メロン（すいかを含む。）					
○八〇七・一一	すいか					

○八○七・一九	その他のもの	六%	B	5		
○八○七・二○	パパイヤ	六%	B	5	A	
○八・○八	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）	一七%	B	15		
○八○八・一○	りんご	四・八%	B	7		
○八○八・二○	なし及びマルメロ					
○八・○九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）	六%	B	7		
○八○九・一○	あんず	八・五%	B	7		
○八○九・二○	さくらんぼ					
○八○九・三○	桃（ネクタリンを含む。）	六%	B	7		
○八○九・四○	プラム及びスロー					
○八・一○	その他の果実（生鮮のものに限る。）	六%	B	7		
○八一○・一○	ストロベリー	六%	B	5	A	
○八一○・二○	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー					
○八一○・三○	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー				A	
○八一○・四○	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実				A	
○八一○・五○	キウイフルーツ	六・四%	B	7	A	
○八一○・六○	ドリアン				A	
○八一○・九○	その他のもの					
	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし					
○八・一一	その他のもの	六%	B	5		
	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）					
○八一一・一○	ストロベリー	九・六%	B	7		
	砂糖を加えたもの	一二%	B	10	A	
	その他のもの					
○八一一・二○	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー					
○八一一・九○	その他のもの	六%	B	10		
	砂糖を加えたもの	一二%	B	10		
	パイナップル					
	ベリー	六・九%	B	10	A	R
	サワーチェリー	七%	B	7		
	桃及びなし					
	その他のもの					
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ					
	その他のもの					

4

	その他のもの					
	パイナップル					
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカム					
	桃及びなし					
	その他のもの					
○八・一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	七%	B	7	A	
○八一二・一○	さくらんぼ	一二%	B	10		R
○八一二・九○	その他のもの					
	バナナ、オレンジ及びグレープフルーツ	一七%	B	15		
	その他のもの					
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）	九・六%	B	15	A	
	くり					R
	その他のもの					

4

○八・一三	乾燥果実（第○八・○一項から第○八・○六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	六%	B	10		
○八一三・一○	あんず	一二%	B	10	R	
○八一三・二○	プルーン	九%	B	7	A	
○八一三・三○	りんご	九%	B	7		
○八一三・四○	その他の果実					
	ベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル					
	その他のもの					
○八一三・五○	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの					
	ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五○%を超えるもの（くり、					

4

		くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）							
○八一四・〇〇		その他のもの							
		かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	A						
	第九類								
○九・〇一		コーヒー、茶、マテ及び香辛料							
○九〇一・一一		コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）							
○九〇一・一二		コーヒー（いったものを除く。）							
○九〇一・二一		カフェインを除いてないもの	A	A					
○九〇一・二二		カフェインを除いたもの							
○九〇一・九〇		コーヒー（いったものに限る。）							
○九・〇二		カフェインを除いてないもの	R	R					
		カフェインを除いたもの		4	4				
		その他のもの	A						
		茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）							
○九〇二・一〇		緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）						一七%	B10
○九〇二・二〇		その他の緑茶（発酵していないものに限る。）							
		くず（飲用に適するものを除く。）	A						
		その他のもの						一七%	B10
○九〇二・三〇		紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）							
		紅茶						一二%	B10
		その他のもの						一七%	B10
○九〇二・四〇		その他の紅茶及び部分的に発酵した茶							
		くず（飲用に適するものを除く。）	A						
		その他のもの						一七%	B10
		紅茶	A						
		その他のもの						一七%	B10
○九〇三・〇〇		マテ						六%	B10
○九・〇四		とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー	A						
○九〇五・〇〇		バニラ豆	A						
○九・〇六		けい皮及びシンナモンツリーの花	A						
○九〇七・〇〇		丁子（果実、花及び花梗に限る。）	A						
○九・〇八		肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類							
○九・〇九		アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー							
○九・一〇		しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料							
○九一〇・一〇		しょうが							
		塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	A						
		その他のもの						九%	B7
○九一〇・二〇		サフラン							
○九一〇・三〇		うこん							
○九一〇・四〇		月けい樹の葉及びタイム	A						
○九一〇・五〇		カレー	A					三・六%	B7
		その他の香辛料							
○九一〇・九一		この類の注1(b)の混合物	A	A					
○九一〇・九九		その他のもの							
	第一〇類	穀物							
	一〇・〇一	小麦及びメスリン							
	一〇〇二・〇〇	ライ麦	X	A	X				
	一〇〇三・〇〇	大麦及び裸麦							
	一〇〇四・〇〇	オート							
	一〇・〇五	とうもろこし							
	一〇〇五・一〇	播種用のもの	A						
		薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの						一キログラムにつき四円五〇銭	B10
		その他のもの	A						
	一〇〇五・九〇	その他のもの							
		爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）	A						
		その他のもの							
		飼料用のもの							
		注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。							
		その他のもの	A						
	一〇・〇六	米	X						
	一〇〇七・〇〇	グレーンソルガム	X						
	一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	A						
	一〇〇八・一〇	そば							
		薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A						

一〇〇八・二〇	ミレット	A	A	九% B 7
一〇〇八・三〇	カナリーシード			
一〇〇八・九〇	その他の穀物		A	
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			
	その他のもの			
	ライ小麦		A	
	その他のもの	A	X	
第一一類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン		X	
一一〇一・〇〇	小麦粉及びメスリン粉			七・五% B 10
一一・〇一	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）			
一一〇二・一〇	ライ麦粉	X	X	
一一〇二・二〇	とうもろこし粉		X	
一一〇二・三〇	米粉	X	X	
一一〇二・九〇	その他のもの			
	大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉		X	二一・三% B 10
	その他のもの			
一一〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット			
一一〇三・一一	ひき割り穀物及び穀物のミール		X	
一一〇三・一三	小麦のもの			
一一〇三・一九	とうもろこしのもの		R	
	その他の穀物のもの			4
	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの		X	六% B 10
	オートのもの			
	その他のもの			八・五% B 10
一一〇三・二〇	ペレット			
	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの		X	六% B 10
	オートのもの			
	とうもろこしのもの			二一・三% B 10
	その他のもの			
一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）			
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物			
一一〇四・一二	オートのもの		X	六% B 10
一一〇四・一九	その他の穀物のもの			
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの		X	
	とうもろこしのもの			二一・三% B 10

一一〇四・一二	その他のもの			八・五% B 10
	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）			
一一〇四・二三	オートのもの			六% B 10
	とうもろこしのもの			
	コーンフレークの製造に使用するもの			一六・二% B 10
	その他のもの			一八% B 10
一一〇四・二九	その他の穀物のもの		X	
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの			一七% B 10
	その他のもの		X	
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）			二〇% B 10
一一・〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット		X	
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール			
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの		X	
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの			
	カッサバ芋のもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの	X	A	
一一〇六・三〇	その他のもの			二一・三% B 10
	第八類の物品のもの			
	バナナのもの		A	
	飼料用のもの			一五% B 10
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。		X	
	その他のもの		X	
一一・〇七	麦芽（いってあるかないかを問わない。）		X	
一一・〇八	でん粉及びイヌリン		X	
一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）		X	
第一二類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物			
一二〇一・〇〇	大豆（割ってあるかないかを問わない。）		A	
一二・〇二	落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）			
一二〇二・一〇	殻付きのもの		A	
	採油用のもの			
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの	X	A	

| | | |

	いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトゥス）							
一四〇二・〇〇	その他のもの							
	主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）							
一四〇三・〇〇	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）							
一四・〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）							
第一五類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう							
一五〇一・〇〇	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）							
	豚脂							
	酸価が一・三を超えるもの							
	その他のもの							
一五〇二・〇〇	その他のもの							
一五〇三・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）							
	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合							

	エステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）					
一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）				A	
一五一七・一〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。）				R	4
一五一七・九〇	その他のもの					
	動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）			六・四%	B 5	
	植物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）				R	4
	離型油			二・九%	B 7	
	その他のもの				R	4
一五一八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）				A	
一五二〇・〇〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液				A	
一五・二二	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）					
一五二一・一〇	植物性ろう				A	
一五二一・九〇	その他のもの					
	みつろう					
	その他のもの				A	
一五二二・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物				A	
第一六類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品					
一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品				X	
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血					
一六〇二・一〇	均質調製品				X	
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの				X	
	第〇一・〇五項の家きんのもの					
一六〇二・三一	七面鳥のもの					
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				A	
	その他のもの					
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの				X	
	その他のもの				A	
一六〇二・三二	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの					
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				A	
	その他のもの				X	

一六〇二・三九	その他のもの					
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				A	
	その他のもの					
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの				X	
	その他のもの			六%	B 5	
一六〇二・四一	豚のもの					
	もも肉及びこれを分割したもの					
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）＊＊				Q	2
	その他のもの＊＊＊				Q	2
一六〇二・四二	肩肉及びこれを分割したもの					
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）＊＊				Q	2
	その他のもの＊＊＊				Q	2
一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。）					
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				A	
	その他のもの					
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）＊＊				Q	2
	その他のもの＊＊＊				Q	2
一六〇二・五〇	牛のもの					
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				A	
	その他のもの					
	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）				X	
一六〇二・九〇	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				A	
	その他のもの					
	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース				X	
一六〇三・〇〇	肉のエキス及びジュース				X	
	その他のもの				R	4
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物					

一六〇四・一一	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）									
一六〇四・一二	さけ									
一六〇四・一三	にしん									
一六〇四・一四	いわし									
一六〇四・一五	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお									
一六〇四・一六	さば									
一六〇四・一九	かたくちいわし									
	その他のもの									
	うなぎ									
	節類									
	その他のもの									
一六〇四・二〇	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚									
一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物									
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）									
一六〇五・一〇	かに									
	気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）									
	その他のもの									
	米を含むもの									
	その他のもの									
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン									
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの									
	その他のもの									
	米を含むもの									
	その他のもの									
一六〇五・三〇	ロブスター									
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの									
	その他のもの									
一六〇五・四〇	その他の甲殻類									
	えび									
	その他のもの									
一六〇五・九〇	その他のもの									
	くん製したもの									
	その他のもの									
	いか及びくらげ									
	いか									
	くらげ									
	なまこ及びうに									

| | | |

一九〇一・九〇	その他のもの							
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）						X
一九・〇二	その他のもの							
	砂糖を加えたもの							
	その他のもの							
	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）	X	R	X		X	X	
一九〇三・〇〇	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	X						
一九・〇四	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいって得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）							九・六% B 7
一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品			X			X	
一九〇五・一〇	クリスプブレッド							
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品			X	X			
	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー							
一九〇五・三一	スイートビスケット	X						
一九〇五・三二	ワッフル及びウエハー		P					一五%
一九〇五・四〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品			X				
一九〇五・九〇	その他のもの							
	パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）			X				
	聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品							
	その他のもの	X						

	砂糖を加えたもの							
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの							
	その他のもの							
	その他のもの							
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの							九%
	その他のもの	X	B	7				九% B 7
	第二〇類							
二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分							
二〇〇一・一〇	きゅうり及びガーキン							
	砂糖を加えたもの							一二%
	その他のもの		B	10				一二% B 10
二〇〇一・九〇	その他のもの							九%
	砂糖を加えたもの							B 10
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン							一〇・五%
	スイートコーン							B 7
	ヤングコーンコブ							一六・八%
	その他のもの							B 15
	その他のもの							一二%
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン							B 10
	スイートコーン							一〇・五%
	ヤングコーンコブ							B 7
	その他のもの							七・五%
	しょうが							B 7
	その他のもの							九%
二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）							B 10
二〇〇二・一〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）							七・六%
二〇〇二・九〇	その他のもの							B 15
	砂糖を加えたもの							一三・四%
	その他のもの							B 15

	トマトピューレー及びトマトペースト								
	トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの								
	その他のもの								
二〇・〇三	その他のもの								
	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）								
二〇〇三・一〇	きのこ（はらたけ属のもの）								
	砂糖を加えたもの								
	その他のもの								
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）								
	フレンチマッシュルーム								
	その他のもの								
	その他のもの								
二〇〇三・二〇	トリフ								
二〇〇三・九〇	その他のもの								
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）								
二〇〇四・一〇	ばれいしょ								
	単に加熱による調理をしたもの								
	その他のもの								
	マッシュポテト								
	その他のもの								
二〇〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの								
	砂糖を加えたもの								
	スイートコーン								
	その他のもの								
	その他のもの								
	アスパラガス及び豆								
	アスパラガス								
	豆								
	たけのこ								
	スイートコーン								
	ヤングコーンコブ								
	気密容器入りのもの								
	その他のもの								
	その他のもの								
二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）								

| | | |

| | | |

砂糖を加えたもの									
その他のもの									
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの									
レモンジュース									
ライムジュース									
その他のもの									
二〇〇九・三九									
砂糖を加えたもの									
その他のもの									
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの									
レモンジュース									
ライムジュース									
その他のもの									
二〇〇九・四一	パイナップルジュース								
二〇〇九・四九	ブリックス値が二〇以下のもの								
二〇〇九・五〇	その他のもの								
	トマトジュース								
	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）								

第二類						
二一・〇一	各種の調製食料品					
	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物					
二一〇一・一一	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品					
	エキス、エッセンス及び濃縮物					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
二一〇一・一二	インスタントコーヒー	八・八%	B 7	A	X	
	その他のもの					
	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品					
	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
	インスタントコーヒー	八・八%	B 7	A	X	
	その他のもの					
	コーヒーをもととした調製品					
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの					
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの	一五%	B 10	X	X	
二一〇一・二〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品					
	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品					
	インスタントティー					
	その他のもの					
	茶又はマテをもととした調製品	八%	B 7	A	X	
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの					
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
二一〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	一五%	B 10	X	X	
二一・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー					
二一〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）					
二一〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）					
二一・〇三	調製したベーキングパウダー					
二一〇三・一〇	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード					
	醤油					
二一〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース					
二一〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード					
	小売用の容器入りにしたもの					
	その他のもの					
二一〇三・九〇	その他のもの					
	ソース					
	マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング					
	その他のもの					
	その他のもの					
	インスタントカレーその他のカレー調製品					
	その他のもの					
	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの					
	その他のもの					

二一・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品					
二一〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品					
	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）					
	その他のもの					
二一〇四・二〇	均質混合調製食料品	七%	B 7			
二一〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	八・四%	B 7			
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	六%	B 10	R		
二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質					
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）	一〇・六%	B 10			
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの			X	X	
	その他のもの					
	植物性たんぱく					
	その他のもの					
二一〇六・九〇	その他のもの					
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品	一五%	B 10	X	X	

その他のもの						
米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇％を超える調製食料品					X	
その他のもの						
糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）					X	R
チューインガム					X	4
こんにゃく						
飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五％を超えるものに限る。）						
果汁をもととした調製品（アルコール分が一％未満のものに限る。）						
		二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）				
				B 15	X	R
					A	
その他のもの						
その他のもの						
砂糖を加えたもの						
おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと						
各成分のうち砂糖の重量が最大のもの				X		
その他のもの			二〇％	B 10		
ビタミンをもととした栄養補助食品						
その他のもの			一二・五％	B 10	X	
その他のもの						
調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五％を超え三〇％未満のものに限る。）			一二％	B 10	X	
アルコールを含有しない飲料のもと						
おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの			一〇％	B 10		
その他のもの						
その他のもの						
第〇四・一〇項の物品のもの			九％	B 7		
その他のもの						
ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの			一二・五％	B 10		
その他のもの						
その他のもの						
たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）						
				A		

その他のもの						
ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）その他の第二二一二・二〇号の物品のもの						
ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）						
その他のもの						
その他のもの					X	
第二二類					X	R
二二・〇一						4
飲料、アルコール及び食酢						
水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪						
二二・〇二						
水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）						
二二〇二・一〇						
水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）						
砂糖を加えたもの						
その他のもの						
二二〇二・九〇						
その他のもの						
砂糖を加えたもの			九・六％	B 7	R	
その他のもの					4	
二二〇三・〇〇	ビール		九・六％	B 7	R	
二二・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）				4	
二二〇四・一〇	スパークリングワイン					
		一リットルにつき一四五円六〇銭		B 12	A	
二二〇四・二一	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの					
	二リットル以下の容器入りにしたもの					
	シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒					
	その他のもの					
		一リットルにつき一二円		B 10	A	
		一五％（その率が一リットル＊につき一二五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六七円の従量税率より低いときは、それぞ		B 12 11		

二二〇四・二九	その他のもの	一五〇リットル以下の容器入りにしたもの	B 12	一五％（その率が一リットルにつき一二五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六七円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）
			11	
二二〇四・三〇	その他のもの	その他のぶどう搾汁	*	
		アルコール分が一％未満のもの		
		砂糖を加えたもの		
		しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	A	
		その他のもの		
二二〇五・一〇	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	二リットル以下の容器入りにしたもの	B 10	一リットルにつき五〇円四〇銭
二二〇五・九〇	その他のもの	アルコール分が一％未満のもの	B 15	一九・一％
二二一・〇五	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）		A	
		二リットル以下の容器入りにしたもの	B 15	二五・五％
		その他のもの		
		しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	B 15	一九・一％
		その他のもの		
		その他のもの		
			B 15	二三％
			B 15	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

	その他のもの		B 10	一リットルにつき五〇円四〇銭
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	アルコール分が一％未満のもの	B 15	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
		その他のもの		
		清酒及び濁酒		
		その他のもの		
		発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物	X	
		その他のもの		
		麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	X	
二二〇七・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）		A	
	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）		X	
	アルコール分が九〇％以上のもの			
	工業用アルコールの製造の用に供するもの			
	その他のもの			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		A	
	その他のもの			
二二〇七・二〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）		X	
二二一・〇八	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		X	
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒		X	
二二〇八・三〇	ウイスキー		A	
二二〇八・四〇	ラム及びタフィア		A	

二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ			
二二〇八・六〇	ウオッカ			
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル			
二二〇八・九〇	その他のもの			
	エチルアルコール及び蒸留酒			
	フルーツブランデー			
	その他のもの			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）			
	その他のもの			
	その他のアルコール飲料			
	合成清酒及び白酒			
	果汁をもととした飲料（アルコール分が一％未満のものに限る。）	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15	A
二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	四・八％	B 7	A
	その他のもの			
第二三類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料			
二三・〇一	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす			A
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）			X
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）			A
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）			A
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）			A
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）			A
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル			A
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）			A
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品			
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）			
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	一キログラムにつき、五九円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに六円を加えた額	B 10	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			A
	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）			A
	その他のもの			
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）	一キログラムにつき一八円	B 10	A
	その他のもの			
二三〇九・九〇	飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）			
	その他のもの			
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	一キログラムにつき、五二円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに五円三〇銭を加えた額	B 10	A
	ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの			
	その他のもの			
	その他のもの			
	第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、			

	キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物並びに魚又は海棲哺乳動物のソリュブル			A
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			A
	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）			A
	その他のもの			
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）			A
	犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの			X
	その他のもの			X
	その他のもの			A
第二四類				
二四・〇一	たばこ及び製造たばこ代用品			
二四・〇二	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ			
	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）			A
二四・〇三	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス			X
二四〇三・一〇	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）			X
	その他のもの			
二四〇三・九一	シートたばこ			A
二四〇三・九九	その他のもの			A
	たばこのエキス及びエッセンス			A
	その他のもの			X
第二五類				
	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント			
二五〇一・〇〇	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水			
	塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇％以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）			
	その他のもの			
二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）			A
二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）			A
二五・〇四	天然黒鉛			A
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）			A
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）			A
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）			A
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース			A
二五〇九・〇〇	白亜			A
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜			A
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）			A
二五一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）			A
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー			A
二五一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）			A
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）			A
二五・一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）			A
二五・一七	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）			A

二五・一八	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス			A
二五・一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）		A	
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	A	A	
二五二一・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	A	A	
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）			
二五・二三	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	A		
二五二四・〇〇	石綿			
二五・二五	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず	A	A	A
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク	A		
二五・二八	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの	A	A	A
二五・二九	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石			
二五・三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）	A	A	A
第二六類	鉱石、スラグ及び灰			
第二七類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう			
二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	A	A	A
二七・〇二	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）			
二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	A	A	A
二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン	A		
二七〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）		A	
二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）			A
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	A	A	A
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）			
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）			A
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油			A
	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
二七一〇・一一	軽質油及びその調製品			
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）			
	揮発油			
	低重合度の混合アルキレン			
	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）			
	その他のもの			
	航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）			
	温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの			
	その他のもの			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			
	その他のもの			
	灯油			
	低重合度の混合アルキレン			
	その他のもの			
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）			
	その他のもの			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			
	その他のもの			

A	A	A	
		A	
	A		
A			
	A		

軽油				
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの				
その他のもの				
その他のもの				
石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）	二七一〇・一九	A	A	一キロリットルにつき一、二五七円
灯油				
低重合度の混合アルキレン				
その他のもの				
ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）				
その他のもの				
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの				
その他のもの				
軽油				
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの				
その他のもの				
重油及び粗油				
温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの				
製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）				
その他のもの				
温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの		B 10	A	一キロリットルにつき二、五九三円
硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの				
その他のもの		B 10	A	一キロリットルにつき三、三〇六円

軽油				
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの				
その他のもの				
その他のもの				
石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）	二七一〇・一九	A	A	一キロリットルにつき一、二五七円
灯油				
低重合度の混合アルキレン				
その他のもの				
ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）				
その他のもの				
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの				
その他のもの				
軽油				
温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの				
製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）				
その他のもの				
硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの		B 10	A	一キロリットルにつき二、三七六円
その他のもの		B 10	A	一キロリットルにつき三、二〇二円
潤滑油（流動パラフィンを含む。）				
その他のもの				
その他のもの				
廃油				
ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの	二七一〇・九一	A	A	
その他のもの	二七一〇・九九	A	A	
石油ガスその他のガス状炭化水素	二七・一一	A	A	
ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）	二七・一二	A	A	
石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物	二七・一三	A	A	
天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック	二七・一四	A	A	
歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）	二七一五・〇〇	A	A	
第二八類			A	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
第二九類				有機化学品
非環式炭化水素	二九・〇一	A	A	
環式炭化水素	二九・〇二	A	A	
炭化水素のハロゲン化誘導体	二九・〇三	A	A	
炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	二九・〇四	A	A	
非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・〇五	A	A	
飽和一価アルコール				
メタノール（メチルアルコール）	二九〇五・一一	A	A	

二九〇五・一二	プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）	A		
二九〇五・一三	ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）	A		
二九〇五・一四	その他のブタノール	A		
二九〇五・一五	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体	A		
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	A		
二九〇五・一七	ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）	A		
二九〇五・一九	その他のもの 不飽和一価アルコール	A		
二九〇五・二二	非環式テルペンアルコール	A		
二九〇五・二九	その他のもの 二価アルコール	A		
二九〇五・三一	エチレングリコール（エタンジオール）	A		
二九〇五・三二	プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）	A		
二九〇五・三九	その他のもの その他の多価アルコール	A		
二九〇五・四一	二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）	A		
二九〇五・四二	ペンタエリトリトール	A		
二九〇五・四三	マンニトール	A		
二九〇五・四四	D―グルシトール（ソルビトール）	X		
二九〇五・四五	グリセリン	A		
二九〇五・四九	その他のもの 非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		
二九〇五・五一	エトクロルビノール（ＩＮＮ）	A		
二九〇五・五九	その他のもの 環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		
二九・〇六	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	B7	八％（その率が一キログラムにつき二二三円四四銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
二九〇六・一一	メントール	A		
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	A		
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール	A		
二九〇六・一四	テルピネオール	A		
二九〇六・一九	その他のもの 芳香族アルコール及びその誘導体	A		
二九〇六・二一	ベンジルアルコール	A		
二九〇六・二九	その他のもの	A		
二九・〇七	フェノール及びフェノールアルコール	A		
二九・〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		
二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		
二九一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		
二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	A		
二九一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		
二九・一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		
二九・一八	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A		
二九一八・一一	乳酸並びにその塩及びエステル	A		

二九一八・一二	酒石酸	A									
二九一八・一三	酒石酸の塩及びエステル	A									
二九一八・一四	くえん酸	X									
二九一八・一五	くえん酸の塩及びエステル										
	くえん酸カルシウム										
	その他のもの										
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル	X									
二九一八・一九	その他のもの	A									
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体										
二九一八・二一	サリチル酸及びその塩	A									
二九一八・二二	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	A									
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	A									
二九一八・二九	その他のもの	A									
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A									
二九一八・九〇	その他のもの	A									
二九一九・〇〇	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A									
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A									
二九・二一	アミン官能化合物	A									
二九・二二	酸素官能のアミノ化合物	A									
	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A									
	モノエタノールアミン及びその塩	A									
	ジエタノールアミン及びその塩	A									
	トリエタノールアミン及びその塩	A									
二九二二・一三	デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩	A									
二九二二・一四	その他のもの	A									
二九二二・一九	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A									
二九二二・二一	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	A									
二九二二・二二	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	A									
二九二二・二九	その他のもの	A									
	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	A									
二九二二・三一	アンフェプラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	A									
二九二二・三九	その他のもの	A									
	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩	A									
二九二二・四一	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	X									
二九二二・四二	グルタミン酸及びその塩	A									
	グルタミン酸ソーダ										
	その他のもの										
二九二二・四三	アントラニル酸及びその塩	A									
二九二二・四四	チリジン（ＩＮＮ）及びその塩	A									
二九二二・四九	その他のもの	A									
二九二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	A									
二九・一三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	A									
二九・一四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	A									
二九・一五	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	A									
二九・一六	ニトリル官能化合物	A									
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	A									
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	A									
二九・二八	その他の窒素官能基を有する化合物	A									
二九・三〇	有機硫黄化合物	A									
二九三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物	A									
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	A									
二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	A									
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	A									
二九三五・〇〇	スルホンアミド	A									
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	A									
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）	A									
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A									
二九・三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A									
二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖	A									

	を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）			
二九・四一	抗生物質	A		
二九四二・〇〇	その他の有機化合物	A	A	A
第三〇類	医療用品	A		
第三一類	肥料	A		
第三二類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	A		
第三三類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類			
三三・〇一	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション			
	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）			
三三〇一・一一	ベルガモットのもの	A		
三三〇一・一二	オレンジのもの	A		
三三〇一・一三	レモンのもの	A		
三三〇一・一四	ライムのもの	A		
三三〇一・一九	その他のもの	A		
	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）			
三三〇一・二一	ゼラニウムのもの	A		
三三〇一・二二	ジャスミンのもの	A		
三三〇一・二三	ラベンダー又はラバンジンのもの	A		
三三〇一・二四	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの	A		
三三〇一・二五	その他のミントのもの	A		
	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスのものに限る。）			
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％を超えるもの	A		
	その他のもの	B	五・四％	7
	その他のペパーミント油	A		
	その他のもの	A		
三三〇一・二六	ベチベルのもの	A		
三三〇一・二九	その他のもの	A		
三三〇一・三〇	レジノイド	A		
三三〇一・九〇	その他のもの	A		
三三・〇二	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）	A		
三三〇三・〇〇	香水類及びオーデコロン類	A		
三三・〇四	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	A		
三三・〇五	頭髪用の調製品	A		
三三・〇六	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	A		
三三・〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）	A		
第三四類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	A		
第三五類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素			
三五・〇一	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー	A		
三五・〇二	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体	A		
三五〇三・〇〇	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）	A		
	ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシングラス	X		
	その他のもの	A		
三五〇四・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）	X		
三五・〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤	A		
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）	A		
三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	A		
第三六類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	A		

第三七類	写真用又は映画用の材料			
第三八類	各種の化学工業生産品		A	A
第三九類	プラスチック及びその製品			
三九・〇一	エチレンの重合体（一次製品に限る。）			
三九〇一・一〇	比重が〇・九四未満のポリエチレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三%（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10	
三九〇一・二〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三%（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	A B 10	
	その他のもの			
三九〇一・三〇	エチレン―酢酸ビニル共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六%（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	A B 10	
	その他のもの			
三九〇一・九〇	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六%（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	A B 10	
	その他のもの			
三九・〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）			
三九〇二・一〇	ポリプロピレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三%（その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	A B 10	
	その他のもの			
三九〇二・二〇	ポリイソブチレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六%（その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	A B 10	
	その他のもの			
三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六%（その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	A B 10	
	その他のもの			
三九〇二・九〇	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六%（その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	A B 10	
	その他のもの			
三九・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）			
三九〇三・一一	ポリスチレン			
	多泡性のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・七八%（その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	A B 10	
	その他のもの			
三九〇三・一九	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三%（その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	A B 10	
	その他のもの			
三九〇三・二〇	スチレン―アクリロニトリル（ＳＡＮ）共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・六二%（その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	A B 10	
	その他のもの			
三九〇三・三〇	アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ＡＢＳ）共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・六二%（その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	A B 10	
	その他のもの			
三九〇三・九〇	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、	〇・六二%（その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	A B 10	

	粒、フレークその他これらに類する形状のもの			
三九・〇四	その他のもの			
	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）			B 10
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステル重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）		A	A
三九・〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）		A	A
三九〇六・一〇	ポリ（メタクリル酸メチル）			
三九〇六・九〇	その他のもの		A	
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの			
	その他のもの	○・五六％	B 5	
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）		A	A
三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）		A	A
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）		A	A
三九一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）		A	A
三九・一一	石油樹脂、クマロンーインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	A
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	A
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	A
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）		A	A
三九・一五	プラスチックのくず		A	A
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A	A
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）		A	A
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材		A	A
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）		A	A
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のものと並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）		A	A
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ		A	A
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品		A	A
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品		A	A
三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品		A	A
三九・二五	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）		A	A
三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品		A	A
第四〇類	ゴム及びその製品		A	
第四一類	原皮（毛皮を除く。）及び革			
四一・〇一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）			
四一〇一・二〇	全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）			
四一〇一・五〇	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。） クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの			
四一〇一・九〇	その他のもの その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。） クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの	一二％	B 10	A
四一・〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）	一二％	B 10	A
四一・〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）			A
四一〇三・一〇	やぎのもの			A

四一〇三・二〇	爬虫類のもの				A
四一〇三・三〇	豚のもの				A
	なめし過程にないもの				B 7
	その他のもの			一・二%	A
四一〇三・九〇	その他のもの				A
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）				
四一〇四・一一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの				
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット				A
	クロムなめしのもの			一二%	B 10
	その他のもの				A
四一〇四・一九	その他のもの				A
	クロムなめしのもの				B 10
	その他のもの			一二%	A
四一〇四・四一	乾燥状態（クラスト）のもの				B 10
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット				
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの				A
	クロムなめしのもの				
	その他のもの				
	その他のもの				
	染着色したもの				
	その他のもの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）				
	その他のもの				
四一〇四・四九	その他のもの				
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの				
	クロムなめしのもの			一二%	B 10
	その他のもの				A
	染着色したもの			一六%	B 10
	その他のもの			一二%	B 10
四一・〇五	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）			一三・三%	B 10
四一〇五・一〇	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの			一六%	B 10
四一〇五・三〇	乾燥状態（クラスト）のもの			一二%	B 10

	染着色したもの				A
	その他のもの				B 10
四一・〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）				
	やぎのもの				
四一〇六・二一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの				A
四一〇六・二二	乾燥状態（クラスト）のもの			一二%	B 7
	染着色したもの				A
	その他のもの			一六%	B 10
	豚のもの				A
四一〇六・三一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの			一二%	B 7
四一〇六・三二	乾燥状態（クラスト）のもの			一・六%	B 7
	染着色したもの			一・二%	B 7
	その他のもの				A
四一〇六・四〇	爬虫類のもの				B 7
	植物性前なめしをしたもの				
	その他のもの				
	染着色したもの			二%	B 7
	わに又はとかげのもの				
	その他のもの				
	その他のもの				
四一〇六・九一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの				
四一〇六・九二	乾燥状態（クラスト）のもの				
	染着色したもの				
	その他のもの				
四一・〇七	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）				
四一〇七・一一	全形の革				
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）				
	パーチメント仕上げをしたもの				
	その他のもの				
	その他のもの				
	染着色し又は模様付けしたもの				
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）				
	その他のもの				
	その他のもの				
	グレーンスプリット				

	その他のもの				A
	その他のもの				B 7
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの				A
	乾燥状態（クラスト）のもの			一・二%	B 7
	染着色したもの				A
	その他のもの			一・二%	B 7
	その他のもの				A
	染着色したもの			一・二%	B 7
	その他のもの				A
	染着色したもの			一三・三%	B 10
	その他のもの			一六%	B 10
	その他のもの			一二%	B 10

	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	一三・三%	B 10
	その他のもの	一六%	B 10
	その他のもの	一二%	B 10
四一〇七・一九	その他のもの		
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの	一・二%	B 7
	染着色し又は模様付けしたもの	一六%	B 10
	その他のもの	一二%	B 10
四一〇七・九一	その他のもの（サイドを含む。）		
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）	一・二%	B 7
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	一三・三%	B 10
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	一六%	B 10
	その他のもの	一二%	B 10
	その他のもの		
四一〇七・九二	グレーンスプリット	一・二%	B 7
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	一三・三%	B 10
	その他のもの	一六%	B 10
	その他のもの	一二%	B 10
四一〇七・九九	その他のもの		
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの	一・二%	B 7
	染着色し又は模様付けしたもの	一六%	B 10
	その他のもの	一二%	B 10
四一一二・〇〇	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）		
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	一・二%	B 7
	その他のもの	一六%	B 10
	その他のもの	一二%	B 10
四一・一三	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）		
	やぎのもの		
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	一・二%	B 7
	その他のもの	一六%	B 10
四一一三・二〇	豚のもの		
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	一・六%	B 7
	その他のもの	一・二%	B 7
四一一三・三〇	爬虫類のもの		
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	一・二%	B 7
	わに革及びとかげ革	二%	B 7
	その他のもの	一・二%	B 7
	その他のもの		
四一一三・九〇	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		
	その他のもの		
四一・一四	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー		
	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉		
四一一五・一〇	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）	一・二%	B 7
四一一五・二〇	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	〇・六%	B 7
第四二類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品		
四二〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	一・〇六%	B 7
四二・〇二	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、ス		

	ポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器		
四二〇二・一一	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器		
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八％	B7
	その他のもの	八％	B7
四二〇二・一二	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの		
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八％	B7
	その他のもの	六・四％	B7
	その他のもの		
	その他のもの	三・六八％	B7
四二〇二・一九	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）	〇・八二％	B7
四二〇二・二一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一一・二％	B7
	その他のもの	一二・八％	B7
	革製又はパテントレザー製のもの		
	その他のもの	六・四％	B7
	その他のもの	八％	B7
四二〇二・二二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一二・八％	B7
	その他のもの	六・四％	B7
	その他のもの	六・四％	B7
四二〇二・二九	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品		

四二〇二・三二	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八％	B7
	その他のもの	八％	B7
四二〇二・三二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八％	B7
	その他のもの	六・四％	B7
四二〇二・三九	その他のもの	〇・八二％	B7
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		
四二〇二・九一	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	八％	B7
四二〇二・九二	その他のもの	六・四％	B7
四二〇二・九九	木製のもの	〇・五四％	B7
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	〇・六八％	B7
	その他のもの	〇・九二％	B7
四二・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）		
四二〇三・一〇	衣類		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六％	B7
	その他のもの	一〇％	B7
四二〇三・一一	手袋、ミトン及びミット		
	特に運動用に製造したもの		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六％	B7
	その他のもの	X	
四二〇三・一二	その他のもの		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一四％	B7
	革製のもの	一六％	B7
	コンポジションレザー製のもの	X	
	その他のもの		
四二〇三・三〇	ベルト及び負い革		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六％	B7
	その他のもの	X	
四二〇三・四〇	その他の衣類附属品		

	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの					
四二〇四・〇〇	その他のもの					
	機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品					
	ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー					
	その他のもの	一六%	B 7			
四二〇五・〇〇	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	一〇%	B 7			
四二・〇六	腸、ゴールドビータースキン、ぼうこう又は腱の製品	三・六%	B 7			
		〇・六六%	B 7			
第四三類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	六%	B 7			
四三・〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）	〇・六六%	B 7			
四三・〇二	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないものの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）		A			
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品			A	X	X
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品					
第四四類	木材及びその製品並びに木炭					
四四・〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材					
四四〇二・〇〇	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）					
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）					
四四・〇四	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの					
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉					
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木					
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）					
四四〇七・一〇	針葉樹のもの					
	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの					
	バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、インブイア及びバルサ					
四四〇七・二四	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ					
四四〇七・二五	かんながけし又はやすりがけしたもの					
	その他のもの	三・六%	B 10	A		

四四〇七・二六	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン					
	かんながけし又はやすりがけしたもの					
	その他のもの					
四四〇七・二九	その他のもの					
	ふたばがき科のもの					
	かんながけし又はやすりがけしたもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
四四〇七・九一	オーク（コナラ属のもの）のもの					
四四〇七・九二	ビーチ（ブナ属のもの）のもの					
四四〇七・九九	その他のもの					
	ふたばがき科のもの					
	かんながけし又はやすりがけしたもの					
	その他のもの					
四四・〇八	その他のもの					
	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）					
四四〇八・一〇	針葉樹のもの					
	インセンスシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）					
	その他のもの					
四四〇八・三一	積層木材を平削りすることにより得られるもの					
	その他のもの					
	合板用単板					
	その他のもの	三・六%	B 5	A		
四四〇八・三九	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの					
	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ					
	積層木材を平削りすることにより得られるもの					
	その他のもの					
	合板用単板					
	その他のもの	三%	B 10	A		
	その他のもの					
	パドック（かりん）のもの					
	積層木材を平削りすることにより得られるもの					
	その他のもの					
	ジェルトンのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル	三・六%	B 10	A		

	以下のものに限る。）								
	チークのもの								
	積層木材を平削りすることにより得られるもの								
	その他のもの								
	その他のもの								
	積層木材を平削りすることにより得られるもの								
	その他のもの								
	合板用単板								
	その他のもの								
四四〇八・九〇	その他のもの								
	つげ、たがやさん（カスィア・スィアメア）、紅木、したん又はこくたんのもの								
	積層木材を平削りすることにより得られるもの								
	その他のもの								
	その他のもの								
	積層木材を平削りすることにより得られるもの								
	その他のもの								
	合板用単板								
	その他のもの								
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A	三・六%	B 10	A	三・六%	B 10	A	三%
四四〇九・一〇	針葉樹のもの								
四四〇九・二〇	針葉樹以外のもの								
	引抜材								
	竹製のもの								
	その他のもの								
	その他のもの	A	四・五%	B 15	A	三・六%	B 10	A	三%
四四・一〇	パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	A	三・六%	B 10	A	三・六%	B 10	A	三%
四四一〇・二一	オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード（木材のものに限る。）								
	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの								
	板状のもの								
	その他のもの								
四四一〇・二九	その他のもの	X	三%	B 10	X	三%	B 10	X	三%
	その他のもの（木材のものに限る。）								
四四一〇・三一	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの								
	板状のもの								
	その他のもの								

四四一〇・三二	メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの								
	板状のもの								
	その他のもの								
四四一〇・三三	プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの								
四四一〇・三九	その他のもの								
	板状のもの								
	その他のもの								
四四一〇・九〇	その他のもの								
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）								
四四一一・一一	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるものに限る。）								
	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの								
四四一一・一九	その他のもの								
	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラムを超え〇・八グラム以下のものに限る。）								
四四一一・二二	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの								
四四一一・二九	その他のもの								
	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・三五グラムを超え〇・五グラム以下のものに限る。）								
四四一一・三一	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの								
四四一一・三九	その他のもの								
	その他のもの								
四四一二・一一	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	X	三・六%	B 10	X	三%	B 10	X	三%
四四一二・一九	その他のもの								
	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材								
四四一二・二一	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）								
	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	X	一・五六%	B 5	X	一・五六%	B 5	X	一・五六%
四四一二・二九	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）								
	その他のもの								
四四一二・三三	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの								
	側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの								
	その他のもの								
	その他のもの								
	厚さが六ミリメートル未満のもの								
	その他のもの								
	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	X	一・五六%	B 5	X	一・五六%	B 5	X	一・五六%
	少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	X	一・五六%	B 5	X	一・五六%	B 5	X	一・五六%
	その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）	R 4	一・五六%	B 5	R 4	一・五六%	B 5	X	一・五六%

四四一二・二九	その他のもの	X						
四四一二・九二	その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）	X						
四四一二・九三	少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	X						
四四一二・九九	その他のもの	X						
四四一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	A						
四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	A						
四四・一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	A						
四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	A						
四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	A						
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）	A						
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品	A	二・八二%	B 15				
四四・二〇	割りばし	A						
	その他のもの							
	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具							
四四二〇・一〇	木製の小像その他の装飾品	A						
四四二〇・九〇	その他のもの							
	寄せ木し又は象眼した木材	A	六%	B 10				
	その他のもの							
四四・二一	その他の木製品	A						
四四二一・一〇	衣類用ハンガー	A						
四四二一・九〇	その他のもの							
	竹製のくし	A	六%	B 15				
	その他のもの							
第四五類	コルク及びその製品	A						
第四六類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物							
四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）							
四六〇一・二〇	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）							
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの							

	その他のもの							
	その他のもの							
四六〇一・九一	植物性材料製のもの							
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの							
	その他のもの							
	その他のもの		六%	B 5				
四六〇一・九九	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品	A						
第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	A						
第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	A						
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	A						
第五〇類	絹及び絹織物							
五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）	X						
五〇〇二・〇〇	生糸（よってないものに限る。）	X						
	野蚕のもの							
	その他のもの							
五〇・〇三	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	A						
五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）	X						
五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）	A						
五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	A						
五〇・〇七	絹織物	A						
第五一類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	A						
第五二類	綿及び綿織物	A						
第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	A						
第五四類	人造繊維の長繊維及びその織物	A						
第五五類	人造繊維の短繊維及びその織物	A						
第五六類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	A						

第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物									A	A
第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布									A	A
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品									A	A
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物									A	A
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）									A	A
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）									A	A
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ									A	A
第六四類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分										
六四・〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）										
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）										
	スキー靴	X	六・七%	B 7							
	その他のもの										
六四〇一・九一	ひざを覆うもの		六・七%	B 7							
六四〇一・九二	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）										
	スキー靴	X	六・七%	B 7							
	その他のもの										
六四〇一・九九	その他のもの		八%	B 7							
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）										
六四〇二・一一	スポーツ用の履物										
	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ										
	スキー靴	X	六・七%	B 7							
	スノーボードブーツ										
六四〇二・一九	その他のもの		八%	B 7							
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）		六・七%	B 7							
六四〇二・三〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）		六・七%	B 7							
	その他の履物										
六四〇二・九一	くるぶしを覆うもの		八%	B 7							
	その他のもの										
六四・〇三	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）										
	スポーツ用の履物										
六四〇三・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ										
六四〇三・一九	その他のもの		二四%	B 10							
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）	X	二一・六%	B 10	X	二四%	B 10				
	室内用履物										
六四〇三・三〇	その他のもの		二一・六%	B 10		二四%	B 10				
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）										
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）										
六四〇三・四〇	その他のもの		二一・六%	B 10	X	二四%	B 10				
	スリッパ										
六四〇三・五一	その他のもの		二一・六%	B 10		二四%	B 10				
	その他の履物（本底が革製のものに限る。）										
六四〇三・五九	くるぶしを覆うもの										
	室内用履物										
六四〇三・九一	その他のもの		二一・六%	B 10	X	二四%	B 10				
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物										
	その他のもの		二一・六%	B 10	X	二四%	B 10				
	その他の履物										
	くるぶしを覆うもの										
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）										
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物										
	その他のもの		二一・六%	B 10	X	二四%	B 10				
	その他のもの										

	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物					
六四〇三・九九	その他のもの					
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）					
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物					
	その他のもの					
	その他のもの					
	スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物					
六四・〇四	その他のもの					
	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）					
六四〇四・一一	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）					
	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物					
六四〇四・一九	その他のもの					
	甲に毛皮を使用したもの					
	甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）					
	その他のもの					
	その他のもの					

	地下たび及びキャンバスシューズ					
	その他のもの					
六四〇四・二〇	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）					
	甲に毛皮を使用したもの					
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）					
	その他のもの					
	本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）					
	キャンバスシューズ					
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）					
	その他のもの					
	その他のもの					
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）					
	その他のもの					
	その他のもの					
六四・〇五	その他の履物					
六四〇五・一〇	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの					
	本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）					

	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）					
	その他のもの					
六四〇五・二〇	本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）					
	その他のもの					
	甲が紡織用繊維製のもの					
	その他のもの					
六四〇五・九〇	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの					
	甲に毛皮を使用したもの					
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）					
	その他のもの					
	その他のもの					
	本底が革製のもの					
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）					
	その他のもの					
	その他のもの					

六四・〇六	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品					
六四〇六・一〇	甲及びその部分品（しんを除く。）					
	革製のもの及び毛皮を使用したもの					
	その他のもの					
六四〇六・二〇	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）					
	その他のもの					
六四〇六・九一	木製のもの					
	毛皮を使用したもの					
	その他のもの					
	その他の材料製のもの					
六四〇六・九九	革製のもの及び毛皮を使用したもの					
	その他のもの					
第六五類	帽子及びその部分品					
第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品					
第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品					

第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品			A	
第六九類	陶磁製品			A	
第七〇類	ガラス及びその製品			A	
第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣				
七一・〇一	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）			A	
七一・〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）			A	
七一・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）			A	
七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）			A	
七一・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉				
七一・〇六	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）			A	
七一〇七・〇〇	銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）			A	
七一・〇八	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）			A	
七一〇九・〇〇	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）			A	
七一・一〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）			A	
七一一・〇〇	白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）			A	
七一・一二	金属のくず（貴金属又は貴金属を張ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）			A	
七一・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）			A	
	貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）				
七一一三・一一	銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）	二・〇八%	B10		
	その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）				
七一一三・一九	白金製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）	二・〇八%	B10		
	その他のもの	二・一六%	B10		
七一三・二〇	貴金属を張った卑金属製のもの	二・一六%	B10	A	
七一・一四	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）			A	
七一・一五	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）			A	
七一・一六	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品			A	
七一・一七	身辺用模造細貨類				
	卑金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないかを問わない。）				
七一一七・一一	カフスボタン及び飾りボタン	〇・七四%	B10	A	
七一一七・一九	その他のもの				
七一一七・九〇	その他のもの				
	木とガラス、骨とこはく、真珠光沢を有する貝殻とプラスチックその他二種類以上の材料（首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。）で構成されるもの	二%	B10	A	
	その他のもの（貴金属をめっきしたものを除く。）			A	
七一・一八	貨幣			A	
第七二類	鉄鋼			A	
第七三類	鉄鋼製品			A	
第七四類	銅及びその製品				
七四・〇一	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）	三%	B10	A	
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅			A	
七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊				
	精製銅				
七四〇三・一一	陰極銅及びその切断片	一キログラムにつき課税価格と五〇〇円との差額	B10	A	
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの			A	
七四〇三・一二	ワイヤバー	三%	B10	A	
七四〇三・一三	ビレット	一キログラムにつき課税価格と五〇〇円との差額	B10	A	
	課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの				
	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの				
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの				

七四〇二・一九	その他のもの					
	課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの					
	精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。）					
	その他のもの					
	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの					
	精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。）					
	その他のもの					
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの					
七四〇三・一一	銅合金					
七四〇三・一二	銅・亜鉛合金（黄銅）	A	三％			
七四〇三・一三	銅・すず合金（青銅）	A	B 10			
七四〇三・一九	銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）	A	A			
七四〇四・〇〇	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）	A	B 10	一キログラムにつき課税価格と五〇〇円との差額		
七四〇五・〇〇	銅のくず	A				
七四〇六・〇〇	銅のマスターアロイ	A				
七四・〇六	銅の粉及びフレーク	A				
七四・〇七	銅の棒及び形材	A				
七四・〇八	銅の線	A				
七四・〇九	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）	A				
七四・一〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	A				
七四・一一	銅製の管	A				
七四・一二	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	A				
七四一三・〇〇	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	A				
七四・一四	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）並びに銅製のエキスパンデッドメタル	A				
七四・一五	銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	A				
七四一六・〇〇	銅製のばね	A				
七四一七・〇〇	銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びその部分品（銅製のものに限る。）	A				
七四・一八	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛	A				

七四・一九	その他の銅製品（銅製のものに限る。）	A	A			
第七五類	ニッケル及びその製品	A				
第七六類	アルミニウム及びその製品	A				
第七八類	鉛及びその製品	A				
第七九類	亜鉛及びその製品	A				
第八〇類	すず及びその製品	A				
第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	A				
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	A				
第八三類	各種の卑金属製品	A				
第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	A				
第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	A				
第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	A				
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	A				
第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	A				
第八九類	船舶及び浮き構造物	A				
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	A				
第九一類	時計及びその部分品	A				
九一・〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウオッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）					
九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウオッチを含むものとし、第九一・〇					

九一・〇三	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）				A
九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）				A
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）				A
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）				A
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）				A
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）				A
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）				A
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント				A
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品				A
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品				A
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品				A
九一三・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの				A
九一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）				A
九一三・九〇	その他のもの				A
	革製又はコンポジションレザー製のもの				A
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの			一六％	B7
	その他のもの			一〇％	B7
	その他のもの				
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの			二％	B7
	その他のもの				
九一・一四	その他の時計の部分品				A
第九二類	楽器並びにその部分品及び附属品				A
第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品				A
第九四類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物				
九四・〇一	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品				
九四〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け				A
九四〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け				A
九四〇一・三〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）				A
九四〇一・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ用のものを除く。）				A
九四〇一・五〇	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け				A
	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）				A
九四〇一・六一	アップホルスターのもの				A
九四〇一・六九	その他のもの				A
	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）				A
九四〇一・七一	アップホルスターのもの				A
九四〇一・七九	その他のもの				A
九四〇一・八〇	その他の腰掛け				A
九四〇一・九〇	部分品				A
	革製のもの				A
	その他のもの			三・八％	B7
九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品				A
九四・〇三	その他の家具及びその部分品				A
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート				A
九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）				A
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物				A
第九五類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品				A
第九六類	雑品				A
九六・〇一	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）				A
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の				A

	項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品				
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束した房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）				A
九六〇四・〇〇	手ふるい				A
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）				A
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク			五・二八％	B 7
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品				A
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）				A
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク				A
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）				A
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット				A
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）				A
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）				A
九六・一四	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品				A
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品				A
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド				A
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）				A
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの				A

第九七類	美術品、収集品及びこっとう		
		A	

（チリの表に係る第三部は省略）

附属書二（第四章関係）　品目別規則

第一節　一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

(a) 特定の項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次節の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。

(b) この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。

(c) 関税分類の変更の要件は、非原産材料についてのみ適用する。

(d) 次の定義を適用する。

「部」とは、統一システムの部をいう。

「類」とは、統一システムの類をいう。

「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

「控除方式」とは、第三十条1(a)に規定する計算式をいう。

「積上げ方式」とは、同条1(b)に規定する計算式をいう。

(e)　この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

(f)　第三十二条に規定する特定の割合であって、産品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。

(i)　統一システムの第一九類、第二〇〇一・一〇号から第二〇〇八・九一号までの各号、第二〇〇八・九九号から第二〇〇九・九〇号までの各号及び第二一類に規定する産品については、当該産品の価額の七パーセント

(ii)　統一システムの第二〇〇八・九二号、第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する産品については、当該産品の価額の十パーセント

(iii)　統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する産品については、当該産品の重量の七パーセント

注釈1　「非原産材料の価額」とは、第三十一条の規定に従って決定される価額をいう。

注釈2　「当該産品の価額」とは、第三十条1に規定する産品の取引価額又は同条2に規定する価額をいう。

第二節　品目別規則

第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）	
第一類　動物（生きているものに限る。）	
〇一・〇一－〇一・〇六	第〇一・〇一項から第〇一・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第二類　肉及び食用のくず肉	
〇二・〇一－〇二・一〇	第〇二・〇一項から第〇二・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第一類の材料からの変更を除く。）
第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	
〇三・〇一－〇三・〇七	第〇三・〇一項から第〇三・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第四類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	
〇四・〇一－〇四・一〇	第〇四・〇一項から第〇四・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	
〇五・〇一－〇五・一一	第〇五・〇一項から第〇五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第二部　植物性生産品（第六類から第一四類まで）	
注釈　種、りん茎、根茎、挿穂、接ぎ穂その他の植物の部分であって、第三国から輸入したものから、締約国において栽培される農産品及び園芸品は、当該締約国の原産品とする。	
第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	
〇六・〇一－〇六・〇四	第〇六・〇一項から第〇六・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第七類　食用の野菜、根及び塊茎	
〇七・〇一－〇七・一四	第〇七・〇一項から第〇七・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	
〇八・〇一－〇八・一四	第〇八・〇一項から第〇八・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料	
〇九・〇一－〇九・一〇	第〇九・〇一項から第〇九・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第一〇類　穀物	
一〇・〇一－一〇・〇八	第一〇・〇一項から第一〇・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	
一一・〇一	第一一・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第一〇・〇一項の材料からの変更を除く。）
一一・〇二―一一・〇四	第一一・〇二項から第一一・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
一一・〇五	第一一・〇五項の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇一項、第〇七・一〇項又は第〇七・一二項の材料からの変更を除く。）
一一〇六・一〇	第一一〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
一一〇六・二〇	第一一〇六・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・一四項の材料からの変更を除く。）
一一〇六・三〇	第一一〇六・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
一一・〇七―一一・〇九	第一一・〇七項から第一一・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	
一二・〇一―一二・一四	第一二・〇一項から第一二・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	
一三・〇一―一三・〇二	第一三・〇一項又は第一三・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	
一四・〇一―一四・〇四	第一四・〇一項から第一四・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）	
第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	
一五・〇一―一五・二二	第一五・〇一項から第一五・二二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）	
第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	
一六・〇一	第一六・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）
一六〇二・一〇―一六〇二・二〇	第一六〇二・一〇号又は第一六〇二・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
一六〇二・三一―一六〇二・九〇	第一六〇二・三一号から第一六〇二・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）
一六・〇三	第一六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
一六・〇四―一六・〇五	第一六・〇四項又は第一六・〇五項の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）
第一七類　糖類及び砂糖菓子	
一七・〇一	第一七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第一二・一二項の材料からの変更を除く。）
一七〇二・一一―一七〇二・一九	第一七〇二・一一号又は第一七〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの各項の材料からの変更を除く。）
一七〇二・二〇―一七〇二・九〇	第一七〇二・二〇号から第一七〇二・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一七・〇三	第一七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第一二・一二項の材料からの変更を除く。）
一七・〇四	第一七・〇四項の産品への他の項の材料からの変更
第一八類　ココア及びその調製品	
一八・〇一―一八・〇五	第一八・〇一項から第一八・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
一八・〇六	第一八・〇六項の産品への他の項の材料からの変更
第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	
一九・〇一―一九・〇二	第一九・〇一項又は第一九・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
一九・〇三	第一九・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第一一・〇八項の材料からの変更を除く。）
一九〇四・一〇―一九〇五・三一	第一九〇四・一〇号から第一九〇五・三一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一九〇五・三二	第一九〇五・三二号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇・〇一項、第一

一九〇五・四〇 一九〇五・九〇	〇・〇八項、第一一・〇二項から第一一・〇四項までの各項、第一一・〇八項又は第一一・〇九項の材料からの変更を除く。） 第一九〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更 第一九〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第四類、第一〇類、第一一類又は第二二類の材料からの変更を除く。）

第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

二〇〇一・一〇 二〇〇一・九〇 二〇〇二・一〇 二〇〇二・九〇 二〇〇三・一〇―二〇〇三・九〇 二〇〇四・一〇	第二〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇七項又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。） 第二〇〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇二項又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。） 第二〇〇三・一〇号から第二〇〇三・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇九項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇一項又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇四・九〇号又は第二〇〇五・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。） 第二〇〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇一項又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇五・四〇号から第二〇〇五・五九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇八項又は第〇七・一〇項から第〇七・一三項までの各項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇五・六〇号から第二〇〇五・八〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇九項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。） 第二〇・〇六―二〇・〇七項の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。） 第二〇〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第二二・〇二項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇八・一九号の産品（混合したもの）への他の類の材料からの変更 第二〇〇八・一九号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更（第〇八・〇一項、第〇八・〇二項又は第〇八・一一項から第〇八・一三項までの各項の材料からの変更を除く。）
二〇〇五・六〇―二〇〇五・八〇 二〇〇五・九〇 二〇〇五・二〇 二〇〇五・四〇―二〇〇五・五九 二〇〇五・六〇―二〇〇五・八〇 二〇〇五・九〇 二〇・〇六―二〇・〇七 二〇〇八・一一 二〇〇八・一九	
二〇〇八・二〇 二〇〇八・三〇 二〇〇八・四〇 二〇〇八・五〇―二〇〇八・七〇 二〇〇八・八〇 二〇〇八・九一 二〇〇八・九二 二〇〇八・九九 二〇〇九・一一―二〇〇九・三九	第二〇〇八・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇四項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇八・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇五項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇八・四〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇八項又は第〇八・一一項から第〇八・一三項までの各項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇八・五〇号から第二〇〇八・七〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇九項又は第〇八・一一項から第〇八・一三項までの各項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇八・八〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・一〇項から第〇八・一三項までの各項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇八・九一号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇一項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇八・九二号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。） 第二〇〇八・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。） 第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・三九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇五項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・四一―二〇〇九・四九 二〇〇九・五〇 二〇〇九・六一―二〇〇九・六九 二〇〇九・七一 二〇〇九・七九 二〇〇九・八〇 二〇〇九・九〇	第二〇〇九・四一号又は第二〇〇九・四九号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇四項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇九・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇二項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇九・六一号又は第二〇〇九・六九号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇六項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇九・七一号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇八項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇九・七九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。） 第二〇〇九・八〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。） 第二〇〇九・九〇号の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が七十パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は五十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。

第二一類　各種の調製食料品

二一〇一・一一	第二一〇一・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第一七・〇一項又は第二

二一〇一・一二―二一〇一・二〇	七・〇二項の材料からの変更を除く。）
二一〇一・三〇―二一〇三・一〇	第二一〇一・一二号又は第二一〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの各項又は第一九・〇一項の材料からの変更を除く。）
二一〇三・二〇	第二一〇一・三〇号から第二一〇三・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二一〇三・三〇	第二一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇二項又は第二〇・〇二項の材料からの変更を除く。）
二一〇三・九〇	第二一〇三・三〇号の産品への他の類の材料からの変更
二一・〇四	第二一〇三・九〇号の産品（インスタントカレーその他のカレー調製品）への他の号の材料からの変更
二一〇五・〇〇―二一〇六・一〇	第二一〇三・九〇号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更
二一〇六・九〇	第二一・〇四項の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）
	第二一〇五・〇〇号又は第二一〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。

第二二類　飲料、アルコール及び食酢

二二〇一・一〇―二二〇二・一〇	第二二〇一・一〇号から第二二〇二・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二二〇二・九〇	第二二〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。
二二・〇三	第二二・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
二二・〇四―二二・〇六	第二二・〇四項から第二二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）
二二・〇七	第二二・〇七項の産品への他の類の材料からの変更
二二〇八・二〇―二二〇八・三〇	第二二〇八・二〇号若しくは第二二〇八・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二二〇八・二〇号又は第二二〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二二〇八・四〇―二二〇八・六〇	第二二〇八・四〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）
二二〇八・七〇	第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二二〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二二〇八・九〇	第二二〇八・九〇号の産品（合成清酒又は料理用酒（みりん））への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。
	第二二〇八・九〇号の産品（飲料（果汁をもととしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。））への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が七十パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は五十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。
二二・〇九	第二二〇八・九〇号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）
	第二二・〇九項の産品への他の類の材料からの変更

第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

二三・〇一―二三・〇八	第二三・〇一項から第二三・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
二三・〇九	第二三・〇九項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。

第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品

二四〇一・一〇―二四〇一・二〇	第二四〇一・一〇号又は第二四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
二四〇一・三〇	第二四〇一・三〇号の産品への他の号の材料からの変更
二四・〇二―二四・〇三	第二四・〇二項又は第二四・〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第五部　鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）

第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

二五・〇一―二五・一九	第二五・〇一項から第二五・一九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
二五二〇・一〇	第二五二〇・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
二五二〇・二〇	第二五二〇・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
二五・二二	第二五・二二項の産品への他の類の材料からの変更
二五・二三―二五・二三	第二五・二三項又は第二五・二三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
二五二四・〇〇―二五二五・二〇	第二五二四・〇〇号から第二五二五・二〇号までの各号の産品への他の類の材料か

二五二五・三〇	らの変更 第二五二五・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二五二五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第二五・二六―二五・三〇
	第二五・二六項から第二五・三〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二六類　鉱石、スラグ及び灰

二六・〇一―二六・一七 二六・一八―二六・二一	第二六・〇一項から第二六・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第二六・一八項から第二六・二一項までの各項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二六・一八項から第二六・二一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二七類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

二七〇一・一一―二七〇一・一九 二七〇一・二〇	第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第二七〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
二七・〇二―二七・〇三 二七・〇四―二七・〇九	第二七・〇二項又は第二七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更 第二七・〇四項から第二七・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
二七一〇・一一―二七一〇・一九	第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二七一〇・一一号又は第二七一〇・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二七一〇・九一―二七一〇・九九	第二七一〇・九一号又は第二七一〇・九九号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二七一〇・九一号又は第二七一〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二七・一一―二七・一三	第二七・一一項から第二七・一三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 第二七・一四項の産品への他の類の材料からの変更
二七・一四 二七・一五	第二七・一五項の産品への他の項の材料からの変更

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）

注釈　第二八類から第三八類までの各類の適用上、

(a)　「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。

(i)　水その他の溶媒への溶解

(ii)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii)　結晶水の追加又は除去

(b)　「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(i)　存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

(ii)　一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程

(A)　医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質

(B)　分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬

(C)　マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分

(D)　特殊光学的用途

(E)　生物工学的用途

(F)　分離工程において用いる支持体

(G)　原子力等級用途

(c)　「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(d)　「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変

(ii)　細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

二八〇一・一〇―二八〇四・五〇	第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パー

		セント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八〇四・六一―二八〇四・六九		第二八〇四・六一号若しくは第二八〇四・六九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二八〇四・六一号又は第二八〇四・六九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二八〇四・六一号又は第二八〇四・六九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八〇四・七〇―二八四二・九〇		第二八〇四・七〇号から第二八四二・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二八〇四・七〇号から第二八四二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二八〇四・七〇号から第二八四二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八四三・一〇―二八四三・九〇		第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八・四四―二八・五一		第二八・四四項から第二八・五一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二八・四四項から第二八・五一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二八・四四項から第二八・五一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第二九類　有機化学品		
	二九〇一・一〇―二九〇五・四二	第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	二九〇五・四三―二九〇五・四五	第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	二九〇五・四九―二九〇五・五九	第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	二九〇六・一一	第二九〇六・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九〇六・一一号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	二九〇六・一二―二九一〇・九〇	第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	二九・一一	第二九・一一項の産品への他の項の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	二九一二・一一―二九一二・六〇	第二九一二・一一号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の

号の材料からの変更、	
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九一二・一一号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、	二九・一三
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九一二・一一号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
第二九・一三項の産品への他の項の材料からの変更、	
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、	二九一四・一一―二九一四・一九
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
第二九一四・一一号から第二九一四・一九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、	
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九一四・一一号から第二九一四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、	
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九一四・一一号から第二九一四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
第二九一四・二一号から第二九一八・一三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、	二九一四・二一
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九一四・二一号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	二九一四・二二―二九一八・一三
第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更	
第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、	
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、	二九一八・一四―二九一八・一五
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	二九一八・一六―二九一八・九〇

二九・一九	
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九・一九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、	二九二〇・一〇―二九二二・四一
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九・一九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
第二九二〇・一〇号から第二九二二・四一号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、	
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九二〇・一〇号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、	
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九二〇・一〇号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
第二九二二・四二号の産品への他の号の材料からの変更	二九二二・四二
第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、	二九二二・四三―二九二三・一〇
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、	二九二三・九〇―二九二四・二四
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
第二九二三・二〇号の産品への他の号の材料からの変更	二九二四・二九
第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、	二九二五・一一―二九二六・九〇
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、	
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
第二九二四・二九号の産品への他の号の材料からの変更	
第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、	
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、	

二九・二七―二九・二八	使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第二九・二七項若しくは第二九・二八項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九・二七項又は第二九・二八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九・二七項又は第二九・二八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九二九・一〇―二九三〇・九〇	第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・三一	第二九・三一項の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九・三一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九・三一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九三二・一一―二九三四・九九	第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・三五	第二九・三五項の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九・三五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九・三五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九三六・一〇―二九三八・一〇	第二九三六・一〇号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九三六・一〇号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九三六・一〇号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九三八・九〇	第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九三九・一一―二九三九・九九		
二九・四〇	第二九・四〇項の産品への他の項の材料からの変更 第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九四一・一〇―二九四一・九〇		
二九・四二	第二九・四二項の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九・四二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九・四二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
第三〇類　医療用品		
三〇・〇一―三〇・〇三	第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、	

		原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第三〇・〇三項の材料からの変更を除く。）、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三〇・〇四		
三〇〇五・一〇―三〇〇六・七〇		
		第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三〇〇六・八〇		
第三一類　肥料		
		第三一・〇一項から第三一・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三一・〇一項から第三一・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三一・〇一項から第三一・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三一・〇一―三一・〇五		
		第三一・〇六項の産品への他の項の材料からの変更（第二八類の材料からの変更を除く。）、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三一・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三一・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三一・〇六		
		第三一・〇七項から第三一・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三一・〇七項から第三一・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三一・〇七項から第三一・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三一・〇七―三一・一五		
第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ		
		第三二〇一・一〇号若しくは第三二〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三二〇一・一〇―三二〇一・二〇		
		第三二〇一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三二〇一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三二〇一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三二〇一・九〇		
三二・〇二―三二・〇五		
		第三二・〇二項から第三二・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三二・〇二項から第三二・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三二・〇二項から第三二・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類		

三三・〇一	第三三・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三三・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三三・〇二―三三・〇七	第三三・〇二項から第三三・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三三・〇二項から第三三・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三三・〇二項から第三三・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	
三四・〇一―三四・〇七	第三四・〇一項から第三四・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三四・〇一項から第三四・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三四・〇一項から第三四・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	
三五〇一・一〇―三五〇一・九〇	第三五〇一・一〇号又は第三五〇一・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
三五〇二・一一―三五〇二・一九	第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。）
三五〇二・二〇―三五〇二・九〇	第三五〇二・二〇号又は第三五〇二・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
三五・〇三―三五・〇五	第三五・〇三項から第三五・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
三五・〇六―三五・〇七	第三五・〇六項若しくは第三五・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三五・〇六項又は第三五・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三五・〇六項又は第三五・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	
三六・〇一―三六・〇六	第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三七類　写真用又は映画用の材料	
三七・〇一―三七・〇三	第三七・〇一項から第三七・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三七・〇一項から第三七・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三七・〇一項から第三七・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三七・〇四―三七・〇七	第三七・〇四項から第三七・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三七・〇四項から第三七・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三七・〇四項から第三七・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八類　各種の化学工業生産品	
三八〇一・一〇―三八〇一・九〇	第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇二・一〇	第三八〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇二・九〇―三八〇四・〇〇	第三八〇二・九〇号から第三八〇四・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八〇二・九〇号から第三八〇四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
三八〇五・一〇―三八〇五・二〇	使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八〇二・九〇号から第三八〇四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三八〇五・一〇号若しくは第三八〇五・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八〇五・一〇号又は第三八〇五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇五・九〇	第三八〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
三八〇六・一〇―三八〇六・二〇	第三八〇六・一〇号若しくは第三八〇六・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八〇六・一〇号又は第三八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇六・三〇	第三八〇六・三〇号の産品への他の号の材料からの変更
三八〇六・九〇	第三八〇六・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八・〇七―三八・〇八	第三八・〇七項若しくは第三八・〇八項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八・〇七項又は第三八・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八・〇七項又は第三八・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇九・一〇	第三八〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第一一類又は第三五類の材料からの変更を除く。） 第三八〇九・九一号から第三八一四・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八〇九・九一号から第三八一四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八〇九・九一号から第三八一四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八一五・一一―三八一五・九〇	第三八一五・一一号から第三八一五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八一五・一一号から第三八一五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八一五・一一号から第三八一五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八・一六―三八・二二	第三八・一六項から第三八・二二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八・一六項から第三八・二二項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八・一六項から第三八・二二項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八・二三	第三八・二三項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八・二三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八二四・一〇―三八二四・五〇	第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パー

	セント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八二四・六〇	第三八二四・六〇号の産品への他の号の材料からの変更
三八二四・七一―三八二四・九〇	第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八・二五	第三八・二五項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三八・二五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類及び第四〇類）

注釈　第三九類又は第四〇類の適用上、

(a)　「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。

(i)　水その他の溶媒への溶解

(ii)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii)　結晶水の追加又は除去

(b)　「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(i)　存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

(ii)　一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程

(A)　医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質

(B)　分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬

(C)　マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分

(D)　特殊光学的用途

(E)　生物工学的用途

(F)　分離工程において用いる支持体

(G)　原子力等級用途

(c)　「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(d)　「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変

(ii)　細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

第三九類　プラスチック及びその製品

三九・〇一―三九・二六	第三九・〇一項から第三九・二六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三九・〇一項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三九・〇一項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四〇類　ゴム及びその製品

四〇〇一・一〇	第四〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇〇一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇〇一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇〇一・二一―四〇〇一・二九	第四〇〇一・二一号若しくは第四〇〇一・二九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パー

セント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇〇一・二一号又は第四〇〇一・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇〇一・二一号又は第四〇〇一・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇一二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇〇一・三〇	四〇一二・九〇
第四〇〇一・三〇号の産品への他の類の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇〇一・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇〇一・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	第四〇一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇一二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇一二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇・〇二―四〇・〇三	四〇・一三―四〇・一七
第四〇・〇二項若しくは第四〇・〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇・〇二項又は第四〇・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇・〇二項又は第四〇・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	第四〇・一三項から第四〇・一七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇・一三項から第四〇・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇・一三項から第四〇・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇・〇四	
第四〇・〇四項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第四〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
四〇一二・一一―四〇一二・一九	
第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各項の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
四〇一二・二〇	
第四〇一二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、	

第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）

第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革

四一・〇一―四一・〇三	第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第四一・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項の材料からの変更を除く。）
四一・〇四	
四一・〇五	第四一・〇五項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇二項の材料からの変更を除く。）
四一・〇六	第四一・〇六項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇三項の材料からの変更を除く。）
四一・〇七	第四一・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項又は第四一・〇四項の材料からの変更を除く。）
四一・一二	第四一・一二項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇二項又は第四一・〇五項の材料からの変更を除く。）
四一・一三	第四一・一三項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇三項又は第四一・〇六項の材料からの変更を除く。）
四一・一四	第四一・一四項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項又は第四一・

四一・一五	○三項の材料からの変更を除く。） 第四一・一五項の産品への他の項の材料からの変更

第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

四二・○一－四二・○六	第四二・○一項から第四二・○六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・○一 四三・○二 四三・○三 四三・○四	第四三・○一項の産品への他の類の材料からの変更 第四三・○二項の産品への他の項の材料からの変更（第四三・○一項の材料からの変更を除く。） 第四三・○三項の産品への他の項の材料からの変更（第四三・○二項の材料からの変更を除く。） 第四三・○四項の産品への他の類の材料からの変更

第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）

第四四類　木材及びその製品並びに木炭

四四・○一－四四・一一	第四四・○一項から第四四・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 第四四・一二項の産品への他の項の材料からの変更（第四四・○七項又は第四四・○八項の材料からの変更を除く。） 第四四・一三項から第四四・二二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第四五類　コルク及びその製品

四五・○一－四五・○四	第四五・○一項から第四五・○四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

四六○一・二○－四六○一・九一	第四六○一・二○号又は第四六○一・九一号の産品への他の類の材料からの変更（第一四類の材料からの変更を除く。） 第四六○一・九九号の産品への他の類の材料からの変更 第四六・○二項の産品への他の項の材料からの変更

第一○部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第四七類から第四九類まで）

第四七類　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

四七・○一－四七・○六 四七・○七	第四七・○一項から第四七・○六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 第四七・○七項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第四七・○七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

四八・○一－四八・一五 四八・一六 四八・一七－四八・二三	第四八・○一項から第四八・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 第四八・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第四八・○九項の材料からの変更を除く。） 第四八・一七項から第四八・二三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

四九・○一－四九・一一	第四九・○一項から第四九・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一一部　紡織用繊維及びその製品（第五○類から第六三類まで）

第五○類　絹及び絹織物

五○・○一 五○・○二－五○・○四	第五○・○一項の産品への他の類の材料からの変更 第五○・○二項から第五○・○四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

五〇・〇五―五〇・〇六	第五〇・〇五項又は第五〇・〇六項の産品への第五〇・〇五項及び第五〇・〇六項以外の項の材料からの変更
五〇・〇七	第五〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更

第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

五一・〇一―五一・〇二 五一・〇三	第五一・〇一項又は第五一・〇二項の産品への他の類の材料からの変更 第五一・〇三項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第五一・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
五一・〇四	第五一・〇四項の産品への他の類の材料からの変更
五一・〇五	第五一・〇五項の産品への他の項の材料からの変更
五一・〇六―五一・一〇	第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の産品への第五一・〇六項から第五一・一〇項まで以外の項の材料からの変更
五一・一一―五一・一三	第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への第五一・一一項から第五一・一三項まで以外の項の材料からの変更

第五二類　綿及び綿織物

五二・〇一 五二・〇二	第五二・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 第五二・〇二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第五二・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
五二・〇三	第五二・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
五二・〇四―五二・〇七	第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五二・〇七項まで以外の項の材料からの変更
五二・〇八―五二・一二	第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇八項から第五二・一二項まで以外の項の材料からの変更

第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその繊物並びに紙糸及びその織物

五三・〇一―五三・〇五	第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
五三・〇六―五三・〇八	第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の産品への第五三・〇六項から第五三・〇八項まで以外の項の材料からの変更
五三・〇九―五三・一一	第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への第五三・〇九項から第五三・一一項まで以外の項の材料からの変更

第五四類　人造繊維の長繊維及びその織物

五四・〇一―五四・〇六	第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
五四・〇七―五四・〇八	第五四・〇七項又は第五四・〇八項の産品への第五四・〇七項及び第五四・〇八項以外の項の材料からの変更

第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物

五五・〇一―五五・〇四	第五五・〇一項から第五五・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
五五・〇五	第五五・〇五項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第五五・〇五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
五五・〇六―五五・〇七	第五五・〇六項又は第五五・〇七項の産品への他の類の材料からの変更
五五・〇八―五五・一一	第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の産品への第五五・〇八項から第五五・一一項まで以外の項の材料からの変更
五五・一二―五五・一六	第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・一二項から第五五・一六項まで以外の項の材料からの変更

第五六類　ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

五六・〇一―五六・〇九	第五六・〇一項から第五六・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五七類　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

五七・〇一―五七・〇五	第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五八類　特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

五八・〇一―五八・一一	第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

五九・〇一―五九・一一	第五九・〇一項から第五九・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物	
六〇・〇一―六〇・〇六	第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

六一・〇一―六一・一七	第六一・〇一項から第六一・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。

第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

六二・〇一―六二・一七	第六二・〇一項から第六二・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。

第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

六三〇一・一〇―六三〇五・二二	第六三〇一・一〇号から第六三〇五・三二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項、第五八・〇一項、第五八・〇二項又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。
六三〇五・三三 六三〇五・三九―六三〇九・〇〇	第六三〇五・三三号の産品への他の類の材料からの変更 第六三〇五・三九号から第六三〇九・〇〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項、第五八・〇一項、第五八・〇二項又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。
六三・一〇	第六三・一〇項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第六三・一〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）

第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

六四・〇一―六四・〇五	第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第六四・〇六項の材料からの変更を除く。）
六四・〇六	第六四・〇六項の産品への他の類の材料からの変更

第六五類　帽子及びその部分品

六五・〇一―六五・〇二 六五・〇三―六五・〇七	第六五・〇一項又は第六五・〇二項の産品への他の類の材料からの変更 第六五・〇三項から第六五・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

六六・〇一―六六・〇二 六六・〇三	第六六・〇一項又は第六六・〇二項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 第六六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更

第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

六七・〇一―六七・〇四	第六七・〇一項から第六七・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）

第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

六八・〇一―六八・一五	第六八・〇一項から第六八・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第六九類　陶磁製品

六九・〇一―六九・一四	第六九・〇一項から第六九・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第七〇類　ガラス及びその製品

七〇・〇一 七〇・〇二―七〇・二〇	第七〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 第七〇・〇二項から第七〇・二〇項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）

第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

七一・〇一―七一・一一	第七一・〇一項から第七一・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七一・一二	第七一・一二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七一・一二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一・一三	第七一・一三項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一四項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）
七一・一四	第七一・一四項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項又は第七一・一五項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）
七一・一五	第七一・一五項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項、第七一・一四項又は第七一・一六項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）
七一・一六	第七一・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一八項までの各項、第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九九号又は第七一〇四・九〇号の材料からの変更を除く。）
七一・一七	第七一・一七項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
七一・一八	第七一・一八項の産品への他の項の材料からの変更

第一五部　卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）

第七二類　鉄鋼

七二・〇一	第七二・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
七二・〇二	第七二・〇二項の産品への他の項の材料からの変更
七二・〇三	第七二・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
七二・〇四	第七二・〇四項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七二・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二〇五・一〇	第七二〇五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
七二〇五・二一―七二一一・一九	第七二〇五・二一号から第七二一一・一九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七二一一・二三―七二一一・九〇	第七二一一・二三号から第七二一一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二一二・一〇―七二一八・一〇	第七二一二・一〇号から第七二一八・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

七二一八・九一―七二二八・九九	第七二一八・九一号又は第七二一八・九九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二一九・一一―七二一九・二四	第七二一九・一一号から第七二一九・二四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
七二一九・三一―七二一九・九〇	第七二一九・三一号から第七二一九・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二二〇・一一―七二二〇・一二	第七二二〇・一一号又は第七二二〇・一二号の産品への他の項の材料からの変更
七二二〇・二〇―七二二〇・九〇	第七二二〇・二〇号又は第七二二〇・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二二一・〇〇―七二二二・一九	第七二二一・〇〇号から第七二二二・一九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七二二二・二〇	第七二二二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
七二二二・三〇―七二二四・一〇	第七二二二・三〇号から第七二二四・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七二二四・九〇	第七二二四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
七二二五・一一―七二二五・四〇	第七二二五・一一号から第七二二五・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
七二二五・五〇―七二二五・九九	第七二二五・五〇号から第七二二五・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二二六・一一―七二二六・九一	第七二二六・一一号から第七二二六・九一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
七二二六・九二―七二二六・九九	第七二二六・九二号から第七二二六・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二二七・一〇―七二二八・三〇	第七二二七・一〇号から第七二二八・三〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七二二八・四〇―七二二八・六〇	第七二二八・四〇号から第七二二八・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二二八・七〇―七二二九・九〇	第七二二八・七〇号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第七三類　鉄鋼製品

七三・〇一―七三・〇七	第七三・〇一項から第七三・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七三・〇八	第七三・〇八項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第七三・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三・〇九―七三・二〇	第七三・〇九項から第七三・二〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七三二一・一一―七三二一・八三	第七三二一・一一号から第七三二一・八三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第七三二一・一一号から第七三二一・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二一・九〇	第七三二一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
七三二二・一一―七三二三・一〇	第七三二二・一一号から第七三二三・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
七三二三・九一―七三二三・九九	第七三二三・九一号から第七三二三・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
七三二四・一〇―七三二四・二九	第七三二四・一〇号から第七三二四・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第七三二四・一〇号から第七三二四・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二四・九〇	第七三二四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
七三二五・一〇	第七三二五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
七三二五・九一	第七三二五・九一号の産品への他の類の材料からの変更
七三二五・九九―七三二六・九〇	第七三二五・九九号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への第七三二五・九九号から第七三二六・九〇号までの各号が属する項以外の項の材料からの変更

第七四類　銅及びその製品

七四〇一・一〇―七四〇一・二〇	第七四〇一・一〇号又は第七四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
七四・〇二―七四・〇三	第七四・〇二項又は第七四・〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
七四・〇四	第七四・〇四項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七四・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七四・〇五―七四・〇七	第七四・〇五項から第七四・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
七四・〇八	第七四・〇八項の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇七項の材料からの変更を除く。）
七四・〇九	第七四・〇九項の産品への他の項の材料からの変更
七四・一〇	第七四・一〇項の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇九項の材料からの変更を除く。）
七四・一一―七四・一九	第七四・一一項から第七四・一九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第七五類　ニッケル及びその製品

七五〇一・一〇	第七五〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
七五〇一・二〇	第七五〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
七五〇二・一〇	第七五〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
七五〇二・二〇	第七五〇二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
七五・〇三	第七五・〇三項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七五・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七五〇四・〇〇―七五〇五・一二	第七五〇四・〇〇号から第七五〇五・一二号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七五〇五・二一―七五〇五・二二	第七五〇五・二一号又は第七五〇五・二二号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七五・〇六―七五・〇八	第七五・〇六項から第七五・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第七六類　アルミニウム及びその製品

七六〇一・一〇	第七六〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
七六〇一・二〇	第七六〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
七六・〇二	第七六・〇二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七六・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七六・〇三―七六・一六	第七六・〇三項から第七六・一六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第七八類　鉛及びその製品

七八〇一・一〇	第七八〇一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
七八〇一・九一―七八〇一・九九	第七八〇一・九一号又は第七八〇一・九九号の産品への他の類の材料からの変更
七八・〇二	第七八・〇二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七八・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七八・〇三―七八・〇六	第七八・〇三項から第七八・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第七九類　亜鉛及びその製品

七九〇一・一一	第七九〇一・一一号の産品への他の号の材料からの変更
七九〇一・一二	第七九〇一・一二号の産品への他の類の材料からの変更
七九〇一・二〇	第七九〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
七九・〇二	第七九・〇二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七九・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七九・〇三―七九・〇七	第七九・〇三項から第七九・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八〇類　すず及びその製品

八〇〇一・一〇	第八〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
八〇〇一・二〇	第八〇〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
八〇・〇二	第八〇・〇二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八〇・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八〇・〇三―八〇・〇七	第八〇・〇三項から第八〇・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八一類　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

八一〇一・一〇	第八一〇一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇一・九四	第八一〇一・九四号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇一・九五―八一〇一・九六	第八一〇一・九五号又は第八一〇一・九六号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八一〇一・九七	第八一〇一・九七号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇一・九七号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇二・九四	第八一〇二・九四号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇二・九五―八一〇二・九六	第八一〇二・九五号又は第八一〇二・九六号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八一〇二・九七	第八一〇二・九七号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇二・九七号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇二・九九	第八一〇二・九九号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇三・二〇	第八一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

八一〇三・三〇	第八一〇三・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇三・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇三・九〇	第八一〇三・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇四・一一―八一〇四・一九	第八一〇四・一一号又は第八一〇四・一九号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇四・二〇	第八一〇四・二〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇四・三〇―八一〇四・九〇	第八一〇四・三〇号又は第八一〇四・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八一〇五・二〇	第八一〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇五・三〇	第八一〇五・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇五・九〇	第八一〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一・〇六	第八一・〇六項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八一・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇七・二〇	第八一〇七・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇七・三〇	第八一〇七・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇七・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇七・九〇	第八一〇七・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇八・二〇	第八一〇八・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇八・三〇	第八一〇八・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇八・九〇	第八一〇八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇九・二〇	第八一〇九・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇九・三〇	第八一〇九・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇九・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇九・九〇	第八一〇九・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一一〇・一〇	第八一一〇・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一一〇・二〇	第八一一〇・二〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一〇・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一〇・九〇	第八一一〇・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一・一一	第八一・一一項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八一・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一二・一二	第八一一二・一二号の産品への他の類の材料からの変更
八一一二・一三	第八一一二・一三号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・一三号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一二・一九	第八一一二・一九号の産品への他の号の材料からの変更
八一一二・二一	第八一一二・二一号の産品への他の類の材料からの変更
八一一二・二二	第八一一二・二二号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一二・二九	第八一一二・二九号の産品への他の号の材料からの変更
八一一二・三〇―八一一二・四〇	第八一一二・三〇号若しくは第八一一二・四〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八一一二・三〇号又は第八一一二・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一二・五一	第八一一二・五一号の産品への他の類の材料からの変更
八一一二・五二	第八一一二・五二号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・五二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一二・五九	第八一一二・五九号の産品への他の号の材料からの変更
八一一二・九二	第八一一二・九二号の産品への他の類の材料からの変更
八一一二・九九	第八一一二・九九号の産品への他の号の材料からの変更
八一一三	第八一一三項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八一一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

八二〇一・一〇―八二〇五・八〇	第八二〇一・一〇号から第八二〇五・八〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八二〇五・九〇―八二〇七・一三	第八二〇五・九〇号から第八二〇七・一三号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八二〇五・九〇号から第八二〇七・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八二〇七・一九―八二一四・一〇	第八二〇七・一九号から第八二一四・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八二一四・二〇	第八二一四・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八二一四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二一四・九〇	第八二一四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
八二一五・一〇―八二一五・二〇	第八二一五・一〇号若しくは第八二一五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八二一五・一〇号又は第八二一五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二一五・九一―八二一五・九九	第八二一五・九一号又は第八二一五・九九号の産品への他の類の材料からの変更

第八三類　各種の卑金属製品

八三〇一・一〇―八三〇一・五〇	第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇一・六〇	第八三〇一・六〇号の産品への他の項の材料からの変更
八三〇一・七〇	第八三〇一・七〇号の産品への他の類の材料からの変更
八三・〇二―八三・〇四	第八三・〇二項から第八三・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
八三〇五・一〇―八三〇五・二〇	第八三〇五・一〇号若しくは第八三〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八三〇五・一〇号又は第八三〇五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇五・九〇―八三〇七・九〇	第八三〇五・九〇号から第八三〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
八三〇八・一〇―八三〇八・二〇	第八三〇八・一〇号若しくは第八三〇八・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八三〇八・一〇号又は第八三〇八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇八・九〇―八三一〇・〇〇	第八三〇八・九〇号から第八三一〇・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
八三一一・一〇―八三一一・三〇	第八三一一・一〇号から第八三一一・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八三一一・一〇号から第八三一一・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三一一・九〇	第八三一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）

第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

八四〇一・一〇―八四〇一・三〇	第八四〇一・一〇号から第八四〇一・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八四〇一・四〇	第八四〇一・四〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四〇二・一一―八四〇二・二〇	第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇三・一〇	第八四〇三・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八四〇三・九〇	第八四〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四〇四・一〇	第八四〇四・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八四〇四・二〇	第八四〇四・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇四・九〇	第八四〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四〇五・一〇	第八四〇五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八四〇五・九〇	第八四〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四〇六・一〇	第八四〇六・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八四〇六・八一―八四〇六・八二	第八四〇六・八一号又は第八四〇六・八二号の産品への第八四〇六・八一号及び第八四〇六・八二号以外の号の材料からの変更
八四〇六・九〇―八四〇八・九〇	第八四〇六・九〇号から第八四〇八・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
八四・〇九	第八四・〇九項の産品への他の項の材料からの変更
八四一〇・一一―八四一〇・一三	第八四一〇・一一号から第八四一〇・一三号までの各号の産品への第八四一〇・一一号から第八四一〇・一三号まで以外の号の材料からの変更

八四一〇・九〇
八四一一―八四一一・八二
八四一一・九一―八四一一・九九
八四一二・一〇―八四一二・八〇
八四一二・九〇
八四一三・一一―八四一三・八二
八四一三・九一―八四一三・九二
八四一四・一〇―八四一四・八〇
八四一四・九〇
八四一五・一〇―八四一五・八三
八四一五・九〇
八四一六・一〇―八四一六・三〇
八四一六・九〇
八四一七・一〇―八四一七・八〇
八四一七・九〇
八四一八・一〇―八四一八・六九
八四一八・九一―八四一八・九九
八四一九・一一―八四一九・八九
八四一九・九〇
八四二〇・一〇

第八四一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四一一・一一号から第八四一一・八二号までの各号の産品への第八四一一・一一号から第八四一一・八二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
第八四一一・九一号又は第八四一一・九九号の産品への他の項の材料からの変更
第八四一二・一〇号から第八四一二・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
第八四一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四一三・一一号から第八四一三・八二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四一三・九一号又は第八四一三・九二号の産品への他の項の材料からの変更
第八四一四・一〇号から第八四一四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四一六・一〇号から第八四一六・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四一七・一〇号から第八四一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四一八・一〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四一八・一〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四一八・九一号又は第八四一八・九九号の産品への他の項の材料からの変更
第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四一九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四二〇・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四二〇・一〇号の産品への

八四二〇・九一―八四二〇・九九
八四二一・一一―八四二一・三九
八四二一・九一―八四二一・九九
八四二二・一一―八四二二・四〇
八四二二・九〇
八四二三・一〇―八四二三・八九
八四二三・九〇
八四二四・一〇―八四二四・八九
八四二四・九〇―八四三〇・六九
八四三一
八四三二・一〇―八四三二・八〇

関税分類の変更を必要としない。）。
第八四二〇・九一号又は第八四二〇・九九号の産品への他の項の材料からの変更
第八四二一・一一号から第八四二一・三九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四二一・一一号から第八四二一・三九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四二一・九一号又は第八四二一・九九号の産品への他の項の材料からの変更
第八四二二・一一号から第八四二二・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四二二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四二三・一〇号から第八四二三・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四二四・一〇号から第八四二四・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四二四・九〇号から第八四三〇・六九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
第八四三一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四三二・一〇号から第八四三二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の

八四二二・九〇
八四二三・一一―八四二三・六〇
八四二四・一〇―八四二四・二〇
八四二四・九〇
八四二五・一〇
八四二五・九〇
八四二六・一〇―八四二六・八〇
八四二六・九一―八四二六・九九
八四二七・一〇―八四三七・八〇
八四三七・九〇
八四三八・一〇―八四三八・八〇
八四三八・九〇
八四三九・一〇―八四三九・三〇

号の材料からの変更
第八四二二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四二三・一一号から第八四二三・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四二四・一〇号又は第八四二四・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四二五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
第八四二五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四二六・一〇号から第八四二六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四二六・九一号又は第八四二六・九九号の産品への他の項の材料からの変更
第八四二七・一〇号又は第八四二七・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四三七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四三八・一〇号から第八四三八・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四三八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四三九・一〇号から第八四三九・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の

八四三九・九一―八四三九・九九
八四四〇・一〇
八四四〇・九〇
八四四一・一〇―八四四一・八〇
八四四一・九〇
八四四二・一〇―八四四二・三〇
八四四二・四〇―八四四二・五〇
八四四三・一一―八四四三・六〇
八四四三・九〇―八四四四・〇〇
八四・四五―八四・四七
八四四四八・一一―八四四四八・一九
八四四四八・二〇―八四四四九・〇〇
八四五〇・一一―八四五〇・二〇
八四五〇・一〇
八四五一・一〇―八四五一・八〇
八四五一・九〇
八四五二・一〇―八四五二・二九
八四五二・三〇―八四五二・九〇
八四五三・一〇―八四五三・八〇

号の材料からの変更
第八四三九・九一号又は第八四三九・九九号の産品への他の項の材料からの変更
第八四四〇・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
第八四四〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四四一・一〇号から第八四四一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四四一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四四二・一〇号から第八四四二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四四二・四〇号又は第八四四二・五〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四四三・一一号から第八四四三・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八四四三・一一号から第八四四三・六〇号又は第八四四四・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
第八四四・四五項から第八四・四七項までの各項の産品への第八四・四五項から第八四・四七項まで以外の項の材料からの変更
第八四四四八・一一号又は第八四四四八・一九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四四八・二〇号から第八四四九・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
第八四五〇・一一号から第八四五〇・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八四五〇・一一号から第八四五〇・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四五一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四五二・一〇号から第八四五二・二九号までの各号の産品への第八四五二・一〇号から第八四五二・二九号まで以外の号の材料からの変更
第八四五二・三〇号から第八四五二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
第八四五三・一〇号から第八四五三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の

八四五三・九〇
八四五四・一〇―八四五四・三〇
八四五四・九〇
八四五五・一〇―八四五五・二二
八四五五・三〇―八四五五・五〇
八四・五六―八四・六五
八四・六六
八四六七・一一―八四六七・八九
八四六七・九一―八四六七・九九
八四六八・一〇―八四六八・八〇
八四六八・九〇―八四七三・二九
八四七三・三〇
八四七三・四〇―八四七三・五〇
八四七四・一〇―八四七四・八〇
八四七四・九〇
八四七五・一〇
八四七五・二一―八四七五・二九
八四七五・九〇
八四七六・二一―八四七六・八九
八四七六・九〇
八四七七・一〇―八四七七・八〇
八四七七・九〇
八四七八・一〇
八四七八・九〇

号の材料からの変更
第八四五三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四五四・一〇号から第八四五四・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四五四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四五五・一〇号から第八四五五・二二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四五五・三〇号又は第八四五五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四・五六項から第八四・六五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第八四・六六項の産品への他の項の材料からの変更
第八四六七・一一号から第八四六七・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四六七・九一号から第八四六七・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
第八四六八・一〇号から第八四六八・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四六八・九〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
第八四七三・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）
第八四七三・四〇号又は第八四七三・五〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号までの各号の産品への第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号まで以外の号の材料からの変更
第八四七四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四七五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
第八四七五・二一号又は第八四七五・二九号の産品への第八四七五・二一号及び第八四七五・二九号以外の号の材料からの変更
第八四七五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四七六・二一号から第八四七六・八九号までの各号の産品への第八四七六・二一号から第八四七六・八九号まで以外の号の材料からの変更
第八四七六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四七七・一〇号から第八四七七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四七七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四七八・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
第八四七八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

八四七九・一〇―八四七九・八九	第八四七九・一〇号から第八四七九・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八四七九・九〇―八四八〇・七九	第八四七九・九〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
八四八一・一〇―八四八一・八〇	第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八一・九〇	第八四八一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四八二・一〇―八四八二・八〇	第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八二・九一―八四八二・九九	第八四八二・九一号又は第八四八二・九九号の産品への他の項の材料からの変更
八四八三・一〇―八四八三・六〇	第八四八三・一〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四八三・一〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八三・九〇―八四八五・九〇	第八四八三・九〇号から第八四八五・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

八五・〇一―八五・〇二	第八五・〇一項若しくは第八五・〇二項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第八五・〇三項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五・〇一項又は第八五・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五・〇三	第八五・〇三項の産品への他の項の材料からの変更
八五〇四・一〇―八五〇四・五〇	第八五〇四・一〇号から第八五〇四・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五〇四・一〇号から第八五〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇四・九〇	第八五〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五〇五・一一―八五〇五・三〇	第八五〇五・一一号から第八五〇五・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八五〇五・九〇	第八五〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五〇六・一〇―八五〇六・四〇	第八五〇六・一〇号から第八五〇六・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八五〇六・五〇―八五〇六・八〇	第八五〇六・五〇号から第八五〇六・八〇号までの各号の産品への第八五〇六・五〇号から第八五〇六・八〇号まで以外の号の材料からの変更
八五〇六・九〇	第八五〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五〇七・一〇―八五〇七・八〇	第八五〇七・一〇号から第八五〇七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八五〇七・九〇	第八五〇七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五〇九・一〇―八五〇九・八〇	第八五〇九・一〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五〇九・一〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇九・九〇	第八五〇九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五一〇・一〇―八五一〇・三〇	第八五一〇・一〇号から第八五一〇・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八五一〇・九〇	第八五一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五一一・一〇―八五一一・八〇	第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八五一一・九〇	第八五一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五一二・一〇―八五一二・四〇	第八五一二・一〇号から第八五一二・四〇号までの各号の産品への第八五一二・一〇号から第八五一二・四〇号まで以外の号の材料からの変更
八五一二・九〇	第八五一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五一三・一〇	第八五一三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五一三・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五一三・九〇	第八五一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五一四・一〇―八五一四・四〇	第八五一四・一〇号から第八五一四・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八五一四・九〇	第八五一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五一五・一一―八五一五・八〇	第八五一五・一一号から第八五一五・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五一五・一一号から第八五一五・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五一五・九〇
八五一六・一〇―八五一六・八〇

八五一六・九〇
八五一七・一一―八五一七・八〇

八五一七・九〇
八五一八・一〇―八五一八・五〇

八五一八・九〇
八五一九―八五・二一

八五二三・一一―八五二三・三〇

八五二三・九〇

八五・二四
八五・二五―八五・二八

八五・二九

八五三〇・一〇―八五三〇・八〇

八五三〇・九〇
八五三一・一〇―八五三一・八〇

八五三一・九〇
八五三二・一〇―八五三二・三〇

八五三三・一〇―八五三三・四〇

第八五一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五一六・一〇号から第八五一六・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五一六・一〇号から第八五一六・八〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五一七・一一号から第八五一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八五一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五一八・一〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五一八・一〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八五一八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五一九項から第八五・二二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
第八五二三・一一号から第八五二三・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

第八五二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）
第八五・二四項の産品への他の項の材料からの変更
第八五・二五項から第八五・二八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五・二五項から第八五・二八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八五・二九項の産品への他の項の材料からの変更
第八五三〇・一〇号又は第八五三〇・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八五三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五三一・一〇号から第八五三一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八五三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五三二・一〇号から第八五三二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八五三三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五三三・一〇号から第八五三三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

八五三三・九〇―八五三四・〇〇

八五・三五―八五・三七

八五・三八

八五三九・一〇―八五三九・二一

八五三九・二二―八五三九・四九

八五三九・九〇

八五四〇・一一―八五四〇・八九

八五四〇・九一―八五四〇・九九
八五四一・一〇―八五四一・六〇

八五四一・九〇―八五四二・一〇

八五四二・二一―八五四二・七〇

八五四二・九〇

八五四三・一一―八五四三・四〇

八五四三・八一―八五四三・八九

八五四三・九〇―八五四七・九〇

八五四八・一〇

八五四八・九〇

第八五三三・九〇号又は第八五三四・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
第八五・三五項から第八五・三七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五・三五項から第八五・三七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八五・三八項の産品への他の項の材料からの変更
第八五三九・一〇号又は第八五三九・二一号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八五三九・二二号から第八五三九・四九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五三九・二二号から第八五三九・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八五三九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五四〇・一一号から第八五四〇・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八五四〇・九一号又は第八五四〇・九九号の産品への他の項の材料からの変更
第八五四一・一〇号から第八五四一・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八五四一・九〇号又は第八五四二・一〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
第八五四二・二一号から第八五四二・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八五四二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五四三・一一号から第八五四三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八五四三・八一号若しくは第八五四三・八九号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五四三・八一号又は第八五四三・八九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
第八五四八・一〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八五四八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八五四八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

八六・〇一―八六・〇九	第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

八七・〇一	第八七・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八七・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七・〇二―八七・〇四	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八七・〇二項から第八七・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七・〇五―八七・一六	第八七・〇五項から第八七・一六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八七・〇五項から第八七・一六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

八八・〇一―八八・〇五	第八八・〇一項から第八八・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八九類　船舶及び浮き構造物

八九・〇一―八九・〇八	第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）

第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

九〇〇一・一〇	第九〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
九〇〇一・二〇―九〇〇二・九〇	第九〇〇一・二〇号から第九〇〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
九〇〇三・一一―九〇〇三・一九	第九〇〇三・一一号若しくは第九〇〇三・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九〇〇三・一一号又は第九〇〇三・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇三・九〇―九〇〇四・九〇	第九〇〇三・九〇号から第九〇〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
九〇〇五・一〇―九〇〇五・八〇	第九〇〇五・一〇号又は第九〇〇五・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇〇五・九〇	第九〇〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇〇六・一〇―九〇〇六・六九	第九〇〇六・一〇号から第九〇〇六・六九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇〇六・九一―九〇〇六・九九	第九〇〇六・九一号又は第九〇〇六・九九号の産品への他の項の材料からの変更
九〇〇七・一一―九〇〇七・二〇	第九〇〇七・一一号から第九〇〇七・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇〇七・九一―九〇〇七・九二	第九〇〇七・九一号又は第九〇〇七・九二号の産品への他の項の材料からの変更
九〇〇八・一〇―九〇〇八・四〇	第九〇〇八・一〇号から第九〇〇八・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇〇八・九〇	第九〇〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇〇九・一一―九〇〇九・三〇	第九〇〇九・一一号から第九〇〇九・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇〇九・九一―九〇〇九・九九	第九〇〇九・九一号から第九〇〇九・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
九〇一〇・一〇―九〇一〇・六〇	第九〇一〇・一〇号から第九〇一〇・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇一〇・九〇	第九〇一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇一一・一〇―九〇一一・八〇	第九〇一一・一〇号から第九〇一一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇一一・九〇	第九〇一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

九〇一二・一〇	第九〇一二・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
九〇一二・九〇	第九〇一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇一三・一〇―九〇一三・八〇	第九〇一三・一〇号から第九〇一三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇一三・九〇	第九〇一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇一四・一〇―九〇一四・八〇	第九〇一四・一〇号から第九〇一四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇一四・九〇	第九〇一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇一五・一〇―九〇一五・八〇	第九〇一五・一〇号から第九〇一五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇一五・九〇―九〇一六・〇〇	第九〇一五・九〇号又は第九〇一六・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
九〇一七・一〇―九〇一七・八〇	第九〇一七・一〇号から第九〇一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇一七・九〇	第九〇一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇一八・一一―九〇一八・一二	第九〇一八・一一号若しくは第九〇一八・一二号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第九〇一八・一一号又は第九〇一八・一二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一八・一三―九〇一八・一四	第九〇一八・一三号又は第九〇一八・一四号の産品への他の項の材料からの変更
九〇一八・一九	第九〇一八・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九〇一八・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一八・二〇―九〇一八・五〇	第九〇一八・二〇号から第九〇一八・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
九〇一八・九〇	第九〇一八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九〇一八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇・一九―九〇・二二	第九〇・一九項から第九〇・二二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
九〇二二・一二―九〇二二・三〇	第九〇二二・一二号から第九〇二二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇二二・九〇―九〇二三・〇〇	第九〇二二・九〇号又は第九〇二三・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
九〇二四・一〇―九〇二四・八〇	第九〇二四・一〇号又は第九〇二四・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇二四・九〇	第九〇二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇二五・一一―九〇二五・八〇	第九〇二五・一一号から第九〇二五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇二五・九〇	第九〇二五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇二六・一〇―九〇二六・八〇	第九〇二六・一〇号から第九〇二六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇二六・九〇	第九〇二六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇二七・一〇―九〇二七・八〇	第九〇二七・一〇号から第九〇二七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇二七・九〇	第九〇二七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇二八・一〇―九〇二八・三〇	第九〇二八・一〇号から第九〇二八・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇二八・九〇	第九〇二八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇二九・一〇―九〇二九・二〇	第九〇二九・一〇号又は第九〇二九・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇二九・九〇	第九〇二九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇三〇・一〇―九〇三〇・八九	第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇三〇・九〇	第九〇三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇三一・一〇―九〇三一・八〇	第九〇三一・一〇号から第九〇三一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇三一・九〇	第九〇三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇三二・一〇―九〇三二・八九	第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇三二・九〇―九〇三三・〇〇	第九〇三二・九〇号又は第九〇三三・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第九一類　時計及びその部分品

九一〇一・一一―九一一一・八〇	第九一〇一・一一号から第九一一一・八〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九一〇一・一一号から第九一一一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一一・九〇	第九一一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九一一二・二〇	第九一一二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九一一二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一二・九〇	第九一一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

九一一三・一〇―九一一三・二〇	第九一一三・一〇号若しくは第九一一三・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九一一三・一〇号又は第九一一三・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一三・九〇	第九一一三・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
九一・一四	第九一・一四項の産品への他の項の材料からの変更

第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品

九二・〇一―九二・〇九	第九二・〇一項から第九二・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（第九三類）

第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

九三・〇一―九三・〇五	第九三・〇一項から第九三・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
九三・〇六―九三・〇七	第九三・〇六項若しくは第九三・〇七項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九三・〇六項又は第九三・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二〇部　雑品（第九四類から第九六類まで）

第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇一・一〇―九四〇一・八〇	第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇一・九〇	第九四〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
九四・〇二	第九四・〇二項の産品への他の類の材料からの変更又は、
九四〇三・九〇	第九四〇三・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
九四〇四・一〇―九四〇四・三〇	第九四〇四・一〇号から第九四〇四・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
九四〇四・九〇	第九四〇四・九〇号の産品（布団製品）への他の類の材料からの変更
九四〇五・一〇―九四〇五・六〇	第九四〇五・一〇号から第九四〇五・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九四〇五・一〇号から第九四〇五・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇五・九一―九四〇五・九九	第九四〇五・九一号から第九四〇五・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
九四・〇六	第九四・〇六項の産品への他の類の材料からの変更

第九五類　がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

九五・〇一	第九五・〇一項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九五・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九五〇二・一〇	第九五〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九五〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九五〇二・九一―九五〇二・九九	第九五〇二・九一号又は第九五〇二・九九号の産品への他の項の材料からの変更
九五・〇三―九五・〇八	第九五・〇三項から第九五・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九五・〇三項から第九五・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九六類　雑品	
九六〇一・一〇―九六〇六・一〇	第九六〇一・一〇号から第九六〇六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
九六〇六・二一―九六〇六・二九	第九六〇六・二一号から第九六〇六・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九六〇六・二一号から第九六〇六・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇六・三〇	第九六〇六・三〇号の産品への他の類の材料からの変更
九六〇七・一一―九六〇七・一九	第九六〇七・一一号若しくは第九六〇七・一九号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九六〇七・一一号又は第九六〇七・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇七・二〇	第九六〇七・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
九六〇八・一〇―九六〇八・五〇	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・五〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九六〇八・一〇号から第九六〇八・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇八・六〇―九六〇八・九九	第九六〇八・六〇号から第九六〇八・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九六〇八・六〇号から第九六〇八・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六・〇九―九六・一二	第九六・〇九項から第九六・一二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
九六一三・一〇―九六一三・八〇	第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六一三・九〇―九六一八・〇〇	第九六一三・九〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
第二一部　美術品、収集品及びこっとう（第九七類）	
第九七類　美術品、収集品及びこっとう	
九七・〇一―九七・〇六	第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

附属書三（第四章関係）　権限のある当局

1　日本国については、経済産業省

2　チリについては、外務省国際経済関係総局

附属書四（第四章関係）　原産地証明書の必要的記載事項

1　輸出者の氏名又は名称、住所及び国名
2　輸入者の氏名又は名称、住所及び国名
3　証明番号
4　産品の原産国
5　仕入書の番号及び日付
6　輸送手段の詳細（判明している場合）
7　統一システムの関税分類番号（六桁番号）
8　記号、番号、包装の個数及び種類並びに品名
9　数量（単位）
10　特恵の基準
11　輸出者の申告
12　証明

附属書五（第八章、第十章関係）　法令第六百号

（法令第六百号に係るチリの留保につき省略）

附属書六（第八章、第九章関係）　現行の措置に関する留保

1　各締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第七十九条1及び第百十条1の規定に従って記載するものである。

(a)　第七十三条又は第百七条

(b)　第七十四条又は第百八条

(c)　第七十七条

(d)　第七十八条

(e)　第百九条

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e)　政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f)　措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」に規定する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続しており、又は更新される措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(g)　概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第八章及び第九章の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」がその他のすべての事項に優先する。

4　「留保の種類」に特定する義務は、第七十九条1(a)及び第百十条1(a)の規定に従い、「措置」に明示する法令その他の措置については、適用しない。

5　締約国が自国の区域内におけるサービスの提供の条件としてサービス提供者に対し自国の自然人又は居住者であることを求める措置を維持する場合において、第百七条、第百八条又は第百九条について当該措置に関する留保が行われるときは、当該措置がとられる限度において、第七十三条、第七十四条又は第七十七条についても留保が行われたものとする。

6　この附属書の適用上、

(a)　「ＪＳＩＣ」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

(b)　「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

日本国の表

一	
分野	自動車整備業
小分野	自動車分解整備業
産業分類	ＪＳＩＣ　八六　自動車整備業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六章

概要	国境を越えるサービスの貿易 自動車分解整備事業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。

二

分野	事業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九〇五一　民営職業紹介業 ＪＳＩＣ　九〇九五　労働者派遣業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三章 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二章 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四章 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第三章 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第五章及び第六章
概要	国境を越えるサービスの貿易 日本国内の企業に対し次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し、及び、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。 (a)　民間の職業紹介サービス（建設業務有料職業紹介サービスを含む。）
	(b)　労働者派遣サービス（港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービスを含む。）

三

分野	建設業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇六　総合工事業 ＪＳＩＣ　〇七　職別工事業（設備工事業を除く。） ＪＳＩＣ　〇八　設備工事業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二章 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第五章
概要	国境を越えるサービスの貿易 1　建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 2　解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

四

分野	債権管理回収業
小分野	

産業分類	ＪＳＩＣ　六六一九　その他の補助的金融業・金融附帯業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第三条及び第四条
概要	国境を越えるサービスの貿易 日本国の法律に基づき設立された株式会社のみが、法務大臣の許可を条件として、日本国内において債権管理回収業を営むことができる。債権管理回収業を営む株式会社は、日本国内に営業所を設置しなければならない。

五

分野	熱供給業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

六

分野	情報通信業
小分野	
産業分類	電気通信業 ＪＳＩＣ　三七二一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） ＪＳＩＣ　三七四一　電気通信に附帯するサービス業
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
政府の段階	経営幹部及び取締役会（第七十八条） 中央政府
措置	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条
概要	投資 1　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国政府又はその代表者 (c)　外国の法人又は団体 2　日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。

七

分野	情報通信業
小分野	電気通信業及びインターネット付随サービス業

産業分類　ＪＳＩＣ　三七二二　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
ＪＳＩＣ　三七二三　長距離電気通信業
ＪＳＩＣ　三七二九　その他の固定電気通信業
ＪＳＩＣ　三七三一　移動電気通信業
ＪＳＩＣ　四〇一一　インターネット付随サービス業
注　ＪＳＩＣ三七二一、三七二二、三七二九、三七三一又は四〇一一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求められるものに限られる。
留保の種類　内国民待遇（第七十三条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要
投資
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

八

分野　製造業
小分野　医薬品製造業
産業分類　ＪＳＩＣ　一七六三　生物学的製剤製造業
留保の種類　内国民待遇（第七十三条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要
投資
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。

九

分野　製造業
小分野　皮革及び皮革製品製造業
産業分類　ＪＳＩＣ　一二五七　毛皮製衣服・身の回り品製造業
ＪＳＩＣ　一二五九　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
ＪＳＩＣ　一七九四　ゼラチン・接着剤製造業
ＪＳＩＣ　二〇二一　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
ＪＳＩＣ　二二一　なめし革・同製品・毛皮製造業
ＪＳＩＣ　三二三四　運動用具製造業
注１　ＪＳＩＣ一二五九又は三二三四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。
注２　ＪＳＩＣ一七九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。
留保の種類　内国民待遇（第七十三条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要
投資
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十

分野　船舶の国籍に関する事項
小分野
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第七十三条）
経営幹部及び取締役会（第七十八条）
政府の段階　中央政府
措置　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条
概要
投資
日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

十一

分野　計量サービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　九〇二一　商品検査業
ＪＳＩＣ　九〇三一　計量証明業
留保の種類　現地における拠点（第百九条）
政府の段階　中央政府
措置　計量法（平成四年法律第五十一号）第三章、第五章、第六章及び第八章
計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）
指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）
概要
国境を越えるサービスの貿易
1　特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）の指定を受けなければならない。
2　特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。
3　計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
4　計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を

	設立し、検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。 5　特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 6　計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。
十二 分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	医療及び福祉 ＪＳＩＣ　七五九九　他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業 現地における拠点（第百九条） 中央政府 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号） 国境を越えるサービスの貿易 日本国の法令に基づき厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令によりそのような労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
十三 分野 小分野	鉱業 ＪＳＩＣ　〇五　鉱業
産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	内国民待遇（第七十三条及び第百七条） 現地における拠点（第百九条） 中央政府 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 投資及び国境を越えるサービスの貿易 日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
十四 分野 小分野 産業分類	石油業 ＪＳＩＣ　〇五三　原油・天然ガス鉱業 ＪＳＩＣ　一八一　石油精製業 ＪＳＩＣ　一八二　潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） ＪＳＩＣ　一八四一　舗装材料製造業 ＪＳＩＣ　一八九九　他に分類されない石油製品・石炭製品製造業 ＪＳＩＣ　四七一一　倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。） ＪＳＩＣ　四七二二　冷蔵倉庫業 ＪＳＩＣ　五二三一　石油卸売業 ＪＳＩＣ　六〇三一　ガソリンスタンド ＪＳＩＣ　六〇三二　燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）

	ＪＳＩＣ　九〇九九　他に分類されないその他の事業サービス業 注1　ＪＳＩＣ一八四一、一八九九、四七一一、四七二二又は六〇三二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。 注2　ＪＳＩＣ九〇九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。
留保の種類 政府の段階 措置 概要	内国民待遇（第七十三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。
十五 分野 小分野 産業分類	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書七の日本国の表の八の項で規定されているものを除く。） ＪＳＩＣ　〇一　農業 ＪＳＩＣ　〇二　林業
十六 分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	自由職業サービス ＪＳＩＣ　〇三　漁業 ＪＳＩＣ　〇四　水産養殖業 ＪＳＩＣ　六二二四　農業協同組合 ＪＳＩＣ　六二二五　漁業協同組合、水産加工業協同組合 ＪＳＩＣ　七九一　農林水産業協同組合（他に分類されないもの） 内国民待遇（第七十三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書七の日本国の表の八の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
	ＪＳＩＣ　八〇一一　法律事務所 現地における拠点（第百九条） 中央政府 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三章、第四章、第四章の二及び第五章

	概要
	国境を越えるサービスの貿易 法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有していなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。
十七	
分野	自由職業サービス
小分野	ＪＳＩＣ　八〇一一　法律事務所
産業分類	現地における拠点（第百九条）
留保の種類	中央政府
政府の段階	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第四章
措置	国境を越えるサービスの貿易 外国法事務弁護士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により外国法事務弁護士としての資格を有していなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。
概要	
十八	
分野	自由職業サービス

	小分野
	産業分類
	留保の種類
	政府の段階
	措置
	概要
十九	
分野	自由職業サービス
小分野	ＪＳＩＣ　八〇一二　特許事務所
産業分類	現地における拠点（第百九条）
留保の種類	中央政府
政府の段階	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第六章及び第八章
措置	国境を越えるサービスの貿易 弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならない。
概要	

	二十
	分野
	小分野
	産業分類
	留保の種類
	政府の段階
	措置
	概要
二十一	
分野	自由職業サービス
小分野	ＪＳＩＣ　八〇三一　公認会計士事務所
産業分類	現地における拠点（第百九条）
留保の種類	中央政府
政府の段階	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第五章の二及び第七章
措置	国境を越えるサービスの貿易 監査サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。
概要	

	二十二
	分野
	小分野
	産業分類
	留保の種類
	政府の段階
	措置
	概要
二十三	
分野	自由職業サービス
小分野	ＪＳＩＣ　八〇五一　建築設計業 ＪＳＩＣ　八〇九七　不動産鑑定業 ＪＳＩＣ　八〇九八　行政書士事務所
産業分類	

	ての資格を有していなければならず、その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。
二十七	
分野	不動産業
小分野	
産業分野類	ＪＳＩＣ　六八一一　建物売買業 ＪＳＩＣ　六八一二　土地売買業 ＪＳＩＣ　六八二一　不動産代理業・仲介業 ＪＳＩＣ　六九四一　不動産管理業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二章 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二章 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第三章
概要	国境を越えるサービスの貿易 1　宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。 2　不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、主務大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 3　マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。
二十八	
分野	不動産鑑定業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇九七　不動産鑑定業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第三章
概要	国境を越えるサービスの貿易 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。
二十九	
分野	船員
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業 ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業
留保の種類	内国民待遇（第百七条）

留保の種類	ＪＳＩＣ　八〇九九　他に分類されない専門サービス業
政府の段階	現地における拠点（第百九条）
措置	中央政府
概要	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第五章 国境を越えるサービスの貿易 日本国の法令により建築士としての資格を有する建築士又はこれを使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとするときは、日本国内に事務所を設置しなければならない。
二十四	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇九二　社会保険労務士事務所
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二章の二、第四章の二及び第四章の三
概要	国境を越えるサービスの貿易 社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有していなければならず、日本国内に事務所を設置しなければならない。 社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人を設立しなければならない。
二十五	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇九八　行政書士事務所
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第六条、第六条の二、第八条及び第十九条
概要	国境を越えるサービスの貿易 行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格を有していなければならず、その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
二十六	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇九九　他に分類されない専門サービス業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三章、第四章、第五章及び第七章
概要	国境を越えるサービスの貿易 土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士としての資格を有していなければならず、その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。

政府の段階	中央政府
措置	船員法（昭和二十二年法律第百号）第四章 第九次雇用対策基本計画（平成十一年八月十三日閣議決定） 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百十五号） 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第三百二十七号） 国土交通省海事局長通達（平成十六年第百五十三号）
概要	国境を越えるサービスの貿易 日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。

三十	
分野	警備業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九〇六一　警備業
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

三十一	
分野	職業上の安全及び衛生に関連するサービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七七二二　職業訓練施設 ＪＳＩＣ　八〇九九　他に分類されない専門サービス業 ＪＳＩＣ　九〇二一　商品検査業 ＪＳＩＣ　九〇三二　環境計量証明業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五章及び第八章 登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和四十七年労働省令第四十四号） 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二章及び第三章 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）
概要	国境を越えるサービスの貿易 作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置し、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。

三十二	
分野	測量業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇五二　測量業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第六章
概要	国境を越えるサービスの貿易 測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

三十三	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	ＪＳＩＣ　四六一一　航空運送業
留保の種類	内国民待遇（第七十三条） 最恵国待遇（第七十四条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要	投資 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3　日本国の航空運送事業者又はこれらの航空運送事業者を実質的に支配する会社（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であって、当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものから、その氏名又は名称及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)の法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。 4　外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 5　外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は

	貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 6　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。
三十四	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	ＪＳＩＣ　四六二一　航空機使用業（航空運送業を除く。）
留保の種類	内国民待遇（第七十三条及び第百七条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
三十五	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第七十三条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条）
政府の段階	中央政府
措置	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章
概要	投資 1　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

	(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。
三十六	
分野	運輸業
小分野	通関業
産業分類	ＪＳＩＣ　四八九九　他に分類されない運輸に附帯するサービス業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第二章
概要	国境を越えるサービスの貿易 通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。
三十七	
分野	運輸業
小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）
産業分類	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
留保の種類	内国民待遇（第七十三条及び第百七条）

	最恵国待遇（第七十四条及び第百八条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条） 現地における拠点（第百九条）
三十八	
分野	運輸業
	政府の段階 中央政府
措置	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易 1　次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づきなされ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2　貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。

小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）
産業分類	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
留保の種類	内国民待遇（第七十三条） 最恵国待遇（第七十四条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条）
政府の段階	中央政府
措置	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
概要	投資 1　次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2　1(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づきなされ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。

四十一	
分野	運輸業
小分野	道路運送業
産業分類	ＪＳＩＣ　四三　道路旅客運送業 ＪＳＩＣ　四四　道路貨物運送業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二章 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二章
概要	国境を越えるサービスの貿易 旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。

三十九	
分野	運輸業
小分野	鉄道業
産業分類	ＪＳＩＣ　四二　鉄道業 ＪＳＩＣ　四八五一　鉄道施設提供業
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。

四十	
分野	運輸業
小分野	道路旅客運送業
産業分類	ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）

四十二	
分野	運輸業
小分野	運輸に附帯するサービス業
産業分類	内国民待遇（第百七条）
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第二章及び第三章
概要	国境を越えるサービスの貿易 日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。 同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。

四十三	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業
留保の種類	内国民待遇（第百七条） 最恵国待遇（第百八条）
政府の段階	中央政府
措置	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭

	和五十二年法律第六十号）
概要	国境を越えるサービスの貿易 チリにより日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、チリの外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。
四十四	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業 ＪＳＩＣ　四五三　内陸水運業 ＪＳＩＣ　四五四二　内航船舶貸渡業
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内港間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。
四十五	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第七十三条及び第百七条） 最恵国待遇（第七十四条及び第百八条）
政府の段階	中央政府
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船舶を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。
四十六	
分野	技能検定
小分野	
産業分類	
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五章
概要	国境を越えるサービスの貿易 労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする企業は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。
四十七	
分野	上水道業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三六一一　上水道業
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
四十八	
分野	卸売業及び小売業
小分野	家畜
産業分類	ＪＳＩＣ　五一一九　その他の農畜産物・水産物卸売業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条
概要	国境を越えるサービスの貿易 家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならず、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。この場合において、「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあっせんをいう。

（チリの表は省略）

附属書七（第八章、第九章関係）　将来の措置に関する留保

1　各締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第七十九条2及び第百十条2の規定に従って記載するものである。

(a)　第七十三条又は第百七条
(b)　第七十四条又は第百八条
(c)　第七十七条
(d)　第七十八条
(e)　第百九条

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e)　概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
(f)　現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」がその他のすべての事項に優先する。

4　「留保の種類」に特定する義務は、第七十九条2及び第百十条2の規定に従い、「概要」に記載する分野、小分野及び活動については、適用しない。

5　この附属書の適用上、

(a)　「ＪＳＩＣ」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。
(b)　「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

日本国の表

一	
分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
	経営幹部及び取締役会（第七十八条）
概要	投資 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の権利を留保する。 (a)　チリの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限する権利 (b)　チリの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限する権利 (c)　後継企業の経営幹部又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持する権利
現行の措置	

二	
分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第七十三条及び第百七条）
	経営幹部及び取締役会（第七十八条）
	現地における拠点（第百九条）
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易 指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

三	
分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	最恵国待遇（第七十四条及び第百八条）
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易

四	
現行の措置	1　日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名されたすべての二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2　日本国は、1に規定する協定以外のすべての二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　航空 (b)　漁業 (c)　海事（海難救助を含む。）
分野	すべての分野（新たなサービス）
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百七条） 最恵国待遇（第百八条） 現地における拠点（第百九条） 国境を越えるサービスの貿易
概要	日本国は、この協定の効力発生時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外の新たなサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

五		
現行の措置	この協定の効力発生時にＪＳＩＣ又はＣＰＣにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。 日本国は、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	
分野	航空宇宙産業	
小分野	航空機産業	
産業分類	宇宙開発産業	
	ＪＳＩＣ　二七一　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	
	ＪＳＩＣ　二七四　電子応用装置製造業	
	ＪＳＩＣ　二七五　電気計測器製造業	
	ＪＳＩＣ　二七九　その他の電気機械器具製造業	
	ＪＳＩＣ　二八　情報通信機械器具製造業	
	ＪＳＩＣ　二九　電子部品・デバイス製造業	
	ＪＳＩＣ　三〇四　航空機・同附属品製造業	
	ＪＳＩＣ　三〇五九　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	
	ＪＳＩＣ　三〇九九　他に分類されない輸送用機械器具製造業	
	ＪＳＩＣ　八七一一　一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）	
	ＪＳＩＣ　八七二　電気機械器具修理業	

六		
分野	武器・火薬産業	
小分野	武器産業	
産業分類	火薬類製造業	
	ＪＳＩＣ　一七九一　火薬類製造業	
	ＪＳＩＣ　二七一　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	
	ＪＳＩＣ　二七四　電子応用装置製造業	
	ＪＳＩＣ　二七五　電気計測器製造業	
	ＪＳＩＣ　二七九　その他の電気機械器具製造業	
	ＪＳＩＣ　二八　情報通信機械器具製造業	
	ＪＳＩＣ　二九　電子部品・デバイス製造業	
	ＪＳＩＣ　三〇三　船舶製造・修理業、舶用機関製造業	
	ＪＳＩＣ　三〇五九　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	
	ＪＳＩＣ　三〇九九　他に分類されない輸送用機械器具製造業	
	ＪＳＩＣ　三二八一　武器製造業	
	ＪＳＩＣ　八七一一　一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）	
	ＪＳＩＣ　八七二　電気機械器具修理業	
	注　ＪＳＩＣ二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇五九、八七一一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られる。	
留保の種類	内国民待遇（第七十三条及び第百七条） 特定措置の履行要求（第七十七条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条） 現地における拠点（第百九条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易	
概要	日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、次のサービスを含む航空機産業及び宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　設計、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b)　報酬を受けて、又は契約に基づいて行う生産に係るサービス (c)　修理及び保守のサービス (d)　宇宙輸送サービス	
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	
留保の種類	内国民待遇（第七十三条及び第百七条） 特定措置の履行要求（第七十七条）	

経営幹部及び取締役会（第七十八条）
現地における拠点（第百九条）
投資及び国境を越えるサービスの貿易
概要
日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
日本国は、次のサービスを含む武器産業及び火薬類製造業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
(a) 設計、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス
(b) 報酬を受けて、又は契約に基づいて行う生産に係るサービス
(c) 修理及び保守のサービス
現行の措置
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

七

分野　エネルギー産業
小分野　電気業　ガス業　原子力産業
産業分類
JSIC　〇五一九　その他の金属鉱業（核原料物質に限る。）
JSIC　二四九一　核燃料製造業
JSIC　二七一　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業
JSIC　二七四　電子応用装置製造業
JSIC　二七五　電気計測器製造業
JSIC　二七九　その他の電気機械器具製造業
JSIC　二八　情報通信機械器具製造業
JSIC　二九　電子部品・デバイス製造業
JSIC　三〇三　船舶製造・修理業、舶用機関製造業
JSIC　三〇五九　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
JSIC　三〇九九　他に分類されない輸送用機械器具製造業
JSIC　三三一　電気業
JSIC　三四一一　ガス製造工場
JSIC　三四一二　ガス供給所
JSIC　三四一三　ガス事業所（本社、営業所等）
JSIC　八五九九　他に分類されない廃棄物処理業
JSIC　八七一一　一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）
JSIC　八七二　電気機械器具修理業
注　JSIC二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇三、三〇五九、三〇九九、八五九九、八七一一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、原子力産業に関連するものに限られる。
留保の種類
内国民待遇（第七十三条及び第百七条）
最恵国待遇（第百八条）

特定措置の履行要求（第七十七条）
経営幹部及び取締役会（第七十八条）
現地における拠点（第百九条）
投資及び国境を越えるサービスの貿易
概要
日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資又はこれらのエネルギー産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第五章

八

分野　漁業
小分野　領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類
JSIC　〇三一　海面漁業
JSIC　〇三二　内水面漁業
JSIC　〇四一　海面養殖業
JSIC　〇四二　内水面養殖業
JSIC　八四九三　遊漁船業
留保の種類
内国民待遇（第七十三条及び第百七条）
最恵国待遇（第七十四条及び第百八条）
特定措置の履行要求（第七十七条）

経営幹部及び取締役会（第七十八条）
現地における拠点（第百九条）
投資及び国境を越えるサービスの貿易
概要
日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。
(a) 水産資源の採取を伴わない調査
(b) 集魚
(c) 漁獲物の保蔵及び加工
(d) 漁獲物及びその製品の輸送
(e) 漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条
排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条

九

分野　情報通信業
小分野　放送業

産業分類	ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業
留保の種類	内国民待遇（第七十三条及び第百七条） 特定措置の履行要求（第七十七条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条） 現地における拠点（第百九条）
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八及び第五十二条の十三

十	
分野	土地取引に関する事項
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第七十三条） 最恵国待遇（第七十四条）

概要	投資 日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、外国において日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国における当該外国の国民又は法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。
現行の措置	外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条

十一	
分野	警備業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九〇六　警備業
留保の種類	内国民待遇（第百七条） 現地における拠点（第百九条）
概要	国境を越えるサービスの貿易 日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四条及び第五条

十二	
分野	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第七十三条及び第百七条） 最恵国待遇（第七十四条及び第百八条）

	特定措置の履行要求（第七十七条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条） 現地における拠点（第百九条）
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

（チリの表は省略）

附属書八（第八章関係）　資金の移転

（資金の移転に係るチリの留保につき省略）

附属書九（第八章関係）　収用

両締約国は、第八十二条1の規定が次の二の事態を取り扱っているとの理解を共有していることを確認する。

(a)　第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又はその他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b)　第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国による一又は一連の行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。当該締約国による一又は一連の行為が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

(i)　政府の行為の経済的な影響（ただし、当該行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(ii)　政府の行為が投資財産から生ずる明確な及び合理的な期待を害する程度

(iii)　政府の行為の性質（当該行為が無差別なものであるか否かを含む。）

(iv)　政府の行為の目的（当該行為が正当な公の目的のために行われるか否かを含む。）

附属書十（第十章関係）　第百十八条及び第百十九条に関する表

日本国の表

注釈

1　第百十八条及び第百十九条の規定による表への記載は、適用される範囲内で、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

2　日本国は、第百二十三条の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

分野又は小分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限
A　保険及び保険関連のサービス	制限しない（注）。 注　保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。	制限しない。
B　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）	制限しない。	預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。

（チリの表は省略）

附属書十一（第十章関係）　第百二十条1に関する表

日本国の表

注釈

1　第百二十条1の規定による表への記載は、適用される範囲内で、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

2　日本国は、第百二十八条(b)(i)に定義する国境を越える金融サービスの貿易に関してのみ、第百二十条1の規定による約束を行う。

分野又は小分野	制限及び条件
A　保険及び保険関連のサービス	
次の事項に関連する危険に対する保険	次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (i)　海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする。 (ii)　国際間の運送中の貨物 再保険及び再々保険並びに第百二十八条(e)(i)(D)に規定する保険の補助的なサービス
B　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）	
投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。 第百二十八条(e)(ii)(K)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理並びに第百二十八条(e)(ii)(L)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。）	

（チリの表は省略）

附属書十二（第十章関係）　第百二十条2に関する表

日本国の表

注釈

第百二十条2の規定による表への記載は、適用される範囲内で、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

分野又は小分野	制限及び条件
A　保険及び保険関連のサービス	
次の事項に関連する危険に対する保険 (i)　海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送	次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a)　日本国内で運送される貨物 (b)　国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶

貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする。 (ii) 国際間の運送中の貨物	日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。
再保険及び再々保険並びに第百二十八条(e)(i)(D)に規定する保険の補助的なサービス	
B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）	
第百二十八条(e)(ii)(A)から(L)までに規定する金融サービス	制限しない。

（チリの表は省略）

附属書十三（第十一章関係）　商用目的での国民の入国及び一時的な滞在に関する区分

第一節　商用訪問者

1　業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（一方の締約国において投資財産を設立するための準備活動を含む。）に参加するため、一方の締約国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスの提供に従事することなく一方の締約国に滞在する他方の締約国の国民については、付録一の規定に従い、入国及び一時的な滞在が許可される。

2　1に規定する入国及び一時的な滞在については、次のものを含む入国審査のために必要な文書が提示された場合には、一方の締約国の国民に対し、労働の許可の取得を要求することなく、許可する。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される他方の締約国の出入国管理に関する法令であって、第十一章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

(a)　当該一方の締約国の国籍を有していることを証明するもの

(b)　当該国民が1にいう業務活動に従事することを証明する文書

(c)　当該国民が国内の雇用市場への参入を求めないことを証明する証拠

3　一方の締約国は、他方の締約国の国民が次の(a)及び(b)の事項を証明することにより2(c)の要件を満たすこととなることを認める。

(a)　予定されている業務活動の報酬の源泉が、当該一方の締約国の国外にあること。

(b)　業務を行う主たる場所及び利得が実際に帰属する場所が、主として当該一方の締約国の国外にあること。

4　締約国は、業務を行う主たる場所及び利得が実際に帰属する場所について、口頭による申告を受理することができる。締約国は、更なる証明を要求する場合には、原則として、これらの事項を証明する雇用者からの書簡を十分な証拠であると認める。

5　いずれの締約国も、次の事項を行ってはならない。

(a)　1の規定に基づく入国及び一時的な滞在の条件として、事前承認の手続又は同様の効果を有する他の手続を要求すること。

(b)　1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持すること。

6　一方の締約国は、5の規定にかかわらず、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第二節　企業内転勤者

1　一方の締約国の国民（他方の締約国への入国及び当該他方の締約国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該他方の締約国においてサービスを提供する企業又は当該他方の締約国において投資を行う企業によって雇用されているものに限る。）であって、当該他方の締約国における当該企業の支店若しくは代表事務所に転任するもの又は当該企業が所有し、若しくは支配し、若しくは当該企業と関連し、かつ、当該他方の締約国において設立され、若しくは組織される企業に転任するものは、付録一の規定に従い、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該国民が、次のいずれかの活動に従事することを条件とする。

(a)　長として支店又は代表事務所を管理する活動

(b)　役員又は監査役として企業を管理する活動

(c)　企業の一又は二以上の部門を管理する活動

(d)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動

(e)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動

当該他方の締約国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動

注釈１　この１の規定の適用上、企業が他の企業と「関連」するとは、当該他の企業が、当該企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

注釈２　この１(d)又は(e)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、この１に規定する国民が、原則として大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

２　１に規定する入国及び一時的な滞在については、一方の締約国の国民に対し、許可する。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される他方の締約国の出入国管理に関する法令であって、第十一章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

３　いずれの締約国も、１の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。

４　一方の締約国は、１の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第三節　投資家

１　次のいずれかの活動に従事する一方の締約国の国民については、付録一の規定に従い、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　他方の締約国における事業に投資して、その経営を行う活動

(b)　他方の締約国の者以外の者であって、当該他方の締約国における事業に投資しているものに代わって、その経営を行う活動

(c)　他方の締約国における事業であって、当該他方の締約国の者以外の者が投資しているものの管理

２　１に規定する入国及び一時的な滞在については、一方の締約国の国民に対し、許可する。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される他方の締約国の出入国管理に関する法令であって、第十一章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

３　いずれの締約国も、１の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

４　一方の締約国は、１の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。

第四節　一方の締約国の国民であって、他方の締約国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて専門的な業務活動に従事するもの

１　付録二に定める一方の締約国の国民は、付録一の規定に従い、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される他方の締約国の出入国管理に関する法令であって、第十一章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

２　いずれの締約国も、１の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。

３　一方の締約国は、１の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

付録一

１　日本国については、次のとおりとする。

(a)　第一節に規定する入国及び一時的な滞在については、チリの国民は、九十日間（この期間は、更新することができる。）の滞在が許可される。

(b)　第二節から第四節までに規定する入国及び一時的な滞在については、チリの国民は、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）の滞在が許可される。

２　チリについては、次のとおりとする。

(a)　この附属書に規定するいずれの区分においてチリに入国する日本国の国民についても、国の利益となる活動に従事するものとみなされる。

(b)　第一節に規定する入国及び一時的な滞在については、日本国の国民は、九十日間（この期間は、更新することができる。）の滞在が許可される。

(c)　第二節から第四節までに規定する入国及び一時的な滞在については、一年間を超えない一時的な滞在

のための査証が発給される。当該査証は、その基礎となった条件が引き続き効力を有していることを条件として、日本国の国民に対し永続的な居住を申請することを要求することなく、その後の期間について更新される。

(d) チリに入国する日本国の国民は、外国人用の身分証明書を取得することができる。

付録二

1 第四節の規定の適用上、日本国は、日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき日本国に一時的に滞在する間に、次のいずれかの専門的な業務活動に従事するチリの国民に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。

(a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動

(b) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動

注釈1　この1(a)及び(b)に規定する活動は、それぞれ、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）でその範囲が定められている「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくものとする。

注釈2　この1(a)又は(b)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、この1に規定する国民が、原則として大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

2 第四節の規定の適用上、チリは、専門家若しくは高度な技術者として業務活動に従事し、又は特定の職業に関連する研修に係る職務（セミナーの運営を含む。）を遂行することを求める日本国の国民に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該国民が次のものを提示することを条件とする。

(a) 日本国の国籍を有していることを証明するもの

(b) 当該国民が当該業務活動に従事し、又は当該職務を遂行することを証明し、及び入国の目的を記述する文書

(c) 関連する最低限度の教育上の要件を達成していることを証明する文書又はこれに代わる証明書

(d) 当該国民が、チリの企業との間で、当該国民の職業に相当する地位で雇用されることをあらかじめ確認したことを証明する文書。この要件は、チリの企業との間の契約書又は当該国民とチリの雇用者との間の雇用に係る申出であって、受諾されているものを提出することによって満たされる。

注釈　この2の規定の適用上、「専門家」とは、次の(a)及び(b)の要件を満たす専門的な職業に従事する日本国の国民をいう。

(a) 専門知識を理論的及び実務的に適用する職業であること。

(b) 当該職業に就くために、少なくとも四年以上の学習を必要とする大学教育の学位又はこれに相当するものであって、当該職業の分野に関するものを取得する必要があること。

附属書十四（第十二章関係）　政府調達

第一部　機関

第一節　日本国の機関

第十二章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書Ⅰ付表1から3までの適用対象となる機関（次の機関を除く。）について適用する。

石油公団
北海道旅客鉄道株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
西日本旅客鉄道株式会社
四国旅客鉄道株式会社
九州旅客鉄道株式会社
日本貨物鉄道株式会社
日本たばこ産業株式会社
日本電信電話株式会社
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
消防団員等公務災害補償等共済基金

第二節　チリの機関

第A款

第十二章の規定は、次の機関について適用する。

大統領府
内務省
　内務次官官房
　地方・行政開発次官官房
　国家緊急災害対策庁（ＯＮＥＭＩ）
　国家麻薬管理審議会（ＣＯＮＡＣＥ）
　選挙管理庁
外務省
　外務次官官房
　国際経済関係総局（ＤＩＲＥＣＯＮ）
　チリ南極研究所（ＩＮＡＣＨ）
　国境・境界局（ＤＩＦＲＯＬ）
　チリ国際協力庁（ＡＧＣＩ）
国防省
　陸軍次官官房
　海軍次官官房
　空軍次官官房
　軍警察次官官房
　調査警察次官官房
　国防省官房
　民間航空総局
　国家動員総局
　国立政治・戦略研究所（ＡＮＥＰＥ）
　民間防衛総局
財務省
　財務次官官房
　予算局
　国税庁（ＳＩＩ）
　財務総局
　税関庁

造幣局
政府調達局（ＣｈｉｌｅＣｏｍｐｒａ）
銀行・金融機関監督庁
証券・保険監督庁
賭博場監督庁
市民サービス局
大統領府
大統領府次官官房
国家環境委員会（ＣＯＮＡＭＡ）
高齢者庁
内閣官房
内閣官房次官官房
チリ国立スポーツ振興研究所
社会機関部（ＤＯＳ）
通信・文化庁（ＳＥＣＣ）
国家テレビ審議会
経済・開発・復興省
経済次官官房
漁業次官官房
外国投資委員会
消費者庁（ＳＥＲＮＡＣ）
経済監督庁
国立統計研究所（ＩＮＥ）
漁業庁（ＳＥＲＮＡＰＥＳＣＡ）
観光庁（ＳＥＲＮＡＴＵＲ）
電気・燃料監督庁
国立規格研究所（ＩＮＮ）
技術協力庁（ＳＥＲＣＯＴＥＣ）
経済開発公社（ＣＯＲＦＯ）
鉱業・エネルギー省
鉱業次官官房
チリ原子力委員会（ＣＣＨＥＮ）
チリ銅委員会（ＣＯＣＨＩＬＣＯ）
国家エネルギー委員会
地質・鉱業庁（ＳＥＲＮＡＧＥＯＭＩＮ）
計画・協力省
計画・協力次官官房
先住民開発公社（ＣＯＮＡＤＩ）
社会連帯・投資基金（ＦＯＳＩＳ）
国家障害者基金（ＦＯＮＡＤＩＳ）
国立青年研究所（ＩＮＪＵＶ）
教育省
教育次官官房
国家科学技術調査委員会（ＣＯＮＩＣＹＴ）
図書館・公文書館・博物館局（ＤＩＢＡＭ）
国家教育扶助・奨学金評議会（ＪＵＮＡＥＢ）
国家保育所評議会（ＪＵＮＪＩ）
国家文化・芸術審議会
司法省
司法次官官房
司法扶助公社
市民登録・身分証明庁

破産監督庁
法医学庁
未成年者庁（ＳＥＮＡＭＥ）
矯正局
国選弁護人事務所
労働・社会福祉省
労働次官官房
社会福祉次官官房
労働局
動産担保融資総局
年金・標準化研究所（ＩＮＰ）
研修・雇用庁（ＳＥＮＣＥ）
年金基金監督庁
社会保障監督庁
公共事業省
公共事業次官官房
公共事業総局
水利総局
特区総局
空港局
建築局
港湾事業局
計画局
水利事業局
道路局
会計・資金総局

国立水利研究所
衛生サービス監督庁
運輸・通信省
運輸次官官房
通信次官官房
民間航空評議会
国家交通安全委員会（ＣＯＮＡＳＥＴ）
保健省
保健次官官房
保健サービス供給センター（ＣＥＮＡＢＡＳＴ）
国家保健基金（ＦＯＮＡＳＡ）
公衆衛生研究所（ＩＳＰ）
保健監督庁
アリカ保健庁
イキケ保健庁
アントファガスタ保健庁
アタカマ保健庁
コキンボ保健庁
バルパライソ・サンアントニオ保健庁
ビーニャ・デル・マル・キジョタ保健庁
アコンカグア保健庁
リベルタドール・ヘネラル・ベルナルド・オヒギンス保健庁
マウレ保健庁
ニュブレ保健庁
コンセプシオン保健庁
タルカウアノ保健庁

ビオビオ保健庁
北アラウカニア保健庁
南アラウカニア保健庁
バルディビア保健庁
オソルノ保健庁
ジャンキウエ・チロエ・パレナ保健庁
アイセン保健庁
マゼラン保健庁
首都圏東部保健庁
首都圏中央部保健庁
首都圏南部保健庁
首都圏北部保健庁
首都圏西部保健庁
首都圏南東部保健庁
首都圏環境保健庁（ＳＥＳＭＡ）
住宅・都市計画省
住宅次官官房
サンティアゴ都市公園
地方住宅・都市計画庁
国有財産省
国有財産次官官房
農業省
農業次官官房
国家灌漑（かんがい）委員会（ＣＮＲ）
森林公社（ＣＯＮＡＦ）
農牧開発庁（ＩＮＤＡＰ）
農業政策調査庁（ＯＤＥＰＡ）
農牧庁（ＳＡＧ）
天然資源情報センター（ＣＩＲＥＮ）
チリ森林研究所
農牧調査研究所（ＩＮＩＡ）
女性問題庁
地域政府
第一州
アリカ県
パリナコタ県
イキケ県
第二州
アントファガスタ県
エル・ロア県
トコピージャ県
第三州
チャニャラル県
コピアポ県
ウアスコ県
第四州
エル・エルキ県
リマリ県
チョアパ県
第五州
ペトルカ県
バルパライソ県

サン・フェリペ・デ・アコンカグア県
ロス・アンデス県
キジョタ県
サン・アントニオ県
イースター島県
第六州
カチャポアル県
コルチャグア県
カルデナル・カロ県
第七州
クリコ県
タルカ県
リナレス県
カウケネス県
第八州
ニュブレ県
ビオビオ県
コンセプシオン県
アラウコ県
第九州
マジェコ県
カウティン県
第十州
バルディビア県
オソルノ県
ジャンキウエ県
チロエ県
パレナ県
第十一州
コイアイケ県
アイセン県
ヘネラル・カレーラ県
カピタン・プラット県
第十二州
ウルティマ・エスペランサ県
マゼラン県
ティエラ・デル・フエゴ県
チリ南極県
首都圏州
チャカブコ県
コルディジェラ県
マイポ県
タラガンテ県
メリピージャ県
サンティアゴ市

第A款に関する注釈

1　これらの機関には、直属の下部機関である地域的及び小地域的な単位（ただし、産業的又は商業的性質を有していないものに限る。）を含む。

2　第十二章の規定は、航空会社に対し空港その他の航空機の発着終点施設を業として提供する機関であって、民間航空総局の下にあるすべてのものを対象とする。

第B款

第十二章の規定は、次の機関について適用する。

アリカ
イキケ
アルト・オスピシオ
ポソ・アルモンテ
ピカ
ウアラ
カマロネス
プトレ
ヘネラル・ラゴス
カミーニャ
コルチャネ
トコピージャ
アントファガスタ
メヒジョネス
タルタル
カラマ
オジャグエ
マリア・エレナ
サン・ペドロ・デ・アタカマ
シエラ・ゴルダ
コピアポ
カルデラ
ティエラ・アマリージャ
チャニャラル
ディエゴ・デ・アルマグロ
バジェナル

フレイリーナ
ウアスコ
アルト・デル・カルメン
ラ・セレナ
ラ・イグーラ
ビクーニャ
パイウアノ
コキンボ
アンダコージョ
オバージェ
リオ・ウルタード
モンテ・パトリア
プニタキ
コンバルバラ
イジャペル
サラマンカ
ロス・ビロス
カネラ
バルパライソ
ビーニャ・デル・マル
キルプエ
ビジャ・アレマナ
カサブランカ
キンテロ
プチュンカビ
キジョタ

ラ・カレーラ
ラ・クルス
イフエラス
ノガレス
リマチェ
オルムエ
イースター島
サン・アントニオ
サント・ドミンゴ
カルタヘナ
エル・タボ
エル・キスコ
アルガロボ
サン・フェリペ
サンタ・マリア
プタエンド
カテム
パンケウエ
ジャイ・ジャイ
ロス・アンデス
サン・エステバン
カジェ・ラルガ
リンコナダ
ラ・リグア
カビルド
ペトルカ

パプード
サパジャール
ファン・フェルナンデス
コン・コン
プイン
カレラ・デ・タンゴ
コリーナ
クラカピ
エル・モンテ
イスラ・デ・マイポ
プダウエル
ラ・システルナ
ラス・コンデス
ラ・フロリダ
ラ・グランハ
ランパ
コンチャリ
ラ・レイナ
マイプ
エスタシオン・セントラル
メリピージャ
ニュニョア
パイネ
ペニャフロール
ピルケ
プロビデンシア

プエンテ・アルト
キリクーラ
キンタ・ノルマル
レンカ
サン・ベルナルド
サン・ホセ・デ・マイポ
サン・ミゲル
サンティアゴ
タラガンテ
ティル・ティル
アルウエ
サン・ペドロ
マリア・ピント
サン・ラモン
ラ・ピンターナ
マクル
ペニャロレン
ロ・プラド
セロ・ナビア
サン・ホアキン
セリージョス
エル・ボスケ
レコレタ
ビタクラ
ロ・エスペホ
ロ・バルネチェア

インデペンデンシア
ペドロ・アギーレ・セルダ
ウエチュラバ
パドレ・ウルタード
ランカグア
マチャリ
グラネロス
コデグア
モスタサル
ペウモ
ラス・カブラス
サン・ビセンテ
ピチデグア
ドニウエ
コルタウコ
レンゴ
キンタ・デ・ティルココ
レキノア
オリバル
コインコ
マジョア
サン・フェルナンド
チンバロンゴ
ナンカグア
プラシージャ
サンタ・クルス

ロロル
チェピカ
プマンケ
パレドネス
パルミジャ
リトゥエチェ
ピチレム
マルチウエ
ラ・エストレージャ
ナビダ
ペラリージョ
クリコ
ロメラル
テノ
ラウコ
リカンテン
ビチュケン
ウアラニェ
モリーナ
サグラダ・ファミリア
タルカ
サン・クレメンテ
ペラルコ
リオ・クラロ
ペンカウエ
マウレ

クレプト
コンスティトゥシオン
エンペドラード
サン・ハビエル
リナレス
ジェルバス・ブエナス
コルブン
ロンガビ
パラル
レティロ
チャンコ
カウケネス
ビジャ・アレグレ
ペジュウエ
サン・ラファエル
チジャン
ピント
コイウエコ
ランキル
コエレム
キリウエ
ニンウエ
ポルテスエロ
トレウアコ
コブケクラ
ニケン

サン・ファビアン
サン・ニコラス
ブルネス
サン・イグナシオ
キジョン
ユンガイ
ペムコ
エル・カルメン
コンセプシオン
ペンコ
ウアルキ
フロリダ
トメ
タルカウアノ
コロネル
ロタ
サンタ・フアナ
レブ
ロス・アラモス
アラウコ
クラニラウエ
カニェテ
コントウルモ
ティルア
ロス・アンヘレス
サンタ・バルバラ

ラハ
キジェコ
ナシミエント
ネグレテ
ムルチェン
キラコ
ジュンベル
カブレロ
サン・ロセンド
アルト・ビオ・ビオ
トゥカペル
アントゥコ
チジャン・ビエホ
ウアルペン
サン・ペドロ・デ・ラ・パス
サン・カルロス
チグアジャンテ
アンゴル
プレン
ロス・サウセス
レナイコ
コジプジ
エルシージャ
トライグエン
ルマコ
ビクトリア

クラカウティン
ロンキマイ
テムコ
チョルチョル
ビルクン
フレイレ
クンコ
ラウターロ
ペルケンコ
ガルバリーノ
ヌエバ・インペリアル
カラウエ
サアベドラ
ピトルフケン
ゴルベア
トルテン
ロンコチェ
ビジャリカ
プコン
メリペウコ
クラレウエ
テオドロ・シュミット
パドレ・デ・ラス・カサス
バルディビア
コラル
マリキナ

マフィル
ランコ
ロス・ラゴス
フトローノ
パンギプジ
ラ・ウニオン
パイジャコ
リオ・ブエノ
ラゴ・ランコ
オソルノ
プジェウエ
サン・パブロ
プエルト・オクタイ
リオ・ネグロ
プランケ
プエルト・モン
カルブコ
プエルト・バラス
ジャンキウエ
フレシア
フルティジャル
マウジン
ロス・ムエルモス
アンク
ケムチ
ダルカウエ

カストロ
チョンチ
ケイレン
ケジョン
プケルドン
キンチャオ
クラコ・デ・ベレス
チャイテン
パレナ
フタレウフ
サン・ファン・デ・ラ・コスタ
コチャモ
ウアライウエ
アイセン
シスネス
コイアイケ
チレ・チコ
コクラネ
ラゴ・ベルデ
グアイテカス
リオ・イバニェス
オヒギンス
トルテル
プンタ・アレナス
プエルト・ナタレス
ポルベニール
トレス・デル・パイネ
リオ・ベルデ
ラグーナ・ブランカ
サン・グレゴリオ
プリマベーラ
ティマウケル
ナバリノ
カボ・デ・オルノス

第C款

第十二章の規定は、次の機関について適用する。

アリカ港湾公社
イキケ港湾公社
アントファガスタ港湾公社
コキンボ港湾公社
バルパライソ港湾公社
サン・アントニオ港湾公社
サン・ビセンテ・タルカウアノ港湾公社
プエルト・モン港湾公社
チャカブコ港湾公社
南部港湾公社

第二部　物品

第一節　日本国の調達に係る物品

第十二章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書Ⅰの適用対象となる物品について適用する。

第二節　チリの調達に係る物品

第十二章の規定は、すべての物品について適用する。

第三部　サービス

第一節　日本国の調達に係るサービス

第十二章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書Ⅰ付表4の適用対象となるサービスについて適用する。

第二節　チリの調達に係るサービス

第十二章の規定は、すべてのサービス（第百二十八条(e)に定義する金融サービスを除く。）について適用する。

第四部　建設サービス

第一節　日本国の調達に係る建設サービス

第十二章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書Ⅰ付表5の適用対象となる建設サービスについて適用する。

第二節　チリの調達に係る建設サービス

第十二章の規定は、すべての建設サービスについて適用する。

第二節に関する注釈

第十二章の規定は、イースター島に供給するための建設サービスについては、適用しない。

第五部　基準額

第一節　日本国について適用される基準額

第一部第一節に掲げる機関による調達についての基準額は、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書Ⅰに定める基準額とする。ただし、当該第一部第一節に掲げる機関（世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書Ⅰ付表2の適用対象となる機関を除く。）が、物品及びサービス（建設サービス、建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）を調達する場合の基準額は、十万特別引出権とする。

第一節に関する注釈

日本国は、前々年の一月一日に開始し、前年の十二月三十一日に終了する直近二年間の特別引出権に対する円の価額の平均値に基づき、基準額を円建てに換算する。円建てに換算された基準額の価額は、現在の年の四月一日に開始し、その翌々年の三月三十一日に終了する二年間有効なものとする。ただし、二千四年一月一日に開始し、二千五年十二月三十一日に終了する二年間の特別引出権に対する円の価額の平均値に基づき円建てに換算された基準額の価額は、この協定の効力発生の日から二千八年三月三十一日まで有効なものとする。

第二節　チリについて適用される基準額

1　第一部第二節第A款において特定する機関に関しては、次のとおりとする。

第二部において特定する物品については、十万特別引出権

第三部において特定するサービスについては、十万特別引出権

第四部において特定する建設サービスについては、五百万特別引出権

2　第一部第二節第B款において特定する機関に関しては、次のとおりとする。

第二部において特定する物品については、二十万特別引出権

第三部において特定するサービスについては、二十万特別引出権

第四部において特定する建設サービスについては、一千万特別引出権

3　第一部第二節第C款において特定する機関に関しては、次のとおりとする。

第二部において特定する物品については、三十万特別引出権

第三部において特定するサービスについては、三十万特別引出権

第四部において特定する建設サービスについては、一千万特別引出権

第二節に関する注釈

チリは、前々年の一月一日に開始し、前年の十二月三十一日に終了する直近二年間の特別引出権に対するチリ・ペソの価額の平均値に基づき、基準額をチリ・ペソ建てに換算する。チリ・ペソ建てに換算された基準額の価額は、現在の年の四月一日に開始し、その翌々年の三月三十一日に終了する二年間有効なものとする。ただし、二千四年一月一日に開始し、二千五年十二月三十一日に終了する二年間の特別引出権に対するチリ・ペソの価額の平均値に基づきチリ・ペソ建てに換算された基準額の価額は、この協定の効力発生の日から二千八年三月三十一日まで有効なものとする。

第六部　チリに関する一般的注釈

第十二章の規定は、次の事項については、適用しない。

(a)　チリ又はその公的企業が供与するあらゆる形態の援助（贈与、借款、出資、財政による奨励、補助

金、保証、協力のための合意、いかなる者、地域政府又は地方政府に対する政府による物品及びサービスの提供並びに対外援助を直接の目的とする購入を含む。）

(b)　国際的な贈与、借款その他の援助を資金とする購入（ただし、当該援助が第十二章の規定に反する条件で提供される場合に限る。）

(c)　チリの外交使節団による調達であって、専らその運用及び管理のために行われるもの

第七部　出版物

第一節　日本国の出版物

官報

県報、市報又はこれらに相当するもの

第二節　チリの出版物

官報

www.chilecompra.cl

www.mop.cl（建設サービス）

附属書十五（第十三章関係）　ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示

1　日本国については、日本国の法令により指定される蒸留酒の薩摩

2　チリについては、チリの法令により指定されるピスコ

審査報告書

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十九年六月十二日

外交防衛委員長　田浦　直

参議院議長　扇　千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とタイ王国との間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、知的財産の保護を確保し、その他幅広い分野での協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みについて定めるものである。この協定の締結により、幅広い分野において、両国間の経済上の連携が強化されることを通じ、両国経済が一段と活性化され、また、両国関係全般が一層緊密化されることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十九年五月十七日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　扇　千景殿

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定

目次

前文
第一章　総則
第一条　目的
第二条　一般的定義
第三条　透明性
第四条　公衆による意見提出の手続
第五条　行政上の措置に関連する手続
第六条　審査及び上訴
第七条　腐敗行為の防止に関する措置
第八条　秘密の情報
第九条　租税
第十条　一般的例外及び安全保障のための例外
第十一条　他の協定との関係
第十二条　実施取極
第十三条　合同委員会
第十四条　両締約国間の連絡
第二章　物品の貿易
第十五条　定義
第十六条　物品の分類
第十七条　内国民待遇
第十八条　関税の撤廃
第十九条　関税上の評価
第二十条　農産品に関する輸出補助金
第二十一条　非関税措置
第二十二条　二国間セーフガード措置
第二十三条　国際収支の擁護のための制限
第二十四条　運用上の手続規則
第二十五条　物品の貿易に関する小委員会
第二十六条　見直し
第三章　原産地規則
第二十七条　定義
第二十八条　原産品
第二十九条　累積
第三十条　僅少の非原産材料
第三十一条　原産資格を与えることとならない作業
第三十二条　積送基準
第三十三条　組み立ててないか又は分解してある産品
第三十四条　代替性のある産品及び材料
第三十五条　間接材料
第三十六条　附属品、予備部品及び工具
第三十七条　小売用の包装材料及び包装容器
第三十八条　船積み用のこん包材料及びこん包容器
第三十九条　関税上の特恵待遇の要求
第四十条　原産地証明書
第四十一条　照会に対する回答
第四十二条　輸出に関する義務
第四十三条　原産地証明書に基づく確認の要請
第四十四条　原産品であるか否かについての確認のための訪問

第四十五条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定
第四十六条　秘密性
第四十七条　虚偽申告に対する罰則及び措置
第四十八条　雑則
第四十九条　原産地規則に関する小委員会
第四章　税関手続
第五十条　適用範囲
第五十一条　定義
第五十二条　透明性
第五十三条　通関
第五十四条　一時輸入及び通過物品
第五十五条　協力及び情報の交換
第五十六条　税関手続に関する小委員会
第五章　貿易取引文書の電子化
第五十七条　貿易取引文書の電子化に関する両締約国間の協力
第五十八条　意見及び情報の交換
第五十九条　貿易取引文書の電子化に関する民間の団体間の協力
第六十条　貿易取引文書の電子化の実現に関する検討
第六十一条　貿易取引文書の電子化に関する小委員会
第六章　相互承認
第六十二条　一般的義務
第六十三条　適用範囲
第六十四条　定義
第六十五条　適合性評価機関の登録又は指定及びその取消し
第六十六条　相互承認に関する小委員会
第六十七条　連絡部局
第六十八条　一般的例外
第六十九条　雑則
第七十条　秘密性
第七章　サービスの貿易
第七十一条　一般原則
第七十二条　適用範囲
第七十三条　定義
第七十四条　市場アクセス
第七十五条　内国民待遇
第七十六条　追加的な約束
第七十七条　特定の約束に係る表
第七十八条　特定の約束に係る表の修正
第七十九条　最恵国待遇
第八十条　国内規制
第八十一条　相互承認
第八十二条　透明性
第八十三条　独占及び排他的なサービス提供者
第八十四条　セーフガード措置
第八十五条　支払及び資金の移転
第八十六条　国際収支の擁護のための制限
第八十七条　利益の否認
第八十八条　サービスの貿易に関する小委員会
第八十九条　見直し
第八章　投資
第九十条　適用範囲
第九十一条　定義

第九十二条　この章の規定の遵守
第九十三条　内国民待遇
第九十四条　裁判所の裁判を受ける権利
第九十五条　待遇に関する最低限度の基準
第九十六条　最恵国待遇
第九十七条　特定措置の履行要求
第九十八条　特定の約束に係る表
第九十九条　約束の修正
第百条　与えられた待遇
第百一条　透明性
第百二条　収用及び補償
第百三条　争乱からの保護
第百四条　資金の移転
第百五条　代位
第百六条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決
第百七条　特別な手続
第百八条　一時的なセーフガード措置
第百九条　信用秩序の維持のための措置及び経済全般又は為替相場の安定性を確保するための措置
第百十条　収用を構成する租税に係る課税措置
第百十一条　環境に関する措置
第百十二条　利益の否認
第百十三条　投資に関する小委員会
第百十四条　見直し
第九章　自然人の移動
第百十五条　適用範囲
第百十六条　定義
第百十七条　特定の約束
第百十八条　自然人の移動に関する要件及び手続
第百十九条　相互承認
第百二十条　自然人の移動に関する小委員会
第百二十一条　追加的な交渉
第十章　知的財産
第百二十二条　一般規定
第百二十三条　定義
第百二十四条　内国民待遇
第百二十五条　最恵国待遇
第百二十六条　手続事項の簡素化及び調和
第百二十七条　透明性
第百二十八条　知的財産の保護についての啓発の促進
第百二十九条　目的
第百三十条　特許
第百三十一条　意匠
第百三十二条　商品及びサービスに係る商標
第百三十三条　著作権及び関連する権利
第百三十四条　地理的表示
第百三十五条　植物の新品種
第百三十六条　不正競争
第百三十七条　開示されていない情報の保護
第百三十八条　国境措置に係る権利行使
第百三十九条　民事上の救済に係る権利行使
第百四十条　刑事上の制裁に係る権利行使
第百四十一条　権利行使に関する一般規定

第百四十二条　中小企業による知的財産権の取得に対する支援
第百四十三条　知的財産に関する小委員会
第百四十四条　安全保障のための例外
第十一章　政府調達
第百四十五条　政府調達に関する情報の交換
第百四十六条　政府調達に関する小委員会
第十二章　競争
第百四十七条　反競争的行為の禁止による公正かつ自由な競争の促進
第百四十八条　反競争的行為の禁止による公正かつ自由な競争の促進に関する協力
第百四十九条　無差別待遇
第百五十条　手続の公正な実施
第百五十一条　第八条及び第十四章の規定の不適用
第十三章　協力
第百五十二条　基本原則
第百五十三条　協力の分野
第百五十四条　協力の範囲及び形態
第百五十五条　協力の実施
第百五十六条　知的財産権その他の財産権的性格を有する権利
第百五十七条　協力の各分野に関する小委員会
第百五十八条　次章の規定の不適用
第十四章　紛争解決
第百五十九条　適用範囲
第百六十条　協議
第百六十一条　あっせん、調停又は仲介
第百六十二条　仲裁裁判所の設置
第百六十三条　仲裁裁判所の任務
第百六十四条　仲裁裁判手続
第百六十五条　仲裁裁判手続の終了
第百六十六条　裁定の実施
第百六十七条　費用
第十五章　最終規定
第百六十八条　目次及び見出し
第百六十九条　一般的な見直し
第百七十条　附属書及び注釈
第百七十一条　改正
第百七十二条　効力発生
第百七十三条　終了
附属書一（第二章関係）　第十八条に関する表
附属書二（第三章関係）　品目別規則
附属書三（第三章関係）　原産地証明書の必要的記載事項
附属書四（第六章関係）　電気製品に関する附属書
附属書五（第七章関係）　第七十七条に関する特定の約束に係る表
附属書六（第八章関係）　投資に関する表
附属書七（第九章関係）　自然人の移動に関する特定の約束

前文

日本国及びタイ王国（以下「両締約国」という。）は、

様々な問題に関して共通の認識が得られていることを始め、多年にわたる実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた両締約国間の良好な関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

両締約国間の経済上の連携が、一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の経済効率及び消費者の福祉を向上させることにより、両締約国の市場の魅力及び活力を高めるとともに、両締約国間のみならずアジア地域における貿易及び投資の拡大をもたらすことを認識し、

両締約国が締結している他の国際協定に基づく両締約国の権利及び義務、特に千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に基づく両締約国の権利及び義務に留意し、

同協定の附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、

東南アジアの人々の繁栄及び福祉のため東南アジア諸国との協力を共同で発展させ、及び強化させることを希望し、

相互の利益のため両締約国の人々及び産業界の間の協力を発展させ、及び強化させる必要性を認識し、

各締約国の特別の必要性、発展の水準における相違及び漸進的かつ早期に一層高い水準の自由化を達成するという共通の目標に留意し、

二千三年十月八日にインドネシアのバリで署名された日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的な経済上の連携の枠組みに留意し、

両締約国間の一層強固な経済上の相互関係が、日本国及びタイ王国の企業のみならずアジアの他の国の企業に対しても、より大きな機会、より大きな規模の経済及び経済活動にとっての一層予見可能な環境を提供するであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。

(b) 両締約国間の貿易取引文書の電子化を実現し、及び促進すること。

(c) 製品又は工程の適合性評価手続の結果の相互承認を円滑化すること。

(d) 投資を奨励し、及び促進し、並びに両締約国における投資財産及び投資活動の保護を確保すること。

(e) 自然人の移動を円滑化すること。

(f) 両締約国間の貿易及び投資を促進するため、知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を確保し、及び強化すること。

(g) 政府調達の分野における両締約国の相互の利益のための協力を強化すること。

(h) 公正かつ自由な競争を反競争的行為の禁止によって促進し、及び公正かつ自由な競争の分野において協力すること。

(i) 両締約国間の更なる協力のための枠組みを設定すること。

(j) この協定の対象となる事項に関する法令の実施における透明性を促進すること。

第二条　一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a) 「サービス貿易一般協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定（その改正を含む。）をいう。

(b) 「千九百九十四年のガット」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（その改正を含む。）をいい、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(c) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（その改正を含む。）附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(d) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（その改正を含む。）をいう。

第三条　透明性

1　各締約国は、この協定の実施及び運用に影響を及ぼす自国の法令、行政上の手続並びに一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定を速やかに公表し、又は公に利用可能なものとし、並びにこの協定の実施及び運用に影響を及ぼす自国が締結している国際協定を可能な範囲内で速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2　各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公に利用可能なものとする。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

4　各締約国は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす法令又は行政上の手続を導入し、又は変更する場合には、緊急の場合を除くほか、実行可能な範囲内で、当該法令又は行政上の手続を公表し、又は公に利用可能なものとする時と当該法令又は行政上の手続が効力を生ずる時との間に適当な期間を置くよう努める。

第四条　公衆による意見提出の手続

各締約国政府は、緊急の場合又は軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第五条　行政上の措置に関連する手続

締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす措置であって、ある者に対し義務を課し、又は権利を制限するものをとる場合において、時間的にかつ当該措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に従って、最終的な決定を行う前に、当該措置の対象となる者に対し次の通知を行い、及び機会を与える。

(a)　適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b)　当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

第六条　審査及び上訴

1　各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、公平なものでなければならず、また、行政上の実施に責任を有する当局から独立していなければならない。

2　各締約国は、1に規定する裁判所又は訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a)　訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b)　証拠及び提出された意見に基づく決定が行われること。

3　各締約国は、自国の法令によって定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、問題となっている行政上の行為に関し、2(b)の決定が自国の権限のある当局によって実施されることを確保する。

第七条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為であって、自国の公務員によるものを防止し、及びこれと戦うための措置がとられ、及び努力が払われることを確保する。

第八条　秘密の情報

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものと解してはならない。

2　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

第九条　租税

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

2　この協定のいかなる規定も、いずれかの租税条約に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定といずれかの租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3　第三条及び前条の規定は、この協定の規定が租税に係る課税措置に適用される限度において、当該課税措置について適用する。

第十条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　次章から第四章まで及び第八章（第百三条を除く。）の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定を準用する。

2　第七章から第九章まで（第百三条を除く。）の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定を準用する。

第十一条　他の協定との関係

1　両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2　この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、世界貿易機関設立協定が優先する。

第十二条　実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第十三条　合同委員会

1　この協定に基づき、両締約国政府の代表者で構成する合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この協定の実施及び運用について見直しを行い、必要な場合には両締約国に対し適当な勧告を行うこと。

(b)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(c)　この協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。

(d)　次のものを採択すること。

(i)　第二十四条に規定する運用上の手続規則

(ii)　必要な決定

(e)　両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3　(a)　合同委員会は、両締約国が閣僚級で合同委員会を開催することに合意する場合を除くほか、次官又はこれと同等の地位以上の日本国政府の職員及び副次官又はこれと同等の地位以上のタイ王国政府の職員をその共同議長とする。

(b)　合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。

(c)　合同委員会は、自己の任務を遂行するため、両締約国が合意するその他の措置をとることができる。

4　合同委員会は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、日本国及びタイ王国（以下「タイ」という。）において交互に開催する。

第十四条　両締約国間の連絡

この協定に関するすべての事項についての両締約国間の連絡は、次の連絡部局を通じて円滑にするものとする。

(a)　日本国については、外務省

(b)　タイについては、外務省

第二章　物品の貿易

第十五条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「二国間セーフガード措置」とは、第二十二条1に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(b)　「関税」とは、産品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金をいう。ただし、次のものを含めない。

(i)　当該輸入産品と同種の国内産品に対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（その改正を含む。）及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定（その改正を含む。）の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

(c)　「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(d)　「国内産業」とは、締約国において活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(e)　「原産品」とは、次章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(f)　「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二十二条7(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(g)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(h)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十六条　物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十七条　内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。

第十八条　関税の撤廃

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書一の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2　両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

第十九条　関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（その改正を含む。）（以下「関税評価協定」という。）第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第二十条　農産品に関する輸出補助金

いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ農業に関する協定（その改正を含む。）（以下この章において「農業協定」という。）に従って、農業協定附属書一に掲げる農産品について、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない。

第二十一条　非関税措置

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し、又は維持してはならない。

2　各締約国は、1の規定において認められた自国の非関税措置の透明性を確保するとともに、それに関する世界貿易機関設立協定に基づく義務の完全な遵守を確保する。

第二十二条　二国間セーフガード措置

1　一方の締約国は、第十八条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が増加した数量（絶対量であるか国内生産量に比較しての相対量であるかを問わない。）で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす原因となっているときは、当該国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、当該国内産業の調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i)　二国間セーフガード措置をとる時点における実行最恵国税率

(ii)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

2(a)　締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Ａセーフガードに関する協定（その改正を含む。）（以下この章において「セーフガード協定」という。）第三条及び第四条2の規定に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。このため、セーフガード協定第三条及び第四条2の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

(b) (a)に規定する調査については、特別な場合を除くほか、その開始の日の後一年以内に完了させなければならず、かつ、いかなる場合においても、その開始の日の後十八箇月を超えてはならない。

3 次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a) 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(i) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する2(a)に規定する調査を開始する場合

(ii) 他方の締約国の原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合

(iii) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(b) 第八条の規定に従うことを条件として、(a)に規定する書面による通報を行う締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次のものを含める。

(i) (a)(i)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる他方の締約国の原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムに基づく関税分類並びに調査の開始の日付

(ii) (a)(ii)及び(iii)の場合における書面による通報については、他方の締約国の原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる他方の締約国の原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムに基づく関税分類、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

(c) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする締約国は、2(a)に規定する調査から得られる情報を検討し、及び当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を確保する。

(d) 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、三年を超えてはならない。二国間セーフガード措置は、この条に定める条件が満たされる場合には、一回につき二年を限度として延長することができる。ただし、二国間セーフガード措置の適用期間の合計は、その延長の期間を含めて、五年を超えるものであってはならない。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置をとっている締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(e) 二国間セーフガード措置の対象とされた他方の締約国の原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

(f) 他方の締約国の原産品に対する二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における当該原産品に対する関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

4 (a) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長する締約国は、当該二国間セーフガード措置をとり、又は延長した後、遅滞なく、かつ、三十日以内に、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値の対応を講ずる貿易上の補償の適切な方法について協議を行うための十分な機会を確保する。

(b) 両締約国が(a)に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合には、その原産品について当該二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この協定に基づく譲許であって、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。当該締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の、かつ、当該二国間セーフガード措置が適用されている期間に限り、譲許の適用を停止することができる。

(c) (b)に定める譲許の適用を停止する権利を行使する締約国は、少なくとも当該譲許の適用を停止する三十日前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。

(d) (b)に定める譲許の適用を停止する権利は、当該二国間セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該二国間セーフガード措置がこの条の規定に適合する場合には、当該二国間セーフガード措置がとられている最初の二年間については、行使されてはならない。

5 各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

6 各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を採用し、又は維持する。

7 (a)　遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、一方の締約国は、第十八条の規定に従って関税を撤廃し、又は引き下げた結果として他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、1(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

(b)　一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面により通報する。暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c)　暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、2に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、3(d)に規定する期間に算入される。

(d)　3(f)、5及び6の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として徴収された追加的な関税は、その後行われる2(a)に規定する調査により他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあると決定されない場合には、速やかに払い戻される。

8　3(a)、4(c)及び7(b)に規定する書面による通報は、英語により行う。

9　各締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定、セーフガード協定及び農業協定第五条の規定に基づく自国の権利及び義務を留保する。

10　両締約国は、この協定の効力発生の日から十五年を経過した後、必要に応じ、この条の規定について見直しを行う。

第二十三条　国際収支の擁護のための制限

1　この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

2　この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定（その改正を含む。以下同じ。）に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二十四条　運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、第二十七条に規定する権限のある政府当局及び関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章及び次章の規定に基づく任務を遂行する。

第二十五条　物品の貿易に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(c)　合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第二十六条　見直し

両締約国は、附属書一の表（関税の撤廃又は引下げに関する約束及び交渉に関する約束の対象から除外される原産品を含む。）を含むこの章の規定についての一般的な見直しを、この協定が効力を生ずる年の後十年目の年又は両締約国が合意する場合にはそれ以前に行う。両締約国は、合意する場合には、当該一般的な見直しの結果を踏まえて、当該一般的な見直しの間に交渉の対象とすることとした原産品に関する関税の撤廃又は引下げの可能性についての交渉を開始することができる。

第三章　原産地規則

第二十七条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給について又はその発給を行う団体の指定について責任を負う当局をいう。日本国については経済産業省又はこれを承継する当局をいい、タイについては商務省又はこれを承継する当局をいう。

(b)　「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税に関する法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。日本国については財務省をいい、タイについては関税庁をいう。

(c)　「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であって、当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(d)　「締約国の工船」及び「締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船及び船舶をいう。

(i)　当該締約国において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii)　当該締約国の国民又は法人（当該締約国に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は法人が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv)　船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。

(e)　「代替性のある産品」又は「代替性のある材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な産品又は材料であって、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(f)　「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(g)　「輸入者」とは、輸入締約国の法令に従って当該輸入締約国に産品を輸入する者をいう。

(h)　「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

(i)　燃料及びエネルギー

(ii)　工具、ダイス及び鋳型

(iii)　設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品

(iv)　生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品

(v)　手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品

(vi)　他の産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(vii)　触媒及び溶剤

(viii)　他の産品に組み込まれていないその他の産品であって、当該他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできるもの

(i)　「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。

(j)　「非原産材料」とは、他の産品の生産に使用される産品であって、(k)に規定する締約国の原産材料でないものをいう。

(k)　「締約国の原産材料」とは、締約国において他の産品の生産に使用される当該締約国の原産品をいう（第二十九条の規定に従って当該締約国の原産材料とみなすものを含む。）。

(l)　「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品であって、第三十七条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(m)　「関税上の特恵待遇」とは、第十八条1の規定に従って輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(n)　「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含むが、これらに限定されない。

第二十八条　原産品

1　この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a)　当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの

(b)　当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

(c)　非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書二に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

2　1(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

(a) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

(b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物

(c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品

(d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品

(e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品

(g) 当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品

(h) 当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(i) 当該締約国において収集される産品であって、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの

(j) 当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの

(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料

(l) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

3　1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書二に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。

4 (a) 1(c)の規定の適用上、附属書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従って算定される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。

(b) 産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「ＱＶＣ」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「ＦＯＢ」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

「ＶＮＭ」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。

5 (a) 産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するＦＯＢは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b) 産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、4(b)に規定するＦＯＢは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

6　4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a) 関税評価協定に従って決定される価額であって、当該産品の生産者の所在する締約国における輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他のすべての費用を含むもの

(b) 当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

7　産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、当該産品のＶＮＭには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

8　5(b)又は6(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の

取引が存在しない場合について適用する。

第二十九条　累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

第三十条　僅少の非原産材料

附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。

第三十一条　原産資格を与えることとならない作業

産品については、次の作業が行われることのみによって、附属書二に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない。

(a)　輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業

(b)　改装及び仕分

(c)　組み立てられたものを分解する作業

(d)　瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e)　統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(f)　物品を単にセットにする作業

(g)　(a)から(f)までの作業の組合せ

第三十二条　積送基準

1　他方の締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たしたものは、積送基準を満たした原産品とする。

(a)　当該他方の締約国から直接輸送されること。

(b)　積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあっては、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

2　他方の締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品は、当該他方の締約国の原産品とはみなさない。

第三十三条　組み立ててないか又は分解してある産品

第二十八条から第三十一条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品については、分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす。

第三十四条　代替性のある産品及び材料

1　在庫において混在している締約国の原産材料及び非原産材料から成る代替性のある材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2　締約国の原産品及び非原産品から成る代替性のある産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業を除く。）も行われないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第三十五条　間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三十六条　附属品、予備部品及び工具

1　産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、考慮しない。

(a)　当該附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当

該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b)　当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2　産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十七条　小売用の包装材料及び包装容器

1　産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、小売用の包装材料及び包装容器であって、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類されるものについては、考慮しない。

2　産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十八条　船積み用のこん包材料及びこん包容器

船積み用のこん包材料及びこん包容器については、次のとおりとする。

(a)　産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。

(b)　産品の原産資格割合を算定するに当たって考慮しない。

第三十九条　関税上の特恵待遇の要求

1　輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。

2　1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次の場合には、輸入者に対して原産地証明書の提出を要求しない。

(a)　その課税価額の総額が二百アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入

(b)　当該輸入締約国が原産地証明書の提出の義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入

3　輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

(a)　通し船荷証券の写し

(b)　当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

第四十条　原産地証明書

1　前条1に規定する原産地証明書は、輸出者又は権限を与えられた代理人によって行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。当該原産地証明書には、附属書三に定める事項についての記載を必ず含めるものとする。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。

3　輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この章において「指定団体」という。）を通報する。

4　両締約国は、この章の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第二十四条に規定する運用上の手続規則において英語による各締約国の原産地証明書の様式を定める。

5　原産地証明書は、英語で記入する。

6　発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用され、かつ、当該原産地証明書が発給された日の後十二箇月間有効なものとする。

7　輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a)　当該輸出者が権限のある政府当局又は指定団体に提出する申告書であって、当該産品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの

(b)　当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が権限のある政府当局又は指定団体に直接かつ任意に提

出する申告書

8　原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって7(b)に規定するものが、権限のある政府当局又は指定団体に対し、輸出される産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後にのみ発給される。

9　輸出締約国の権限のある政府当局は、当該権限のある政府当局又は指定団体が使用する署名の見本及び印章の図案を輸入締約国に提供する。

10　各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後五年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。

第四十一条　照会に対する回答

輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の産品の輸入者又はこれらの代理人が必要なすべての情報とともに書面による申請を行う場合には、当該産品が輸出締約国の原産品に当たるか否かについて、当該産品の輸入に先立ち、自国の法令に従って照会に対する回答を行うよう努める。

第四十二条　輸出に関する義務

各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第四十条7(b)に規定するものが次の事項を行うことを自国の法令に従って確保する。

(a)　産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報すること。

(b)　当該原産地証明書の発給の日の後五年間、産品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管すること。

第四十三条　原産地証明書に基づく確認の要請

1　輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から三箇月以内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から二箇月以内に提供する。

3　輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であって第四十条7(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するよう要請することができる。

4　1の規定に基づく情報の要請は、次条に規定する方法により原産品であるか否かについての確認を行うことを妨げるものではない。

第四十四条　原産品であるか否かについての確認のための訪問

1　輸入締約国の税関当局は、次のことを行うことができる。

(a)　輸出締約国の権限のある政府当局が輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であって第四十条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請すること。

(b)　産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、権限のある政府当局又は指定団体が所持するものを提供することを輸出締約国に対して(a)に規定する訪問の間に要請すること。

2　輸入締約国は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

3　2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

(a)　当該書面を送付する税関当局を特定する事項

(b)　その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する生産者の氏名又は名称

(c)　訪問の実施を希望する日及び場所

(d)　訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）

(e)　訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職

4　輸出締約国は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

5　輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第四十五条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定

1　輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の税関当局は、その通報を受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができる。

3　輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

(a)　当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第四十三条2又は前条5に規定する期間内に回答しない場合

(b)　当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合

(c)　第四十三条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

4　輸入締約国の税関当局は、場合に応じて第四十三条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が同条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、当該輸入締約国の税関当局による決定を通報する。

第四十六条　秘密性

1　各締約国は、この章の規定に従って自国に秘密のものとして提供された情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。

2　輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従って入手した情報は、

(a)　この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが利用することができる。

(b)　当該情報が外交上の経路又は要請を受ける締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて要請され、かつ、提供される場合を除くほか、当該輸入締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

第四十七条　虚偽申告に対する罰則及び措置

1　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第四十条7(b)に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又は指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。

2　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第四十条7(b)に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当と認める措置をとる。

第四十八条　雑則

附属書二に定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるか否かの決定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。

第四十九条　原産地規則に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i)　この章の規定の実施及び運用

(ii)　いずれかの締約国が提案する附属書二及び附属書三の改正

(iii)　第二十四条に規定する運用上の手続規則

(b)　この章の規定に関連する他の問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第四章　税関手続

第五十条　適用範囲

1　この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

2　この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従って、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第五十一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「税関当局」とは、第二十七条(b)に定義する税関当局をいう。

(b)　「関税法令」とは、物品の輸入、輸出、移動又は蔵置に関する法令であってその運用及び執行についての責任が特に各締約国の税関当局に課されるもの並びに各締約国の税関当局がその法令上の権限に基づいて定める規則をいう。

第五十二条　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報をいかなる利害関係者についても、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮に入れることができるよう、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って容易に利用可能なものとする。ただし、事前に周知することができない場合は、この限りでない。

3　各締約国は、利害関係者の要請があった場合には、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えるその他の適切な情報も併せて提供する。

第五十三条　通関

1　両締約国は、次に掲げる原則を遵守することにより、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のために協同の努力を払う。

(a)　予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法で税関手続を適用すること。

(b)　貿易取引文書の電子化の実現に寄与することその他の目的のため、適当な場合には、他の国内当局、第三国の税関当局及び貿易関係者と協力すること。

(c)　影響を受ける当事者に対し、行政上及び司法上の審査を容易に行い得る手続を提供すること。

2　各締約国は、1の規定の適用上、次の事項を行う。

(a)　情報通信技術を利用すること。

(b)　輸入及び輸出に関する書類に係る要件を削減し、及び簡素化すること。

(c)　関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に税関手続を可能な限り調和させること。

第五十四条　一時輸入及び通過物品

1　各締約国は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（その改正を含む。）（以下この条において「ＡＴＡ条約」という。）に従い、両締約国間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする。

2　各締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

3　両締約国は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国又は第三国において物品の一時輸入のための通関手帳（ＡＴＡ条約の例によるものに限る。）を使用し、及び通過物品の通関を円滑化することを促進するよう努める。

4　この条の規定の適用上、「一時輸入」とは、関税の納付につき条件付で全額の又は部分的な免除を受けて物品を関税領域に持ち込むことのできる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられることなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。

第五十五条　協力及び情報の交換

1　両締約国は、税関手続（禁制品の取引の取締り並びに知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りを含む。）の分野において協力し、及び情報を交換する。

2　両締約国は、1の規定を効果的に実施するため、実施取極で定めるところにより協力し、及び情報を交換する。

3　第八条の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

第五十六条　税関手続に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(c)　両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。

(d)　合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会の組織については、実施取極で定める。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第五章　貿易取引文書の電子化

第五十七条　貿易取引文書の電子化に関する両締約国間の協力

両締約国は、貿易取引情報及び船荷証券、仕入書、信用状、保険証明書その他の文書上の内容であって電子的方式により入力したものを書面によらず電子的に保管し、及び移転すること（以下この章において「貿易取引文書の電子化」という。）が、費用及び時間の削減を通じて貿易の効率を著しく高めることを認識して、両締約国間の貿易取引文書の電子化を実現し、及び促進するために協力する。

第五十八条　意見及び情報の交換

両締約国は、貿易取引文書の電子化の実現、促進及び発展に関する意見及び情報を交換する。

第五十九条　貿易取引文書の電子化に関する民間の団体間の協力

両締約国は、貿易取引文書の電子化に関する活動に従事する両締約国の関連する民間の団体間の協力を奨励する。このような協力には、両締約国の企業間の電子的な貿易取引情報及び関係文書上の内容であって電子的方式により入力したものを効率的かつ安全に提供するための設備（以下この章において「設備」という。）を当該民間の団体が設置し、及び運用することを含めることができる。

第六十条　貿易取引文書の電子化の実現に関する検討

両締約国は、設備を通じて両締約国の企業間で交換される電子的な貿易取引情報及び関係文書上の内容であって電子的方式により入力したものが各締約国の貿易規制当局により補助的なものとして使用されることを可能とする貿易取引文書の電子化の実現方策について、できる限り速やかに、いかなる場合にもこの協定の効力発生の日の後二年以内に検討を行う。

第六十一条　貿易取引文書の電子化に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、貿易取引文書の電子化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　貿易取引文書の電子化に関する情報を交換すること。

(c)　この章の規定に関連する問題であって両締約国が合意するものについて討議すること。

(d)　合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会の組織については、実施取極で定める。

4　小委員会は、この協定の効力発生の日の後一年以内に、創立会合を開催する。小委員会のその後の会合は、両締約国が合意する場所及び時期において開催する。

第六章　相互承認

第六十二条　一般的義務

1　一方の締約国は、この章の規定に従い、他方の締約国において製造され、及び他方の締約国から自国に輸入される製品に関し、適合性評価手続について定める自国の制度に他方の締約国の適合性評価機関が参加することを認め、並びに附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則によって要求される適合性評価手続であって、自国の登録当局又は指定当局による登録又は指定を受けた他方の締約国の適合性評価機関が実施するものの結果（適合性の証明書を含む。）を受け入れる。

2　適合性の表示を使用するために1に規定する適合性の証明書に加えて締約国によって許可書が必要とされる場合には、そのような許可書については、その申請が提出されたときは、1に基づく義務を回避するための手段として用いられないよう遅滞なく発給する。

第六十三条　適用範囲

1　この章の規定は、適合性評価機関の登録又は指定及び製品又は工程の適合性評価手続であって、附属書四に規定するものについて適用する。附属書四は、第一部及び第二部から成る。

2　附属書四第一部は、特に、適用範囲を定める規定を含む。

3　附属書四第二部は、次の事項を定める。

(a)　この章の規定が適用される製品を定める各締約国の関係法令及び運用規則

(b)　技術上の要件及び当該要件を満たすための適合性評価手続であって、この章の規定が適用されるものを定める各締約国の関係法令及び運用規則

(c)　適合性評価機関の登録又は指定の基準を定める各締約国の関係法令及び運用規則

(d)　登録当局又は指定当局の表

第六十四条　定義

1　この章の規定の適用上、

(a)　「適合性の証明書」とは、登録又は指定を受けた適合性評価機関が適合性評価手続の結果として発給する文書であって、製品又は工程が附属書四に特定する締約国の関係法令及び運用規則に定める関連の技術上の要件を満たすことを記載したものをいう。

(b)　「適合性評価機関」とは、適合性評価手続を実施し、及び適合性の証明書を発給する機関をいう。

(c)　「他方の締約国の適合性評価機関」とは、他方の締約国内に所在する適合性評価機関をいう。

(d)　「適合性評価手続」とは、製品又は工程が附属書四に特定する締約国の関係法令及び運用規則に定める関連の技術上の要件を満たすか否かにつき、直接又は間接に決定するためのすべての手続をいう。

(e)　「登録又は指定の基準」とは、一方の締約国の登録当局又は指定当局による登録又は指定を受けるために他方の締約国の適合性評価機関が満たすことを要求される基準及び当該一方の締約国の登録当局又は指定当局による登録又は指定を受けた適合性評価機関が当該登録又は指定の後に継続して満たすことを要求されるその他の関連する条件であって、附属書四に特定する当該一方の締約国の関係法令及び運用規則に定めるものをいう。

(f)　「許可書」とは、タイに関し、許可書を取得した者が関係勅令によりタイ工業規格への適合が要求される製品を販売目的でタイに輸入することを認めるために工業製品標準委員会が発給した文書をいう。

(g)　「登録当局又は指定当局」とは、一方の締約国の当局であって、附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則に従い、他方の締約国の適合性評価機関の登録又は指定及び当該登録又は指定の取消しを行う権限を与えられたものをいう。

(h)　「登録又は指定」とは、一方の締約国の登録当局又は指定当局が附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則に従って行う他方の締約国の適合性評価機関の登録又は指定をいう。

2　この条に別段の定義がある場合を除くほか、この章におけるいずれの用語も、国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第二巻（ＩＳＯ・ＩＥＣガイド2）の千九百九十六年版（「標準化及び関連する活動に関する一般的用語」）において与えられている意味を有する。

第六十五条　適合性評価機関の登録又は指定及びその取消し

1(a)　一方の締約国の登録当局又は指定当局は、登録又は指定を申請する他方の締約国の適合性評価機関が附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則に定める登録又は指定の基準を満たす場合には、附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則に従って、当該他方の締約国の適合性評価機関を登録し、又は指定する。

(b)　一方の締約国の登録当局又は指定当局は、他方の締約国の適合性評価機関が附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則に定める登録又は指定の基準を満たさなくなった場合には、当該他方の締約国の適合性評価機関の登録又は指定を取り消すことができる。

2(a)　一方の締約国の登録当局又は指定当局は、他方の締約国の適合性評価機関が登録又は指定の基準を満たしていることを確認するため、次のことを行うことができる。

(i)　当該他方の締約国の適合性評価機関に対し、書面による質問書により又は(ii)に規定する訪問の際に、照会すること。

(ii)　当該他方の締約国の適合性評価機関の施設への訪問につき、当該他方の締約国が反対せず、かつ、当該適合性評価機関が同意を与えること及び当該他方の締約国の求めがあるときは当該他方の締約国の登録当局又は指定当局の職員が同行することを条件として、これを実施すること。

注釈　当該一方の締約国の登録当局又は指定当局に対し、訪問の要請が受領された日から十四日間又は当該一方の締約国の登録当局若しくは指定当局が定める期間のいずれか長い方の期間内に反対が通報されない場合には、反対がなかったものとみなす。

(b)　一方の締約国の登録当局又は指定当局は、(a)(i)に規定する書面による質問書を送付するときは、直ちに他方の締約国に通報する。

(c)　(a)(ii)に規定する訪問は、その訪問が行われる締約国の法令に反しない方法で行われる。

(d)　締約国は、自国の登録当局又は指定当局が照会又は訪問を通じて入手した情報については、(a)に規定する目的のためにのみ使用する。

3　一方の締約国の登録当局又は指定当局は、2(a)(i)に規定する照会について正当な理由なく回答が行われず、若しくは虚偽の回答が行われた場合、他方の締約国が2(a)(ii)に規定する訪問に反対し、若しくは当該他方の締約国の適合性評価機関が2(a)(ii)に規定する同意を与えない場合又は2(a)(ii)に規定する訪問が拒否され、妨げられ、若しくは忌避された場合には、当該他方の締約国の適合性評価機関の登録又は指定を取り消すことができる。

第六十六条　相互承認に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、相互承認に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　各締約国の適合性評価機関が附属書四に特定する他方の締約国の関係法令及び運用規則によって要求される適合性評価手続を実施する能力を更に向上させるため、規格及び適合性評価手続に関する情報を交換すること。

(b)　この章の規定の効果的な実施及び運用のため、両締約国間の協力を促進する方法について討議すること。

(c)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(d)　この章の規定に関連する他の問題であって両締約国が合意するものについて討議すること。

(e)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(f)　合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第六十七条　連絡部局

各締約国は、この章の規定に関する他方の締約国からのあらゆる妥当な照会に応じ、及び適当な場合には関連する情報を他方の締約国に提供する連絡部局を指定する。

第六十八条　一般的例外

この章のいかなる規定も、締約国が健康若しくは安全の保護、環境の保全又は詐欺的な行為の防止のために適当と認める措置をとる権限を制限するものと解してはならない。

第六十九条　雑則

1　この章のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の適合性評価機関又はその代表、被用者その他の人員に対して強制的な措置をとることを承認するものと解してはならない。一方の締約国は、この章の規定に関連して、他方の締約国の適合性評価機関又はその代表、被用者その他の人員に対し刑事上、民事上又は行政上の罰則を科してはならないことが確認される。

注釈　「行政上の罰則」には、第六十五条に規定する登録又は指定の取消しを含めない。

2　この章のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の規格を受け入れる義務を課するものと解してはならない。

3　この章のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定（その改正を含む。）に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第七十条　秘密性

1　各締約国は、この章の規定に従って自国に秘密のものとして提供された情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護

する。

2　この章の規定に従って入手された情報は、外交上の経路又は要請を受ける締約国の関係法令に従って定められたその他の経路を通じて要請され、かつ、提供される場合を除くほか、当該情報を入手した締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

第七章　サービスの貿易

第七十一条　一般原則

この章の一般原則は、次のとおりとする。

(a)　サービス貿易一般協定の前文第三段落及び第五条の規定に従って、両締約国間のサービスの貿易を自由化すること。

(b)　両締約国がサービス及びサービス提供者の効率性、競争力及び多様性を向上させるための枠組みを提供すること。

第七十二条　適用範囲

1　この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

2　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(i)　航空機の修理及び保守のサービス

(ii)　航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii)　コンピュータ予約システムのサービス

(b)　海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(c)　締約国若しくは公的企業が交付する補助金又はこれらが行う贈与（公的に支援される借款、保証、保険及び当該補助金又は贈与を受け、又は受け続ける場合に付されるあらゆる条件を含む。）

(d)　出入国管理に関する法令に基づく措置

(e)　締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び永続的な市民権、居住又は雇用に関する措置

(f)　政府調達に係るもの

3　サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書の規定は、金融サービスについて準用する。

注釈　サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書4に規定する「小委員会」は、この協定の第十四章に規定する「仲裁裁判所」と読み替えるものとする。

4　この協定の規定（この協定に基づく権利及び義務がサービス貿易一般協定に規定されていない場合に限る。）は、金融サービスについては、適用しない。ただし、第七十七条、第八十二条、第八十九条、第九十条4、第百十四条、第十三章及び第十四章の規定については、この限りでない。

第七十三条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b)　「区域」とは、それぞれの締約国について、次のものをいう。

(i)　当該締約国の領域（領海を含む。）

(ii)　国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚

(c)　「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i)　企業の設立、取得又は維持

注釈　「取得」には、サービスを提供する企業の持分の一部の取得を含める。

(ii)　支店又は代表事務所の設置又は維持

(d)　「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(e)　「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(f)　「他方の締約国の企業」とは、次のいずれかの企業をいう。

(i)　他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業であって、当該他方の締約国において実質的な事業活動を行っているもの

(ii)　業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する企業

(A)　他方の締約国の自然人

(B)　(i)に規定する他方の締約国の企業

(g)　(i)　企業が締約国又は第三国の者によって「所有」されるとは、当該者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii)　企業が締約国又は第三国の者によって「支配」されるとは、当該者が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii)　企業が他の者と「提携」するとは、当該企業が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該企業及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(h)　「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(i)　「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わず、また、租税に係る課税措置を含む。）をいう。

(j)　「締約国の措置」とは、次の措置をいう。

(i)　中央又は地方の政府及び機関がとる措置

(ii)　非政府機関が中央又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとる措置

各締約国は、この章の規定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の区域内の地方の政府及び機関並びに中央又は地方の政府及び機関によって委任された権限を行使する非政府機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

(k)　「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含める。

(i)　サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii)　サービスの提供に関連して、締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii)　一方の締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(l)　「独占的なサービス提供者」とは、締約国がその区域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(m)　「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国内に居住しているか否かを問わず、当該他方の締約国の法律の下で当該他方の締約国の国民である自然人をいう。

(n)　「者」とは、自然人又は企業のいずれかをいう。

(o)　サービスの「分野」とは、次のものをいう。

(i)　特定の約束については、附属書五の締約国の特定の約束に係る表に特定された当該サービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野

(ii)　当該サービス分野の全体（当該サービス分野のすべての小分野を含む。）

(p)　「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含めない。

(q)　「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(r)　「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i)　他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスに限る。

(ii)　業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(s)　「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。

(t)　「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(u)　「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。

注釈　企業がサービスを直接提供せず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該企業）に対し、当該業務上の拠点を通じこの章の規定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される区域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(v)　「他方の締約国のサービス提供者」とは、サービスを提供する他方の締約国の自然人又は企業をいう。

(w)　「公的企業」とは、締約国が所有し、又は支配している企業をいう。

(x)　「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含める。

(y)　「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i)　一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii)　一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(z)　「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第七十四条　市場アクセス

1　一方の締約国は、前条(y)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書五の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　締約国は、前条(y)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条(y)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の区域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2　締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書五の自国の特定の約束に係る表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国のすべての区域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a)　サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b)　サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c)　サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈　この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含めない。

(d)　特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e)　サービス提供者が合弁企業その他の法定の事業体を通じてサービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f)　外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

第七十五条　内国民待遇

1　一方の締約国は、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及

びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の義務を履行することができる。

3　一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4　いずれの締約国も、他方の締約国の措置であって両締約国間の二重課税の回避のための国際協定の適用対象となるものについては、第十四章の規定の適用上、1から3までの規定を援用することができない。

第七十六条　追加的な約束

両締約国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第七十七条　特定の約束に係る表

1　各締約国は、前三条の規定に基づいて行う特定の約束を自国の特定の約束に係る表に記載する。

2　附属書五の特定の約束に係る表は、当該特定の約束を行った分野に関し、次の事項を特定する。

(a)　市場アクセスの条件及び制限

(b)　内国民待遇についての条件及び制限

(c)　追加的な約束

(d)　適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間

3　第七十四条及び第七十五条のいずれの規定にも適合しない措置は、第七十四条に関する欄に記載する。その記載は、第七十五条の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。

4　特定の約束を行い、かつ、「SS」と記載した分野又は小分野に関しては、第七十四条又は第七十五条の規定に適合しないすべての現行の措置を2(a)及び(b)に規定する条件及び制限として記載する。

5　前三条の規定に基づく特定の約束の対象となっていない分野又は小分野についても、透明性の観点から、附属書五の特定の約束に係る表に記載する。

6　特定の約束に係る表は、この協定の附属書五に掲げる。

注釈　両締約国は、自国の特定の約束に係る表においてすべてのサービス分野を記載するに当たり、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書ＭＴＮ・ＧＮＳ－Ｗ－一二〇）を指針とする。

第七十八条　特定の約束に係る表の修正

1　サービスの貿易に関する特定の約束の修正又は撤回は、第百七十一条1の規定に従って行う。両締約国は、当該修正又は撤回のための交渉において、サービス貿易一般協定第二十一条2(a)の規定に従って、当該交渉の前に附属書五の自国の特定の約束に係る表において与えられた水準よりもサービスの貿易にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持するよう努める。

2　一方の締約国がサービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表及びこの協定に基づく自国の特定の約束に係る表の双方において同一の約束を記載する場合において、サービス貿易一般協定第二十一条の規定に従い、サービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表における約束の修正又は撤回を行い、かつ、同条に規定する「影響を受ける加盟国」として他方の締約国に対し補償的な調整を行ったときは、両締約国は、それぞれの関係国内手続に従うことを条件として、当該修正又は撤回を、新たな交渉を行うことなく、この協定に組み込むためにこの協定を改正することに合意する。

第七十九条　最恵国待遇

一方の締約国は、この協定の効力発生後に第三国とサービスの貿易に関する協定を締結する場合には、当該第三国とのサービスの貿易に関する協定に定める待遇よりも不利でない待遇をこの協定に組み込むための他方の締約国の要請について考慮する。

第八十条　国内規制

1　各締約国は、特定の約束を行った分野において、一般に適用されるすべての措置であってサービスの貿

易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2　各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続であって、当該影響を受けた他方の締約国のサービス提供者の要請に応じて速やかにこれを審査し、及び正当とされる場合には適当な救済を与えるものを維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、そのような訴訟手続が行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該訴訟手続が客観的かつ公平な審査を実際に認めるものであることを確保する。

3　2の規定は、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制の性質に反するような裁判所又は訴訟手続の設定を要求するものと解してはならない。

4　締約国の権限のある当局は、特定の約束が行われたサービスの提供のために許可が必要な場合には、自国の国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。締約国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。

5　締約国は、特定の約束に係る表において特定する条件及び制限に従うことを条件として特定の約束を行った分野において、次のいずれかの態様により当該特定の約束を無効にし、又は侵害する免許要件、資格要件及び技術上の基準を適用してはならない。

(a)　次のいずれかの基準に適合しない態様

(i)　客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。

(ii)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(iii)　免許の手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

(b)　当該分野において特定の約束が行われた時に、当該締約国について合理的に予想され得なかった態様

6　締約国は、自国の特定の約束に係る表において特定の約束の対象となっていない分野において、免許要件、資格要件及び技術上の基準が5(a)に規定する基準に可能な限り適合することを確保するよう努める。

7　締約国が5の規定に基づく義務を遵守しているか否かを決定するに当たり、当該締約国について適用される関係国際機関の国際的基準を考慮する。

注釈　「関係国際機関」とは、両締約国の関係機関が参加することのできる国際機関をいう。

第八十一条　相互承認

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2　調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3　一方の締約国は、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認することとする場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第八十二条　透明性

各締約国は、すべての分野において、第七十四条から第七十六条までの規定に基づく義務に影響を及ぼすすべての関係法令を記載した法的拘束力のない表を作成する。当該表は、この協定の効力発生時に他方の締約国と交換され、及び公表されるものとし、必要に応じて将来の見直し及び改定の対象となる。

注釈　この条の規定に基づく表は、透明性のためにのみ作成されるものであり、この章の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。この条の規定に基づくいかなる見直し又は改定も、当該表を更新することのみを目的とする。

第八十三条　独占及び排他的なサービス提供者

1　各締約国は、その区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり自国の特定の約束に反する態様で活動しないことを確保する。

2　締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって当該締約国の特定の約束に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の区域内において当該特定の約束に反する態様で活動することにより自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動してい

ると信ずるに足りる理由がある場合には、当該他方の締約国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第八十四条　セーフガード措置

両締約国は、この協定の効力発生の日の後六箇月以内にセーフガード措置に関する交渉を開始するための協議を行う。当該交渉により結果が出る場合には、その結果は、第百七十一条1の規定に従ってこの章に組み込まれる。

第八十五条　支払及び資金の移転

1　締約国は、次条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金（以下この条において「基金」という。）の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく義務であって資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第八十六条　国際収支の擁護のための制限

1　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

2　1に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　内国民待遇の原則に基づいて適用されること。

(b)　他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(c)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(d)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(e)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(f)　一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3　締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4　1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

5　一方の締約国は、1の規定に従って制限を課する場合には、他方の締約国の要請に基づき、自国が課した制限の見直しを行うため、当該他方の締約国と速やかに協議を開始することができる。

第八十七条　利益の否認

1　一方の締約国は、企業である他方の締約国のサービス提供者が第三国の者によって所有され、又は支配されていると認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国のサービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

2　一方の締約国は、企業である他方の締約国のサービス提供者が第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国のサービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

第八十八条　サービスの貿易に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、サービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b) 国内法令に関する情報を交換すること。

(c) この章の規定に関連する問題であって両締約国が合意するものについて討議すること。

(d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第八十九条　見直し

1　両締約国は、この協定の効力発生の日の後五年以内に、すべてのサービス分野（運送サービス、観光サービス、金融サービス及び電気通信サービスを含む。）についての一般的な見直しのための交渉を開始する。当該一般的な見直しには、「SS」と記載した約束の範囲の見直しを含める。

2　両締約国は、この協定の効力発生の日の後三年以内に、保守及び修理のサービス、卸売及び小売サービス並びに賃貸サービスについての見直しのための別個の交渉を開始する。

3　1又は2に規定する見直しには、両締約国の附属書五の特定の約束に係る表に記載する約束の範囲、条件及び制限又は追加的な約束であって1又は2に規定するサービスに関するものの見直しを含めるものとし、1又は2に規定する見直しは、サービス貿易一般協定に定める漸進的な自由化の原則を指針として行われる。

4　両締約国は、この協定の効力発生の日の後五年以内に、第七十二条4及び第八十七条1の規定についての見直しのための交渉を開始する。

第八章　投資

第九十条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国による次のものに関する措置について適用する。

(a) 他方の締約国の投資家

(b) 当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産

(c) 第百十一条の規定の適用の対象となるすべての投資財産であって、当該一方の締約国の区域内にあるもの

2　この章のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

3　この章の規定は、一方の締約国による措置であって、サービス分野における他方の締約国の投資家及びその投資財産に関するものについては、適用しない。

4　3の規定にかかわらず、

(a) 投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、第九十四条から第九十六条まで、第百条、第百二条、第百三条、第百五条から第百七条まで及び第百九条から第百十二条までの規定は、一方の締約国による措置であって、サービス分野（金融サービス分野を除く。）における他方の締約国の投資家及びその投資財産に関するものについて適用する。

(b) 投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、第九十四条、第百二条、第百三条、第百五条、第百九条及び第百十二条の規定は、一方の締約国による措置であって、金融サービス分野における他方の締約国の投資家及びその投資財産に関するものについて適用する。

注釈1　この(b)の規定の適用上、第百二条の規定に基づく補償がある場合には、その額は、影響を受ける金融サービスを提供する企業の資産額と偶発債務を含む負債額との差から計算される純資産額を超えてはならない。

注釈2　この(b)に規定する投資財産は、この章における投資財産の定義に該当するもののうち、持分、再投資収益及び借入資本である永久債務に限る。

5　第九十三条及び第九十六条の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（その改正を含む。）（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）第三条又は第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱い（貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定するもの）の対象となるいかなる措置についても、適用しない。

6　この章の規定は、政府機関が政府用として購入する物品及びサービスの調達（商業的再販売を行うこと又は商業的販売のための物品の生産若しくはサービスの提供に利用することを目的として購入するものを除く。）を規律する法令又は手続及び慣行については、適用しない。

第九十一条　定義

この章の規定の適用上、

(a) 「区域」とは、それぞれの締約国について、次のものをいう。

(i) 当該締約国の領域（領海を含む。）

(ii) 国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚

(b)　「輸入物品の買手等に対する債権」とは、一方の締約国の投資家が、当該一方の締約国の区域内に所在する輸出物品の売手又はサービス（金融サービスを除く。以下この(b)の規定において同じ。）の提供者と他方の締約国の区域内に所在する輸入物品の買手又はサービスの消費者との間の物品又はサービスの売買契約に関し、当該輸入物品の買手又はサービスの消費者が特に当該輸出物品の売手又はサービスの提供者に対して支払を行うため、当該輸入物品の買手又はサービスの消費者に対して直接貸付けを行うことを内容とする当該投資家と当該輸入物品の買手又はサービスの消費者との間の融資契約に基づく定められた額の債権（当該融資契約の開始日から三年以内に返済される額に係るものを除く。）をいう。

(c)　「直接投資企業」とは、次のいずれかの企業をいう。

(i)　一方の締約国の区域内にある企業であって、他方の締約国の投資家がその総持分の十パーセント以上を直接に所有するもの

(ii)　一方の締約国の区域内にある企業であって、他方の締約国の投資家がその総持分の十パーセント以上を自己に帰属するものとして、直接及び間接に又は間接に所有するもの

(d)　「直接投資家」とは、次のいずれかの投資家をいう。

(i)　一方の締約国の区域内にある企業の総持分の十パーセント以上を直接に所有する他方の締約国の投資家

(ii)　一方の締約国の区域内にある企業の総持分の十パーセント以上を自己に帰属するものとして、直接及び間接に又は間接に所有する他方の締約国の投資家

注釈　この(c)及び(d)の規定の適用上、「間接に所有する」とは、一の企業又は二以上の連続する企業を通じて投資家が企業の持分を所有すること（当該一の企業又は二以上の連続する企業のそれぞれが次の企業の総持分の十パーセント以上を直接に所有する場合に限る。）をいう。この場合における投資家による企業の持分の所有は、当該投資家の当該一の企業又は二以上の連続する企業における持分割合に基づくものとする。これらの各企業における持分割合は、当該各企業の総持分の十パーセント以上が当該投資家に帰属することを確保するために十分なものとする。

(e)　「他方の締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、他方の締約国の関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業、団体、組織、会社及び支店を含む。）をいう。

(f)　(i)　企業が締約国又は第三国の者によって「所有」されるとは、当該者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii)　企業が締約国又は第三国の者によって「支配」されるとは、当該者が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(g)　「金融サービス」とは、サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書5(a)において定義される用語と同一の意味を有する。

(h)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金が国際通貨基金協定に基づいて決定する自由利用可能通貨をいう。

(i)　「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分をいう。

注釈　第百十一条の規定の適用上、「投資活動」には、第三国の投資家による投資活動を含める。この場合において、「投資財産」には、第三国の投資家によって所有されている投資財産を含める。

(j)　「投資財産」とは、次のものをいう。

(i)　直接投資家によって所有されている次の資産

(AA)　株式、出資その他の形態の直接投資企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(BB)　直接投資企業の再投資収益

(CC)　直接投資家と直接投資企業との間の債券、社債その他の債務証書及び貸付債権（これらの債務証書及び貸付債権から派生する権利を含む。）

(ii)　直接投資企業又は直接投資家によって所有されている次の資産であって、当該直接投資家と当該直接投資企業との間の取引から生ずるもの

(AA)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(BB)　知的財産権であって、その区域内において投資が行われる締約国の法令により認められるもの

(CC)　その区域内において投資が行われる締約国の法令又は契約により与えられる権利（例えば、特

許、免許、承認、許可）

(ii) 他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の財産権

(iii) 投資家によって直接に所有されている次の資産

(AA) 輸出物品の売手等の債権であって、その当初の償還期間が三年以上であるもの

(BB) 輸入物品の買手等に対する債権であって、その当初の償還期間が三年以上であるもの

(CC) 特定の事業計画に係る貸付債権であって、その当初の償還期間が五年以上であるもの

(DD) 完成後引渡し契約に基づく権利

注釈1　「投資財産」には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他の収益を含める。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

注釈2　前条1(c)の規定の適用上、「投資財産」には、第三国の投資家によって所有されている投資財産を含める。

(k) 「他方の締約国の投資家」とは、一方の締約国の区域内において投資を行っており、又は既に行った他方の締約国の国民又は企業をいう。ただし、第三国の企業の支店であって、当該他方の締約国の区域内に所在するものを除く。

(l) 「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(m) 「締約国の措置」とは、中央又は地方の政府及び機関が採用し、又は維持する措置をいう。

(n) 「他方の締約国の国民」とは、他方の締約国の関係法令に基づいて当該他方の締約国の国籍を有する自然人をいう。

(o) 「者」とは、自然人又は企業のいずれかをいう。

(p) 「特定の事業計画に係る貸付債権」とは、一方の締約国の投資家が、他方の締約国の区域内に設立される企業に対し、当該企業が特定の事業計画を実施することができるよう、定められた額の貸付けを行い、かつ、当該特定の事業計画の資産が貸付けの担保として提供されることを内容とする融資契約に基づく貸付債権（当該融資契約の開始日から五年以内に返済される額に係るものを除く。）をいう。

注釈　この(p)に規定する特定の事業計画は、経済的な価値が付加されるものでなければならず、また、純粋に金融取引のみを行うものであってはならない。

(q) 「再投資収益」とは、直接投資企業から直接投資家に配当として分配されない収益又は送金されない収益のうち当該直接投資家の持分に応じたものをいう。

(r) 「輸出物品の売手等の債権」とは、一方の締約国に所在する輸出物品の売手又はサービス（金融サービスを除く。以下この(r)の規定において同じ。）の提供者である投資家が、他方の締約国に所在する輸入物品の買手又はサービスの消費者に対し、当該投資家と当該輸入物品の買手又はサービスの消費者との間の物品又はサービスの売買契約に基づく支払の繰延べを認めることを内容とする当該投資家と当該輸入物品の買手又はサービスの消費者との間の融資契約に基づく定められた額の債権（当該融資契約の開始日から三年以内に返済される額に係るものを除く。）をいう。

(s) 「資金の移転」とは、資金の移転及び国際支払をいう。

第九十二条　この章の規定の遵守

各締約国は、この章の規定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の区域内の地方の政府及び機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

第九十三条　内国民待遇

1　一方の締約国は、自国の区域内における投資財産の設立、取得及び拡張に関し、附属書六第一部に記載した分野において、かつ、同部に定める条件及び制限に従い、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　一方の締約国は、自国の区域内における投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、この協定の効力発生の日に存在している自国の法令に従うことを条件として、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3　2の規定は、締約国が附属書六第二部において特定する措置については、適用しない。

第九十四条　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況にお

いて自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第九十五条　待遇に関する最低限度の基準

一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈　この条の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇に関する最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、かつ、追加の実質的な権利を創設するものではない。この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

第九十六条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、この協定の効力発生後に第三国と投資に関する協定を締結する場合には、投資財産の設立、取得及び拡張に関し、当該第三国との投資に関する協定に定める待遇よりも不利でない待遇をこの協定に組み込むための他方の締約国の要請について考慮する。

2　一方の締約国は、自国の区域内における投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3　2の規定は、一方の締約国が、関税同盟、自由貿易地域若しくは通貨同盟、これらに類する同盟若しくは自由貿易地域の実現を内容とする国際協定又は他の形態の地域的な経済協力であって、当該一方の締約国が当事者であり、又は当事者となるものにより与える待遇、特恵又は特権に伴う利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

4　2の規定は、締約国が附属書六第三部において特定する措置については、適用しない。

第九十七条　特定措置の履行要求

1　この章のいかなる規定も、附属書六第一部に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国が、自国の区域内における投資活動の条件として、特定措置の履行要求を課し、又は強制することを妨げるものではない。

2　この章のいかなる規定も、附属書六第一部に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国が、自国の区域内における投資活動に関し、利益の付与又はその継続の条件として、特定措置の履行要求を課し、又は強制することを妨げるものではない。

3　この条及び附属書六のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定（その改正を含む。）に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第九十八条　特定の約束に係る表

1　各締約国は、第九十三条1並びに前条1及び2の規定に基づいて行う特定の約束を自国の特定の約束に係る表に記載する。

2　附属書六第二部の特定の約束に係る表は、当該特定の約束を行う分野に関し、場合に応じて次の事項を特定する。

(a)　内国民待遇についての条件及び制限

(b)　特定措置の履行要求についての約束

3　特定の約束に係る表は、この協定の附属書六第一部に掲げる。

第九十九条　約束の修正

この章の規定に基づく特定の約束の修正又は撤回は、第百七十一条の規定に従って行う。両締約国は、当該修正又は撤回のための交渉において、当該交渉の前に附属書六の自国の特定の約束に係る表に定める水準よりも投資にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持するよう努める。

第百条　与えられた待遇

一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えた待遇の水準を自国の法令に従って維持する。

第百一条　透明性

1　一方の締約国は、自国の法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定であって、この章の規定の対象となる事項に関するものを、利害関係者及び他方の締約国が知ることのできるように公表し、又は利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、自国の国内法令に基づき可能な範囲で次のことを行う。

(a)　自国が採択する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定を公表すること。

(b)　利害関係者及び他方の締約国に対し、(a)に定める措置について意見を述べるための適当な機会を与えること。

第百二条　収用及び補償

1　いずれの締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、(a)公共の目的のためのものであり、(b)差別的なものでなく、(c)正当な法の手続に従ってとられるものであり、かつ、(d)迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものである場合を除く。

2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、収用を行う締約国の法令に従って妥当な利子を付する。当該補償については、実際に換価し、自由利用可能通貨によって自由に移転し、並びに収用が行われた日の市場における為替相場により関係の投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4　収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。

第百三条　争乱からの保護

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定に従って行われる支払については、実際に換価し、自由に交換し、及び自由利用可能通貨によって自由に移転することができるものとする。

第百四条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するすべての資金の移転が、遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨によって自由に行われることを確保する。この資金の移転には、次のものを含める。

(a)　投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b)　利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益

(c)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(d)　融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの

(e)　一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する他方の締約国の従業員の得た収入その他の報酬

(f)　前二条の規定に従って行われる支払

(g)　第百六条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2　いずれの一方の締約国も、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを妨げてはならない。

3　1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、1に規定する資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b)　証券の発行、交換又は取引

(c)　刑事事件

(d)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第百五条　代位

1　一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産から生じ、又はこれに関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の承認を行う。

(a)　当該支払の前提となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認すること。

(b)　当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認すること。

2　前三条の規定は、1に規定する権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転について準用する。

第百六条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、当該一方の締約国によるこの章の規定に基づく義務の違反の疑いを理由とする又はその違反の疑いから生ずる損失又は損害を当該他方の締約国の投資家が被ったことについての請求に係るものをいう。

2　投資紛争が生じた場合には、当該投資紛争は、可能な限り、当該投資紛争の両当事者間の友好的な協議により解決する。

3　投資紛争が投資家から書面による協議の要請のあった日から六箇月以内に友好的な協議により解決されない場合において、当該投資家が解決のため当該投資紛争の当事者である締約国の法律に従い司法裁判所又は行政裁判所に当該投資紛争を付託しなかったときは、当該投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a)　千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（その改正を含む。）（以下この条において「ＩＣＳＩＤ条約」という。）の規定による調停又は仲裁。ただし、両締約国がＩＣＳＩＤ条約を締結していることを条件とする。

(b)　投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則（その改正を含む。）に基づく調停又は仲裁。ただし、いずれかの締約国がＩＣＳＩＤ条約を締結していることを条件とする。

(c)　千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会によって採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則（その改正を含む。）に基づく仲裁

個々の請求に関しこの3の規定に基づき投資紛争をいずれかの仲裁に付託する権利を行使する場合には、この3に規定する他の紛争解決手続及び当該投資紛争の当事者である締約国の法律に従った司法裁判所又は行政裁判所における手続は、排除されたものとみなされる。ただし、仲裁手続が当該投資紛争の実体的な事項について最終的な裁定が下される前に終了した場合は、この限りでない。

4　適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正される部分を除くほか、この条の規定に基づく仲裁を規律する。

5　3の規定に従い投資紛争を付託しようとする当該投資紛争の当事者である投資家は、当該投資紛争の当事者である締約国に対し、付託の要請が行われる少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。この通報には、次の事項を明記する。

(a)　当該投資家の氏名又は名称及び住所

(b)　問題となる当該締約国の特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な事実及び法的根拠の簡潔な要約（この章のいずれの規定について違反があったとされるかについての特定を含む。）

(c)　3に規定する紛争解決手続のうち当該投資家が選択しようとするもの

6　各締約国は、投資紛争がこの条の規定により国際的な調停又は仲裁に付託されることに同意する。ただし、投資紛争の当事者である投資家がその主張する損失又は損害が生じたことを知った日又は知るべきであった日のいずれか早い方の日から二年の期間が経過した場合は、この限りでない。

7　3の規定は、投資紛争の当事者である投資家が、投資紛争の当事者である締約国の法律に従い司法裁判所又は行政裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することを妨げるものではない。ただし、仲裁が行われている間に当該投資家の権利及び利益を保全することのみを目的として申立てを行うことを条件とする。

8　仲裁裁判所は、投資紛争の当事者である投資家及び投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「両紛争当事者」という。）が別段の合意をする場合を除くほか、各紛争当事者が任命する各一人の仲裁人及び両紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人によって構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から七十五日以内に投資紛争の当事者である投資家又は投資紛争の当事者である締約国が仲裁人を任命しなかった場合には、投資紛争解決国際センターの事務局長が、両紛争当事者のいずれか一方の要請に基づき、まだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を9及び10に規定する条件に従い、自己の裁量によって任命する。

9　第三の仲裁人は、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、投資紛争の当事者である投資家と同じ国籍の者、投資紛争の当事者である締約国の国民、いずれかの締約国の区域内に日常の住居を有する者又は任命の際に両紛争当事者のいずれか一方によって雇用されている者であってはならない。

10　各紛争当事者は、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、投資紛争解決国際センターの事務局長は、両紛争当事者のいずれか一方によって指定された国籍の者を仲裁人に任命することができない。

11　この条の規定に基づく仲裁は、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（その改正を含む。）を締結している国において行う。

12　仲裁裁判所は、投資紛争の当事者である締約国に対して最終的な裁定を下す場合には、次の(a)若しくは(b)のいずれか又はこれらの組合せについてのみ裁定を下すことができる。

(a)　損害賠償金及び適当な利子の支払

(b)　原状回復。この場合の裁定においては、投資紛争の当事者である締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

13　この条の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、両紛争当事者を拘束する。投資紛争の当事者である締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

14　締約国は、この条の規定に基づく仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、投資紛争の当事者である投資家が、保険契約又は保証契約に基づいて、申し立てられた損害の全部又は一部に対するてん補その他の補償を既に受領し、又は将来受領する旨を主張してはならない。

15　この条の規定は、次の投資紛争については、適用しない。

(a)　この協定の効力発生前に生じた事態に起因し、又はこの協定の効力発生前に既に解決されている投資紛争

(b)　第九十七条の規定に基づく義務に関する投資紛争

(c)　投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関する措置以外の措置に関する投資紛争

第百七条　特別な手続

第九十三条及び第九十六条の規定にかかわらず、いずれの締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続（例えば、登録の要件に従うこと。）を定めることができる。ただし、当該手続は、この章の規定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第百八条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合においては、第九十三条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第百四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又はそのような困難が生ずるおそれのある場合

(b)　例外的な状況において、資金の移転が経済上又は資金上の危機をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2　1に規定する措置は、次のすべての要件を満たすものでなければならない。

(a)　他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e)　一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3　締約国は、1に規定する措置を決定するに当たり、自国の経済開発にとって一層重要な分野を優先させることができる。ただし、特定の分野を保護するために当該措置を採用し、又は維持してはならない。

4　1の規定に基づいて採用し、若しくは維持する措置又はその変更については、他方の締約国に対し、速やかに通報する。

5　一方の締約国は、1の規定に基づいていずれかの措置を適用する場合には、他方の締約国の要請に基づき、自国が採用する措置の見直しを行うため、当該他方の締約国と速やかに協議を開始することができる。

6　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第百九条　信用秩序の維持のための措置及び経済全般又は為替相場の安定性を確保するための措置

1　各締約国は、この章の他の規定にかかわらず、次の措置をとることを妨げられない。

(a)　信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提

供企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するためのものを含む。）

(b)　経済全般又は為替相場の安定性を確保するための措置

注釈　この(b)に規定する措置には、通貨政策に関する措置及び投機的な資金の流れを抑止するための措置を含める。その措置は、経済全般又は為替相場の安定性を確保するという目的を実現させるために必要な範囲を超えるものであってはならない。経済全般又は為替相場の安定性を確保するための措置には、特定の分野の促進又は保護に関する措置を含めない。

2　1に規定する措置であって、この章の他の規定に適合しないものは、この章の規定に基づく締約国の約束及び義務を回避するための手段として用いてはならない。

第百十条　収用を構成する租税に係る課税措置

1　第百二条の規定は、租税に係る課税措置が同条1に規定する収用を構成する限度において、租税に係る課税措置について適用する。

2　1の規定が適用される場合には、第九十四条及び第百六条の規定を租税に係る課税措置について適用する。

3(a)　租税に係る課税措置が収用に当たらないことが(b)の規定に従って決定された場合には、いずれの投資家も、第百二条の規定を第百六条の規定に基づく投資紛争の根拠として援用することができない。

(b)　租税に係る課税措置につき第百二条の規定を援用しようとする投資家は、第百六条5の規定による書面による要請を行った際に、当該課税措置が収用に当たるか否かを決定するために両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合又は検討したが当該事案の送付を受けてから百八十日以内に当該課税措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、同条の規定に基づき当該事案を仲裁に付託することができる。

(c)　(b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii)　タイについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

第百十一条　環境に関する措置

各締約国は、自国の環境に関する措置の緩和を通じて投資を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の区域内における投資活動を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行わないものとする。

第百十二条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国の企業である当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくは当該投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、当該他方の締約国の企業である当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第百十三条　投資に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、投資に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　この章の規定に関連する問題について情報を交換すること。

(c)　この章の規定に関連する問題であって両締約国が合意するものについて討議すること。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(e)　合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第百十四条　見直し

両締約国は、この協定の効力発生の日の後五年以内に、第九十三条及び第九十七条の規定に従ってすべての非サービス分野において行った約束の一般的な見直しのための交渉を開始するものとし、また、この協定の効力発生の日の後五年を経過した日から一年以内に、第九十条4及び6並びに第九十六条の規定について

の見直しのための交渉を開始する。

第九章　自然人の移動

第百十五条　適用範囲

1　この章の規定は、第百十七条1に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人であって、他方の締約国に入国するものの移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、両締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び永続的な市民権、居住又は雇用に関する措置については、適用しない。

3　この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用しないことを条件とする。

注釈　特定の国籍又は市民権を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍又は市民権を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、特定の約束に基づく利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

第百十六条　定義

この章の規定の適用上、「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国内に居住しているか否かを問わず、当該他方の締約国の法律の下で当該他方の締約国の国民である自然人をいう。

第百十七条　特定の約束

1　各締約国は、次に掲げるいずれかの区分に属する者について行う特定の約束を附属書七に記載する。

(a)　他方の締約国の短期の商用訪問者

(b)　他方の締約国の企業内転勤者

(c)　他方の締約国の投資家

(d)　自由職業サービスに従事する他方の締約国の自然人

(e)　自国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて高度の水準の技術若しくは知識又は産業上の特殊な分野に属する専門的な技能を必要とする業務活動に従事する他方の締約国の自然人

(f)　他方の締約国の指導員

2　1に規定する特定の約束の対象となる自然人については、当該特定の約束の条件であって附属書七に定めるものに従って入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該自然人が、入国及び一時的な滞在について適用される出入国管理に関する法令であってこの章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

3　いずれの締約国も、附属書七に別段の定めがある場合を除くほか、両締約国において1に規定する他方の締約国の自然人に対して発給される査証の総数について制限を課し、又は維持してはならない。

第百十八条　自然人の移動に関する要件及び手続

1　各締約国は、この章の規定に基づく自国の特定の約束の対象となる自然人が自国への入国許可、自国における一時的な滞在及び適用がある場合には自国における就労に係る当初又は更新の許可並びに自国における一時的な滞在に係る資格の変更の許可について効果的な申請を行うために必要な要件及び手続に関する情報をこの協定の効力発生の日に公表し、又は他方の締約国が利用できるようにする。

2　各締約国は、他方の締約国の自然人から要請があった場合には、1に規定する要件及び手続に関する情報を提供するよう努める。

3　各締約国は、自国への入国許可、自国における一時的な滞在及び適用がある場合には自国における就労に係る当初又は更新の許可並びに自国における一時的な滞在に係る資格の変更の許可について効果的な申請を行うことに影響を及ぼす新たな要件及び手続の導入又は1に規定する現行の要件及び手続の変更を他方の締約国に速やかに通報するよう努める。

4　各締約国は、自国の権限のある当局が1に規定する申請について徴収する手数料自体がこの章の規定に基づく自然人の移動に対し不当な障害とならないことを確保する。

5　各締約国は、自国の法令の範囲内で、他方の締約国の自然人の移動に関する要件を簡素化し、かつ、手続を円滑化し、及び迅速化するための措置をとるよう可能な限り努める。当該措置に関する特定の約束については、附属書七に記載する。

第百十九条　相互承認

1　この章の規定に基づいて自然人の移動を円滑にするため、一方の締約国は、他方の締約国の自然人に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国にお

いて得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2　調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3　一方の締約国は、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認することとする場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第百二十条　自然人の移動に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、自然人の移動に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　この章の規定に基づく両締約国の約束の範囲について見直しを行うこと（両締約国がそれぞれの必要性及び相互の利益を考慮して第百十七条1に規定する特定の約束に含まれていない約束を行う可能性を追求することを含む。）。

(c)　この章の規定に関連する問題であって両締約国が合意するものについて討議すること。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e)　合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、6に規定する相互承認に関する特別小委員会と緊密な協議を行い、及び6(b)(v)に規定する同特別小委員会の所見を考慮する。

4　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

5　小委員会は、少なくとも毎年一回会合する。

6(a)　前条の規定を効果的に実施し、及び運用するため、小委員会に、相互承認に関する特別小委員会（以下この条において「特別小委員会」という。）を設置する。

(b)　特別小委員会は、次の事項を任務とする。

(i)　同条の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(ii)　両締約国がそれぞれの必要性及び相互の利益を考慮して同条に規定する事項に関して約束を行う可能性を追求すること。

(iii)　相互承認に関する事項について、両締約国間の協力を促進する分野及び方法を特定すること。

(iv)　同条の規定に関連する問題であって両締約国が合意するものについて討議すること。

(v)　合同委員会に対し、小委員会を通じて特別小委員会の所見を報告すること。

第百二十一条　追加的な交渉

両締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書七の規定に従って、相互に交渉を開始する。

第十章　知的財産

第百二十二条　一般規定

1　両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の行使のための措置をとる。

2　この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

(a)　第百三十条から第百三十七条までの規定の対象となるもの

(b)　貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

3　両締約国は、知的財産の保護に関する国際的な基準について定める国際協定の重要性を認識する。

4　両締約国は、次の国際協定及び次に引用した国際協定の規定に定める義務を履行することについての約束を再確認する。

(a)　貿易関連知的所有権協定

(b)　ベルヌ条約

(c)　パリ条約第一条から第十二条まで及び第十九条の規定

第百二十三条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「ベルヌ条約」とは、千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約

（現在まで及び将来の改正を含む。）をいう。

(b)　「ニース協定」とは、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定（現在まで及び将来の改正を含む。）をいう。

(c)　「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（現在まで及び将来の改正を含む。）をいう。

(d)　「権利管理情報」とは、著作物、実演若しくはレコード、著作物の著作者、実演の実演家若しくはレコード製作者、著作物、実演若しくはレコードに係る権利を有する者又は著作物、実演若しくはレコードの利用の条件に係る情報を特定する情報及びその情報を表す数字又は符号をいう。ただし、これらの項目の情報が著作物、固定された実演若しくはレコードの複製物に付される場合又は著作物、固定された実演若しくはレコードを公衆に伝達し、若しくは公衆により利用が可能となる状態に置くに当たって当該著作物、固定された実演若しくはレコードとともに公衆に伝達され、若しくは公衆により利用が可能となる状態に置かれる場合に限る。

(e)　「ストラスブール協定」とは、国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定（現在まで及び将来の改正を含む。）をいう。

第百二十四条　内国民待遇

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

注釈　この章の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとする。この条及び次条の規定の適用上、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響する事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響する事項を含む。

第百二十五条　最恵国待遇

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

第百二十六条　手続事項の簡素化及び調和

1　各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

2　特許の出願及び付与並びにこれらについての公開は、ストラスブール協定に基づいて設けられた国際特許分類制度に従って最大限に可能な範囲で分類される。商品及びサービスに係る商標の登録出願及び登録並びにこれらについての公開は、ニース協定に基づいて設けられた商品及びサービスの国際分類制度に従って最大限に可能な範囲で分類される。

3　各締約国は、正規の国内出願とされるすべての特許出願又は実用新案、意匠若しくは商標の登録出願が、パリ条約第四条に規定する優先権を生じさせるものと認められることを確保する。

注釈　この3の規定の適用上、「正規の国内出願」とは、結果のいかんを問わず、パリ条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国に出願をした日付を確定するために十分なすべての出願をいう。

第百二十七条　透明性

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、次のことを行うための適切な措置をとる。

(a)　特許の出願及び付与並びに実用新案、意匠、商標、集積回路の回路配置及び植物の新品種の登録出願及び登録に関する情報並びに権限のある当局が保有するこれらに関する一件書類に含まれている情報を公開し、又は公衆が容易に利用することができるようにすること。

(b)　税関当局が知的財産権の侵害物品の解放を停止することを求める申立てに関する情報を公衆が容易に利用することができるようにすること。

(c)　知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報（統計上の情報を含む。）その他の知的財産の保護に関する制度についての情報を公衆が容易に利用することができるようにすること。

第百二十八条　知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第百二十九条　目的

1　知的財産権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるように、かつ、社会的及び経済的福祉の向上をもたらす方法により、技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべき

であり、並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである。

2　この章の規定は、貿易関連知的所有権協定並びに世界貿易機関の閣僚会議又は一般理事会による決定であって貿易関連知的所有権協定及び公衆の健康に関連するものに従い、公衆の健康を保護するための措置をとる両締約国の権利を支持するような方法で解釈され、及び実施される。

第百三十条　特許

1　特許は、貿易関連知的所有権協定第二十七条の規定に従い、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。

2　各締約国は、特許出願に係る発明が、当該発明の特許出願の日又は優先権が主張される場合には当該優先権に係る出願の日の前に、いずれかの締約国又は第三国において、公然知られており、又は頒布された刊行物に記載され、若しくは電気通信回線を通じて公衆により利用することができるようにされたときは、自国の法令に従い、新規性を有しないものとすることを確保する。

3　各締約国は、特許出願に係る保護の対象が天然の微生物に関連するという理由のみによって、当該特許出願が拒絶されないことを確保する。

第百三十一条　意匠

1　各締約国は、貿易関連知的所有権協定第二十五条の規定に従い、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。

2　各締約国は、意匠登録出願に係る意匠が、意匠登録の出願の日又は優先権が主張される場合には当該優先権に係る出願の日の前に、いずれかの締約国又は第三国において、公然知られており、又は頒布された刊行物に記載されたときは、自国の法令に従い、新規性を有しないものとすることを確保する。

3　各締約国は、保護されている意匠の権利者が、その承諾を得ていない第三者が当該保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており、又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し、又は輸入することを防止する権利を有することを確保する。

第百三十二条　商品及びサービスに係る商標

1　各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該登録された商標の権利者が、その使用を防止する排他的権利を有することを確保する。

2　各締約国は、少なくとも次のいずれか一方の場合には、他人の商品又はサービスを示すものとして、いずれかの締約国又は第三国において広く認識されている商標と同一又は類似の商標の登録を拒絶し、又は取り消すことを定める。

(a)　当該同一又は類似の商標が、不正な意図、特に、不正な利益を得る意図又は当該他人に損害を与える意図で使用される場合

(b)　公衆が当該商品又はサービスの所有者又は出所に関して混同するおそれがある場合

第百三十三条　著作権及び関連する権利

1　各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に対し、それぞれ、その著作物、レコードに固定された実演及びレコードについて、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を付与するよう努める。

2　各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、自国の法令で許容されていない行為がその著作物、実演又はレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であって、自国の法令に基づく権利の行使に関連して当該著作者、実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための十分な法的保護及び効果的な法的救済の措置を講ずるよう努める。

3　各締約国は、著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関し、十分かつ効果的な法的救済の措置を講ずるよう努める。民事上の救済については、そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関しても、同様とする。

(a)　電磁的な権利管理情報を権限なく除去し、又は改変すること。

(b)　電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、著作物の複製物、実演又は固定された実演若しくはレコードの複製物を権限なく頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆により利用が可能となる状態に置くこと。

4　各締約国は、自国の法令に従い、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体が行う活動を促進するための適切な措置をとる。

第百三十四条　地理的表示

1　各締約国は、自国の法令に従い、かつ、両締約国が締結している関係国際協定の定めるところにより、商品に関する地理的表示の保護を確保する。

2　両締約国は、地理的表示の保護に関する問題（その保護を強化することを含む。）について意見を交換する。第百四十三条に規定する知的財産に関する小委員会は、このための場を提供する。

第百三十五条　植物の新品種

1　両締約国は、国際的な基準に基づく方法で植物の新品種を保護することの重要性を認識する。このため、各締約国は、植物の新品種に関連する権利が十分に保護されることを確保する。

2　各締約国は、他方の締約国の関心に十分な考慮を払った上で、実行可能な限り早期に、1に規定する方法により、できる限り多くの植物の種類を保護するよう努める。

3　第百二十四条及び第百二十五条の規定にかかわらず、一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国の国民に対して1に規定する権利を与える植物の種類の範囲を、当該他方の締約国が当該一方の締約国の国民に対して1に規定する権利を与える植物の種類に制限することができる。

第百三十六条　不正競争

1　各締約国は、不正競争に対する効果的な保護について定める。

2　工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。特に、次の不正競争行為は、禁止される。

(a)　いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為

(b)　競争者の営業所、商品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張

(c)　商品の性質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

3　各締約国は、2(a)から(c)までに規定する不正競争行為を防止し、又は処罰するために適切な救済について定める。

第百三十七条　開示されていない情報の保護

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的に保護することを確保する。

第百三十八条　国境措置に係る権利行使

1　各締約国は、貿易関連知的所有権協定第五十一条及び第五十二条の規定に従い、少なくとも商標権並びに著作権及び関連する権利が侵害される場合に税関当局が侵害物品の解放を停止することに関する手続を定める。

2　各締約国は、1に規定する手続において、当該手続の申立てを行った権利者に侵害の証拠の提出に関して過度に重い要件を課してはならないことを確保する。

3　締約国の権限のある当局が商標権並びに著作権及び関連する権利の侵害物品の解放を停止することを決定した場合には、当該締約国の権限のある当局は、自国の法令に従い、当該侵害物品の荷送人及び輸入者の氏名又は名称及び住所を権利者に通報する。

4　各締約国は、商標権並びに著作権及び関連する権利が侵害される場合には、自国の権限のある当局が、知的財産権が侵害された権利者による申立てを必要とすることなく、職権により国境措置を開始することができることを確保する。

5　各締約国は、例外的な場合を除くほか、自国の権限のある当局が商標権並びに著作権及び関連する権利の侵害物品の積戻しを許容しないことを確保する。

第百三十九条　民事上の救済に係る権利行使

各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。

第百四十条　刑事上の制裁に係る権利行使

1　各締約国は、少なくとも、故意に、かつ、商業的規模で特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び関連する権利、集積回路の回路配置利用権並びに植物の新品種に関連する権利が侵害される場合については、適用されるべき刑事上の手続及び刑罰を定める。

2　1に規定する刑罰には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。

3　各締約国は、自国の司法当局に対し、1に定める権利が侵害される場合においてすべての侵害物品、違

反行為のために主として使用された関連する道具及び証拠書類の差押えを命ずる権限を与える。

4　各締約国は、少なくとも、故意に、かつ、商業的規模で特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び植物の新品種に関連する権利が侵害される場合については、自国の権限のある当局が、知的財産権が侵害された権利者による告訴を必要とすることなく、職権により刑事手続を開始することができることを確保する。

第百四十一条　権利行使に関する一般規定

両締約国は、知的財産権の行使のための効果的かつ適当な手段を提供する貿易関連知的所有権協定に基づく自国の義務を再確認する。両締約国は、知的財産権が私権であることを認めて、権限のある当局と権利者との間の協力が知的財産権を効果的に行使するために極めて重要であるとの見解を共有する。当該協力には、権利者が知的財産権の侵害に対して法的措置をとるに当たり、権限のある当局に支援を行うことを含めることができる。

第百四十二条　中小企業による知的財産権の取得に対する支援

各締約国は、自国の法令に従い、中小企業が知的財産権を取得することを支援（公的手数料の引下げを含めることができる。）するために適切な措置をとる。

第百四十三条　知的財産に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、次の事項を含む知的財産に関するあらゆる問題について討議すること。

(i)　出願手続についての問題（委任状の真正の証明の要件を含む。）

(ii)　意匠についての問題（新規性の喪失の例外及び公開の延期を含む。）

(iii)　商標についての問題（手数料制度、二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の出願及び登録の更新を含む。）

(iv)　植物の新品種の保護

(v)　不正競争の防止についての問題（ドメイン名の不誠実な登録及び使用、商品の形態の模倣並びに不正競争に対する差止めによる救済を含む。）

(vi)　十分かつ効果的な権利行使についての問題（国境措置の手続を含む。）

(vii)　中小企業のための知的財産権の利用及び商業化

(c)　次の事項について討議すること。

(i)　部分意匠の保護

(ii)　商標登録出願を却下し、又は拒絶しようとする場合において意見を述べる機会

(iii)　伝統的な知識、遺伝資源及び民間伝承

(d)　地理的表示の保護に関する問題（第百三十四条2に規定する地理的表示の保護を強化することを含む。）について意見を交換すること。

(e)　合同委員会に対し報告を行い、及び必要な場合には適当な勧告を行うこと。

(f)　合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第百四十四条　安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十一章　政府調達

第百四十五条　政府調達に関する情報の交換

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、適時にかつ可能な限り英語により、政府調達に関する自国の法令、政策及び慣行並びに現行の政府調達制度の改革について情報の交換を行う。

2　各締約国は、情報の交換のため及び特定の部門における調達機会について関心を有する他方の締約国の供給者に対する情報の提供のために連絡部局を次のとおり指定する。

(a)　日本国については、外務省

(b)　タイについては、財務省

第百四十六条　政府調達に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、政府調達に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　政府調達分野における両締約国の相互の利益となるような協力を促進するための事項及び方法について討議すること。

(b)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(c)　合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務であって相互の利益の原則に基礎を置くものを遂行すること。

3　小委員会の組織については、実施取極で定める。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第十二章　競争

第百四十七条　反競争的行為の禁止による公正かつ自由な競争の促進

各締約国は、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、それぞれ自国の法令に従い、自国において反競争的行為を禁止することにより公正かつ自由な競争を促進する。

第百四十八条　反競争的行為の禁止による公正かつ自由な競争の促進に関する協力

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為を禁止することにより公正かつ自由な競争を促進することに関して協力する。

2　この条の規定に基づく協力の詳細及び手続については、実施取極で定める。

第百四十九条　無差別待遇

各締約国は、国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争に関する法令を適用する。

第百五十条　手続の公正な実施

各締約国は、反競争的行為を禁止することにより公正かつ自由な競争を促進するため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する。

第百五十一条　第八条及び第十四章の規定の不適用

第八条及び第十四章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十三章　協力

第百五十二条　基本原則

1　両締約国は、経済的活力の増進及び経済のぜい弱性の減少に支えられた衡平かつ持続可能な発展の重要性を認識して、貿易及び投資を円滑にし、及び拡大し、両締約国間の観光を振興し、並びに両締約国、大メコン河流域地域及びアジア全体の人々のために持続可能な発展及び生活の質の更なる向上を促進するため、この協定に基づく協力であって相互の利益に資するものを発展させ、及び拡大する。

2　両締約国は、両締約国の民間部門による活発な国際的活動並びにアジア地域における両締約国の活力及び地理的位置を認識して、アジア地域における新たな市場の経済的及び社会的発展に肯定的な影響を及ぼすような方法によって協力する。

第百五十三条　協力の分野

両締約国は、前条に定める原則に基づく平等な連携を強化するため、次の分野において、両締約国政府間の協力を促進し、並びに必要かつ適当な場合には両締約国において一方又は双方が両締約国政府以外の団体である当事者間の協力を奨励し、及び円滑化する。

(a)　農業、林業及び漁業

(b)　教育及び人材養成

(c)　ビジネス環境の向上

(d)　金融サービス

(e)　情報通信技術

(f)　科学技術、エネルギー及び環境

(g)　中小企業

(h)　観光

(i)　貿易及び投資の促進

(j)　両締約国が合意する協力のその他の分野

第百五十四条　協力の範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

第百五十五条　協力の実施

1　この章の規定に基づく協力は、各締約国の法令に従って実施する。

2　この章の規定に基づく協力は、両締約国の資金その他の資源の利用可能性に従うことを条件とする。この章の規定に基づく協力に要する費用は、両締約国が合意する方法で負担する。

第百五十六条　知的財産権その他の財産権的性格を有する権利

1　この章の規定に基づく両締約国政府間の協力から生ずる財産権的性格を有しない情報は、いずれの締約国政府も、これを公に利用可能なものとすることができる。

2　両締約国は、自国の関係法令及び両締約国が現在締結しているか、又は将来締結する関係国際協定に従って、この章の規定に基づく両締約国政府間の協力から生ずる知的財産権その他の財産権的性格を有する権利の十分かつ効果的な保護及び衡平な配分を確保する。この章の規定に基づく両締約国政府間の協力事業から生ずるそのような権利は、両締約国政府がその共有の条件について合意する場合には、両締約国政府が共有する。

3　各締約国は、適当な場合には、両締約国において一方又は双方が両締約国政府以外の団体である当事者に対し、この章の規定に基づく協力から生ずる知的財産権その他の財産権的性格を有する権利の所有に関する問題について、そのような権利の衡平な配分の原則に十分な考慮を払って相互に協議するよう奨励する。

第百五十七条　協力の各分野に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第百五十三条に定める協力の各分野について、第十三条の規定に従って、小委員会及びその補助機関として特別小委員会を設置することができる。小委員会及び特別小委員会の設置、任務、構成その他の詳細については、実施取極で定める。各小委員会は、できる限り速やかに、いかなる場合にもこの協定の効力発生の日の後九箇月以内に、その業務を開始し、及び会合する。

第百五十八条　次章の規定の不適用

次章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。両締約国は、この章の規定の実施及び運用から生ずるいかなる問題についても協議する。

第十四章　紛争解決

第百五十九条　適用範囲

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。

2　この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

3　2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。

4　3の規定は、特定の紛争に関し、二以上の紛争解決手続を利用することにつき両締約国が明示的に合意する場合には、適用しない。

第百六十条　協議

1　一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2　一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の迅速なかつ満足すべき解決を図るため、当該要請に迅速に応ずるものとし、当該要請を受領した日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。

第百六十一条　あっせん、調停又は仲介

1　いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国が合意する場合には、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2　両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あっせん、調停又は仲介を継続することができる。

第百六十二条　仲裁裁判所の設置

1　第百六十条の規定に基づいて協議を要請した締約国であって申立てを行うものは、次のいずれかの場合

には、他方の締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、申立てを受ける当該他方の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又は当該義務に反する措置をとった結果、申立てを行った締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a)　協議の要請を受けた当該他方の締約国が協議の要請を受領した日の後三十日以内に協議を開始しない場合

(b)　協議の要請が受領された日の後六十日以内に両締約国が協議により紛争を解決することができない場合

2　この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a)　問題となっている特定の措置

(b)　違反があったとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む申立ての法的根拠

3　各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三名まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、及びいずれかの締約国により雇用されてはならない。

4　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、3の規定に従って提案した候補者を考慮して、第三の仲裁人の任命を合意により行う。

5　いずれかの締約国が3の規定に基づく仲裁人の任命を行わなかった場合又は両締約国が4の規定に基づく第三の仲裁人の任命を合意により行うことができない場合には、当該仲裁人又は当該第三の仲裁人は、3に規定する三十日又は4に規定する四十五日の後の七日の期間内に、3の規定に従って提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。

6　仲裁裁判所は、適切な技術的又は法的知見を有する仲裁人から構成すべきである。

第百六十三条　仲裁裁判所の任務

1　前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a)　必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(b)　この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

(c)　裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。

(d)　(c)の認定とは別に、第百六十六条の規定との関連において、その実施方法についての提案を裁定に含め、これを両締約国による考慮に付することができる。

2　仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所がそのような情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。

3　仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し意見書の提出を要請することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により又は自己の発意により、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、両締約国との協議の上選定することができる。ただし、専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。

4　仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて行うものとする。

5　仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）の特定の部分を検討することができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。ただし、いかなる場合にも、仲裁裁判所の設置の日から両締約国への裁定案の提示の日までの期間は、百五十日を超えないものとする。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面によって提出することができる。

6　仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

7　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

8　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第百六十四条　仲裁裁判手続

1　仲裁裁判は、非公開とする。

2　仲裁裁判所の評議、仲裁裁判所に提出された文書及び前条5に規定する裁定案は、秘密のものとして取り扱う。

3　2の規定にかかわらず、いずれの締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密のものとして情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国は、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出するよう要請することができる。そのような要請を受けた当該一方の締約国は、要請を受け入れ、そのような要約を提出するか、又は理由を示すことなく要請を拒否することができる。

4　両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見、仲裁裁判所の質問に対する回答その他の事項から成る。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

第百六十五条　仲裁裁判手続の終了

両締約国は、裁判長に対し共同で通報することにより、いつでも、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第百六十六条　裁定の実施

1　申立てを受けた締約国は、第百六十三条の規定による裁定を迅速に実施する。

2　申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二十日以内に、当該裁定を実施するための期間を申立てを行った締約国に通報する。当該申立てを行った締約国は、通報された期間が受け入れられないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

3　申立てを受けた締約国は、2の規定により特定された期間内に裁定を実施することができないと認める場合には、相互に受け入れることができる代償を与えるため、当該期間の満了までに申立てを行った締約国と協議を開始する。当該期間の満了の日の後二十日以内に満足すべき代償について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

4　申立てを行った締約国は、申立てを受けた締約国が2の規定により特定された期間内に裁定を実施していないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。申立てを受けた締約国が2の規定により特定された期間内に裁定を実施していないことが、仲裁裁判所により確認された場合には、申立てを行った締約国は、そのような確認が行われた日の後三十日以内に、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

5　3及び4に規定する譲許その他の義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

(a)　当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。

(b)　一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたときに解除されること。

(c)　裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。

(d)　当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もっとも、当該分野における譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

6　申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について3から5までに規定する条件が満たされていないと認める場合には、当該申立てを行った締約国に対し協議を要請することができる。当該申立てを行った締約国は、そのような要請の受領の日の後十日以内に協議を開始する。そのような要請の受領の日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、当該申立てを受けた締約国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

7　この条に規定する仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人（以下この条において「当初の仲裁裁判所の仲裁人」という。）により構成する。当初の仲裁裁判所の仲裁人のいずれかがこの条に規定する仲裁裁判所の仲裁人となることができない場合には、当初の仲裁裁判所の仲裁人に代わって第百六十二条3から5までの規定に従って任命される仲裁人を充てる。両締約国が異なる期間について合意しない限り、この条に規定する仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。この条に規定する仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第百六十七条　費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十五章　最終規定

第百六十八条　目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第百六十九条　一般的な見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しをこの協定が効力を生ずる年の後十年目の年に行うものとし、その後においては十年ごとに行う。

第百七十条　附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第百七十一条　改正

1　この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

2　改正が次の附属書のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。

(a)　附属書二

(b)　附属書三

(c)　附属書四第二部

第百七十二条　効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第百七十三条　終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千七年四月三日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

安倍晋三

タイ王国のために

S・チュラノン

附属書一（第二章関係）　第十八条に関する表

第一部　一般的注釈

1　第十八条の規定の適用に当たっては、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の3欄に掲げる次の区分、それぞれの表の4欄の注釈に定める条件及びそれぞれの表の5欄に掲げる関税率を適用する。

(a)　表の3欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b)　表の3欄に「B」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄に定めるところに従い、毎年の引下げによって撤廃する。

(c)　表の3欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、適用のある場合には表の4欄の注釈及び表の5欄に定めるところに従う。

(d)　表の3欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の4欄の関税割当てに関す

る注釈及び適用のある場合には表の5欄に定めるところに従う。

(e)　表の3欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の4欄の注釈に定めるところに従って交渉する。

(f)　表の3欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束及び(e)に規定する交渉に関する約束の対象から除外される。

2　この1の規定は、第二十六条の規定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2　この部及び第二部の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、一銭（百分の一円をいう。）未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五銭は、一銭とする。）。ただし、この2の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号に分類される原産品について課される関税であって、第二部第二節の日本国の表の5欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

3　この部及び第三部の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・〇一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇〇五パーセントは、〇・〇一パーセントとする。）、従量税の場合には、一サタン（百分の一バーツをいう。）未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五サタンは、一サタンとする。）。ただし、この3の規定は、第三部第二節のタイの表において関税率表番号の二七一〇・一一一、二七一〇・一九二及び二七一〇・一九三に分類される原産品について課される関税については、適用しない。

4　この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

5　この附属書に定める関税の毎年の引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

6　(a)　この附属書の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

(b)　(a)の規定にかかわらず、第三部第一節9(a)、10(a)及び11(a)に定める関税割当ての実施に当たっては、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

7　関税割当ての実施に当たっては、ある年が十二箇月未満の場合には、第二部第一節及び第三部第一節に規定する当該年の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。このようにして減じた合計割当数量を第二部第一節及び第三部第一節の関連する規定に特定する単位で表示した場合において、一・〇未満の端数があるときは、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第二部

第一節　日本国の表についての注釈

1　両締約国は、五年目において、第十八条2の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

2　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　一年目については、四千メートル・トン

(ii)　二年目については、五千メートル・トン

(iii)　三年目については、六千メートル・トン

(iv)　四年目については、七千メートル・トン

(v)　五年目以降については、毎年八千メートル・トン

(b)　枠内税率は、無税とする。

(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用から生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

3　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　一年目については、百メートル・トン

(ii) 二年目については、百五十メートル・トン
(iii) 三年目については、二百メートル・トン
(iv) 四年目については、二百五十メートル・トン
(v) 五年目以降については、毎年三百メートル・トン

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用から生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

4 両締約国は、五年目又は両締約国が合意する年のいずれか早い年において、第十八条2の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

5 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 合計割当数量は、毎年千二百メートル・トンとする。

(b) 枠内税率は、十六・〇パーセントとする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用から生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

6 関税割当ては、三年目から、次の規定に従って行う。

(a) 合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 三年目については、四千メートル・トン
(ii) 四年目以降については、毎年五千メートル・トン

(b) 枠内税率は、三年目の初日から一キログラムにつき七・六五円とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用から生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

7 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 合計割当数量は、毎年二十万メートル・トンとする。

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用から生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

第二節　日本国の表

1	2	3	4	5															
関税率表番号	品名	区分	注釈	関税率															
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目以降
第1類	動物（生きているものに限る。）																		
01.01	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）																		
0101.10	純粋種の繁殖用のもの																		
	馬																		
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
	ろ馬、ら馬及びヒニー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0101.90	その他のもの																		
	馬																		
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
	ろ馬、ら馬及びヒニー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
01.02	牛（生きているものに限る。）																		
0102.10	純粋種の繁殖用のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0102.90	その他のもの																		
	水牛	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
01.03	豚（生きているものに限る。）																		
0103.10	純粋種の繁殖用のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		

0103.91	1頭の重量が50キログラム未満のもの	X																		
0103.92	1頭の重量が50キログラム以上のもの	X																		
01.04	羊及びやぎ（生きているものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
01.05	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
01.06	その他の動物（生きているものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第２類	肉及び食用のくず肉																			
02.01	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X																		
02.02	牛の肉（冷凍したものに限る。）	X																		
02.03	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）																			
	生鮮のもの及び冷蔵したもの																			
0203.11	枝肉及び半丸枝肉																			
	いのししのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
0203.12	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）																			
	いのししのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
0203.19	その他のもの																			
	いのししのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
	冷凍したもの																			
0203.21	枝肉及び半丸枝肉																			
	いのししのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
0203.22	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）																			
	いのししのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
0203.29	その他のもの																			
	いのししのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
02.04	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

0205.00	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
02.06	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）																			
0206.10	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X																		
	牛のもの（冷凍したものに限る。）																			
0206.21	舌	X																		
0206.22	肝臓	X																		
0206.29	その他のもの	X																		
0206.30	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																			
	いのししのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
	豚のもの（冷凍したものに限る。）																			
0206.41	肝臓																			
	いのししのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
0206.49	その他のもの																			
	いのししのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
0206.80	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0206.90	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
02.07	肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）																			
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの																			
0207.11	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X																		
0207.12	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	P		11.3%	10.8%	10.2%	9.6%	9.1%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%
0207.13	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																			
	骨付きのもも	R	1																	
	その他のもの	P		11.3%	10.8%	10.2%	9.6%	9.1%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%
0207.14	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）																			

	肝臓	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	骨付きのもも	R	1																
	その他のもの	P		11.3%	10.8%	10.2%	9.6%	9.1%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%
	七面鳥のもの																		
0207.24	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0207.25	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0207.26	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0207.27	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの																		
0207.32	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																		
	あひるのもの	B		8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0207.33	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0207.34	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	に限る。）																		
0207.35	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																		
	あひるのもの	B		8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0207.36	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
02.08	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0209.00	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
02.10	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール																		
	豚の肉																		
0210.11	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	R	1																
0210.12	ばら肉及びこれを分割したもの	R	1																
0210.19	その他のもの	R	1																
0210.20	牛の肉	X																	

	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）																			
0210.91	鯨長類のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0210.92	鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの	B		3.7%	3.2%	2.6%	2.1%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0210.93	爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0210.99	その他のもの																			
	豚のもの	R	1																	
	その他のもの	X																		
第３類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物																			
03.01	魚（生きているものに限る。）																			
0301.10	観賞用の魚	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の魚（生きているものに限る。）																			
0301.91	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）																			
	養魚用の稚魚	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0301.92	うなぎ（アングイルラ属のもの）																			
	養魚用の稚魚	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																		
0301.93	こい																			
	養魚用の稚魚	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0301.99	その他のもの																			
	養魚用の稚魚	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X																		

	その他のもの	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
03.02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）																	
	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）																	
0302.11	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	X																
0302.12	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	X																
0302.19	その他のもの	R	1															
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）																	
0302.21	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.22	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.23	ソール（ソレア属のもの）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.29	その他のもの	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）																	
0302.31	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	X																
0302.32	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	R	1															
0302.33	かつお	R	1															
0302.34	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）	R	1															
0302.35	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）	X																
0302.36	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	X																
0302.39	その他のもの	X																
0302.40	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）	X																
0302.50	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）	X																

	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）																			
0302.61	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）																			
	サルディノプス属のもの	X																		
	その他のもの	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.62	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.63	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.64	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	X																		
0302.65	さめ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.66	うなぎ（アングイルラ属のもの）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.69	その他のもの																			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X																		
	その他のもの																			
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	めかじき	X																		
	ふぐ	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
0302.70	肝臓、卵及びしらこ																			
	にしん（クルペア属のもの）の卵	B		4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	X																		
	その他のもの	R	1																	
03.03	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）																			
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュ																			

	ンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）																	
0303.11	べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）	R	1															
0303.19	その他のもの																	
	ぎんざけ（オンコルヒュンクス・キストク）	X																
	その他のもの	R	1															
	その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）																	
0303.21	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	R	1															
0303.22	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	X																
0303.29	その他のもの	R	1															
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）																	
0303.31	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.32	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.33	ソール（ソレア属のもの）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.39	その他のもの	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）																	
0303.41	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	R	1															
0303.42	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	R	1															
0303.43	かつお	R	1															
0303.44	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）	X																
0303.45	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）	X																
0303.46	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	X																
0303.49	その他のもの	X																
0303.50	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）	X																
0303.60	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）	X																

	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）																		
0303.71	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）																		
	サルディノプス属のもの	X																	
	その他のもの	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.72	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.73	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.74	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	X																	
0303.75	さめ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.76	うなぎ（アングイルラ属のもの）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.77	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトゥス）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.78	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）																		
	メルルシウス属のもの	X																	
	ウロフュキス属のもの	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.79	その他のもの																		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X																	
	その他のもの																		
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びししゃも	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	かじき、めかじき及びめろ（ディソスティクス属のもの）	X																	
	さわら及びたちうお	R	1																
	にべ、ふぐ、めぬけ（セバステス属のものに限る。）及びぎんだら	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.80	肝臓、卵及びしらこ																		
	にしん（クルペア属のもの）の卵	B		3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	X																	
	その他のもの	R	1																
03.04	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）																		
0304.10	生鮮のもの及び冷蔵したもの																		
	フィレ																		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X																	
	その他のもの																		
	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	X																	
	その他のもの	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X																	
	その他のもの																		
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びさめ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	X																	
	その他のもの	R	1																
0304.20	冷凍したフィレ																		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X																	

	その他のもの																	
	まぐろ（トゥヌス属のもの）（みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）を除く。）及びかじき（めかじきを除く。）	R	1															
	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）、めかじき及びめろ（ディソスティクス属のもの）	X																
	その他のもの	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0304.90	その他のもの																	
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X																
	その他のもの																	
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい、さめ及びししゃも	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）	R	1															

	ふぐ	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	いとより（すり身のものに限る。）	P		2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	X																	
	その他のもの	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
03.05	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）																	
0305.10	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	X																	
0305.20	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）																	
	にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）	B		7.0%	5.6%	4.2%	2.8%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	さけ科のものの卵	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	X																	
	こんぶかずのこ	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A																	

0305.30	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）																	
	さけ科のもの	R	1															
	その他のもの																	
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X																
	その他のもの	B		9.5%	8.6%	7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	くん製した魚（フィレを含む。）																	
0305.41	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	R	1															
0305.42	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0305.49	その他のもの																	
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）	B		8.3%	6.7%	5.0%	3.3%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）																	
0305.51	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	X																
0305.59	その他のもの																	
	さけ科のもの	R	1															
	その他のもの																	
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X																
	その他のもの	B		9.2%	7.9%	6.6%	5.3%	3.9%	2.6%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚																	

0305.61	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	X																			
0305.62	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	X																			
0305.63	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	X																			
0305.69	その他のもの																				
	さけ科のもの	R	1																		
	その他のもの	X																			
03.06	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）																				
	冷凍したもの																				
0306.11	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0306.12	ロブスター（ホマルス属のもの）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0306.13	シュリンプ及びプローン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0306.14	かに																				
	たらばがに（パラリソドス属のもの）及びがざみ（ポルトゥヌス属のもの）	B		3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ずわいがに（キオノエセテス属のもの）及びけがに（エリマクルス属のもの）	R	1																		
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0306.19	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）																				
	えび	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	冷凍してないもの																				
0306.21	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）																				
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0306.22	ロブスター（ホマルス属のもの）																				
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	B		3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0306.23	シュリンプ及びプローン																	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0306.24	かに																	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷凍したもの																	
	たらばがに（パラリソドス属のもの）及びがざみ（ポルトゥヌス属のもの）	B		3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1															
	その他のもの	B		8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0306.29	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）																	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの																	
	えび	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	えび	B		3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税
03.07	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）																	
0307.10	かき																	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	R	1															
	その他のもの	B		9.5%	8.6%	7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税
	スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）																	
0307.21	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	X																
0307.29	その他のもの	X																
	い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）																	
0307.31	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したも	R	1															

	の																		
0307.39	その他のもの																		
	冷凍したもの	R	1																
	その他のもの	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）																		
0307.41	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	X																	
0307.49	その他のもの																		
	冷凍したもの																		
	もんごういか	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
	その他のもの	X																	
	たこ（オクトプス属のもの）																		
0307.51	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	R	1																
0307.59	その他のもの																		
	冷凍したもの	B		3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0307.60	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）																		
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）																		
0307.91	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの																		
	水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	貝柱	X																	
	いか																		
	もんごういか	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
	その他のもの																		
	はまぐり	R	1																

	その他のもの																		
	赤貝（生きているものに限る。）、うに及びあわび	R	1																
	くらげ	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	あさり	R	1																
	しじみ	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	軟体動物	X																	
	その他のもの	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0307.99	その他のもの																		
	冷凍したもの																		
	貝柱	X																	
	いか																		
	もんごういか	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
	うに、くらげ及びなまこ																		
	うに	R	1																
	その他のもの	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	はまぐり	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	あわび、あさり及びしじみ	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
	その他のもの																		
	貝柱及びいか	X																	
	うに、くらげ及びなまこ																		
	うに	R	1																
	くらげ	B		5.8%	4.7%	3.5%	2.3%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	B		4.6%	4.0%	3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		

	はまぐり（乾燥したものに限る。）	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
第４類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品																		
04.01	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	X																	
04.02	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）																		
0402.10	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。）	X																	
	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。）																		
0402.21	砂糖その他の甘味料を加えてないもの	X																	
0402.29	その他のもの	X																	
	その他のもの																		
0402.91	砂糖その他の甘味料を加えてないもの																		
	脂肪分が全重量の7.5%を超えるもの																		
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム	R	1																
	その他のもの	X																	
	その他のもの	X																	
0402.99	その他のもの																		
	脂肪分が全重量の8%を超えるもの																		
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム	R	1																
	その他のもの	X																	
	その他のもの	X																	
04.03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）																		
0403.10	ヨーグルト																		
	冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）	X																	
	その他のもの	R	1																
0403.90	その他のもの	X																	
04.04	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又	X																	

	は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）																			
04.05	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド	X																		
04.06	チーズ及びカード	R	1																	
0407.00	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）																			
	ふ化用のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
04.08	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）																			
	卵黄																			
0408.11	乾燥したもの	B		17.6%	16.5%	15.3%	14.1%	12.9%	11.8%	10.6%	9.4%	8.2%	7.1%	5.9%	4.7%	3.5%	2.4%	1.2%	無税	
0408.19	その他のもの	B		18.2%（その率が1kgにつき43円64銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.4%（その率が1kgにつき39円27銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.5%（その率が1kgにつき34円91銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	12.7%（その率が1kgにつき30円55銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	10.9%（その率が1kgにつき26円18銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.1%（その率が1kgにつき21円82銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.3%（その率が1kgにつき17円45銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.5%（その率が1kgにつき13円09銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.6%（その率が1kgにつき8円73銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.8%（その率が1kgにつき4円36銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの																			
0408.91	乾燥したもの	B		20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税	
0408.99	その他のもの	B		19.4%（その率が1kgにつき46円36銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	17.4%（その率が1kgにつき41円73銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	15.5%（その率が1kgにつき37円91銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.6%（その率が1kgにつき32円45銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.6%（その率が1kgにつき27円82銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.7%（その率が1kgにつき23円18銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.7%（その率が1kgにつき18円55銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.8%（その率が1kgにつき13円91銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.9%（その率が1kgにつき9円27銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき4円64銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0409.00	天然はちみつ	R	1																	
0410.00	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第7類	食用の野菜、根及び塊茎																			
07.01	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

0702.00	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.03	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																	
0703.10	たまねぎ及びシャロット																	
	たまねぎ																	
	課税価格が1キログラムにつき73円70銭以下のもの	B	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の10を乗じた額（その率が7.7%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の9を乗じた額（その率が7.0%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の8を乗じた額（その率が6.2%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の7を乗じた額（その率が5.4%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の6を乗じた額（その率が4.6%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の5を乗じた額（その率が3.9%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の4を乗じた額（その率が3.1%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の3を乗じた額（その率が2.3%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の2を乗じた額（その率が1.5%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の1を乗じた額（その率が0.8%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	課税価格が1キログラムにつき73円70銭を超えるもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	シャロット	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0703.20	にんにく	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0703.90	リーキその他のねぎ属のもの																	
	ねぎ（アリウム・フィスツローサム）	B	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.04	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																	
	カリフラワー、芽キャベツ及びブロッコリー	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.05	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																	
	レタス																	
0705.11	結球レタス	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0705.19	その他のもの	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	チコリー																	
0705.21	ウィットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0705.29	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.06	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																	

0706.10	にんじん及びかぶ	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0706.90	その他のもの																		
	ごぼう	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0707.00	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.08	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.09	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																		
0709.10	アーティチョーク	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0709.20	アスパラガス	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0709.30	なす	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0709.40	セルリー（セルリアクを除く。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	きのこ及びトリフ																		
0709.51	きのこ（はらたけ属のもの）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0709.52	トリフ	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0709.59	その他のもの																		
	しいたけ	X																	
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0709.60	とうがらし属又はピメンタ属の果実																		
	ピーマン（厚肉大果種のもの）	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0709.70	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0709.90	その他のもの																		
	スイートコーン	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.10	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）																		
0710.10	ばれいしょ	B	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）																		
0710.21	えんどう（ピスム・サティヴム）	B	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0710.22	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	B	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0710.29	その他のもの																		
	えだ豆	B	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	B	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0710.30	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	B	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0710.40	スイートコーン	B	9.3%	8.0%	6.6%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0710.80	その他の野菜																	
	ごぼう	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ブロッコリー	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0710.90	野菜を混合したもの																	
	スイートコーンを主成分とするもの	B	9.3%	8.0%	6.6%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.11	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）																	
0711.20	オリーブ	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0711.30	ケーパー	B	6.6%	5.6%	4.7%	3.8%	2.8%	1.9%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0711.40	きゅうり及びガーキン	B	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	きのこ及びトリフ																	
0711.51	きのこ（はらたけ属のもの）	B	7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0711.59	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0711.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの																	
	なす（1個の重量が20グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび																	
	なす	B	5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	らっきょう及びわらび	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	ごぼう	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	なす	B	8.4%	7.9%	7.3%	6.8%	6.2%	5.6%	5.1%	4.5%	3.9%	3.4%	2.8%	2.3%	1.7%	1.1%	0.6%	無税
	れんこん	B	7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.12	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）																	
0712.20	たまねぎ	B	8.4%	7.9%	7.3%	6.8%	6.2%	5.6%	5.1%	4.5%	3.9%	3.4%	2.8%	2.3%	1.7%	1.1%	0.6%	無税
	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ																	

0712.31	きのこ（はらたけ属のもの）	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0712.32	きくらげ（きくらげ属のもの）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0712.33	白きくらげ（白きくらげ属のもの）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0712.39	その他のもの																		
	しいたけ	X																	
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0712.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの																		
	スイートコーン																		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		1kgにつき8円18銭	1kgにつき7円36銭	1kgにつき6円55銭	1kgにつき5円73銭	1kgにつき4円91銭	1kgにつき4円9銭	1kgにつき3円27銭	1kgにつき2円45銭	1kgにつき1円64銭	1kgにつき82銭	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	たけのこ	B		6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ぜんまい及びかんぴょう	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.13	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）																		
0713.10	えんどう（ピスム・サティヴム）																		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
0713.20	ひよこ豆	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆																		
0713.31	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0713.32	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）	R	1																

0713.33	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）																				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																			
0713.39	その他のもの																				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																		
0713.40	ひら豆	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0713.50	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）																				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																			
0713.90	その他のもの																				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																		
07.14	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄																				

0714.10	カッサバ芋																		
	冷凍したもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	粉又はミールのペレット																		
	飼料用のもの 注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0714.20	かんしょ																		
	冷凍したもの	B		11.3%	10.5%	9.8%	9.0%	8.3%	7.5%	6.8%	6.0%	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税
	その他のもの	B		12.0%	11.2%	10.4%	9.6%	8.8%	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税
0714.90	その他のもの																		
	冷凍したもの																		
	さといも	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

第８類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮																		
08.01	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.02	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）																		
	アーモンド																		
0802.11	殻付きのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0802.12	殻を除いたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）																		
0802.21	殻付きのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0802.22	殻を除いたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	くるみ																		
0802.31	殻付きのもの	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0802.32	殻を除いたもの	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0802.40	くり（カスタネア属のもの）	B		9.0%	8.4%	7.8%	7.2%	6.6%	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税
0802.50	ピスタチオナット	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

0802.90	その他のもの																			
	びんろう子、マカダミアナット及びペカン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0803.00	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）																			
	生鮮のもの																			
	毎年4月1日から同年9月30日までに輸入されるもの	Q	2	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	毎年10月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの	Q	2	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
	乾燥したもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.04	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）																			
0804.10	なつめやしの実	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0804.20	いちじく	B		2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0804.30	パイナップル																			
	生鮮のもの																			
	1個の重量が900グラム未満のもの（全形のもので皮を除いていないものに限るものとし、冠芽があるかないかを問わない。）	Q	3																	
	その他のもの	X																		
	乾燥したもの	B		6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0804.40	アボカドー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0804.50	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.05	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）																			
0805.10	オレンジ																			
	毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの	B		15.0%	14.0%	13.0%	12.0%	11.0%	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	
	毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの	B		30.0%	28.0%	26.0%	24.0%	22.0%	20.0%	18.0%	16.0%	14.0%	12.0%	10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税	
0805.20	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	B		15.9%	14.9%	13.8%	12.8%	11.7%	10.6%	9.6%	8.5%	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	
0805.40	グレープフルーツ	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0805.50	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0805.90	その他のもの																			

	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	15.9%	14.9%	13.8%	12.8%	11.7%	10.6%	9.6%	8.5%	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税		
08.06	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）																			
0806.10	生鮮のもの																			
	毎年3月1日から同年10月31日までに輸入されるもの	B	15.5%	13.9%	12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税		
	毎年11月1日から翌年2月末日までに輸入されるもの	B	6.8%	5.9%	4.9%	3.9%	2.9%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		
0806.20	乾燥したもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.07	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）																			
	メロン（すいかを含む。）																			
0807.11	すいか	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0807.19	その他のもの	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0807.20	パパイヤ	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.08	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）																			
0808.10	りんご	B	15.5%	13.9%	12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0808.20	なし及びマルメロ	B	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.09	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）																			
0809.10	あんず	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0809.20	さくらんぼ	B	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0809.30	桃（ネクタリンを含む。）	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0809.40	プラム及びスロー	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.10	その他の果実（生鮮のものに限る。）																			
0810.10	ストロベリー	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0810.20	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0810.30	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0810.40	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0810.50	キウイフルーツ	B	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0810.60	ドリアン	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0810.90	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.11	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び																			

	蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）																		
0811.10	ストロベリー																		
	砂糖を加えたもの	B		8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0811.20	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0811.90	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	パイナップル	R	1																
	サワーチェリー	B		6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	桃及びなし	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	パイナップル	R	1																
	桃及びなし	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

08.12	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）																		
0812.10	さくらんぼ	B		15.9%	14.9%	13.8%	12.8%	11.7%	10.6%	9.6%	8.5%	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税
0812.90	その他のもの																		
	バナナ	R	1																
	オレンジ																		
	毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの	B		15.0%	14.0%	13.0%	12.0%	11.0%	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税
	毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの	B		30.0%	28.0%	26.0%	24.0%	22.0%	20.0%	18.0%	16.0%	14.0%	12.0%	10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税
	グレープフルーツ	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	くり	B		9.0%	8.4%	7.8%	7.2%	6.6%	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税
	その他のもの																		

	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	B		15.9%	14.9%	13.8%	12.8%	11.7%	10.6%	9.6%	8.5%	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税
	その他のもの	B		10.5%	9.0%	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.13	乾燥果実（第08.01項から第08.06項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの																		
0813.10	あんず	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0813.20	プルーン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0813.30	りんご	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0813.40	その他の果実																		
	ベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	干しがき	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0813.50	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの																		
	ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の50%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第0802.90号のナット（ぴんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第0813.10号から第0813.40号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0814.00	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第９類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料																		
09.01	コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）																		
	コーヒー（いったものを除く。）																		
0901.11	カフェインを除いてないもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

0901.12	カフェインを除いたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	コーヒー（いったものに限る。）																			
0901.21	カフェインを除いてないもの	R	1																	
0901.22	カフェインを除いたもの	R	1																	
0901.90	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
09.02	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）																			
0902.10	緑茶（発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	B		15.9%	14.9%	13.8%	12.8%	11.7%	10.6%	9.6%	8.5%	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	
0902.20	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）																			
	くず（飲用に適するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		15.9%	14.9%	13.8%	12.8%	11.7%	10.6%	9.6%	8.5%	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	
0902.30	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）																			
	紅茶	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	B		15.9%	14.9%	13.8%	12.8%	11.7%	10.6%	9.6%	8.5%	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	
0902.40	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶																			
	くず（飲用に適するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	紅茶	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		15.9%	14.9%	13.8%	12.8%	11.7%	10.6%	9.6%	8.5%	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	
0903.00	マテ	B		5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
09.04	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0905.00	バニラ豆	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
09.06	けい皮及びシンナモンツリーの花	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0907.00	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
09.08	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
09.09	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
09.10	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料																			
0910.10	しょうが	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0910.20	サフラン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0910.30	うこん	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

0910.40	月けい樹の葉及びタイム	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0910.50	カレー	B		3.2%	2.7%	2.3%	1.8%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の香辛料																		
0910.91	この類の注１(b)の混合物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0910.99	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第１０類	穀物																		
10.01	小麦及びメスリン	X																	
1002.00	ライ麦	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1003.00	大麦及び裸麦	X																	
1004.00	オート	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
10.05	とうもろこし																		
1005.10	播種用のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1005.90	その他のもの																		
	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	飼料用のもの 注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
10.06	米	X																	
1007.00	グレーンソルガム	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
10.08	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物																		
1008.10	そば																		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1008.20	ミレット	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1008.30	カナリーシード	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1008.90	その他の穀物																		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	ライ小麦	X																	

	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第１１類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン																	
1101.00	小麦粉及びメスリン粉	X																
11.02	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）																	
1102.10	ライ麦粉	B		6.8%	6.1%	5.5%	4.8%	4.1%	3.4%	2.7%	2.0%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1102.20	とうもろこし粉	X																
1102.30	米粉	X																
1102.90	その他のもの																	
	大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉	X																
	その他のもの	B		19.4%	17.4%	15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
11.03	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット																	
	ひき割り穀物及び穀物のミール																	
1103.11	小麦のもの	X																
1103.13	とうもろこしのもの	R	1															
1103.19	その他の穀物のもの																	
	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの	X																
	オートのもの	B		5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.7%	7.0%	6.2%	5.4%	4.6%	3.9%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1103.20	ペレット																	
	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの	X																
	オートのもの	B		5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	とうもろこしのもの	B		19.4%	17.4%	15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.8%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.7%	7.0%	6.2%	5.4%	4.6%	3.9%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
11.04	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）																	
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物																	
1104.12	オートのもの	B		5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1104.19	その他の穀物のもの																	
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの	X																
	とうもろこしのもの	B		19.4%	17.4%	15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.7%	7.0%	6.2%	5.4%	4.6%	3.9%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）																		
1104.22	オートのもの	B		5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1104.23	とうもろこしのもの																		
	コーンフレークの製造に使用するもの	B		14.7%	13.3%	11.8%	10.3%	8.8%	7.4%	5.9%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		16.4%	14.7%	13.1%	11.5%	9.8%	8.2%	6.5%	4.9%	3.3%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1104.29	その他の穀物のもの																		
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの	X																	
	その他のもの	B		15.5%	13.9%	12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1104.30	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	X																	
11.05	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	B		18.8%	17.5%	16.3%	15.0%	13.8%	12.5%	11.3%	10.0%	8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税
11.06	乾燥した豆（第07.13項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第07.14項のものに限る。）の粉及びミール並びに第8類の物品の粉及びミール																		
1106.10	乾燥した豆（第07.13項のものに限る。）のもの	R	1																
1106.20	サゴやし又は根若しくは塊茎（第07.14項のものに限る。）のもの																		
	カッサバ芋のもの																		
	飼料用のもの 注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
	その他のもの	B		20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
1106.30	第8類の物品のもの																		
	バナナのもの																		
	飼料用のもの 注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
11.07	麦芽（いってあるかないかを問わない。）	X																	
11.08	でん粉及びイヌリン																		
	でん粉																		
1108.11	小麦でん粉	X																	
1108.12	とうもろこしでん粉（コーンスターチ）	X																	

1108.13	ばれいしょでん粉	X																	
1108.14	マニオカ（カッサバ）でん粉	R	4																
1108.19	その他のでん粉																		
	サゴでん粉	X																	
	その他のもの	R	4																
1108.20	イヌリン	X																	
1109.00	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	X																	
第１２類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物																		
1201.00	大豆（割ってあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12.02	落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）																		
1202.10	殻付きのもの																		
	採油用のもの 注　税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
1202.20	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）																		
	採油用のもの 注　税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
1203.00	コプラ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1204.00	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12.05	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1206.00	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12.07	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12.08	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12.09	播種用の種、果実及び胞子	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12.10	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

12.12	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）																				
1212.10	ローカストビーン（種を含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1212.20	海草その他の藻類																				
	食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）																				
	長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が430平方センチメートル以下のもの	X																			
	その他のもの																				
	あまのり属のもの及びこれを交えたもの	X																			
	その他のもの																				
	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）	R	1																		
	その他のもの	X																			
	その他のもの																				
	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの																				
	ふのり属のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1212.30	あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																				
1212.91	てん菜	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1212.99	その他のもの																				
	こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	X																			
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1213.00	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12.14	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）																		
第１３類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス																		
13.01	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
13.02	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）																		
	植物性の液汁及びエキス																		
1302.11	生あへん	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1302.12	甘草のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1302.13	ホップのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1302.14	除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの																		
	除虫菊エキス	B		5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1302.19	その他のもの																		
	飲料のもと																		
	植物性の一種類の原料から得たもの	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1302.20	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）																		
1302.31	寒天	R	1																
1302.32	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1302.39	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第１４類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品																		
14.01	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）																		
1401.10	竹	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1401.20	とう	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1401.90	その他のもの																		

	いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び菅草（キュペルス・エクサルタテュス）	B		7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1402.00	主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1403.00	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
14.04	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第１５類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう																		
1501.00	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第02.09項又は第15.03項のものを除く。）																		
	豚脂																		
	酸価が1.3を超えるもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
	その他のもの	B		5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1502.00	牛、羊又はやぎの脂肪（第15.03項のものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1503.00	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15.04	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）																		
1504.10	魚の肝油及びその分別物	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1504.20	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）	B		6.4%（その率が1kgにつき3円82銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.7%（その率が1kgにつき3円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.1%（その率が1kgにつき3円5銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	4.5%（その率が1kgにつき2円67銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.8%（その率が1kgにつき2円29銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.2%（その率が1kgにつき1円91銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	2.5%（その率が1kgにつき1円53銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円15銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.3%（その率が1kgにつき76銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	0.6%（その率が1kgにつき38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1504.30	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物																		
	鯨油	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1505.00	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1506.00	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変	B		5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）																		
15.07	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）																		
1507.10	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）	R	1																
1507.90	その他のもの	P		1kgにつき12円98銭	1kgにつき12円76銭	1kgにつき12円54銭	1kgにつき12円32銭	1kgにつき12円10銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭
15.08	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	R	1																
15.09	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1510.00	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第15.09項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15.11	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15.12	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）																		
	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物																		
1512.11	粗油	R	1																
1512.19	その他のもの	R	1																
	綿実油及びその分別物																		
1512.21	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）																		
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
1512.29	その他のもの																		
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
15.13	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15.14	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学	R	1																

	的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）																			
15.15	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）																			
	亜麻仁油及びその分別物																			
1515.11	粗油	R	1																	
1515.19	その他のもの	R	1																	
	とうもろこし油及びその分別物																			
1515.21	粗油	R	1																	
1515.29	その他のもの	R	1																	
1515.30	ひまし油及びその分別物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1515.40	桐油及びその分別物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1515.50	ごま油及びその分別物	R	1																	
1515.90	その他のもの																			
	オイチシカ油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	酸価が0.6を超えるもの																			
	米油及びその分別物	P		1kgにつき4円13銭	1kgにつき4円6銭	1kgにつき3円99銭	1kgにつき3円92銭	1kgにつき3円85銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭
	その他のもの	B		1kgにつき7円97銭	1kgにつき7円44銭	1kgにつき6円91銭	1kgにつき6円38銭	1kgにつき5円84銭	1kgにつき5円31銭	1kgにつき4円78銭	1kgにつき4円25銭	1kgにつき3円72銭	1kgにつき3円19銭	1kgにつき2円66銭	1kgにつき2円13銭	1kgにつき1円59銭	1kgにつき1円6銭	1kgにつき53銭	無税	
	その他のもの	R	1																	
15.16	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15.17	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。）																			
1517.10	マーガリン（液状マーガリンを除く。）	R	1																	
1517.90	その他のもの																			
	動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）	B		5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	離型油	B		2.5%	2.2%	1.8%	1.5%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	

1518.00	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第15.16項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1520.00	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15.21	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）																			
1521.10	植物性ろう	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1521.90	その他のもの																				
	みつろう	B		5.8%	5.2%	4.7%	4.1%	3.5%	2.9%	2.3%	1.7%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1522.00	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第１６類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品																				
1601.00	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの	R	1																		

	物品をもととした調製食料品																			
16.02	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血																			
1602.10	均質調製品	P		20.6%	19.9%	19.2%	18.4%	17.7%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%
1602.20	動物の肝臓のもの																			
	牛又は豚のもの	P		19.5%	17.8%	16.0%	14.2%	12.5%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%
	その他のもの																			
	気密容器入りのもの	R	1																	
	その他のもの	P		5.8%	5.6%	5.4%	5.2%	5.0%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%
	第01.05項の家きんのもの																			
1602.31	七面鳥のもの																			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	X																		
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1602.32	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの																			

	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	R	1																	
	その他のもの	P		5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
1602.39	その他のもの																			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	X																		
	その他のもの	B		5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	豚のもの																			
1602.41	もも肉及びこれを分割したもの																			
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1個の重量が10グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）	R	1																	
	その他のもの	Q	5																	
1602.42	肩肉及びこれを分割したもの	R	1																	
1602.49	その他のもの（混合物を含む。）																			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1個の重量が10グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）	R	1																	
	その他のもの	Q	5																	
1602.50	牛のもの																			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			

	牛の臓器及び舌のもの	X																			
	その他のもの																				
	牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の30%未満のもの	X																			
	その他のもの																				
	単に水煮した後に乾燥したもの	X																			
	調味した後に乾燥したもの	X																			
	コーンビーフ	P		14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%
	その他のもの																				
	気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）	X																			
	気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしてないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。）	X																			
	その他のもの																				
	単に水煮したもの	X																			
	その他のもの																				
	気密容器入りのもの	X																			
	その他のもの	R	1																		
1602.90	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）																				
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																				
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	X																			
	その他のもの	R	1																		
1603.00	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース																				
	肉のエキス及びジュース	R	1																		
	その他のもの	B		5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
16.04	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物																				
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）																				
1604.11	さけ																				
	気密容器入りのもの以外のもの	B		6.3%	5.4%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	B		8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1604.12	にしん	R	1															
1604.13	いわし	R	1															
1604.14	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお																	
	かつお（気密容器入りのものに限る。）	B		5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	かつお節	B		6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1604.15	さば	R	1															
1604.16	かたくちいわし	R	1															
1604.19	その他のもの																	
	うなぎ	R	1															
	節類	B		6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.3%	5.4%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1604.20	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚																	
	卵																	
	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの																	
	にしん（クルペア属のもの）のもの																	
	気密容器入りのもの	B		8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	R	1															
	その他のもの	B		5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1															
1604.30	キャビア及びその代用物	B		4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
16.05	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）																	
1605.10	かに																	
	気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）	R	1															
	その他のもの																	
	米を含むもの	X																

	その他のもの	B		6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1605.20	シュリンプ及びプローン																	
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	米を含むもの	X																
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1605.30	ロブスター	R	1															
1605.40	その他の甲殻類																	
	えび																	
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	R	1															
	その他のもの	B		4.2%	3.3%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.3%	5.4%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1605.90	その他のもの																	
	くん製したもの																	
	いか、帆立貝及び貝柱のもの	R	1															

	その他のもの	B		5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	いか及びくらげ																	
	いか	X																
	くらげ	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	なまこ及びうに	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	あわび																	
	気密容器入りのもの	R	1															
	その他のもの	B		6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	帆立貝	R	1															
	その他の軟体動物のもの	B		6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.3%	5.4%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第１７類	糖類及び砂糖菓子																	
17.01	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）																	
	粗糖（香味料又は着色料を加えてないものに限																	

	る。）																			
1701.11	甘しゃ糖	R	4																	
1701.12	てん菜糖	X																		
	その他のもの																			
1701.91	香味料又は着色料を加えたもの	X																		
1701.99	その他のもの																			
	氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	R	4																	
	その他のもの	R	1																	
17.02	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル																			
	乳糖及び乳糖水																			
1702.11	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の99%以上のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1702.19	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1702.20	かえで糖及びかえで糖水	X																		
1702.30	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%未満のものに限る。）																			
	香味料又は着色料を加えたもの	R	1																	
	その他のもの																			
	砂糖を加えたもの	X																		
	その他のもの	R	1																	
1702.40	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%以上50%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）																			
	香味料又は着色料を加えたもの	R	1																	
	その他のもの	X																		
1702.50	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1702.60	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）	X																		
1702.90	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有するものを含む。）																			
	砂糖	R	4																	
	砂糖水																			

	分みつ糖のもの	R	1																
	その他のもの	R	4																
	人造はちみつ及びカラメル																		
	人造はちみつ	R	1																
	カラメル	R	4																
	ハイ・テスト・モラセス																		
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	B		2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	4																
	その他のもの																		
	香味料又は着色料を加えたもの	R	1																
	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの	R	1																
	その他のもの																		
	ソルボース	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	麦芽糖	R	1																
	その他のもの	R	1																
17.03	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）																		
1703.10	甘しゃ糖みつ																		
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	B		2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	飼料用のもの 注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	Q	6																
1703.90	その他のもの																		
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	B		2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	飼料用のもの 注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																

17.04	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）																			
1704.10	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）	R	4																	
1704.90	その他のもの																			
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	キャラメル	R	1																	
	その他のもの	R	4																	
第１８類	ココア及びその調製品																			
1801.00	カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1802.00	カカオ豆の殻、皮その他のくず	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
18.03	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）																			
1803.10	脱脂してないもの	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1803.20	完全に又は部分的に脱脂したもの	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1804.00	カカオ脂	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1805.00	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	B		9.5%	8.6%	7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
18.06	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品																			
1806.10	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）																			
	砂糖を加えたもの	R	4																	
	その他のもの	X																		
1806.20	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）																			
	第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。）																			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）	X																		
	その他のもの																			
	砂糖を加えたもの	X																		
	その他のもの	R	1																	

| | | |

	量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）																		
1901.10	育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）																		
	第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）	X																	
	その他のもの																		
	第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品																		
	砂糖を加えたもの	X																	
	その他のもの	B		20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
	その他のもの	X																	
1901.20	第19.05項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地																		
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第04.01項から																		

	第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）																		
	第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）	X																	
	米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）																		
	米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの	X																	
	米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	X																	
	米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるも	X																	

	の																						
	米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの																						
	小麦でん粉を含有するもの	X																					
	その他のもの	R	1																				
	米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）	X																					
	その他のもの																						
	第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品																						
	砂糖を加えたもの	X																					
	その他のもの	R	1																				
	その他のもの	X																					
1901.90	その他のもの																						
	殻粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）	X																				
	その他のもの																						
	第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品																						
	砂糖を加えたもの	X																					
	その他のもの	R	1																				
	麦芽エキス	R	1																				
	その他のもの	X																					
19.02	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）	X																				
1903.00	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	B		8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税			

19.04	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいって得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）	X																	
19.05	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品																		
1905.10	クリスプブレッド	B		4.2%	3.9%	3.7%	3.4%	3.1%	2.8%	2.5%	2.3%	2.0%	1.7%	1.4%	1.1%	0.8%	0.6%	0.3%	無税
1905.20	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	B		8.4%	7.9%	7.3%	6.8%	6.2%	5.6%	5.1%	4.5%	3.9%	3.4%	2.8%	2.3%	1.7%	1.1%	0.6%	無税
	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー																		
1905.31	スイートビスケット	X																	
1905.32	ワッフル及びウエハー	X																	
1905.40	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	B		4.2%	3.9%	3.7%	3.4%	3.1%	2.8%	2.5%	2.3%	2.0%	1.7%	1.4%	1.1%	0.8%	0.6%	0.3%	無税
1905.90	その他のもの																		
	パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）	X																	
	聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	X																	
	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	B		8.4%	7.9%	7.3%	6.8%	6.2%	5.6%	5.1%	4.5%	3.9%	3.4%	2.8%	2.3%	1.7%	1.1%	0.6%	無税
	その他のもの	X																	
	その他のもの																		
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	B		8.4%	7.9%	7.3%	6.8%	6.2%	5.6%	5.1%	4.5%	3.9%	3.4%	2.8%	2.3%	1.7%	1.1%	0.6%	無税
	その他のもの	X																	
第２０類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品																		
20.01	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分																		
2001.10	きゅうり及びガーキン																		
	砂糖を加えたもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	B		8.2%	7.4%	6.5%	5.7%	4.9%	4.1%	3.3%	2.5%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2001.90	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	スイートコーン	B		9.5%	8.6%	7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ヤングコーンコブ	B		15.8%	14.7%	13.7%	12.6%	11.6%	10.5%	9.5%	8.4%	7.4%	6.3%	5.3%	4.2%	3.2%	2.1%	1.1%	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	スイートコーン	B		6.6%	5.6%	4.7%	3.8%	2.8%	1.9%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ヤングコーンコブ	B		8.2%	7.4%	6.5%	5.7%	4.9%	4.1%	3.3%	2.5%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	しょうが	R	1																
	その他のもの	B		8.2%	7.4%	6.5%	5.7%	4.9%	4.1%	3.3%	2.5%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20.02	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）																		
2002.10	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	B		7.1%	6.7%	6.2%	5.7%	5.2%	4.8%	4.3%	3.8%	3.3%	2.9%	2.4%	1.9%	1.4%	1.0%	0.5%	無税
2002.90	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの	B		12.6%	11.7%	10.9%	10.1%	9.2%	8.4%	7.5%	6.7%	5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税
	その他のもの																		
	トマトピューレー及びトマトペースト	R	1																
	その他のもの	B		7.1%	6.7%	6.2%	5.7%	5.2%	4.8%	4.3%	3.8%	3.3%	2.9%	2.4%	1.9%	1.4%	1.0%	0.5%	無税
20.03	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）																		
2003.10	きのこ（はらたけ属のもの）																		
	砂糖を加えたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの																		
	気密容器入りのもの（容器とも1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）																		
	フレンチマッシュルーム	B		12.4%	11.1%	9.9%	8.7%	7.4%	6.2%	4.9%	3.7%	2.5%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2003.20	トリフ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2003.90	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20.04	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）																		
2004.10	ばれいしょ																		
	単に加熱による調理をしたもの	B		8.0%	7.4%	6.9%	6.4%	5.8%	5.3%	4.8%	4.3%	3.7%	3.2%	2.7%	2.1%	1.6%	1.1%	0.5%	無税
	その他のもの																		
	マッシュポテト	B		12.4%	11.1%	9.9%	8.7%	7.4%	6.2%	4.9%	3.7%	2.5%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		8.4%	7.9%	7.3%	6.8%	6.2%	5.6%	5.1%	4.5%	3.9%	3.4%	2.8%	2.3%	1.7%	1.1%	0.6%	無税
2004.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	スイートコーン	B		9.2%	7.9%	6.6%	5.3%	3.9%	2.6%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		20.8%	17.9%	14.9%	11.9%	8.9%	6.0%	3.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	アスパラガス及び豆																		
	アスパラガス	B		15.5%	13.9%	12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	豆	R	1																
	たけのこ	B		12.4%	11.1%	9.9%	8.7%	7.4%	6.2%	4.9%	3.7%	2.5%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	スイートコーン	B		6.6%	5.6%	4.7%	3.8%	2.8%	1.9%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ヤングコーンコブ																		
	気密容器入りのもの	B		8.2%	7.4%	6.5%	5.7%	4.9%	4.1%	3.3%	2.5%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20.05	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）																		
2005.10	均質調製野菜																		
	砂糖を加えたもの	B		15.8%	14.7%	13.7%	12.6%	11.6%	10.5%	9.5%	8.4%	7.4%	6.3%	5.3%	4.2%	3.2%	2.1%	1.1%	無税

	その他のもの	B		8.7%	7.9%	7.0%	6.1%	5.2%	4.4%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2005.20	ばれいしょ																		
	マッシュポテト及びポテトフレーク	B		12.4%	11.1%	9.9%	8.7%	7.4%	6.2%	4.9%	3.7%	2.5%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	B		8.7%	7.9%	7.0%	6.1%	5.2%	4.4%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2005.40	えんどう（ピスム・サティヴム）																		
	砂糖を加えたもの																		
	さや付きのもの	R	4																
	その他のもの	R	1																
	その他のもの																		
	気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）																		
	さや付きのもの	B		8.7%	7.9%	7.0%	6.1%	5.2%	4.4%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.8%	6.1%	5.5%	4.8%	4.1%	3.4%	2.7%	2.0%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	さや付きのもの	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.2%	5.6%	4.9%	4.3%	3.7%	3.1%	2.5%	1.9%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆																		
2005.51	さやを除いた豆																		
	砂糖を加えたもの																		
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）	B		12.7%	11.5%	10.2%	8.9%	7.6%	6.4%	5.1%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
	その他のもの	R	1																
2005.59	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの	R	1																
	その他のもの																		
	気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	B		8.7%	7.9%	7.0%	6.1%	5.2%	4.4%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2005.60	アスパラガス																		

	気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	B		15.0%	14.0%	13.0%	12.0%	11.0%	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2005.70	オリーブ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2005.80	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）																		
	砂糖を加えたもの	B		13.5%	12.2%	10.8%	9.5%	8.1%	6.8%	5.4%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2005.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	豆（さや付きのものを除く。）																		
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）	B		12.3%	10.5%	8.8%	7.0%	5.3%	3.5%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
	その他のもの	B		12.2%	11.0%	9.7%	8.5%	7.3%	6.1%	4.9%	3.7%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	たけのこ	B		12.4%	11.1%	9.9%	8.7%	7.4%	6.2%	4.9%	3.7%	2.5%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ヤングコーンコブ																		
	気密容器入りのもの	B		8.2%	7.4%	6.5%	5.7%	4.9%	4.1%	3.3%	2.5%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	豆（さや付きのものを除く。）	X																	
	サワークラウト	B		8.7%	7.9%	7.0%	6.1%	5.2%	4.4%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）																		
	にんにくの粉	B		9.0%	8.4%	7.8%	7.2%	6.6%	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税
	その他のもの	B		8.7%	7.9%	7.0%	6.1%	5.2%	4.4%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	にんにくの粉	B		7.5%	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税
	その他のもの	B		7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2006.00	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）																		
	マロングラッセ	B		11.8%	11.0%	10.2%	9.5%	8.7%	7.9%	7.1%	6.3%	5.5%	4.7%	3.9%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税
	その他のもの																		

	あんず	B	8.2%	7.4%	6.5%	5.7%	4.9%	4.1%	3.3%	2.5%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20.07	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）																	
2007.10	均質調製果実																	
	砂糖を加えたもの	B	31.9%	29.8%	27.6%	25.5%	23.4%	21.3%	19.1%	17.0%	14.9%	12.8%	10.6%	8.5%	6.4%	4.3%	2.1%	無税
	その他のもの	B	20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
	その他のもの																	
2007.91	かんきつ類の果実																	
	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード																	
	砂糖を加えたもの	B	15.8%	14.7%	13.7%	12.6%	11.6%	10.5%	9.5%	8.4%	7.4%	6.3%	5.3%	4.2%	3.2%	2.1%	1.1%	無税
	その他のもの	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	フルーツピューレー及びフルーツペースト																	
	砂糖を加えたもの	B	31.9%	29.8%	27.6%	25.5%	23.4%	21.3%	19.1%	17.0%	14.9%	12.8%	10.6%	8.5%	6.4%	4.3%	2.1%	無税
	その他のもの	B	20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
2007.99	その他のもの																	
	ジャム及びフルーツゼリー																	
	砂糖を加えたもの	B	15.8%	14.7%	13.7%	12.6%	11.6%	10.5%	9.5%	8.4%	7.4%	6.3%	5.3%	4.2%	3.2%	2.1%	1.1%	無税
	その他のもの	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	砂糖を加えたもの																	
	フルーツピューレー及びフルーツペースト	B	31.9%	29.8%	27.6%	25.5%	23.4%	21.3%	19.1%	17.0%	14.9%	12.8%	10.6%	8.5%	6.4%	4.3%	2.1%	無税
	その他のもの	B	37.5%	35.0%	32.5%	30.0%	27.5%	25.0%	22.5%	20.0%	17.5%	15.0%	12.5%	10.0%	7.5%	5.0%	2.5%	無税
	その他のもの																	
	フルーツピューレー及びフルーツペースト	B	19.4%	17.4%	15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	23.4%	21.9%	20.3%	18.8%	17.2%	15.6%	14.1%	12.5%	10.9%	9.4%	7.8%	6.3%	4.7%	3.1%	1.6%	無税
20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）																	
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）																	

2008.11	落花生																		
	砂糖を加えたもの																		
	ピーナツバター	B		10.5%	9.0%	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
	その他のもの																		
	ピーナツバター	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	いった落花生																		
	さや付きのもの	X																	
	その他のもの	R	1																
	その他のもの	R	1																
2008.19	その他のもの（混合したものを含む。）																		
	砂糖を加えたもの																		
	パルプ状のもの	B		9.5%	8.6%	7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	カシューナット及びその他のいったナット																		
	カシューナット	B		5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		4.8%	4.1%	3.4%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	くり（気密容器入りのもので、容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限るものとし、いったものを除く。）	B		15.8%	14.7%	13.7%	12.6%	11.6%	10.5%	9.5%	8.4%	7.4%	6.3%	5.3%	4.2%	3.2%	2.1%	1.1%	無税
	その他のもの	B		15.3%	13.7%	12.2%	10.7%	9.2%	7.6%	6.1%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	パルプ状のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	アーモンド（いったものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（いったものに限る。）、ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット及びカシューナット	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ぎんなん	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	いったもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税

2008.20	パイナップル	R	1																
2008.30	かんきつ類の果実																		
	砂糖を加えたもの																		
	パルプ状のもの	B		27.9%	26.1%	24.2%	22.4%	20.5%	18.6%	16.8%	14.9%	13.0%	11.2%	9.3%	7.5%	5.6%	3.7%	1.9%	無税
	その他のもの	B		21.6%	19.5%	17.3%	15.1%	13.0%	10.8%	8.7%	6.5%	4.3%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	パルプ状のもの	B		20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
	その他のもの	B		15.5%	13.9%	12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.40	なし																		
	砂糖を加えたもの																		
	パルプ状のもの																		
	気密容器入りのもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		19.7%	18.4%	17.1%	15.8%	14.4%	13.1%	11.8%	10.5%	9.2%	7.9%	6.6%	5.3%	3.9%	2.6%	1.3%	無税
	その他のもの																		
	気密容器入りのもの	B		9.8%	8.8%	7.9%	6.9%	5.9%	4.9%	3.9%	2.9%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	パルプ状のもの																		
	気密容器入りのもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.8%	6.1%	5.5%	4.8%	4.1%	3.4%	2.7%	2.0%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	気密容器入りのもの	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		4.9%	4.4%	3.9%	3.4%	2.9%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.50	あんず																		
	砂糖を加えたもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.60	さくらんぼ																		
	砂糖を加えたもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	パルプ状のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.70	桃（ネクタリンを含む。）																		
	砂糖を加えたもの																		

	パルプ状のもの																	
	気密容器入りのもの	B	20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
	その他のもの	B	27.9%	26.1%	24.2%	22.4%	20.5%	18.6%	16.8%	14.9%	13.0%	11.2%	9.3%	7.5%	5.6%	3.7%	1.9%	無税
	その他のもの																	
	気密容器入りのもの																	
	容器ともの1個の重量が2キログラム以上のもの	B	5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	12.2%	11.0%	9.7%	8.5%	7.3%	6.1%	4.9%	3.7%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	パルプ状のもの																	
	気密容器入りのもの	B	7.7%	7.0%	6.2%	5.4%	4.6%	3.9%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	9.7%	8.8%	7.8%	6.8%	5.8%	4.9%	3.9%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	気密容器入りのもの	B	5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.80	ストロベリー																	
	砂糖を加えたもの																	
	パルプ状のもの	B	19.7%	18.4%	17.1%	15.8%	14.4%	13.1%	11.8%	10.5%	9.2%	7.9%	6.6%	5.3%	3.9%	2.6%	1.3%	無税
	その他のもの	B	9.6%	8.3%	6.9%	5.5%	4.1%	2.8%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	パルプ状のもの	B	13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）																	
2008.91	パームハート	B	6.8%	6.1%	5.5%	4.8%	4.1%	3.4%	2.7%	2.0%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.92	混合したもの																	
	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	砂糖を加えたもの																	
	パルプ状のもの	B	27.9%	26.1%	24.2%	22.4%	20.5%	18.6%	16.8%	14.9%	13.0%	11.2%	9.3%	7.5%	5.6%	3.7%	1.9%	無税
	その他のもの	B	21.6%	19.5%	17.3%	15.1%	13.0%	10.8%	8.7%	6.5%	4.3%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	

	パルプ状のもの	B	20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
	その他のもの	B	15.5%	13.9%	12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.99	その他のもの																	
	梅	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	砂糖を加えたもの																	
	パルプ状のもの																	
	バナナ及びアボカドー	B	9.5%	8.6%	7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	27.9%	26.1%	24.2%	22.4%	20.5%	18.6%	16.8%	14.9%	13.0%	11.2%	9.3%	7.5%	5.6%	3.7%	1.9%	無税
	その他のもの																	
	ベリー及びプルーン	B	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン																	
	気密容器入りのもの	B	4.8%	4.1%	3.4%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びご	B	6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	れんし																		
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	パルプ状のもの																		
	バナナ、アボカドー、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	B	6.8%	6.1%	5.5%	4.8%	4.1%	3.4%	2.7%	2.0%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	カムカム	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
	その他のもの																		
	プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	さといも（冷凍したものに限る。）	B	9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）及びカムカム	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）	B		11.3%	10.5%	9.8%	9.0%	8.3%	7.5%	6.8%	6.0%	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税
	その他のもの	B		10.5%	9.0%	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20.09	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）																		
	オレンジジュース																		
2009.11	冷凍したもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B		23.2%	20.9%	18.5%	16.2%	13.9%	11.6%	9.3%	7.0%	4.6%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
	その他のもの																		

	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B		20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
	その他のもの	B		23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
2009.12	冷凍してないもの（ブリックス値が20以下のものに限る。）																		
	砂糖を加えたもの																		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B		23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
	その他のもの	B		27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
	その他のもの																		
	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B		19.4%	17.4%	15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
2009.19	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの																		

		しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B	23.2%	20.9%	18.5%	16.2%	13.9%	11.6%	9.3%	7.0%	4.6%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの	B	27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
		その他のもの																	
		しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B	20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
		その他のもの	B	23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
	グレープフルーツジュース																		
2009.21	ブリックス値が20以下のもの																		
		砂糖を加えたもの																	
		しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B	21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税
		その他のもの	B	27.9%（その率が1kgにつ	26.1%（その率が1kgにつ	24.2%（その率が1kgにつ	22.4%（その率が1kgにつ	20.5%（その率が1kgにつ	18.6%（その率が1kgにつ	16.8%（その率が1kgにつ	14.9%（その率が1kgにつ	13.0%（その率が1kgにつ	11.2%（その率が1kgにつ	9.3%（その率が1kgにつ	7.5%（その率が1kgにつ	5.6%（その率が1kgにつ	3.7%（その率が1kgにつ	1.9%（その率が1kgにつ	無税

				き21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
		その他のもの																	
		しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B	17.4%	15.6%	13.9%	12.2%	10.4%	8.7%	6.9%	5.2%	3.5%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの	B	23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
2009.29	その他のもの																		
		砂糖を加えたもの																	
		しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B	21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税
		その他のもの	B	27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
		その他のもの																	

	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B	17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税
	その他のもの	B	23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
	その他のかんきつ類の果実のジュース（2以上の果実から得たものを除く。）																		
2009.31	ブリックス値が20以下のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B	21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税
	その他のもの	B	27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
	その他のもの																		
	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの																		
	レモンジュース	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	ライムジュース	B	10.5%	9.0%	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	

	その他のもの	B	17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税
	その他のもの	B	23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
2009.39	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B	21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税
	その他のもの	B	27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
	その他のもの																		
	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの																		
	レモンジュース	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	ライムジュース	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	B	17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	

	その他のもの	B		23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
	パイナップルジュース																		
2009.41	ブリックス値が20以下のもの	R	1																
2009.49	その他のもの	R	1																
2009.50	トマトジュース																		
	砂糖を加えたもの	R	1																
	その他のもの	P		20.6%	19.9%	19.2%	18.4%	17.7%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%
	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）																		
2009.61	ブリックス値が30以下のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B		21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税
	その他のもの	B		27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税

	その他のもの	B		17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税
2009.69	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B		21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税
	その他のもの	B		27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
	その他のもの																		
	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B		17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税
	その他のもの	B		23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
	りんごジュース																		
2009.71	ブリックス値が20以下のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）	B		21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税

		の含有量が全重量の10%以下のもの																	
		その他のもの	B	31.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	29.8%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	27.6%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	25.5%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	23.4%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	21.3%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	19.1%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	17.0%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	12.8%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	10.6%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	8.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	6.4%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	4.3%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	2.1%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
		その他のもの																	
		しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B	17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税
		その他のもの	B	27.9%	26.1%	24.2%	22.4%	20.5%	18.6%	16.8%	14.9%	13.0%	11.2%	9.3%	7.5%	5.6%	3.7%	1.9%	無税
2009.79	その他のもの																		
		砂糖を加えたもの																	
		しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B	21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税
		その他のもの	B	31.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	29.8%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	27.6%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	25.5%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	23.4%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	21.3%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	19.1%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	17.0%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	12.8%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	10.6%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	8.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	6.4%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	4.3%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	2.1%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
		その他のもの																	
		しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B	17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税
		その他のもの	B	27.9%	26.1%	24.2%	22.4%	20.5%	18.6%	16.8%	14.9%	13.0%	11.2%	9.3%	7.5%	5.6%	3.7%	1.9%	無税
2009.80	その他の果実又は野菜のジュース（2以上の果実又は野菜から得たものを除く。）																		
		果汁																	
		砂糖を加えたもの																	
		しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B	21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税
		その他のもの	B	27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
		その他のもの																	
		しょ糖の含有量が全重量の10%以下の																	

	もの																	
	ブルーンジュース	B		13.1%	11.8%	10.5%	9.2%	7.9%	6.5%	5.2%	3.9%	2.6%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		17.4%	15.6%	13.9%	12.2%	10.4%	8.7%	6.9%	5.2%	3.5%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
	野菜ジュース																		
	砂糖を加えたもの	B		7.1%	6.1%	5.1%	4.1%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	気密容器入りのもの	B		6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.3%	5.4%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2009.90	混合ジュース																		
	混合果汁																		
	砂糖を加えたもの																		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B		20.9%	18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	10.5%	8.4%	6.3%	4.2%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税

	その他のもの																	
	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B		17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税
	その他のもの	B		23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
	混合野菜ジュース																		
	砂糖を加えたもの	B		7.1%	6.1%	5.1%	4.1%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		4.7%	4.1%	3.4%	2.7%	2.0%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第２１類	各種の調製食料品																		
21.01	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物																		
	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品																		
2101.11	エキス、エッセンス及び濃縮物																		
	砂糖を加えたもの	R	4																

	その他のもの																		
	インスタントコーヒー	B		7.7%	6.6%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2101.12	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品																		
	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品																		
	砂糖を加えたもの	R	4																
	その他のもの																		
	インスタントコーヒー	B		7.7%	6.6%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	コーヒーをもととした調製品																		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの	X																	
	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの	X																	
	その他のもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2101.20	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品																		
	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品																		
	インスタントティー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	茶又はマテをもととした調製品																		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの	X																	
	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの	X																	
	その他のもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2101.30	チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	B		2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
21.02	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第30.02項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー																		
2102.10	酵母（活性のものに限る。）	R	1																

2102.20	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2102.30	調製したベーキングパウダー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
21.03	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード																			
2103.10	醤油	B		5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2103.20	トマトケチャップその他のトマトソース																			
	トマトケチャップ	P		20.6%	19.9%	19.2%	18.4%	17.7%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%
	その他のトマトソース	P		16.7%	16.4%	16.2%	15.9%	15.6%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%
2103.30	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード																			
	小売用の容器入りにしたもの	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.6%	5.6%	4.7%	3.8%	2.8%	1.9%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2103.90	その他のもの																			
	ソース																			
	マヨネーズ	B		11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	B		9.2%	7.9%	6.6%	5.3%	3.9%	2.6%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	インスタントカレーその他のカレー調製品	B		3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	B		4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		9.2%	7.9%	6.6%	5.3%	3.9%	2.6%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
21.04	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品																			
2104.10	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品																			
	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	B		5.8%	4.7%	3.5%	2.3%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.0%	5.6%	4.2%	2.8%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2104.20	均質混合調製食料品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2105.00	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	R	1																	
21.06	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）																			
2106.10	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質																			

	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の80%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので1個の正味重量が500グラム未満のものを除く。）	X																	
	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの	X																	
	その他のもの																		
	植物性たんぱく	B		9.6%	8.7%	7.7%	6.7%	5.8%	4.8%	3.9%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2106.90	その他のもの																		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品	X																	
	その他のもの																		
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品	X																	
	その他のもの																		
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）																		
	分みつ糖のもの	R	4																
	その他のもの	R	1																
	チューインガム	R	1																
	こんにゃく	R	1																
	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が0.5%を超えるものに限る。）																		
	果汁をもととした調製品（アルコール分が1%未満のものに限る。）	B		27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと																		
	各成分のうち砂糖の重量が最大	R	1																

	のもの																		
	その他のもの	B		18.2%	16.4%	14.5%	12.7%	10.9%	9.1%	7.3%	5.5%	3.6%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ビタミンをもととした栄養補助食品	B		11.4%	10.2%	9.1%	8.0%	6.8%	5.7%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの																		
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの																		
	乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	X																	
	その他のもの	R	4																
	各成分のうち第1212.20号の物品の重量が最大のもの	X																	
	その他のもの	R	4																
	その他のもの																		
	小売用の容器入りにしたもので、容器ともの1個の重量が500グラム以下のもの	R	4																
	しょ糖の含有量が全重量の85%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）、輸入後成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が1キログラムにつき257円を超えるものを除く。）	R	1																
	その他のもの																		
	乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	X																	
	その他のもの	R	4																
	その他のもの																		
	調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の15%を超え30%未満のものに限る。）	X																	
	アルコールを含有しない飲料のもの																		
	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの																		
	第04.10項の物品のもの	B		6.8%	4.5%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの																		
	ビタミンをもととした栄養補助食品	B		10.9%	9.4%	7.8%	6.3%	4.7%	3.1%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	植物性たんぱくを加水分解したもの	B		11.4%	10.2%	9.1%	8.0%	6.8%	5.7%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）その他の第1212.20号の物品のもの																		
	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）	R	1																
	その他のもの	X																	
	その他のもの	P		14.8%	14.5%	14.3%	14.0%	13.8%	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%
第２２類	飲料、アルコール及び食酢																		
22.01	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
22.02	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。）																		
2202.10	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）																		
	砂糖を加えたもの	B		12.2%	11.0%	9.7%	8.5%	7.3%	6.1%	4.9%	3.7%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2202.90	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの	B		12.2%	11.0%	9.7%	8.5%	7.3%	6.1%	4.9%	3.7%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.2%	4.8%	2.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2203.00	ビール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
22.04	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮の																		

	ぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第20.09項のものを除く。）																		
2204.10	スパークリングワイン	X																	
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの																		
2204.21	2リットル以下の容器入りにしたもの	X																	
2204.29	その他のもの	X																	
2204.30	その他のぶどう搾汁																		
	アルコール分が1%未満のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B	21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税	
	その他のもの	B	27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	
	その他のもの																		
	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B	17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	
	その他のもの	B	23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
22.05	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）																		
2205.10	2リットル以下の容器入りにしたもの	X																	
2205.90	その他のもの																		
	アルコール分が1%未満のもの	B	17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	
	その他のもの	X																	
2206.00	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）																		
	アルコール分が1%未満のもの	B	27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	

	その他のもの																			
	清酒及び濁酒	X																		
	その他のもの																			
	発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物	X																		
	その他のもの																			
	麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	バナナ、ごれんし、グーズベリー、ナンカ、サントル、ランサ、レイシ、リュウガン、マンゴー、マンゴスチン、ヤエヤマアオキ、パイナップル、ザクロ、ランブータン、サラカヤシ、サポジラ、シュガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの 注　この証明書については、第二十四条に規定する運用上の手続規則に定める細目を適用するものとし、必要な場合には、日本国政府が当該証明書が真正なものであるか又は正確なものであるかを確認する。タイ政府は、日本国の要請がある場合には、同手続規則に従って、当該証明書が真正なものであるか又は正確なものであるかを確認するための援助を行う。	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																		
22.07	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）																			
2207.10	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）																			
	アルコール分が90%以上のもの																			
	工業用アルコールの製造の用に供するもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																		
	その他のもの																			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	X																		
2207.20	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	X																		
22.08	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料																			
2208.20	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2208.30	ウイスキー	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2208.40	ラム及びタフィア	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2208.50	ジン及びジュネヴァ	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2208.60	ウオッカ	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2208.70	リキュール及びコーディアル	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2208.90	その他のもの																			
	エチルアルコール及び蒸留酒																			
	フルーツブランデー	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	エチルアルコール																			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																		
	その他のもの																			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	糖みつ若しくは精製糖又はその双方及び米の混合物を発酵させたものを蒸留して得られるタイの蒸留酒（カラメルで着色したものに限る。）である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの 注　この証明書については、第二十四条に規定する運用上の手続規則に定める細目を適用するものとし、必要な場合には、日本国政府が当該証明書が真正なものであるか又は正確なものであるかを確認する。タイ政府は、日本国の要請がある場合には、同手続規則に従って、当該証明書が真正なものであるか又は正確なものであるかを確認するため	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	の援助を行う。																		
	その他のもの	X																	
	その他のアルコール飲料																		
	合成清酒及び白酒	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	果汁をもととした飲料（アルコール分が1%未満のものに限る。）	B		27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2209.00	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	B		4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第２３類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料																		
23.01	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
23.02	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
23.03	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2304.00	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2305.00	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
23.06	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2307.00	ぶどう酒かす及びアーゴル	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2308.00	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
23.09	飼料用に供する種類の調製品																		
2309.10	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）																		
	乳糖の含有量が全重量の10%以上のもの	B		1kgにつき、54円49銭に重量比による乳糖の含有率	1kgにつき、48円68銭に重量比による乳糖の含有	1kgにつき、43円27銭に重量比による乳糖の含有	1kgにつき、37円86銭に重量比による乳糖の含有	1kgにつき、32円45銭に重量比による乳糖の含有	1kgにつき、27円5銭に重量比による乳糖の含有率	1kgにつき、21円64銭に重量比による乳糖の含有	1kgにつき、16円23銭に重量比による乳糖の含有	1kgにつき、10円82銭に重量比による乳糖の含有	1kgにつき、5円41銭に重量比による乳糖の含有率	無税	無税	無税	無税	無税	無税

				が10%を超える1%ごとに5円45銭を加えた額	率が10%を超える1%ごとに4円91銭を加えた額	率が10%を超える1%ごとに4円36銭を加えた額	率が10%を超える1%ごとに3円82銭を加えた額	率が10%を超える1%ごとに3円27銭を加えた額	が10%を超える1%ごとに2円73銭を加えた額	率が10%を超える1%ごとに2円18銭を加えた額	率が10%を超える1%ごとに1円64銭を加えた額	率が10%を超える1%ごとに1円9銭を加えた額	が10%を超える1%ごとに55銭を加えた額						
	その他のもの																		
	気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	課税価格が1キログラムにつき70円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の5%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の20%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の10%以上のものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		1kgにつき16円3	1kgにつき14円7	1kgにつき13円9	1kgにつき11円4	1kgにつき9円82	1kgにつき8円18	1kgにつき6円55	1kgにつき4円91	1kgにつき3円27	1kgにつき1円64	無税	無税	無税	無税	無税	無税

				6歳	3歳	歳	5歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳						
2309.90	その他のもの																		
	飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	乳糖の含有量が全重量の10%以上のもの																		
	ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		1kgにつき、47円73銭に重量比による乳脂の含有率が10%を超える1%ごとに4円82銭を加えた額	1kgにつき、42円95銭に重量比による乳脂の含有率が10%を超える1%ごとに4円34銭を加えた額	1kgにつき、38円18銭に重量比による乳脂の含有率が10%を超える1%ごとに3円85銭を加えた額	1kgにつき、33円41銭に重量比による乳脂の含有率が10%を超える1%ごとに3円37銭を加えた額	1kgにつき、28円64銭に重量比による乳脂の含有率が10%を超える1%ごとに2円89銭を加えた額	1kgにつき、23円86銭に重量比による乳脂の含有率が10%を超える1%ごとに2円41銭を加えた額	1kgにつき、19円9銭に重量比による乳脂の含有率が10%を超える1%ごとに1円93銭を加えた額	1kgにつき、14円32銭に重量比による乳脂の含有率が10%を超える1%ごとに1円45銭を加えた額	1kgにつき、9円55銭に重量比による乳脂の含有率が10%を超える1%ごとに96銭を加えた額	1kgにつき、4円77銭に重量比による乳脂の含有率が10%を超える1%ごとに48銭を加えた額	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	第12.14項又は第23.03項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物並びに魚又は海棲哺乳動物のソリュブル	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの																				
	気密容器入りのもの（容器とも1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																				
	課税価格が1キログラムにつき70円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																				
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の5%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の20%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の10%以上のものを除く。）																				
	犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																		
	その他のもの	R	1																		
第２４類	たばこ及び製造たばこ代用品																				
24.01	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
24.02	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	X																			
24.03	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス																				
2403.10	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）	X																			
	その他のもの																				
2403.91	シートたばこ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2403.99	その他のもの																				
	たばこのエキス及びエッセンス	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																			
第２５類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメン																				

	ト																			
2501.00	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水																			
	塩及び純塩化ナトリウム（目開きが2.8ミリメートルのふるい（繊金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の70%以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）	X																		
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2502.00	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2503.00	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.04	天然黒鉛	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.05	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第26類の砂状の金属鉱を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.06	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2507.00	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.08	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第68.06項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2509.00	白亜	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.10	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.11	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第28.16項の酸化バリウムを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2512.00	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が1以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.13	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2514.00	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.15	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が2.5以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかな	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	いか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）																				
25.16	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.17	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第25.15項又は第25.16項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.18	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.19	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.20	天然石膏（こう）及び天然無水石膏（こう）並びに天然石膏（こう）を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2521.00	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.22	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第28.25項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.23	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2524.00	石綿	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.25	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.26	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

25.28	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.29	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.30	鉱物（他の項に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第２６類	鉱石、スラグ及び灰	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第２７類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう																		
27.01	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.02	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2703.00	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2704.00	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2705.00	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2706.00	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.07	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.08	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2709.00	石油及び歴青油（原油に限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油																		
	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）																		
2710.11	軽質油及びその調製品																		
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）																		

	揮発油																		
	低重合度の混合アルキレン	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算95%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）																		
	温度15度における比重が0.8017以下のもの	B	1klにつき1,724円17銭	1klにつき1,379円33銭	1klにつき1,034円50銭	1klにつき689円67銭	1klにつき344円83銭	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	1klにつき1,946円67銭	1klにつき1,557円33銭	1klにつき1,168円	1klにつき778円67銭	1klにつき389円33銭	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	1klにつき1,155円	1klにつき924円	1klにつき693円	1klにつき462円	1klにつき231円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	灯油																		
	低重合度の混合アルキレン	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	1klにつき470円	1klにつき376円	1klにつき282円	1klにつき188円	1klにつき94円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	軽油																		
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	1klにつき1,047円50銭	1klにつき838円	1klにつき628円50銭	1klにつき419円	1klにつき209円50銭	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2710.19	その他のもの																		
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）																		

| | | |

	その他のもの																		
	硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの	B		1klにつき1,980円	1klにつき1,584円	1klにつき1,188円	1klにつき792円	1klにつき396円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		1klにつき2,668円33銭	1klにつき2,134円67銭	1klにつき1,601円	1klにつき1,067円33銭	1klにつき533円67銭	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	廃油																		
2710.91	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2710.99	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.11	石油ガスその他のガス状炭化水素	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.12	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.13	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.14	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2715.00	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第２８類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第２９類	有機化学品																		
29.01	非環式炭化水素	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.02	環式炭化水素	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.04	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.05	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体																		
	飽和一価アルコール																		
2905.11	メタノール（メチルアルコール）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

2905.12	プロパン-1-オール（プロピルアルコール）及びプロパン-2-オール（イソプロピルアルコール）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.13	ブタン-1-オール（ノルマル-ブチルアルコール）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.14	その他のブタノール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.15	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.16	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.17	ドデカン-1-オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン-1-オール（セチルアルコール）及びオクタデカン-1-オール（ステアリルアルコール）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.19	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	不飽和一価アルコール																			
2905.22	非環式テルペンアルコール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.29	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	二価アルコール																			
2905.31	エチレングリコール（エタンジオール）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.32	プロピレングリコール（プロパン-1,2-ジオール）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.39	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の多価アルコール																			
2905.41	2-エチル-2-（ヒドロキシメチル）プロパン-1,3-ジオール（トリメチロールプロパン）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.42	ペンタエリトリトール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.43	マンニトール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.44	D-グルシトール（ソルビトール）	R	1																	
2905.45	グリセリン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.49	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体																			
2905.51	エトクロルビノール（ＩＮＮ）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.59	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.06	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体																			
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコー																			

	ル及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体																		
2906.11	メントール	B		6.5%（その率が1kgにつき164円7銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.8%（その率が1kgにつき147円67銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.2%（その率が1kgにつき131円26銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	4.5%（その率が1kgにつき114円85銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.9%（その率が1kgにつき98円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.2%（その率が1kgにつき82円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	2.6%（その率が1kgにつき65円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき49円22銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.3%（その率が1kgにつき32円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	0.6%（その率が1kgにつき16円41銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2906.12	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2906.13	ステロール及びイノシトール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2906.14	テルピネオール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2906.19	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	芳香族アルコール及びその誘導体																		
2906.21	ベンジルアルコール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2906.29	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.07	フェノール及びフェノールアルコール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.08	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.10	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2911.00	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.12	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2913.00	第29.12項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.14	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.15	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	らのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体																			
29.16	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.17	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.18	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体																			
	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体																			
2918.11	乳酸並びにその塩及びエステル	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.12	酒石酸	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.13	酒石酸の塩及びエステル	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.14	くえん酸	R	1																	
2918.15	くえん酸の塩及びエステル																			
	くえん酸カルシウム	X																		
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.16	グルコン酸並びにその塩及びエステル	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.19	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体																			
2918.21	サリチル酸及びその塩	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.22	オルト-アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.23	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.29	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.30	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.90	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2919.00	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、ス	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	ルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体																			
29.20	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.21	アミン官能化合物	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.22	酸素官能のアミノ化合物																			
	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩																			
2922.11	モノエタノールアミン及びその塩	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.12	ジエタノールアミン及びその塩	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.13	トリエタノールアミン及びその塩	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.14	デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.19	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩																			
2922.21	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.22	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.29	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩																			
2922.31	アンフェプラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.39	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩																			
2922.41	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.42	グルタミン酸及びその塩																			
	グルタミン酸ソーダ	B	4.3%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.43	アントラニル酸及びその塩	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.44	チリジン（ＩＮＮ）及びその塩	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

2922.49	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.50	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.23	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.24	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.25	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.26	ニトリル官能化合物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2927.00	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2928.00	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.29	その他の窒素官能基を有する化合物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.30	有機硫黄化合物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2931.00	その他のオルガノインオルガニック化合物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.32	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.33	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.34	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2935.00	スルホンアミド	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.36	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.37	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.38	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.39	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2940.00	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	ルの塩（第29.37項から第29.39項までの物品を除く。）																			
29.41	抗生物質	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2942.00	その他の有機化合物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３０類	医療用品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３１類	肥料	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３２類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３３類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類																			
33.01	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション																			
	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）																			
3301.11	ベルガモットのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.12	オレンジのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.13	レモンのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.14	ライムのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.19	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）																			
3301.21	ゼラニウムのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.22	ジャスミンのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.23	ラベンダー又はラバンジンのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.24	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.25	その他のミントのもの																			
	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスから採取したものに限る。）																			
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の65%を超えるもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		4.7%	4.1%	3.4%	2.7%	2.0%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.26	ベチベルのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.29	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

3301.30	レジノイド	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.90	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
33.02	香気性物質の混合物及び1以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3303.00	香水類及びオーデコロン類	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
33.04	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
33.05	頭髪用の調製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
33.06	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
33.07	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３４類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３５類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素																			
35.01	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
35.02	アルブミン（2以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の80%を超えるものに限る。）及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3503.00	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第35.01項のカゼイングルーを除く。）																			
	ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシングラス	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																		
3504.00	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
35.05	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又は																			

	デキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤																			
3505.10	デキストリンその他の変性でん粉																			
	エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	Q	7																	
	その他のもの	R	1																	
3505.20	膠着剤	R	1																	
35.06	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が1キログラム以下のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
35.07	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３６類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３７類	写真用又は映画用の材料	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３８類	各種の化学工業生産品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３９類	プラスチック及びその製品																			
39.01	エチレンの重合体（一次製品に限る。）																			
3901.10	比重が0.94未満のポリエチレン																			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B		5.4%	4.3%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3901.20	比重が0.94以上のポリエチレン																			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B		5.4%	4.3%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3901.30	エチレン-酢酸ビニル共重合体																			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B		2.3%	1.9%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3901.90	その他のもの																			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B		2.3%	1.9%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.02	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）																			
3902.10	ポリプロピレン																			

	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	5.4%	4.3%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3902.20	ポリイソブチレン																		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	2.3%	1.9%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3902.30	プロピレンの共重合体																		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	2.3%	1.9%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3902.90	その他のもの																		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	2.3%	1.9%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.03	スチレンの重合体（一次製品に限る。）																		
	ポリスチレン																		
3903.11	多泡性のもの																		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	3.3%	2.6%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3903.19	その他のもの																		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	5.4%	4.3%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3903.20	スチレン-アクリロニトリル（ＳＡＮ）共重合体																		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	2.6%	2.1%	1.6%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3903.30	アクリロニトリル-ブタジエン-スチレン（ＡＢＳ）共重合体																		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	2.6%	2.1%	1.6%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3903.90	その他のもの																			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	2.6%	2.1%	1.6%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.04	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.05	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.06	アクリル重合体（一次製品に限る。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.08	ポリアミド（一次製品に限る。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.09	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3910.00	シリコーン（一次製品に限る。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.11	石油樹脂、クマロン-インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注３のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.12	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.13	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3914.00	第39.01項から第39.13項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.15	プラスチックのくず	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.16	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が1ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.17	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.18	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注９のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.19	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）																			
39.20	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.21	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.22	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.23	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.24	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.25	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.26	その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４０類	ゴム及びその製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４１類	原皮（毛皮を除く。）及び革																			
41.01	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）																			
4101.20	全形の原皮（重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。）																			
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4101.50	全形の原皮（16キログラムを超えるものに限る。）																			
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4101.90	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）																			
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの																		
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.02	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注１(c)の規定により除かれているものを含まない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.03	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注１の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）																		
4103.10	やぎのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4103.20	爬虫類のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4103.30	豚のもの																		
	なめし過程にないもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4103.90	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.04	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）																		
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの																		
4104.11	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット																		
	クロムなめしのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4104.19	その他のもの																		
	クロムなめしのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	乾燥状態（クラスト）のもの																		
4104.41	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット																		
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの																		
	クロムなめしのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの																		
	染着色したもの																		
	染着色したもの（全形の牛の皮（表面積が1枚につき2.6平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）	B		12.1%	10.9%	9.7%	8.5%	7.3%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4104.49	その他のもの																		
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの																		
	クロムなめしのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	染着色したもの	B		14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.05	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）																		
4105.10	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4105.30	乾燥状態（クラスト）のもの																		
	染着色したもの	B		14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.06	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）																		
	やぎのもの																		
4106.21	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4106.22	乾燥状態（クラスト）のもの																		
	染着色したもの	B		14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	豚のもの																		
4106.31	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	B		1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4106.32	乾燥状態（クラスト）のもの																		
	染着色したもの	B		1.4%	1.2%	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
4106.40	爬虫類のもの																		
	植物性前なめしをしたもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの																		
	染着色したもの																		
	わに又はとかげのもの	B	1.8%	1.5%	1.3%	1.0%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの																		
4106.91	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
4106.92	乾燥状態（クラスト）のもの																		
	染着色したもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
41.07	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめし又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。）																		
	全形の革																		
4107.11	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）																		
	パーチメント仕上げをしたもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの																		
	染着色し又は模様付けしたもの																		
	染着色したもの（牛革（表面積が1枚につき2.6平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	B	12.1%	10.9%	9.7%	8.5%	7.3%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	B	14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
4107.12	グレーンスプリット																		
	パーチメント仕上げをしたもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの																		
	染着色し又は模様付けしたもの																		
	染着色したもの（牛革（表面積が1枚につき2.6平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	B	12.1%	10.9%	9.7%	8.5%	7.3%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	

	その他のもの	B		14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4107.19	その他のもの																		
	パーチメント仕上げをしたもの	B		1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	染着色し又は模様付けしたもの	B		14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの（サイドを含む。）																		
4107.91	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）																		
	パーチメント仕上げをしたもの	B		1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	染着色し又は模様付けしたもの																		
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	B		12.1%	10.9%	9.7%	8.5%	7.3%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4107.92	グレーンスプリット																		
	パーチメント仕上げをしたもの	B		1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	染着色し又は模様付けしたもの																		
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	B		12.1%	10.9%	9.7%	8.5%	7.3%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4107.99	その他のもの																		
	パーチメント仕上げをしたもの	B		1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	染着色し又は模様付けしたもの	B		14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4112.00	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。）																		
	パーチメント仕上げをしたもの	B		1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		

	染着色し又は模様付けしたもの	B	14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
41.13	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。）																		
4113.10	やぎのもの																		
	パーチメント仕上げをしたもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの																		
	染着色し又は模様付けしたもの	B	14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
4113.20	豚のもの																		
	パーチメント仕上げをしたもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの																		
	染着色し又は模様付けしたもの	B	1.4%	1.2%	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
4113.30	爬虫類のもの																		
	パーチメント仕上げをしたもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの																		
	染着色し又は模様付けしたもの																		
	わに革及びとかげ革	B	1.8%	1.5%	1.3%	1.0%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
4113.90	その他のもの																		
	パーチメント仕上げをしたもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの																		
	染着色し又は模様付けしたもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
41.14	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー	X																	
41.15	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉																		

4115.10	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）	B		1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4115.20	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	B		0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４２類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品																		
4201.00	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	B		0.9%	0.8%	0.7%	0.5%	0.4%	0.3%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
42.02	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器																		
	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器																		
4202.11	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの																		
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）	B		11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4202.12	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの																		
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）	B		11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	B		5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.2%	2.8%	2.3%	1.8%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4202.19	その他のもの	B		0.7%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含む																		

	ものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）																		
4202.21	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの																		
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるもの																		
	革製又はパテントレザー製のもの	B	9.8%	8.4%	7.0%	5.6%	4.2%	2.8%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	B	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの																		
	革製又はパテントレザー製のもの	B	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	B	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
4202.22	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの																		
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるもの	B	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	B	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
4202.29	その他のもの	B	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品																		
4202.31	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの																		
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）	B	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	B	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
4202.32	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの																		
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）	B	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	B	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
4202.39	その他のもの	B	0.7%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの																		
4202.91	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	B	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	

4202.92	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	B		5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4202.99	その他のもの																		
	木製のもの	B		0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	B		0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
42.03	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）																		
4203.10	衣類																		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B		14.0%	12.0%	10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	手袋、ミトン及びミット																		
4203.21	特に運動用に製造したもの																		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	X																	
	その他のもの	X																	
4203.29	その他のもの																		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの																		
	革製のもの	B		12.3%	10.5%	8.8%	7.0%	5.3%	3.5%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	コンポジションレザー製のもの	B		14.0%	12.0%	10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
4203.30	ベルト及び負い革																		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B		14.0%	12.0%	10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
4203.40	その他の衣類附属品																		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B		14.0%	12.0%	10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	B		8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4204.00	機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品																		
	ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー	B		3.2%	2.7%	2.3%	1.8%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4205.00	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	B		5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
42.06	腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱（けん）の製品	B		0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４３類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品																		
43.01	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第41.01項から第41.03項までの原皮を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
43.02	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03項のものを除く。）	X																	
43.03	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	X																	
4304.00	人造毛皮及びその製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４４類	木材及びその製品並びに木炭																		

44.01	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4402.00	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.03	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.04	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4405.00	木毛及び木粉	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.06	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.07	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.08	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメー																		

	トル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）																			
4408.10	針葉樹のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	熱帯産木材（この類の号注１のものに限る。）のもの																			
4408.31	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ																			
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	B	3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	合板用単板	B	2.7%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4408.39	その他のもの																			
	パドック（かりん）のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ジェルトンのもの（長さが20センチメートル以下で、幅が8センチメートル以下のものに限る。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	チークのもの																			
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	B	3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	B	3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	合板用単板	B	2.7%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4408.90	その他のもの																			
	つげ、たがやさん（カスィア・スィアメア）、紅木、したん又はこくたんのもの																			
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	B	3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	B	3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	合板用単板	B	2.7%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.09	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）																			
4409.10	針葉樹のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4409.20	針葉樹以外のもの																			
	引抜材（竹製のものに限る。）	B		4.1%	3.7%	3.3%	2.9%	2.5%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.10	パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）																			
	オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード（木材のものに限る。）																			
4410.21	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの																			
	板状のもの	B		3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		2.7%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4410.29	その他のもの																			
	板状のもの	B		3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		2.7%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの（木材のものに限る。）																			
4410.31	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの																			
	板状のもの	B		3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		2.7%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4410.32	メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの																			
	板状のもの	B		3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		2.7%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4410.33	プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの																			
	板状のもの	B		3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		2.7%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4410.39	その他のもの																			
	板状のもの	B		3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	B		2.7%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4410.90	その他のもの																		
	板状のもの	B		4.3%	3.9%	3.4%	3.0%	2.6%	2.2%	1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.6%	3.2%	2.9%	2.5%	2.2%	1.8%	1.4%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.11	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	B		1.4%	1.3%	1.1%	1.0%	0.9%	0.7%	0.6%	0.4%	0.3%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	R	1																
4413.00	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4414.00	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.15	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4416.00	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4417.00	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.18	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4419.00	木製の食卓用品及び台所用品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.20	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第94類に属しない木製の家具	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.21	その他の木製品																		
4421.10	衣類用ハンガー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4421.90	その他のもの																		
	竹製のくし	B		5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４５類	コルク及びその製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４６類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物																		
46.01	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）																		

4601.20	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）																			
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	B		5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
4601.91	植物性材料製のもの																			
	むしろ、こも及びアンペラ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの																			
	量表	B		5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4601.99	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
46.02	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第46.01項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４７類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４８類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４９類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５０類	絹及び絹織物																			
5001.00	繭（繰糸に適するものに限る。）	X																		
5002.00	生糸（よってないものに限る。）																			
	野蚕のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
50.03	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
5004.00	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
5005.00	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
5006.00	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

50.07	絹織物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５１類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５２類	綿及び綿織物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５３類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５４類	人造繊維の長繊維及びその織物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５５類	人造繊維の短繊維及びその織物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５６類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５７類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５８類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５９類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６０類	メリヤス編物及びクロセ編物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６１類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６２類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６３類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６４類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品																			
64.01	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）																			
6401.10	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）																			
	スキー靴	X																		
	その他のもの	B		5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の履物																			
6401.91	ひざを覆うもの	B		5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6401.92	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）																			
	スキー靴	X																		
	その他のもの	B		5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6401.99	その他のもの	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

64.02	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）																				
	スポーツ用の履物																				
6402.12	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ																				
	スキー靴	X																			
	スノーボードブーツ	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
6402.19	その他のもの	B		5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
6402.20	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）	B		5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
6402.30	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）	B		5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他の履物																				
6402.91	くるぶしを覆うもの	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
6402.99	その他のもの																				
	短靴	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	X																			
64.03	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）																				
	スポーツ用の履物																				
6403.12	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ	X																			
6403.19	その他のもの	X																			
6403.20	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）																				
	室内用履物	B		21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税		
	その他のもの	B		19.6%	17.7%	15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税		
6403.30	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）																				
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）	B		19.6%	17.7%	15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税		
	その他のもの																				
	スリッパ	X																			
	その他のもの	B		21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税		
6403.40	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）																				
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレ	B		19.6%	17.7%	15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税		

	ザー製のもの																	
	その他のもの	B		21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の履物（本底が革製のものに限る。）																	
6403.51	くるぶしを覆うもの																	
	室内用履物	B		21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X																
	その他のもの	B		19.6%	17.7%	15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6403.59	その他のもの																	
	スリッパその他の室内用履物																	
	スリッパ	X																
	その他のもの	B		21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X																
	その他のもの	B		19.6%	17.7%	15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の履物																	
6403.91	くるぶしを覆うもの																	
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）																	
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X																
	その他のもの	B		19.6%	17.7%	15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X																
	その他のもの	B		21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6403.99	その他のもの																	
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）																	
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X																
	その他のもの	B		19.6%	17.7%	15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X																

	その他のもの	B	21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
64.04	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）																		
	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）																		
6404.11	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物	B	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6404.19	その他のもの																		
	甲に毛皮を使用したもの																		
	甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）	B	21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	X																	
	その他のもの																		
	地下たび及びキャンバスシューズ	B	5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	B	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
6404.20	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）																		
	甲に毛皮を使用したもの																		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	B	21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	X																	
	本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）																		
	キャンバスシューズ																		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）	B	15.7%	14.2%	12.6%	11.0%	9.4%	7.9%	6.3%	4.7%	3.1%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	X																	
	その他のもの																		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	B	21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	X																	
	その他のもの	B	5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
64.05	その他の履物																		

6405.10	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの																		
	本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）																		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	B		21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
	本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.0%	2.6%	2.1%	1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6405.20	甲が紡織用繊維製のもの	B		3.0%	2.6%	2.1%	1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6405.90	その他のもの																		
	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの																		
	甲に毛皮を使用したもの																		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	B		21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
	その他のもの																		
	本底が革製のもの																		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	B		21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
	その他のもの	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.0%	2.6%	2.1%	1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
64.06	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品																		
6406.10	甲及びその部分品（しんを除く。）																		
	革製のもの及び毛皮を使用したもの	X																	
	その他のもの	B		3.0%	2.6%	2.1%	1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6406.20	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	B		3.0%	2.6%	2.1%	1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		

6406.91	木製のもの																			
	毛皮を使用したもの	X																		
	その他のもの	B		3.0%	2.6%	2.1%	1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6406.99	その他の材料製のもの																			
	革製のもの及び毛皮を使用したもの	X																		
	その他のもの	B		3.0%	2.6%	2.1%	1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６５類	帽子及びその部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６６類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６７類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６８類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６９類	陶磁製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第７０類	ガラス及びその製品																			
7001.00	ガラスのくず及び塊	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.02	ガラスの球（第70.18項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.03	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.04	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.05	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
7006.00	ガラス（第70.03項から第70.05項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.07	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
7008.00	断熱用複層ガラス	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.09	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.10	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.11	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）																				
7012.00	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.13	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第70.10項又は第70.18項のものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
7014.00	ガラス製の信号用品及び光学用品（第70.15項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.15	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.16	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.17	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.18	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が1ミリメートル以下のものに限る。）																				
7018.10	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
7018.20	ガラス製のマイクロスフィア（直径が1ミリメートル以下のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
7018.90	その他のもの																				
	貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの	B		5.8%	5.0%	4.1%	3.3%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.19	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
7020.00	その他のガラス製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第７１類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第７２類	鉄鋼	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

第７３類	鉄鋼製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第７４類	銅及びその製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第７５類	ニッケル及びその製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第７６類	アルミニウム及びその製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第７８類	鉛及びその製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第７９類	亜鉛及びその製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８０類	すず及びその製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８１類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８２類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８３類	各種の卑金属製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８４類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８５類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８６類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８７類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８８類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８９類	船舶及び浮き構造物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第９０類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第９１類	時計及びその部分品																		
91.01	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.02	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第91.01項のものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.03	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第91.04項の時計を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9104.00	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.05	その他の時計（携帯用時計を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

91.06	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9107.00	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.08	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.09	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.10	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.11	携帯用時計のケース及びその部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.12	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.13	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品																		
9113.10	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9113.20	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9113.90	その他のもの																		
	革製又はコンポジションレザー製のもの																		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B		14.0%	12.0%	10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの	B		1.8%	1.5%	1.3%	1.0%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.14	その他の時計の部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第９２類	楽器並びにその部分品及び附属品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第９３類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第９４類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物																		
94.01	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項の																		

	ものを除く。）及びその部分品																			
9401.10	航空機に使用する種類の腰掛け	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9401.20	自動車に使用する種類の腰掛け	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9401.30	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9401.40	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9401.50	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）																			
9401.61	アップホルスターのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9401.69	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）																			
9401.71	アップホルスターのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9401.79	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9401.80	その他の腰掛け	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9401.90	部分品																			
	革製のもの	B		3.3%	2.9%	2.4%	1.9%	1.4%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
94.02	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
94.03	その他の家具及びその部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
94.04	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
94.05	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9406.00	プレハブ建築物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第９５類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第９６類	雑品																			

96.01	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9602.00	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第35.03項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
96.03	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9604.00	手ふるい	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9605.00	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	B		4.6%	4.0%	3.3%	2.6%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
96.06	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
96.07	スライドファスナー及びその部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
96.08	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
96.09	鉛筆（第96.08項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9610.00	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9611.00	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺（なつ）又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
96.12	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

96.13	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
96.14	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
96.15	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第85.16項の物品を除く。）及びこれらの部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
96.16	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9617.00	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9618.00	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第９７類	美術品、収集品及びこっとう	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

（タイの表に係る第三部は省略）

附属書二（第三章関係）　品目別規則

第一節　一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

(a) 特定の項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次節の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。

(b) 関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件は、非原産材料についてのみ適用する。

(c) この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。

(d) 次の定義を適用する。

「部」とは、統一システムの部をいう。

「類」とは、統一システムの類をいう。

「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

(e) この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

(f) 第三十条に規定する特定の割合であって、産品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。

(i) 統一システムの第一九類から第二四類までの各類に規定する産品については、当該産品の価額の七パーセント

(ii) 統一システムの第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する産品については、当該産品の価額の十パーセント

(iii) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する産品については、当該産品の重量の十パーセント

注釈１　「非原産材料の価額」とは、第二十八条６の規定に従って決定される価額をいう。

注釈２　「当該産品の価額」とは、第二十八条４(b)に規定する本船渡しの価額又は同条５に規定する価額をいう。

(g) 千九百九十六年十二月十三日の世界貿易機関の閣僚会議において採択された情報技術製品の貿易に関

する閣僚宣言の付表Ａ又はＢが対象とする産品であって、締約国において他の産品を生産する材料として使用されるものについては、同閣僚宣言の付表Ａ又はＢが対象とする産品について適用される品目別規則にかかわらず、当該締約国の原産材料とみなすことができる。ただし、同閣僚宣言の付表Ａ又はＢが対象とする産品がいずれかの締約国において組み立てられる場合（当該産品が第八五四一・一〇号から第八五四二・九〇号までの各号に分類される場合を除く。）に限る。

第二節　品目別規則

第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）

第一類　動物（生きているものに限る。）

○一・○一―○一・○六	第○一・○一項から第○一・○六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二類　肉及び食用のくず肉

○二・○一―○二・一○	第○二・○一項から第○二・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第一類の材料からの変更を除く。）

第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

○三・○一―○三・○七	第○三・○一項から第○三・○七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

○四・○一―○四・○三	第○四・○一項から第○四・○三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
○四・○四	第○四・○四項の産品への他の項の材料からの変更
○四・○五	第○四・○五項の産品への他の類の材料からの変更
○四・○六	第○四・○六項の産品への他の項の材料からの変更
○四・○七―○四・一○	第○四・○七項から第○四・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

○五・○一―○五・一一	第○五・○一項から第○五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二部　植物性生産品（第六類から第一四類まで）

第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

○六○一・一○―○六○四・九九	第○六○一・一○号から第○六○四・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第七類　食用の野菜、根及び塊茎

注釈　第○七一○・二二号又は第○七一○・二九号の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a)　当該第三国からの直接輸送

(b)　積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

○七○一・一○―○七一○・二二	第○七○一・一○号から第○七一○・二二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
○七一○・二二―○七一○・二九	第○七一○・二二号又は第○七一○・二九号の産品への他の項の材料からの変更（第○七・○八項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される場合に限る。）
○七一○・三○―○七一四・九○	第○七一○・三○号から第○七一四・九○号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

○八・○一―○八・一四	第○八・○一項から第○八・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料

○九・○一	第○九・○一項の産品への他の類の材料からの変更

○九・○二―○九・○三	第○九・○二項又は第○九・○三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
○九○四・一一	第○九○四・一一号の産品への他の類の材料からの変更
○九○四・一二	第○九○四・一二号の産品への他の号の材料からの変更
○九○四・二○―○九○六・一○	第○九○四・二○号から第○九○六・一○号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
○九○六・二○	第○九○六・二○号の産品への他の号の材料からの変更
○九○七・○○―○九一○・五○	第○九○七・○○号から第○九一○・五○号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
○九一○・九一	第○九一○・九一号の産品への他の号の材料からの変更
○九一○・九九	第○九一○・九九号の産品への他の類の材料からの変更

第一〇類　穀物

一○・○一―一○・○八	第一○・○一項から第一○・○八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

一一・○一―一一・○四	第一一・○一項から第一一・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
一一・○五	第一一・○五項の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
一一○六・一○	第一一○六・一○号の産品への他の類の材料からの変更
一一○六・二○	第一一○六・二○号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
一一○六・三○	第一一○六・三○号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
一一・○七―一一・○九	第一一・○七項から第一一・○九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

一二・○一―一二・一四	第一二・○一項から第一二・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

一三・○一―一三・○二	第一三・○一項又は第一三・○二項の産品への他の類の材料からの変更

第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

一四・○一―一四・○四	第一四・○一項から第一四・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）

第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五○一・○○―一五一五・五○	第一五○一・○○号から第一五一五・五○号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一五一五・九○	第一五一五・九○号の米油及びその分別物への他の類の材料からの変更（第一○類、第一一類又は第一三類の材料からの変更を除く。）
一五・一六―一五・一八	第一五一五・九○号のその他の産品への他の類の材料からの変更
一五・二○	第一五・一六項から第一五・一八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
一五・二一―一五・二二	第一五・二○項の産品への他の項の材料からの変更
	第一五・二一項又は第一五・二二項の産品への他の類の材料からの変更

第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）

第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

注釈1　第一六○四・一四号の適用上、インド洋まぐろ類委員会の登録簿（以下この協定において「IOTCの登録簿」という。）への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる非原産材料は、当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要な作業以外のいかなる作業も行われることなく、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に輸送されなければならない。

注釈2　第一六○四・一三号、第一六○四・一五号、第一六○四・二○号及び第一六○五・二○号の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られる非原産材料又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

一六・〇一―一六・〇二	(a)　当該第三国からの直接輸送 (b)　積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。
一六・〇三 一六〇四・一一―一六〇四・一二	第一六・〇二項又は第一六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）
一六〇四・一三	第一六〇四・一一号又は第一六〇四・一二号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）
一六〇四・一四	第一六〇四・一三号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）
一六〇四・一五	第一六〇四・一四号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがＩＯＴＣの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。）
一六〇四・一六―一六〇四・一九	第一六〇四・一五号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）
一六〇四・二〇	第一六〇四・一六号又は第一六〇四・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）
一六〇四・三〇―一六〇五・一〇	第一六〇四・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）
一六〇五・二〇	第一六〇四・三〇号又は第一六〇五・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。） 第一六〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）
一六〇五・三〇―一六〇五・九〇	第一六〇五・三〇号から第一六〇五・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）

第一七類　糖類及び砂糖菓子

一七・〇一	第一七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）
一七〇二・一一―一七〇二・一九	第一七〇二・一一号又は第一七〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。）
一七〇二・二〇―一七〇二・四〇	第一七〇二・二〇号から第一七〇二・四〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一七〇二・五〇	第一七〇二・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一一類の材料からの変更を除く。）
一七〇二・六〇―一七〇二・九〇	第一七〇二・六〇号又は第一七〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）
一七・〇三	第一七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
一七・〇四	第一七・〇四項の産品への他の類の材料からの変更

第一八類　ココア及びその調製品

注釈　第一八〇三・二〇号及び第一八・〇五項の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a)　当該第三国からの直接輸送

(b)　積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

一八・〇一―一八・〇二	第一八・〇一項又は第一八・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
一八〇三・一〇	第一八〇三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第一八・〇一項の非原産材料であるカカオ豆の重量が産品の重量の五十パーセント以下である場合に限る。）
一八〇三・二〇	第一八〇三・二〇号の産品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第一八・〇一項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重

一八・〇四 一八・〇五	量が、産品の重量の五十パーセント以上である場合に限る。） 第一八・〇四項の産品への他の項の材料からの変更 第一八・〇五項の産品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第一八・〇一項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重量が、産品の重量の五十パーセント以上である場合に限る。）
一八〇六・一〇―一八〇六・二〇 一八〇六・三一 一八〇六・三二 一八〇六・九〇	第一八〇六・一〇号又は第一八〇六・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 第一八〇六・三一号の産品への他の号の材料からの変更 第一八〇六・三二号の産品への他の類の材料からの変更 第一八〇六・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

注釈　第一九〇五・九〇号の適用上、

(a)　東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i)　当該第三国からの直接輸送

(ii)　積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

(b)　東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料であって産品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は当該第三国において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

一九〇一・一〇	第一九〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
一九〇一・二〇	第一九〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
一九〇一・九〇―一九〇二・四〇	第一九〇一・九〇号から第一九〇二・四〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一九・〇三	第一九・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第一一類の材料からの変更を除く。）
一九〇四・一〇―一九〇五・四〇	第一九〇四・一〇号から第一九〇五・四〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一九〇五・九〇	第一九〇五・九〇号の主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたものへの他の類の材料からの変更（第一一・〇五項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される場合に限る。） 第一九〇五・九〇号のその他の産品への他の類の材料からの変更

第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注釈　第二〇〇一・一〇号から第二〇〇五・六〇号までの各号、第二〇〇五・八〇号から第二〇〇七・一〇号までの各号、第二〇〇八・一一号、第二〇〇八・一九号、第二〇〇八・四〇号から第二〇〇八・九一号までの各号、第二〇〇九・六一号、第二〇〇九・六九号及び第二〇〇九・八〇号の適用上、

(a)　東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i)　当該第三国からの直接輸送

(ii)　積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

(b)　東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料であって産品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は当該第三国において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

二〇〇一・一〇	第二〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される場合に限る。）
二〇〇一・九〇	第二〇〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される場合に限る。）
二〇〇二・一〇―二〇〇四・一〇	第二〇〇二・一〇号から第二〇〇四・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東

南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

第二〇〇四・九〇号の産品（への他の類の材料からの変更（第七類又は第一一類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

第二〇〇五・一〇号又は第二〇〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

第二〇〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第一一類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

第二〇〇五・五一号から第二〇〇五・六〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

第二〇〇五・七〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）

第二〇〇五・八〇号又は第二〇〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

第二〇・〇六項の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

第二〇〇七・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

第二〇〇七・九一号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）

第二〇〇七・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）

第二〇〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

第二〇〇八・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

第二〇〇八・二〇―二〇〇八・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）

第二〇〇八・四〇―二〇〇八・九一号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

第二〇〇八・九二―二〇〇八・九九号の産品への他の類の材料からの変更

第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・四九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）

第二〇〇九・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇二項の材料からの変更を除く。）

第二〇〇九・六一号又は第二〇〇九・六九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

第二〇〇九・七一―二〇〇九・七九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）

第二〇〇九・八〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

第二〇〇九・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）

第二一類　各種の調製食料品

二一〇一・一一	第二一〇一・一一号の産品への他の類の材料からの変更
二一〇一・一二―二一〇一・二〇	第二一〇一・一二号若しくは第二一〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二一〇一・一二号又は第二一〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二一〇一・三〇	第二一〇一・三〇号のいったひき割り大麦若しくは裸麦のティーバッグであって小売用にしたものへの他の類の材料からの変更（第一〇類又は第一九類の材料からの変更を除く。）
二一〇二・一〇―二一〇三・一〇	第二一〇二・一〇号から第二一〇三・一〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
二一〇三・二〇	第二一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第二〇類の材

二一〇二・三〇	料からの変更を除く。）
二一〇三・九〇	第二一〇三・三〇号の産品への他の類の材料からの変更
二一〇四・一〇―二一〇六・一〇	第二一〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
二一〇六・九〇	第二一〇四・一〇号から第二一〇六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二一〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第二二類　飲料、アルコール及び食酢	
二二〇一・一〇―二二〇二・一〇	第二二〇一・一〇号から第二二〇二・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二二〇二・九〇	
二二〇三・〇〇―二二〇四・二九	第二二〇三・〇〇号から第二二〇四・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二二〇四・三〇―二二〇六・〇〇	第二二〇四・三〇号から第二二〇六・〇〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）
二二・〇七	第二二・〇七項の産品への他の類の材料からの変更
二二〇八・二〇―二二〇八・六〇	第二二〇八・二〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）
二二〇八・七〇	第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二二〇八・九〇	第二二〇八・九〇号の合成清酒若しくは料理用酒（みりん）への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 第二二〇八・九〇号の飲料（果汁をもととしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。）への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）
二二・〇九	第二二〇八・九〇号のその他の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。） 第二二・〇九項の産品への他の項の材料からの変更
第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	
二三・〇一	第二三・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
二三・〇二	第二三・〇二項の産品への他の項の材料からの変更
二三・〇三	第二三・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
二三・〇四―二三・〇八	第二三・〇四項から第二三・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二三・〇九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二三・〇九	
第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品	
二四〇一・一〇―二四〇一・二〇	第二四〇一・一〇号又は第二四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
二四〇一・三〇	第二四〇一・三〇号の産品への他の号の材料からの変更
二四・〇二―二四・〇三	第二四・〇二項又は第二四・〇三項の産品への他の項の材料からの変更
第五部　鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）	
第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	
二五〇一・〇〇―二五二〇・一〇	第二五〇一・〇〇号から第二五二〇・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二五二〇・二〇	第二五二〇・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
二五・二一	第二五・二一項の産品への他の類の材料からの変更
二五二二・一〇	第二五二二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五二二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二五二二・二〇	第二五二二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五二二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二五二二・三〇	第二五二二・三〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五二二・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二五・二三	第二五・二三項の産品への他の項の材料からの変更
二五・二四―二五・三〇	第二五・二四項から第二五・三〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第二六類　鉱石、スラグ及び灰	
二六・〇一―二六・一七	第二六・〇一項から第二六・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
二六・一八―二六・二二	第二六・一八項から第二六・二二項までの各項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二六・一八項から第二六・二二項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二七類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう 注釈　この類の適用上、「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。 (a)　水その他の溶媒への溶解 (b)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去 (c)　結晶水の追加又は除去	
二七・〇一―二七・〇三 二七・〇四―二七・〇八	第二七・〇一項から第二七・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第二七・〇四項から第二七・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応の工程を経ること（第二七・〇四項から第二七・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二七・〇九 二七一〇・一一―二七一〇・一九	第二七・〇九項の産品への他の類の材料からの変更 第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応の工程を経ること（第二七一〇・一一号又は第二七一〇・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二七一〇・九一―二七一〇・九九	第二七一〇・九一号又は第二七一〇・九九号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二七一〇・九一号又は第二七一〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二七一一・一一 二七一一・一二―二七一一・一九	第二七一一・一一号の産品への他の類の材料からの変更 第二七一一・一二号から第二七一一・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応の工程を経ること（第二七一一・一二号から第二七一一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二七一一・二一 二七一一・二九―二七一五・〇〇	第二七一一・二一号の産品への他の類の材料からの変更 第二七一一・二九号から第二七一五・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応の工程を経ること（第二七一一・二九号から第二七一五・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで） 注釈　第二八類から第三八類までの各類の適用上、 (a)　「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。 (i)　水その他の溶媒への溶解 (ii)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去 (iii)　結晶水の追加又は除去 (b)　「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であって、次のいずれかに該当するものをいう。 (i)　存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程 (ii)　一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程 (AA)　医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質 (BB)　分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬 (CC)　マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分 (DD)　特殊光学的用途 (EE)　生物工学的用途 (FF)　分離工程に用いる支持体 (GG)　原子力等級用途 (c)　「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。 (d)　「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。 (i)　微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変 (ii)　細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製	

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	
二八〇一・一〇―二八〇四・五〇	第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八〇四・六一	第二八〇四・六一号の産品への他の号の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇四・六一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八〇四・六一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八〇四・六九―二八〇九・一〇	第二八〇四・六九号から第二八〇九・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇四・六九号から第二八〇九・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八〇九・二〇	第二八〇九・二〇号の産品への他の号の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八〇九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八一〇・〇〇―二八一三・一〇	第二八一〇・〇〇号から第二八一三・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八一〇・〇〇号から第二八一三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八一三・九〇	第二八一三・九〇号の産品への他の号の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八一三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八一三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八・一四―二八・四三	第二八・一四項から第二八・四三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八・一四項から第二八・四三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八・一四項から第二八・四三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八四四・一〇	第二八四四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八四四・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八四四・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八四四・二〇―二八四四・五〇	第二八四四・二〇号から第二八四四・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八四四・二〇号から第二八四四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八四四・二〇号から第二八四四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八・四五―二八・五一	第二八・四五項から第二八・五一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八・四五項から第二八・五一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八・四五項から第二八・五一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第二九類　有機化学品	
二九〇一・一〇―二九〇五・四二	第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九〇五・四三―二九〇五・四五	第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九〇五・四九―二九〇五・五九	第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九〇六・一一	第二九〇六・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第三三・〇一項の材料か

二九〇六・一二一―二九一〇・九〇	らの変更を除く。）
	第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・一一	第二九・一一項の産品への他の項の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九一二・一一―二九一二・六〇	第二九一二・一一号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九一二・一一号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九一二・一一号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・一三	第二九・一三項の産品への他の項の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九一四・一一―二九一八・一三	第二九一四・一一号から第二九一八・一三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九一四・一一号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九一四・一一号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九一八・一四―二九一八・一五	第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二九一八・一六―二九一八・九〇	第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
二九・一九	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第二九・一九項の産品への他の項の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・一九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・一九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九二〇・一〇―二九二二・四一	第二九二〇・一〇号から第二九二二・四一号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二〇・一〇号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九二〇・一〇号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九二二・四二	第二九二二・四二号の産品への他の号の材料からの変更
二九二二・四三―二九二三・一〇	第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九二三・二〇	第二九二三・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
二九二三・九〇―二九二四・二四	第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九二四・二九	第二九二四・二九号の産品への他の号の材料からの変更
二九二五・一一―二九二六・九〇	第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九・二七―二九・二八	第二九・二七項若しくは第二九・二八項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・二七項又は第二九・二八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・二七項又は第二九・二八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	第二九三二・一一―二九三四・九九号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九二九・一〇―二九三〇・九〇	第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	第二九三五項の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・三五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・三五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・三一	第二九・三一項の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・三一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・三一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	第二九三六・一〇号から第二九三六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九三六・一〇号から第二九三六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九三六・一〇号から第二九三六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・三五	第二九・三五項の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・三五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・三五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
二九三六・一〇―二九三六・九〇	第二九三六・一〇号から第二九三六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九三六・一〇号から第二九三六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九三六・一〇号から第二九三六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	

二九三七・一一―二九三八・一〇	第二九三七・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九三七・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九三七・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
二九三八・九〇	第二九三八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・三九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・三九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
二九・三九		
二九・四〇	第二九・四〇項の産品への他の項の材料からの変更 第二九・四一項若しくは第二九・四二項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・四一項又は第二九・四二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・四一項又は第二九・四二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
二九・四一―二九・四二		

第三〇類　医療用品

三〇・〇一	第三〇・〇一項の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三〇・〇二―三〇・〇三	第三〇・〇二項若しくは第三〇・〇三項の産品への他の類の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇二項又は第三〇・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇・〇二項又は第三〇・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三〇・〇四	第三〇・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第三〇・〇三項の材料からの変更及び他の項の材料を投与量にすることによる変更を除く。）

三〇〇五・一〇―三〇〇六・二〇	第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三〇〇六・三〇	第三〇〇六・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（他の項の材料を投与量にすることによる変更を除く。）
三〇〇六・四〇	第三〇〇六・四〇号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇〇六・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇〇六・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三〇〇六・五〇	第三〇〇六・五〇号の産品への他の項の材料からの変更
三〇〇六・六〇―三〇〇六・七〇	第三〇〇六・六〇号若しくは第三〇〇六・七〇号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇〇六・六〇号又は第三〇〇六・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇〇六・六〇号又は第三〇〇六・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三〇〇六・八〇	第三〇〇六・八〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三〇〇六・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三一類　肥料

三一・〇一	第三一・〇一項の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三一・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三一・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三一〇二・一〇―三一〇五・九〇	第三一〇二・一〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三一〇二・一〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三一〇二・一〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

三二〇一・一〇―三二〇一・二〇	第三二〇一・一〇号若しくは第三二〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三二〇一・九〇	第三二〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三二〇二・一〇	第三二〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三二〇三・〇〇―三二〇四・一七	第三二〇三・〇〇号から第三二〇四・一七号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇三・〇〇号から第三二〇四・一七号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇三・〇〇号から第三二〇四・一七号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三二〇四・一九	第三二〇四・一九号の産品への他の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇四・一九号の産品への関

三二〇四・二〇	税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇四・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。第三二〇四・二〇号の産品への他の項の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。第三二〇四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三二〇四・九〇	
三二・〇五―三二・一五	第三二・〇五項から第三二・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二・〇五項から第三二・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二・〇五項から第三二・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

三三〇一・一一―三三〇一・三〇	第三三〇一・一一号から第三三〇一・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 第三三〇一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更 第三三〇二・一〇号から第三三〇六・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三三〇二・一〇号から第三三〇六・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三三〇二・一〇号から第三三〇六・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三三〇六・二〇号の産品への他の項の材料からの変更（第五四類の材料からの変更を除く。） 第三三〇六・九〇号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三三〇六・九〇号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三三〇六・九〇号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三三〇一・九〇	
三三〇二・一〇―三三〇六・一〇	
三三〇六・二〇	
三三〇六・九〇―三三〇七・九〇	

第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

三四・〇一	第三四・〇一項の産品への他の項の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三四・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三四〇二・一一―三四〇二・九〇	第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三四・〇三―三四・〇七	第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素

三五〇一・一〇	第三五〇一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
三五〇一・九〇	第三五〇一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
三五〇二・一一―三五〇二・一九	第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更

三五〇一・二〇	（第四類の材料からの変更を除く。）
三五〇二・九〇	第三五〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
三五・〇三―三五・〇四	第三五〇二・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
三五・〇五	第三五・〇三項又は第三五・〇四項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
三五・〇六―三五・〇七	第三五・〇五項の産品への他の類の材料からの変更 第三五・〇六項若しくは第三五・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三五・〇六項又は第三五・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三五・〇六項又は第三五・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	
三六・〇一―三六・〇六	第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三七類　写真用又は映画用の材料	
三七・〇一 三七・〇二―三七・〇七	第三七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三八類　各種の化学工業生産品	
三八〇一・一〇―三八〇一・九〇	第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八・〇二―三八・〇四	第三八・〇二項から第三八・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八・〇二項から第三八・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇五・一〇―三八〇五・二〇	第三八〇五・一〇号若しくは第三八〇五・二〇号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇五・一〇号又は第三八〇五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇五・一〇号又は第三八〇五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇五・九〇	第三八〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇六・一〇―三八〇六・二〇	第三八〇六・一〇号若しくは第三八〇六・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇六・一〇号又は第三八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇六・一〇号又は第三八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇六・三〇 三八〇六・九〇	第三八〇六・三〇号の産品への他の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八・〇七―三八・〇八	第三八・〇七項若しくは第三八・〇八項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八・〇七項又は第三八・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八・〇七項又は第三八・〇八

三八〇九・一〇	項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇九・九一―三八二二・〇〇	第三八〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
	第三八〇九・九一号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇九・九二号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇九・九二号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八二三・一一―三八二三・七〇	第三八二三・一一号から第三八二三・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
三八二四・一〇―三八二四・五〇	第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八二四・六〇	第三八二四・六〇号の産品への他の項の材料からの変更
三八二四・七一―三八二四・九〇	第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八・二五	第三八・二五項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三八・二五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類及び第四〇類）

注釈　第三九類又は第四〇類の適用上、

(a)　「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。

(i)　水その他の溶媒への溶解

(ii)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii)　結晶水の追加又は除去

(b)　「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(i)　存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

(ii)　一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程

(AA)　医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質

(BB)　分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬

(CC)　マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分

(DD)　特殊光学的用途

(EE)　生物工学的用途

(FF)　分離工程に用いる支持体

(GG)　原子力等級用途

(c)　「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(d)　「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変

(ii)　細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

第三九類	プラスチック及びその製品
三九・〇一―三九・一四	第三九・〇一項から第三九・一四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九・〇一項から第三九・一四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三九・〇一項から第三九・一四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三九・一五	第三九・一五項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三九・一五項の産品への関税分類の変更を必

三九・一六―三九・二六	要としない。）。 第三九・一六項から第三九・二六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九・一六項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三九・一六項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第四〇類　ゴム及びその製品	
四〇〇一・一〇 四〇〇一・二一―四〇〇一・二九	第四〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 第四〇〇一・二一号から第四〇〇一・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇〇一・二一号から第四〇〇一・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇〇一・二一号から第四〇〇一・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇〇一・三〇 四〇〇一・二一―四〇〇一・二九	第四〇〇一・三〇号の産品への他の類の材料からの変更 第四〇〇一・二一号から第四〇〇一・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇〇一・二一号から第四〇〇一・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇〇一・二一号から第四〇〇一・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇〇一・三〇 四〇〇一・二一―四〇〇一・二九	第四〇〇一・三〇号の産品への他の類の材料からの変更 第四〇〇一・二一号から第四〇〇一・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇〇一・二一号から第四〇〇一・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇〇一・二一号から第四〇〇一・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇〇一・三〇 四〇〇一・〇二―四〇・〇三	第四〇〇一・三〇号の産品への他の類の材料からの変更 第四〇・〇二項若しくは第四〇・〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇・〇二項又は第四〇・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇・〇二項又は第四〇・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第四〇・〇四項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第四〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、
四〇・〇四	
四〇・〇五―四〇・一一	
四〇一二・一一―四〇一二・一九	

	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇一二・二〇 四〇一二・九〇―四〇一七・〇〇	第四〇一二・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 第四〇一二・九〇から第四〇一七・〇〇号までの各号の産品へ当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇一二・九〇号から第四〇一七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇一二・九〇号から第四〇一七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）	
第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革	
四一・〇一―四一・〇三 四一・〇四	第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第四一・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項の材料からの変更を除く。）
四一・〇五	第四一・〇五項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇二項の材料からの変更を除く。）
四一・〇六	第四一・〇六項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇三項の材料からの変更を除く。）
四一・〇七	第四一・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項又は第四一・〇四項の材料からの変更を除く。）
四一・一二	第四一・一二項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇二項又は第四一・〇五項の材料からの変更を除く。）
四一・一三	第四一・一三項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇三項又は第四一・〇六項の材料からの変更を除く。）
四一・一四	第四一・一四項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の材料からの変更を除く。）
四一・一五	第四一・一五項の産品への他の項の材料からの変更
第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の	

製品	
四二・〇一―四二・〇六	第四二・〇一項から第四二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	
四三・〇一 四三・〇二 四三・〇三 四三・〇四	第四三・〇一項の産品への他の項の材料からの変更 第四三・〇二項の産品への他の項の材料からの変更（第四三・〇一項の材料からの変更を除く。） 第四三・〇三項の産品への他の項の材料からの変更（第四三・〇二項の材料からの変更を除く。） 第四三・〇四項の産品への他の項の材料からの変更
第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）	
第四四類　木材及びその製品並びに木炭	
四四・〇一―四四・一一	第四四・〇一項から第四四・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
四四・一二	第四四・一二項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
四四・一三―四四・二一	第四四・一三項から第四四・二一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
第四五類　コルク及びその製品	
四五・〇一―四五・〇四	第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	
四六〇一・二〇―四六〇一・九一	第四六〇一・二〇号若しくは第四六〇一・九一号のいぐさ製品への他の類の材料からの変更（第一四類の材料からの変更を除く。）又は、 第四六〇一・二〇号若しくは第四六〇一・九一号の産品（いぐさ製品を除く。）への他の類の材料からの変更 第四六〇一・九九号の産品への他の類の材料からの変更 第四六・〇二項の産品への他の項の材料からの変更
第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第四七類から第四九類まで）	
第四七類　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	
四七・〇一―四七・〇六	第四七・〇一項から第四七・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四七・〇一項から第四七・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第四七・〇七項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第四七・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	
四八・〇一―四八・〇六	第四八・〇一項から第四八・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
四八〇七・〇〇―四八〇八・一〇	第四八〇七・〇〇号若しくは第四八〇八・一〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四八〇七・〇〇号又は第四八〇八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四八〇八・二〇	第四八〇八・二〇号の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇四項の材料からの変更を除く。）
四八〇八・三〇	第四八〇八・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇五項の材料からの変更を除く。）
四八〇八・九〇	第四八〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇六項の材料からの変更を除く。）
四八・〇九―四八・一五	第四八・〇九項から第四八・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四八・〇九項から第四八・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四八・一六	第四八・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇九項の材料からの

四八・一七	変更を除く。） 第四八・一七項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四八・一七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四八・一八	第四八・一八項の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇三項の材料からの変更を除く。）
四八・一九―四八・二三	第四八・一九項から第四八・二三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四八・一九項から第四八・二三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

四九・〇一―四九・一一	第四九・〇一項から第四九・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一一部　紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）

注釈　第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については、以下の二以上の作業を伴わなければならない。

(1) 抗菌防臭加工
(2) 防融加工
(3) 防蚊加工
(4) 抗ピル加工
(5) 帯電防止加工、制電加工
(6) しわ加工
(7) 漂白
(8) ブラッシング
(9) バフ加工
(10) 抜蝕加工、オパール加工
(11) カレンダ仕上げ
(12) 圧縮収縮仕上げ
(13) 防しわ加工
(14) 蒸じゅう、デカタイジング
(15) 消臭加工
(16) イージーケア加工
(17) エンボス加工
(18) エメリ加工
(19) 難燃加工
(20) 植毛、フロック加工、電着加工
(21) 発泡なせん
(22) 液体アンモニア加工
(23) マーセライズ加工
(24) 制菌加工
(25) 縮じゅう
(26) モアレ仕上げ
(27) 透湿防水加工
(28) はっ油加工
(29) オーガンジ加工
(30) 減量加工
(31) 芳香加工
(32) リラックス処理
(33) リップル加工
(34) シュライナ加工
(35) せん毛、シャリング
(36) 防縮加工
(37) ソイルガード加工（ＳＧ加工）
(38) ソイルリリース加工（ＳＲ加工）

(39) ストレッチ加工	
(40) 防ダニ加工	
(41) UVカット加工	
(42) ウォッシュ・アンド・ウェア加工（W&W加工）	
(43) 吸水加工	
(44) 防水加工	
(45) はっ水加工	
(46) ウェットデカタイジング	
(47) 防風加工	
(48) 針布起毛	
第五〇類　絹及び絹織物	
五〇・〇一―五〇・〇四 五〇・〇五―五〇・〇六	第五〇・〇一項から第五〇・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五〇・〇五項又は第五〇・〇六項の産品への第五〇・〇五項及び第五〇・〇六項以外の項の材料からの変更 第五〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）、 第五〇・〇七項の産品への第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の材料からの変更（織物がいずれかの締約国において浸染され、又はせんされる場合に限る。）又は、 第五〇・〇七項の産品への第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）
五〇・〇七	
第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	
五一・〇一―五一・〇五 五一・〇六―五一・一〇 五一・一一―五一・一三	第五一・〇一項から第五一・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の産品への第五一・〇六項から第五一・一〇項まで以外の項の材料からの変更 第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への第五一・一一項から第五一・一三項まで以外の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。）、 第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、
第五二類　綿及び綿織物	
五二・〇一―五二・〇三 五二・〇四―五二・〇七	第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五二・〇七項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇三項の材料からの変更を除く。） 第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇八項から第五二・一二項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の材料からの変更を除く。）、 第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の材料からの変更（織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、 第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）
五二・〇八―五二・一二	
第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	
五三・〇一―五三・〇五 五三・〇六―五三・〇八	第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の産品への第五三・〇六項から第五三・〇八項まで以外の項の材料からの変更 第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への第五三・〇九項から第五三・一一項まで以外の項の材料からの変更（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。）、 第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更（織物が締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、 第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）
五三・〇九―五三・一一	

第五四類　人造繊維の長繊維及びその織物	
五四・〇一―五四・〇六 五四・〇七―五四・〇八	第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇七項及び第五四・〇八項以外の項の材料からの変更（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）、 第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更（織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、 第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）
第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物	
五五・〇一―五五・〇七 五五・〇八―五五・一一	第五五・〇一項から第五五・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。） 第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の産品への第五五・〇八項から第五五・一一項まで以外の項の材料からの変更（第五五・〇六項又は第五五・〇七項の材料からの変更を除く。） 第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・一二項から第五五・一六項まで以外の項の材料からの変更（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。） 第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更（織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、 第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）
第五六類　ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	
五六・〇一―五六・〇三	第五六・〇一項から第五六・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）
五六・〇四―五六・〇九	第五六・〇四項から第五六・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）
第五七類　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	
五七・〇一―五七・〇五	第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）
第五八類　特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	
五八・〇一―五八・一一	第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）
第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	
五九・〇一	第五九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
五九・〇二	第五九・〇二項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）
五九・〇三―五九・〇九	第五九・〇三項から第五九・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）

五九・一〇 五九・一一	五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。） 第五九・一〇項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。） 第五九・一一項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一二項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物	
六〇・〇一―六〇・〇六	第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）、第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項若しくは第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更（織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項若しくは第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）
第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一・〇一―六一・一七	第六一・〇一項から第六一・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてメリヤス編みされ、又はクロセ編みされた場合に限る。）
第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	

注釈１　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

注釈２　この類の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において、完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされた非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a)　当該他方の締約国又は当該第三国からの直接輸送

(b)　積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

注釈１　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

注釈２　この類の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において、完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされた非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a)　当該他方の締約国又は当該第三国からの直接輸送

(b)　積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、

	当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。
六二・〇一―六二・一一	第六二・〇一項から第六二・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一二項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織された場合に限る。）
六二・一二	第六二・一二項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織された場合に限る。）
六二・一三―六二・一七	第六二・一三項から第六二・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織された場合に限る。）
第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ 注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。	
六三・〇一―六三・一〇	第六三・〇一項から第六三・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項、第五八・〇二項、第五八・〇三項又は第六〇類から第六二類までの各類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品がいずれかの締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。
第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）	
第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	
六四・〇一―六四・〇五	第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第六四・〇六項の材料からの変更を除く。）
六四・〇六	第六四・〇六項の産品への他の類の材料からの変更
第六五類　帽子及びその部分品	
六五・〇一―六五・〇二	第六五・〇一項又は第六五・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
六五・〇三―六五・〇五	第六五・〇三項から第六五・〇五項までの各項の産品への第六五・〇三項から第六五・〇五項までの各項の産品への第六五・〇三項から第六五・〇五項までの各項の産品への第六五・〇三項から第六
六五・〇六―六五・〇七	五・〇五項まで以外の項の材料からの変更 第六五・〇六項又は第六五・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	
六六・〇一―六六・〇二	第六六・〇一項若しくは第六六・〇二項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六六・〇一項又は第六六・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
六六・〇三	第六六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六六・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	
六七・〇一―六七・〇四	第六七・〇一項から第六七・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六七・〇一項から第六七・〇四

	項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）	
第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	
六八・〇一―六八・一五	第六八・〇一項から第六八・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六八・〇一項から第六八・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第六九類　陶磁製品	
六九・〇一―六九・〇七	第六九・〇一項から第六九・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六九・〇一項から第六九・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
六九・〇八	第六九・〇八項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六九・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
六九・〇九―六九・一四	第六九・〇九項から第六九・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六九・〇九項から第六九・一四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第七〇類　ガラス及びその製品	
七〇・〇一	第七〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
七〇・〇二―七〇・一七	第七〇・〇二項から第七〇・一七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇・〇二項から第七〇・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七〇・一八・一〇	第七〇・一八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
七〇・一八・二〇	第七〇・一八・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇・一八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七〇・一八・九〇	第七〇・一八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
七〇・一九―七〇・二〇	第七〇・一九項若しくは第七〇・二〇項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇・一九項又は第七〇・二〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）	
第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	
注釈　この類の適用上、輸送のためだけに一時的に糸を通した天然又は養殖の真珠であってその他の加工をしてないものは、第七一〇一・二一号の加工してない天然又は養殖の真珠とみなす。	
七一〇一・一〇―七一〇二・二二	第七一〇一・一〇号から第七一〇二・二二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
七一〇二・二九	第七一〇二・二九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇二・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一〇二・三一	第七一〇二・三一号の産品への他の類の材料からの変更
七一〇二・三九	第七一〇二・三九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇二・三九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一〇三・一〇	第七一〇三・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
七一〇三・九一―七一〇四・一〇	第七一〇三・九一号から第七一〇四・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇三・九一号から第七一〇四・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一〇四・二〇	第七一〇四・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一〇四・九〇	第七一〇四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一・〇五	第七一・〇五項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一・〇五項の産品への関税分

七一〇六・一〇―七一〇六・九二	類の変更を必要としない。）。 第七一〇六・一〇号から第七一〇六・九二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇六・一〇号から第七一〇六・九二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一・〇七	第七一・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一〇八・一一―七一〇八・二〇	第七一〇八・一一号から第七一〇八・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇八・一一号から第七一〇八・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一・〇九	第七一・〇九項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一・〇九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一一〇・一一―七一一〇・四九	第七一一〇・一一号から第七一一〇・四九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一一〇・一一号から第七一一〇・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一・一一	第七一・一一項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一・一二	第七一・一二項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七一・一二項の各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一・一三―七一・一五	第七一・一三項から第七一・一五項までの各項の産品への第七一・一三項から第七一・一五項まで以外の項の材料からの変更（第七一・一六項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）
七一・一六	第七一・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九九号又は第七二〇四・九〇号の材料からの変更を除く。）
七一・一七	第七一・一七項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
七一・一八	第七一・一八項の産品への他の項の材料からの変更

第一五部　卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）

第七二類　鉄鋼

注釈　この類の適用上、産品については、その形状又は寸法を変更するための切断（剪断、スリッティングを含む。）のみによって、関税分類の変更の要件を満たすものとしてはならない。

七二・〇一	第七二・〇一項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二・〇二	第七二・〇二項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二・〇三	第七二・〇三項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二・〇四	第七二・〇四項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七二・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二〇五・一〇	第七二〇五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇五・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二〇五・二一―七二〇五・二九	第七二〇五・二一号若しくは第七二〇五・二九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇五・二一号又は第七二〇五・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二〇六・一〇―七二一〇・六九	第七二〇六・一〇号から第七二一〇・六九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇六・一〇号から第七二一〇・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二一〇・七〇―七二一〇・九〇	第七二一〇・七〇号若しくは第七二一〇・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一〇・七〇号又は第七二一〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二一一・一三―七二一一・一九	第七二一一・一三号から第七二一一・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一一・一三号から第七二一一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二一一・二三―七二一一・九〇	第七二一一・二三号から第七二一一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一一・二三号から第七二一

七二一二・一〇―七二一二・三〇	一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二一二・一〇号から第七二一二・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一二・一〇号から第七二一二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二一二・四〇	第七二一二・四〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一二・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二一二・五〇	第七二一二・五〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一二・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二一二・六〇	第七二一二・六〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一二・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二一三・一〇―七二一九・二四	第七二一三・一〇号から第七二一九・二四号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一三・一〇号から第七二一九・二四号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
七二一九・三一―七二二九・九〇	第七二一九・三一号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一九・三一号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
七二二〇・一一―七二二〇・一二	第七二二〇・一一号若しくは第七二二〇・一二号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二〇・一一号又は第七二二〇・一二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二〇・二〇―七二二〇・九〇	第七二二〇・二〇号若しくは第七二二〇・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二〇・二〇号又は第七二二〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二一・〇〇―七二二一・一九	第七二二一・〇〇号から第七二二一・一九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二一・〇〇号から第七二二一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二一・二〇	第七二二一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二一・三〇―七二二四・一〇	第七二二一・三〇号から第七二二四・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二一・三〇号から第七二二四・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二四・九〇	第七二二四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二五・一一―七二二五・四〇	第七二二五・一一号から第七二二五・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二五・一一号から第七二二五・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二五・五〇―七二二五・九九	第七二二五・五〇号から第七二二五・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二五・五〇号から第七二二五・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二六・一一―七二二六・九一	第七二二六・一一号から第七二二六・九一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二六・一一号から第七二二六・九一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二六・九二―七二二六・九九	第七二二六・九二号から第七二二六・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二六・九二号から第七二二六・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二七・一〇―七二二八・三〇	第七二二七・一〇号から第七二二八・三〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二七・一〇号から第七二二八・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二八・四〇―七二二八・六〇	第七二二八・四〇号から第七二二八・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二八・四〇号から第七二二八・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二八・七〇―七二二九・九〇	第七二二八・七〇号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二八・七〇号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七三類　鉄鋼製品

注釈　この類の適用上、産品については、その形状又は寸法を変更するための切断（剪断、スリッティングを含む。）のみによって、関税分類の変更の要件を満たすものとしてはならない。

七三・〇一―七三・二〇	第七三・〇一項から第七三・二〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三・〇一項から第七三・二〇項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二一・一一―七三二一・八三	第七三二一・一一号から第七三二一・八三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二一・一一号から第七三二一・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二一・九〇―七三三二・一〇	第七三二一・九〇号から第七三三二・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二一・九〇号から第七三三二・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二三・九一―七三二三・九九	第七三二三・九一号から第七三二三・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二三・九一号から第七三二三・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二四・一〇―七三二四・二九	第七三二四・一〇号から第七三二四・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二四・一〇号から第七三二四・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二四・九〇	第七三二四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二五・一〇	第七三二五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二五・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二五・九一	第七三二五・九一号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二五・九一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二五・九九	第七三二五・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二五・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二六・一一	第七三二六・一一号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二六・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二六・一九―七三二六・九〇	第七三二六・一九号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二六・一九号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七四類　銅及びその製品

注釈　この類の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

七四〇一・一〇―七四〇一・二〇	第七四〇一・一〇号若しくは第七四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇一・一〇号又は第七四〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七四・〇二	第七四・〇二項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七四〇三・一一	一年目から五年目までについては、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇三・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 六年目以降については、第七四〇三・一一号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇三・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七四〇三・一二―七四〇三・二九	第七四〇三・一二号から第七四〇三・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇三・一二号から第七四〇三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七四・〇四	第七四・〇四項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七四・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七四・〇五―七四・一九	第七四・〇五項から第七四・一九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四・〇五項から第七四・一九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七五類　ニッケル及びその製品

七五〇一・一〇	第七五〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

七五〇一・二〇	第七五〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七五〇二・一〇	第七五〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七五〇二・二〇	第七五〇二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七五・〇三	第七五・〇三項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七五・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七五〇四・〇〇―七五〇五・一二	第七五〇四・〇〇号から第七五〇五・一二号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇四・〇〇号から第七五〇五・一二号までの産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七五〇五・二一―七五〇五・二二	第七五〇五・二一号若しくは第七五〇五・二二号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇五・二一号又は第七五〇五・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七五・〇六―七五・〇八	第七五・〇六項から第七五・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五・〇六項から第七五・〇八項までの産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七六類　アルミニウム及びその製品

七六〇一・一〇	第七六〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
七六〇一・二〇	第七六〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
七六・〇二	第七六・〇二項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七六・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七六・〇三	第七六・〇三項の産品への他の項の材料からの変更
七六・〇四―七六・一六	第七六・〇四項から第七六・一六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七六・〇四項から第七六・一六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七八類　鉛及びその製品

七八〇一・一〇	第七八〇一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
七八〇一・九一―七八〇一・九九	第七八〇一・九一号又は第七八〇一・九九号の産品への他の類の材料からの変更
七八・〇二	第七八・〇二項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七八・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七八・〇三―七八・〇六	第七八・〇三項から第七八・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第七九類　亜鉛及びその製品

七九〇一・一一	第七九〇一・一一号の産品への他の号の材料からの変更
七九〇一・一二	第七九〇一・一二号の産品への他の類の材料からの変更
七九〇一・二〇	第七九〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
七九・〇二	第七九・〇二項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七九・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七九・〇三―七九・〇七	第七九・〇三項から第七九・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八〇類　すず及びその製品

八〇〇一・一〇	第八〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
八〇〇一・二〇	第八〇〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
八〇・〇二	第八〇・〇二項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八〇・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八〇・〇三―八〇・〇七	第八〇・〇三項から第八〇・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八一類　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

八一〇一・一〇	第八一〇一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇一・九四	第八一〇一・九四号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇一・九五―八一〇一・九六	第八一〇一・九五号又は第八一〇一・九六号の産品への当該各号以外の号の材料か

八二〇一・九七	らの変更
八一〇一・九九―八一〇二・一〇	第八一〇一・九七号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇七・九七号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇二・九四	第八一〇一・九九号又は第八一〇二・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八一〇二・九五―八一〇二・九六	第八一〇二・九四号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇二・九七	第八一〇二・九五号又は第八一〇二・九六号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八一〇二・九九	第八一〇二・九七号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇二・九七号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇三・二〇	第八一〇二・九九号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇三・三〇	第八一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇三・九〇	第八一〇三・三〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇三・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇四・一一―八一〇四・一九	第八一〇四・一一号又は第八一〇四・一九号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇四・二〇	第八一〇四・二〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要とする産品であること（第八一〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要とする産品であること（第八一〇四・三〇号又は第八一〇四・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八一〇四・三〇―八一〇四・九〇	第八一〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇五・二〇	第八一〇五・三〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要とする産品であること（第八一〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇五・三〇	第八一〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇五・九〇	第八一〇六・〇〇号又は第八一〇七・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇六・〇〇―八一〇七・二〇	第八一〇七・三〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇七・三〇号の産品への関税分類の変更を必要とする産品であること（第八一〇七・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇七・三〇	第八一〇七・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇七・九〇	第八一〇八・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇八・二〇	第八一〇八・三〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要とする産品であること（第八一〇八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇八・三〇	第八一〇九・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇八・九〇	第八一〇九・三〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇九・三〇号の産品への関税分類の変更を必要とする産品であること（第八一〇九・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇九・二〇	第八一〇九・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇九・三〇	第八一一〇・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一一〇・九〇	第八一一〇・二〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一〇・二〇号の産品への関税分類の変更を必要とする産品であること（第八一一〇・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一一〇・〇〇―八一一二・一二	第八一一〇・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一一二・一三	第八一一〇・〇〇号又は第八一一二・一二号の産品への他の類の材料からの変更
八一一二・一九	第八一一二・一三号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・一三号の産品への関税分類の変更を必要とする産品であること（第八一一二・一九号の産品への他の号の材料からの変更
八一一二・二一	第八一一二・一九号の産品への他の類の材料からの変更
八一一二・二二	第八一一二・二一号の産品への他の類の材料からの変更
八一一二・二九	第八一一二・二二号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・二二号の産品への関税分類の変更を必要とする産品であること（第八一一二・二九号の産品への他の号の材料からの変更
八一一二・三〇	第八一一二・二九号の産品への他の類の材料からの変更
八一一二・四〇―八一一二・五一	第八一一二・三〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・三〇号の産品への関税分類の変更を必要とする産品であること（第八一一二・四〇号又は第八一一二・五一号の産品への他の類の材料からの変更
八一一二・五二	第八一一二・五二号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・五二号の産品への関税分類の変更を必要とする産品であること（第八一一二・五九号の産品への他の号の材料からの変更
八一一二・五九	第八一一二・九二号の産品への他の類の材料からの変更
八一一二・九二	第八一一二・九九号の産品への他の号の材料からの変更
八一一二・九九	第八一一・一三項の産品への他の項の材料からの変更
八一一・一三	

第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

八二一〇一―八二一・一五	第八二・〇一項から第八二・一五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二・〇一項から第八二・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八三類　各種の卑金属製品	
八三〇一・一〇―八三〇一・五〇	第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇一・六〇	第八三〇一・六〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇一・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇一・七〇	第八三〇一・七〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇一・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三・〇二―八三・〇四	第八三・〇二項から第八三・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三・〇二項から第八三・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇五・一〇―八三〇五・二〇	第八三〇五・一〇号若しくは第八三〇五・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇五・一〇号又は第八三〇五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇五・九〇―八三〇六・一〇	第八三〇五・九〇号若しくは第八三〇六・一〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇五・九〇号又は第八三〇六・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇六・二一	第八三〇六・二一号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇六・二一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇六・二九―八三〇七・九〇	第八三〇六・二九号から第八三〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇六・二九号から第八三〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇八・一〇―八三〇八・二〇	第八三〇八・一〇号若しくは第八三〇八・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇八・一〇号又は第八三〇八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇八・九〇―八三一〇・〇〇	第八三〇八・九〇号から第八三一〇・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇八・九〇号から第八三一〇・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三一一・一〇―八三一一・九〇	第八三一一・一〇号から第八三一一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三一一・一〇号から第八三一一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）	
第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	
八四〇一・一〇―八四〇一・三〇	第八四〇一・一〇号から第八四〇一・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇一・一〇号から第八四〇一・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇一・四〇	第八四〇一・四〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇一・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇二・一一―八四〇二・二〇	第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇二・九〇	第八四〇二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇三・一〇	第八四〇三・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇三・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇三・九〇	第八四〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇四・一〇―八四〇四・二〇	第八四〇四・一〇号若しくは第八四〇四・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇四・一〇号又は第八四〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇四・九〇	第八四〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇五・一〇	第八四〇五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇五・一〇号の産品への関

八四〇五・九〇	税分類の変更を必要としない。）。
八四〇六・一〇―八四〇六・八二	第八四〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇六・九〇―八四〇九・九九	第八四〇六・一〇号から第八四〇六・八二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇六・一〇号から第八四〇六・八二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一〇・一一―八四一〇・一三	第八四〇六・九〇号から第八四〇九・九九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇六・九〇号から第八四〇九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一〇・九〇	第八四一〇・一一号から第八四一〇・一三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一〇・一一号から第八四一〇・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一一・一一―八四一一・八二	第八四一〇・一一号から第八四一一・八二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一〇・一一号から第八四一一・八二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一一・九一―八四一一・九九	第八四一一・一一号から第八四一一・九一号又は第八四一一・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一一・一一号から第八四一一・九一号又は第八四一一・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一二・一〇―八四一二・八〇	第八四一二・一〇号から第八四一二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一二・一〇号から第八四一二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一二・九〇	第八四一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一三・一一―八四一三・八二	第八四一三・一一号から第八四一三・八二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一三・一一号から第八四一三・八二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一三・九一―八四一三・九二	第八四一三・九一号若しくは第八四一三・九二号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一三・九一号若しくは第八四一三・九二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一四・一〇―八四一四・八〇	第八四一四・一〇号から第八四一四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一四・一〇号から第八四一四・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一四・九〇	第八四一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一五・一〇―八四一五・八三	第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一五・九〇	第八四一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一六・一〇―八四一六・三〇	第八四一六・一〇号から第八四一六・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一六・一〇号から第八四一六・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一六・九〇	第八四一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一七・一〇―八四一七・八〇	第八四一七・一〇号から第八四一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一七・一〇号から第八四一七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一七・九〇	第八四一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一八・九一―八四一八・九九	第八四一八・一〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一八・一〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一九・一一―八四一九・八九	第八四一八・九一号若しくは第八四一八・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一八・九一号又は第八四一八・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八四一九・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二〇・一〇	第八四一九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二〇・九一―八四二〇・九九	第八四二〇・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二〇・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二一・一一―八四二一・三九	第八四二〇・九一号若しくは第八四二〇・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二〇・九一号又は第八四二〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二一・九一―八四二一・九九	第八四二一・一一号から第八四二一・三九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二一・一一号から第八四二一・三九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二二・一一―八四二二・四〇	第八四二一・九一号若しくは第八四二一・九九号の産品への他の項の材料からの変更は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二一・九一号又は第八四二一・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二二・四一―八四二二・八九	第八四二二・一一号から第八四二二・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・一一号から第八四二二・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二三・九〇	第八四二二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二三・一〇―八四二三・八九	第八四二三・一〇号から第八四二三・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二三・一〇号から第八四二三・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二四・一〇―八四二四・八九	第八四二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二四・九〇―八四三一・四九	第八四二四・一〇号から第八四二四・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二四・一〇号から第八四二四・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八四二四・九〇号から第八四三一・四九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二四・九〇号から第八四三一・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四三二・一〇―八四三二・八〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二四・九〇号から第八四三一・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三二・九〇	第八四三一・一〇号から第八四三二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三一・一〇号から第八四三二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三三・一一―八四三三・六〇	第八四三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三三・九〇	第八四三三・一一号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三三・一一号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三四・一〇―八四三四・二〇	第八四三三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八四三四・一〇号若しくは第八四三四・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三四・一〇号又は第八四三四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四三四・九〇	第八四三四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三五・一〇	第八四三五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三五・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三五・九〇	第八四三五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三六・一〇―八四三六・八〇	第八四三六・一〇号から第八四三六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三六・一〇号から第八四三六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三六・九一―八四三六・九九	第八四三六・九一号若しくは第八四三六・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三六・九一号又は第八四三六・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三七・一〇―八四三七・八〇	第八四三七・一〇号若しくは第八四三七・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三七・一〇号又は第八四三

八四三七・九〇

八四三八・一〇―八四三八・八〇

八四三八・九〇

八四三九・一〇―八四三九・三〇

八四三九・九一―八四三九・九九

八四四〇・一〇

八四四〇・九〇

八四四一・一〇―八四四一・八〇

八四四一・九〇

八四四二・一〇―八四四二・三〇

八四四二・四〇―八四四二・五〇

七・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四三七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四三八・一〇号から第八四三八・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三八・一〇号から第八四三八・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四三八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四三九・一〇号から第八四三九・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三九・一〇号から第八四三九・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四三九・九一号若しくは第八四三九・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三九・九一号又は第八四三九・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四〇・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四〇・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四一・一〇号から第八四四一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四一・一〇号から第八四四一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四二・一〇号から第八四四二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四二・一〇号から第八四四二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四二・四〇号若しくは第八四四二・五〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四二・四〇―八四四二・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四四三・一一―八四四三・六〇

八四四三・九〇―八四四七・九〇

八四四八・一一―八四四八・一九

八四四八・二〇―八四四九・〇〇

八四五〇・一一―八四五〇・二〇

八四五〇・九〇

八四五一・一〇―八四五一・八〇

八四五一・九〇

八四五二・一〇―八四五二・四〇

八四五二・九〇

八四五三・一〇―八四五三・八〇

第八四四三・一一から第八四四三・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四三・一一号から第八四四三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四三・九〇号から第八四四七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四三・九〇号から第八四四七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四八・一一号若しくは第八四四八・一九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四八・一一号又は第八四四八・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四八・二〇号から第八四四九・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四八・二〇号から第八四四九・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五〇・一一号から第八四五〇・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五〇・一一号から第八四五〇・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五二・一〇号から第八四五二・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五二・一〇号から第八四五二・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五三・一〇号から第八四五三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五三・一〇号から第八四五

八四五三・九〇

八四五四・一〇―八四五四・三〇

八四五四・九〇

八四五五・一〇―八四五五・三〇

八四五五・九〇―八四六六・九四

八四六七・一一―八四六七・八九

三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五四・一〇号から第八四五四・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五四・一〇号から第八四五四・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五五・一〇号から第八四五五・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五五・一〇号から第八四五五・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五五・九〇号から第八四六六・九四号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五五・九〇号から第八四六六・九四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四六七・一一号から第八四六七・八九号までの各号の産品への当該各号以外の

八四七四・一〇―八四七四・八〇

八四七四・九〇

八四七五・一〇―八四七五・二九

八四七六・二一―八四七六・八九

八四七六・九〇

八四七七・一〇―八四七七・八〇

八四七七・九〇

八四七八・一〇

八四七八・九〇

八四七九・一〇―八四七九・八九

八四六七・一一―八四六七・八九

号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四六七・一一号から第八四六七・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四六七・九一―八四六七・九九

第八四六七・九一号から第八四六七・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四六七・九一号から第八四六七・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四六八・一〇―八四六八・八〇

第八四六八・一〇号から第八四六八・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四六八・一〇号から第八四六八・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四六八・九〇―八四七三・二九

第八四六八・九〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四六八・九〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七三・三〇

第八四七三・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七三・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七三・四〇―八四七三・五〇

第八四七三・四〇号若しくは第八四七三・五〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七三・四〇号又は第八四七三・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七五・一〇号から第八四七五・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七五・一〇号から第八四七五・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七六・二一号から第八四七六・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七六・二一号から第八四七六・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七七・一〇号から第八四七七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七七・一〇号から第八四七七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七八・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七九・一〇号から第八四七九・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七九・一〇号から第八四七

八四七九・九〇―八四八〇・七九	九・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八四七九・九〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七九・九〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八一・一〇―八四八一・八〇	第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八一・九〇	第八四八一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八二・一〇―八四八二・八〇	第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八二・九一―八四八二・九九	第八四八二・九一号若しくは第八四八二・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八二・九一号又は第八四八二・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八三・一〇―八四八三・六〇	第八四八三・一〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八三・一〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八三・九〇	第八四八三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四・八四	第八四・八四項の産品への他の類の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四・八四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四・八五	第八四・八五項の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四・八五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

八五・〇一―八五・〇三	第八五・〇一項から第八五・〇三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五・〇一項から第八五・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇四・一〇―八五〇四・五〇	第八五〇四・一〇号から第八五〇四・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇四・一〇号から第八五〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇四・九〇	第八五〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇五・一一―八五〇五・三〇	第八五〇五・一一号から第八五〇五・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇五・一一号から第八五〇五・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇五・九〇	第八五〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇六・一〇―八五〇六・八〇	第八五〇六・一〇号から第八五〇六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇六・一〇号から第八五〇六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇六・九〇	第八五〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇七・一〇―八五〇七・八〇	第八五〇七・一〇号から第八五〇七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇七・一〇号から第八五〇七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇七・九〇	第八五〇七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇九・一〇―八五〇九・八〇	第八五〇九・一〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇九・一〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇九・九〇	第八五〇九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五一〇・一〇―八五一〇・三〇	第八五一〇・一〇号から第八五一〇・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一〇・一〇号から第八五一〇・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五一〇・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一〇・一〇号から第八五一〇・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五一一・一〇―八五一一・八〇	第八五一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五一一・九〇	第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五一二・一〇―八五一二・四〇	第八五一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五一二・九〇	第八五一二・一〇号から第八五一二・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一二・一〇号から第八五一二・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五一三・一〇	第八五一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五一三・九〇	第八五一三・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一三・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五一四・一〇―八五一四・四〇	第八五一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五一四・九〇	第八五一四・一〇号から第八五一四・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一四・一〇号から第八五一四・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五一五・一一―八五一五・八〇	第八五一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五一五・九〇	第八五一五・一一号から第八五一五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一五・一一号から第八五一五・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五一六・一〇―八五一六・八〇	第八五一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五一六・九〇	第八五一六・一〇号から第八五一六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一六・一〇号から第八五一六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五一七・一一―八五一七・八〇	第八五一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五一七・九〇	第八五一七・一一号から第八五一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一七・一一号から第八五一七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五一八・一〇―八五一八・五〇	第八五一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五一八・九〇―八五二三・三〇	第八五一八・一〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一八・一〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五二三・九〇	第八五一八・九〇号から第八五二三・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五二四―八五・二九	第八五二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三〇・九〇	第八五・二四項から第八五・二九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五・二四項から第八五・二九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五二一・一〇―八五二一・八〇	第八五三〇・一〇号から第八五三〇・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三〇・一〇号から第八五三〇・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八五三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八五三一・一〇号から第八五三一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三一・一〇号から第八五三一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五三一・九〇	第八五三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三一・一〇―八五三一・三〇	第八五三一・一〇号から第八五三一・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三一・一〇号から第八五三一・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三一・九〇	第八五三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三三・一〇―八五三三・四〇	第八五三三・一〇号から第八五三三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三三・一〇号から第八五三三・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三三・九〇―八五三八・九〇	第八五三三・九〇号から第八五三八・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三三・九〇号から第八五三八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三九・一〇―八五三九・四九	第八五三九・一〇号から第八五三九・四九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三九・一〇号から第八五三九・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三九・九〇	第八五三九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四〇・一一―八五四〇・八九	第八五四〇・一一号から第八五四〇・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四〇・一一号から第八五四〇・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四〇・九一―八五四〇・九九	第八五四〇・九一号若しくは第八五四〇・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四〇・九一号又は第八五四〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四一・一〇―八五四一・六〇	第八五四一・一〇号から第八五四一・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四一・一〇号から第八五四一・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四一・九〇―八五四二・一〇	第八五四一・九〇号若しくは第八五四二・一〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四一・九〇号又は第八五四二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四二・二一―八五四二・七〇	第八五四二・二一号から第八五四二・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四二・二一号から第八五四二・七〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四二・九〇	第八五四二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四三・一一―八五四三・四〇	第八五四三・一一号から第八五四三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・一一号から第八五四三・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四三・八一―八五四三・八九	第八五四三・八一号若しくは第八五四三・八九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・八一号又は第八五四三・八九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四三・九〇―八五四七・九〇	第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四八・一〇	第八五四八・一〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八五四八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四八・九〇	第八五四八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

八六・〇一―八六・〇九	第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

注釈　第八七・〇二項から第八七・〇四項までの各項の適用上、これらの項の産品の生産者は、その裁量により、当該産品の輸入締約国の原産品を当該産品を生産するための材料として当該産品の輸出締約国において使用することができるものとし、また、当該産品の原産地資格割合を算定するに当たり、当該原産品は、当該産品の輸出締約国の原産材料とみなすことができる。

八七・〇一	第八七・〇二項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七・〇二―八七・〇四	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・〇二項から第八七・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七・〇五―八七・〇八	第八七・〇五項から第八七・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・〇五項から第八七・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七〇九・一一―八七〇九・一九	第八七〇九・一一号若しくは第八七〇九・一九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇九・一一号又は第八七〇九・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七〇九・九〇―八七一五・〇〇	第八七〇九・九〇号から第八七一五・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇九・九〇号から第八七一五・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七一六・一〇―八七一六・八〇	第八七一六・一〇号から第八七一六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七一六・一〇号から第八七一六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七一六・九〇	第八七一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七一六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

八八・〇一―八八・〇五	第八八・〇一項から第八八・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八八・〇一項から第八八・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八九類　船舶及び浮き構造物

八九・〇一―八九・〇八	第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）

第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

九〇・〇一	第九〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇・〇二	第九〇・〇二項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇三・一一―九〇〇三・一九	第九〇〇三・一一号若しくは第九〇〇三・一九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇三・一一号又は第九〇〇三・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇三・九〇―九〇〇四・九〇	第九〇〇三・九〇号から第九〇〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇三・九〇号から第九〇〇四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇五・一〇―九〇〇五・八〇	第九〇〇五・一〇号若しくは第九〇〇五・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇五・一〇号又は第九〇〇五・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇五・九〇	第九〇〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇六・一〇―九〇〇六・六九	第九〇〇六・一〇号から第九〇〇六・六九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九〇〇六・九一―九〇〇六・九九	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇六・一〇号から第九〇〇六・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第九〇〇六・九一号若しくは第九〇〇六・九九号の産品への他の項の材料からの変更は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇六・九二号又は第九〇〇六・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇七・一一―九〇〇七・二〇	第九〇〇七・一一号から第九〇〇七・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇七・一一号から第九〇〇七・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇七・九一―九〇〇七・九二	第九〇〇七・九一号若しくは第九〇〇七・九二号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇七・九一号又は第九〇〇七・九二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇八・一〇―九〇〇八・四〇	第九〇〇八・一〇号から第九〇〇八・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇八・一〇号から第九〇〇八・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇〇八・九〇	第九〇〇八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇九・一一―九〇〇九・三〇	第九〇〇九・一一号から第九〇〇九・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇九・一一号から第九〇〇九・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇九・九一―九〇〇九・九九	第九〇〇九・九一号から第九〇〇九・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇九・九二号から第九〇〇九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一〇・一〇―九〇一〇・六〇	第九〇一〇・一〇号から第九〇一〇・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一〇・一〇号から第九〇一〇・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一〇・九〇	第九〇一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一一・一〇―九〇一一・八〇	第九〇一一・一〇号から第九〇一一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一一・一〇号から第九〇一一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一一・九〇	第九〇一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一二・一〇	第九〇一二・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一二・九〇	第九〇一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一三・一〇―九〇一三・八〇	第九〇一三・一〇号から第九〇一三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一三・一〇号から第九〇一三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一三・九〇	第九〇一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一四・一〇―九〇一四・八〇	第九〇一四・一〇号から第九〇一四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一四・一〇号から第九〇一四・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一四・九〇	第九〇一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一五・一〇―九〇一五・八〇	第九〇一五・一〇号から第九〇一五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一五・一〇号から第九〇一五・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一五・九〇―九〇一六・〇〇	第九〇一五・九〇号若しくは第九〇一六・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一五・九〇号又は第九〇一六・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一七・一〇―九〇一七・八〇	第九〇一七・一〇号から第九〇一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一七・一〇号から第九〇一七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一七・九〇―九〇二一・九〇	第九〇一七・九〇号から第九〇二一・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一七・九〇号から第九〇二一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二二・一二―九〇二二・三〇	第九〇二二・一二号から第九〇二二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の

九〇二一・九〇―九〇二三・〇〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二二・一二号から第九〇二二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第九〇二一・九〇号若しくは第九〇二三・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二二・九〇号又は第九〇二三・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二四・一〇―九〇二四・八〇	第九〇二四・一〇号若しくは第九〇二四・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二四・一〇号又は第九〇二四・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二四・九〇	第九〇二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二五・一一―九〇二五・八〇	第九〇二五・一一号から第九〇二五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二五・一一号から第九〇二五・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二五・九〇	第九〇二五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二六・一〇―九〇二六・八〇	第九〇二六・一〇号から第九〇二六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二六・一〇号から第九〇二六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二六・九〇	第九〇二六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二七・一〇―九〇二七・八〇	第九〇二七・一〇号から第九〇二七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二七・一〇号から第九〇二七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二七・九〇	第九〇二七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二八・一〇―九〇二八・三〇	第九〇二八・一〇号から第九〇二八・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二八・一〇号から第九〇二八・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二八・九〇	第九〇二八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二九・一〇―九〇二九・二〇	第九〇二九・一〇号若しくは第九〇二九・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二九・一〇号又は第九〇二九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二九・九〇	第九〇二九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三〇・一〇―九〇三〇・八九	第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三〇・九〇	第九〇三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三一・一〇―九〇三一・八〇	第九〇三一・一〇号から第九〇三一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三一・一〇号から第九〇三一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三一・九〇	第九〇三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三二・一〇―九〇三二・八九	第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三二・九〇―九〇三三・〇〇	第九〇三二・九〇号若しくは第九〇三三・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三二・九〇号又は第九〇三三・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九一類　時計及びその部分品

九一・〇一―九一・一〇	第九一・〇一項から第九一・一〇項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一・〇一項から第九一・一〇項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一一・一〇―九一一一・八〇	第九一一一・一〇号から第九一一一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の

	号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一一一・一〇号から第九一一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一一・九〇	第九一一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一一一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一二・二〇	第九一一二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一一二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一二・九〇	第九一一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一一二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一・一三	第九一・一三項の産品への他の項の材料からの変更
九一・一四	第九一・一四項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一・一四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品

九二・〇一―九二・〇九	第九二・〇一項から第九二・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九二・〇一項から第九二・〇九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（第九三類）

九三・〇一―九三・〇七	第九三・〇一項から第九三・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九三・〇一項から第九三・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二〇部　雑品（第九四類から第九六類まで）

第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーション サイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇一・一〇―九四〇一・八〇	第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇一・九〇 九四・〇二	第九四〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇三・一〇―九四〇三・八〇	第九四〇三・一〇号から第九四〇三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇三・一〇号から第九四〇三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇三・九〇―九四〇四・一〇	第九四〇三・九〇号若しくは第九四〇四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇三・九〇号又は第九四〇四・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇四・二一―九四〇四・二九	第九四〇四・二一号又は第九四〇四・二九号の産品への他の類の材料からの変更
九四〇四・三〇	第九四〇四・三〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇四・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇四・九〇	第九四〇四・九〇号の布団製品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
九四〇五・一〇―九四〇五・六〇	第九四〇五・一〇号から第九四〇五・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇五・一〇号から第九四〇五・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇五・九一―九四〇五・九九	第九四〇五・九一号から第九四〇五・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇五・九一号から第九四〇五・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四・〇六	第九四・〇六項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九五類　がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	
九五・〇一―九五・〇八	第九五・〇一項から第九五・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九五・〇一項から第九五・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第九六類　雑品	
九六・〇一 九六・〇二―九六・〇四	第九六・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 第九六・〇二項から第九六・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六・〇二項から第九六・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六・〇五	第九六・〇五項の産品への他の項の材料からの変更
九六・〇六	第九六・〇六項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇七・一一―九六〇七・一九	第九六〇七・一一号若しくは第九六〇七・一九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇七・一一号又は第九六〇七・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇七・二〇	第九六〇七・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇七・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇八・一〇―九六〇八・四〇	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇八・五〇	第九六〇八・五〇号の産品への他の号の材料からの変更（第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の材料からの変更を除く。）又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇八・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇八・六〇―九六一二・二〇	第九六〇八・六〇号から第九六一二・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇八・六〇号から第九六一二・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六一三・一〇―九六一三・八〇	第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六一三・九〇―九六一八・〇〇	第九六一三・九〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六一三・九〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第二一部　美術品、収集品及びこっとう（第九七類）	
第九七類　美術品、収集品及びこっとう	
九七・〇一―九七・〇六	第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

附属書三（第三章関係）　原産地証明書の必要的記載事項

1　輸出者の氏名又は名称、住所及び国名
2　輸入者又は荷受人の氏名又は名称、住所及び国名
3　証明番号
4　産品の原産国
5　仕入書の番号及び日付
6　輸送手段の詳細（判明している場合）
7　統一システムの関税分類番号
8　記号、番号、包装の個数及び種類並びに品名
9　数量（単位）
10　特恵の基準
11　その他の事項

12　輸出者の申告

13　証明

14(a)　統一システムの第一六類の産品については、ＩＯＴＣの登録簿に基づき許可を受けた漁船によって得られる材料並びに当該漁船の船名、登録番号及び国籍（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）

(b)　統一システムの第七類、第一六類又は第一八類から第二〇類までの各類の産品については、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料及び当該第三国の国名（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）

(c)　統一システムの第六一類又は第六二類の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）

附属書四（第六章関係）　電気製品に関する附属書

第一部　適用範囲

1　この附属書は、第二部第一節に特定する各締約国の関係法令及び運用規則に定める電気製品であって、当該締約国において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となるすべてのものに関する適合性評価手続について適用する。

2　この附属書の適用上、登録又は指定の基準は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定める関連する基準に適合するものでなければならない。

3　第二部にいう「改正」とは、関係法令及び運用規則の改正であって当該関係法令及び運用規則の目的を変更しないものをいう。この附属書の適用上、「改正」には、次の事項を含むことが了解される。

(a)　締約国が第二部に掲げる自国の関係法令又は運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたか否かを問わない。

(b)　締約国が第二部に掲げる自国の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたか否かを問わない。

(c)　締約国が第二部に掲げる自国の関係法令又は運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み込むこと。

第二部　関係法令及び運用規則並びに登録当局又は指定当局

第一節　電気製品を定める関係法令及び運用規則

日本国	タイ
一　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正	一　工業製品標準法（千九百六十八年（仏暦二千五百十一年））及びその改正
二　電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）及びその改正	二　電気製品に関する次の勅令及びその改正 二・一　白熱電球に関するタイ工業規格四第一部・二五二九（千九百八十六年） 二・二　つめ付ヒューズに関するタイ工業規格一〇・二五二九（千九百八十六年） 二・三　銅導体ビニル絶縁電線に関するタイ工業規格一一・二五三一（千九百八十八年） 二・四　蛍光灯用安定器に関するタイ工業規格二三・二五二一（千九百七十八年） 二・五　蛍光灯用グロースタータに関するタイ工業規格一八三・二五二八（千九百八十五年） 二・六　アルミニウム導体ビニル絶縁電線に関するタイ工業規格二九三・二五四一（千九百九十八年） 二・七　蛍光灯用ソケット及びスタータソケットに関するタイ工業規格三四四・二五三〇（千九百八十七年） 二・八　電気アイロンの安全要件に関するタイ工業規格三六六・二五四七（二千四年） 二・九　固定電気設備用スイッチに関するタイ工業規格八二四・二五三一（千九百八十八年） 二・十　開放型電気ストーブの安全要件に関す

	るタイ工業規格八七〇・二五三二（千九百八十九年）
	二・十一　交流電源用ファンの安全要件に関するタイ工業規格九三四・二五三三（千九百九十年）
	二・十二　蛍光ランプの安全要件に関するタイ工業規格九五六・二五三三（千九百九十年）
	二・十三　家庭用及びこれに類する電子機器及び関連装置の安全要件に関するタイ工業規格一一九五・二五三六（千九百九十三年）
	二・十四　無停電電源装置に関するタイ工業規格一二九一・二五四五（二千二年）
	二・十五　回転ドラム式電気乾燥機の安全要件に関するタイ工業規格一三八九・二五三九（千九百九十六年）
	二・十六　電気洗濯機の安全要件に関するタイ工業規格一四六三・二五四〇（千九百九十七年）
	二・十七　電気照明機器及び類似機器の妨害波の許容値に関するタイ工業規格一九五五・二五四二（千九百九十九年）
	二・十八　電気ポットの安全要件に関するタイ工業規格二〇六二・二五四三（二千年）
	二・十九　ルームエアコンディショナの環境要件（エネルギー消費効率）に関するタイ工業規格二一三四・二五四五（二千二年）

第二節　技術上の要件及び適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則

日本国	タイ
一　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正	一　工業製品標準法（千九百六十八年（仏暦二千五百十一年））及びその改正
二　電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正	二　電気製品に関する次の勅令及びその改正 二・一　白熱電球に関するタイ工業規格四第一部・二五二九（千九百八十六年） 二・二　つめ付ヒューズに関するタイ工業規格一〇・二五二九（千九百八十六年） 二・三　銅導体ビニル絶縁電線に関するタイ工業規格一一・二五三一（千九百八十八年） 二・四　蛍光灯用安定器に関するタイ工業規格二三・二五二一（千九百七十八年） 二・五　蛍光灯用グロースタータに関するタイ工業規格一八三・二五二八（千九百八十五年） 二・六　アルミニウム導体ビニル絶縁電線に関するタイ工業規格二九三・二五四一（千九百九十八年） 二・七　蛍光灯用ソケット及びスタータソケットに関するタイ工業規格三四四・二五三〇（千九百八十七年）
三　電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）及びその改正	二・八　電気アイロンの安全要件に関するタイ工業規格三六六・二五四七（二千四年）
四　電気用品の技術上の基準を定める省令第二項の規定に基づく基準についての経済産業大臣告示（平成一四・〇三・一三商第六号（二千二年三月十八日））及びその改正	二・九　固定電気設備用スイッチに関するタイ工業規格八二四・二五三一（千九百八十八年）
五　電気用品の技術上の基準を定める省令の取扱細則（昭和五十年五十資公部第百九十二号）及びその改正	二・十　開放型電気ストーブの安全要件に関するタイ工業規格八七〇・二五三二（千九百八十九年）
	二・十一　交流電源用ファンの安全要件に関するタイ工業規格九三四・二五三三（千九百九十年）
	二・十二　蛍光ランプの安全要件に関するタイ工業規格九五六・二五三三（千九百九十年）
	二・十三　家庭用及びこれに類する電子機器及び関連装置の安全要件に関するタイ工業規格一一九五・二五三六（千九百九十三年）

二・十四　無停電電源装置に関するタイ工業規格一二九一・二五四五（二千二年）
二・十五　回転ドラム式電気乾燥機の安全要件に関するタイ工業規格一三八九・二五三九（千九百九十六年）
二・十六　電気洗濯機の安全要件に関するタイ工業規格一四六三・二五四〇（千九百九十七年）
二・十七　電気照明機器及び類似機器の妨害波の許容値に関するタイ工業規格一九五五・二五四二（千九百九十九年）
二・十八　電気ポットの安全要件に関するタイ工業規格二〇六一・二五四三（二千年）
二・十九　ルームエアコンディショナの環境要件（エネルギー消費効率）に関するタイ工業規格二一三四・二五四五（二千二年）
三　電気製品に関する次の製品認証の個別要件及びその改正
三・一　白熱電球に関するタイ工業規格四第一部・二五二九に係る製品認証の個別要件（千九百九十七年（仏暦二千五百四十年）十二月八日）
三・二　つめ付ヒューズに関するタイ工業規格一〇・二五二九に係る製品認証の個別要件（千九百九十八年（仏暦二千五百四十一年）九月十四日）
三・三　銅導体ビニル絶縁電線に関するタイ工業規格一一・二五三一に係る製品認証の個別要件（二千二年（仏暦二千五百四十五年）六月二十五日）
三・四　蛍光灯用安定器に関するタイ工業規格二三・二五二一に係る製品認証の個別要件（千九百九十九年（仏暦二千五百四十二年）四月二十三日）
三・五　蛍光灯用グロースタータに関するタイ工業規格一八三・二五二八に係る製品認証の個別要件（二千三年（仏暦二千五百四十六年）六月二十六日）
三・六　アルミニウム導体ビニル絶縁電線に関するタイ工業規格二九三・二五四一に係る製品認証の個別要件（二千六年（仏暦二千五百四十七年）二月九日）
三・七　蛍光灯用ソケット及びスタータソケットに関するタイ工業規格三四四・二五三〇に係る製品認証の個別要件（千九百九十九年（仏暦二千五百四十二年）四月二十六日）
三・八　電気アイロンの安全要件に関するタイ工業規格三六六・二五四七に係る製品認証の個別要件（二千五年（仏暦二千五百四十八年）五月十三日）
三・九　固定電気設備用スイッチに関するタイ工業規格八二四・二五三一に係る製品認証の個別要件（二千四年（仏暦二千五百四十七年）十二月三十日）
三・十　開放型電気ストーブの安全要件に関するタイ工業規格八七〇・二五三二に係る製品認証の個別要件（二千三年（仏暦二千五百四十六年）十一月十三日）
三・十一　交流電源用ファンの安全要件に関するタイ工業規格九三四・二五三三に係る製品認証の個別要件（二千五年（仏暦二千五百四十八年）七月五日）
三・十二　蛍光ランプの安全要件に関するタイ工業規格九五六・二五三三に係る製品認証の個別要件（二千三年（仏暦二千五百四十六年）七月十八日）
三・十三　家庭用及びこれに類する電子機器及び関連装置の安全要件に関するタイ工業規格一一九五・二五三六に係る製品認証の個別要件（二千五年（仏暦二千五百四十八年）五月六日）
三・十四　無停電電源装置に関するタイ工業規

格一二九一・二五四五に係る製品認証の個別要件（二千五年（仏暦二千五百四十八年）九月六日）	
三・十五　回転ドラム式電気乾燥機の安全要件に関するタイ工業規格一三八九・二五三九に係る製品認証の個別要件（二千六年（仏暦二千五百四十九年）一月六日）	
三・十六　電気洗濯機の安全要件に関するタイ工業規格一四六三・二五四〇に係る製品認証の個別要件（二千五年（仏暦二千五百四十八年）七月六日）	
三・十七　電気照明機器及び類似機器の妨害波の許容値に関するタイ工業規格一九五五・二五四二に係る製品認証の個別要件（二千三年（仏暦二千五百四十六年）六月二十六日）	
三・十八　電気ポットの安全要件に関するタイ工業規格二〇六二・二五四三に係る製品認証の個別要件（二千三年（仏暦二千五百四十六年）七月五日）	
三・十九　ルームエアコンディショナの環境要件（エネルギー消費効率）に関するタイ工業規格二一三四・二五四五に係る製品認証の個別要件（二千四年（仏暦二千五百四十七年）七月十三日）	
四　工業省令（官報第百二十一巻第二十七A部）（二千四年（仏暦二千五百四十七年）四月十六日）及びその改正	
五　経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の相互承認章に基づく適合性評価機関の適合性評価手続に関するタイ工業標準局告示（二千六年（仏暦二千五百四十九年）一月二十四日）及びその改正	

第三節　登録又は指定の基準を定める関係法令及び運用規則

日本国	タイ
一　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正	一　工業製品標準法（千九百六十八年（仏暦二千五百十一年））及びその改正
二　電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）及びその改正	二　経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の相互承認章に基づくタイ工業規格のための適合性評価機関の指定に関する一般的な要件を定める基準及び条件についてのタイ工業標準局告示（二千六年（仏暦二千五百四十九年）一月二十四日）及びその改正
三　電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正	

第四節　登録当局又は指定当局

日本国	タイ
経済産業省又はこれを承継する当局	工業省タイ工業標準局又はこれを承継する当局

附属書五（第七章関係）　第七十七条に関する特定の約束に係る表

第一部　注釈

1　分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書MTN・GNS－W－一二〇）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

2　この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

3　この特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の態様は、それぞれ第七十三条(y)(i)から(iv)までに規定するサービスの提供に対応する。

4　「制限しない。」とは、各分野に共通の約束に特定する制限を除くほか、制限しないことをいう。

5　「約束しない。」とは、特定の約束を行わないことをいう。第七十四条から第七十六条までの規定に基づく特定の約束の対象となっていない分野又は小分野は、市場アクセス及び内国民待遇の欄のすべてのサービスの提供の態様について「約束しない。」と記載し、かつ、追加的な約束の欄に何も記載しない分野又は小分野である。

6　「約束しない。＊」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。

7　個別の中央生産物分類番号に付された「＊＊」は、当該中央生産物分類番号の分野のための特定の約束が当該中央生産物分類番号の分野に含まれるサービスのすべての小分野には及ばないことを表す。

8　貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物利用運送サービスを含めない。

第二部　日本国の特定の約束に係る表

分野ごとに行う特定の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
1　実務サービス			
A　自由職業サービス			
(a)　日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス（八六一）	SS	(1)　制限しない。	
	(1)　サービスは、自然人又は弁護士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による弁護士法人とは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士であり、かつ、弁護士法人の業務を執行する権利及び義務を有する一人以上の社員によって構成されるものをいう。		
	(2)　サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。	(2)　制限しない。	
	(3)　サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。	(3)　制限しない。	
	(4)　業務上の拠点が必要である。	(4)　制限しない。	
(b)　「弁護士」との共同事業は、認める。「弁護士」の雇用は、認める。	(1)　サービスは、自然人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。	(1)　サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。	
	(2)　制限しない。	(2)　制限しない。	
	(3)　サービスは、自然人が提供しなければならない。	(3)　制限しない。	
	(4)　業務上の拠点が必要である。	(4)　サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。	
(c)　事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス（八六一＊＊）	(a)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス（八六一＊＊） (a)　法律に関する法的な助言サービスには、次の事項を含まない。 (i)　裁判所その他の官公署における法律上の手続についての法的な代理サービス及びその手続についての法的な文書の作成 (ii)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地（以下この分野において「管轄地」という。）の法律以外の法律に関する法的な意見の表明 (iii)　公正証書の作成の嘱託についての法的な代理サービス (iv)　日本国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、	SS	(3)(a)　管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認める。第三国の法律に関する業務は、各事案に関して、権限のある者（例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国の法律に関する業務に従事している弁護士）の書面による助言を受けることを条件として認める。日本国の法律に関する業務は、認めない。

鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての活動 (b) サービス提供者は、親族関係若しくは相続に関する法律事件であってその当事者として日本国民が含まれるもの又は日本国内に所在する不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪若しくは変更を目的とする法律事件であって当該目的が主たる目的ではないものについては、「弁護士」と共同し、又は「弁護士」の助言を受けることを必要とする。			土事務所」という文言を付加しなければならない。 (d) 国際仲裁における代理を認める。
サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービスの分野における特定の約束に関する注釈 サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。 法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。 (a) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。 (b) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。 (c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。 (d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。 (e) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。 (f) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。			
(a) 日本国の法律により			「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス （八六一＊＊）
SS			
(1) サービスは、自然人又は			司法書士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による司法書士法人とは、日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士であり、かつ、司法書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。
(1) 制限しない。			(2) 制限しない。 司法書士法人が提供しなければならない。
			業務上の拠点が必要である。
			(2) サービスは、自然人又は
			(2) 制限しない。
		(a) 日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス （八六一＊＊）	
		SS	
		(1) サービスは、自然人又は行政書士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による行政書士法人とは、日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士であり、かつ、行政書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって	業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は 司法書士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。
		(1) 制限しない。	(3) 制限しない。 (4) 制限しない。

		構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。	
		(2) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。
		(3) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。	(3) 制限しない。
		(4) 業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。
(a) 日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス （八六一＊＊）	SS	(1) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による社会保険労務士法人とは、日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士であり、かつ、社会保険労務士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	(1) 制限しない。
		(2) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。

		業務上の拠点が必要である。	
		(3) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。	(3) 制限しない。
		(4) 業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。
(a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス （八六一一九、八六一二、八六一三、八六一九）	SS	(1) サービスは、自然人又は特許業務法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。
		(2) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。 特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。
		(3) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。	(3) 制限しない。
		(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(a) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士	SS	(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。	(1) 制限しない。
		(2) サービスは、自然人が提	(2) 制限しない。

が提供する法律サービス（八六一＊＊）			
(a) 日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス（八六一＊＊）	SS	(1) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人（注）が提供しなければならない。 (3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
		注　日本国の法律による土地家屋調査士法人とは、日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービスを行うことを業務とする二人以上の社員によって構成されるものをいう。	
(b) 会計、監査及び簿記のサービス（八六二）	SS	(1) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人（注）が提供しなければならない。 (2) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。 (3) 監査法人については、業務上の拠点が必要である。 (4) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。 注　日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(c) 税務サービス（八六三）	SS	(1) 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

い。 注　日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。					
当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。	(2) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。	(2) 制限しない。			
当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。	(3) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。	(3) 制限しない。			
当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。	(4) 税理士法に規定する税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。			
SS					
(1) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。			
(2) 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。			
(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。			
(4) 業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。			
(d)、(e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者のみが提供することができる建築サービス （八六七一二、八六七一三、八六七一四（注））					

（八六七二二、八六七二三、八六七二四（注）、八六七二五（注）、八六七二七（注））					
注　建築物の建築のために必要なサービス（建築後のサービスを除く。）に限る。					
SS					
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない（注）。 (2) 制限しない（注）。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない（注）。	(d)、(e)、(g) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者が提供することができる建築サービス （八六七一、八六七二（注）、八六七四二（注）） 注　建築物の建築のために必要なサービス			
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	は、業務上の拠点が必要である。			
SS					
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(e)、(f) エンジニアリング及び総合エンジニアリングのサービス （八六七二（注）、八六七三（注）） 注　建築サービス及び土木相談サービスを除く。			
(e)、(g)、F(e)、F(m) 土木相談サービス （八六七二一（注）、八六七二四（注）、八六七二七（注）、八六七二九（注）） （八六七四一、八六七四二（注））					

（八六七六一（注）） （八六七五一（注）、八六七五二（注）） 注　土木のために必要なサービス（建築物のためのエンジニアリングデザイン・サービスを除く。）に限る。						
(g)　都市計画及び景観設計サービス （八六七四（注）） 注　建築サービス及び土木相談サービスを除く。	SS	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　約束しない。 (3)　約束しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　約束しない。 (3)　約束しない。	
(h)　医師及び歯科医師サービス （九三一二）		(1)　約束しない。＊ (2)　約束しない。 (3)　約束しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　約束しない。 (3)　約束しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　約束しない。 (3)　約束しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　約束しない。 (3)　約束しない。	
(i)　獣医サービス （九三二）		(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(4)　約束しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(4)　約束しない。	
(j)　助産師、看護師及び準医療従事者により提供されるサービス （九三一九一）		(1)　約束しない。＊ (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	
(j)　日本国の法律により「理学療法士」としての資格を有する理学療法士が提供するサービス （九三一九一＊＊）		(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4)　約束しない。	
(k)　その他		(1)　約束しない。	(1)　約束しない。	(1)　約束しない。	(1)　約束しない。	

	SS	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	
B　電子計算機サービス及び関連のサービス（航空運送のためのコンピュータ予約システムのサービスを除く。） （八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四九）	SS	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
C　研究及び開発のサービス						
(a)　自然科学の研究及び開発のサービス （八五一）	SS	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
(b)　社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス						
（八五二）						
(c)　学際的な研究及び開発のサービス （八五三）						
D　不動産に係るサービス						
(a)　所有し、又は賃借する不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス （八二一）	SS	(1)　業務上の拠点が必要である。 (2)　業務上の拠点が必要である。 (3)　制限しない。 (4)　業務上の拠点が必要である。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
(a)　所有し、又は賃借する不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス （八二二）	SS	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
(b)　報酬を受け、又は契約	SS	(1)　業務上の拠点が必要であ	(1)　制限しない。	(1)　制限しない。	(1)　制限しない。	

に基づいて行う不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス（八二二）	(2) 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。	る。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	
	(4) 業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。	
(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス（八二二）	SS	SS	
	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	
E 運転者を伴わない賃貸サービス			
(a) 船舶（注）に関する運転者を伴わない賃貸サービス（八三一〇三）	SS	SS	
	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	
注　日本国の船籍を有する船舶の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該船舶は、次のいずれかの者が所有しなければならない。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された企業であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	百二十八号）により、事前の届出が必要である。
(b) 航空機（注）に関する運転者を伴わない賃貸サービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。

（八三一〇四） 注　日本航空機として登録された航空機の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該航空機は、次のいずれかの者が所有しなければならない。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された企業であって、その代表者の全員及び役員の三分の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権の三分の二以上が日本国の者によって占められているもの	(4) 約束しない。	(4) 約束しない。	
(c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない賃貸サービス（八三一〇一、八三一〇二、八三一〇五）	SS (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	SS (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(d)、(e) 機械及び機器（運送機器を除く。）並びに個人及び家庭用品に関する運転者を伴わない賃貸サービス（八三一〇六－八三一〇九）（八三二）	SS (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	SS (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
F その他の実務サービス			

(a) 広告サービス（八七一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
(b) 市場調査及び世論調査のサービス（八六四）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
(c) 経営相談サービス（八六五）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
(d) 経営相談に関連するサービス（八六六〇一、八六六〇九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	SS	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
(d) 仲裁及び調停のサービス（八六六〇二）	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
(e) 技術試験及び分析サービス (a) 製造業製品に係るサービス（計量法（平成四年法律第五十一号）の対象となるサービスを除く。）（八六七六＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
(b) 計量法の対象となる次のサービス（八六七六三＊＊） (i) 特定計量器の定期検査のサービス	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
(ii) 特定計量器の検定	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		

のサービス						
(iii) 計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）						
(iv) 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービス						
(v) 特定計量証明事業者に対する認定						
(vi) 計量器の校正等のサービス						
る。						
(c) (a)及び(b)に規定するサービス以外の技術試験及び分析サービス	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。		
(f) 農林業及び狩猟に付随するサービス（八八一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要		
(g) 漁業に付随するサービス（八八二）	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。		(4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。		
(h) 鉱業に付随するサービス（八八三、五一一五）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された企業が鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）に従って提供しなければならない。		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された企業が鉱業法に従って提供しなければならない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律により設立された企業が鉱業法に従って提供しなければならない。 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要		

	(i) 製造業に付随するサービス （八八四＊＊、八八五） (a) 航空機産業、火薬類製造業、皮革及び皮革製品製造業、武器産業、宇宙開発産業並びに生物学的製剤製造業に関連するもの	(b) 仕立てのサービスに関連するもの	(c) (a)及び(b)に規定するサービス以外の製造業に付随するサービス
	(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された企業が鉱業法に従って提供しなければならない。		
SS	(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された企業が鉱業法に従って提供しなければならない。 である。		
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

	給の託送サービス	(c) (a)及び(b)に規定するサービス以外のエネルギー流通に付随するサービス	(k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内において人員をあっせんするサービス（求職及び求人の申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。） (a) 港湾運送サービス (b) 建設工事
	(3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。
	(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

	(k) 次に掲げる業務以外のものについて日本国内（注）において人員を提供するサービス（サービス提供者が雇用する労働者を当該サービス提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下において労働に従事させるために派遣するサービスに限る。） 注　労働者について	(c) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（現在定めていない。） （八七二〇一、八七二〇二）	
	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。		
	(1) 制限しない。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		

は、企業内の転任を通じて日本国外から派遣してはならない。				
(a) 港湾運送サービス				
(b) 建設工事				
(c) 警備				
(d) あらかじめ労働政策審議会の意見を聴いた上で政令で定める業務（例えば、医療関係業務）（八七二〇三、八七二〇九）				
(k) 家事手伝いその他商業若しくは工業労働者又は看護師を提供するサービス（八七二〇四、八七二〇五、八七二〇六）	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。		
(l) 調査サービス（八七三〇一）	SS			
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。			
(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス、鉱物及び測量に関連するサービスを除く。）				
(1) 警備業（八七三。ただし、八七三〇一を除く。）	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(4) 約束しない。				

（八六七五一、八六七五二）				
(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス及び鉱物に関連するサービス（注）（八六七五一、八六七五二） 注　鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスを除く。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。			
(m) 日本国内の土地の測量サービス（八六七五三、八六七五四）	SS			
(1) 基本測量（注1）又は公共測量（注2）の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。 注1　「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土交通省国土地理院の行うものをいう。 注2　「公共測量」とは、基本測量以外の測量のうち、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量を除くほか、その費用の一部又は全部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施するものをいう。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。		

| | | |

護士法人又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づき設立された企業が提供しなければならない。									
(4) 業務上の拠点が必要である。	SS	(t) 電話応答のサービス（八七九〇三）	SS	(t) 複写のサービス（八七九〇四）	SS	(t) 翻訳及び通訳のサービス（八七九〇五）	SS	(t) 郵送先名簿の編集及び郵便物の発送のサービス（八七九〇六）	SS
(4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

								(t) エネルギー製造業に付随するサービス	
(4) 制限しない。	SS	(t) 貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス（八七九〇九）	SS	(t) 専門デザイン・サービス（八七九〇七）	SS			(a) 熱供給業及び石油産	SS
(4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。				(1) 制限しない。

業に関連するサービス		(b) (a)に規定するサービス以外のエネルギー製造業に付随するサービス		(t) いずれの分野にも含まれないその他の実務サービス		2 通信サービス A／B 郵便又はクーリエ・サービス（注）		サービスの提供者は、関係する形態の運送サービスに係る許可又は登録の要件に従わなければならない。信書の送達（印刷物、小包、物品又はその他の物を含む。）以外の郵便又はクーリエ・サービスの分野における日本国の約束は、運送サービスの分野に記載する。（「11 運送サービス」参照）	SS
(2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	注 郵便又はクーリエ・		特定信書便事業によって提供される信書の送達のサービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(4) 制限しない。								特定信書便事業とは、民間事業者による信書の	
(2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。				(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に定める次のいずれかの信書便物に係る信書の送達のサービスを提供する事業をいう。 (a) その長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又はその重量が四キログラムを超える信書便物 (b) 差し出された時から三時間以内に送達される信書便物 (c) その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便物		
その他の郵便又はクーリエ・サービス	(1) 約束しない。	(1) 約束しない。
C 電気通信サービス	SS	
基本電気通信サービス (a) 音声電話サービス （七五二一） (b) パケット交換データ伝送サービス （七五二二＊＊） (c) 回線交換データ伝送サービス （七五二三＊＊） (d) テレックス・サービス （七五二三＊＊） (f) ファクシミリ・サービス （七五二一＊＊、七五二九＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社（注）への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。 注　日本電信電話株式会社は、その地域会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。 (4) 制限しない。	(2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。 (4) 制限しない。	(2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
	日本国は、次に定める追加的な約束を履行する。	

(g) 専用回線サービス （七五二二＊＊、七五二三＊＊） (o) その他			

日本国の追加的な約束

適用範囲

この文書は、基本電気通信サービスの規制の枠組みに関する定義及び原則について定める。

定義

(a) 「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(b) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、日本国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。

(c) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(d) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備をいう。

(i) 単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(e) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i) 不可欠な設備の管理

(ii) 当該市場における自己の地位の利用

(f) 「電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者をいう。

(g) 「電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者」とは、(f)の電気通信事業者以外の電気通信事業者をいう。

1 競争条件の確保のためのセーフガード

1.1 電気通信における反競争的行為の防止

単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

1.2 セーフガード

1.1の反競争的行為には、特に次の行為を含む。

(a) 反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。

(b) 電気通信サービスを提供するに当たり、特定の者に対して不当な差別を行うこと。

(c) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(d) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

2 相互接続

2.1 確保すべき相互接続

日本国の法令の範囲内で、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者と他の電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者又は電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者との間の相互接続を確保する。

22　主要なサービス提供者との相互接続

主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a)　差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

(b)　サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化された（注）、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

注　「十分に細分化された」伝送網の構成部分又は設備の条件及び料金には、細分化された加入者回線（回線の共用を含む。）のものを含む。

(c)　要請がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

23　コロケーション等

主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際的又は実行可能な代替方法がない場合において、物理的に可能なときは、主要なサービス提供者が、自己と相互接続する他のサービス提供者に対して次のいずれかのことを認めることを確保する。

(a)　主要なサービス提供者の建物内に、相互接続に不可欠な設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

(b)　主要なサービス提供者の建物内、とう道、管路又は電柱に、相互接続に不可欠な回線設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

24　認可された接続約款による相互接続

主要なサービス提供者が、適切な規制当局の認可を受けるため、接続約款の申請を行うことを確保する。接続約款は、1に定める原則に合致するものとし、主要なサービス提供者が他のサービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含む。接続約款には、少なくとも次の事項を含める。

(a)　相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供に係る条件、運営上及び技術上の条件並びに当該サービスの請求及び提供を行う場合の手続又は手順

(b)　相互接続に関連するすべてのサービスごとの原価に照らした料金の一覧。主要なサービス提供者は、実行可能な場合には、経済上の将来増分費用に基づく確立された算定方式を使用することが要求される。

(c)　相互接続の請求の日から接続が開始される日までの標準的期間であって、明確に定められ、及び妥当なもの

(d)　提出される相互接続に関する協定の有効期間を定めるときは、その期間

25　22から24までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

26　相互接続に関する交渉のための手続の公の利用可能性

主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

27　相互接続に関する取決めの透明性

主要なサービス提供者が、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとすることを確保する。

28　相互接続に関する紛争解決

主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者は、相互接続の適当と認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、独立した国内機関（5に規定する規制機関を含む。）に申し立てることができるものとする。

(a)　随時

(b)　公に周知された合理的な期間の経過後

3　ユニバーサル・サービス

日本国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。この義務の内容は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、日本国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

4　免許基準の公の利用可能性

(a)　免許が必要とされる場合においては、次の事項を公に利用可能なものとする。

(i)　すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うため通常必要とされる期間

(ii)　個別の免許の条件

(b)　免許を拒否した理由は、請求があるときは、申請者に通知する。

5　独立の規制機関

規制機関は、いかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わない。規制機関が行う決定及び規制機関が用いる手続は、市場のすべての参加者について公平でなければならない。

6　希少な資源の分配及び利用

希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。分配された周波数帯の現状は、公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を公に利用可能なものとすることは、要求されない。

	(e)　電報サービス （七五二二）	
		SS
付加価値サービス	(1)　約束しない。	(1)　約束しない。
(h)　電子メール・サービス （七五二三＊＊）	(2)　制限しない。	(2)　制限しない。
	(3)　約束しない。	(3)　約束しない。
(i)　ボイスメール・サービス （七五二三＊＊）	(4)　約束しない。	(4)　約束しない。
	(1)　制限しない。	(1)　約束しない。
	(2)　制限しない。	(2)　制限しない。
	(3)　日本電信電話株式会社（注）への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。	(3)　日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。
(j)　情報及びデータベースのオンラインでの検索サービス （七五二三＊＊）	注　日本電信電話株式会社は、その地域会社の発行済株式の総数を保	

(k) 電子データ交換（EDI）サービス（七五二三＊＊）	(1) 高度ファクシミリ及び付加価値ファクシミリのサービス（蓄積及び転送並びに蓄積及び検索を含む。）（七五二三＊＊）	(m) コード及びプロトコルの変換サービス	(n) 情報又はデータのオンラインでの処理サービス（取引の処理を含む。）（八四三＊＊）	(o) その他	
	(4) 制限しない。				有していなければならない。
	(4) 制限しない。				

D 音響・映像サービス					
(a) 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス	(b) 映画の映写サービス（九六一二）	(c) ラジオ及びテレビのサービス（九六一三）	(d) ラジオ及びテレビの放送サービス（七五二四）	(e) 録音サービス	ス（九六一一）
SS	SS			SS	
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(3) 制限しない。 (4) 制限しない。

	(f) その他	E その他	3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス A 建築物に係る総合建設工事（五一二）	B 土木に係る総合建設工事（五一三）	C 設置及び組立工事（五一四、五一六） D 建築物の仕上工事（五一七） E その他（五一一、五一五、五一八）	(a) これらのサービスで鉱業に関連しないもの	(b) これらのサービスで鉱業に関連するもの
(3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。			(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された企業が鉱業法に従って提供しなければ
(3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。			(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された企業が鉱業法に従って提供しなければ

4　流通サービス A　問屋サービス （六二二、六一一一一、六一一三〇、六一二一〇） B　卸売サービス					
	ならない。			ならない。	
	(4)　鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律により設立された企業が鉱業法に従って提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。			(4)　鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律により設立された企業が鉱業法に従って提供しなければならない。 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。	
（六二二、六一一一一、六一一三〇、六一二一〇） C　小売サービス （六三一、六三二、六一一二、六一一三〇、六一二一〇） D　フランチャイズ・サービス （八九二九） これらのサービスで、	SS			SS	
(a)　石油及び石油製品並びにアルコール飲料に関連するサービス並びに公共卸売市場（注）において提供されるサービス以外のもの	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。			(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
注　公共卸売市場とは、国又は地方の政府の認可に基づき生鮮食料品（野菜、果物、海産物、肉類その他日常の用に供する食料品を含む。）又は花の問屋及び卸売のサービスのために設置される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の前記の物品の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。					

	(b)　石油及び石油製品に関連するもの	(c)　アルコール飲料に関連するもの	(d)　公共卸売市場において提供されるもの
		SS	
	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　約束しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。 (4)　サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。	(1)　約束しない。＊ (2)　約束しない。＊ (3)　サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。
	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4)　約束しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　約束しない。＊ (3)　制限しない。
			卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）により、中央公共卸売市場におけるサービス提供者は、日

			本国の法律により設立された企業でなければならない。
			(4) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 卸売市場法により、中央公共卸売市場におけるサービス提供者は、日本国の法律により設立された企業でなければならない。
5 教育サービス			
A 初等教育サービス	E その他	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(4) 制限しない。
保育所が提供する就学前教育サービス（九二一一〇＊＊） 保育サービス（九三三二一）		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
初等教育サービスであって学校教育として提供されるもの（注2）（九二一一〇＊＊、九二一九） 注1 日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。 注2 いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 学校教育機関は、学校法人（注）が設置しなければならない。 注 「学校法人」とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。
B 中等教育サービス (a) 学校教育として提供されるもの（注1）（注2）（九二一一、九二二二、九二二三） 注1 日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。

注2　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。			
C　高等教育サービス（注1）（注2） （九一二一、九一三九）	SS	(1)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。
	(b)　その他	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 (4)　制限しない。
注1　日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。			
注2　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。			
D　成人教育サービス（注1）（注2） （九二四）	SS	(1)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。
E　その他の教育サービス（タイの古典又は伝統的な舞踊、タイ音楽、タイ料理、タイ式ボクシング及びタイ語の指導員が提供するサービスを含む。） （注1）（注2） （九二九）		(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。
注1　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。			
注2　学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。専修学校及び各種学校は、学校法人が設置することを求められる場合がある。学校教育機関は、学校教育を提供するとも			

に、学校教育以外の教育サービスを提供することができる。 専修学校及び各種学校は、学校教育以外の教育サービスのみを提供する。				
6　環境サービス A　汚水サービス （九四〇一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
B　廃棄物処理サービス （九四〇二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
C　衛生サービス及びこれに類似するサービス （九四〇三）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
D　その他 排気ガス処理サービス （九四〇四） 騒音除去サービス （九四〇五） 自然及び景観の保護サービス （九四〇六） その他の環境保護サービス （九四〇九）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
7　金融サービス この特定の約束に係る表の適用上、サービス貿易一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書ＧＡＴＳ／ＳＣ／四六／補足二）に含まれる「金融サービスに係る約束に関する了解」（以下「了解」という。）は、この特定の約束に係る表に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。				

日本国は、第七章、第七十二条3に規定するサービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書であってこの協定において金融サービスについて準用されるもの（以下「金融サービスに関する附属書」という。）及び了解の規定に従い、金融サービスに関して特定の約束を行う。

日本国は、金融サービスに関する附属書2(a)の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくタイ国内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第七十三条(y)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

A　保険及び保険関連のサービス	第七十三条(y)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及びB4の規定に基づきこの分野において第七十四条から第七十六条までの規定及び金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及びB4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。 (1) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶 日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。

	(2) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶 日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない（注）。 注 保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提	(3) 制限しない。
B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）		
第七十三条(y)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及び4の規定に基づきこの分野において第七十四条から第七十六条までの規定及び金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。 (1) 投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。	(4) 供することができる。	(4) 約束しない。
(1) 制限しない。		(4) 約束しない。

	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(2) 制限しない。 (3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。
	(4) 約束しない。	(4) 約束しない。
8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス A 病院サービス （九三一一）		
	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。
B その他人に関する健康サービス 救急車において行われる医療サービス （九三一九二）		
(1) 約束しない。＊	(1) 約束しない。＊	(1) 約束しない。＊
病院サービス以外の居住型の健康施設のサービス （九三一九三）		
(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）に規定する採血サービス （九三一九九）		
(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
その他		
(1) 約束しない。 (2) 約束しない。	(2) 日本国民がタイにおいて治療を受けた場合の当該治療に要した費用の償還は、許容される。そのような償還は、日本国の法令に従って行う。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。

| | | |

			(3) 制限しない。 (4) 制限しない。
D スポーツその他の娯楽のサービス			
スポーツに係るサービス（ムエ・タイ（キック・ボクシング）を含む。） （九六四一）		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(3) 制限しない。 (4) 制限しない。
遊園地及び海水浴場のサービス （九六四九一）			
公営競技等に係るサービス （九六四九二）		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(3) 制限しない。 (4) 制限しない。
その他の娯楽のサービス	SS	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
ス （九六四九九）		(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
E その他		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
11 運送サービス A 海上運送サービス（補助的なサービスを除く。） (a)、(b) 国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。） （七二一一、七二一二）	SS	(1)(a) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。 (b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。 注　日本国の船舶運航	(1)(a) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。 (b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。 注　日本国の船舶運航
		次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的なかつ差別的でない条件で利用可能となる。 (a) 水先サービス (b) 押し船及び引き船のサービス	

		事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。 (a) 日本国の港への入港 (b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し (2) 制限しない。 (3)(a) 日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。 注　この分野において「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。
		事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。 (a) 日本国の港への入港 (b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し (2) 制限しない。 (3)(a) 日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。 注　この分野において「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。
		(c) 食料供給、給油及び給水のサービス (d) ごみ収集及び廃棄物処理のサービス (e) ポートキャプテン・サービス (f) 航行補助サービス (g) 陸岸において行うサービスであって、船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。） (h) 応急の修理サービス (i) びょう泊及び係留のサービス

	(a) 日本国籍を有する自然人		
	(b) 日本国の法律によって設立された企業であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの		
	(4) (a) 船員については、日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる者を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。 (b) (3)(b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。		
	(a) 日本国籍を有する自然人		
	(b) 日本国の法律によって設立された企業であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの		
	(4) (a) 船員については、日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる者を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。 (b) (3)(b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。		

	(a) 日本国籍を有する自然人		
	(b) 日本国の法律によって設立された企業であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの		
	(4) (a) 船員については、日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる者を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。 (b) (3)(b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。		
	(a) 日本国籍を有する自然人		
	(b) 日本国の法律によって設立された企業であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの		
	(4) (a) 船員については、日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる者を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。 (b) (3)(b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。		

	(c) 乗組員を伴う船舶（日本国の船籍を有する船舶を除く。）の賃貸（七二一三）	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
A 海上運送サービス（補助的なサービスに限る。）	(d) 船舶の保守及び修理（八八六八＊＊）		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。
	(c) 乗組員を伴う船舶（日本国の船籍を有する船舶を除く。）の賃貸（七二一三）	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
A 海上運送サービス（補助的なサービスに限る。）	(d) 船舶の保守及び修理（八八六八＊＊）		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。

	(3) 一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならない。		(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。		(4) 制限しない。
	(e) 押し船及び引き船のサービス（七二一四）		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
	(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス（七四五四、七四五九）	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
	(f) 水先サービス		(1) 約束しない。＊
	（七四五二）		(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
	(f) 港湾及び水路の運営に係るサービス（貨物取扱サービスを除く。）（七四五一） 航行補助サービス（七四五三）		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
	海上貨物取扱サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈2に定義するもの）		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。

	(3) 制限しない。		(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。		(4) 制限しない。
	(e) 押し船及び引き船のサービス（七二一四）		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
	(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス（七四五四、七四五九）	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
	(f) 水先サービス		(1) 約束しない。＊
	（七四五二）		(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
	(f) 港湾及び水路の運営に係るサービス（貨物取扱サービスを除く。）（七四五一） 航行補助サービス（七四五三）		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
	海上貨物取扱サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈2に定義するもの）		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。

(注)　日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。
　　公有地を使用する場合には、公共施設の使

	用許可又は免許の手続を適用することができる。 (4) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。 （注）。 注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。	(4) 制限しない。
コンテナー・ステーション及びデポ・サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈3に定義するもの）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。 （注）。 注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。 (4) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
海上運送の代理店サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈4に定義するもの）		(4) 制限しない。
	SS	
海上貨物利用運送サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈5に定義するもの）	(1) 業務上の拠点が必要である。 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 (2) 制限しない。 (3) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 (4) 業務上の拠点が必要である。 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	(1) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 (2) 制限しない。 (3) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 (4) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。
海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈 道路運送サービス、鉄道運送サービス、内陸水路における運送サービス及び関連補助サービスのすべてがこの特定の約束に係る表に含まれていないという事実にかかわらず、複合運送の事業者（注1）は、貨物の内陸における取扱いのため、トラック、鉄道貨車若しくははしけ及びこれらの関連設備を賃借することができるか、又は複合運送の事業を行うため、合理的なかつ差別的でない条件（注2）で、これらの形態の複合運送にアクセスし、及びこれを利用することができる。 注1　「複合運送の事業者」とは、その名において、船荷証券、複合運送の書類又は物品の複合運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者をいう。 注2　「合理的なかつ差別的でない条件」とは、複合運送の事業については、複合運送の事業者が貨物を運送するための措置を適時に（後から入港した貨物に優先して取り扱われることを含む。）とることができることをいう。		

定義

1　「国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点」とは、タイの国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める運送サービスを一部又は一貫した形で自らの顧客に提供するために必要なすべての活動を日本国で行うことができるものをいう。ただし、このことは、第七十三条(y)(i)に基づいて提供するサービスについて行われる特定の約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のことを含むが、これらに限られない。

(a)　顧客と直接に連絡を取ることによって海上運送及び関連サービスのマーケティング及び販売（見積りから仕入書の作

成までの活動を含む。）を行うこと（サービス提供者自らが行うもの又はサービスの提供者と業務上の取決めを確立している他のサービス提供者が行うものに限る。）。

(b) 自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス（一貫したサービスの提供に必要なすべての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、道路運送サービス及び鉄道運送サービスを含み、航空運送サービスを含まない。）を入手すること。

(c) 運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。

(d) 何らかの手段（コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。）により業務上の情報を提供すること（ただし、サービス貿易一般協定電気通信に関する附属書の規定に従うことを条件とする。）。

(e) 日本国において設立された海上運送代理店との間で、業務上の取決め（企業への資本の参加を含む。）を確立すること及び日本国において人員を採用すること（ただし、外国の人員の場合には、第九章に定める約束に従うことを条件とする。）。

(f) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

2 「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まない。）をいう。当該活動には、次の事項を計画し、及び管理することを含む。

(a) 貨物の船舶への積込み又は船舶からの取卸し

(b) 貨物の固縛又は固縛の解除

(c) 積込み前又は取卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管

3 「コンテナー・ステーション及びデポ・サービス」とは、港頭地区又は内陸部のいずれかにおいて、バン詰め、バン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナーを保管する活動をいう。

4 「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理する活動をいう。

(a) 見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを入手し、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。

(b) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

5 「海上貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって輸送活動を組織し、及び監視する活動をいう。海上貨物利用運送サービスには、その名において、船荷証券又は物品の運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者が提供するものを含む。

B　内陸水路における運送サービス			
(d)　船舶の保守及び修理（八八六八＊＊）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。
(e)　押し船及び引き船のサービス（七二二四）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(f)　引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス（七四五四、七四五九）	SS (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(f)　水先サービス（七四五二）	(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。＊ (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。＊ (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。＊ (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
(f)　港湾及び水路の運営に係るサービス（貨物取扱サービスを除く。）（七四五一）　航行補助サービス（七四五三）	(1) 約束しない。	(1) 約束しない。	(1) 約束しない。
C　航空運送サービス			
(d)　第七十三条(a)に定義する航空機の修理及び保守のサービス	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(e)　第七十三条(p)に定義する航空運送サービスの販売及びマーケティング	SS (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(e)　第七十三条(d)に定義す	SS (1) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。

るコンピュータ予約システムのサービス	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
D 宇宙運送（七三三）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。		(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
E 鉄道運送サービス (a) 旅客運送（七一一一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。
(b) 貨物運送（七一一二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。
(c) 押し列車及び引き列車のサービス（七一一三）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(d) 鉄道運送機器の保守及び修理のサービス（八八六八＊＊）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(d) 鉄道運送機器に関する運転者を伴う賃貸	SS (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(e) 鉄道運送サービスの支	SS (1) 制限しない。		(1) 制限しない。

援サービス（七四三）	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 制限しない。
F 道路運送サービス (a) 旅客運送（七一二一一、七一二二二、七一二三、七一二一四、七一二二一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。 (4) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 制限しない。
(a) その他の定期旅客運送（七一二一九） (a) 運転者を伴う乗用自動車の賃貸（七一二二二） (a) 運転者を伴うバスの賃貸（七一二二三） (a) 人力車又は動物牽引車による旅客運送（七一二二四） (a) その他の不定期旅客運送（七一二二九）	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	業務上の拠点が必要である。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
(b) 貨物運送（七一二三）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。

	(3) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。 (4) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。 業務上の拠点が必要である。	(3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(c) 運転者を伴う商業用車両の賃貸（七一二四）	SS (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(d) 道路運送機器の保守及び修理のサービス（整備士が提供するサービスを含む。）（六一一二、八八六七）	SS (1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。
					(e) 道路運送サービスの支援サービス（七四四）	SS (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 自動車道事業のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。 注　「自動車道事業」とは、有料の自動車道を運営するサービスをいう。 (4) 自動車道事業のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。
G パイプライン輸送 (a) 燃料の輸送（七一三一） (a) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う天然ガスの輸送サービス	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。	(b) 燃料以外の物品の輸送サービス（七一三九）	SS (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う石油の輸送サービス	SS (1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。
H すべての形態の運送の補助的なサービス (a) 貨物取扱サービス（海上運送サービスに関連するサービスを除く。）（七四一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(b) 倉庫サービス（石油及び石油製品に関連するサービスを除く。）（七四二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(b) 石油及び石油製品に関連する倉庫サービス（七四二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。
(c) 貨物運送代理店サービス	SS (1) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。				

ス（海上貨物利用運送サービスに関連するサービスを除く。）（七四八）	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。		
(d) その他 (a) 通関業サービス（日本国の税関に関連するもの）	SS (1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。		
(b) その他	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
I その他の運送サービス	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
12 いずれの分野にも含まれないその他のサービス 水等を利用した健康及び保養のための施設において提供される施術等を含むタイ様式のサービス（タイ・スパ・サービス）（医療関連サービスを除く。）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
その他	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。

（タイの特定の約束に係る表は省略）

附属書六（第八章関係）　投資に関する表

第一部　第九十八条に関する特定の約束に係る表

A　日本国の特定の約束に係る表

1　日本国の特定の約束に係る表における記載は、次のとおりとする。

(a)　「分野」には、約束の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　「小分野」には、約束の対象となる個別の分野を示す。

(c)　「産業分類」には、約束の対象となる活動であって、該当する国内産業分類の下で行われるものを示す。「産業分類」は、例示の観点から記載するものとする。

(d)　「現行の措置」には、内国民待遇についての条件及び制限を定める措置であって、この協定の効力発生の日に存在するものを明示する。「現行の措置」を記載する場合には、「現行の措置」が当該条件及び制限の解釈において他のすべての事項に優先する。

(e)　「現行の措置の概要」には、現行の措置によって特定される内国民待遇についての条件及び制限を記載する。

2　この部の規定の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類をいう。

3　「日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。」との記載は、日本国が当該措置の改正又は修正を行うことを妨げるものと解してはならない。ただし、当該改正又は修正により、この協定の効力発生の日に存在する待遇よりも不利な待遇が与えられないことを条件とする。

4　「約束しない。」とは、場合に応じて、日本国が、内国民待遇についての条件及び制限を定めるいかなる措置も採用し、若しくは維持することができること又はいかなる特定措置の履行要求も課し、若しくは強制することができることをいう。

5　「制限しない。」とは、日本国が、各分野に共通の約束に掲げるものを除くほか、条件及び制限を付することなく内国民待遇を与えることを約束することをいう。

第一節　各分野に共通の約束

分野又は小分野	内国民待遇に係る制限	特定措置の履行要求についての約束
すべての非サービス分野	一　日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の事項を行うことができる。 (a)　タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。 二　日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 （現行の措置） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 （現行の措置の概要） 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。 三　補助金については、タイの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇を与えないことができる。 四　日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、タイにおいて日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国におけるタイの国民又は法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。	一　この特定の約束に係る表に別段の定めがある場合を除くほか、タイの投資家は、日本国の区域内において投資活動を行うための条件として、又は利益の付与若しくはその継続の条件として、次の事項を要求されない。 (a)　一定の水準又は割合の物品を輸出すること。 (b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。 (c)　日本国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は日本国の区域内の者から物品を購入すること。 (d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資活動に関する投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。 (e)　当該投資活動に関する投資財産により生産される物品の日本国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。 (f)　特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。 二　この特定の約束に係る表に別段の定めがある場合又は次の特定措置の履行要求が利益の付与若しくはその継続の条件として課され若しくは強制される場合を除くほか、タイの投資家は、日本国の区域内における投資活動に関し、次の事項を要求されない。 (g)　一定の水準の日本国の国民を雇用すること。 (h)　次のいずれかの場合を除くほか、技術、製造工程その他の財産的知識を日本国の区域内の者に移転すること。 (i)　要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合 (ii)　要求が、貿易関連知的所有権協定に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関する場合 (i)　日本国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。 (j)　日本国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。 (k)　当該投資家が生産する物品の一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて日本国の区域のみから供給すること。 三　日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持することができる。 四　日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 （現行の措置） 船舶法第一条 （現行の措置の概要） 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

第二節　分野ごとに行う特定の約束

分野又は小分野	産業分類	内国民待遇に係る制限	特定措置の履行要求についての約束
すべての非サービス分野（次に掲げるものを除く。）		制限しない。	各分野に共通の約束における記載に従う。

一　分野　農林水産業 （領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、四の項で規定されているものを除く。）	ＪＳＩＣ　〇一　農業 ＪＳＩＣ　〇二　林業 ＪＳＩＣ　〇三　漁業 ＪＳＩＣ　〇四　水産養殖業	日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 （現行の措置） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 （現行の措置の概要） 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内において農林水産業（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、四の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	各分野に共通の約束における記載に従う。
二　分野　農林水産業 （植物育成者権）	ＪＳＩＣ　〇一九　その他の耕種農業 ＪＳＩＣ　〇四一三　藻類養殖 ＪＳＩＣ　〇四一五　種苗養殖	日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 （現行の措置） 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条 （現行の措置の概要） 日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権を享有することができない。 (a)　その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この表において「千九百九十一年のＵＰＯＶ条約」という。）の当事国である場合 (b)　その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この表において「千九百七十八年のＵＰＯＶ条約」という。）の当事国である場合 (c)　その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護（その国の国民が日本国の植物育成者権を享有することを条件に日本国の国民に対し認める保護を含む。）を認め、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合	各分野に共通の約束における記載に従う。

三　分野　エネルギー産業 小分野　電気業 ガス業 原子力産業	ＪＳＩＣ　〇五一九　その他の金属鉱業（核原料物質に限る。） ＪＳＩＣ　二四九一　核燃料製造業 ＪＳＩＣ　二七一＊　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七四＊　電子応用装置製造業 ＪＳＩＣ　二七五＊　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二七九＊　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八＊　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九＊　電子部品・デバイス製造業 ＪＳＩＣ　三〇三＊　船舶製造・修理業、舶用機関製造業（船舶修理業を除く。） ＪＳＩＣ　三〇五九＊　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇九九＊　他に分類されない輸送用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三三一　電気業 ＪＳＩＣ　三四一一　ガス製造工場 注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、その番号の下での活動のうち、原子力産業に関連するものに限られることを示す。	約束しない。	約束しない。
四　分野　漁業 小分野　領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 注　この部の規定の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいう。	約束しない。	約束しない。
五　分野　熱供給業	ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業	日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 （現行の措置） 外国為替及び外国貿易法第二十七条 対内直接投資等に関する政令第三条 （現行の措置の概要） 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	各分野に共通の約束における記載に従う。
六　分野　製造業 (a)　小分野　医薬品製造業	ＪＳＩＣ　一七六三　生物学的製剤製造業	日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 （現行の措置） 外国為替及び外国貿易法第二十七条 対内直接投資等に関する政令第三条 （現行の措置の概要） 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又	各分野に共通の約束における記載に従う。

			はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。
(b) 小分野　皮革及び皮革製品製造業	ＪＳＩＣ　一二五七　毛皮製衣服・身の回り品製造業 ＪＳＩＣ　一二五九＊　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 ＪＳＩＣ　一七九四＊＊　ゼラチン・接着剤製造業 ＪＳＩＣ　二〇二一　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　二一　なめし革・同製品・毛皮製造業 ＪＳＩＣ　三二三四＊　運動用具製造業 注1　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、その番号の下での活動のうち、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られることを示す。 注2　ＪＳＩＣの番号に付された二個の星印（＊＊）は、その番号の下での活動のうち、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られることを示す。	日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 （現行の措置） 外国為替及び外国貿易法 第二十七条 対内直接投資等に関する政令第三条 （現行の措置の概要） 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	各分野に共通の約束における記載に従う。
(c) 小分野　航空機産業及び宇宙開発産業のうち製造業に関連するもの	ＪＳＩＣ　二七一＊　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七四＊　電子応用装置製造業	約束しない。	約束しない。
(d) 小分野　武器産業のうち製造業に関連するもの及び火薬類製造業	ＪＳＩＣ　一七九一　火薬類製造業 ＪＳＩＣ　二七一＊　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七四＊　電子応用装置製造業 ＪＳＩＣ　二七五＊　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二七九＊　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八＊　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九＊　電子部品・デバイス製造業 ＪＳＩＣ　三〇三＊　船舶製造・修理業、舶用機関製造 ＪＳＩＣ　二七五＊　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二七九＊　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八＊　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九＊　電子部品・デバイス製造業 ＪＳＩＣ　三〇四　航空機・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇五九＊　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇九九＊　他に分類されない輸送用機械器具製造業 注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、その番号の下での活動のうち、航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られることを示す。	約束しない。	約束しない。

業（船舶修理業を除く。） ＪＳＩＣ　三〇五九＊　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇九九＊　他に分類されない輸送用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三二八一　武器製造業 注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、その番号の下での活動のうち、武器産業に関連するものに限られることを示す。		
(e)　小分野　たばこ、日本銀行券及び貨幣の製造に関するもの	指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国におけるたばこ、日本銀行券及び貨幣の製造が、これらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持することができることを除くほか、制限しない。	約束しない。
七　分野　鉱業	ＪＳＩＣ　〇五　鉱業 日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 （現行の措置） 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第十七条及び第八十七条 （現行の措置の概要） 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	各分野に共通の約束における記載に従う。
八　分野　石油業	ＪＳＩＣ　〇五三　原油・天然ガス鉱業 ＪＳＩＣ　一八一　石油精製業 ＪＳＩＣ　一八二　潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） ＪＳＩＣ　一八四一＊　舗装材料製造業 ＪＳＩＣ　一八九九＊　他に分類されない石油製品・石炭製品製造業 注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、その番号の下での活動のうち、石油業に関連するものに限られることを示す。 日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 （現行の措置） 外国為替及び外国貿易法第二十七条 対内直接投資等に関する政令第三条 （現行の措置の概要） 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。	各分野に共通の約束における記載に従う。

（タイの特定の約束に係る表は省略）

第二部　第九十三条3に関する日本国の表

1　第九十三条3に関する日本国の表における記載は、次のとおりとする。

(a)　「分野」には、第九十三条2の規定が適用されない措置（以下この部において「措置」という。）が採用され、又は維持される一般的な分野を示す。

(b)　「小分野」には、措置が採用され、又は維持される個別の分野を示す。

(c)　「産業分類」には、措置の対象となる活動であって、該当する国内産業分類の下で行われるものを示

す。「産業分類」は、例示の観点から記載するものとする。

2　この部の規定の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類をいう。

分野又は小分野	産業分類	措置の概要
一　すべての非サービス分野		一　日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の事項を行うことができる。 (a)　タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。 二　補助金については、タイの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇を与えないことができる。
二　分野　エネルギー産業 小分野　電気業 ガス業 原子力産業	ＪＳＩＣ　〇五一九　その他の金属鉱業（核原料物質に限る。） ＪＳＩＣ　二四九一　核燃料製造業 ＪＳＩＣ　二七一＊　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七四＊　電子応用装置製造業	日本国は、電気業、ガス業及び原子力産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 三　日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、タイにおいて日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国におけるタイの国民又は法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。
ＪＳＩＣ　二七五＊　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二七九＊　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八＊　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九＊　電子部品・デバイス製造業 ＪＳＩＣ　三〇三＊　船舶製造・修理業、舶用機関製造業（船舶修理業を除く。） ＪＳＩＣ　三〇五九＊　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇九九＊　他に分類されない輸送用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三三一　電気業 ＪＳＩＣ　三四一一　ガス製造工場		
三　分野　漁業 小分野　領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 注　この部の規定の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいう。	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業	日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
四　分野　製造業 (a)　小分野　航空機産業及び宇宙開発産業のうち製造業に関連するもの	ＪＳＩＣ　二七一＊　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七四＊　電子応	日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業のうち製造業に関連するものへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、その番号の下での活動のうち、原子力産業に関連するものに限られることを示す。

用装置製造業 ＪＳＩＣ　二七五＊　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二七九＊　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八＊　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九＊　電子部品・デバイス製造業 ＪＳＩＣ　三〇四　航空機・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇五九＊　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇九九＊　他に分類されない輸送用機械器具製造業 注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、その番号の下での活動のうち、航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られることを示す。	
(b)　小分野　武器産業のうち製造業に関連するもの及び火薬類製造業 ＪＳＩＣ　一七九一　火薬類製造業 ＪＳＩＣ　二七一＊　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七四＊　電子応用装置製造業 ＪＳＩＣ　二七五＊　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二七九＊　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八＊　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九＊　電子部品・デバイス製造業 ＪＳＩＣ　三〇三＊　船舶製造・修理業、舶用機関製造業（船舶修理業を除く。） ＪＳＩＣ　三〇五九＊　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇九九＊　他に分類されない輸送用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三二八一　武器製造業 注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、その番号の下での活動のうち、武器産業に関連するものに限られることを示す。	日本国は、武器産業のうち製造業に関連するもの及び火薬類製造業の投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
(c)　小分野　たばこ、日本銀行券及び貨幣の製造に関するもの	指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国におけるたばこ、日本銀行券及び貨幣の製造が、これらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持することができる。

第三部　第九十六条4に関する日本国の表

1　第九十六条4に関する日本国の表における記載は、次のとおりとする。

(a)　「分野」には、第九十六条2の規定が適用されない措置（以下この部において「措置」という。）が採用され、又は維持される一般的な分野を示す。

(b)　「小分野」には、措置が採用され、又は維持される個別の分野を示す。

(c)　「産業分類」には、措置の対象となる活動であって、該当する国内産業分類の下で行われるものを示す。「産業分類」は、例示の観点から記載するものとする。

(d)　「現行の措置」には、この協定の効力発生の日に存在する措置を明示する。「現行の措置」を記載する場合には、「現行の措置」が当該措置の解釈においてその他のすべての事項に優先する。

2　この部の規定の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類をいう。

3　「日本国は、次の現行の措置を維持することができる。」との記載は、日本国が当該措置の改正又は修正を行うことを妨げるものと解してはならない。ただし、当該改正又は修正により、この協定の効力発生の日に存在する待遇よりも不利な待遇が与えられないことを条件とする。

分野又は小分野	産業分類	措置の概要
一　すべての分野		一　補助金については、タイの投資家及びその投資財産に対し最恵国待遇を与えないことができる。 二　日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、タイにおいて日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国におけるタイの国民又は法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。
二　分野　農林水産業 （植物育成者権）	ＪＳＩＣ　〇一一九　その他の耕種農業 ＪＳＩＣ　〇二四三　山林種苗生産サービス業 ＪＳＩＣ　〇四一三　藻類養殖業 ＪＳＩＣ　〇四一五　種苗養殖業	日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 （現行の措置） 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条 （現行の措置の概要） 日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権を享有することができない。 (a)　その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百九十一年のＵＰＯＶ条約の当事国である場合 (b)　その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十八年のＵＰＯＶ条約の当事国である場合 (c)　その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護（その国の国民が日本国の植物育成者権を享有することを日本国が認めることを条件に日本国の国民に対し認める保護を含む。）を認め、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
三　分野　漁業 小分野　領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 注　この部の規定の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八四九三　遊漁船業	日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
四　分野　法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス		日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
五　分野　運輸業 小分野　航空運輸業	ＪＳＩＣ　四六一一　航空運送業	日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 （現行の措置） 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 （現行の措置の概要） (a)　外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 (b)　外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

		(c) 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならず、また、日本国内の各地間において有償で旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。
六　分野　運輸業 小分野　貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）	日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 （現行の措置） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） （現行の措置の概要） 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
七　分野　運輸業 小分野　貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）	日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 （現行の措置） 貨物利用運送事業法第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則 （現行の措置の概要） 次の自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
八　分野　運輸業 小分野　水運業		日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 （現行の措置） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 （現行の措置の概要） 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

附属書七（第九章関係）　自然人の移動に関する特定の約束

第一部　日本国の特定の約束

A　第百十七条の規定に基づく特定の約束

日本国は、この部の各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるタイの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節　短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するタイの自然人については、九十日間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節　企業内転勤者

1　タイの自然人（日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国内においてサービスを提供する公私の機関又は日本国内において投資を行う公私の機関によって雇用されているものに限る。）であって、当該公私の機関の日本国における支店若しくは代表事務所に転任するもの又は当該公私の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機関と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される公私の機関に転任するものについては、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する場合には、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　長として支店又は代表事務所を管理する活動

(b)　役員又は監査役として公私の機関を管理する活動

(c)　公私の機関の一又は二以上の部門を管理する活動

(d)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格において認められるもの

(e)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈　この附属書の規定の適用上、公私の機関が他の公私の機関と「関連」するとは、当該他の公私の機関が、当該公私の機関の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2　1(d)及び(e)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、大学教育（学士）若しくはそれ以上の教育を修了すること又は少なくとも十年間当該活動に従事したことによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節　投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するタイの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国における事業に投資してその経営を行う活動

(b)　日本国の者以外の者であって日本国における事業に投資しているものに代わってその経営を行う活動

(c)　日本国における事業であって日本国の者以外の者が投資しているものの管理

注釈　この節に規定する「事業」には、水等を利用した健康及び保養のための施設において提供される施術等を含むタイ様式のサービス（以下この附属書において「タイ・スパ・サービス」という。）を含める。

第四節　自由職業サービスに従事するタイの自然人

日本国の法律により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するタイの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法律により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(c)　日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(d)　日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(e)　日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(f)　日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第五節　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて高度の水準の技術若しくは知識又は産業上の特殊な分野に属する専門的な技能を必要とする業務活動に従事するタイの自然人

1　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの業務活動であってサービスの提供に係るものに従事するタイの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、出入

国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

(c) タイ料理に関する専門的な技能を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技能」の在留資格に基づくもの。ただし、当該活動に従事する自然人が次の要件を満たすことを条件とする。

(i) タイ料理人として五年以上の実務経験を有していること（タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む。）。

(ii) 初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得していること。

(iii) 日本国への入国及び一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年の期間に、タイにおいてタイ料理人として妥当な額の報酬を受けており、又は受けていたことがあること。

注釈1　この(c)の規定の適用上、「妥当な額の報酬」とは、日本国の当局が毎年計算するタイ国内のすべての産業における被用者の平均賃金額を超える額の報酬又はこれに相当するもの（現金によるものに限る。）であって、タイ情報技術通信省国家統計局が公表する労働力調査において示される入手可能な最新の統計資料に基づくものをいう。

注釈2　注釈1に規定する「平均賃金額」であって二千四年の各四半期におけるものを、参考のため、次に掲げる。

第一四半期　六千七百五十四・三バーツ
第二四半期　六千八百十七・九バーツ
第三四半期　七千十四・七バーツ
第四四半期　七千七十三・七バーツ

2　1に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、大学教育（学士）若しくはそれ以上の教育を修了すること又は少なくとも十年間当該活動に従事したことによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第六節　指導員

タイの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「教育」の在留資格に基づく次のいずれかの活動に従事するものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) タイの古典又は伝統的な舞踊を指導する活動
(b) タイ音楽を指導する活動
(c) タイ料理を指導する活動
(d) タイ式ボクシングを指導する活動
(e) タイ語を指導する活動
(f) タイ・スパ・サービスを指導する活動

B　第百十八条の規定に基づく特定の約束

出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格に基づく入国及び一時的な滞在の許可に関する教育上の要件を満たす上で、タイの大学を卒業したことを日本国の大学を卒業したことと同等のものと認めることができる。ただし、日本国の当局が日本国の法律に従って評価することを条件とする。

C　第百二十一条の規定に基づく追加的な交渉に係る事項

日本国は、第百二十条の規定に基づいて設置される自然人の移動に関する小委員会において、

(a) この協定の効力発生の後、可能な場合には一年以内に、遅くとも二年以内に結論に達することを目的として、タイの介護福祉士の日本国による受入れの可能性についてタイと交渉を開始する。

(b) この協定の効力発生の後二年以内に結論に達することを目的として、タイ・スパ・サービスのうち施術等のサービスを提供する者（タイ・スパ・セラピスト）の日本国による受入れの可能性についてタイと交渉を開始する。

第二部　タイの特定の約束

A　第百十七条の規定に基づく特定の約束

タイは、この部の各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求める日本国の自然人に対し、入

国前に適当な査証を取得することを要求することができる。

第一節から第六節までの規定は、別段の定めがない限り、外国人が従事することを禁じられる職業に関する勅令（千九百七十九年（仏暦二千五百二十二年）に規定する三十九の職業を除くほか、すべての分野及び活動について適用する。

第一節　短期の商用訪問者

タイが第七十七条の規定に基づき特定の約束を行った分野（業務上の拠点又は自然人の存在を通ずる態様による提供に限る。）及びすべての製造業の分野に関し、日本国の自然人（非移民査証を所持する者に限る。）がタイにおいて業務上の拠点を設けるために入国し、及び商用の会合又は業務連絡への参加、物品又はサービスの販売又は購入のための契約の締結、商用施設の訪問その他これらに類似する活動を目的としてタイに滞在する意図を有する場合において、これらの活動が一般公衆に対する直接の販売又はサービスの提供に関連しないときは、当該日本国の自然人については、当初の期間として九十日を超えない期間（この期間は、到着の日から一年を超えない期間更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可され、並びに申請がある場合には就労許可が付与される。ただし、外国人就労法（千九百七十八年（仏暦二千五百二十一年））に基づいて雇用局が定める基準及び出入国管理法（千九百七十九年（仏暦二千五百二十二年））に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていることを条件とする。

第二節　企業内転勤者

1　タイが第七十七条の規定に基づき特定の約束を行った分野（業務上の拠点を通ずる態様による提供に限る。）及びすべての製造業の分野に関し、日本国の法人の経営者若しくは役員に相当する地位にある被用者又は日本国の法人の専門家である日本国の自然人であって、タイにおける業務上の拠点を通じてサービスを提供するため一時的に転任するものについては、当初の期間として到着の日から一年を超えない期間、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、次のことを条件とする。

(a)　当該自然人が、入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、タイ国外にある当該法人によって雇用されていること。

(b)　当該自然人が非移民査証を所持していること。

(c)　出入国管理法に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていること。

2　1に規定する一時的な滞在は、三回を限度として更新することができる。ただし、それぞれの更新の期間は、一年を超えないものとする。

3　1に規定する自然人については、申請がある場合には、当初の期間として一年間（この期間は、現在の雇用者との雇用関係を確認すること及びタイの関係法令（すなわち、外国人就労法その他の労働関係法令）に従うことを条件として、合計四年を超えない期間毎年更新することができる。）、就労許可が付与される。

4　1に規定する法人の支店又は関連機関は、外国人一人につき三百万バーツ以上に相当する外国通貨をタイに持ち込まなければならない。外国人の総数は、一の支店又は関連機関につき十人を限度とする。

注釈(a)　「経営者」とは、ある団体に属する自然人であって

(i)　当該団体又はその一部門若しくは部局を主として管理し、他の監督者、専門家又は管理者である被用者の活動を監督し、及び管理し、雇用及び解雇、雇用及び解雇の勧告その他人事に関する行為（例えば、昇進、休暇許可）を行う権限を有し、並びに日々の業務について裁量的な権限を行使するものをいう。

(ii)　専門家を監督の対象とする場合を除くほか、現場の監督者を含まず、また、主としてサービスの提供に必要な業務を行う被用者を含まない。

注釈(b)　「役員」とは、ある団体に属する自然人であって、主として当該団体の運営を管理し、当該団体の目標及び方針を定め、意思決定において幅広い裁量を行使し、並びにより上級の役員、役員会又は事業の株主から一般的な監督又は管理のみを受けるものをいう。役員は、サービスの実際の提供に関する業務は直接行わない。

注釈(c)　「専門家」とは、ある団体に属する自然人であって、高度の水準にある一連の専門技術的な知識を有し、かつ、当該団体の事業、研究設備、技術又は経営に関する専属的な知識を有するものをいう。

第三節　投資家

1　タイが第七十七条の規定に基づき特定の約束を行った分野（業務上の拠点を通ずる態様による提供に限る。）及びすべての製造業の分野に関し、次のいずれかの者については、当初の期間として九十日を超えない期間（この期間は、到着の日から一年を超えない期間更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、次のいずれかの者が、非移民査証を所持すること、投資活動を行うことを目

的としてタイに滞在する意図を有すること及び出入国管理法に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていることを条件とする。

(a)　タイの区域（第七十三条(b)又は第九十一条(a)に規定するものをいう。以下この節において同じ。）において投資を行っており、又は既に行った日本国の自然人

(b)　タイの区域において投資を行っており、又は既に行った日本国の法人の代表者又は被用者である日本国の自然人（次の(i)から(iii)までに規定する者を除く。）

(i)　第三国の法人の支店であって日本国の区域内に所在するものの代表者又は被用者

(ii)　すべての製造業の分野に関し、第三国の者によって所有され、又は支配されている日本国の法人であって日本国において実質的な事業活動を行っていないものの代表者又は被用者

(iii)　すべてのサービス分野に関し、第七章の規定による利益が第八十七条の規定に基づいて否認される場合には、第三国の者によって所有され、又は支配されている日本国の法人の代表者又は被用者

2　1に規定する日本国の自然人については、申請がある場合には、当初の期間として九十日を超えない期間（この期間は、到着の日から一年を超えない期間更新することができる。）、就労許可が付与される。ただし、外国人就労法に基づいて雇用局が定める基準を満たしていることを条件とする。

第四節　自由職業サービスに従事する日本国の自然人

自由職業サービスに従事する日本国の自然人については、約束しない。

第五節　タイにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて高度の水準の技術若しくは知識又は産業上の特殊な分野に属する専門的な技能を必要とする業務活動に従事する日本国の自然人

1　次に掲げる小分野に関し、タイにある法人との間の雇用契約に基づいて雇用されている日本国の自然人であって、非移民査証を所持するものについては、当初の期間として九十日を超えない期間又は雇用契約に基づく期間のいずれか短い期間、入国及び一時的な滞在が許可されるものとし、申請がある場合には、当該期間有効な就労許可が付与される。ただし、外国人就労法に基づいて雇用局が定める基準及び出入国管理法に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていることを条件とする。

(a)　電子計算機の機械設備の設置に関連する相談サービス（中央生産物分類　八四一〇〇）

(b)　ソフトウェア実行サービス（中央生産物分類　八四二一〇、八四二二〇、八四二三〇、八四二四〇、八四二五〇）

(c)　データの処理サービス（公衆電気通信網を通じて提供されるものを除く。）（中央生産物分類　八四三一〇、八四三二〇、八四三三〇、八四三九〇）

(d)　データベース・サービス（公衆電気通信網を通じて提供されるものを除く。）（中央生産物分類　八四四〇〇）

(e)　その他の電子計算機サービス（顧客の従業員に対するソフトウェアの研修サービス）（中央生産物分類　八四九〇〇の一部）

(f)　一般経営相談サービス（中央生産物分類　八六五〇一）

(g)　エンジニアリングのサービス（土木サービスを除く。）（中央生産物分類　八六七二一から八六七二七まで、八六七二九）

(h)　ホテル宿泊サービス（中央生産物分類　六四一一〇）

(i)　飲食店のサービス（中央生産物分類　六四二一〇）

2　1に規定する法人は、タイの法律に基づいて登記された有限責任の会社であり、タイにおいて実質的な事業活動に従事し、かつ、外国人被用者一人につき二百万バーツ以上の払込資本を有していなければならない。外国人の総数は、一の会社につき十人を限度とする。

3　この節に規定する特定の約束は、次の条件及び適用がある場合には第七章の規定に基づくタイの特定の約束に係る表に規定する条件に従う。

(a)　1に規定する日本国の自然人が、第二節の注釈に規定する「専門家」についての要件を満たし、かつ、入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、関連する活動に従事していること。

(b)　1に規定する日本国の自然人が、関連する活動に係る必要な高等教育上の資格及び職業上の経験を有していなければならないこと。

(c)　関連するサービスを提供するため、雇用契約が締結されなければならないこと。ただし、そのような契約の締結により、タイにおいて免許を受けた専門家として活動に従事する権利が与えられるものではない。

第六節　指導員

1　次に掲げる小分野に関し、タイにおいて適正に設立され、及び登記されている教育機関に招請され、又

は雇用されることとなっている日本国の自然人であって、非移民査証を所持するものについては、当初の期間として到着の日から六箇月を超えない期間又は雇用契約に基づく期間のいずれか短い期間、入国及び一時的な滞在が許可されるものとし、申請がある場合には、当該期間有効な就労許可が付与される。ただし、外国人就労法に基づいて雇用局が定める基準及び出入国管理法に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていることを条件とする。

(a)　国際的な及び国内の学校教育サービス（「成人教育サービス」及び「その他の教育サービス」を除く。）（中央生産物分類　九二一九の一部、九二二一、九二二二）

(b)　技術及び職業教育サービス（中央生産物分類　九二二三、九二二四）

(c)　高等教育サービス（中央生産物分類　九二三）

(d)　専門的な又は短期課程の教育サービス（中央生産物分類　九二四〇〇）

(e)　その他の教育サービス（中央生産物分類　九二九〇〇）

2　1に規定する日本国の自然人は、適用がある場合には、そのような自然人を招請し、又は雇用する教育機関及びタイ教育省が定める資格及び経験を有していなければならない。

3　適用がある場合には、第七章の規定に基づくタイの特定の約束に係る表に規定する条件が適用される。雇用契約は、関連するサービスを提供するために締結されなければならない。ただし、そのような契約の締結により、タイにおいて教育を行うための免許を取得する権利が与えられるものではない。

B　第百十八条の規定に基づく特定の約束

1　就労許可及び査証の申請

雇用者が外国人就労法第八節の規定に基づきタイにおいて就労許可を申請する場合には、査証の申請に係る証明は、必要とされない。日本国の自然人が日本国において就労に関する非移民査証Bを申請する場合には、同節の規定に基づく就労許可の申請に係る証明は、通常必要とされない。

2　査証及び就労許可のための総合窓口の利用

(a)　次の者は、査証及び就労許可のための総合窓口を利用することができる。

(i)　タイに三百万バーツ以上に相当する外国通貨を持ち込んでいる支店又は関連機関の日本国の企業内転勤者

(ii)　日本国の自然人であって、タイにおいて実質的な事業活動に従事し、かつ、二百万バーツ以上の払込資本を有しているタイにおいて登記された公私の機関との間の雇用契約に基づいて雇用されているもの

(iii)　二百万バーツ以上の払込資本を有している日本国の投資家

(b)　(a)(i)から(iii)までの区分のいずれかに該当する日本国の自然人は、一時的な滞在許可及び就労許可を取得するため、日本国に随時通報されるタイの書類上の要件を満たさなければならない。

3　所得についての要件

タイは、日本国の自然人に対し、一時的な滞在の延長を許可するための条件として、一箇月当たり五万バーツを超える所得を有することを要求しない。

注釈　この2及び3に規定する金額は、インフレーション又はデフレーションの適切な調整を反映するため、第百二十条の規定に基づいて設置される自然人の移動に関する小委員会において必要に応じて見直すことができる。

C　第百二十一条の規定に基づく追加的な交渉に係る事項

タイは、第百二十条の規定に基づいて設置される自然人の移動に関する小委員会において、

(a)　この協定の効力発生の後三年以内に結論に達することを目的として、滞在を許可するに当たって外国人一人につき四人のタイ人を雇用することに係る出入国の要件について、当該要件を緩和するため日本国と交渉を開始する。

(b)　この協定の効力発生の後二年以内に結論に達することを目的として、就労許可の発給を一の会社につき最大十人とする人数制限について、当該人数制限を緩和するため日本国と交渉を開始する。

(c)　この協定の効力発生の後二年以内に結論に達することを目的として、日本国の公私の機関からタイにある当該機関の支店又は関連機関に転任する意図を有する日本国の自然人に対する要件の水準を緩和する可能性について、日本国と交渉を開始する。

(d)　この協定の効力発生の後一年以内に結論に達することを目的として、外国人就労法第七節の規定に基づく労働省に対する通報手続を更に容易にし、かつ、迅速にする可能性について、日本国と交渉を開始する。

注釈　このCのいかなる規定も、追加的な交渉の結果が組み込まれる場合に当該結果がいずれの章に組み込まれるかを予断するものではない。

D　第一部A第五節1(c)(i)に規定するタイ料理人としての技能水準に関する証明書に関する特定の約束

1　タイは、日本国の要請に基づき、タイ料理人としての技能水準に関する証明書を所持し、かつ、日本国において就労することを希望する者の写真を添付した名簿を外交上の経路を通じて日本国に送付する。

2　タイは、タイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を変更する場合には、外交上の経路を通じて当該変更する要件を事前に日本国に通報する。

審査報告書

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十九年六月十二日

経済産業委員長　伊達　忠一

参議院議長　扇　千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮からのすべての貨物に対して、引き続き、経済産業大臣の輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十九年五月二十四日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　扇　千景殿

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成十九年四月十日閣議決定）に基づき、平成十九年四月十四日から平成十九年十月十三日までの間、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び法第二十五条第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

調査報告書

国際問題に関する調査

右の件について別紙のとおり調査の経過及び結果を報告する。

平成十九年六月八日

国際問題に関する調査会長　田中　直紀

参議院議長　扇　千景殿

国際問題に関する調査報告

目次

一　調査の経過
二　多極化時代における新たな日本外交
第一部　基本認識としての世界の潮流と日本の立場
1　総論
2　世界の潮流（国際政治）
3　世界の潮流（国際経済）
4　日本の立場
5　東アジア情勢と日本
第二部　第三年目の調査会における主要論議
1　日本のアジア外交
（一）　東アジアにおける不安定要因の除去（北朝鮮問題を中心に）
（1）　東アジアの安全保障と日本
（2）　北朝鮮問題と日本外交
（二）　日中外交の回顧と今後の課題（中国の外交・安全保障）
（1）　中国政治・経済の現状と課題
（2）　中国外交全般
（3）　中国の安全保障
（4）　中国の対北朝鮮外交
（5）　日中関係の課題
2　新たな日本外交の在り方
（1）　日本外交総論
（2）　日本外交各論
（3）　当面の日本の外交課題
三　提言
あとがき
参考一　派遣委員の報告（平成十九年二月二十八日）
参考二　委員の意見表明及び提案
参考三　参考人意見陳述要旨
参考四　政府参考人報告要旨
参考五　第一年目、第二年目の調査の概要

一　調査の経過

国際問題に関する調査会は、第百六十一回国会の平成十六年十月十二日、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため設置された。本調査会は、三年間にわたる調査活動のテーマを「多極化時代における新たな日本外交」と決定し、調査項目として、「日本のアジア外交」、「日本の対米外交」、「日本の対ＥＵ外交等」及び「国際社会の責任ある一員としての日本の対応」について、調査を進めることとした。

第一年目及び第二年目には、具体的な調査項目として、「日本のアジア外交」、「日本の対米外交」、「日本の対ＥＵ外交等」及び「国際社会の責任ある一員としての日本の対応」についてそれぞれ調査を行い、第二年目に六項目の提言を行った。

第三年目は、同調査テーマの下、第一年目及び第二年目の調査を踏まえつつ、「世界の潮流と日本の立場」及び「日本のアジア外交」について、大局的かつ我が国の国家戦略等の観点から調査を進めた。

三年間にわたる本調査会の活動経過は、次のとおりである。

〔第一年目〕

○平成十六年十一月二十四日（水）

「日中外交の回顧と今後の課題」について、毛里和子（早稲田大学政治経済学部教授）、莫邦富（ジャーナリスト、作家）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十七年二月九日（水）

「日中外交の回顧と今後の課題」について、国分良成（慶應義塾大学法学部教授、同大学東アジア研究所所長）、孔健（ジャーナリスト）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十七年二月十六日（水）

「日中外交の回顧と今後の課題」について、高原明生（立教大学法学部教授）、若林正丈（東京大学大学院総合文化研究科教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十七年二月二十一日（月）

「東アジアにおける不安定要因の除去」について、小此木政夫（慶應義塾大学法学部教授）、高木誠一郎（青山学院大学国際政治経済学部教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十七年二月二十三日（水）

「二十一世紀における日米関係」について、五百旗頭真（神戸大学大学院法学研究科教授）、船橋洋一（朝日新聞社コラムニスト、同編集委員）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十七年二月二十八日（月）

「拡大するＥＵの現状と今後の方向」について、羽場久浘子（法政大学社会学部教授）、渡邊啓貴（東京外国語大学外国語学部教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十七年三月二日（水）

「東アジア共同体構築に向けての課題」について、山影進（東京大学大学院総合文化研究科教授）、朴一（大阪市立大学大学院経済学研究科教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十七年四月六日（水）

「東アジア共同体構築に向けての課題」について、白石隆（政策研究大学院大学教授）、田中直毅（二十一世紀政策研究所理事長）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十七年四月十八日（月）

「日本のアジア外交」を中心に各会派からの意見表明及び委員間の意見交換を行った。

○平成十七年七月二十日（水）

第一年目の調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

〔第二年目〕

○平成十七年七月二十日（水）

「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本のアジア外交について対中外交を中心に、委員間の意見交換を行った。

○平成十七年十月二十六日（水）

「日中外交の回顧と今後の課題」について、朱建栄（東洋学園大学人文学部教授）、天児慧（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十八年二月八日（水）

海外派遣議員から報告を聴取した。

「今後の日米同盟の在り方」について、坂元一哉（大阪大学大学院法学研究科教授）、岡崎久彦（ＮＰＯ法人岡崎研究所理事長・所長）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十八年二月十五日（水）

「北東アジアをめぐる日米関係」について、伊奈久喜（日本経済新聞論説委員）、藤原帰一（東京大学大学院法学政治学研究科教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十八年二月二十二日（水）

「東アジアにおける経済戦略と東アジア共同体構築への対応」について、小川英治（一橋大学大学院商学研究科教授）、津上俊哉（東亜キャピタル株式会社代表取締役社長）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十八年三月一日（水）

「人間の安全保障の重要性」（環境問題、貧困、感染症等への取組）について、稲田十一（専修大学経済学部教授）、松下和夫（京都大学大学院地球環境学堂教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十八年四月五日（水）

「多様化し拡散する脅威への国際社会の対応」（国際テロ、麻薬、組織犯罪、大量破壊兵器の拡散などへの対応）について、納家政嗣（一橋大学大学院法学研究科教授）、福島安紀子（総合研究開発機構主席研究員）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十八年四月十九日（水）

「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本のアジア外交、対米外交等を中心に、各会派からの意見表明及び委員間の意見交換を行った。

○平成十八年六月二日（金）

第二年目の調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

〔第三年目〕

○平成十八年十一月八日（水）

「東アジアにおける不安定要因の除去」（北朝鮮問題を中心に）について、武貞秀士（防衛庁防衛研究所図書館長兼主任研究官）、伊豆見元（静岡県立大学国際関係学部教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十八年十一月十五日（水）

「日中外交の回顧と今後の課題」（中国の外交・安全保障）について、興梠一郎（神田外語大学外国語学部教授）、唐亮（法政大学法学部教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十八年十一月二十二日（水）

「東アジアにおける不安定要因の除去」（北朝鮮問題を中心に）について、政府参考人から報告を聴取し、質疑を行った。

○平成十八年十一月二十九日（水）

海上自衛隊横須賀地方総監部の視察を行った。

○平成十九年二月七日（水）

「多極化時代における新たな日本外交」について、半藤一利（作家）、橋爪大三郎（東京工業大学大学院社会理工学研究科教授）、水口章（敬愛大学国際学部助教授）の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十九年二月十五日（木）及び十六日（金）

地方自治体における国際化施策及び国際安全保障環境の安定に向けた我が国の取組に関する実情調査のため、新潟県及び群馬県に委員派遣を行った。

○平成十九年二月二十八日（水）

派遣委員から報告を聴取した。

「多極化時代における新たな日本外交」について、北沢洋子（国際問題評論家）、手嶋龍一（外交ジャーナリスト）、川勝平太（国際日本文化研究センター教授）の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成十九年四月二十五日（水）

「世界の潮流と日本の立場」について、寺島実郎（財団法人日本総合研究所会長・株式会社三井物産戦略研究所所長）、高橋和夫（放送大学教養学部准教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

「在外公館の拡充及び地方の国際化に対する外務省の支援」及び「安全保障を中心とした防衛省の新たな役割」について、それぞれ政府参考人から報告を聴取し、質疑を行った。

「多極化時代における新たな日本外交」について、意見の交換を行った。

二　多極化時代における新たな日本外交

第一部　基本認識としての世界の潮流と日本の立場

1　総論

米ソ冷戦構造終結後、唯一の超大国となった米国が覇権を握り、「新世界秩序」としては米国一極構造となる、というのが大方の見方であった。世界の紛争も、超大国の抑えの効かない形での低強度紛争（ＬＩＣｓ）が増えると予想されていた。しかし、実際に起きた紛争は、ハンチントンが予想した「文明の衝突」と言われる性格のものであった。すなわち、民族、宗教、文化、歴史、価値観の違いなどに基づくものであった。二〇〇一年九月十一日、米国においてイスラム過激派アルカイダによる同時多発テロ事件が発生した。これに対し、米国は「テロとの闘い」を宣言し、国連を始め多くの国にこれに参加するよう呼び掛けを行い、自国軍を中心とした多国籍軍の形でアフガン戦争、イラク戦争へと軍事力を展開していった。しかし、イラク戦争では、ドイツ、フランス、ロシア、中国などが反対したこと、戦争開始の根拠への疑問が生じたこと、また、事実上内戦化している状況下で米兵の死者が増大していることなどから、ブッシュ政権は求心力に陰りが出てきており、そして米国が「内向きのパラダイム」に陥るのではないかとの指摘が内外からなされている。

冷戦後の経済面を見れば、グローバリゼーションが世界中に浸透していった。経済のボーダーレス化もその現れであろう。それは旧共産圏諸国や途上国の多くが、市場経済を指向し、自由貿易と直接投資の導入促進により、国や地域経済の発展を促そうという認識が定着したからである。こうした中、ＥＵとＢＲＩＣｓ（ブラジル、ロシア、インド、中国）の経済成長には目を見張るものがあり、世界経済における勢力図も大きく変化した。しかしながら、こうした世界同時好況の裏には危険も存在する。それは、実体経済をはるかに上回る金融経済の肥大化、すなわちマネーゲームが猛烈なスピードで進行している点である。現在、世界規模でこれに対処するシステムは存在しない。さりとて、過度の投資規制は資本市場を萎縮させてしまうおそれもある。しかし、何らかの対策を講じなければ、大暴落そして世界同時不況、大恐慌にもなりかねない危険をはらんでいる。

冷戦終結後十五年が経過した今日、世界を見渡せば、グローバリゼーションの進展による経済のボーダーレス化という現象と、政治と経済の両面における多極化という現象が同時に起きていると

見ることができる。こうした状況の下、我が国はこれにいかに対応すべきかが問われている。我が国は、アジアの安定を図る上で、日米中関係の強化を図ることが肝要であろう。そのためには、まず多方面にわたる日米の緊密な連携が不可欠であり、その上で、良好な日中関係の構築を図っていくべきであろう。また、アジア太平洋全域を念頭に置いた柔軟かつ広大な経済圏の構築を目指すべきである。そのためには、日米中の連携強化が不可欠である。しかしながら、北東アジアには困難な問題が横たわっている。それは北朝鮮の行動であり、具体的には拉致や核・ミサイル問題などである。これらを解決するためには、六者会合の経緯を踏まえつつ、中国、韓国とも良好な関係を維持しておかなければならない。

また、地球温暖化、感染症などの地球規模問題の解決、紛争後の平和構築に向けた貢献が求められており、これに真摯に対応していくべきであろう。さらに、世界同時不況を避けるためには、我が国は主要先進各国及び東アジア各国との政策協調が不可欠である。しかし、我が国がこうした役割を一国で担うことは困難である。それゆえ、依然として世界の政治経済に多大な影響力を持つ米国のコミットメントを維持することが不可欠であるとされる。以上のことから、我が国の果たすべき役割は、予想以上に大きいと言えよう。

2　世界の潮流（国際政治）

米国一極構造の変容

一九八九年十一月九日、ベルリンの壁の崩壊により米ソ冷戦構造終結へのスタートが切られ、同年十二月三日、マルタでのブッシュ・ゴルバチョフ会談により、終結への方向性が確認された。一九九一年八月十九日、保守派によるクーデターを収拾させたエリツィンが実権を握り、同年十二月二十一日、ソビエト連邦が消滅し、ロシア連邦が誕生した。これにより、米ソ冷戦構造が終わりを告げ、その後の「新世界秩序」がどのようなものになるかが問われることとなった。多くの見方は、ロシア連邦が誕生したものの、混乱の収拾と再生への道のりは険しいと見て、米国と対峙するような国は出現せず、米国一極構造の時代が到来するであろう、というものであった。事実、アメリカナイゼーションとも言うべきグローバリゼーションの嵐が世界中に吹き荒れることとなった。人、モノ、資本、技術、情報が、以前とは比べものにならないほど、大量かつスピーディーに移動する時代を迎えた。また、世界の紛争も米ソ冷戦構造によりもたらされたイデオロギーによる代理戦争ではなく、大国の抑えの効かない形での低強度紛争（ＬＩＣＳ）が増えると予想された。しかし、実際に起きた紛争は、サムエル・ハンチントンが予想した「文明の衝突」と言われる性格のものであった。すなわち、民族、宗教、文化、歴史、価値観などの違いに基づくものであった。

二〇〇一年九月十一日、米国においてイスラム過激派のアルカイダによる同時多発テロ事件が起き、世界を震撼させることとなった。これを契機に、米国一極構造が大きく変化し、国際社会は多極化へと向かうこととなった。なぜなら、米国は「テロとの闘い」が米国一国で対応できるものではなく、二十一世紀の世界の大きな課題であるとして、国連を含め世界各国にこれに参加するよう呼び掛けざるを得なかったからである。当初、多くの国が非国家組織による破壊活動がいかに防御困難で危険なものであるか認識し、米国は国連決議のお墨付きを得てアルカイダ撲滅を目指したアフガン戦争を開始した。しかし、その後のイラク戦争では、ドイツ、フランス、ロシア、中国などの反対により国連決議を得ることはできず、戦争開始の根拠であった大量破壊兵器も存在せず、また、事実上の内戦状態となったことから、参加した有志連合にもほころびが生じ、各国の間に「テロとの闘い」に参加することに疑問も生じてきている。

加えて、九〇年代から今日までに、ＥＵの拡大とともに、ＢＲＩＣｓすなわち、ブラジル、ロシア、インド、中国の台頭が顕著となったことによる覇権の水平的分散、また、インターネットなどＩＴ技術の進展により、誰でもが高度の科学技術をも含む広範囲の情報交換が可能になったこと、さらに、国際政治の行為主体が、政府中心から、地方自治体、企業、ＮＧＯ、個人という非国家主体へと多様化し、パワーの分散が進展したことにより、国家の力が相対的に低下したことも大きな要因となったと言えよう。

ＥＵの拡大とＢＲＩＣｓの台頭

米国一極構造から多極化へと移行する中で、それを象徴するような状況が起きている。それはＥＵの拡大とＢＲＩＣｓの台頭である。ＥＵ、中国、ロシア、インドの現状を列記すれば以下のとおりである。

〔ＥＵ〕

二〇〇四年五月一日、ＥＵはポーランド、ハンガリーなど十か国が加盟し、また、二〇〇七年一月一日、ルーマニア、ブルガリアが加盟し二十七か国へと拡大した。人口の規模は四億九千万人で、中国、インドに次ぐ世界第三位、全体のＧＤＰは十兆ユーロ（約千六百兆円）となり、米国をしのぐ世界最大の経済圏となった。また、二〇〇二年一月から流通し始めた共通通貨ユーロは、現在では域内十三か国で使用され、ユーロ圏以外への影響力も増し、決済通貨として米ドルをしのぐ勢いにまで達している。当初、ユーロの価値は、対ドルベースで一〇％安かったが現在では三〇％も高い状況にある。さらに、共通競争政策の下、巨大経済圏を背景にグローバル経済における規範形成力も獲得し、米国に対抗する力を持つようになっている。

安全保障の面では、ＮＡＴＯにより米国との協調関係を維持する一方で、共通安全保障政策の下にＥＵ軍を創設し、加盟国軍による合同演習も行われるなど、独自の行動をとるまでに至っている。

今後の最も大きな課題の一つとしては、トルコ加盟問題がある。二〇〇四年の中・東欧への拡大の際も、主要国では政府は賛成だが世論は反対という図式があった。キリスト教圏の欧州に、イスラム教徒が圧倒的多数を占めるトルコが加わることには心理的抵抗感も強く、拡大を止めようという動きも出てきている。

〔中国〕

中国は、大量の低賃金労働力を武器に一九九〇年代から高い経済成長率を維持していることから、世界の工場として、また大きな市場として国際的に注目されている。それに伴い国際社会にお

ける地位も向上し、二〇〇八年には北京オリンピックを、二〇一〇年には上海万国博を開催することになっている。外交面においては、以下に示すとおり、全方位外交を展開している。

米国との関係では、相互の「建設的協力関係」を確認するとともに、北朝鮮問題、台湾問題、通商貿易問題、通貨問題等の幅広い意見交換を行っている。また、北朝鮮の核・ミサイル問題では六者会合の主催国となり、その指導力が期待されている。

ロシアとの関係では、永年の懸案であった国境問題を解決し、二〇〇五年七月に「中露共同コミュニケ」を発表し、その後、中露を含めた地域協力を目指した「上海協力機構」のオブザーバー参加を拡大(イラン、インド、パキスタン、アフガニスタン、モンゴル)させている。

インドとの関係では、二〇〇五年四月に「中印戦略協力パートナーシップ」構築に関する共同声明のほか、国境問題、経済、航空、文化交流等の分野での協力に関する十二の共同文書に合意、同年十二月には両国海軍による合同軍事演習が行われるなど、関係を強化しつつある。

また、二〇〇六年十一月、アフリカ諸国との連携強化を狙った「中国・アフリカ協力フォーラム北京サミット」を開催して、エネルギー・資源確保への道を開くなど、その行動が注目されている。

〔ロシア〕

ロシアは、近年、石油・天然ガスの価格の高騰を背景に、高度成長を続けている。二〇〇一年以降のGDP成長率は、五・一%、四・七%、七・三%、七・一%、六・四%と安定した数値を示している。二〇〇〇年に発足したプーチン政権は、欧米諸国との協調を維持する一方で、中国との協調路線を始め、アジア太平洋地域重視の姿勢を打ち出している。

当初、プーチン政権は経済活性化のために自由化を進め、メディア、石油資本などの民営化も認めた。しかし、高度成長を背景に政権基盤を強固にすると、政権批判をするメディアへの締め付け、石油資本の国有化を進めるなど、最近では「大ロシア主義」への回帰の方向に向かっている。

米国との間では、石油の需給をめぐって協力関係を結ぶ一方で、中国と接近し、二〇〇五年八月には中露軍事合同演習を実施するなど、「上海協力機構」の実体化を進めている。また、露中印三か国外相会談を開催し、中国、インドとの連携強化にも努めている。同年十二月には、初の露・ASEAN首脳会合を実現し、東アジア首脳会議(EAS)にゲストとして参加し、EAS正式加盟の意思を表明するなど、アジア太平洋外交にも意欲的な姿勢を示している。

CIS諸国に対しては、親欧米の姿勢をとるグルジア、ウクライナ、モルドバを対象として二〇〇六年以降の天然ガスの輸出価格の大幅引上げを通告する一方で、ウズベキスタンとは同盟関係条約に調印、ベラルーシとは連合国家建設に向けた協議を進め、関係強化に努めており、かつてのソビエト連邦が持っていた力の回復を目指しているようにも見える。

〔インド〕

インドは、一九八〇年から二〇〇二年まで年平均で六%の経済成長率を維持し、その後二〇〇六年までは実に年平均七・五%という高い数値で推移している。この二十年間だけでも、中産階級の規模は四倍に増え、現在、約二億五千万人にも達しており、貧困ライン以下の人口も毎年一%ずつ減少している。同時に、人口増加率も二・二%から一・七%へと低下している。このことは経済成長が一人当たりの所得の増大をもたらし、購買力平価で一九八〇年当時千百七十八ドルだったものが、現在三千五十一ドルへと増大している。

インドの台頭で特筆すべきは、労働集約型で安価な製品を欧米や日本市場に輸出するという従来のアジア型の経済発展ではなく、輸出よりも国内市場を、投資よりも消費を、工業よりもサービス業を、単純労働生産よりもハイテク産業を重視した点である。

二〇〇五年七月、インドは米国との間の広範囲な協力を「戦略的パートナーシップ」であると表明した。これに応えて米国も、それまでの対インド政策を転換し、インドを正統な核保有国として認めることを表明した。将来、インドは、アジアそして世界の政治の場で存在感を高めていくであろう。

一極としてのアジアの可能性

多極化が進行する中で、世界第二位の経済力を持つ我が国と、近年著しい発展を遂げている中国そして安定した発展を実現している韓国、台湾、ASEANを加えれば、経済規模としては、多極化の進む世界の中で確実に一つの極となり得る力を秘めている。しかし、東アジアには、冷戦構造の残滓とも言える朝鮮半島問題、台湾海峡問題が存在する。これらは簡単に解決する問題ではないが、現状を維持しつつ経済面から東アジア全体が連携を深めることは、対立する根拠を希薄化していく一つの有力なプロセスである。その意味で、東アジア共同体を念頭に置いた経済連携体制の構築は極めて有益である。これにインドなどの南西アジア諸国も含めれば、アジアが一極として成り立ち得る。重要なことは、この新たな極が排他的なものではなく、米国、オーストラリア、ニュージーランドまで拡大し、まさにアジア太平洋としての柔軟な極を目指すことである。

米国の力の相対的低下

米国が政治、経済、軍事、科学技術、メディアという点で世界第一位の力を持つ超大国であることには変わりはない。しかし、米国一極構造から多極化へと変容している国際政治の流れの中で、米国の力の相対的低下も否定できない。

九・一一から始まった「テロとの闘い」により米国はアフガニスタンからイラクへと軍事力を展開することとなった。しかし、イラク戦争での米軍兵士の死者は三千三百十二人(二〇〇七年四月十七日現在)に上り、アフガン攻撃からイラク戦争の累積戦費も七千百十九億ドルに達し、現在でも毎月六十億ドルの出費となっている。こうしたこともあり、財政赤字も、二〇〇六年度で二千四百八十二億ドルと高い水準にある。また、経常収支赤字も年々増大し、二〇〇六年で八千六百十億ドルに達している。これにより双子の赤字は明らかである。二〇〇四年以降、資本収支黒字から経常収支赤字を差し引いた数値もマイナスが続いている。その結果、外貨準備が二〇〇七年一月末でわずかに六百四十九億ドルという数値まで下がっている。ほぼ同時期に、日本が八千九百五十三億ド

ル、中国が一兆六百六十三億ドルであったことと比較すれば、いかに少ないかは明瞭である。加えて、二〇〇五年にハリケーン・カトリーナで露呈した国内の脆弱性が、米国民を国内重視の方向へと目を向けさせた。米国の貧困者の三千六百万人のうち、約五〇％が黒人とヒスパニックという状況は、イラクどころではないという国民の幻滅感さえ引き起こしている。

こうしたことから、今日、米国が「内向きのパラダイム」に陥る危険性があるとの指摘が内外からなされている。かつてベトナム戦争の敗戦からベトナムシンドロームに陥ったことがある。この時は、その後の八〇年代後半からいち早くＩＴを中心とした産業構造への転換を図り、新たな付加価値を創出し、経済と技術の面で他国の追随を許すことなく、米国一極構造の礎を築くことに成功した。今回は、現ブッシュ政権のイラク政策などに対する米国民の反発は強く、二〇〇六年十一月の中間選挙の敗北で、同政権は求心力を失ったとの見方もある。このイラクシンドロームからの脱出が、米国にとり今後最大の課題となろう。

3　世界の潮流（国際経済）

進展する経済のグローバル化

グローバリゼーションの進展は、国際政治の面では、多かれ少なかれ地域社会との関係において摩擦を引き起こしている。強い浸透力を持つ価値観、文化の広がりは、当然のことながら地域社会のそれと衝突し、反発を招く。世界を見渡せば、その反発も全面的なものから柔軟なものまで幅広い。極端な場合は、自己の価値観しか認めないとしてテロも辞さない過激派を生み、その地域社会にとっても大きな不安定要因となっている。その一方で、質や程度の差こそあれ、摩擦を繰り返しながらも時間をかけて取捨選択し、その一部を取り入れていく地域社会も多い。その中でも、経済面でのグローバリゼーションの浸透は著しい。ボーダーレス時代と言われるように、財、サービスの大量の移動だけではなく、経済活動を支えるルール作りも統一的なものになってきている。それは旧共産圏諸国そして途上国の多くが、市場経済を指向し、自由貿易と直接投資の導入促進により、国や地域経済の発展を促そうという認識が定着したからである。近年、ＷＴＯ交渉が停滞している中でも、ＦＴＡ、ＥＰＡそして地域経済共同体に向けた動きが活発になってきたのはその現れであろう。

世界同時好況と潜在的不安

（世界のＧＤＰ成長率三％は過熱）

二〇〇一年以降二〇〇六年までの世界のＧＤＰ実質成長率は、一・八％、二・一％、二・七％、三・九％、三・四％、三・九％と、年平均にして三％の数値を示している。三％の成長率を十年継続すれば、実に三五％の成長を実現することになる。数か国がこのような高い実績を示すこともこれまでにあったが、世界全体でこの数値を示すというのは過熱ともいえる状況と言えよう。一九七五年の世界同時不況以降の回復過程で、米国、日本、西ドイツが牽引車となり、一時的に三％を実現したことはあるが、これほどまでに持続した例はない。この要因は、ＢＲＩＣｓなどの台頭による世界経済の裾野の拡大が挙げられる。二〇〇七年も三・三％成長の予測が出されているが、相互依存が深まるグローバル経済においては、同時好況であるが故に同時不況に反転するおそれも大きい。経済、環境、エネルギーの関係を重視し、持続可能な成長を実現するという観点から、世界経済をいかにソフトランディングさせ、適正成長率の二～二・五％に落ち着かせるかが重要であるとの指摘がなされている。

（現在の不安要因）

現在、世界経済における不安要因として以下の二つが挙げられよう。

①　米国経済の急減速

米国経済の拡大は、これまで世界経済の成長をリードしてきており、米国経済が大きく失速すれば世界経済全体に影響を及ぼすおそれがある。今後、潜在成長力を大きく下回る事態を招くリスクとしては、住宅市場の大幅な失速とそれによる経済全体への波及、原油価格の再高騰等による急激な物価上昇、為替レートの急激な調整によるドルの信頼性低下が考えられる。為替レートに関しては、経常収支と財政収支の双子の赤字が深刻な状況となっている点が危惧される。特に、前者は過去の実績からして持続可能でない水準に達しているとの指摘もあり、それがドルに対する信頼性を急激に損なわせる懸念が存在する。仮に、ドル保有のリスクが表面化するようなことがあれば、長期金利が上昇することにより世界的な資金の流れが滞り、米国の資金需要を支えられなくなるおそれがある。そうなれば双子の赤字は持続不可能なものとなり、米国経済の失速を通じて世界経済へ悪影響を及ぼすおそれがある。

②　原油価格の高騰

二〇〇六年半ばに一バーレル七十ドル台に高止まりしていた原油価格は、米国による石油製品在庫の増加等により需給逼迫懸念が後退したことなどから、秋には五十～六十ドル前後で推移した。しかし、その後また、世界経済の成長に伴う需給逼迫懸念、地政学的リスク、産油国の減産等から再び上昇に転じている。原油価格の高騰が長期化した場合、かつてのオイルショックで経験したように、産油国への所得移転効果による購買力の喪失や波及効果による物価上昇の加速、政策金利引上げによる長期金利の上昇等、世界経済を減速させる可能性は否定できない。特に、世界経済の牽引力となっている米国や中国などにその影響が現れた場合、世界経済への悪影響が懸念される。

（過度の金融資本主義の危険性）

より大きな不安は、世界のＧＤＰ実質成長率が二〇〇三年以降の年平均にして三・五％という数値を示している中で、世界貿易が七％成長、さらに世界の株式市場の時価総額が一四％成長という極めて高い数値で拡大している点である。これは明らかに実体経済をはるかに上回る金融経済の肥大化の進行であるとの指摘がなされている。自由な市場経済が成長し、実体経済をはぐくむ産業資本主義の段階であれば問題ないが、これが高じてマネーゲームが主体となる金融資本主義にまで至ると、金融市場を中心に大暴落を引き起こす危険がある。一九二九年の大恐慌が行き過ぎた金融資本主義によるものであることは歴史の示すところである。

現在、世界規模でこれに対処するシステムは出来上がってはいない。さりとて、過度の投資規制は、資本市場を萎縮させ、また、個人、企業の経済活動を制約することにもなりかねず採用するこ

とは困難であろう。また、先進主要国協調による財政金融政策も有効であろうが、金融資本主義が更に成長し抑制能力を超えた場合への対応は困難なものになるであろう。

4　日本の立場

国際政治と国際経済の両面から、世界の潮流を見たとき、我が国はどのように行動していくべきか。そのための戦略、指針としては何があるのか、今後検討すべき課題は多い。中でも、日米中関係、国際貢献、世界経済失速の危険の回避そして外交機能の強化が重要であろう。

日米中関係の重要性

EU、BRICsが台頭し多極化が進行する中で、これを志向するEUと単独覇権主義を志向する傾向の強い米国という対立構造があり、そのような状況下、アジアは微妙な位置付けにあると言えよう。我が国としては、これにどのように対応していくかが課題である。まずは、世界の政治、経済、安全保障に多大な影響力を持つ米国との関係の在り方が肝要であり、そのために、多方面にわたる日米の緊密な連携が不可欠である。その上で、良好な日中関係の構築を図っていくべきであろう。

特に、米国の焦燥と孤立を回避する上で我が国の役割は重要である。そのためには、我が国は米国との同盟関係を維持しつつ、アジアとの重層的な関係を構築する選択をすべきであるとの指摘がなされている。また、我が国の課題と言われる近隣諸国との関係の改善が重要である。二十一世紀における外交は、対米外交と対アジア外交を個別に対処するレベルを超えて、双方を関連付けて大きな目標（国益）を達成すること、すなわち、日米同盟と日中協調の融合という形が求められる。我が国は米中双方と良好な関係を築いて初めて安定的発展が可能となるが、米中両国との関係には質的な違いがある点に留意しなくてはならない。米国が経済の自由主義と軍事力によって、自由を許容する世界秩序を支えていることを見落とすべきではない。中国とは同盟ではなく経済を中心とした協調関係の強化により安定的関係を築いていくべきである。個別具体的な利害を調整し、これを積み上げていくことで協調関係を発展させ、対決ではなく共存と協力、互恵を目指すべきである。我が国は米中両国との関係において、その地域的特性をいかし、高い産業技術力などのブランド力をもって、アジア太平洋地域の秩序を支える調整役を務めるべきである。その上で、我が国は韓国、北朝鮮、ASEAN、オーストラリア、ニュージーランドそしてロシア、インド、中東、EUなどとの関係構築を図っていくべきであろう。

国際貢献による安定の維持

我が国は、戦後六十年余、武力行使を行うことなく世界の平和と安定に貢献してきたことは、世界に誇るべきことである。しかし、今日、国際社会は、テロ、感染症、地球環境などグローバルな問題に直面しており、我が国として、これらの解決そして伝統的な課題である平和と安定の確保にどのように貢献していくかが問われている。この観点から、我が国が取り組むべき国際貢献で重要なものは、以下の三点であろう。

（平和構築）

現在、中東、アフリカと一部アジアに紛争が見られ、国連の平和構築委員会などを通じて、その拡大防止そして沈静化に努めている。我が国もこれまで、PKOへの派遣やODAを中心に紛争終結後の安定の確保、維持に人員、資金を提供することにより、その一部を担ってきた。今後、平和国家としての地位を確固たるものにするためには、一層の多方面にわたる貢献が必要であり、そのためには広範な要員の育成、情報収集能力の向上などが望まれる。

（地球環境問題）

現在、CO_2を始めとする温室効果ガスの増大による地球温暖化など、地球環境問題の解決が世界の大きな課題となっているが、環境保全への取組は遅れている。危機的状況になる前に十分な対策を講じておくことが不可欠であり、我が国としては、まず自らその改善に積極的に取り組み、保有する最先端の環境保全技術の更なる向上と周辺各国等これらを必要とする国々への提供が、今後、大きな国際貢献となるであろう。特に、環境保全が喫緊の課題となっている中国に対し、環境行政システムを含め、環境保全技術を提供していくことは、地球環境を維持する上でも極めて重要な課題となっており、また、中国の環境政策の成否は我が国の国益にも直結していることを認識すべきである。

（国連改革）

国連では、安全保障理事会（以下、「安保理」という。）改革を始め、組織全体の在り方や効率化をめぐり二十年近く議論がなされてきたが、さしたる進展は見られない。近年、我が国は安保理常任理事国入りを目指した形で安保理改革に臨んでいるが賛同を得られず、実現はしてはいない。しかし今日、多極化する国際政治の中で、国連の重要性が一層高まっている。そのような中、我が国としては、世界の平和と安定に向けて、安保理改革のみならず、経済社会理事会等の強化、さらには平和構築への資金、技術、人材の提供が大きな課題となろう。

世界経済失速の危険の回避

冷戦構造終結後、計画経済が信頼性を失い、市場メカニズムと自由主義に根ざした資本主義経済システムが世界を席巻した。これにより、現在、世界同時好況が生じているが、必ずしも健全な方向に向かってはいない。財、サービスの面において付加価値を増大させるか、新たな付加価値を創造していくのが経済の健全な姿である。しかし現実は、経済活動における金融主導のマネーゲーム依存が高まってきており、ものづくりと産業技術力の向上がおろそかになっている。その結果、国家、企業、個人というあらゆるレベルで格差の拡大が進行している。

こうした中で我が国が採るべき経済政策は、対外的には、金融資本主義の過度の進行によるバブル崩壊の予防、そしてその引き金となるおそれのある米国、中国経済の急減速の防止であろう。これを回避するためには、我が国は主要先進各国及び東アジア各国との政策協調が不可欠である。そこで我が国は、先進八か国首脳会議、G8財相・中央銀行総裁会議、ASEAN＋3等の場での実物経済育成に向けた投資を促進するための協調、そしてチェンマイイニシアチブ等の枠組みを更に強化するなどの衝撃吸収力を高めておく提案をすべきである。

外交機能の強化

多極化の時代にあって、我が国の外交機能の強化が叫ばれている。しかし、外交機能の基盤とも言える外交実施体制さえも不十分である。例えば、我が国の外務省職員の定員数は、先進各国に比較し極めて低い水準にある。近年、その増大に努めてきたが、現在ようやく五千五百人を超えたところである。我が国とほぼ同等の国力を有すると見られる国が七千～一万千人であることと比較すればいかに少ないかは明瞭である。その結果、在外公館の数も極めて少ない状況にある。多極化に対処するために積極的外交を目指すのであれば、外交機能強化の大前提である外交実施体制の強化を図るべきである。そのためには、早急に定員数と在外公館の大幅な増大、着実な人材の育成が求められよう。

加えて、地方自治体、企業、ＮＧＯなど、国際政治における行為主体が多様化したことから、これらの行為主体に十分かつ適切な情報を提供できる体制整備も必要であろう。また、このような状況下では議員外交の拡充も有意義であり、そのための体制整備が不可欠である。

5　東アジア情勢と日本

（一）　東アジアにおける経済発展と不安定要因

アジアは、目覚ましい経済発展を背景に存在感を増しつつある中国やインドに牽引され、地域全体として依然高い経済成長を享受している。また、東アジアを中心に貿易・投資を通じた各国経済の相互依存関係が急速に深まってきている。こうした東アジア各国における経済関係の緊密化は、ＦＴＡ、ＥＰＡなどを通じて地域経済統合を促すとともに、国境を越えた諸問題解決のための共同の取組の必要性とあいまって、地域の政治的連携・協力関係を促進している。

他方、アジアには、安全保障環境が劇的に変化を遂げた欧州などと異なり、依然として領土問題や統一問題といった冷戦の残滓ともいうべき問題が存在している。これに加えて、核、ミサイルなど大量破壊兵器の拡散、各国におけるナショナリズムの台頭を背景とする領土、領海やエネルギー資源をめぐる様々な紛争が起きている。

事実、朝鮮半島における南北の対峙や北朝鮮による核・ミサイル等大量破壊兵器の開発問題のほか、中台関係や南沙群島をめぐる領有権の問題なども存在する。また、我が国も北方領土、竹島、尖閣諸島などの領土問題や排他的経済水域をめぐる近隣諸国との摩擦を抱えている。さらに、中国を始めアジアの多くの国々は、国防費の増額など軍事力の拡充・近代化を行ってきている。

一方、唯一の超大国として、政治、経済、軍事及び外交面で圧倒的な力と影響力を有する米国は、アジア経済の目覚ましい発展とともに、アジア各国の米国経済への依存度が低下するにつれ、同地域におけるプレゼンスを相対的に弱めつつある。政治面では、米国は地域の平和と安定のために重要な役割を果たしてはいるものの、治安回復の兆しが見えてこないイラク情勢を始めとする中東情勢への対応に苦慮し、北朝鮮問題に見られるとおり、アジアの平和と安定のために、関係国との協調なしでは主要な役割を果たせなくなってきている。そのため、多国間の枠組みによる問題解決が重要になってきている。

（二）　北朝鮮問題と日本外交

北朝鮮問題の重要性

朝鮮半島は我が国に隣接しており、我が国にとり安全保障上最も重要な地域の一つである。朝鮮半島には依然、分断国家が存在し、半世紀以上にわたり南北双方の兵力が対峙する状態が続いている。北朝鮮を統治する金正日国防委員長・朝鮮労働党総書記は、百万人を超える朝鮮人民軍を率いており、深刻な経済困難にもかかわらず、核・ミサイルの開発を始めとする軍事面に資源を重点的に配分するとともに、戦力・即応態勢を維持・強化しているほか、大規模な特殊部隊を保有している。

このような北朝鮮における問題には、拉致及び大量破壊兵器の開発・製造をめぐる問題がある。このうち、拉致問題は朝鮮半島の非核化を目的とした六者会合が開始される以前から存在する問題であり、国家主権と人権にかかわる重大な問題である。また、核・ミサイル等の大量破壊兵器問題は、我が国のみならず地域全体の安全保障にかかわる重大な問題である。拉致問題と核・ミサイル等大量破壊兵器問題の解決は、共に我が国の平和と繁栄にとり重要な外交課題である。

対北朝鮮外交の在り方

我が国は、北朝鮮問題の本質を踏まえ、国の平和と安全、国民の生命と財産を守り、北東アジアの平和と安定に資する形で、朝鮮半島の統一を視野に入れつつ、関係各国と十分な連携・協力を図りながら、問題解決に取り組んでいかなければならない。

北朝鮮は、体制維持と生き残りのために、拉致や核・ミサイルを外交カードとして用いるため、日朝の国交正常化交渉は一筋縄ではいかないが、政府はこれら問題の解決を前提に粘り強く交渉を進めることが必要である。

また、北朝鮮問題を考える上で重要なことは、北朝鮮が統一を実現するために独自の軍事戦略を持ち、その中心に核兵器を据えてきたとされることである。したがって、軍事力の行使による問題解決は不可能であり、また金正日体制の自壊を安易に想定することもできない。我が国が唯一取り得るのは、対話と圧力を基礎にした外交的解決のみである。そのため、国際社会による協力を進め、特に日米そして中国、韓国及びロシアとの協調を強化していくことが不可欠である。具体的には、改正外為法及び特定船舶入港禁止特別措置法の成立を踏まえ、これらを活用することで問題の解決に全力を挙げ、もし進展がみられない場合には六者会合の場に加え、国連安保理での問題解決を求めていく必要がある。また、防衛分野では、最悪の場合、統一と絡んだ朝鮮半島有事という事態もあり得るということに留意し、必要な体制整備を行うことが重要である。

北朝鮮による拉致問題

二〇〇二年九月、北朝鮮は平壌での日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、我が国に謝罪するとともに、再発防止を約束した。現在、我が国政府は十七名の拉致被害者を認定しており、そのうち五名については、二〇〇二年十月に二十四年ぶりの帰国が実現した。しかし、残りの拉致被害者については、二〇〇四年五月の第二

回日朝首脳会談において、北朝鮮より直ちに真相究明のための徹底した調査を再開する旨の明言があったにもかかわらず、いまだに北朝鮮は納得のいく回答をしておらず、問題は解決していない。

拉致問題は多くの国民にとり最大の関心事項の一つである。我が国政府は、拉致問題は我が国の国家主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、その解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないことを基本方針に掲げて外交を進めている。その上で、北朝鮮に対し、全被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを強く要求している。これに対し、北朝鮮は、「拉致問題は解決済み」としつつ、「日本は過去の清算を回避するために拉致問題を利用している」旨主張しているが、過去の問題と国家主権及び人権への侵害である拉致問題とは全く性格の異なる問題である。

我が国は、これまで日朝協議、さらには六者会合等の場で拉致問題の解決に向けた迅速かつ前向きな行動を北朝鮮に対し繰り返し強く求めるとともに、国連を始めとする国際場裏においても拉致問題を繰り返し取り上げているが、問題解決への糸口は見つかっていない。拉致問題の解決は決して容易ではないが、我が国は、今後とも、「対話と圧力」という一貫した考えの下で、関係各国とも連携しつつ、問題解決への取組を強化・推進するとともに、北朝鮮に対し、あらゆる機会を通じて、問題解決に向けた決断を早急に下すよう強く求めていくべきである。

核・ミサイル問題

二〇〇六年七月、北朝鮮は、テポドン2を含む七発の弾道ミサイルを発射し、また同年十月には核実験を実施した旨発表した。

ミサイル発射直後、政府は、これを日本の安全保障や国際社会の平和と安定等の観点から重大な問題であると発表するとともに、万景峰九二号の入港禁止や北朝鮮からの入国審査の厳格化等の措置を発表した。また、我が国の外交努力により、国連安保理においてはミサイル発射非難決議（第一六九五号）を採択した。さらに、核実験に際しては、北朝鮮船舶の入港禁止、北朝鮮からの輸入禁止、北朝鮮籍を有する者の原則入国禁止等の措置を決定するとともに、国連において、北朝鮮及び国連加盟国が採るべき措置を定めた決議（第一七一八号）を採択した。このほか、二〇〇七年二月に開催された五回目の六者会合において、北朝鮮による寧辺の核施設の活動停止及び封印等を内容とする文書を採択した。

北朝鮮による核・大量破壊兵器の問題は、核不拡散体制の維持の上でも、また東アジアの安全保障の上でも極めて重大である。政府は、六者会合などの場において関係各国と十分に連携しながら問題の解決に全力を挙げ、進展がみられない場合には、国連安保理での問題解決を目指して取り組む必要がある。

（三）　中国情勢と日中関係

中国の発展と国内情勢

中国は、我が国の十倍、世界人口の約二割を占める十三億もの巨大な人口を抱えており、この十五年もの間、高い経済成長を持続させている。中国は二〇〇八年に北京オリンピックを、また二〇一〇年に上海万博を控えており、現胡錦濤政権はこれらの国際的行事を成功させ、中国の名声を確固たるものにすべく、政策に全力で取り組んでいる。中国でこれらの国際的行事の後も安定した経済成長が続くならば、同国の世界の経済及び政治における地位は更に高まるものと思われる。また、中国の所得水準、蛋白質摂取量、エネルギー消費の増加が、今後世界経済に大きな影響を及ぼす可能性も否定できない。

他方、中国は高度成長の影で国内に様々な矛盾や不満を抱えている。また、資源エネルギー、食料、環境などの課題も抱えている。こうした矛盾、不満及び課題の解決なくして、中国の持続的な成長や政治的安定はあり得ない。今後、中国がこうした問題を解決し、安定成長を持続させることができるかどうかについて様々な見方があるが、仮に中国の成長が鈍化した場合、同国国内では混乱が生じかねず、政権の運営にも深刻な影響が出かねない。そのような事態になった場合、米国、ＥＵ及び東アジアを始めとする諸国、中でも経済面で中国と深い関係を有する我が国には影響が及ぶ可能性がある。

日中関係全般

中国は、近年東アジアを中心に積極的な外交を展開しており、東アジアで存在感を増しつつある。我が国と中国とは一衣帯水の隣国であると同時に、共に地域の大国である。我が国と中国との間には二千年以上にわたる交流の歴史があるが、その歴史の大部分が友好、互恵、共栄の時代であるとされる。特に日中国交正常化後の三十年間、日中両国は様々なレベルと分野において関係を深めてきており、近年、それは相互依存関係へと深化・発展してきている。今や日中関係は最も重要な二国間関係の一つであるといっても過言ではない。

しかし、大国として急速に台頭しつつある中国に対し、我が国国内ではそれを好機ととらえ、好感を持つ者がいる一方で、中国における反日行動、総理大臣の靖国神社参拝に対する干渉、東シナ海における資源等をめぐる我が国との摩擦、あるいは増強著しい中国の軍事力などから、中国を我が国の競争相手ととらえ、その台頭を好ましく思わない者がいるのも事実である。このような中、我が国政府は、中国の経済発展は好機であるとして、その台頭を歓迎しており、日中関係を未来に向かって発展させていくことを対中外交の基本方針としている。

我が国は、自国はもとより東アジアの平和と繁栄のために、今後とも中国との関係を重視し、同国が国内問題を解決し、安定した経済成長を持続させ、ひいては良好な日中関係が維持できるよう外交を進める必要がある。

中国の政治情勢

中国の胡錦濤政権は、「科学的発展観」に基づき、「調和のとれた社会」の建設を目指している。同政権は、基本的に江沢民政権の政策方針を踏襲しつつも、政治の透明性の向上、社会的弱者対策の重視、頻繁な地方・現場視察、奢侈の廃止等の実務重視といった独自色を打ち出している。中国では、土地収用や給料をめぐるトラブル及び公務員の不正への不満等を理由とする抗議活動が各地で発生していることから、胡錦濤政権は民衆の利

益を重視する「親民路線」に立つとともに、社会の安定を重視し、陳情条例の改正、公務員法や物権法など関連法規の整備に取り組んでいる。

中国の経済情勢

一九八〇年代に開始された中国の近代化路線は経済の高度成長をもたらし、十五年以上もの間、実質値で平均一〇％という高いＧＤＰの伸びが続いている。胡錦濤政権は、二〇二〇年までにＧＤＰを二〇〇〇年時の四倍とする方針を掲げている。他方、近年、同政権は、中国国内で地域間格差、都市農村間格差、都市内部の貧富の格差、社会保障制度の未整備、環境の悪化、エネルギー需給関係の逼迫並びにグローバル化、市場経済化及び情報化の進展に随伴する民衆の権利意識の高揚への対処など困難な諸問題に直面している。こうした問題は経済の安定成長にとり阻害要因になり得ることから、同政権は「科学的発展観」の下、経済格差、三農問題、社会保障問題、環境やエネルギー問題などの解決に取り組んでいるが、必ずしも十分な成果を挙げていない。

また、中国の経済成長とともに、人民元の切上げが新たな問題として生じたため、二〇〇五年七月、中国はドルペッグ制から通貨バスケットを参考に調節を行う「管理変動相場制」に移行した。しかし、その後も中国の大幅な貿易黒字などを背景に、米国等からの人民元の切上げ圧力が強くなっている。

中国の外交

中国は、八九年の天安門事件以後、経済の安定成長のためには、同国を取り巻く国際環境や外交関係が安定し、かつ東アジアの近隣諸国の間の中国脅威論を払拭する必要があるなどの認識から、イデオロギー色を次第に薄めて国益を前面に据えた現実的かつ積極的な外交姿勢に転じている。そして、米国を始め、世界の大国との関係のみならず、我が国を始めアジアの近隣諸国との関係改善及び協力関係の強化を目指し、外交を進めている。さらに、中国は逼迫しつつある国内のエネルギー不足を補い、経済発展のための安定した国際環境確保のため、人権問題等で国際的批判の強い国々などを含めた積極的な全方位外交に乗り出している。その一環として、中国は、二〇〇六年十一月に中国・アフリカ協力フォーラムを、また二〇〇七年五月にはアフリカ開発銀行総会をそれぞれ開催し、多くのアフリカ諸国の首脳が中国を訪問した。さらに、中国は、上海協力機構を通じて中央アジア諸国との関係を深めている。

また、中台関係については、二〇〇五年三月、中国・全人代は台湾独立への反対及び牽制を目的とする「反国家分裂法」を可決し、台湾国内での動きを牽制した。台湾ではこれに対する反発が強く、中国は台湾当局及び野党との対話に乗り出した。しかしながら、依然として中台関係には改善に向けた諸課題が残されている。

中国の安全保障

中国は、軍の近代化を推進するとともに、その国防費を十九年連続、前年度比二桁の伸びで大きく増加させている。中国政府は、二〇〇七年度の同国の国防費は三千四百七十二億三千二百万元で、対前年度比一七・八％の伸びであると公表した。中国はこのように国防費を公表しているものの、実際の国防費は公表数値の二倍から三倍と見積もられている。今後このまま増大し続ける場合、二〇二五年までに中国の国防費は現在の三倍以上に増大する可能性があり、こうした中国の国防費の大幅な伸びは、東アジアの安全保障環境にも影響を与えかねない。

また中国は、その戦力のうち海上戦力について、近海で作戦を行う総合的作戦能力を増強することを目指しており、静粛性に優れた潜水艦などを海外から導入するほか、国産の各種新型艦艇も建造している。また中国海軍は、近年、東シナ海に加えて、太平洋にも進出しており、海洋でのその活発な動きを注視していく必要がある。

最近の日中関係と対中外交

我が国と中国との間には二千年以上に及ぶ交流の歴史がある。両国関係は、歴史の一期間を除き、全体を通して概ね良好であったといえよう。特に日中国交正常化以後、日中関係は政治、経済、文化、スポーツなど様々な分野において深まりつつある。

特に、経済の分野における日本と中国との結び付きは目覚ましい。事実、日中間の貿易額は大きく伸びており、二〇〇六年において中国は日本にとって最大の貿易相手国であり、他方、日本は中国にとって最大の輸入相手国となっている。また、我が国の対中投資も大幅に増加し、対外投資総額に占める割合も一四・六％に達している。このように、今日では多くの日本企業が中国市場での展開を目的として同国に進出している。今後更に我が国からの対中投資が増加し、日中経済の相互補完関係が深化することが予想される。

我が国政府は、日中両国政府の基本的立場を踏まえ、個別の問題が日中関係全体の発展の支障とならないよう、真剣な対話を通じて解決していくとともに、幅広い分野における協力関係を強化し、地域や国際社会に貢献する日中関係を構築すべく対中外交を進めている。

小泉内閣下においては歴史認識等をめぐる日中間の相違から、首脳レベルでの相互訪問が途絶えていた。二〇〇六年十月、安倍総理が就任直後に中国及び韓国を訪問し、また二〇〇七年四月には中国から温家宝・国務院総理が訪日するなど、首脳レベルの相互訪問が再開された。東京での日中首脳会談において「戦略的互恵関係」の構築に向けた具体的協力について話し合われるなど、相互訪問の再開は、日中関係の発展を確かなものとするものであるといえよう。また、同年三月には参議院において初の日中議員会議が開催され、参議院と中国全人代との議員交流が始まるなど、議員レベルでの相互理解に向けた動きも加速している。

今後の対中外交の在り方

日中両国は共に東アジアの大国であり、両国関係の行方は、我が国のみならず東アジア全体の平和と繁栄に影響を及ぼすものである。我が国は、日中関係の重要性を認識し、明確な外交理念と哲学の下、国益の過度な主張を抑制し、国際社会や東アジアの協調を重視する必要がある。また、途上国に対する寛容と理解の精神、自己反省と独善の自戒の精神をもって互いに接し、さらに、敬意と協力の精神をもって、国際社会への貢献を行うことも重要である。

日中両国は、今後相互対話を更に深める必要が

ある。首脳レベルの日中対話が再開されたとはいえ、緊密化している日中の経済関係に比べて、政府首脳、国会議員から財界人、一般市民、青少年に至るまで、各般のレベルの対話は必ずしも十分でない。そのため、マスメディアやインターネット等を通じた相互のイメージが国民レベルで一人歩きし、等身大の両国像が相互に画かれておらず、誤解を招く要因の一つとなっている。今後、真の相互理解を深めるために、歴史認識を含め、様々なレベルと分野において日中対話を一層推進していく必要がある。

中国は、改革開放路線の下、長期にわたり経済発展を遂げる一方で、多くの深刻な国内問題を抱えている。我が国は日中国交正常化後の七九年以降、中国に対しＯＤＡを供与するなど、同国の安定した経済発展を支援してきている。この対中ＯＤＡについては様々な角度から評価がなされ、また今後の対中協力の在り方をめぐって様々な論議がなされている。中国経済の我が国に与える影響の大きさ等にかんがみ、環境、エネルギー協力など今後とも我が国としてなし得る協力を続ける必要がある。

東アジアの平和と繁栄に向けた日中協力の推進

日中両国が共に位置する東アジアは多様性に富んでおり、世界の他の地域と異なり、地域としての一体感が欠如している。また様々な不安定要因があるにもかかわらず、各国間で信頼醸成が十分図られておらず、ＡＳＥＡＮ地域フォーラム（ＡＲＦ）や六者会合を除き、地域安全保障のメカニズムは構築されていない。

共に地域の大国である日中両国は、東アジアにおいて不安定要因を除去し、平和を構築するために、必要な協力を行うべきである。しかし、東アジアの平和と安定にかかわる重大な問題については、日中協力のみでは解決はほとんど困難である。日中韓三か国が共に関係が深く、また地域による安全保障にとっても大きな影響力を持つ米国、さらにはロシアとの間で連携を取りつつ、適切に問題に対処していく必要がある。

また、東アジアにおける繁栄の維持と更なる発展を目指すためには、同地域における共同体の構築を視野に入れながら、東アジア各国間の連携・協力を更に押し進める必要がある。そのためには、日中両国が自国の狭い国益だけにとらわれず、長期的視点に立って共同でリーダーシップを発揮し、地域全体のために具体的分野において協同・協力していくことが重要である。

第二部　第三年目の調査会における主要論議

1　日本のアジア外交

（一）東アジアにおける不安定要因の除去

（北朝鮮問題を中心に）

（1）東アジアの安全保障と日本

（東アジアの安全保障情勢）

委員から、北東アジアには東西冷戦構造が一部残っており、北朝鮮の軍事戦略もその延長線上にあるが、北朝鮮は中国やロシアからの軍事的な後ろ盾を失っているため、核開発は早晩孤立していくであろうとの意見が述べられた。

参考人から、北東アジアにおいては、紛争が起きる可能性が以前より強まっており、日本の通常戦力の現状、日本独自の情報収集能力についての議論が必要であるとの見解が示された。

（核拡散と核保有論議）

委員から、核保有論議については、日本には非核三原則があるので、このメッセージを内外に伝え、北朝鮮問題があっても日本の国是がぶれないようにすることが重要であるとの意見が述べられた。

参考人から、核抑止力を持つには潜水艦発射弾道ミサイル、原子力潜水艦が必要であるが、日本は技術も購入する予定もなく、また、どのように運用するかの議論も欠いた核保有論議は、外国に誤ったシグナルを送ることになるかもしれないとの見解、核保有論議よりも通常戦力の整備が重要であり、最初に検討すべきことは情報収集衛星の数であるとの見解、核保有論議は基本的に必要であるが、核保有について米国、国際社会から支持が得られるか、また、核拡散防止条約から脱退することになり、核の平和利用について諸外国の変わらぬ協力が得られるか、バランスシートからみてもマイナスが大きいため、日本は核武装すべきではないとの見解が示された。

（2）北朝鮮問題と日本外交

（北朝鮮情勢）

委員から、北朝鮮における一定の範囲内での経済の自由化は、独裁体制にはマイナスとならず、ミサイル実験、核実験がマイナスとなっているが、中国とロシアは、北朝鮮が核を保有しても、経済の自由化、市場化による北朝鮮の柔軟化という戦略を持つのではないかとの意見が述べられた。

参考人から、北朝鮮は、建国以来統一の目標を持ちながら、冷戦時代の発想で核兵器を開発し続けているとの見解、北朝鮮は、大国の順位について、米国を一番上、次がロシア、さらに日本を中国の上に置いているとする見方があるとの見解が示された。

また参考人から、軍事的後ろ盾を失っても、北朝鮮のような国は漁夫の利を得たり、やみ市場から核開発の物資、材料を調達しながら生き延びることができる時代になったことを認識すべきであるとの見解、北朝鮮は、核兵器やミサイルの問題を交渉する中で、米朝の正常化、テロ国家リストからの除外など、より米国から利益を得ようとしており、米国との直接交渉で問題の解決を図ろうとしているとの見解が示された。

（対北朝鮮外交の在り方）

委員から、北朝鮮問題を解決するには、日朝国交正常化交渉をいかに進めるかが重要な課題であるとの意見、平壌宣言の約束事がその後の北朝鮮の行為により、違反となっていることがあるとの意見、北朝鮮の動向を考えるとき、国力全体を総合的に分析することが重要であり、言動や外交姿勢だけですべてを判断すると誤った対応をしてしまう危険があるとの意見が述べられた。

参考人から、北朝鮮外交の大きなポイントは、その局面局面でメディアにも明らかにならない一種の秘密外交があることであり、会談記録も公表されず、交渉当事者は十分な説明責任を果たしていないことから、拉致事件の被害者家族の疑問にも答えることができず、北朝鮮側の外交上の操作に乗ってしまったとの見解、日本としては、中国

や韓国が北朝鮮に対して圧力を掛け、北朝鮮の態度を変えさせた後、北朝鮮に支援を行うという政策を、中国、韓国とすり合わせて策定することが有効であるとの見解、日朝国交正常化は日本にとってメリットは少なく、それを日本の政策優先順位の上位に上げる必要はないとの見解が示された。

政府参考人から、北朝鮮は日朝平壌宣言に違反しているが、同宣言が無用ということはなく、日本は、北朝鮮に守らせるように圧力を掛けながら対処していくことが必要であるとの説明がなされた。

（各国との連携の重要性）

委員から、日米韓の連携は安全保障にとって重要であるが、韓国の政策は疑問が多く、米韓と日韓関係がぎくしゃくしている中、同時に北朝鮮に太陽政策を進めているように見えるとの意見、朝鮮半島の非核化達成のため日本と中国、韓国との協力強化が重要であるとの意見が述べられた。

参考人から、米韓の共通の政策、戦略をつくることは困難であり、日韓の協調も韓国が消極的であるため、日米韓の三国協調は難しく、米国の関心は日米韓から日米中に移っていくのではないかとの見解、日韓関係、米韓関係がぎくしゃくしていることと、南北の交流の進展はコインの裏表の関係にあるとの見解、北朝鮮は主体的な発想で国家づくりをし、どこの国にも依存したくないという哲学を持っているところに、中韓関係の正常化や米中関係の良好化が進んだ結果、中朝関係は変化し、北朝鮮は取り残された感じを持ち、自分で自分を守ろうと核を持つ問題になってくるとの見解が示された。

（北朝鮮の拉致問題）

委員から、拉致問題と非核化との関係について優劣を論じるのは誤りで、朝鮮半島の非核化も、また拉致問題の解決も共に我が国にとり重要であり、真相究明、生存者の帰国、実行犯の引渡しの三点が実現するよう今後とも粘り強く交渉を行うべきであるとの意見、在日朝鮮人による総連と民団の二つの組織は和解に向かっていたが、拉致問題を機に分裂を起こしており、再び日本が対話力でこの二つの組織を和解させることができれば、拉致問題を解決する良いチャンスになるとの意見が述べられた。

参考人から、拉致問題を解決に導くためには、総連と民団の和解が十分な名分、説得力を持つであろうし、政府よりも国民を代表する公人たる衆参両院の議員が積極的に関与して合意を取りまとめることが、拉致問題を動かす大きな力になるとの見解、一連の拉致事件がほかの諸犯罪と大きく性格を異にする理由は、日本という国家の国民に対する安心、安全を保障するという義務にかかわる重大な犯罪であるからであり、毅然としてこの解決を図らなければならないとの見解が示された。

（北朝鮮の核問題）

委員から、米国に北朝鮮の核が届かないと保証されれば、米国は北朝鮮の核保有を容認してしまうという懸念があり、その場合、最も脅威を感ずるのは日本であるため、日米同盟に与える影響は大きくなる可能性があるとの意見、米国は核の廃棄が絶対に必要と主張するが、核とその技術が拡散しなければ保有を是とせざるを得ないという考え方を有している可能性があるとの意見、インドとパキスタンの核実験に対して国際世論は強く非難したが、その後、既成事実化され、現在米国は両国と友好関係にあることから、北朝鮮の核技術がテロ集団や他国に移転されない保障があれば、米国は核保有を認め、国交を樹立することもあり得るという見解もあるとの意見、今後、米国の北朝鮮政策が北朝鮮の体制変更ではなく、体制維持を認め、その政策変更を求める方向に変わる可能性があるとの意見が述べられた。

参考人から、米国が北朝鮮の核を容認することは考えられるが、拡散防止が保証されない状況では容認することはないとの見解、北朝鮮が弾道ミサイルを開発すれば、米国は自国が被害を受ける可能性と引換えに、朝鮮半島の安定を回復するために介入する決断に迷うとの見解が示された。

（六者会合）

委員から、六者会合などで朝鮮戦争の終結が関係国間で議論される場合、日朝平壌宣言との関係がどう扱われるかも念頭におくべきであるとの意見、北朝鮮の核を既成事実化させないため、六者会合に時間的な制約が必要であるとの意見が述べられた。

参考人から、韓国は六者会合で圧力よりも見返りをロードマップに示して北朝鮮の変化を促そうとしているとの見解が示された。

政府参考人から、平壌宣言に基づく日朝協議と六者会合の過程は車の両輪であり、北朝鮮のミサイル発射、核実験は共同声明違反だけでなく、平壌宣言違反でもあるとの説明がなされた。

（北朝鮮への制裁）

委員から、日本の北朝鮮への制裁は半年ごとに見直され、本気ではないというニュアンスが感じられるとの意見、中国と韓国の北朝鮮に対する圧力は日米の圧力と温度差がかなりあるとの意見が述べられた。

参考人から、丹東、瀋陽の北朝鮮関係の口座を洗い直して初めて、北朝鮮に対する金融制裁の効果を持ち始めるとの見解、半年ごとに見直す日本の制裁措置は矛盾して見えるが、見直し自体は悪くはなく、目標がどの程度達成されたか精査することが重要であるとの見解、北朝鮮に対する制裁には、核が脅威とならなくなるまで続ける制裁のほか、偽札、麻薬、偽たばこなどの犯罪行為を抑制するための制裁があるとの見解が示された。

政府参考人から、北朝鮮の核の既成事実化が懸念されていることから、北朝鮮に時間稼ぎをさせないために、的確に対応をしないとより厳しい状況になることを北朝鮮に理解させなければならないとの説明がなされた。

（二）　日中外交の回顧と今後の課題（中国の外交・安全保障）

（1）　中国政治・経済の現状と課題

（共産党一党体制）

委員から、一党独裁体制の共産党が今後どうなるかという問題がクリアされなければ、中国の国際協調路線外交もうまく進展できないのではないかとの意見、共産党の求心力で市場経済化を進め、中国国内をうまくハンドリングしていくことが可能なのかとの意見、中国の現状を考えたときに一党独裁による社会主義市場経済は、汚職や貧富の差、環境汚染の深刻化などが限界に達しつつあり、一党独裁を維持したままで、これらの問題

を解決することは難しく、北京オリンピックや上海万国博後の不況はほぼ確実に訪れると考えられるが、中国がそれを乗り越えることができるか懸念があるとの意見が述べられた。

参考人から、中国共産党の性格は、クローニーキャピタリズムであり、計画経済時代に利権を得た旧官僚層の一族などがビジネスに入って肥大化し、特殊な利益を持った団体として存在するなど、中国の一党独裁体制は、権力が市場化した、支配層が潤う体制であるとの見解、一党独裁体制の今後を決定するものは、潜在的な財政赤字、不良債権、公共サービスの三つで、最終的には、制度が未完成のため経済成長が止まったときにあめが配れない問題であるとの見解が示された。また、近代化建設では安定と実行力が不可欠であるが、今の中国で自由選挙や複数政党制を導入した場合、それらが維持されるか懸念があり、共産党の求心力を利用して経済発展、社会保障制度の整備等をすべきであるが、条件や環境が成熟すれば場面も変わるとの見解が示された。

（三農問題への対応）

委員から、三農問題を始めとする中国の格差問題は、内政問題ではあるが、反日デモとリンクしたように、日本もこの問題をしっかり見ておかなければならないとの意見が述べられた。

参考人から、胡錦濤政権は農民支援を強化していく方針だが、国民の五割以上が農民という状況では支援能力の面で限界があり、同時にパイを大きくする高度成長が必要不可欠な条件であるとの見解が示された。

（中国経済の課題）

委員から、中国経済に調整期が来た場合、重要で危険なのは、余剰労働力をどう吸収するかという雇用問題であるとの意見、中国をすべて沿岸部モデルではなく、違うやり方で開発しないと不幸になるとの意見、資源エネルギー・食料・環境など、様々な課題の解決なくして、中国の持続的な成長と政治的安定はあり得ないとの意見が述べられた。

参考人から、雇用問題への対応は、失業労働者自身によるコスト吸収と、都市部で導入され、農村部でも始まっている最低生活保障制度があるとの見解、中西部開発では、地域特性に合わせて産業開発を行っているとの見解、農村を視野に入れない外資と投資に頼った発展パターンの転換が必要だが、官僚など既得権を持つ抵抗勢力や潜在的な財政問題、金融問題が課題となるとの見解が示された。

（2）中国外交全般

（平和的台頭）

委員から、中国が自国内の諸問題の解決のために覇権主義的な動きを強めることは、東アジアの緊張を高め、北京オリンピックや上海万国博以降の経済に対する国際社会の不安を払拭することはできず、特に東アジアの安定にとって様々な悪影響が出るとの意見が述べられた。

参考人から、中国の「平和的な台頭」は、中国は既存の国際秩序を受け入れる形で発展するため、台頭は平和的だという、特に、米国に向けたメッセージであるとの見解が示された。

（中国による資源外交）

委員から、資源国を訪問すると、どこでも中国のプレゼンスにぶつかり、資源をめぐる争奪戦が日中関係に与える影響に懸念を持つとの意見、資源外交が中国の平和的台頭にとって落とし穴になるのではないかとの意見が述べられた。

参考人から、中国には環境問題、経済成長パターンの問題があり、今後も資源需要を増やし続けられるか疑問であるとの見解、中国は、開発が進む中でその国の国民の意識や指導者も変わるとの考えから、アフリカ援助で条件を付けない新しいオプションを提示しているとの見解が示された。

（対ロシア外交）

参考人から、胡錦濤政権は、強権政治プラス市場経済でプーチン体制を評価しており、また、米国に対する多極化の一極として、ロシアとは統一戦線を組めるため、互いに使えるときには使い合う実利的な関係になっているとの見解、中露関係強化の意義は、北方の安全、対米牽制、エネルギー・経済協力による相乗効果の三つであるとの見解が示された。

（3）中国の安全保障

（軍拡のねらい）

委員から、中国は核を持ち、台湾の問題も視野に入れて軍備拡張を行っているのであり、経済成長期の日本と同様に、経済成長に伴って当然軍備が増強されるとする見方は理解し難いとの意見が述べられた。

参考人から、台湾問題をにらみ中国が軍の近代化を進めていることは事実で、目標としては平和的な統一を果たしたいが、独立阻止に軍事力の行使という可能性を持って牽制しているとの見解が示された。

（中国脅威論）

参考人から、中国はＥＵなどから武器が買えず、ロシアからも良いものが得られない不満があるほか、軍部のモラル低下という問題も抱えているとの見解、通常兵器のハイテク度で日本ははるかにいいものを持っており、日米同盟を含めれば、今の中国の軍事力は全然脅威にならないとの見解が示された。また、日中の信頼感が足りない中で、隣国で軍事近代化が進んでいることが不安を大きくし、適切な評価が下せない状況となっているとの見解、米国は中国を潜在的ライバルととらえ、中国を牽制する意図を込めて脅威論を言っているとの見解も示された。

政府参考人から、中国の国防費は毎年増額され、陸海空軍あらゆる面で近代化されて能力が高まっており、中国自身は自国を防衛するためと説明しているが、増強が続くと他国を攻撃するような能力を持つのではないかとの指摘もあるとの説明、現時点で仮想敵国や軍事的脅威といった言い方はしないが、その動向を注視していきたいと考えており、また軍事費の透明性向上が必要であると中国に注意喚起しているとの説明がなされた。

（4）中国の対北朝鮮外交

（中朝関係の現状）

委員から、今の中朝関係はかつての状況ではなく、どちらかと言えば米国がリードしているとする見方もあるとの意見、共産主義国家として中朝は互いに体制を維持しないといけないと思いつつも、国際世論の中で、中国も北朝鮮の核やミサイルの問題を容認し難かったとの意見、核兵器開発宣言をきっかけに中国の北朝鮮政策は変化したと

の意見が述べられた。

参考人から、中国が経済発展を前面に据えた結果、中朝関係が変化し、北朝鮮も中国やロシアを使い米国に対抗する思わくがあるとの見解、中国の北朝鮮への影響力はあるが、北朝鮮は主体思想を持った主権国家で、損得勘定もし、米国の出方で変わるため限界があるとの見解、中国は、北朝鮮が中国モデルに転換し、自分の影響下で変化することを望んでいるとの見解、中国の北朝鮮政策の目標は、朝鮮半島の安定と平和、朝鮮半島の非核化、北朝鮮の崩壊阻止、この地域の長期的な安定した平和的国際環境の四つであるとの見解が示された。

（米朝接近と中国）

参考人から、核兵器開発を機に中国の北朝鮮問題への対応が積極的になったのは、北朝鮮が核を持ち、米国に接近すれば中国にとって脅威で、東西南北を親米国家に囲まれてしまうためであるとの見解が述べられた。

一方、参考人から、北朝鮮の状況や体質を考えると、米国に接近して中国包囲網に加わることは考えられず、米朝接近に中国が懸念を持つことはないとの見解が示された。

（六者会合と中国）

委員から、中国は、北朝鮮に核を持たせず、その中で影響力は確保する、北朝鮮に経済の自由化をさせてソフトランディングさせる、核問題を国際化させず周辺国で協議してまとめるといった意図で六者会合を模索したが、核実験実施で思わくが外れたとの意見が述べられた。

参考人から、中国にとってベストなシナリオは、大量破壊兵器問題が平和的に解決し、日朝、米朝関係を正常化した上で、北朝鮮が中国モデルを受け入れ、中国あるいは近隣諸国がサポートしていくことであるが、そこでは北朝鮮以外の五か国は協調して柔軟に対応することが重要であるとの見解、中国は六者会合を大国の利害を調整し、周辺との関係を安定させ、中国なしでは困ることを見せることで台頭の障害を減らすための舞台と認識し、主導権も握れるため、そこで問題を解決したいとの見解が示された。

政府参考人から、中国は北朝鮮の核保有を容認できないが、北朝鮮が追い詰められていくことは困ると認識しており、ミサイルや核が直接安全に影響を及ぼし、北朝鮮への脅威感が非常に強い我々と力点の置き方に違いが出るのは当然ではないかとの説明がなされた。

（5）　日中関係の課題

（反日・歴史問題）

委員から、中国では若い世代ほど対日感情が悪化しており、日本でも若い人ほど国粋主義的な愛国心の先鋭化が見られ、時間や文化交流で解決できる問題ではないとの意見、日中二千年の歴史のうち、九五％は光である友好、互恵、共栄の時代、陰である不幸な時期は五％に過ぎず、「歴史」というとき、陰から目をそらすことなく、冷静に反省することが必要であるが、同時に光の部分も確認し、評価すべきであるとの意見、日中関係を悪化させた原因は、我が国が靖国問題は戦没者哀悼という我が国の内政問題であるとの立場をこれまで明確に主張してこなかった点にあり、我が国は、日本の立場を主張し、毅然たる態度で外交交渉に臨む必要があるとの意見が述べられた。

参考人から、戦争の傷跡は家庭の中でも教えられており、文化レベルの交流では相殺できないとの見解、日中関係悪化は、中国共産党が選挙で委託を受けていない脆弱な政権基盤で、下から覆されるという猜疑を持っている点に帰着するとの見解、中国の対日感情は、ナショナリズムで悪化する、歴史問題について人間の記憶が新しい部分もあり、靖国神社問題で眠りそうな子を起こしたとの見解が示された。

（今後の課題）

委員から、日本は日中間で環境パートナーシップ関係を築くべきであり、具体的には環境汚染の禁止、省エネ循環型社会への転換、環境教育などを進めていく必要があるとの意見、歴史を鑑に未来に向かうため、日中両国は、首脳会談による相互信頼関係の醸成・深化、学者レベルでの歴史の共同研究、相手の心の痛みを理解した相互自制、中国のエネルギー・環境問題解決のための協力、広範な共同行動などを推進すべきであるとの意見、我が国と中国はただ競争関係にあるのではなく、互いに利害を共有する関係である、中国の安定成長が我が国や広く東アジアにも利益をもたらすよう、必要な分野での協力について日中間で対話を進めるべきであるとの意見が述べられた。

また、委員から、我が国の対中ＯＤＡは、中国の発展を後押しする意味で大きな役割があったのではないか、対中円借款は終了するが、草の根無償は額は少ないものの、現地では感謝され、評価されていることを認識し、その取組を強化すべきであるとの意見、日中間で経済交流のみならず人的交流が活発になったが、これは我が国の経済にプラスになるだけでなく、安全保障にとっても意味のあることであり、それを後押しすべきであるとの意見、中国が最大の経済パートナーとなる中で、中国に対し、情報収集など、様々なチャンネルを配し、アジア自由主義の旗手として、多極化する世界を安定へと導いていくことが日本外交に課せられる義務であるとの意見が述べられた。

参考人から、環境問題は協力の一つだが、中国の行政機構の問題を解決しなければ、実現は容易でないとの見解、政権維持のために行われてきた中国の教育と教科書、メディアの在り方、東アジアをどうするかという未来志向の発想がかぎとなるとの見解が示された。

2　新たな日本外交の在り方

（1）　日本外交総論

（持続可能な成長の重要性）

委員から、人類の生存と経済成長とを両立させる持続可能な成長について、資源、環境、経済の三面における持続性（サステーナビリティ）を確保するためには、省エネルギー技術の開発など、炭素離れ（ディカーボナイゼーション）を実施していくことが重要であるとの意見、「美しい国、日本」は日本一国では実現できない、なぜなら、地球上に六十五億人が住んでおり、大変なスピードで資源の浪費が進行し、既に地球の富がこれに対応しきれない段階に達しているからであるとの意見が述べられた。

参考人から、各国が資源、環境、経済の三つのサステーナビリティを確保するという持続可能な発展は、言葉としては美しいが実行することは生易しいことではない、エネルギーの大部分が炭素

系エネルギーであり、この利用を縮減する方法が見つかっていないことが根本的な問題であるとの見解、テロの主たる要因である貧困を根絶することが重要であり、そのための持続可能な成長の重要性を世界は再認識し始めているとの見解が示された。

（求められる外交における理想と戦略）

委員から、世界で唯一の被爆国であり、平和憲法を有する日本は平和主義を理想として国際貢献を行うべきであるが、平和主義と国益の調和が課題であるとの意見、人類は未知の世界を知り尽くす段階まで来ているが、心の問題、特に民族や歴史のトラウマという問題は手付かずであり、日本こそがこれを探求した上で二十一世紀に理想を樹立する役割を持っているとの意見、外交に理想や戦略がないのは一つの現象であり、そこに至る根本的理由があるのではないか、例えば日本が米国の一つの州と言われるような事態になっていることから、頼れるのは自分しかないという状況になって初めて自らの頭で考え、戦略も理想も出てくるのではないかとの意見が述べられた。

参考人から、日本の国益だけでなく、相手国の国益も多角的に見ることにより結果として理想主義的な外交に近づくのであり、このような理念が外交にとって重要であるとの見解、日本の国力が下降する中、日本の外交を世界にアピールするには明確な理念が必要であり、二十一世紀の主要な課題となる地球環境問題がこれに当たるとの見解、拉致問題や北方領土問題が尻つぼみになることを避けるためには、その主張が国際社会の中で思い込み、また、偏狭な自己主張と受け取られないようにする努力が極めて重要である、また、それが世界の諸問題の解決につながることを理解されなければ、その場では理解と共感を得られたとしても、問題解決のための仕組みが見えてこないという「もがき」の中に落ち込んでしまうとの見解が示された。

（歴史の教訓、歴史資料の重要性）

委員から、戦前と同じ過ちを繰り返さないように、何重にもその防波堤や歯止めは設けておくべきであるが、最近いろいろな法律が改正され、少しずつそれが崩れているのではないかという危機感を持つとの意見、日本国民は非常に民族意識が強く、何か一つの出来事をきっかけとして感情的になり、世論が危うい方向に行かないとも限らない、これまでマスコミがあおり立てて誘導することもあったが、今後もその危険性があるのではないかとの意見、国民が先の戦争とは一体何であったのか、どのような歴史を歩んだのかを知る上で、国立の歴史資料館を設置し、資料を展示することは有益であるとの意見が述べられた。

参考人から、歴史資料は電子的方法による収集と公開が最も現実的であるが、資料の展示には歴史観が必要となるため、国が実施することについては懸念があるとの見解、個人情報保護を理由に貴重な歴史資料の閲覧が困難になりつつあり、また、研究者個人が収集した資料が同個人の物故などとともに散逸するのは非常に惜しまれるため、歴史資料を一括して集積するシステムがあれば有益であるとの見解が示された。

（国際関係における新たな行為主体の登場）

委員から、今日の国際関係においては、政府のほか、地方自治体、企業、ＮＧＯなどの活動が重層的な役割を果たしつつあるとの意見、今後の外交の在り方として、平和外交、文民外交そしてＮＧＯによる外交を重視すべきであるとの意見が述べられた。また、委員から、気候変動などに関するＮＧＯ実施分の構成比は一一～一五％であるが、日本の場合は二・二％であって、この数値を欧米諸国並みに高めるべきであり、「ＮＧＯができることはＮＧＯに任せる」方針を確立すべきであるとの意見が述べられた。

参考人から、紛争解決のために、政府が日本のＮＧＯを活用すればイニシアチブを取ることができるのではないかとの見解が示された。

（情報分析の重要性）

参考人から、日本の今後の在り方として、いかにして国際情勢を分析できる人材を育成するかが重要であり、組織としても官僚組織に依存するのではなく、オールジャパンでそのポストを募集する必要があるとの見解、日本人は情報の分析力つまり情報と雑音を区別できる力を養うべきであるとの見解、グローバル化した世界の中で日本はアンテナを張って、世界の情勢をいち早くつかみ、敏感に反応していかなければならないとの見解、外交を進める上で相手国の国益の分析が必要不可欠であるが、日本には専門家と資料を集中的に集めて分析していく機関が存在せず、特に重要な米国研究所や中国研究所が存在しないことは、戦略的知識を蓄積する上で極めて致命的な欠陥であるとの見解が示された。

（２）　日本外交各論

（東アジア連携、東アジア共同体）

委員から、アジアのダイナミズムやアジアの連携に関しては、金融、エネルギー、食料の問題で相互依存が深まってきていることを具体的に考えていかなければならないとの意見、東アジアでの連携は必要かつ必然であり、また、世界がマネー経済化している中で金融抜きでの連携や協力はあり得ないとの意見、東アジアは、世界の成長センターとして目覚ましい経済発展を遂げている一方で、依然として冷戦構造の残滓や中国国内の安定が保てるか否かというリスクもあり、また、新しい脅威として、テロ、鳥インフルエンザ、シーレーンにおける海賊行為などの不安定要因が存在するとの意見が述べられた。また、委員から、日本はアジアの一員として、東アジア圏内での連携、協同を発展させることが重要であり、その際、国民の生活向上と産業の自立的な育成を相互に図られるようにすること、日本が自主的にイニシアチブを発揮すること、日中韓が、歴史認識問題を含め、国民レベルの相互理解を深めていくことが重要であり、侵略戦争を正当化するような時代錯誤の動きは有害であるとの意見、アジアとりわけ北東アジアの国々との連携を強め、ＥＵが欧州において実現しているように、東アジアにおいてもＡＵ創設に向けて準備する必要があるとの意見、東アジア共同体構想を進めるに当たっては、各国間に存する政治体制の顕著な差違、経済発展の度合いにおける顕著な格差、宗教の違い、そして、どの国が主導していくかという四つの課題の存在が危惧される、日中が中心となるべきであるが、その前に歴史の問題を清算しなくてはなら

ず、今後、日本は、東アジア共同体構想の実現に向けて採るべき方策を検討する必要があるとの意見が述べられた。

参考人から、東アジア共同体を絵そらごとにしないためには、個別の問題ごとの段階的接近法が重要であり、そのためには実利にかなった連携のテーマを金融、エネルギー、食料など、具体的に絞っていく必要があるとの見解、金融面では、二兆ドルを超えると言われる日本、中国、韓国の外貨準備のうち、仮に五％がアジア共同の目的のために使用される仕組みができ、アジア資金の環流が推進され、省エネルギーや広域連携のための大型インフラプロジェクトに資金が使用されれば、アジア連携はより実態のあるものと認識される局面が来るとの見解が示された。また、エネルギー及び食料面では、世界断トツの化石燃料供給能力を誇るロシアと今後急激な食料需要の増大が見込まれる中国を念頭に置き、日本の効率的な技術力を活用するとともに、備蓄制度などを検討すべきであるとの見解が示された。

（日米安保体制）

委員から、安全保障問題について、日本は日米安保を基軸に平和と安定を保ってきた、米国はアジア地域に対しては縦糸としてパイの関係を構築してきたが、今後、我々は横糸として横の連携を強化していく必要があるのではないか、またそのためには戦略的防衛交流を積極的に進めていくべきではないかとの意見、日米間において情報の緊密な共有と政策目標の共有とは別ではないかとの意見、日米安保条約によって日本の安全保障は問題ないと考えたいが、絶対に安全ということはないとの意見が述べられた。また、米国の覇権を維持するためには、沖縄の米軍基地を米国の希望に従って自由に使用させるのが得策であり、その結果、沖縄が犠牲になるという考え方は受け入れることができないとの意見、日本として、米国中心の世界ではないポスト米国の世界も想定しておく必要があるとの意見が述べられた。

参考人から、米国の核の傘が本当に機能するか考える時期が来ており、核の傘の再認識のほか、今後の日米関係の様々なレベルでの信頼性の強化が我々に与えられた課題であるとの見解、日米防衛協力ガイドラインの中に、日本に対して核攻撃があれば、米国は必ず報復するという文言を入れることが重要であるとの見解、沖縄の地政学的重要性などから、米国には沖縄から米軍基地を移転・撤退する動機が全くない、しかし、沖縄県民の苦難などを考慮すれば、政府が沖縄の声を十分に考慮した上で、政治のリアリズムを実現していくことが政治の道ではないかとの見解が示された。

政府参考人から、日米間においては日米防衛協力ガイドラインに基づく検討作業を引き続き行うことで一致しており、日本の近傍でゆゆしき事態が起こったときにどういう協力を行うか不断に見直しを行い、状況に見合ったものにしていく必要があるとの説明、日米安保条約について、最終的には経済、文化などにおける人と人とのつながり、個々人の草の根を含む緻密な人的関係に立脚した確固たる日米関係の存在と米国による日本の防衛の二つが米国の国益につながるという仕組みを構築することが重要であり、日米安保条約第五条があればすべて解決するわけではないとの説明がなされた。

（安保理常任理事国入り）

委員から、昨年、日本は国連安保理常任理事国入りを含む国連改革を実現できなかったが、あきらめることなくその実現に向けて不断の努力を継続すべきであるとの意見、常任理事国が戦勝国で成り立っている不平等なシステムを無条件に受け入れるのは疑問であるとの意見、今直ちに安保理常任理事国になったとしても、平和構築の分野で貢献できる人材が圧倒的に少ない現状を考えれば、これに携わることができる人材を着実に育成しておくことが大きな課題であるとの意見が述べられた。

参考人から、安保理常任理事国入りは日本外交にとって最優先課題の一つであるべきだが、冷戦後唯一の超大国である米国が安保理改革案を提案しなければ、日本の常任理事国入りの道が開けないのは国際政治の冷徹な現実であり、米国に対し主張すべきは主張し、その上で同盟国である米国が動く形を採るべきであったとの見解が示された。

（アジア国連本部）

委員から、最近の日本のベクトルとして軍産複合体の復活が感じられるため、その方向を変えさせるためには、防衛省を平和省に切り替えて、戦争文明から平和文明にジャンプさせる新しい文明の潮流を起こす必要があり、日本人の知恵と知識があればそれは可能である、そのために沖縄にアジア国連本部を設置すべきであるとの意見が述べられた。

参考人から、沖縄は東アジアの中心であり、また、日本の防衛、日米同盟の中核的な位置にあり、沖縄に平和への礎としてアジア国連本部を誘致することは好ましい、また、青山にある国連大学は単に会議をするだけで教育はしない形になっており、若者が集うような場所を確保するには、ユイマールのある沖縄が最もふさわしいとの見解が示された。

（ＰＫＯ教育訓練センター）

委員から、紛争の起きた世界の様々な現場で国際平和協力活動のニーズがある中で、党として従来からＰＫＯ教育訓練センター構想を提案している、国際平和協力活動が今回自衛隊の主たる任務に格上げされたことから、自衛隊が国際平和協力活動を強化する考えを持つのであれば、ＰＫＯ教育訓練センターのようなものを日本に設置して、国連機関、ＮＧＯ、民間ともシェアーするようにすべきであるとの意見が述べられた。

これに対し、政府参考人から、従来からＰＫＯ教育訓練センターの必要性の指摘を受けてきており、同センターが持つ機能を防衛省が保有し、対象としては防衛省職員だけでなく、場合によっては民間との交流を深めることが重要と考えており、これを真剣に検討している、また、現在、民間機関に委託し、どこに、どのぐらいの規模で、いかなる機能を持たせるかも含めて調査しているところであるとの説明がなされた。

（対ロシア外交）

委員から、五年半の小泉外交の中で対ロ外交はほとんど見えなかったが、北方領土問題を含めて、再度対ロ外交に本格的に踏み出す時期に来ているのではないかとの意見、エネルギー帝国主義化したロシアとの関係は、日本にとって重要であるが、北方領土問題とエネルギー確保との問題を対ロシア外交でどのように位置付けるかが重要で

あるとの意見が述べられた。

参考人から、宮澤総理の時代に北方領土問題をサミットの共同宣言に入れるか否かが課題となり、日本は必死の努力をして共同宣言に入れたものの、その後一向に進展がないとの見解が示された。

政府参考人から、ハノイで安倍総理がプーチン大統領と多岐にわたり約一時間議論しており、今後、両国間で取り組んでいこうとするモメンタムは徐々にできつつあるとの説明がなされた。

（対中東外交）

委員から、九・一一以降、イスラムに対して一面的な見方が広がっている、問題は原理主義など過激派をいかに拡大させないかという点であり、日本と欧州は何ができるのかを検討しなくてはならないとの意見、日本は原油の九〇％以上を中東から輸入していることから、仮に米国がイランを空爆した場合、日本はイラク戦争以上のインパクトを受けるという説もあり、イラン情勢については経済的にも外交史的にも、的確にとらえていくことが非常に重要であるとの意見が述べられた。

参考人から、イスラムの過激派を増大させず、その宣伝を奏功させないための大きな課題の一つはパレスチナ問題の解決である、アラビア語のアル・ジャジーラテレビは毎日、パレスチナが被害者でイスラエルが加害者であり、イスラエルを米国が支持しているという放送を流しており、それが直に中東の人々の心の中に入っていくという構図がある、簡単なことではないがこうした意識を変える努力が必要であるとの見解、日本はイランとの関係が深く、特に石油を輸入している立場から、イラン攻撃には反対であるとの姿勢を明確にすべきであるとの見解、日本はイランに関する情報をかなり持っており、その意味でイランと米国の間に立ち日本が果たし得る、また、果たさなければならない役割は大きいとの見解が示された。

（資源・環境外交）

委員から、米中間で資源獲得をめぐり対立する可能性は十分あるので、日本は、軍縮に匹敵する熱縮（エネルギー総割当制度）、環境重視の視点を主張すべきであるとの意見が述べられた。

委員から、気候変動は、自然生態系のみならず人間の健康や食糧安全保障等にも多大な影響を与える二十一世紀の最大の問題であり、それが破局的かつ不可逆的であることから今行動を起こす必要があるが、何もしないとすればそのコストは莫大なものとなる、したがって、これを世界の安全保障にかかわる「気候安全保障」としてとらえ、国民の認識格差が生じないよう十分な情報を提供すべきであるとの意見、気候変動による被災地復興に関する国際的損害保険メカニズムを創設すべきであるとの意見、気候変動は環境技術的専門知識等が織りなす複雑系の地球規模問題であり、日本は、環境外交でイニシアチブを発揮するためには、ノウハウや人材を含めた外交インフラを拡充すべきであるとの意見が述べられた。

（ＷＴＯドーハ・ラウンド交渉）

委員から、二〇〇七年に入りＷＴＯドーハ・ラウンド交渉が再開されたが、日本は食料自給率がわずか四〇％であり、農業を守ることは非常に重要である、日本の農業が新ラウンドで打撃を受けた場合、食料自給率の大幅低下のみならず、国土、自然環境の保全等、農業の多面的機能が損なわれる危惧がある、政府はこの点を十分に考慮して交渉すべきであるとの意見が述べられた。

（シルクロード地域の諸国、西太平洋諸国との関係）

参考人から、モンゴルからトルコまでのシルクロード諸国の国民はいずれも親日的であり、これらの国には多数のＮＧＯが活躍しており、青年海外協力隊やシニアボランティアを通じて関係が非常に深い、そこで、例えばグローバルユニバーシティ（地球大学）を日本に設置し、経営学修士号（ＭＢＡ）に倣い環境経営学修士号（ＭＥＡ）を創設し、内外の青年のために教育するという素地もこれら諸国に潜在しているとの見解、また、東西の連衡においてシルクロード外交を、そして南北の合従において西太平洋の島嶼諸国との西太平洋津々浦々連合を結び付ける構想を提案したいとの見解が述べられた。

（和平仲介）

参考人から、紛争の和平仲介、また、その下支えにおいて日本が知恵を発揮できる、例えば、交渉のテーブルに着くことと日本からのＯＤＡの供与とを関連付ける方法により、当事者を和平の交渉に進ませるきっかけとなり得る、このような方式にすれば、ＯＤＡはその後に実施されるものであり、和平仲介そのものにはほとんど資金を必要としないことになる、これはＯＤＡを直接、和平仲介の道具に用いるということではないとの見解が示された。

（人口抑制のための国際協力）

参考人から、途上国の人口抑制のための効果的方策として教育水準の向上と所得の向上が考えられ、そのために経済支援と教育支援がある、また、教育支援に関しては、日本の初等教育システムは非常に効果が大きく実績もある、さらに、教育支援には資金を余り必要としないので、教育の国際支援を世界に広めていくことは日本の重大な任務であるとの見解が示された。

（３）　当面の日本の外交課題

（在外公館の増強）

委員から、日本の大使館数と在京の外国大使館数とのインバランスは、ある意味で日本の経済力に対する期待値の高さと理解したいが、いずれにせよ在外公館の数は過少である、日本にも相手国にも大使館がないケースもあり、これに該当する国にも日本はＯＤＡを外交の重要なツールとして活用していかなければならず、その意味から問題は大きいとの意見、日本は安保理常任理事国入りを目指しているが、投票権を有する国に日本の大使館がない場合もある、中国は独、英、仏、米などの先進国に比肩するほどの大使館数、職員数を有し、国際社会に対する強い力を持っており、日本の外交にも大きな影響を与えているとの意見が述べられた。また、委員から、日本の経済活動がこの十年でグローバル化したのに伴い、国民生活もグローバル化している中では、多くの国と外交関係を持ち、大使館も置いて交流していくことが極めて重要である、国民的なニーズから見て外務省の体制整備は非常に遅れている、より一層積極的に大使館等も設置していくべきであるとの意見が述べられた。

さらに、委員から、旧ソ連圏、アフリカなどの地域で大使館などの在外公館を拡充することが非常に重要であるとの意見、大使館設置そのものは比較的簡単であるが、問題は専門家や人材の確保

であり、特に旧ソ連圏は言語、文化などの専門家が圧倒的に不足しており、民間やＮＧＯ、国連などから即戦力として人材を募ることも重要であるとの意見、民間出身であれ、外務省出身であれ、能力のある人物が大使になるべきであり、確固たる長期的ビジョンを持って、外交官、大使を育成していくべきであるとの意見が述べられた。

（日本版ＮＳＣ）

委員から、米国で現に機能しているＮＳＣが、大局の政策、戦略を練り、それを国務省と対等に協議しながら、現場では国務省に任せるとのやり方であるとすれば、日本ではシステムが異なるので、同様の制度を採るのは困難であるとの意見が述べられた。これに対し、政府参考人から、総合的な外交安全保障戦略を策定していくことが不可欠であるという点には異論はないが、このような場合、最終的には総理が政治判断されることであり、その際、外務省、防衛省など各府省が集まって一つの機能としてＮＳＣという形を採ることは基本的によいことであるとの説明、米国は大統領制であり、我が国は議院内閣制であることから、おのずとシステムに違いが出てくるので、我が国の制度にあったものをどのように作っていくかが重要であるとの説明、米国の場合ＮＳＣが現場で活動することはないが、戦略を練るのがＮＳＣで、その結果を受けて実際に活動するのが国務省という単純な役割分担ではなく、ＮＳＣも各省庁のノウハウ、考え方を取り入れながら戦略を練っている部分もあるとの説明がなされた。

（議員外交の重要性）

委員から、様々な外交局面において、外務省が対応して行き詰まってしまった場合には、議員のパイプを使ってアプローチできることもあり、議員外交は、場面や相手の状況によって、極めて有効な場合があるのではないかとの意見が述べられた。これに関連して、参考人から、衆参両院の役割を考えた場合、有権者は国会議員に対し、国際条約の批准そして外交交渉そのものを院の議論の中で、俎上に上げて問題点を明らかにし、日本の外交を正しい軌道に乗せていくことを最も望んでいるとの見解が示された。

（外交政策の国内広報）

委員から、特に国民的コンセンサスを必要とする外交政策や国益にかかわる非常に重要な部分については、国民に正確に理解してもらう必要があり、そのための広報努力がより一層必要であるとの意見が述べられた。これに対し、政府参考人から、この一年、外務省はインターネットを通じての広報に非常に力を入れており、外国の機関から米国国務省と並ぶとの高い評価を得ており、今後もオールジャパンとして外交が行える努力を継続していきたいとの説明がなされた。

委員から、国際情報文化広報センター（仮称）構想に関して、同センターは非常に重要であり、国民に直接、国際情勢や日本の立場を伝える上で非常に有益であるとの意見が述べられた。参考人から、外務省は現地の新聞等を多額の資金を投じて翻訳し情報収集しているが、その多くが活用されていないので、その成果をインターネット上で広く利用するために同センターを創設すべきであると構想している、また、同センターにハードな建物は必要ではなく、情報の収集の方向性を定めその評価を行う専門の常勤職員が主として必要であり、これが創設されれば日本のインテリジェンスは大きく向上するとの見解が示された。

（外国人施策、移住政策）

委員から、地方の国際化に関連して、外国人が多数集住している地方自治体では、教育や医療を含めた社会保障が課題となっており、外務省としてこの課題を避けられないとの意見が述べられた。これに対し、政府参考人から、外国人が日本で差別を受け、また、問題を起こした場合、二国間関係にも影響することもあり、日本国内の外国人への対応は重要な外務省の業務であると考えるとの説明がなされた。これに関連して、参考人から、二十一世紀に極端な形で現出することが予測される資源と人口とのアンバランスを解決するには、比較的恵まれた国に多くの人を移住させる以外に方法がない、今後起こり得る世界の対立の発生を予防するためにも、日本は移住のメカニズムを取り入れていくことも検討すべきであるとの見解が示された。

三　提言

1　日中両国の相互理解と互恵関係の構築

経済的相互依存の深まりなど、日中関係が新たな時代を迎えている中で、両国が互恵的な発展を実現するためには、歴史に起因する問題を直視し、未来志向で関係を成熟させる必要がある。特に両国は、首脳会談を始めとする幅広いレベルでの対話・交流による信頼醸成、歴史共同研究を実効あるものとするとともに、相手国の主権と心の痛みを踏まえた相互自制が求められる。また、グローバルな影響が懸念される中国の環境やエネルギー問題解決に向けた協力を強化すべきである。

2　拉致、核、ミサイルなど北朝鮮問題への取組強化

東アジアにおける最大の不安定要因の一つは北朝鮮問題である。我が国と北朝鮮との間には、拉致、核を始め様々な問題が存在している。これらの問題については、六者会合などの場において解決に向けた努力がなされているが、進展は見られない。我が国は、中国、韓国など関係諸国との連携を取りながら、粘り強く交渉を進めるほか、国際世論に広く働き掛けていくべきである。中でも、拉致は人権に対する重大な侵害であり、国連人権理事会への働き掛けを強めるなど、より一層この問題解決に取り組んでいく必要がある。

3　東アジアの安定のための日米中韓の連携強化

東アジアには冷戦構造の残滓が見られるなど、様々な不安定要因が存在している。このような中で、当該地域の安定を実現するためには、共に地域大国である我が国と中国及び韓国、更に当該地域にプレゼンスを有する米国の四か国が連携を強化する意味は大きい。我が国は、この連携強化に向け、対話スキームの創設を働き掛けるなど、積極的な役割を果たすべきである。

4　東アジア共同体構築を視野に入れた経済連携体制の推進

東アジアでは各国の経済的相互依存が深まり、事実上の経済統合が進んでいる。しかし、当該地域の安定と更なる発展を実現するためには、共同体構築も視野に入れた、より戦略的な経済連携体制の構築が必要である。我が国は、ＡＳＥＡＮ諸国を始め関係各国との対話と協調の下、経済力と

ノウハウを活用し、金融、エネルギー、環境などの分野に留意した実効性ある経済連携体制構築に向け、主導的役割を果たすべきである。

5　気候変動問題解決への貢献

今日、地球環境の悪化が深刻さを増している。特に、気候変動の問題は生態系や人間の生存にも多大な影響を及ぼすため、CO_2を始めとする温室効果ガス対策など重点的に取り組んでいく必要がある。我が国は、京都議定書に規定されたCDM（クリーン開発メカニズム）などのメカニズムの活用を積極的に働き掛けるほか、今後の国際的なルール作りにリーダーシップを発揮していくべきである。

6　環境・教育を重視したODAの推進

国連ミレニアム開発目標の達成期限である二〇一五年に向けて、各国で様々な活動が行われており、我が国が果たす役割も大きい。その活動の中でも、環境保全や教育の支援は、地球の温暖化防止や人口、貧困の問題等を解決する上で、特に重要な課題となっており、その取組の強化が不可欠である。今後、我が国は、環境保全や教育の支援に重点を置いたODAの活用を推進していくべきである。

7　国際問題の解決における政府とNGOとの連携強化

近年、エイズ、難民、環境などが主要な国際問題としてクローズアップされており、これらの問題解決の上で、現地の状況やニーズに精通しているNGOの果たす役割は大きい。政府は、このような国際問題の解決を図るため、優れた成果を挙げているNGOとの連携を更に深めるとともに、こうしたNGOの活動に対し様々な協力・支援を行うべきである。

8　国連の包括的改革への寄与

近年における国際関係の多極化と行為主体の多様化の下で、国連に期待される役割は質量ともに顕著に増大している。他方、その組織、運営は国際社会の要求に追いついていない。我が国は、長く国連外交を外交の基軸の一つとしてきた。我が国は、今後とも国連がその役割を十分に果たすことができるよう、安保理を始めとする主要機構、事務局、マネージメントなど包括的な国連改革への寄与を強化すべきである。

9　国連アジア本部の創設及び我が国への誘致

近年のアジア諸国の経済発展は目覚ましいものがあり、多極化に向かう世界の一極となり得る展望が開けている。他方、当該地域では脅威の残存やその発生に起因する人間の安全保障の脆弱化などもみられる。この結果、アジア発展の均てん化、人間の安全への脅威の除去がますます必要となっている。こうした目的のために、我が国は第二の地域本部として国連アジア本部の創設及び我が国への誘致へ向けた働き掛けを行うべきである。

10　議員外交の拡充・強化

近年における国際関係の重層化と相互依存傾向の下で、伝統的に政府であった国際関係の行為主体は多様化し、政府のみならず、地方自治体、企業、NGOなどの活動の場が飛躍的に拡大してきた。このような状況は、国会議員がそのチャンネルと識見をもって議員外交を行うべき必要を極めて増大させている。今後とも、議員外交の拡充・強化に努めるべきであり、そのための体制整備を図るべきである。

11　在外公館と要員の増強

我が国の在外公館の数は、他の先進諸国と比べて極めて少ない。今後、積極的かつ効果的な外交を展開するためには、在外公館とその要員を早急に増強していくことが喫緊の課題となっている。政府は、長期ビジョンに基づき、在外公館、要員の増強に努めるべきである。特に、その国にふさわしい大使を育成することを念頭に置き、人材の質的拡充、量的拡大を図るべきである。

12　国際競争力の一層の強化

資源小国である我が国は、戦後の荒廃の中から高い科学技術力と人材の活用などによって経済発展を遂げ、主要国として国際的活動を行ってきた。今後特に、資源需要が飛躍的に高まる世界で、我が国がこの役割を引き続き果たすためには、その資源的制約や国際情報の発受信の不足の克服などが不可欠である。我が国は、国際競争力の一層の強化のため、長期的展望をもって、限りある資源をいかす科学技術の創造、国際的視野を持つ人材の輩出、国際情報の流通の飛躍的増進に努めるべきである。

13　米国及び中国に関する総合的研究所の設置

近年、我が国と米国及び中国との関係はより緊密化し、それは我が国の政治、経済、外交、安全保障のみならず、国民生活にも少なからず影響を与えるようになってきている。しかしながら、我が国の両国に対する知識・情報と理解は必ずしも十分ではない。このため、米中両国に関する総合的な研究、政策提言及び政府関係者や一般市民等に対する教育・研修を行う機関として、米国及び中国に関する研究所を設置すべきである。

14　歴史資料の総合的収集・公開体制の整備

外交の在り方を検討する上において、歴史の検証は不可欠である。しかし、その基礎となる歴史資料は、研究者個人が私蔵する文書も含め、広く分散し、アクセスが容易ではないばかりか、散逸の危険も大きい。政府は、現在、公文書の一部について実施している「アジア歴史資料センター」の取組を参考とし、私文書も含めた、歴史資料のより総合的な収集、保存及び公開の体制整備を行うべきである。

15　国際情報の迅速かつ広範な提供

世界が多極化し、国際政治における行為主体が多様化する中で、政府はもとより、地方自治体、企業、NGO、個人にとって、国際情報の活用の重要性が一層高まっている。現在、外務省ホームページ等による情報の提供が行われているが、必ずしも十分とは言えない。政府は、国民に対しインターネットにより、各国共通項目の一般事情にとどまることなく、多方面にわたる最新の各国・地域の事情等の迅速な提供に努めるべきである。

あとがき

参議院の調査会は、参議院に解散がなく、議員の任期が六年であることから、国政の基本事項について長期的かつ総合的な調査を行う目的で設けられたもので、衆議院にはない本院独自の機関である。

国際問題に関する調査会は、平成十六（二〇〇四）年十一月に三年間にわたる調査活動のテーマを「多極化時代における新たな日本外交」と決め、多極化に向けた世界の動きにおいて、我が国がこのような潮流にいかに対応し、またどのような外交を展開すべきなのかということに焦点を当てて、参考人の意見聴取、委員間の意見交換、海外派遣、委員派遣や視察等を行い、調査を行ってきた。

このような問題意識の下に、第一年目は日中外交の問題、東アジア共同体の構築など「日本のアジア外交」を中心に調査を行い、アジア外交との関連で「日米関係」、「EU情勢」についても調査を進めるなど広範な運営を行った。第二年目においては、引き続き「日本のアジア外交」について調査を行うとともに、「日本の対米外交」、「国際社会の責任ある一員としての日本の対応」についても調査を行った。また、「歴史問題の共同研究の必要性」、「東アジア共同体の構築に向けた取組強化及び関係省庁間の連携・協力の強化」など六項目にわたる提言も行っている。

最終年の第三年目は、「多極化時代における新たな日本外交」の下、「日本のアジア外交」について、「東アジアにおける不安定要因の除去」及び「日中外交の回顧と今後の課題」に関する調査を行うとともに、「世界の潮流と日本の立場」について参考人から意見を聴取し、関連で外務省、防衛省から説明を聴取するなど広範な視点から調査を行った。さらに、「日中両国の相互理解と互恵関係の構築」、「拉致、核、ミサイルなど北朝鮮問題への取組強化」など十五項目にわたる提言を行った。

外交と安全保障における世界の潮流が、二国間協議から多国間協議へと移りつつある中で、本調査会のテーマである「多極化時代における新たな日本外交」は時宜を得たものになったと考える。最後に、本報告に掲げた提言については、関係各方面において十分な検討を行い、諸施策に反映されるよう要望する。

（参考一）

派遣委員の報告（平成十九年二月二十八日）

先般行われました委員派遣につきまして、その概要を御報告申し上げます。

去る十五、十六の両日、地方自治体における国際化施策及び国際安全保障環境の安定に向けた我が国の取組に関する実情調査のため、田中会長、加納理事、喜納理事、谷合理事、末松委員、犬塚委員、富岡委員、大門委員及び私、岸の九名が新潟県及び群馬県に派遣されました。

今日の国際関係は、政府のほか、地方自治体、企業、ＮＧＯなどの行為が相互に影響を及ぼし合って形成されており、地方自治体の進める国際化施策は我が国外交の在り方を検討する上で無視できないものとなっております。特に、環日本海地域の自治体がアジアを中心に進めている人的、経済的ネットワークづくりは、我が国が効果的なアジア外交を展開するために有意義であると言えます。

また、今日の安全保障環境は、国際社会の相互依存が進む中で国際テロ活動、大量破壊兵器の拡散が懸念されるなど、新たな局面を迎えております。

今回の委員派遣におきましては、こうした状況を踏まえ、新潟県より、北東アジア交流圏の表玄関化に向けた取組について、また、韓国、ロシア両総領事等より、近隣諸国との交流に関する現状と課題等について概況説明の聴取及び質疑を行い、あわせて、海上保安庁第九管区海上保安本部より、中部日本海における海上保安の現状、陸上自衛隊第一二旅団より、陸上自衛隊の国際貢献活動を中心に概況説明の聴取及び質疑を行うとともに、関連装備の視察を行いました。

以下、その調査の概要について、日程に沿って御報告申し上げます。

第一日目は、まず、新潟市内の複合コンベンション施設である朱鷺メッセにおいて、新潟県及び関係機関から国際化に関する取組について調査を行いました。

最初に、県と新潟市が取り組む国際化施策に関連し、泉田知事からは中国総領事館誘致について、篠田市長からは二〇〇八年のサミットの誘致についてそれぞれ要望がなされました。

意見交換の中で、泉田知事から、二〇〇四年の中国における反日デモの際にも自治体同士のパイプが生きていた体験から、国が外交を進める上で自治体のパイプをうまく活用してはどうかとの意見が、また、篠田市長から、日ロ沿岸市長会議が東シベリアの石油パイプライン太平洋ルートの早期実現について共同コミュニケを発表するなど、国の外交施策と自治体間交流の連携について意義が述べられました。サミット誘致につきましては、国際的な視点では北東アジア重視の姿勢と拉致問題を、国内的には太平洋側と日本海側の共同発展をアピールできるなど、メッセージ性の高さが指摘されました。

その他、県当局から国際化施策の概要と中国総領事館誘致の意義、市当局からサミット誘致の概要と意義についてそれぞれ説明を聴取し、質疑を行いました。

次に、新潟県所在の国際交流関係機関として、韓国及びロシアの総領事、財団法人環日本海経済研究所の理事長から、人的、物的交流の現状と課題についてそれぞれ説明を聴取し、意見交換を行いました。

金韓国総領事からは、海洋の時代、アジアの時代において国家規模の経済力を持つ日本の自治体には積極的な交流が望まれるとの希望が、クラコーフ・ロシア総領事からは、ロシア極東地域での富裕層増加を背景に、高品質な日本の農産物への需要が増すなど日ロ貿易拡大の展望が、吉田理事長からは、中国及びロシア経済の現状、北東アジアにおける輸送回廊、日本海横断国際フェリー航路等の構想が、それぞれ述べられました。

意見交換の中で、サハリン2に関してクラコーフ総領事は、ロシアが一〇〇％正しいとは言えないが、日本企業が環境に与えた大きな被害も事実であったとの認識を示しました。また、歴史に起因する問題の解決をめぐっては、金総領事は、容易に解決できる問題ではなく道は遠いが争点化するのはよくないとの見解を示し、クラコーフ総領

事は、北方領土問題は政治化されてしまっている、中ロ国境問題のように解決を外交官に任せてはどうかとの提案がなされました。

その後、新潟西港でテロや不審船事案への対応能力を強化した新型の高速高機能巡視船「ひだ」を視察した後、第九管区海上保安本部へ移動し、同本部の概況と管轄する中部日本海における海上保安の現状について概況説明を聴取するとともに、質疑を行いました。

質疑では、不審船事案などでの自衛隊との連携について、第一発見は自衛隊が多い現実を踏まえ、内閣主導により、初期の段階から共同対処できるようにマニュアルが整備されているとの説明がありました。

第二日目は、最初に新潟県の北東アジアへの空の玄関である新潟空港を訪れ、現状と課題について説明を聴取した後、空港施設を視察いたしました。

新潟空港は国際線定期便を六路線有する日本海側有数の空港であり、昨年は、台湾便を中心としたチャーター便の増加などに牽引され、国際線利用者数が過去最高を記録しております。また、質疑の中で、同空港の特色の一つでもあります季節運航のイルクーツク便の利用率が低く、存続が危ぶまれているとの説明がなされました。

次に、群馬県榛東村にあります陸上自衛隊第一二旅団の相馬原駐屯地に移動し、旅団の役割及び陸上自衛隊による国際貢献活動、特に撤収作業を担うことになったイラク人道復興支援活動の実情につきまして説明を聴取した後、質疑を行いました。

イラク人道復興支援活動の説明では、自衛隊が実施した砂利舗装の上にＯＤＡによりアスファルト舗装を行うなど、外務省ＯＤＡとの連携により効果的な支援に努めた旨の説明がなされました。

概況説明、質疑に続き、実際に第十次イラク復興支援群として現地に派遣された隊員四名を交えた懇談が行われました。隊員からは、派遣前の訓練により自信を持って任務に向かうことができた、想定外の事態にも遭遇しなかったとの発言がありました。また、オーストラリア軍との連携では、共同訓練などで相互の認識を深めた結果、円滑な意思の疎通を行うことができた、東チモールＰＫＯで自衛隊とともに活動した経験を有する者もおり、今後の日豪協力の発展にも資するのではないかとの発言もありました。

今回の委員派遣では、新潟県、新潟市、韓国及びロシアの総領事館を始めとする関係機関から多岐にわたる意見や要望を聴き、地方自治体が行っております国際化施策の意義、地域レベルでの人や経済の交流について地方の生の声を聴くことができましたことは、大変有意義なものでありました。

また、国際安全保障環境の安定に向けた取組でも、現場で直接、新たに生じている脅威等に対峙している第一線の海上保安庁職員や自衛隊員と意見の交換を行うことができたことも貴重な経験と言えます。

最後に、今回の委員派遣に際して多大な御協力をいただきました国の関係機関、新潟県、新潟市、在新潟大韓民国総領事館、同じくロシア連邦総領事館、財団法人環日本海経済研究所の皆様に厚く御礼を申し上げます。

（参考二）

委員の意見表明及び提案

○田中　直紀会長（自民）

当調査会では、今年二月に地方自治体の国際化施策及び自衛隊駐屯地の実情調査をおこなった。今日の国際関係は、政府のほか、地方自治体、企業、ＮＧＯなどの活動が外交上、相互に密接に影響を及ぼし形成されており重要であると認識されてきている。特に、視察した環日本海地域の自治体は東アジアの周辺諸国との人的交流や経済的ネットワーク作りを進めており、我が国が効果的にアジア外交を展開するために必要となっている。

地方自治体の国際化の重要性にかんがみ、参議院議員は、率先してこれを後押しすることが望まれる。最近、設置された外務省の地方連携推進室を活用して国際協力、経済協力、姉妹都市等議員自ら地域の国際化に貢献する活動が望まれる。また先般、参議院議長が先頭に立って開催された日中議員会議は議員交流として有意義であった。参議院においては議員外交の重要性を認識しつつ、多極化時代の外交に貢献するため、諸外国との友好関係の増進のため、議員連盟の設立、交流が求められる。この際議員外交を取り扱う窓口として参議院事務局に議員外交推進室を設置して、六年の任期中議員は職務として議員外交に積極的に取り組む体制を整えることを提言したい。

次に我が国の安全保障政策は、国際情勢の急激な変化の下、喫緊の課題として米軍再編、防衛省の政策機能強化、国際平和協力のあり方、弾道ミサイル防衛、情報機能の強化、人的強化など多岐に亘っている。参議院に当調査会が設置されて三年の間、世界の現実は予想を遙かに超えた政治、経済、社会の動きがあった。世界を揺るがせた九・一一テロ、アフガン・イラク戦争、北朝鮮の弾道ミサイル発射、地下核実験などに加え、グローバル化した世界経済、ＩＴ革命そして環境問題が深刻化するなど国際情勢を背景にして、我が国の安全保障を中心とした防衛省の役割も新たな段階を迎えている。日本の外交と安全保障は、二〇〇六年の東アジア関係での北朝鮮問題への対応に追われた感がある。そして安全保障は米軍の再編をめぐる協議や自衛隊による国際平和協力活動の拡大などの議論が活発に行われた。北朝鮮に対する国際社会の対応については、米国は最近、単独行動主義的な姿勢から多国間協議を重視する姿勢に転換している。特に北朝鮮問題に対する対応は米国は北朝鮮との直接交渉には応ぜず、六者協議での解決を目指している。我が国の外交と安全保障については我が国独自の努力、同盟国との協力を通じた努力、国際社会との協力の議論を更に深めることが重要である。調査会のテーマである多極化時代における新たな日本外交について多数の参考人から意見と提言をいただいている中、世界の趨勢も多国間協議の重要性が高まってきており、時宜を得た調査会となった。ここに引き続き参議院の調査会に国際問題に関する調査会が有意義で必要であることを申し上げたい。

○加納　時男理事（自民）

〈日・中間の戦略的互恵関係を確立するためのメモ〉

1．人口十三億人の重み

＊　世界の人口の二〇％。米の五倍。日本の十倍

＊　一人当りの所得、動物性蛋白質の摂取量、エネルギー消費などの増は国内外への大きなインパクトとなる。

（例）　現在はまだ低い一人当りの石油消費量が、世界平均のブラジル並みになると、中国の石油需要は全西欧を超え、ロシア並みになると米の消費を超える。

2．歴史を鑑に

＊　日中間には、二千年の歴史のうち九五％（千九百年間）は友好、互恵、共栄の時代（光）。不幸な時期（陰）は五％（百年間）に過ぎない。

＊　「歴史」という時、陰から目をそらすことなく、冷静に反省することが必要。同時に光の部分も確認したい。とくに第二次大戦後の七十年間の平和、日中国交回復後の三十五年間の友好関係を評価すべき。

3．未来に向かう

①　首脳会談による相互信頼関係の醸成・深化

②　歴史の共同研究（学者レベル）

③　相手の心の痛みを理解した相互自制

（例）・A級戦犯合祀の靖国への首脳の公式参拝

・台湾独立問題

・抗日戦争記念館の展示内容

・南京事件・慰安所問題

・弾道ミサイルの標的

④　中国のエネルギー・環境問題解決のための「省エネ」「原子力発電」協力、「石炭のクリーンかつ効率的な利用」（IGCC、CCSなど）

⑤　共同行動の推進（貿易・投資・知財保護、東シナ海資源の共同開発、文化・スポーツ交流・若者の留学／ホームステイ…）

○岸　信夫理事（自民）

東アジアは、世界の成長センターとして目覚しい経済発展を遂げる一方で、依然様々な不安定要因が存在する。なかでも、十三億もの人口を抱え、十年以上も高度成長を持続させている中国は、近年その積極的な外交により存在感を増している。我が国を始め東アジア諸国との経済関係の緊密化を背景に、東アジア諸国には依存関係が生まれている。大国として台頭しつつある中国が今後も国内の様々な矛盾を克服して、経済・社会の安定を確保できるかどうかは、同国のみならず、我が国を含む東アジアにとっても重要な関心事項である。

経済成長の影で深刻化している資源エネルギー・食料・環境など、様々な課題の解決なくして、中国の持続的な成長と政治的安定はあり得ない。中国が自国内の諸問題の解決の為に覇権主義的な動きを強めることは、東アジアの緊張を高めることに繋がり、北京オリンピック、上海万博以降の経済に対する国際社会の不安を払拭することは出来ず、特に東アジアの安定にとって様々な悪影響が出るであろう。我が国と中国はただ競争関係にあるのではなく、互いに利害を共有する関係である。中国の安定成長が我が国や広く東アジアにも利益をもたらすよう、必要な分野での協力について日中間で対話を進めるべきである。

我が国はＷＴＯ体制の最終合意を目指しつつも、一方でＦＴＡ、ＥＰＡの意義を認識し、これ等の推進を通じて東アジアにおける経済連携体制の構築にイニシアチブをとっていかなければならない。さらに、途上国の安定した経済発展のために質の高いＯＤＡを活用して民間活力を喚起していくことも必要である。

東アジアの安定と発展には、冷戦時代の残滓によるところの緊張に加えてテロや鳥インフルエンザ、シーレーンにおける海賊行為など、新たな脅威に対処することが不可避である。この地域に安定を構築する上で、日米同盟及びそれに基づく米軍のプレゼンスのもつ意義と役割は極めて大きい。我が国は日米同盟関係をさらに強化・発展させ、東アジアと米国との橋渡し役として、安全保障調整能力を発揮すべきである。日米間の強固な信頼関係をベースに、東アジアにおける経済連携体制の構築にリーダーシップを発揮していくことが我が国が進めるべき重要な外交課題であり、東アジアが米国やＥＵとならぶ新たな極へと発展するための鍵となる。

○三浦　一水理事（自民）

・今年に入り、ＷＴＯドーハ・ラウンド交渉が再開されたが、食料自給率がわずか四〇％しかない我が国にとり、農業を守ることは非常に重要である。重要品目の制度の導入あるいは上限関税の阻止のためにこれまで政府が行ってきた努力を評価する。もし、我が国の農業が新ラウンドによって打撃を受けた場合、食料自給率が大幅に低下するだけでなく、我が国の国土や自然環境の保全等の多面的機能にまで大きな影響が及ばないかと危惧している。政府は、この点を十分に考慮して、交渉に当たるべきである。

・昨年から政府は豪州とＥＰＡを結ぶべく交渉を始めたが、日豪両国の農業の経営規模は大きく異なっており、もしＥＰＡ交渉において重要品目のかじ取りを誤るならば、我が国農業を崩壊に追い込む事態になりかねない。政府は、このことを踏まえて慎重に交渉を進めるべきである。

・我が国は、日中国交正常化後の七九年以降、中国に対しＯＤＡを供与している。順調に経済発展を続ける中国へのＯＤＡについては様々な評価がなされているが、我が国の対中ＯＤＡは、中国の社会主義市場経済の発展を後押しするという意味で非常に大きな役割があったのではないかと考える。対中円借款については、二〇〇八年の北京オリンピックまでに新規供与を終了することとされているが、他方で、草の根無償は円借款に比べて額は少ないものの、現地では感謝されており、評価されていることを認識し、その取組を強化すべきである。

・現在、日中間で経済交流のみならず人的交流が活発に行われるようになったが、これは我が国の経済にプラスになるだけでなく、安全保障にとっても意味のあることであり、政府はそれを後押しすべきである。

・我が国外交の最重要課題の一つが、北朝鮮問題の解決である。北朝鮮との間には、拉致問題、核・ミサイル問題など様々な問題があり、日朝国交正常化交渉をいかに進めるかが重要な課題となっている。北朝鮮は、体制維持と生き残りのために核・ミサイルや拉致を外交カードとして用いるため、国交正常化交渉は一筋縄ではい

かないが、政府は中国、韓国などとの連携を取りながら、ねばり強く交渉を進めるべきである。

○木俣　佳丈理事（民主）

1．東アジアにおける最大の不安定要因の一つは北朝鮮問題である。拉致問題は朝鮮半島の非核化を目的とした六者協議が開始される前から存在する。拉致問題と非核化の関係については、性質が異なるものであり、優劣を論じるのは誤りであろう。朝鮮半島の非核化は極めて重要であるが、我が国としては拉致問題の解決も同様に重要である。真相究明、生存者の帰国、実行犯の引き渡しという少なくとも三点が実現するよう、今後とも粘り強く交渉を行うべきである。また、これらの点に関し、米国への働きかけも重要である。

2．日本が締結しようとしているＦＴＡ（若しくはＥＰＡ）はアジア外交における重要な柱である。

ＦＴＡは「すぐに役立つＦＴＡ」とすべきである。そのためには、現場の意向を十分に組み込んだ上で交渉を進め、結果として、現場で実効性のあるもの、質の高いＦＴＡを実現するよう、本調査会としても関係方面に訴え続けるべきである。

3．ＯＤＡは重要な外交手段である。ＯＤＡについて改善すべき点として、以下二点を挙げたい。

第一に、「ＮＧＯができることはＮＧＯに任せる」方針を確立すべきである。過去十年、エイズ対策や難民問題、環境問題等、国境を越えた地球規模の問題が発生しており、こうした問題に対応するには、政府よりも、現地の状況やニーズに精通したＮＧＯの活動が大きな成果を挙げている点に注目すべきである。米国、オランダ等はＯＤＡ予算の一一～一五％をＮＧＯに供与しているが、我が国ではわずか二・二％である。我が国としても、この数値を少なくとも欧米諸国並みの比率にすべきである。

第二に、青年海外協力隊を拡充すべきである。数多いＯＤＡ事業の中で青年海外協力隊による技術協力は内外から極めて高い評価を得ている。しかし、予算上の制約から、応募者の十分の一程度しか採用・派遣されていない。現在、年間で約二千五百名が派遣されているが、規模を拡大し「一万人の青年平和隊」を創設すべきである。協力隊事業は、現地での開発に貢献できるのみならず、派遣された青年自身が自己のアイデンティティや価値観を確立できるというメリットを持っており、人材育成の点からも極めて有益である。

4．外交インフラを強化すべきである。外交インフラの強化とは、経済力に相応しい外交力を付けていくことである。我が国の国力からすれば、外務省職員の数を少なくとも一万人にすべきである。併せて、例えば「外交大学（仮称）」を設立し、若いうちから他の国々の外交官候補生達との交流を深め、複数の外交チャネルの拡充・整備しておくことが不可欠である。

○喜納　昌吉理事（民主）

「多極化」ということは、とりもなおさず、本質的に対米従属一辺倒の小泉流安倍外交では駄目だということに他ならない。対米従属主義は、長期的には危険ですらある。ブッシュ現政権のような好戦的政権が今後も米国に登場した場合、日本は米軍の先兵として世界の広範な地域に出動させられる羽目になりかねない。そうなれば、自衛隊員が兵士として戦闘に参加せざるを得なくなって、相手を殺傷し、自らも死傷することになるのは必至であろう。

多極化とは、日本が地元アジア州に対米基軸に勝るとも劣らないほどの軸足を置いて、アジア外交に真剣かつ情熱的に取り組むことである。我が沖縄は、日米の軍事植民地にされて久しいが、地理的には日本のアジアに開かれた橋頭堡としての役割を果たすべき位置を占めている。政府・外務省は、那覇をアジア外交の前進拠点として位置づけるべきであり、また、巨大な軍事基地としての沖縄が運命的に背負っている軍事的危険性を中和化するためにも、沖縄に国連のアジア本部を誘致することが将来的に望ましいと考える。このくらいの遠大な構想がないと、外交は平凡かつ効果の薄いものになってしまう。

アジアでは言うまでもなく、中国および朝鮮半島両国との関係改善と緊密化が不可欠な条件となる。さらには東南アジア諸国機構（ＡＳＥＡＮ）、またインドをはじめとする西南アジア、その先の中東などの関係も極めて重要であり、北東アジアとの関係改善・強化と並行的に取り組まねばならない。とりわけ「東アジア共同体」の実現を目指して融和的な広域外交を展開させねばならない。

「北方領土回復」が日本外交の悲願であるならば、依然「近いが遠い」関係にあるロシアとの関係を一層安定化させなければならない。中ロ両大国の彼方にある欧州諸国とも、単に北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）との関係強化といった軍事戦略にとどまらず、他の様々な分野で「外交カード」を獲得すべく外交努力をすべきである。

同時に、豪州だけでなく他のオセアニア諸国との関係強化も忘れてはならない。勿論、距離は遠いがアフリカおよびラテンアメリカとの関係強化も急がねばならない。なぜなら、国連安全保障理事会常任理事国に入るという、もう一つの「日本外交の悲願」の実現には、全世界の広範な支持がなければならないからだ。

平和醸成につながる多国間外交の場でも、たとえば、クラスター爆弾、劣化ウラン弾などの凶悪な兵器の使用を禁止する条約の締結に向け、率先して外交努力をすべきだ。先日暗殺された長崎市長・伊藤一長氏の遺志をも継いで、核兵器廃絶外交にも全力を挙げなければならない。このような努力を国際社会の目に見える形で積極的に展開させない限り、日本が常任理事国になる理由を国際社会に理解させることは困難だろう。

小泉・安倍両政権は、日本の軍事的プレゼンスを国際社会に示すのに熱心だが、平和外交、文民外交、ＮＧＯ外交などに重点を置くべきである。資源・エネルギー確保のための外交にしても、「爆食主義」に陥ることなく、環境を重視し国際社会との協調を重んじつつ進めていくことが肝要だ。

○谷合　正明理事（公明）

・国連安保理常任理事国入り

日本は、これまで国連安保理常任理事国入り

を目指して外交を展開してきたが、残念ながらまだそれが達成されていない。これからも常任理事国入りに向けて不断の努力を続けていくべきである。国連安保理の非常任理事国はこれまで四か国増えたものの、現実にはなかなか安保理入りできないのが現状である。また、第二次大戦の戦勝国だけで安保理常任理事国が成り立っているという現在のシステム自体がおかしいという問題もある。

今すぐに日本が安保理常任理事国に仮になったとしても、例えば平和構築の分野での人材が圧倒的に少ないことを考えてみれば、日本が安保理でできることは限られている。日本が安保理で活躍できるためには、平和構築に携われる人材をしっかり育成しておく必要があるのではないか。

国連機関については、すでに本部機能を日本国内に有する国連大学などがあるが、我が国として有効に活用していないとの指摘がある。国連大学については、国連と学生を結ぶ拠点として位置づけ、人類的視野に立った人材を育成すべきである。また、新たな国連の地域拠点として「国連アジア太平洋本部」を我が国に設置し、アジア太平洋地域の「人間の安全保障」に関する活動を充実させるべきである。

・大使の育成

百何十か国に日本は大使館を持っており、そこに特命全権大使がいる。しかしながら、現状としては、相手国の言葉が分からない大使もいれば、また、開発途上国では全て無償資金協力や円借款の案件を通じて、非常に大きな力を持っている大使もいる。また、中央アジア諸国のように、新しい国が誕生して、実際に大使となりうる人材がなかなか見つからないようなケースもある。

あるいは、日本はアフリカに大使館を増やしているが、安保理理事国入りを目指した外交活動にも関わらず、それが実らなかったことは事実である。

能力ある人材が大使になるべきであるが、その大使をつくるのにはやはりコストと時間が非常にかかる。国家のいわゆる計としてしっかりと長期的なビジョンを持って、大使を育成していかなければならない。

○末松　信介委員（自民）

今年は日中国交正常化三十五周年であり、また盧溝橋事件より七十年を迎える。また本年日中貿易額は日米貿易額を抜いて、最大の経済パートナーとなる。

有史以来わが国は、さまざまな形で中国と影響を与え合ってきたが、昨年の安倍総理の訪中、また今回の温首相の来日により、初めて対等で相互理解を醸成できるパートナーシップを結ぶ第一歩が踏み出された。そこで今、改めて私達は中国との関係を考察していかなければならない。

中国の現状を考えたときに共産党一党独裁による、社会主義市場経済はもはや限界に達しつつある。権力集中の弊害としての汚職の跋扈、貧富の差の拡大、環境汚染の深刻化など、社会には不安と不満が広がっており、それに対し中国共産党も和諧社会づくりを打ち出した。これは同党が現状を深刻に捉えていることの表れと受けとれる。しかし一党独裁を維持したままで、これらの問題を解決することはかなり難しい。二〇〇八年の北京オリンピック、二〇一〇年の上海万博後の投資の落ち込みによる不況はほぼ確実に訪れると考えられるが、社会の中にさまざまな不安定要因を抱え込む中国で、果たしてそれを乗り越えることができるのだろうか。

北京の米国大使館では人権問題を担当する専門官が配置されており、中国の民主活動家を招いて情報交換をしているという。しかし日本大使館にそのような専門官はいない。戦後日米関係を機軸としてきた日本であるが、貿易額が最大となった中国に対し、さまざまな角度にチャンネルを配し、アジア自由主義の旗手として、多極化する世界を安定へと導いていくことが、これからの日本外交に課せられる義務である。

○水落　敏栄委員（自民）

（東アジア共同体）

近年、東アジア地域においては、東アジア共同体形成に向けて、環境問題やエネルギー問題などの地域共通の問題に対して、共同で取り組んでいこうとする機運が高まってきている。しかし、東アジア共同体の構想を進めるにあたっては、いくつか危惧することがある。一点目は、民主的な国から独裁国家まで、各国の政治体制に著しい違いがあること。二点目は、各国の経済発展の度合いに著しい格差があること。三点目は、異なる宗教の問題。四点目は、どの国が主導していくのかということである。本来なら、日本と中国が中心となって進めていくべきことであると思うが、日中間には歴史の問題があるため、この問題を清算しなければ困難である。

今後、我が国は、東アジア共同体構想の実現に向けて、どのような方策をとっていくべきか検討していく必要がある。

（靖国参拝問題）

日本と中国が友好を深めていく上で、最大の障害となっていることは歴史認識の問題である。その中でも靖国参拝の問題が重要である。これは戦没者哀悼という我が国の内政の問題であり、他国から批判される筋合いの問題ではない。近年に至っても、中国が外交カードとして出してくるのを大変遺憾に思う。日中関係を悪化させた原因は、我が国がこれまで立場をはっきりと主張してこなかったところにあると思う。

中国が主張する通りに靖国参拝をやめてしまえば、中国は新たな問題を持ち出してくるであろう。また、我が国の主権が侵されたことにもなる。

両国にとって、靖国参拝を外交手段として使わないことが、正しい判断であって、国益にもかなうことであると、ともに理解し合うべきである。そのためには、我が国が、日本の立場を主張し、毅然たる態度で外交交渉に臨んでいくことが必要である。

○直嶋　正行委員（民主）

【自立的な外交と国連機能の強化】

受け身の外交姿勢を改め、日本を明確な外交意思をもつ国に変えていく必要がある。日米同盟については、「協力すべきはする、言うべきは言う」ことを対米関係の基本姿勢とし、日米関係を成熟した同盟に強化すべきである。

また、アジア地域においては、ＦＴＡ（自由貿易協定）の締結促進など経済協調の推進、地域的安全保障、そして環境や教育、犯罪対策などを含めて、アジアの一員としての連携と協力をより一

層強化しなければならない。

国連との関係では、人道支援、環境対策、教育や人権、紛争予防活動などに対して積極的に貢献しながら、国連改革を推し進め、日本の安保理常任理事国入りを早期に実現すべきである。

【イラクへの復興支援のあり方の見直し】

イラクの治安回復と復興に向けては、米英も含め、国連も関与できる新たな国際的協力の枠組みの構築を検討すべきである。その際、日本は、自衛隊主導の復興支援を再考するとともに、企業、NGO、国際機関も含めた「民」との連携を活かし、「人間の安全保障」の視点に立った我が国にふさわしいイラクの復興支援活動を実施することに重点を置くべきである。また、警察組織の民主化を促進し、ガイダンスや訓練を支援していくことも重要である。対イラク復興支援を機に、紛争下における援助のあり方を今後さらに検討していくべきである。

【拉致事件の解決など北朝鮮問題への取り組み】

拉致事件の解決は、日本の主権、人道上の見地から喫緊の最重要課題である。被害者家族のすみやかな帰国、事件の全容解明を北朝鮮に強く迫るとともに、国連をはじめ国際世論に広く働きかけていく必要がある。また核・大量破壊兵器の問題は、地域の安全にとって重大であり、改正外為法、特定船舶入港禁止特別措置法の成立を踏まえ、問題の解決に全力をあげ、進展がみられない場合は六者協議の場に加え、国連安保理での問題解決を求めていかなければならない。

【国民を守ることができる防衛力整備への転換】

早期に、新たな防衛構想を策定し、自衛隊の体制・装備・運用などを見直して、ミサイル、テロ、ゲリラ、サイバー攻撃、不審船・武装工作員などの多様で新たな脅威に対する柔軟な対応が必要である。弾道ミサイル防衛については、その必要性を踏まえ、費用対効果など総合的観点から検討を進め、必要な予算は、防衛予算の中での振り替えで対応し、負担増を抑えるべきである。また、領土問題に関連して、領土主権回復の象徴である北方領土問題の早期解決へ取り組むとともに、尖閣諸島・竹島を含む我が国領土・領海、中国の東シナ海でのガス油田開発問題をはじめとした排他的経済水域を守るため、毅然とした対策を進めなければならない。

○峰崎　直樹委員（民主）

今、世界史は大きな転換期に遭遇しているように思える。というのも、主権国家というものの枠組みが大きく崩れてきたのであり、また、米ソの冷戦の終焉以降、アメリカ一国の覇権が、実は転換し始めているように思えてならない。

まず、主権国家の枠組みの崩壊は、グローバル化する経済によってもたらされたものである。市場原理の進展は国境というものを踏み越えて進むものであり、一九八〇年頃からサッチャーやレーガンによって始められた新自由主義の改革が、人、物、金の規制を大きく緩和し、グローバルに企業が競争し始めてきた。その流れは、やがて世界各国に対して自由化の要請となって現れ、日本も一九九〇年代末になって為替の自由化をもって金の流れが完全に自由化されていく。こうなってくると、主権国家の枠内で公共投資を軸に経済を一国だけでコントロールできる時代は終わりに近づき、先進国が共通して持ったゆたかな社会保障を補償できる福祉国家が限界に直面してくる。というのも、所得税の超過累進課税に依存した高い租税負担率は富裕層の国外離脱として顕在化してくるし、高い法人課税に対しても企業自身が国籍を自由に転換できるようになって来たのである。

こうして、現在世界の先進諸国では主権国家を前提にしたケインズ主義に基づく福祉国家からどのような新しい枠組みを作り上げることができるのか、試行錯誤の状況に陥っているのだと思う。そうした中で、間違いないことは人、物、金がグローバルに展開し始めている以上それを民主的にコントロールしうる世界的なスケールでの仕組みが不可欠であり、国連をはじめとしたさまざまな国際社会のガバナンスの改革が不可欠である。すでにEUは、ヨーロッパという枠内での統合に踏み出しているが、遅れているアジアにおいても必ずこのような枠組みが必要になる時期は来るのであり、アメリカを含めた世界的な統治システムの確立に向けて日本外交の戦略は組み立てられなければなるまい。とりわけ、アジアの国々は経済的な発展が急速に進展しつつあり、やがては先進国が抱えている諸問題を後追いすることは必至であり、世界的な枠組みが大きな効果を上げられるべく組み立てられる必要があろう。

もう一つの大きな問題は、世界の覇権国家として君臨してきたはずのアメリカが、経済的には大きな矛盾を抱えてきており、しかも、イラク問題に見られるように世界の国々からは本当に尊敬されるような振る舞いをしているのか、と疑いをもたれるような状況にある。そうした中で、中国やロシアの経済的な発展によって世界は多極化し始めているように思えてならない。

アメリカの経済の問題点は何よりも双子の赤字に象徴されるように、膨大な国際収支の赤字が累積し、このまま改革が進められなければ持続可能性を失い、ドルの信認が崩壊しかねない。日本だけがドルを買い支え続けているが、中国はドルだけでなくユーロなど分散し始めており、それだけドルの信認崩壊の危険性が高まっているのだ。また、北朝鮮の核問題などを見るとき、アメリカは一国で対応できなくなってきており、問題の解決に向けて中国のイニシャティブに大きく委ねてきたことを見ても、世界をアメリカだけで外交的、軍事的、経済的に支え続けることが困難になっており、多極的な対応を迫られつつあるように思える。

こうした中での日本外交のあり方は、大きく改革をしていく必要があることは言うまでもない。なによりも、世界的な国連を中心にした統治システムの改革を進め、真に国際社会の抱えている問題の解決が可能なものにしていく必要があると同時に、アジア、とりわけ北東アジアの国々とのいっそうの連携を強め、ヨーロッパがEUを構想し、実現したように、AU作りに向けて準備をしていく必要があろう。十年でだめなら、五十年先を見通しながらの地道な努力が求められよう。とりわけ、アジアでは中国、韓国、北朝鮮との関係改善とともに、ロシアとアメリカを含めた現在の六か国協議の枠組みを継続して恒常化していく必要もあるのではなかろうか。

○加藤　修一委員（公明）

多極化時代における新たな日本外交―気候変動における環境外交にイニシャティブを

国連のIPCCの第四次報告は気候変動を「人間行動の結果」と断言した。人類共通の脅威であ

る気候変動の〝挑戦〟に対して如何に共創的な〝応戦〟をするかである。日本は国際社会において地球益、人類益を眺望しつつ、〝共創〟を基軸にした〝人道的競争（共創）〟を二十一世紀の時代精神にすることである。

一方、G8日本サミットは、特に日本の環境外交力が試される。今後の二〇一三年以降の国際的枠組みの展開には何よりも京都議定書の〝目標達成外交カード〟等を駆使し実効性を上げることである。

《十二の意見表明》

■①気候変動は、自然生態系のみならず人間の健康や食糧安全保障等にも多大な影響を与える二十一世紀の最大問題であり、破局的かつ不可逆的な気候変動が生じるリスクを考慮すると、行動を起こさないことのコストは莫大なものとなるばかりか世界の安全保障に関わる重大な問題である。「気候安全保障」としてとらえ直し、国民の認識格差が生じないように情報を充分伝えること。

■②低炭素社会をめざし、気候変動枠組条約の究極目的（気候の安定化）に係る中長期目標、即ち目標年を〝二〇五〇年〟に世界全体で排出量を半分以下へと設定し、目標までの道筋を描き、国際的なルールを設定すること。

■③全ての国がその能力に応じ排出削減に取組むことを可能にするとともに、アメリカ、中国、インドなどの主要排出国による最大限の削減努力を促す実効ある枠組みとすること。

■④ニコラス・スターン卿は、スターンレビューの中で最悪の場合は世界のGDPの二〇％の経済的損害になり、直ちに対応すれば一％の投資で済むと予測した。特に開発援助は適応対策を主流化し、一％の資金調達は、現行のODAに加えて国際的かつ統合的な資金調達メカニズムを創設すること。

■⑤G8日本サミットでは、グレンイーグルス以後の合意に対する総括である。気候変動対策や省エネ等を通じたエネルギー安全保障が中心になる。省エネ技術や再生可能エネルギーの技術開発と普及が鍵。また省エネルギーのCDM事業化の敏速な国連認証が必要。さらに日本のスパコンによる気候変動影響予測は世界最先端である等、日本の役割を十分発揮し外交的好機とすること。

■⑥国内排出量取引制度は、費用効率性に優れた市場メカニズム制度であるので国際的リンクへの逡巡は国益を損する。日本の国内制度は世界の動向に遅れないように至急効果的な拡充をすること。

■⑦太陽資源の一つであるバイオ燃料など植物資源などの〝再生可能性〟を持つ資源・エネルギーに着目し、国際的主流化に向けて長期的、戦略的に技術開発、国内法等の基盤整備をすること。

■⑧世界全体で必要となる排出削減量の実現には、技術が重要な鍵となる。既存技術の普及と同時に、革新的技術開発の促進により低炭素社会を目指すこと。尚、技術は知的財産権保護に留意するとともに、技術を受け入れる途上国側においても人材育成や基盤となる施策・制度等の整備を図ること。

■⑨気候変動による被災地復興などに関する国際的損害保険メカニズムを創設すること。

■⑩森林消失など地球の生物多様性が大きく損なわれる。また適応政策として農林水産業における「気候変動への挑戦―ニッポン育種戦略（仮）」の策定や国際間育種情報ネットワークを形成すること。

■⑪国連NGOのIPUによる「IPU地球環境決議二〇〇六」の効力を発揮させるなど国連NGO等の国際社会における効果的な多層的行動を求め、GLOBEのG8＋5気候変動対話提言等を検討すること。

■⑫気候変動は地球規模的問題であり、環境技術的専門知識等が織りなす複雑系である。環境外交のイニシャティブの発揮のために機敏なノウハウや人材を含めた外交インフラを拡充すること。

○大門　実紀史委員（共産）

日本は、世界の国から、本当に独立した国なのか、アメリカの一つの州ではないかと揶揄されることが多い。日米同盟のあり方を見直し、政治的、経済的にもアメリカからの自立を真剣に追求すべきである。

経済面でいえば、EUとASEANの動きにみられるように、世界の経済ブロック化はすでに進行している。貿易協定だけでなく、世界通貨もいずれドルとユーロとアジア通貨に収れんしていくと考えられる。

日本はアジアの一員として、東アジア圏内での連携、共同を発展させることが重要である。

いわゆる「東アジア共同体」については、その必要性もふくめ机上の議論が先行しがちであるが、東アジア諸国と日本の相互利益を実際的に模索するなかで自然とかたちは出来ていくのであり、先に画餅を描いてその是非を論じても始まらない。

東アジアでの連携、共同を模索するうえで大切なことは以下の点であると考えられる。

第一に、その連携、共同はたんに企業の利益だけを求めるものであってはならない。

例えば、現状の東アジア諸国とのFTA、EPAは、製造業などの多国籍企業とアグリビジネスの利益が優先され、それぞれの国民生活や国内産業がないがしろになっているが、これではいずれ二国間の協調も破たんしかねない。長期的視野に立って、それぞれの国民の生活向上と産業の自立的な育成を相互にはかれるような方向に転換すべきである。

第二に、日本が自主的にイニシアチブを発揮することである。

東アジアでもアメリカの顔色ばかりうかがって言動するようでは、各国から信頼されないであろう。この点では、現在、日本が中心になってすすめているチェンマイ・イニシアチブ（いざというときの為替資金をスワップで準備）、アジア債券市場の育成（アジアの貯蓄をアジアの投資に）は、九七年のアジア通貨危機の教訓から東アジア諸国からも歓迎されている。いっそうの日本の主体的なとりくみが期待される。

第三に、東アジアでの連携の要は日本、中国、韓国である。歴史認識問題をふくめ、国民レベルの相互理解を深めていくことが欠かせない。

この点、侵略戦争を正当化するような時代錯誤の動きは有害である。

（参考二）

参考人意見陳述要旨

「東アジアにおける不安定要因の除去（北朝鮮問題を中心に）」（平成十八年十一月八日）

○武貞　秀士参考人（防衛庁防衛研究所図書館長兼主任研究官）

北朝鮮の核実験後、国連の制裁決議が採択され、北朝鮮が核保有国としての待遇を求めつつ、六か国協議に向けて準備していること、米国は六か国協議再開を歓迎しながらも、制裁を継続し、各国との協調を進める外交を展開していることがポイントである。

今後の展開を考える上で重要なことは、北朝鮮は北朝鮮主導の統一を実現するために軍事力を強化し、軍事戦略を持ち、その中心に核兵器を据えてきたということである。北朝鮮問題に対処するには、金正日には核戦略があるということを念頭に置き、防衛分野では、統一と絡んだ朝鮮半島有事という事態もあり得るという視点を持つことが重要である。外交的には、国際社会における協力を進め、特に日米韓そして中国、韓国との協調を強化していくことが重要である。

北朝鮮は、南北の信頼関係を強調する傾向が目立ってきており、また、六か国協議を米国に対して制裁の解除を求める場として考えている。核実験直後から韓国では太陽政策の是非をめぐって議論が起きたが、最近、太陽政策見直しの流れから太陽政策継続の傾向が目立ってきている。米国は、六か国協議に北朝鮮が復帰したとしても、検証可能な方法で北朝鮮の核兵器計画と核兵器を放棄することを目指すとしており、その政策には全く変化がない。中国は、米国に配慮しながら北朝鮮制裁に対しては協力をするという政策が若干見えてきているが、同時に北朝鮮に対する配慮も目立ってきている。ロシアのプーチン大統領は、事実上何もできなくなるような行き詰まりの状態に北朝鮮を追い込んではならず、交渉参加者のすべてが追い込むための努力を全力でしているわけではないと述べ、米国を牽制している。

北朝鮮の核実験について、日本以外の国々は比較的早い段階で通常火薬の爆発ではなく核実験による地震波であったと発表した。日本にとって核実験か否か判断する科学的な努力が防衛上の観点からも必要なのではないか。一連の報道から、北朝鮮は間違いなく核兵器保有の意思があるといえる。果たして北朝鮮に核技術があるかどうかは断言できないが、相当核兵器製造の段階は進んでいるのではないか。北朝鮮の核実験のねらいは、第一に、核戦略を続け、米国の軍事介入に対する抑止力をもつこと、第二に、核保有国としての待遇を求めること、そして第三に、北朝鮮を追い込んでいけば北朝鮮は暴発するということをアピールしながら、外交の場で様々な譲歩を求めることである。

金正日の核戦略には、韓国社会の北朝鮮に対する敵意の変化を促すこと、米国の介入を阻止し、在韓米軍を撤退させることといった三つの柱がある。また、今回の核実験実施のタイミングには、恐らく北朝鮮のチュチェ思想が関係しているのではないか。

北朝鮮は崩壊するのではないかとの見方があるが、金正日総書記と軍が対立しているという兆候は全くなく、金融制裁も少しずつ効果は出てきているものの、経済的に冷え上がっている状態であるとは見えない。中国は、核を持ったという北朝鮮を面倒見切れないとの見方もあるが、中朝経済関係を詳しく見ると、両国の関係が大きく変わるということは考えにくい。

今後、北朝鮮が統一のチャンスが生まれたと考えるとき、すなわち在韓米軍がいなくなり、韓国社会が大きく変化し、また、大陸間弾道弾が完成して弾頭の小型化まで成功したときには、朝鮮半島では一回だけ統一のための戦争を北朝鮮が起こす時期が来るのではないか。そのことを念頭に置いて日本の防衛を考えるべきであり、外交的には、特に中国の説得に期待しながら、日米韓の三か国の協調が非常に重要である。また、安全保障貿易管理の様々な法的側面も含めて強化していくことが一層重要になりつつある。

○伊豆見　元参考人（静岡県立大学国際関係学部教授）

北朝鮮の核実験について、北朝鮮はそれを行ったと主張し、日米韓政府もそれを認めている。我々は、北朝鮮を核兵器保有国として認めないと言っており、一方、北朝鮮はそれを国際社会に認知させようとしている。北朝鮮が望んでいるのは朝鮮半島の非核化であるが、当面は核兵器を持った自国と他国とを共生させることであり、それがやむを得ない選択であるとして、我々が追い込まれることもあり得る。

そのような状況を阻止するために、北朝鮮に強い圧力を掛けられるのは米国である。米国の最大の関心事は、北朝鮮の核放棄ではなく、核兵器や核物質が北朝鮮から第三者、国家で言えば、イランとシリアに、またテロリストグループに移転されることである。北朝鮮からテロリストグループの手には、イランあるいはシリアを通じて流れることも想定しなければならない。米国政府及び一般の米国人は、テロリストの手にそれが渡れば、米本土で使われると考えている。この移転可能性は、北朝鮮の核実験の後に極めて強くなっている。米国は何としてもそれを止めたいとして、船舶検査等に必死になっている。しかし、米国は今すぐ北朝鮮の核を廃棄させようとする意思は余り強くないのではないか。したがって、核つき北朝鮮との共生は、相当余儀なくされる状況があるのではないか。国連決議一七一八号が成立し、それに基づいて制裁措置が発動されることは結構であるが、制裁だけで核兵器保有国に核を放棄させるということは不可能である。自主的に核兵器を放棄した国はあるが、圧力で核開発計画をあきらめた例では韓国と台湾がある。両国に圧力を掛けてあきらめさせたのは米国で、その圧力は特殊なものであり、北朝鮮には全く適用できない。中国もロシアも同じような圧力を北朝鮮に掛けられない。制裁によって北朝鮮に核兵器を放棄させられると考えることは、過去の歴史に照らせば、あり得ないと言える。

北朝鮮の非核化のためには、三つの方法がある。一つ目は、軍事力によって北朝鮮をつぶすというものである。これができるのは米国であるが、当面、米国にそういう余裕はない。米国はイラク問題に加えてイランの核問題も控えており、軍事力行使という選択肢を発動することはできない。二つ目は北朝鮮の体制崩壊であるが、米国が期待する中国も、また韓国もそれとは反対の方向

に行っている。後は、北朝鮮と交渉して取引するしかないが、日米韓中露いずれも積極的な関心があるとは思えない。最善の方法は、対話と圧力を基礎にした外交的解決である。国連の制裁決議ができてようやく国際社会が強い圧力を掛けられる状況になってきた。圧力を掛けるに際しては、北朝鮮の生命線を握っている中国と韓国の協力が不可欠になる。中国、韓国は国連の制裁決議に賛成したが、その制裁は有限なものである。したがって、中国と韓国の協力には期待できないのではないか。仮に北朝鮮に十分な圧力を掛けられたとしても、核を放棄させられず、有効な打つ手はないのではないか。重要なのは、核兵器開発を凍結させる、ともかくプルトニウムをこれ以上増やせないようにすることである。今後、六か国協議が開かれるが、それと並行して南北首脳会談をやり、朝鮮戦争に終止符を打とう、平和協定を結ぼうということになれば、六か国協議とは別個の南北、米中の協議が進むこともあるかもしれず、そうなれば違った方向に進んでいく可能性もあるのではないか。

「日中外交の回顧と今後の課題（中国の外交・安全保障）」（平成十八年十一月十五日）

○興梠　一郎参考人（神田外語大学外国語学部教授）

中国が二国間外交を全体的外交の中でどうとらえているのかに重点を置いて話したい。

まず、中国の外交戦略と対日政策であるが、明らかに変化があった。対日重視は、一つの流れとしてここ数年、認識できるが、背景には外交戦略全体の重点的なシフトがあった。胡錦濤政権においても、外交は経済成長の環境づくりという点は変わらないが、大局的な外交戦略として、米国によって中国の台頭が封じ込められているという空間意識の下、それをどうすれば打破できるか、対日、対北朝鮮、対ＡＳＥＡＮなど、すべての政策がそこから出てくる。一方、米国に嫌われたり、軽く見られたら台頭できないという現実認識もあり、周辺に多くの仲間、理解者を増やして米国を牽制していく戦略である。対日政策もその一環だが、これはその中でも一番難しい部分だった。日本の場合、日米の同盟強化による台湾の独立勢力が強まることや、過激なナショナリズムが反日を利用する形で政治的変動をもたらすといった見方があった。

次に、胡錦濤政権の外交戦略であるが、中国は天安門事件以後、イデオロギーから脱却して国益を前面に据えた現実外交という世界に入っており、胡錦濤時代はできることはやるという重点にシフトし、それが平和的台頭外交戦略という形で明らかになってきた。また、今世紀の最初の二十年は大きな戦争もなく、中国にとって台頭のチャンスと見ており、平和的な環境を活用して経済成長をし、中国脅威論を周りとの協調関係によって払拭して台頭の障害を減らすことを進めている。

台頭への戦略布石としては周辺外交が一番の柱であり、周辺が主要、大国はかぎ、発展途上国は基礎、多国間外交は舞台という戦略論になっている。従来は対米重視だったが、米国から注文を付けられて不利な状況に置かれ、デメリットが大きい過ぎたため、重点をシフトした。対米交渉力を強化するためには自分の戦略的な価値を上げなければならない、中国がいないと米国は困るという意識を持たせることで自分の空間を増やすという認識がある。中国は米国が自国を取り囲む形で近隣国との関係強化を図っているとの認識を持つ中で、睦隣、安隣、富隣の戦略を掲げ、周辺国家との関係緊密化を進めている。

最後に「展望」であるが、平和的台頭では対米関係がかぎであり、台頭への様々な手段を考えつつ、米国の戦略的パートナーとして力を付ける、対日関係改善では、日中米関係で、日本を米国側へ追いやらない、また、経済面では日本の技術と資本は絶対に必要であると認識している。北朝鮮については、崩壊の回避は譲れないラインであり、対米関係悪化による経済成長チャンスの喪失を招く戦争は避けたく、核不拡散の点では米国とも利害が一致する。国際世論重視から制裁は実施するが、北朝鮮への過度の圧力は、北朝鮮を米国側へ追いやる懸念があり、戦略カードを失うジレンマがある。六か国協議を自分が主導権を握る形でまとめたいが、最終的に相手側に追いやることだけは絶対したくない、北朝鮮カードは取っておきたいのではないか。また、中国の外交戦略は経済成長の持続に基づく台頭を前提としているが、格差の拡大や経済構造など内なる課題があり、グローバル化と市場化を乗り切れるかの議論が必要である。東アジアは経済的一体化への流れがあるが、安全保障の枠組みが後れており、少し間違えば大きな問題になりかねない緊張をはらんだ地域である。東アジアの将来で日中は大きな要因だが、そのような中、中国は富隣政策を掲げており、日中両国は東シナ海のガス田問題などでもお互いに利益と痛みを分かち合う方針で対処していくしかなく、日本も流動化する東アジアを考え直す必要がある。

○唐　亮参考人（法政大学法学部教授）

一九八〇年代に開始された中国の近代化路線は経済の高度成長、生活向上をもたらすとともに、二つの要素を持つ新しい挑戦を生み出した。近代化の進捗に随伴して生じた大きな三つの経済格差（地域間格差、都市農村間格差、都市内部の貧富格差）及びグローバル化、市場経済化、情報化の進展に随伴する民衆の権利意識の高揚という新しい挑戦である。

この挑戦を受けて、胡錦濤政権はこの三～四年間に二つの緩やかな政策転換を図りつつある。一つは経済発展優先、効率優先の路線から経済発展、効率優先とともに公正公平な社会構築を目指す路線への転換であり、二つには合意と民意の重視による政治支配への転換である。強引な政治支配は国内外で支持されないからである。

胡錦濤政権誕生後の三～四年間において、新しいスローガンとそれを実現するための政策手段が数多く打ち出された。社会主義新農村の建設では、農業税廃止、農村義務教育の無料化、対農村公共サービス強化などの政策手段がとられている。また、別のスローガンである和諧社会構築では、弱者保護の強化、貧者への分配の増加、社会保障制度の整備の加速化などの政策が打ち出されている。これら政策転換は国全体の経済力の増大を前提とするため、転換完成までの過程は非常に緩やかなものとなろう。

中国の近代化に向けた対外戦略に、安定的な国際環境の確保、経済建設に有利な環境の整備、台湾の独立阻止と平和的統一のための環境整備の三つの大きな目標がある。中国はしたたかな外交を

展開しているとの世評があるが、そうではない。内向きの対外戦略と表現すべきものである。しかし、大国化に伴い徐々に積極外交に展開する可能性が高まる。

中国と日本は相互に大切な国であると思いながらも、近年両国は激しく対立してきた。この対立は妥協精神を持ち、交渉により克服すべきものである。もしもそれができないときは、解決の条件、環境が成熟するまで棚上げする方式が勧められる。両国の対立は特に相互不信、誤解によって一層激化されてきた。この相互不信、誤解がなければ、両国の対立はかなりの程度緩和された筈である。歴史問題については、戦争の被害者たる中国人の感情把握面での誤解、一九七二年の国交正常化に際する政府間基本合意に見られる過大な要求を抑制したとの気持ちを持っている中国側感情への誤解、外交交渉上、中国が歴史問題を議題にしたのは国交正常化の七二年、九二年の天皇訪中と九八年の江沢民前国家主席の訪日の三度だけで、ほかは売り言葉に買い言葉から生じたものであることについての誤解などが対立の背景となった。もう一つの誤解は、中国の軍事費予算の増加の指摘である。この増加は野心に基づくものではなく、通常の軍の近代化の過程ととらえられる。日本も六〇年代、七〇年代の高度成長期には、防衛予算の二桁の増加率が二十年近く続いていた。中国の軍事近代化は未了であるので、しばらくは増加する。警戒しながら、平常心で見ていくことが日中関係で重要である。

二十一世紀の日中関係を構築するための外交上の理念と哲学を三点提唱したい。第一に国益の過度な主張を抑制し、国際社会の協調を重視する姿勢である。第二に貧しい国に対する寛容と理解の精神、自己反省と独善の自戒の精神をもって互いに接することである。最後に敬意と協力精神をもって日中が文明と国際社会への貢献を競い合うことである。

「多極化時代における新たな日本外交」（平成十九年二月七日）

○半藤　一利参考人（作家）

太平洋戦争がなぜ生起したのかという課題から外交の問題をとらえたい。

太平洋戦争のノーリターンポイントを昭和十六年十一月のハル・ノートとする説もあるが、このときには既に後戻りできない状況下にあり、むしろ、昭和十五年九月の日独伊三国同盟（三国条約）締結に求めたい。前年に大もめの末決定に至らなかった同条約締結問題は十五年九月七日のドイツ特使来日を機に今度は極めて迅速に進み、九月十九日の御前会議で締結が決定された。これは大間違いの選択であった。なぜ間違ったのか。

十五年九月時点でドイツは既に対英戦争下にあり、同国を含めた三国同盟は対英戦争への荷担になり、ひいて英国を後方で支援している米国とも敵対することになると考えるのが当然である。当時の松岡洋右外相には十四年に締結された独ソ不可侵条約の一方当事国たるドイツと連携すれば、同条約の他方当事国たるソ連を仲間に引き入れることになり、日独伊ソの四国で協定して英米に当たる構想があった。これが急速に要路の支持を集めた背景に外相個人の弁舌、説得力があった。

昭和十六年になり、日米交渉を行っている最中にドイツが対ソ進撃を開始、その華々しさに促され、「バスに乗り遅れるな」の掛け声の下に東南アジア進出を十六年七月二日の御前会議で決めた。この会議で採択された外交方針の最後に「対米英戦争も辞せず」の一行が加わった。従前から日本の外交極秘電報を解読できていた米国は日本の仏印進駐を機に対日戦争を決意、南仏印に侵攻した日本に対し数日後の十六年八月一日に石油輸出全面禁止措置を取った。当時の日本海軍軍務局長の「そこまでするとは思わなかった」との言葉に象徴されるように多くの人の認識は非常に甘かった。

外交判断を誤ったり、甘い考え方に陥った背景には、激変する国際情勢に関する情報がほとんど取れなくなったことがある。その契機は昭和八年二月二十四日の国際連盟からの脱退であった。脱退について賛否両論がある中で全国の百三十二の新聞社が脱退に与する共同論説を発して国民を一気に脱退論へ導いた。これら新聞社をはじめとする当時の日本のマスコミの責任は極めて大きい。国際連盟脱退後、情報が取れなくなったため、外交努力をしない独自の道を歩むことになった。以上のとおり、昭和八年以来二十年までの日本の外交はほとんど全部、俗にいう「人のふんどしで相撲を取る」ことに汲々としていた。自分たちの独自の判断に立ち、国の運命を背負う意志を持って、決断が適切に行われたことはほぼ皆無であったと言える。

戦後はどうか。占領期には外交的努力はなかった。昭和二十六年調印の講和条約が翌年発効して独立が果たされ、同条約調印と同日に調印された日米安保条約によって、独立の瞬間から米国の庇護の下で日本の運営が開始した。外交面で自ら本当の努力をする必要が余りない状況が整ってしまった。近年の日本外交を見ると、何かにおんぶするか、とんでもないことを考え、夢や蜃気楼みたいなことを頭に描いて決断している。この根底に自分に不利な事態は「生起しないだろう」、「生起しない筈」、「生起しない」と一歩ずつ仮想を進めて外交的決断を導く日本人の傾向がある。この典型を終戦直前のソ連による満州侵攻の際に見ることができる。当時、ソ連は満州に侵攻するとだれもが思っていた。侵攻があると一番困る陸軍の最後の判断は「一番困るんだから多分来ない」「きっと来ない」「いや来ない」というひどい考え方であった。つまり、日本人は外圧に対して、「そうならない」という思考の過程を取って物事を決めていく傾向が多く見られるということが言える。

○橋爪　大三郎参考人（東京工業大学大学院社会理工学研究科教授）

日本外交に足りなかったものは三つ。第一にリアリズム。相手国がどのような国益を持ち、どのような国益を重視して行動するかの認識なしに自国の国益は実現できない。また、外交は多国的で、連立方程式であり、これを解き自国の国益を実現することが基本的構造である。究極のリアリストは、自国を離れて各国の国益を同等に重視する立場であり、そのような理念が外交にとって重要になる。他方、外務省のスクール文化はリアリズムの障害である。スクールは相手国と仲良くしようとするが、米国の外交官などは相手国が潜在敵国ゆえに研究するという姿勢で外交を進める。スクール同士の連絡がよくないことも問題である。さらに、相手国の国益を分析する研究所がないのは致命的である。第二に理想。自国の国益を

カムフラージュし、外国の国益と調和させるために、人類的なメッセージを述べることが二十世紀の外交である。自国の国益と理想の言葉が結び付いたときに大きな外交パワーとなるが、戦後の日本は理想の言葉を発していない。そうした理念の追求も課題である。第三に友人。日本外交は孤立を恐れ、どっちつかずの印象があり、本当に友人をつくっていく点で欠けるものがある。

次に、日本外交は相手国への幻想の上に動いてきた。米国への幻想では、米国は日本が好きなので大事にしていると考えているが、米国は自らの国益と世界戦略の中で日本との同盟を重視し、日本防衛のコストを負担している。この関係維持には日本側の努力が必要だが足りなかった。また、米国は中国重視にシフトしており、アジアでのパートナーという日本の地位を中国が脅かす可能性に注意すべきだ。次に国連への幻想だが、国連は平和を守るためには戦争を辞さない組織であり、我が国の国連加盟は、憲法上大きな問題があるが、議論が詰まらないまま加盟した。中国へも幻想がある。中国の現実に立脚した認識を示す書物は非常に少なく、また、歴史問題のタブーもあり、率直な認識を妨げている。

米国が見ていない現実を見据えた行動が日本外交にとって重要で、また、国力が下降する中、日本外交を世界にアピールするには明確な理念が必要である。それが地球環境問題である。米国が省資源の日本型産業構造を取れば、倍の人数が先進国の所得水準で生活を楽しめる。米国を省資源へ動かすため、EUと共に圧力を掛ける必要がある。さらに、日本は科学技術に突出した投資を行い、米国に代わる産業モデルを開発し、世界中で使えると訴えることが重要だ。人口抑制のための教育援助、国際的移住の促進も重要である。

今後の課題だが、核武装問題では、相手国の先制使用を前提とする核兵器を日本が持つ意味はない。核を持つ米国との同盟が賢明な選択だが、米国が日本に核を持ち込むことを認める非核二原則にすべきだ。また、同盟維持への努力も必要だが、米中の潜在的対抗関係は日本の重要な外交的資産であり、日本が米国側に付き、米国の国益を実現していく中で日本の国益を実現する。そのため、憲法改正で自衛隊を軍隊と公認すると同時に、中国に危機感を持たせないため、日米で中国への信頼を裏付ける多くの直接投資を行いバランスを取る。次に、地球環境問題では持続可能な発展・開発は無理になってきた。温室効果ガス削減のため、炭素税の導入が適切な選択だが、炭素税は絶対的な効力がないため、エネルギー総割当てのような制度が必要になる。その際、過去大量の化石燃料を使ってきた国が多く削減する措置なしに中国やインドは同意しないだろう。三番目に、資源と人口のアンバランスだが、比較的恵まれた国に多くの人々が移住する以外に解決はあり得ない。決定的な世界の対立、亀裂を防ぐため、日本は移住のメカニズムを提案すべきだ。

○水口　章参考人（敏愛大学国際学部助教授）

国際社会がグローバル化していく中、日本は外交をどのように推進していくべきか意見を述べたい。そのためには、平素から情報を開示し、高いレベルで意思決定にかかわってくれる人物を多く作ることが必要である。また、新たな時代への認識として、国際社会は、国際問題の解決に向けて、各コミットメントグループを形成しており、そのグループの組替えを行っている。この組替えを意識した外交が重要である。

現在、国際社会が抱えている主要課題を解決するには、常にトリレンマを意識して臨まなければならない。環境問題を解決する場合、生態系のトリレンマという観点から、環境だけでなく経済成長、資源、エネルギー、食料問題に対しても意識を持つことが必要である。また、国際社会では、文化変容という形で文化が混ざり合いグローバル化されることによって、旅行者の増加、労働移動が起こり、固有の価値観がぶつかる状態が起きている。その衝突をどのような形で解決するか考えていく必要もある。イラク問題、アフガニスタン問題については国際介入が重要なテーマとなる。国際社会は要請があれば支援活動を行うことができるが、ダルフール問題等のように要請がない場合はどのように対応すればよいかが問題となる。人間の尊厳を守るため、その国の主権を侵害することがあっても行動しなければならない時代になってきている。

日本が外交課題として処理すべきことは、国境、歴史認識、賠償などの戦後処理の問題である。国際貢献と日本国憲法との問題も残されている。また、アジアの需給バランスの中で、中国、インドと資源戦争を起こさずにエネルギー供給を行うか、食料の自給率が低下する中、いかに食料の確保を行うかなどの問題もある。

このような課題を解決するには、外務省改革、日本外交の改革が必要であり、外交のネットワーク化、外交をする人間の数・質の問題、アウトソーシングの推進が重要である。また、日本はカナダ、ノルウェーの外交を参考にして、経済大国という幻想に駆られず、中堅国家として国際貢献や外交の在り方を考えていかなければならない。

多極化時代において外交を推進していくには、常に流れている情報を収集し、問題を解決する能力を持つことが必要である。ある問題が発生した場合、国家の指導者はその情報を収集するため、明確な指示を出すことが必要であるが、今の日本ではそれがなく、漠然とした情報収集を行っているため、情報組織は無駄な情報まで収集しなければならない。インテリジェンスの改革が必要である。日本のインテリジェンスを強化するには様々な問題がある。日本の情報収集の方法は、米英のスタイルが混迷した状態にあり、インテリジェンスの評価が適切になされていない、予算が無駄に使われているという問題がある。また、日本の理念、行動様式を広く発信するため、パブリックディプロマシーという形で、相手国の国民、自国の国民に対し、情報を開示することが必要である。

そのためには、国際情報文化広報センター（仮称）を国会に置き、国会図書館を中心に日本国内の情報を収集し、外国の情報等の分析を行うことを検討するべきである。各政党に情報が流れ、国民へ提供される。国民と国会、国際社会、政府も含めて、その橋渡しを国会議員が行うことができるようなシステムを提案したい。

「多極化時代における新たな日本外交」（平成十九年二月二十八日）

○北沢　洋子参考人（国際問題評論家）

二〇〇六年に大きな三つの事件が起こった。その第一は、十一月の米国における中間選挙で民主

党が大勝したことである。この選挙は、イラク戦争に対する事実上の国民投票であった。選挙後、ブッシュ政権からネオコン（新保守主義者）たちが次々に退場したが、もう一つには、テロを力で封じ込めようという考えが退潮して、貧困の根絶や持続可能な社会開発に取り組むべきであるという考えが戻ってきたことがある。

第二は、ラテンアメリカでの異変である。ラテンアメリカは米国のいうことを聞いて、資本、貿易、金融の自由化、規制緩和、民営化を八〇年代からやってきたが、その結果、この地域は非常に開けた世界であった。ところが、その市場原理主義に対し農民団体などがノーと言い始めた。また、経済を企業ではなく土着の人々の手による協同組合などで行う動きが出てきており、政府は、こうした草の根経済を積極的に育成していくという立場を取っている。

第三は、今まで規制緩和や自由化、民営化を途上国に押し付けてきたＩＭＦ、世界銀行及びＷＴＯという三つの国際機関が強大になり過ぎたが、主要借り手国が前倒し返済したため、ＩＭＦが財政危機に陥り、改革をしなければならなくなった上に、力がなくなってしまったことである。

今日本で行われている新自由主義に基づく改革は時代遅れのものであり、とっくに世界では駄目になっている。日本は内政と外交が切り離されているが、これからはグローバル化した世界の中でアンテナを張り、世界情勢をいち早くつかんで、それに対して非常に敏感に反応していかなければならない。

その中で一番顕著なことは、グローバル化の中での地域化の動きである。米国がアフリカに対して民主化を要求したため、アフリカでは独裁政権が非常に数少なくなった。やがてはＡＵを中心としてアフリカの域内貿易や経済活動が活発化して、一つの地域連合としてまとまっていく可能性が高まっている。また、ラテンアメリカでは米国による米州自由貿易機構の提案が拒絶され、この地域だけで独自の経済圏をつくろうという動きが大きくなってきた。他方、アジアではまだ地域連合が形成されておらず、これから先、日本が中国と和解し、両国が手を組んで地域連合のためにイニシアチブを取らなければならない。

日本国憲法の前文には全世界の人々が恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認すると書かれている。冷戦後、テロやイラク戦争などを経て、世界が意識し始めてきたことが、憲法の前文に書かれており、これは今の世界の主流である。

今日のグローバルな課題は、国連のミレニアムサミットで採択したミレニアム開発ゴール（ＭＤＧｓ）の達成に向けて世界の人が一致団結して取り組むことである。

ＯＤＡは国益に沿って出すべきであるということが日本でコンセンサスになっているが、これはおかしなことであり、やめるべきである。ＯＤＡは地球益のために出すべきではないか。

また、クラスター爆弾は非人道的な爆弾であるが、原爆の経験があり、同時に武器輸出三原則をもつ国として、日本はその禁止のためにイニシアティブを取ることができるのではないか。

現在、最も武力紛争が多い地域はアジアである。日本はアジアの一員であり、しかもＯＤＡをアジアに集中的に出してきたにもかかわらず、どうして日本は紛争解決のためにＮＧＯを使うなどして、イニシアティブを取らないのか。日本はもっとアジアの推進役、平和の推進役として活躍すべきである。

○手嶋　龍一参考人（外交ジャーナリスト）

議会の外交に対する影響力の本来望むべき在り方について論じたい。

最終的な国家を背負った外交は一元的に運用されなければならない。この外交一元化の原則について、大きな誤解や議論に混乱がある。外務省には自分たちに外交一元化の権限をゆだねられているとの誤解がある。しかし、外交一元化の原則とは、内閣の総攬の下で一国の国益を担って外交を一元的に推進することである。二元外交をすれば、相手はより譲歩した方、くみしやすしと見た方と手を握ればよく、相手国に交渉の主導権を握られ国益を損なう。また、議員交流を含めた広義の議員外交を否定はしないが、議員外交も外交一元化の原則の中で行われるべきである。最近、山崎拓議員が北朝鮮との間で議員外交を行ったが、これは外交の二元化として先方に日本国の国益を操られる危険をはらんでいる。有権者が議会に期待をする最重要の役割は、外交当局に代わって議員外交を行うことではなく、国際条約の批准や批准が必要ない広義の国際約束について議論し、日本外交を誤りなき軌道に導くことである。とりわけ、同盟国として、政府が一連の国連決議を根拠に米国のイラクへの力の行使を支持をしたことの是非について、どれほどこの院で議論が深められたのかについて、具体例も交えて論じたい。

一九九〇年から始まる湾岸危機、それに続く湾岸戦争の際、大蔵省と外務省が実質的に二元外交を繰り広げ日本外交が大きな混乱に立ち至った。当時、人的貢献を行うには法制的な問題があり、日本は増税までして百三十億ドルを支出したが、クウェートが有力紙に掲載した感謝国リストに名前がなかった。湾岸戦争で本当の意味で敗れたのは日本国の外交ではなかったか。この背景には、すべての重要な外交上の決断に大蔵省が関与し、外交の二元化が起こり、米国に主導権を握られる形で日本の国益を大きく損なうことがあった。

北朝鮮に対する一連の議員外交については、外交一元化の下で精緻に進められたのか今後多くの検証が必要である。これにより、結果的に、日本の国益を代表した交渉が二つに分かれ、北朝鮮寄りのものを選択をする自由を与えたことで相手が有利になる。そうした中で、日朝平壌宣言は取りまとめられたが、その内容は、日朝国交樹立のための交渉開始や国交樹立後の巨額の経済協力を約束しながら、核とミサイルを含む安全保障問題については問題解決を図る必要性の確認に止まり、また、拉致問題も明記されていないなど、日本国の議ることのできない重要な問題点をはらんでいるにもかかわらず、国会で深い議論が交わされたと聞いていない。衆参両院に期待するのはこの点であり、事実なら大変残念な事態である。

最後に、イラク戦争の正当性をめぐる議論については、欧米と日本では議論にかなり大きな落差がある。日本政府はフセイン政権が過去に行った国連決議違反を根拠にイラク戦争を支持をするという論理構成であったが、これは米国が明確な武力行使容認決議を取ることに失敗したため、外務省、とりわけ条約当局の一担当官が、苦慮した余り書いた作文である。日本政府は一貫してその答

弁で統一をしているが、ブッシュ政権は、決定的なところでは、国連決議で力の行使の正当性を説明していない。国際条約や国際法に安易に逃げ込めば、日米同盟のために支持をするのかという、同盟の議論は少しも深まらない。その点、麻生外務大臣は、北朝鮮の核の脅威を前に、日本は米国が必要であり、仏や独とは情勢が違うと政治家として論じているが、米国の力の行使への支持について、日米同盟はいかにあるべきかということを含めた堂々とした議論をこの院で繰り広げてほしい。

○川勝　平太参考人（国際日本文化研究センター教授）

日本は自国の世界史的位置が劇的に変化したことを踏まえるべきである。幕末開港以降、日本が目指したのは富国強兵に基づいた近代化であり、欧米へのキャッチアップであった。しかし、平成期には今やアジア地域間競争をリードするリーダー格の地位に転身した。日本は、京都に中国を中心とした東洋の文明の成果を取り込み、そして場所を変えて東京に西洋の文明の成果を取り込んだ。今や日本、特に東京には日本人が欲しいと思う西洋の文物でないものはない。いよいよ世界に発信するという日本史上未曾有の好機が到来しているのであり、モデルとしての自覚が必要である。魅力ある文化は人々によって取り込まれて世界に広まっていく。世界に広まる文化、すなわち普遍性を持つ文化は文明と言える。日本文明は基本的に中国文明とも、西洋文明とも異なる一つの文明である。

高坂正堯氏の名著『国際政治』によれば、国家は力の体系（軍事力）、利益の体系（経済力）、価値の体系（文化力）から成り、いずれもゆるがせにはできない。日本は戦前は軍事力に、戦後は経済力に力点を置いてきたが、今必要とされているのは文化力である。強い国から美しい国へというのは、力の文明から美の文明への転換を意味する。今の日本は富をどのように使うかが問われているのであり、富国有徳があるべき国の形としての標語である。徳とは孤立していないこと、引き付ける力を持っていることを意味する。日本は、富国強兵から富国有徳への転換を目指すべきである。

アジアを大陸アジアと海洋アジアと分けると、日本は海洋アジアに属する。海洋アジアは更に、日本海、東シナ海、南シナ海から成る海洋東アジア、インド洋から成る海洋南アジアと、その中間に位置する多島海世界からなる海洋東南アジアの三つに分けられる。海洋東アジアの中心に位置するのが沖縄である。現在、軍事基地があるが、海洋東アジアの海の共同体の平和拠点に華麗に転身することも夢ではない。また、親日的なパプアニューギニア、オーストラリア、西太平洋の島嶼諸国から成る西太平洋の津々浦々連合というような中小国にも目を向ける必要がある。

南北合従と対をなす東西連衡も重要である。モンゴルから中央アジア諸国そしてトルコまでのシルクロード地域も親日的である。したがって、東西連衡においてはシルクロード外交を、南北合従においては西太平洋津々浦々連合を構想すべきである。しかし、残念なことに、これらの地域では大使館、領事館などの在外公館が不十分である。シルクロード外交はロシア、中国に対する牽制力となろう。また、西太平洋津々浦々連合はアメリカへの若干の牽制力となろう。これらの地域との関係強化のため、例えば外務省と文科省が協力して日本に環境経営学修士（ＭＥＡ）というような学位を設けることにより、内外の青年を教育するための国際的な知的な場を創設すべきである。

日本は、美しい地球、水の惑星である地球の海の島国として、ガーデンアイランズとしての魅力を発揮すべきであり、今がその好機ではないか。厳しい状況にあるからこそ、そこに一縷の希望を託せるのではないか。

「多極化時代における新たな日本外交（世界の潮流と日本の立場）」（平成十九年四月二十五日）

○寺島　実郎参考人（財団法人日本総合研究所会長・株式会社三井物産戦略研究所所長）

世界潮流と日本の針路について四点にわたって考えたい。

第一の論点は国際経済の視点から見たもので世界同時好況の持続と潜在する不安である。特に二〇〇四年以降、世界経済の実質成長率は三％台となっており、過熱とも言える好況を持続している。三十年くらい前に瞬間風速で三％台はあったが、現在のものは高成長の同時化というマイナス成長ゾーンがないのが一つの特徴である。二〇〇七年の予測成長率に関する最近時点の数字であるが、コンセンサス（世界のエコノミストの平均的予測値を毎月発表する機関）は三・三％としている。その反面、なぜか非常に不安感を潜在させている。今世紀に入り、世界の実物経済が年率三・五％の伸び、物流が同七％の伸び、そして、株価時価総額が同一四％での伸びという倍々の数字となっているのは非常に興味深いが、実体経済をはるかに上回る金融経済の肥大化の反映であり、ここに不安の大きな要素がある。その象徴はエネルギー価格の高騰であって、その背景に投機的要素の顕在化がある。ＩＴ革命のパラドックスの現れもあり、オンライントレードで物すごい勢いで石油の取引が拡大している。要するに実態経済をはるかに上回る金融経済の肥大化が冷戦後のグローバル資本主義の特徴である。

第二に日本の貿易構造の変化と国土軸の論点である。三～四年前までは貿易立国日本の最大の相手国は輸出入を通じて米国であった。一気にそれが変わり、現在は大中華圏に日本の貿易の三割、アジア全体に日本の貿易の五割弱が依存している。対米貿易の比重は二割を割り込み一七・五％である。この貿易構造のアジアシフトに伴い、物流の変化が生じている。取扱いコンテナ量で見た世界ランキングで第一位のシンガポールを筆頭に香港、上海など大中華圏所在の港湾が上位六位のうち、五つを占める。日本の神戸、横浜などはハブ化する釜山に押されている。一言で言うと、日本の太平洋側港湾の空洞化である。他面で、日本海港湾―特に十一の港湾―の役割が増大している。青森、秋田、酒田、新潟などである。日本の貿易構造の変化が日本の国土形成計画に大きな影響を与える時代が到来していることを確認したい。安倍内閣もアジア・ゲートウエーをキーワードの一つとしているが、アジアとの連携の観点から総合交通体系を見直す必要がある。

第三にアジア連携の必要性と必然性である。ア

ジアのＧＤＰは現在世界の二五％であるが、二〇五〇年にはこれが五〇％になるという時代とのイマジネーションが大変重要である。このアジアのダイナミズムを吸収して日本をバイタライズする視点が重要となる。少子高齢化が進む日本、今後四十五年間で人口が二千八百万人減少し、二〇五〇年には六十五歳以上人口が全体の四割を占める日本の場合、アジアのダイナミズムとの連携の中で日本を活性化する発想が必要であり、必然である。この連携の中にはボーダレスの環境問題での連携を含む。特に中国の環境問題、エネルギー問題と正面から向き合うことが大変重要となる。

最後の論点は日本外交の構想力である。九・一一から五年経過した現在の世界潮流は全員参加型になっている。その中で日本外交に二つの要件を考えたい。一つに米国をアジアから孤立させない役割である。二つには中国を国際社会のルールに参画させる役割である。後者については、国際社会に引き込んでいくことが国益であって、粘り強く中国を国際社会の建設的な参画者に引き寄せていく役割を日本が担う覚悟が必要である。

○高橋　和夫参考人（放送大学教養学部准教授）

最近の国際情勢を考える上での重要な数字は十一と九である。一九八九年十一月九日、冷戦が終結し、米国が唯一の超大国として屹立する一極覇権の時代が開始した。その米国の覇権を支えたのがミリタリー（軍事）、マネー（経済力）、メディア（自国の主張を広げる力）、マンパワー（人口）の四つのＭと一つのＣつまりカルチャー（文化）であり、米国の外交力はこれらで成り立っている。その覇権を揺り動かしたのが二〇〇一年九月十一日のアルカイダの挑戦であった。アルカイダは貿易センタービルと国防総省に対する同時多発テロにより、米国の経済力と軍事力に挑戦した。犯人不明であるが、メディアに対する炭疽菌攻撃も行われた。三つのＭに対する攻撃の結果、四つ目のＭ、つまり人口面では、イスラム諸国、アラブ諸国の優秀な子弟の米国入国が困難となり、マンパワー面での陰りが生じ、アフガン、イラクの戦争と相まって、米国社会が有していたメッセージ性の弱体化、自由とは何か、民主主義とは何かが問われ始めた。アルカイダが惹起した一連の展開によって、四つのＭと一つのＣのいずれもがそがれ、米国のソフトパワーが大きく傷つけられる結果となった。

現在の米国はイラクでの事態からも理解できるが、かつてのように圧倒的力を有しているとは認識されていない。多極化の時代であり、他の極はロシアと中国である。ロシアが石油と天然ガスのエネルギーをてこにしてその主張を強化しているのは明らかである。中国の発展を誰しも否定できない。さらにインドという巨大な存在がある。

このように米国の一極覇権が弛緩した時代において、日本は何をしていくのか。米国に適用した四つのＭから見てみたい。まず、軍事であるが、コンセンサスがないので、どう使うかは発言を控えたい。次にマネーであるが、経済的には多額のＯＤＡを実行する力がある。振り返ってみると、これまで日本が一方でＯＤＡや投資実行などによって中東諸国からの石油の確保に努めながら、他方で化石燃料を燃やすことで成り立つ経済を目指すべく中東などの被援助国を使嗾してきた。これは一体性に欠ける政策である。今後は当該ＯＤＡ、当該直接投資が日本のエネルギー需給にもたらす影響の長期的評価を考えなければならない。次いでマンパワーである。国連からの報告にも日本の人口減少が指摘されている。したがって、日本はある程度、外国人の受入れをせざるを得ないと考える。そのため、早い時期にコンセンサスを得るべきである。さもないと、法的整備がないままに外国人が入国する事態が発生する。三つ目のＭ、メディアであるが、インターネットで中東を見ると、中国発のニュースに多数接する。日本の発信能力は中国と比べて明らかに劣っている。世界全体に日本を訴えることが必要である。エリツィン元大統領の国葬に元と前大統領が訪日する米国に比し、日本は元首相がどなたも行かれない。世界のメディアに訴求する発想がないと言わざるを得ない。

最後に外交であるが、国民に外交を支持してもらうことが重要である。その観点からすると、日本国民の側に世界情勢に対する知識の薄さを強く感じる。中国を知らない、朝鮮を知らない国民に支えられた外交では余りにも厳しく、世界史を教えることに尽力すべきである。世界史を教えるについては宗教教育が必須である。また、日本の新聞を見ていると、読者に誤解を生じさせる報道が多い。北方領土問題や安保理常任理事国入りが顕著な例である。やはり、日本の外交に国民に対する説明や正直さが欠落している気がしてならない。

（参考四）

政府参考人報告要旨

「東アジアにおける不安定要因の除去（北朝鮮問題を中心に）」（平成十八年十一月二十二日）

［我が国の北朝鮮政策（六者会合と日中、日韓協力を中心に）］

○佐々江　賢一郎政府参考人（外務省アジア大洋州局長）

我が国の北朝鮮に対する政策の基本は、我が国の平和と安全、国民の生命と財産を守り、北東アジアの平和と安定に資する形で、関係を処理していくことである。その中で、核実験、ミサイル発射、拉致問題等の諸懸案を解決して国交正常化につなげていくことが究極的な目標となる。これを実現するために、圧力と対話、対話と圧力のコンビネーションで取り組んでいく方針である。

我が国の対北朝鮮政策は、米国、韓国、中国、ロシアと連携しながら、さらには国連を含めた国際世論の圧力の下、あるいは、その理解と支持の下で進めていく必要がある。

北朝鮮による核実験とミサイル発射は、我が国に対する脅威だけでなく、東アジア、さらには国際社会全体の平和と安全に対する重大な脅威である。このままの形で推移していくと非常に深刻な脅威が及ぶため、断じて容認できない問題となっている。

この問題を受け、我が国はすべての北朝鮮船籍船舶の入港の禁止、すべての物品の輸入の禁止を含む我が国独自の措置を実施している。安全保障

理事会の決議においても、一七一八号が全会一致で採択されている。この決議を踏まえ、特に奢侈品の輸出禁止等についての措置の実施を改めて追加的に行っている。我が国としては、引き続き各国による圧力、着実な国連決議の実施を求めていくと同時に、北朝鮮に対して、この決議が求めている措置をとっていくよう強く求めていく方針である。

もう一つの軸である対話については、六者会合の共同声明と安保理決議に従って、北朝鮮が早急に核の計画の廃棄に向けて、具体的な措置をとることが重要であると考えている。このために、米国を始めとする関係国と緊密に連携しながら最大限の努力をしていきたい。

拉致問題についても、同時に北朝鮮の誠意ある対応を引き出すよう、引き続き全力で取り組んでいく必要がある。安保理決議の一七一八号の前文には、北朝鮮が国際社会の人道上の懸念に対応することの重要性を強調する文言が含まれており、ここに言う人道上の懸念には拉致問題が含まれていることは明らかである。

国連総会第三委員会においても、我が国がEUとともに提案した北朝鮮人権決議が採択されている。APEC閣僚会議及び首脳会議でも、北朝鮮に核の放棄等を強く求め、そして拉致問題解決の重要性について改めて訴えを行ったところ、多くの国々から理解ないし支持が得られている。特に首脳会議においては、安倍総理が決議、宣言に従って、すべての核、大量兵器全般、ミサイル計画の放棄、特に安保理決議の効果的な実施を実現するよう関係国に協力を呼びかけ、また、拉致問題の早期解決に対しても、各国の支持を求めている。

この総理の発言を受けて、複数の首脳から北朝鮮問題に対する言及があり、とりわけブッシュ大統領からは、拉致問題に取り組むことは重要であり、北朝鮮の人権状況を強く懸念する旨の発言があった。また、議長からも、北朝鮮に対する、核実験、ミサイル発射に対する懸念が表明されている。APECの場等を通じて広く我が国の主張に対する理解が得られている。

今後とも対話と圧力の方針で問題の解決に向けて全力を尽くしていきたい。

［日米同盟と北朝鮮問題（対米協力の在り方を中心に）］

○河相　周夫政府参考人（外務省北米局長）

北朝鮮をめぐる問題については、日本として外交交渉で解決できるよう努力している。その過程においては、米国との協力、協調関係が軸になっている。

北朝鮮のミサイル発射、核実験により、我が国の安全保障環境がより厳しい状況に置かれているため、それに対する我が国の安全をいかに確保していくかが安全保障政策そのものとして非常に大きく問われている。同時に、北朝鮮との外交交渉を行うに当たっては、日本の安全が着実に確保されるという足場があってこそ、確固たる姿勢で臨んでいけるものと考えている。

日本の安全保障政策は、基本的に自衛力の整備が一つの柱であり、日米安保条約に基づく米国の抑止力が、もう一つの柱である。その下で、外交努力を通じて日本の安全をより確保をしていく、より安全な状況をつくっていく、若しくは国際環境を良い方向に改善をしていくという努力を行っている。今後、日米安保体制の下での米軍との関係、なかんずく米国の抑止力をいかに確保していくかが、我々が直面している問題となっている。

この点について、特に日米安保条約に基づいて、我が国がいかなる国からであろうが武力攻撃を受けた場合、米国が日本を防衛をするという約束が安保条約の中でなされている。北朝鮮の核実験が行われた当日、麻生外務大臣とライス国務長官、安倍総理とブッシュ大統領との電話会談の場で、米国の日本の防衛コミットメントが改めて表明された。その後、ライス国務長官が来日し、外務大臣、総理と会談している。また、ハノイでの日米首脳会談においても、米国が有している日本防衛のコミットメントが再確認されている。

同時に、このコミットメントをより確たるものにするため、防衛庁と一緒に取り組んでいるのが、在日米軍の再編の問題、日米防衛協力の強化の問題である。

在日米軍の再編は、地元負担の軽減が一つの柱であるが、同時に抑止力の維持を図っていくことが目的となっている。基地を受け入れている地元住民の負担をできるだけ軽減しながら、同時に、在日米軍の働きが着実に機能するように、また、米軍の抑止力が着実に発揮されるような体制を強化をしていくことが必要である。順次、防衛庁共々政府一体となってこの実行に取り掛かっているところである。

その中でも、ミサイル防衛に関連する米側の動きとしては、弾道ミサイルを打ち落とすことができるイージス艦やパトリオットのPAC3、遠距離をレーダーで監視するXバンドレーダーの配備が主な取組となる。

中期的な話としては、弾道ミサイルに対応するミサイルの共同開発を日米で進め、より性能の高いミサイルの開発を行っている。これに関連して、ハノイで行われた日米首脳会談では、安倍総理とブッシュ大統領が、BMD協力を含めて日米の防衛協力をさらに強化、加速化していくことで一致している。その具体的な進め方については外務大臣、防衛庁長官レベルで検討を進めることで合意に至っている。

様々な分野での日米の安全保障面での協力を強化をして、国民、国の安全をより確たるものにしていく努力を今後とも続けていく必要がある。

［北東アジア軍事情勢］

○大古　和雄政府参考人（防衛庁防衛政策局長）

北朝鮮は地下核実験を安全かつ成功裏に実行したと発表している。我が国は諸情報を総合的に分析した結果、核実験を行った蓋然性は極めて高いと判断している。また、米国は大気サンプルを解析した結果、地下核爆発を行ったことを確認する放射性じんが検知されたと発表し、爆発の規模は一キロトン未満であったと評価している。

北朝鮮が核の再実験を行う可能性について、中国の報道局長は、唐国務委員と北朝鮮との会談の中で、北朝鮮は、二度目の核実験を行う計画はないが外部から圧力が加えられれば一層の措置をとる可能性はある旨表明したと発言している。

核兵器の弾頭化については、北朝鮮は公式に表明してないが、米国の国務次官補が議会証言で、核兵器を米国に到達させる能力を有するミサイル

に搭載したとする証拠はないと述べている。国防総省の情報機関も実施しているとの情報を有していないとしている。

弾道ミサイルの発射については、今年七月にテポドン2と見られるミサイルが発射されたが、数秒後に高度数キロメートルの地点で破損し墜落したと見られている。その他に発射された六発は、東北方向に四百キロメートル程度飛翔し日本海上に着弾した。この六発のミサイルはノドン及びスカッドであったと見られている。

北朝鮮の軍事力については、総兵力は百十万人ぐらいと見積もられ、その三分の二が、いわゆるDMZの三十八度線の近傍に配置されていると言われている。国防総省の報告書では、北朝鮮は火砲を動かすことなく、米韓連合軍に対して一時間につき最大五十万発を数時間にわたり発射することができると評価している。

中国の軍事力については、国防費が公表されているもので二千八百七億元、円に換算すると四兆二千億円程度となっている。対前年度比一四・七％の伸びで、過去に比較して高い伸び率を示している。当初予算比では十八年連続で対前年度比一〇％以上の伸びを続けている。現実の国防費を反映したものでなく、公表数値の二倍から三倍を使っているのではないかという見方もある。米国ではこの趨勢で国防費が伸びていく場合、二〇二五年までに中国の国防費は現在の三倍以上に増大すると言われている。また、軍の近代化については、陸上戦力が、数的には減少しているが、能力に重点を置いた軍隊を育成し、特に後方支援能力を向上させるための改革に取り組むのではないかと言われている。海上兵力は、隻数が減っているが、トン数では逆に増えている。航空戦力は、現在、戦闘機は三千機あると言われ、そのうち最新鋭の第四世代型の戦闘機は、三百三十一機保有していると見られている。このほか、空中給油や早期警戒管制の能力獲得に向け努力し、巡航ミサイルの開発も鋭意進めていると言われている。

ロシアの軍事力については、兵力を削減し、冷戦時代の三百万に比べて、将来的に百万人まで軍隊の規模をコンパクト化すると言われている。少子化、冷戦後の軍規律の悪化を踏まえ、今までの徴兵制主体から志願制を導入する。二〇〇八年までにロシア軍の三分の二以上が職業軍人になるとプーチン大統領は述べている。特に極東地域のロシア軍の状況が、冷戦時代に比べ、地上兵力、海上兵力、航空兵力ともに激減している。最近、国防費の増加に伴い、大規模演習や訓練が増加するなど活動が再び活発化する可能性がある。また、新たな兵器開発に着手するとともに、国産の最新鋭兵器の大量発注といった注目事象もあり、引き続き監視が必要と考えている。

「多極化時代における新たな日本外交」（平成十九年四月二十五日）

［在外公館の拡充及び地方の国際化に対する外務省の支援］

○塩尻　孝二郎政府参考人（外務大臣官房長）

在外公館の拡充の必要性と地方の国際化に対する外務省の取組について説明したい。

在外公館は我が国の外交を支える基盤であるが、その数はほかの主要国と比べると不十分である。主要国は軒並み百五十を超えているが、我が国は百十七にとどまっている。平成十九年度予算において六大使館の新設が認められたが、更に増設していく必要があると考えている。また、外交においては、相互主義の視点が非常に重要である。相手国が東京に大使館を設置しているにもかかわらず我が国の大使館が相手国の首都に設置されていないところが、二十三か国ある。大使館の数が十分でない結果として、外交上の働き掛けにおいても様々な障害に直面している。一例を挙げれば、昨年行われたWHO（世界保健機関）の事務局長選挙だが、我が国から立候補した候補者が中国の候補者に敗れる結果に終わった。その要因について確定的なことは言えないが、各国への働き掛けにおいて重要なところに大使館がなかったということが一つとしてあると思う。例えばアフリカだが、アフリカで投票権を有していた国が七か国ある。そのうち我が国が大使館を有していたのが二公館だけである。他方、中国はその七か国いずれにも大使館を有していた。

現時点での大使館の未設置国は、全部で六十八か国である。今、外交の新しい柱として推進している自由と繁栄の弧、この主要の部分であるのは旧ソ連地域の十四か国だが、その中で大使館を設置しているのは、今年度リトアニアに大使館を造ることになったが、五か国にすぎない。また、在外公館が機能を十分に発揮するというためには、適正な人員が必要である。特に、グローバル化が進展している中で、経済連携協定、国際テロ対策や国際的ルールメーキングなど、いろいろな分野に的確に対応していくためにも人員の増強が必要である。他国と比較して我が国は二千人少なく、米国の場合には四倍近い差がある。人を増やすという中で、商社OBや青年海外協力隊OB、NGOの経験者等、海外経験の豊富な人材の採用を更に積極的に進めていきたい。さらに、きめの細かい外交活動を展開していくという上で、総領事館が果たす重要な役割も御理解いただきたい。我が国は六十五の総領事館を有し、領事業務、日本について地元での理解を深める文化交流活動のほか、各国各地域の特性に応じた政治的、経済面での重要な役割を果たしている。一つの例を挙げれば、日本企業に対する支援の取組がある。外交力の強化に当たり、大使館だけでなく、総領事館を戦略的に新設していくことが非常に重要であると考えている。

地方の活力を外交に生かしていくという視点も重要である。地方自治体は、従来型の姉妹都市交流のみならず、輸出促進、観光誘致等、経済交流、国際協力といったいろいろな活発な活動をしている。外交のプレーヤーとして、非常に重要な一翼を担っている。このような地方自治体の国際活動を当省としても支援し、連携していきたい。それは地方の活性化にも資するとともに、外交のすそ野を一層広げ、総合的に外交力を強化することにもなり、そのためにもこういった関係を更に強めるということが急務である。そのような中で地方連携推進室を外務省の中に設け、窓口を一本化した。また、地方自治体の代表とタイアップ会議を行い、地方のニーズを組み込んだ形で、進んで地方との連携強化を進める具体的なアクションを取っている。具体的な例としては、大使公邸の積極的な開放、大使や総領事の地方訪問、地方の国際観光博への出展支援、外国人の地方訪問の促進などが挙げられる。

［安全保障を中心とした防衛省の新たな役割］

○西川　徹矢政府参考人（防衛大臣官房長）

まず、安全保障環境の変化について説明したい。最初に、国際情勢全般の大きな特色だが、一つは弾道ミサイルの拡散である。有効な防御手段がない、装備化が比較的容易であるため非常に拡散した。五〇年前半、冷戦構造が始まった際、保有国は米ソ二か国であったものが、冷戦構造が終わった九〇年前半に十数か国、それが一挙に四十五か国に増えてきた。弾道ミサイルの主な拡散状況だが、スカッド等が旧ソ連から出て、エジプトを経由し、北朝鮮へ行き、北朝鮮で再生産ないしはノドン等の新しいものを造って更に拡散した。もう一つの特徴は国際テロ活動で、これは、いつ、どこで、どのように発生するか予測が困難という特色があり、大きな脅威の一つになっている。テログループが大量破壊兵器やサイバー攻撃に入った場合、被害が大きくなると予想され、非国家主体による新しい形の戦争ということで、今後あり得べき事態として非常に大きな脅威になっていく。さらに、安全保障問題のグローバル化という特徴がある。これは、テロ対策や復興支援など、一国のみでは対処困難という現状が非常に出ている。人が世界各国に出ており、いろいろな被害に遭うことがあり得るため、国として国民を守るためには相互に協力しなければならない。

次に、我が国周辺の情勢だが、冷戦が終わり、欧州は比較的穏やかになったが、アジアは非常に不安定要素が強い。まず我が国周辺における不安定要素の一つは北朝鮮である。北朝鮮は、経済不振、エネルギー不足や食料不足が継続的に起こっていながらも、先軍政治という形で、軍事力を非常に増強し、半島の緊張を高めて、ひいては東アジアの安全保障に大きな不安定要因となっている。北朝鮮の持つ弾道ミサイルは一つの典型で、日本の場合、ノドンという千三百キロメールの射程を持つものでほぼ覆われている。北朝鮮は、これを二百基近く持っており、不安定要素として緊張を高めている。次に中国だが、特に軍の近代化と軍事費、海洋への進出が問題になっている。軍の近代化では、既に三百三十一機の第四世代戦闘機が入っているが、日本でこれに匹敵するF15は二百機で、既に凌駕している。この近代化のペースが国防費等の拡大で、十九年間にわたり毎年二けたの伸びを示している。しかも、公表数値の二、三倍が実態ではないかと言われている。この勢いが続くと、二〇二五年には現在の三倍になると言われ、大きな脅威、懸念材料である。もう一つの懸念材料にロシアがある。極東部分の戦力はピーク時から相当削減されたが、核戦力を含むとなお相当規模の戦力がある。冷戦時代のソ連軍のような規模、態勢に戻る可能性は低いが、経済的なものを背景に、活動の活発化や兵器調達が進むと予測される。

このような中で、防衛省・自衛隊には、この十数年間、大きな安全保障上の問題が起こるたびに、対応措置という形で新たな任務が加えられてきた。このような情勢に対応するため、平成十六年十二月、新防衛大綱を制定した。その概要は、新たな脅威や多様な事態に効率的に対応することが必要であるとの課題の下に、基本方針として、憲法の下での基本方針を堅持した上で、我が国自身まず努力すること、同盟国との協力で果たすべきこと、国際社会との協力で果たすべきこと、の三つを明確に示し、防衛省・自衛隊として対応していく。このような任務、役割を認識した上で、省移行があった。

最後に、現在抱えている喫緊の課題としては、米軍再編の着実な実施、組織改編、国際平和協力活動の実施、弾道ミサイル防衛あるいはテロ・特殊部隊攻撃などの様々な事態への対応、戦略的な防衛交流の実施、情報機能の強化、人的な側面での強化が挙げられる。

（参考五）

第一年目、第二年目の調査の概要

【第一年目】

国際問題に関する調査報告（中間報告）

要旨

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成十六年十月十二日に設置され、三年間にわたる調査テーマを「多極化時代における新たな日本外交」と決定し、具体的調査項目として、「日本のアジア外交」、「日本の対米外交」、「日本の対EU外交等」及び「国際社会の責任ある一員としての日本の対応」について、調査を進めることとした。

第一年目においては、「日本のアジア外交」について重点的に調査を行うとともに、その関連において、日米関係及びEU情勢についても調査を行い、平成十七年七月二十日、調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

その主な内容は次のとおりである。

日本のアジア外交

一　日中外交の回顧と今後の課題

近年、日中関係が悪化しているのは、両国関係が非常に複雑であり、それぞれの国の内政と密接に結び付いている結果であるとの意見、日本の対中外交の基本姿勢として、日本が大国である中国の姿を見るのは初めてであり、二十一世紀の今は日中が対等であることを再認識することが重要であるとの意見、今後の日中関係に関し、日本の外交にとって高度で、かつかなり専門的なコミュニケーション技術を取り入れた対中外交戦略を樹立する必要があるとの意見、日中両国が困難な状況を乗り越えて、相互理解を着実に進めていくことが重要であるとの意見などが述べられた。

二　東アジアにおける不安定要因の除去

北朝鮮の核問題をめぐって朝鮮半島に緊張が続く限り、東アジアの安定と平和はもたらされず、日韓にとって北朝鮮といかに付き合い、どのようにソフトランディングさせていくかが重要であるとの意見、我が国の対北朝鮮政策について、中国や韓国の協力をいかにかち取るかが外交的に重要なポイントではないかとの意見、台湾問題は、中台双方がそれぞれ共存共栄できる政治的枠組みを求めることしかないとの意見、日本は、日米安保を通じて米国の現状維持政策を助けていくというスタンスを変える必要はないとの意見などが述べられた。

三　東アジア共同体構築に向けての課題

東アジアから様々な形で活力を得ることによって日本の繁栄と安定を維持することができるとの観点から、東アジアでは経済共同体構築が今後五年間の最重要課題であるとの意

見、東アジア共同体は二十一世紀の日本とアジアの政治・経済、アジア全体の発展を考える上で不可欠であり、その際、日中の政治的・経済的連携が不可欠であるとの意見、日本と中国のどちらが東アジア共同体のリーダーシップを取るかは重要ではなく、東アジアにおいて関税、人の移動、企業活動の円滑化などにかかわるマーケットフレンドリーな諸制度を作り上げていくことが重要であるとの意見、東アジア共同体と日米同盟は矛盾するものではなく、共存していかなければならないことからも、日本が今後東アジア共同体の形成に当たって大きな役割を果たしていくべきであるとの意見、日本はＦＴＡ交渉体制を一本化することにより、ＦＴＡ交渉を迅速に進めるべきであるとの意見などが述べられた。

四　二十一世紀における日米関係

戦後日本の経済発展は日米同盟を外交の基軸としてきたからであるが、今後外交の舞台が東アジアに移ると思われることから、日米同盟をバックボーンとして押さえながら、東アジアの隣国に対応していくべきとの意見、日米間で様々なレベルにおいて交流し理解し合うことにより、両国の信頼関係が真に安定したものとなり、日本外交の選択肢も広がるとの意見などが述べられた。

五　拡大するＥＵの現状と今後の方向

日本は、独仏和解のプロセスをＥＵに学ぶべきであるとの意見、日本にとってＥＵは遠い存在であるが、経済的に見れば米国と日本との関係に比肩するほどの関係があり、ＥＵの存在は日本外交にとって欠かすことのできない大きなものであるとの意見などが述べられた。

六　今後の外交課題

これからのアジア外交は、対中、対韓に偏るのではなく、東南アジアを重視し、ロシア、インドさらにはアラブ諸国との交流を強化することにより、裾野の広い足腰のしっかりした展開をしていく必要があるとの意見、テロ、海賊問題、環境汚染、災害問題などの非伝統的な脅威に対処するために、我が国のソフトパワーの有用性を十分駆使して、粘り強い合意形成を進めていくことが大切であるとの意見、日本の外交が後手後手に回らないよう独自の戦略を打ち立てるため、本格的な外交戦略研究所が不可欠であるとの意見、外交を外務省だけに任せるのではなく議員にも役割があり、日本外交にとり大きな意義のある問題に関し議員が果たすべき役割について考えるべきであるとの意見などが述べられた。

【第二年目】

国際問題に関する調査報告（中間報告）

要旨

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成十六年十月十二日に設置され、三年間にわたる調査テーマを「多極化時代における新たな日本外交」と決定した。

第一年目においては、「日本のアジア外交」について重点的に調査を行うとともに、その関連において、日米関係及びＥＵ情勢についても調査を行った。

第二年目においては、「日本のアジア外交」のほか、「日本の対米外交」及び「国際社会の責任ある一員としての日本の対応」について、それぞれ調査を行った。平成十八年六月二日、第二年目の調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を議長に提出した。その主な内容は次のとおりである。

一　日本のアジア外交

現在の日中の外交関係は、一九七八年の日中平和友好条約締結以来、最悪の状況にある。日中両国は様々な問題を抱えているが、それらを平和的に解決し、両国関係を一層発展させることが、日中双方の大きな課題となっている。また東アジアでは、事実上の経済統合が進んでおり、現在、東アジア首脳会議及びＡＳＥＡＮプラス3を中心に、東アジア共同体構築に向けた動きが進展している。調査会においては、反日デモの背景、靖国問題、歴史認識、今後の日中外交、中国の将来、東アジア共同体構築の意義と必要性、その在り方等について、活発な議論が展開された。

二　日本の対米外交

我が国は、対米関係を外交の基軸としつつ、日米安全保障条約に基づく協力を行っている。米国は世界規模での米軍再編を進めているが、その一環として、日米間で在日米軍基地の見直し、自衛隊と在日米軍との役割分担等について協議がなされた。調査会においては、日米関係に対する基本認識、対米認識強化の必要性、日米同盟とアジア、日米同盟と東アジア共同体等について、幅広い議論が展開された。

三　国際社会の責任ある一員としての日本の対応

国際社会は複雑で困難な課題に直面しており、我が国は引き続きこれらの解決へ尽力する必要がある。そのために、まず個々の人々や社会の能力強化を図るという人間の安全保障を推進する必要がある。また、我が国は、多様化し、拡散する脅威に対する国際社会の対応に主導的役割を果たすことが期待されている。調査会においては、人間の安全保障、環境問題、核兵器不拡散、国際テロ防止、貧困への取組、我が国の国際貢献の在り方等について、様々な観点から議論が展開された。

四　今後の外交課題

軍事面での米国の圧倒的優位と経済面での多極化傾向が見られる中、外交政策の有効性を高めるためには、ソフトパワーの活用や相手国に対する正しい理解が必要となっている。また、我が国は、国連改革の一環である安全保障理事会の見直しで、常任理事国入りを目指した外交を行っている。調査会においては、我が国外交の在り方、国連と日本外交、議員外交の重要性と本調査会の役割などについて、幅広い議論が展開された。

五　提言

1　日中関係悪化の要因の一つに歴史問題が挙げられる。我が国は、安定した日中関係の維持が日中双方、ひいては東アジア全体の平和と安定そして発展につながるとの視点に立ち、日中間の歴史共同研究を着実に実施できるよう一層努めるべきである。

2　東アジアにおいて先進的役割を担っている我が国は、東アジア共同体の構築に向け、関

係各国との十分かつ緊密な連携・協力の下で、その取組を強化すべきである。また、政府は、国益を踏まえた明確な戦略の下で、関係省庁の政策を調整し、一層の連携・協力を図るべきである。

3　我が国は、我が国に置かれている国連大学本部の研究成果をいかすとともに、人間の安全保障への取組を一層強化するため、我が国に人間の安全保障に関する国連機関を設置するよう努力すべきである。

4　我が国では、大学やシンクタンクで外交に関連する研究が行われているが、十分な体制とは言えない。我が国は、我が国と密接な関係を有する国を中心に、戦略的外交を展開するために不可欠な知見を獲得するため、実証的な研究を行う外交政策研究所（仮称）を創設すべきである。

5　政府は、ソフトパワーの活用により外交力を高めるため、民間団体等の行う留学生受入れなど教育面での国際協力や文化交流事業を積極的に支援すべきである。また、政府は、外交上の意義を踏まえた適切な議題を設定した上で、主導的に国際フォーラムを開催すべきである。

6　多くの途上国で環境問題による深刻な被害が生じていることにかんがみ、我が国は、環境問題について有する高度な技術、ノウハウをいかして、これらの諸国に対する環境ＯＤＡ・環境協力が一層充実するよう措置を講ずるとともに、途上国の環境保全のためその人材育成にも一層努力すべきである。

調査報告書

経済・産業・雇用に関する調査

右の件について別紙のとおり調査の経過及び結果を報告する。

平成十九年六月八日

経済・産業・雇用に関する調査会長　広中和歌子

参議院議長　扇　千景殿

経済・産業・雇用に関する調査報告

目次

Ⅰ　調査の経過
Ⅱ　調査の概要
一　参考人からの意見聴取及び質疑応答
（一）　非正規雇用をめぐる現状と課題について
（二）　ワーク・ライフ・バランスに関する国際的な動向について
（三）　我が国におけるワーク・ライフ・バランスへの対応と課題について
二　政府からの説明聴取及び質疑応答
（一）　雇用をめぐる現状と課題及び経済成長戦略大綱について
（二）　ワーク・ライフ・バランスへの取組について
三　派遣委員の報告
四　委員間の意見交換
（一）　意見表明
（二）　意見交換
（参考）
○　調査会委員
○　主な活動経過

Ⅰ　調査の経過

参議院経済・産業・雇用に関する調査会は、経済・産業・雇用に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第百六十一回国会の平成十六年十月に設置され、同年十一月に調査項目を「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」と決定し、三年間にわたる調査を開始した。

一年目は、構造改革と経済財政の中期展望及び新産業創造戦略、雇用対策基本計画及び若年者に対する就業支援、成熟社会における経済活性化に向けた方策、地域経済の活性化、日本経済の国際競争力の強化、多様化する雇用への対応、フリーター・ニート等若年者をめぐる雇用問題並びに経済社会の変化に対応した人材育成の在り方等について調査を行い、平成十七年六月十三日、特に緊急を要する若年者の雇用問題についての提言を含む中間報告書を議長に提出した。

二年目は、経済及び所得格差問題、日本経済のグローバル化への対応、団塊世代の退職による経済・産業・雇用への影響、高齢者雇用の在り方並びに女性雇用をめぐる課題等について調査を行い、平成十八年六月二日、多様化する雇用への対応についての提言を含む中間報告書を議長に提出した。

最終年である三年目は、第百六十五回国会において、雇用をめぐる現状と課題及び経済成長戦略大綱について、それぞれ政府から説明を聴取し、質疑を行うとともに、非正規雇用をめぐる現状と課題について、参考人から意見を聴取し、質疑を行ったほか、都内視察を行った。次いで、第百六十六回国会においては、ワーク・ライフ・バランスについて調査を行うこととし、ワーク・ライフ・バランスに関する国際的な動向及び我が国におけるワーク・ライフ・バランスへの対応と課題について、それぞれ参考人から意見を聴取し、質疑を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスへの取組について、政府から説明を聴取し、質疑を行った。その後、本報告書を取りまとめるに当たって、各会派からの意見表明及び委員間の意見交換を行った。なお、平成十九年二月二十二日及び二十三日の両日、経済・産業・雇用に関する実情調査のため、新潟県に委員派遣を行った。

また、今期の調査会における調査を踏まえ、本会議において決議を行うべく、本調査会委員の発議による「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議案」を提出することとした。

Ⅱ　調査の概要

一　参考人からの意見聴取及び質疑応答

（一）　非正規雇用をめぐる現状と課題について

平成十八年十一月二十二日に、「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、非正規雇用をめぐる現状と課題について、参考人から意見を聴いた後、質疑を行った。

各参考人の意見の概要は、次のとおりである。

（株式会社ジョーズ・ラボ代表取締役　城繁幸参考人）

日本の給与システムの現状は、いわゆる職能給が一般的に取り入れられており、年功序列制度のバックボーンとなっている。年齢とともに基本的に上昇し、原則下がらない。これは判例でも保護されており、労働条件の不利益変更には非常に厳しい制限が付く。

企業が人件費を抑制しなければならなくなった場合、これから上がるのを抑えようという方向、結果として、若ければ若いほど不利であるという方向で圧力が働く。更に人件費を抑えなければならない場合、正社員としての待遇すら与えずに非正規雇用として若年層を取り込もうとする。若年層の非正規雇用者の割合が非常に高まっており、派遣社員や請負労働者といった非正規雇用者は職務給で、業務により値段が決まっている。職能給と違い、本人がスキルアップして評価されない限り、時給は上がらない。このように、日本では、年功序列の職能給、非正規労働者の職務給というダブルスタンダード構造が既にでき上がっている。同一労働同一賃金の原則が欧米では一般的だが、日本では、この原則が法律でも判例でも認められていない。

年功序列制度自体の負の面は、人の値段が年齢で決まることである。業種・企業規模ごとに年代別の緩やかな賃金相場が確立している。そのため、中高年が中途採用に応募しても内定を出さない。同様に、就職氷河期に正社員になれなかった若者は派遣社員、フリーターとして働いているが、企業業績が良くなり、採用を増やそうとするときに、企業は、新卒や他社の正社員に偏重してしまう傾向がある。

求められる対策の方向性は次の二つである。

まず一つは、正社員と非正規雇用者の待遇格差を一定の割合で是正することである。ただし、引き上げるだけでは徹底が難しいので、引き下げる方向での規制緩和、ルールさえ満たせば基本的に認めるという労働条件の不利益変更に関するルールの策定が必要と考えている。

もう一つは、就職氷河期あるいは一九九〇年代の不況の間に卒業し、非正規労働者として働いている者の正社員へのキャリアパスについて、別途対策を採る必要がある。この構造的な問題の解決には、職務給の普及しかないが、企業の自助努力に任せるしかない。職務給がスタンダードになるのに二十年掛かると考えるので、この若者たちを救済するには時限的な対策が必要になる。

民間企業の一つのケースは、リクルート社が二〇〇〇年から導入を始めたCV（キャリアビュー）制度である。三年間の有期雇用契約で最長六年間だが、再々延長は原則ない。この制度の特徴は、学歴、前職、年齢が一切不問なことである。同社は年功序列を完全撤廃しており、やる気と能力さえあれば、年齢は重要ではない。正社員、非正社員の区分けは特になく、従来型の採用コースを経た社員と同等以上の教育研修制度の機会を提供し、六年間で管理職クラスに上がる者もいる。三年若しくは六年の後、ほとんどの者が同業他社や同社のグループ企業に転職する。これを可能としているのは履歴に正社員としての職歴が残ることであり、正社員としてのキャリアの積み上げをサポートする結果になる。同社が導入したコンセプトには通常のほかの企業では踏み込めない点もあるが、現在、判例で最長一年とされる試用期間を、例えば非正規雇用者に限定して三年に延長することで、同様のメリットを得られると考える。

（京都大学大学院経済学研究科教授　橘木俊詔参考人）

非正規労働者が増加した理由、正規・非正規の格差を縮小する政策の二点に絞って話をする。

日本の企業において、以前は一〇％以下だった非正規労働者が現在労働者の三分の一である理由として一番大事なことは、企業が不況に巻き込まれて労働費用の節約を図る政策を採ったことである。まず一時間当たりの賃金が違い、ボーナスの支払がほとんどないことであり、企業が非正規労働者を多く雇うことは賃金費用の節約につながる。二番目は、非正規は非常に雇用調整がやりやすいことである。正社員の場合、解雇四原則などで簡単に解雇できないが、非正規の場合、企業は雇用契約期間に必要でないと思ったら契約を解除できる。三番目は、正規労働者は、法律で社会保険制度に加入するようになっているが、非正規労働者は排除されている。日本の社会保険制度は事業主と本人の保険料折半なので、非正規労働者が社会保険に入っていないことは企業にとって事業主負担、労働費用の節約につながることから、競って非正規社員を雇って社会保険料の節約を図ろうという行動をとる。四番目は、自分で進んで非正規労働者になる人もいることを認めざるを得ない。

そこで、正規労働者と非正規労働者の格差を縮小する案を考えてみたい。

まず一つは、同一労働同一賃金である。同じ仕事をしている人の時間当たり賃金格差を小さくする方策を採ってほしい。成功例がオランダのワークシェアリングで、法律で導入した。日本社会ですべて同一労働同一賃金に持っていくことは難しいが、その方向に行ってほしいというのが希望である。そのための手段は職務給の導入である。戦後、年功序列制度が続いてきたが、ここ十年、二十年、見直しが叫ばれ、いわゆる能率給、成果主義も入ってきた。職務給制度を定着させるため、どのような仕事でどのような能力が必要かを労使で合意し、同じ仕事の人に同じ賃金を与える制度に持っていくことが重要な方向である。

二番目は、非正規労働者もできるだけ社会保険制度に加入できる方策が是非とも必要である。労働条件の格差是正にもつながるし、非正規労働者のセーフティーネットを確保する意味においても重要である。政府は、前回の厚生年金制度改革においてこのことを意図したが、実業界からの猛反対で結局成立しなかったので、国会議員が先頭に立ち、厚生年金のみならず、失業保険、介護保険、医療保険を含めて是非とも実現してほしい。

三番目は、最低賃金制度で決められた最低賃金以下で働いている労働者数をできるだけ少なくする方策が必要であり、国際スタンダードの面からも、できれば最低賃金をもう少し上げる政策も必要である。

四番目は、労働分配率を上げ、労働者への賃金還元を増やすことであり、賃金還元額を増やしたときには、非正規労働者への配分を多くしてほしい。

（慶應義塾大学商学部教授　樋口美雄参考人）

非正規社員について、パートタイム労働者を例に考えてみたい。パート労働者は調査によって定義が異なるが、主に二つの定義によっており、一つは一般労働者に比べ労働時間が短い労働者、もう一つは企業における呼称である。二番目の定義で正社員とパート労働者では何が違うかを考えると、生活給、能力開発の面で、正社員は保障の対象となるが、残業、転勤などの拘束が掛けられ、

給与が保障の対象でない非正社員には拘束が掛けられなかった。ところが、その非正社員にも拘束を掛けることが起こってきている。

労働市場では、雇用者数の推移が、男女で非常に対照的な動きを示している。男性は、一九九七年をピークに減少し続ける一方、女性は右肩上がりで、依然として増加を続けている。失業率にも男女で大きな差があり、九七年以前は、女性が男性よりも高かったが、その後、雇用変化の影響を受けて、男性が上昇する。企業だけでなく、世帯、家計でも、男が外で働き女は家庭を守るという従来の性別役割分担の見直しが求められている。

労働分配率との関係では、二十一世紀になってから給与が抑制される一方、経常利益が拡大している。気になるのは、雇用者報酬が低迷している背景として、一人当たりの給与総額がここ何年来下がっていることである。構成比が変わり、賃金の低いパート労働者、非正社員の数が増えたことで説明されるので、非正社員の増加が非常に敏感に反映している。しかも、男女とも非正規雇用者の比率が増加してきており、若者を中心に世帯の中心的な稼得者にも広がりを見せてきている。

非正規社員の拡大は少子化の要因にもなっており、慶應大学のパネル調査で未婚率を見ると、九二年以降、フリーターと正社員の間に大きな差が生まれてくる。九〇年代に入り、非正社員は正社員に登用されず、一時的な所得格差の問題と同時に、所得の階層化、固定化が進展してきている。パート労働者の正社員に対する時間当たりの賃金格差も拡大している。その原因は、九〇年代の景気低迷が非正社員増に大いに影響していたのではないか。さらに、競争激化で、企業が人件費を抑制し、人件費の固定費化を回避したかったのではないか。同時に、労働法制に不備があり、非正社員を対象として規制緩和を進め、正社員についてはほとんど手が付けられないまま現在に至っているという、法律における二極化が全体的に影響しているのではないか。また、職業教育等において性別役割が存在するのではないか。そして、税、社会保障制度、企業の配偶者手当などの制度が存在することによって、有期労働者やパート労働者が年収を調整して手取り所得を増やしたいという行動があったのではないか。さらに、社外での職業能力開発の機会が欠如していたのではないか。

政策を見直す上での目標は大きく二つあり、一番目は、労働市場や生活のゆがみが起こってきていることである。それが現れているのが所得格差の問題である。労働時間については、正社員の長時間労働者が増える一方で、パート労働者が増えるという二極化が進展してきている。また、地域格差が固定化してきているのではないかという懸念が持たれる。二番目は、長期的に見て人口減少社会となる中で、個人が意欲と能力を発揮できる社会をどうつくっていくのか、その結果として完全雇用を量と質の両面において達成するためには何が必要かということである。

具体的な対策としては、まず何よりも、景気の回復と経済成長の維持が必要である。その上で、均衡処遇についての法律の強化が必要であるが、国会がやるべきこととして、我が国全体の労働市場のビジョンに関する基本法が必要と思っている。三番目は、税、社会保障制度の改革で、働くことが損にならないような制度にしてほしい。四番目は、学校教育も含めた職業意識の向上である。五番目は、社会による自立支援、能力開発であり、職業カウンセラー、能力開発バウチャーの適切な組合せを考えていくことが必要ではないか。さらに、地域問題を考える上では、地域の提案による地域のための雇用戦略を広げていくことが必要である。

個別対策の限界を痛感しており、仕事と生活の調和のための推進基本法を制定すべきではないか。ワーク・ライフ・バランスは、仕事のやり方を改革する、働き方を見直すことで時間当たり生産性を向上させることが必要で、同時に、個人が私的生活を充実させることが必要である。処遇、仕事の生産性についても、時間当たりで考えていく必要がある。いろいろ問題を抱えているので、省庁あるいは担当部署の枠を超えた基本法を国会で提起してもらうと役人もやりやすく、どの方向に向かっていくかが明記されることの重要性がある。そこでは、国と地方自治体とＮＰＯ、企業、国民の連携が明記されることが必要である。

質疑応答の概要は、次のとおりである。

○　非正規雇用に対し、自分たちとは違うといった意識を持っている労働組合員が多いので、労働組合自体の意識改革が必要との意見についてどう考えるかとの質疑に対して、労働組合の加入率は二〇％弱で、大企業、男性、フルタイムの労働者が基本的に加入しており、やや誇張して言えば対立関係があることも事実であるが、連合会長も自分たちの権益だけを守ることでは格差是正ができず、多少の犠牲は覚悟しなければならないとしているとの意見が述べられた。

○　オランダ型ワークシェアリングをどう考えるかとの質疑に対して、失業率が五・五％に達した時期にワークシェアリングを考えたら良いと自分を始め労働経済学者が発言したものの結局定着しなかったが、その理由は、上も多少の犠牲を覚悟しなければならないが、残念ながらその気が余りなかったためかもしれないとの意見が述べられた。

○　年功序列制度をどう考えるか、また、年功序列制度と非正規雇用が両立する余地はないかとの質疑に対して、年功序列制度自体は非常に優れた制度であると考えているが、技術の蓄積よりも革新が必要となり、年齢で給料を上げることが合理的でなくなっており、また、若いころの成果に対する報酬を将来の出世で受け取れる面があるが、組織が成長しないと制度として維持できず、両立については、年功序列の文化の中では、年を取った人間、年齢にふさわしいキャリアを経験していない人間はどうしても排除される傾向があるので、非常に難しいとの意見が述べられた。

○　社会はだれのためにあるかという視点に立ったときに、働く者を大切にしないのでは政治に値しないとの危機感を持つが、非正規雇用の現状についてどのように認識しているかとの質疑に対して、非正規雇用の増加による影響は確かに出ており、従来の企業内の諸制度は、新卒で入って定年まで勤めることを前提としてできているが、無理が来ており、長期的に企業の体力、技術の醸成にはマイナスが出るとの意見が述べられた。また、正社員と非正社員では、給与体系、会社における役割、会社の期待に基本

的な違いがあり、均衡化を図るために検討しなければならないのは、雇用形態の違いを脱却し、職務、職責に対して払うような給与の決め方を一本化することであり、パート労働法でも均衡処遇が企業の努力義務として課せられてきたが、何をもって均衡と言うのか明記されておらず、法律に格上げすることが考えられるとの意見が述べられた。

○　現在二十五歳から三十四歳までの就職氷河期世代のフリーターには正規雇用への機会がほとんどないのが実態で、このままでは未熟練労働者として固定化される可能性が強まり、将来の見通しが立たないのが現実であり、就職氷河期世代には特段の対策が必要ではないかとの質疑に対して、企業の自助努力任せでは変わらないので、法律でプッシュすることやメリットも与えることが必要であり、試用期間の延長は、企業にとってメリットは大きく、試用される側も、その間に自分をアピールでき、正社員としての職歴も残り、転職で選択肢が広がり、費用も掛からず、非常に良いと思うとの意見が述べられた。また、機会の平等を担保するために社会全体で助ける義務があり、イギリスのニューディール政策では、若者一人一人にアドバイザーを付け、就職できるまで面倒を見て、必要な技能の形成に公共部門が積極的に支援しているが、日本において企業に余裕がないとなると公共部門しかなく、公共部門が行う求職や訓練などの雇用対策費用は、ＧＤＰ比で先進国の最低レベルなので、もっと大胆に増やし、教育と訓練を徹底的にやってほしいとの意見が述べられた。企業が長期のフリーターを積極的に採用することには懐疑的であり、社会として企業を通じない能力開発の支援も必要になってきており、マンツーマンの支援で、アドバイザーのアドバイスを受けながら、自立の気持ちを強めていくことが必要で、また、日本ではトライアル雇用が既に実施されているが、一定期間経過後に、正社員へ登用するか、契約期間切れで打ち切るか、自分から適当でないと判断するかという仕組みをもっと活用していくことが必要であるとの意見も述べられた。

○　日本の雇用制度にかかわる基本法の制定について参考人から発言があったが、今、労働基準法も労働組合法もほとんど守られておらず、労働組合の結集率も弱くなるという現状の中で大きな格差を生み、社会的力の低下につながっていきつつあると思うので、基本法の考え方について詳細を伺いたいとの質疑に対して、法律が守られていない現状は論外であり、守らない方が得だという社会はおかしく、厳格に適用していくことが必要であり、また、ルールを守ることを強化する上でも基本法が必要ではないかと思っているとの意見が述べられた。

○　正社員になる前に三年間の試用期間を行うことについて参考人から発言があったが、フランスで試用期間を延長しようとしたために暴動が起きたことをどう思うかとの質疑に対して、フランスは原則職務給の国で、若年層の失業率は二〇％程度で一般労働者の倍の水準であり、卒業し一定期間非正規社員、インターンなどを経験して正社員という経路は珍しくなく、非正規の期間はマイナスにならないが、日本の場合は状況が違い、非正規社員が年功序列の企業に入るには正社員としてのキャリアが必要であるが、職歴が残り、スキル、経験も得られ、その後の転職活動で武器になると考えて試用期間の延長を提案しており、必ずしも本人の適性を見極めるためだけの制度とは考えていないとの意見が述べられた。

○　リクルートは普通の企業と違うと思うので、キャリアビュー制度がどのような企業でも通用するかは難しいのではないかとの質疑に対して、非常に難しいと思うが、ほかの企業も年功序列のままでは無理なので、新しいビジネスモデルを取り入れていく必要があるとの意見が述べられた。

○　参考人が提案するような三年間の試用期間は、企業にとっては良い制度だが、就職する者はそれでも良いのかとの質疑に対して、確かに企業の採用担当として三年は非常に魅力的だが、対象を若年層の非正規労働者だけに限定することで、新卒の学生とのバランスが若干取れてくるとの意見が述べられた。

○　非正規社員の職歴を残す方法はないかとの質疑に対して、フリーターのキャリアを評価すべきであり、評価できると考えているが、職能給、年功序列の社風はレールを順調に上がってきた人間以外入れないので、いかに突破口を開けるかに注力すべきであるとの意見が述べられた。

○　ＮＨＫの地域スタッフは、新規契約者を見付け、既契約者の聴視料を集金するが、一人一人がオーナーとしてＮＨＫと契約しており、ノルマはあるが働く時間は自由で、平均年齢は五十歳程度で年収は五百万円から七百万円、病気のときには半年間収入が保障され、退職金も出るものの、基本的に正規社員ではないと思うが、このような契約の仕方は今後あり得るかとの質疑に対して、社会保険制度に入れないのであれば賛成しかねるが、年収は魅力であり、少なくとも働き手もこうした条件で良いという合意があれば一概に駄目と言う必要もないとの意見が述べられた。また、ＮＨＫが意図したかどうかは別として、雇用契約ではなく、事業契約、請負契約ということであり、この場合、年金、税制の問題があるとの意見が述べられた。

○　請負労働者の労働組合結成には待遇改善の効果と格差の是認という相反する面があるが、これをどう考えるかとの質疑に対して、偽装請負はなくしてほしいし、労働者の立場を経営者に要求し、対等な立場で労使交渉をできるような労働組合であれば、あってしかるべきだと感じているとの意見が述べられた。

○　正規社員数の増加が景気回復、維持に及ぼす効果についての数値はあるかとの質疑に対して、数値として計算したものは持っていないが、恒常所得が安定し、正社員で雇用保障があることによって消費の拡大につながることが論理的に考えられ、その面でプラスがあると同時に、非正社員が年金財政に与える影響について、制度上の問題としても、財政収入が削減され、将来的には生活保護という形で別の財源から支出することになれば、マイナスと言えるとの意見が述べられた。

○　結婚したら子どもと家事に専念したい女性にとって、今までの収入を少しでも担保するために、配偶者控除は大事であり、少子化対策にも

なるのではないかとの質疑に対して、配偶者控除制度を廃止することで働く方が有利になることは好ましくなく、働き方に影響されないニュートラルな仕組みにしていくことが重要であり、掛かった経費による実額控除制度を日本でも広げていくべきで、サラリーマンの控除制度は実際には非常に利用しにくいので、それを変えていくことが必要であり、国民の納税意識、税金の使われ方に対する関心を高めるため、確定申告の方式を広げていくことが必要な時代になってきているとの意見が述べられた。

○　最低賃金制度は比較が難しいが、どのような比較方法で日本が低いと言えるのかとの質疑に対して、デービッド・メトカフという労働経済学者が先進国の最賃額を比較したところ、日本は欧米よりも低く、最低賃金以下の賃金しかもらっていない人が約一〇％いるので、日本の低さは国際的にも認められていると感じているとの意見が述べられた。また、日本の最低賃金の低さについてはいろいろな比較の仕方があるので、すべて低いと断定できるか疑問があるとの意見が述べられた。

○　最低賃金と生活保護基準を比べると生活保護基準の方が高く、生活保護を下げるべきではないかという議論をどう考えるか、また、最賃制度をどうしたら良いかとの質疑に対して、計算したところ、最低賃金で働いている人の方が生活保護よりも所得が低いという結果が出て、働いていない人よりも所得が低いのはおかしく、最低賃金を上げる策と生活保護を下げる策、両方を採用すべきだと思うが、最低賃金を上げる策のウエイトが高いというのが私の判断であるとの意見が述べられた。また、確かに最賃の方が低いという問題が起こっており、バランスを考えていかなければならないが、賃金が制度的に強制的に引き上げられた場合、雇用主が従業員数を減らす可能性はないかが問題になるとの意見が述べられた。

○　最低賃金制度を都道府県別ではなく全国一律にすべきという意見をどう考えるかとの質疑に対して、地域間の雇用情勢の差が非常に大きいため、雇用情勢を悪化させることが懸念されるとともに、日本では地域別に労働市場が形成されているため、そこに全国一律のものを持ち込むことに対する抵抗は強いとの意見が述べられた。

○　正規・非正規の格差の原因は、労働法制の不備と言うより政府が本来行うべきではない規制緩和をしてきた結果ではないかとの質疑に対して、労働者派遣法を改正するとき、多くの国で規制緩和が必要だと主張され、ヨーロッパでも緩和を進めてきたが、均衡処遇の規制は強化すべきだったと思っているとの意見が述べられた。

○　同一労働同一賃金を具体化するためには、労使間でともいかず、判例の積み上げも難しいので、法的に強制する方法が一番良いのではないかとの質疑に対して、非正規と正社員との格差の関係では、全国一律に格差の許容範囲を作ることに反対であり、その理由は地域差が非常に大きいこと、実態として企業規模で温度差が異なることであって、基準を作る、法制化するのであれば、正社員と比例する方式でつくるべきと考えているとの意見が述べられた。

○　終身雇用、年功序列は悪い制度ではなく、修正はすべきだが、制度の根幹は大事だと思うがどうかとの質疑に対して、別に終身雇用自体は否定しているわけではないが、組織の中でいったん上がったら上がった者勝ちなのはおかしいとの意見が述べられた。

○　職務給の導入に二十年掛かっても良いではないかとの質疑に対して、個人的には良くないと思っており、意識の早い企業は職務給に切り替えているので、そう変わってほしいと願っているとの意見が述べられた。

○　格差社会が社会を不安定にしており、その原因が経済政策にあるとすれば、変えていくべきではないかとの質疑に対して、経済政策の目標は経済効率性と経済公平性を高めることの二つであり、両者は経済学の世界ではトレードオフの関係とみなすのが一般的だが、私見では、非常に厳しいものの、両者を達成する道はあるとみなしており、その一例は現在の北欧で、経済効率も平等性も非常に高いが、北欧は小国で、日本のような大国では無理だとの反論が必ず出てくるので、道州制、連邦制もあり得るとの意見が述べられた。また、効率性と公平性は補完関係にあるということを主張している立場もあるとの意見が述べられた。

○　我が国の社会生活を考えた場合、雇用問題と労働力の移動問題には大きな制約があるが、どこにでも就職可能な場合の地域移動をどう考えるかとの質疑に対して、日本では、長男長女社会の中で地元への定着率が非常に高まってきており、県域を越えた労働移動、人口移動が非常に低下してきているため、地域に雇用をつくらなくてはならない状況になってきており、また、地方でも元気のある地方とない地方が出てきており、国と地方の関係が大きく変わった中で、地方分権問題をどう考えていくかが重要な時代になっているとの意見が述べられた。

○　今後の労働法制では、今までの世帯的な考え方から個人単位に変えていくべきではないかとの質疑に対して、自営業や農業が中心の時代には、妻の貢献に報いるために配偶者控除が必要であったが、会社勤務が一般化してきた以上、個人単位が中心になってくるので、年金給付についても離婚後どうするかというような、正に個人を保護するという視点が必要になってきているとの意見が述べられた。

○　日本のニート、フリーターのレベル、質は、ヨーロッパのニート、フリーターとは違うのではないかとの質疑に対して、ヨーロッパと日本の若者の違いを感じており、若者はもっと元気を持てという教育も必要で、法律に関しては、ワッセナー合意で法律をつくったオランダに見習って同一労働同一賃金の方向に近い法律を制定するよう努力してほしいとの意見が述べられた。

○　社員の質の担保をどうするかとの質疑に対して、長期的に、人材を企業内でどう育て、能力を発揮できる状況をつくっていくかが重要であって、非正社員が問題になっているが、正社員も長時間労働などの問題があるので、一つはゆがみを正すこと、もう一つは人口減少社会に対応して長期的に活力を高めていく法制度を考えなければならず、そのためには、提案したワーク・ライフ・バランス推進基本法を是非通

してほしいとの意見が述べられた。また、一九八〇年代にアメリカがたどった道と今の日本の状況は似ており、アメリカは、日本企業の台頭による不況で、組織の再構成、中間管理職のリストラをして生まれ変わったが、日本企業は、この十五年、人材育成、組織体質改善の機会を失っており、今変わらないとグローバル企業は生き残れないとの意見が述べられた。

（二）　ワーク・ライフ・バランスに関する国際的な動向について

平成十九年二月十四日に、「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、ワーク・ライフ・バランスに関する国際的な動向について、参考人から意見を聴いた後、質疑を行った。

各参考人の意見の概要は、次のとおりである。

（東京大学社会科学研究所助教授　永井暁子参考人）

スウェーデンでの働き方の特徴は、正規雇用としてのパートタイム、柔軟な育児休業制度の利用、男女ともに少ない長時間労働である。男性の働き方としてはフルタイムが多いが、育児休業を取得している点が特徴である。女性の働き方としては、フルタイム、育児休業を利用したパートタイム、育児休業を利用しないパートタイムという三つのパターンがある。男性は週当たり三十五時間から四十時間働いている人が六七・一％と最も多く、女性は三十五時間から四十時間働いている人が五一％、二十時間から三十四時間働いている人が三六・三％である。

スウェーデンの女性労働力率の高さは育児休業によるところがあり、スウェーデンの女性労働力率と余り変わらない。つまり、育児休業取得後すぐ復職するという形で入れ替わり立ち替わり労働市場に入れる仕組みがあることを示している。スウェーデンの育児休業制度は、子どもが八歳になるまで分割取得が可能で、勤務時間短縮のために使うこともできる。また、子どもが疾病などのときの家族看護休暇も充実している。育児休業期間中は給与の八〇％が両親保険から支給され、両親保険は企業側が九〇％以上を負担している。

二〇〇四年時点で合計三百九十日の育児休業のうち、父親しか使用できない割当分（パパの月）が六十日、母親しか使用できない割当分が六十日、それ以外の母親分百三十五日、父親分百三十五日は交換可能となっており、父親は父親割当分の六十日を使い、それ以外の百三十五日分は母親側に譲るのが一般的である。女性が実際に取得している育児休業日数は、子ども一人当たり二百六十日（休日を入れると約一年）以上が多く、取らない人は二・九％しかいない。日本は育児休業を取る前に辞めてしまう人が七割いるが、スウェーデンは妊娠、出産によって辞める人は非常に少ない。

スウェーデンの女性の復職後の働き方は、フルタイムが三八％、パートタイムが残りの六割程度を占めている。男性の育児休業取得日数は、十日以内が二三・一％で、ゼロという人は一割程度である。三十日以内、六十日以内の育児休業を取る人も多い。ほかのヨーロッパ諸国に比べても育児休業を取る男性の割合は多いものの、やはり女性に比べると取得日数が少ないことから、昨年、育児休業制度が改正され、父親割当分が百五十日、トータルで四百五十日となった。このように育児休業制度が非常に発達した背景として、国家公務員の約半数、市町村、県レベルの公務員の八割を女性が占めていることが挙げられる。

スウェーデンの家族の暮らし方には、家族の時間を大切にするという特徴があり、早い帰宅時間と家族そろっての夕食が挙げられる。日本（東京）の場合は家族が全員で夕食をとるのは週に一日、二日が最も多いが、スウェーデン（ストックホルム）の場合、毎日が三五・三％を占めている。それを可能にしているのは早い帰宅時間で、男性の場合でも五時ごろまでに帰宅している人が三七・三％と非常に多い。一方、日本の場合、六時ごろまでに帰宅する男性は六・八％で、十時以降が三〇％となっている。

仕事と家庭の両立を可能にするのは保育サービスの充実である。スウェーデンでは一歳からの入園が可能となっている。また、余暇活動センターなどの学童保育が充実しており、待機児童というようなことは基本的にはあり得ない。スウェーデンでは、一歳からの集団保育は子どもの発達にとって良いと考えられている一方、一歳までは母親若しくは父親がそばにいることが大事だとされ、また、授乳を非常に重んじる傾向があり、だからこそ育児休業制度が発達したと考えられる。

スウェーデンの家族生活の基盤は、子育てと仕事を両立するための柔軟な働き方を可能にする政策にある。その結果、男女ともに家族生活のための時間が確保でき、家族で日常生活や余暇を一緒に過ごすことができる。

（みずほ情報総研株式会社主席研究員　藤森克彦参考人）

イギリスのワーク・ライフ・バランスを考察する意義は三つある。一点目は、イギリスはワーク・ライフ・バランスの点で後れていたが、近年、企業や政府が積極的に取り組み始めていることである。二点目は、イギリスでは出産・育児について柔軟な就業形態を活用しながら就業を続ける女性が多いことである。三点目は、ワーク・ライフ・バランスは企業業績の向上につながるという見方がされていることである。

イギリスの柔軟な就業形態には、労働時間を短くする時短型と、働く時間帯や場所を変える裁量型がある。時短型には、学期間労働、期間限定時短制度など、裁量型には、集中労働日制などがある。柔軟な就業形態を提供している企業の割合は、全体では、パートタイム七四％、フレックスタイム二四％、その他は大体一割弱から二割弱であるが、五百人以上の企業では、ほとんどの就業形態で五割以上となっている。柔軟な就業形態を活用する雇用者の割合は、フルタイムの男性が一八％、女性が二八・五％、全体では二二・一％となっている。六％程度と言われる在宅勤務を加えると、フルタイムの三割が柔軟な就業形態を使っていることになる。

イギリスでは、一九九〇年代半ばから大企業が自主的に柔軟な就業形態を導入した。その理由の一つは、企業と労働者のニーズが合致したことである。企業側は好景気による労働力不足の状況にあり、労働者側は共働き世帯や一人親世帯の増加によって時間や場所に縛られない働き方を望んでいた。もう一つの理由は、土日営業や二十四時間

営業を求める消費者ニーズの変化である。

柔軟な就業形態が企業に与えた影響については、労使関係、従業員の労働意欲、従業員の定着、生産性などの点で良い影響があったと答えた事業主が五割以上となっている。イギリスの大手電信電話会社の事例では、在宅勤務などを進めた結果、離職率の低下などにより募集・採用コストを約十億円削減できた。

イギリス政府は、二〇〇〇年三月からワーク・ライフ・バランス・キャンペーンを行い、チャレンジ基金プログラムを導入した。これは、両立支援策の導入を検討する企業に対して、政府が費用を負担してコンサルティング機会を与えるものである。チャレンジ基金プログラムには二〇〇〇年から二〇〇三年の間に約二十三億円が投入され、四百四十八企業が支援を受け、百二十万人の従業員が影響を受けたとされている。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの下支えをするための条件整備として、労働規制、出産・育児休暇、経済的支援、保育所整備などの総合的な対策を採っている。労働規制としては、まず九八年に週四十八時間労働時間規制が定められたが、例外規定（オプトアウト）が設けられていた。二〇〇〇年にはパートタイム労働規制が導入され、時間比例という観点から均衡処遇が求められた。二〇〇二年の雇用法では、六歳以下の子どもまたは十八歳以下の障害者を持つ親は柔軟な雇用形態で働くことを申請する権利を持つとされた。

日本においても、今後一層ワーク・ライフ・バランスの必要性は高まっていくであろう。イギリスは景気循環で労働需給が逼迫したが、日本は構造的に労働者不足が起こる。また、日本では共働き世帯数は片働き世帯数を上回り、家事、育児、介護といった家庭生活で相応の役割を担う労働者は男女ともに増加している。

しかし、日本とイギリスで異なる点は、日本における労働者の二極化構造である。これが日本でワーク・ライフ・バランスがなかなか広がらない本質ではないかと思う。日本では、正社員は企業による雇用保障が強く拘束も強いが、イギリスは、正規社員であっても雇用保障は日本ほど強くない。ワーク・ライフ・バランスは企業の拘束を弱める方向に行くものであり、拘束とセットの保障も弱めなければならないため、企業による保障のうち何を低下させていくのか、日本流のワーク・ライフ・バランスを考える必要がある。雇用保障を低下させる場合は、社会保障や転職しやすい労働市場の整備など別の手段によって安定性を担う必要がある。

（マイクロソフト株式会社執行役人事本部長　四方ゆかり参考人）

マイクロソフトは人そのものが資産であり、優秀な人材の採用、定着は非常に重要な命題である。社員が会社に何を求めているかを把握するため、日本も含め全世界で、年に二回社員満足度調査を実施するとともに、会社のトップが様々な形で社員と直接対話する機会を持っている。それを「マイ・マイクロソフト」として、目標管理と評価、報酬と表彰の機会、キャリア開発、優れたマネジャー、働きやすい職場環境の五分野についてまとめている。働きやすい職場環境の部分で会社がどのような制度を提供できるかがワーク・ライフ・バランスとつながってくる。

マイクロソフトがフレキシブルな働き方に対して持っているビジョンは、「社員が場所や時間を選ばずに、生産性が高く、革新的に仕事ができる環境をつくり出すことにより、質の高い人材が採用でき、働き続けることを可能にし、それがマイクロソフトの強みとなる」というものである。柔軟な働き方を社員に提供することによるメリットは、現在いる社員だけでなく将来採用する人材をも引き付けることができ、多様性を持つ社員を採用できることである。また、グローバルな仕事に適した働き方、最先端技術を使った効率的な働き方の見本になりたいと思っている。具体的には、オフィスのスペースや駐車場の削減、通勤渋滞の軽減が可能になり、それが地域の環境にもプラスになる。さらに、それらを総合して、マイクロソフトが理想的な働き先と位置付けられれば幸いである。

アメリカのマイクロソフトで実際に利用されているフレキシブルな働き方には六種類あり、二種類以上組み合わせて利用することも可能である。一つ目は、臨時のフレックスタイムで、都合により出勤・退社時刻を変更するものである。二つ目は、通常のフレックスタイムで、恒常的に違う時間帯で勤務するものである。三つ目は、在宅勤務で、オフィス以外の場所で週に一日以上勤務するものである。四つ目は、短時間勤務で、通常の就業時間より短く働き、給与等もそれに合わせて調整されるものである。五つ目は、ジョブシェアで、二名の短時間勤務者が合わせて一五〇％以下の時間を働くことを認める考え方である。六つ目は、遠距離勤務で、会社とは異なる場所で通常勤務するものである。

アメリカのマイクロソフトでは、四万三千人の社員のうち約五千名が何らかのフレキシブルな働き方を選んでいる。幾つか事例を紹介すると、A社員は、子育てと妻との共働きを両立させるため、フレックスタイムと在宅勤務を合わせて利用し、朝六時から午後二時までオフィスで勤務し、夜八時から十時まで在宅勤務をしている。B社員はオフィスの移転により通勤に一時間掛かるようになったことなどから、週に一日在宅勤務をしている。C社員は、病気がちの息子がいるため、短時間勤務で週三十時間を選び、週三日十時間勤務している。D社員は、子どもができたため、一日当たり八時間勤務で朝七時から三時まで、週三日の短時間勤務を選択している。また、E社員は、二人目の出産後に職場復帰して、ジョブシェアを選択し、月曜日から木曜日まで九時から二時半まで勤務し、木曜日はもう一人の社員と一日ダブらせることでコミュニケーションなどをスムーズにする工夫をしている。

日本でも、「マイ・マイクロソフト」の活動をアメリカと同様に展開しており、職場の環境向上として、オフィスの改装、拡張、移転などのファシリティーの改善、デジタルワークスタイルのためのハードウエア及び在宅勤務制度の整備を進めている。このほかに、最大五日間の有給看護休暇に加え、ベビーシッター協会や民間の託児所と法人契約を結び、社員が割安な料金で利用できるようにしている。これらの制度は、社内のワーキングペアレンツコミュニティーの提言に会社がこたえたものである。現在、社員の九割以上がフレックスタイム若しくはみなし労働制で勤務している。

質疑応答の概要は、次のとおりである。

○　スウェーデンでは育児休業中の給料は両親保険で八〇％支給され、その保険は大部分が事業主負担ということだが、ノーワーク・ノーペイ原則との関係をどのように整理しているかとの質疑に対して、両親保険はそもそも育児休業のためにつくられた保険であり、その趣旨に沿っているので何ら問題はないと考えるとの意見が述べられた。

○　我が国におけるホワイトカラーエグゼンプションの導入に対する見解を伺いたいとの質疑に対して、ワーク・ライフ・バランスを行うのであれば、時間ではなく成果で測るということが必要であり、評価基準や働き過ぎを抑制する手段についての議論を深める必要があるとの意見が述べられた。また、裁量労働ができるレベル以上の社員であればホワイトカラーエグゼンプションの導入は可能であるとの意見が述べられた。

○　日本もスウェーデンのように子どもを育てる親の楽しみを享受できる社会をつくっていかなければと思うが、厚生労働大臣の「女性は子どもを産む機械である」との発言に対する感想を伺いたいとの質疑に対して、日本社会では子どもを産まないこと、産めないことについて女性が批判されてきた背景があり、そういった痛みを持っている女性がいる以上、やはり控えるべき言葉ではなかったかとの認識が示された。また、多様な社会を認めるという点において少し不適切だったのではないかとの認識が示された。男女を問わず働き方が、特に将来に向けてどうあるべきかを真剣に考え、決定する立場にあるという点で不適切だったのではないかとの認識も示された。

○　スウェーデンでは子どもを産んで会社に復帰するときは同じ会社に復帰するのか、別の選択をするのかとの質疑に対して、男女を問わず、同じ会社に復帰し、同じポジションが保障されることになっているとの説明があった。

○　スウェーデンでは育児休業中に給与の八〇％が支給されるということであるが、どのような仕組みで企業はそのような高負担ができるのかとの質疑に対して、企業が決定するという側面以上に国民が投票行動で政策を決定し、また、企業としても良い労働力を引き止めるためには良い条件を出さなければならず、上乗せして支給している企業もあるとの説明があった。

○　平均的な家族像が崩れつつある中、スウェーデン、イギリスなどと日本が決定的に違うのは、一人親の状況であり、社会全体で子どもを育てるという点で後れていると思うが、一人親の置かれた状況についてどのように考えるかとの質疑に対して、一人親の位置付けは各国で異なるが、最も異なるのは経済状況であり、スウェーデンでは所得移転によって格差が縮小されるのに加え、住宅手当や教育費無料などがあり、基本的には経済的支援が一番重要と考えるが、日本の母子世帯は就業率が高いものの、労働条件が悪く、長時間労働をしないと正規職員になれないという一般的な労働条件の問題があるとの意見が述べられた。また、イギリスでは、働くことによって生活防衛を図るウエルフェア・ツー・ワークという考え方から、一人親が働けるように保育所やジョブセンターなど環境を整備しており、その点は日本でも考えていくべきであるとの意見が述べられた。会社としてできることは、一人親に限らず、多様な背景を持っている社員が働き続けられ、最大限の力を発揮できるように多様な働き方を選択できるシステムを用意することだが、日本の事情を考えたとき、託児所不足の問題があり、地域、国のサポートが必要であるとの意見も述べられた。

○　日本において少しでもより良いワーク・ライフ・バランスにするためのポイントは何かとの質疑に対して、長時間労働を減らす、長時間労働をしなければ正規職員になれないような雇用環境を減らすことが必要であるとの意見が述べられた。また、日本の場合は正規・非正規の二極化構造、正規社員の保障と拘束のバランスが難しく、これまで企業が果たしてきた社会保障の補完作用を低下させる場合は、国が出ていくことを考えなければならないとの意見が述べられた。画一的でない部分を受け入れる考え方が醸成してこないと本当の意味でのワーク・ライフ・バランスの実現は難しいとの意見も述べられた。

○　欧米における残業手当の支給状況はどのようになっているかとの質疑に対して、法定労働時間あるいは契約された労働時間以上に働く場合は、別途通常の賃金よりも割増しして支給されていると思うとの説明があった。また、アメリカでは事務職とブルーカラーは残業手当が支給されるが、高学歴のホワイトカラーは残業手当込みの給与という形で支払われているとの説明があった。

○　アメリカにおいてホワイトカラーエグゼンプションの対象となる者の給料は年齢にかかわりなくブルーカラーよりも大分高いのかとの質疑に対して、初任給から高く、多分ブルーカラーの時給が経験を積んで上がっても追い付かないと思うとの説明があった。

○　我が国の経済界はワーク・ライフ・バランスが企業の成長・発展に寄与すると強調しているような印象を受けるが、スウェーデンではどのように議論されているかとの質疑に対して、スウェーデンでは家族政策の中で行われており、個人がどのようなライフスタイルを選択しても格差が出ない制度をつくっていくことが理念としてあり、とりわけ北欧諸国の中では男女平等政策が強いポリシーとしてあるとの説明があった。

○　スウェーデンの女性の働き方について、育児休業を利用してパートタイムで働くことと、育児休業を利用せず正規雇用のパートタイムで働くことではどのような違いがあるかとの質疑に対して、育児休業を利用せずパートタイムで働くこととは育児休業をすべて使った人が時間短縮で働く場合の働き方という意味であるとの説明があった。

○　イギリスのパートタイム労働法制の仕組みと改善すべき点を伺いたいとの質疑に対して、同一労働同一賃金を担保するため、パートタイム労働者は不平等な扱いを受けた場合に労働裁判所に不服申立てできるが、パートタイム労働者側で劣位な扱いを受けていることを証明しなければならない点と、パートタイム労働者と同一労働を行っているフルタイム労働者の定義が

はっきりしない点が問題としてあるが、賠償金が支払われる場合は相当多額になるので、同一にするためのインセンティブにはなっているのではないかと考えるとの意見が述べられた。

○　日本企業では年休取得さえ難しい状況があるが、マイクロソフトではどのような体制をとって解決しているか、また、在宅勤務の社員の評価をどのように行っているかとの質疑に対して、裁量権を持たせる社員はある一定レベル以上の社員に限られ、休暇などで年に何日かはいないことを前提とした体制をとっており、また、在宅勤務中はオフィスにいるように勤務することが義務となっているとの説明があった。

○　法人税の問題など、インセンティブを与えないと企業はなかなか変わらないと考えるが、日本でワーク・ライフ・バランスに対する企業の取組を変えていくにはどのような方策が考えられるかとの質疑に対して、労働時間規制などの規制を使うこと、ＣＳＲ（企業の社会的責任）の観点から企業の取組を投資家等が見ていく形で社会的にプレッシャーを掛けること、イギリスのチャレンジ基金プログラムのように企業の自主的な取組を促すこと、法人税を減税することの四つの方法が考えられるが、財政赤字を考慮しつつこれらを組み合わせて行うべきであるとの意見が述べられた。

○　外資系企業は責任の所在が明確であるが、そのような就業体系をつくっていく上で日本企業はどう変わるべきかとの質疑に対して、形から入ることで後から中身が付いてくるということもあるが、ワーク・ライフ・バランスが実現できる会社が選ばれ、そうでない会社は見捨てられるという危機的な状況に直面して困ることで、日本企業は実質的に変わるのではないかとの意見が述べられた。

○　スウェーデンのような状況を実現するために日本の企業、国の施策としてどのようなことを充実すべきかとの質疑に対して、日本ではほとんどの男性が長時間働いていることが問題であり、時間を柔軟に使うこと、仕事を求めている人たちと仕事を分け合うことによって少しずつ活路が見いだせるのではないかとの意見が述べられた。

○　少子化対策という視点からワーク・ライフ・バランスを考えた場合、特にＮ分のＮ乗方式等の税制改革が重要だと考えるが、見解を伺いたいとの質疑に対して、少子化の要因は複雑で税制だけに限らない問題であり、子どもを育てている人やこれから子どもを産もうとしている人を支援するという雰囲気が社会的に失われていることが一番大きな問題で、それが働き方など様々な問題にかかわっているのではないかとの意見が述べられた。また、少子化対策のための支出は投資であるという考え方が欠けており、働きたいけれども育児等で働けないという状況を変えていくことも一つの方策であるとの意見が述べられた。ワーク・ライフ・バランスを良くすれば少子化が止まるという単純なものではないと思うが、少子化は女性の自立や社会進出と非常に大きくかかわっているため、多様な働き方を提供することで子どもを育てながら就業が続けられるような環境を整えていくことが重要であるとの意見も述べられた。

○　スウェーデンの地方公務員の八〇％が女性である理由を伺いたいとの質疑に対して、地方自治体が独自に所得税の課税権を持ち、その税金は医療以外の社会福祉や幼稚園、保育所を含む初等教育に充てられ、それらの職を女性が担っているためであるとの説明があった。

○　スウェーデンでは昨年の法改正により育児休業の父親割当分が増えているが、シングルマザーの場合にはどのように対応しているかとの質疑に対して、シングルマザーに限らず一人親の場合は、基本的に両親分の合計を利用できることになっているとの説明があった。

○　スウェーデンの女性労働力率の高さの理由は育児休業制度にあるとのことだが、実際どのように育児休業を利用しているかとの質疑に対して、第一子出産後一年以内の育児休業を取得して復職し、残った分を使用して時間短縮で働き、第二子の出産に備えるという形が多いとの説明があった。

○　少子化時代の日本では総労働時間は減少していくことになるが、その中におけるワーク・ライフ・バランスの在り方についての考えを伺いたいとの質疑に対して、日本は時間当たり労働生産性をいかに高めていくかを考えなければならない時代に入っており、ワーク・ライフ・バランスは今ある仕事をどうみんなでやりくりしていくかを見直すきっかけになり、ＯＪＴは重要であるが、非正規社員や専業主婦に労働市場に出てもらうことを考えると、企業の外での訓練の機会をつくってスキルを付けてもらうことで時間当たり労働生産性を高めることが課題であるとの意見が述べられた。

（三）　我が国におけるワーク・ライフ・バランスへの対応と課題について

平成十九年二月二十一日に、「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、我が国におけるワーク・ライフ・バランスへの対応と課題について、参考人から意見を聴いた後、質疑を行った。

各参考人の意見の概要は、次のとおりである。

（株式会社クラオンライン代表取締役社長家本賢太郎参考人）

ワーク・ライフ・バランスに対する取組を始めたのは今から三年ほど前であり、そのきっかけは、学生結婚をして一歳の子どもがいる社員の入社が決まったことであった。会社の成長とともに、いわゆる子育て世代の従業員が増えてくる中で、長く会社に勤めてもらうため、人事戦略、経営戦略の柱としてワーク・ライフ・バランスへの取組を進めてきた。

会社には、フランス、ポーランド、ハンガリー、マレーシア、インドネシア、中国、韓国等、いろいろな国籍の社員が働いており、ダイバーシティー・アンド・インクルージョンという、多様性と、その多様性を受け入れる考えを持つことを常に意識している。

中小、ベンチャー企業の場合、ワーク・ライフ・バランスに対する取組の余裕はないだろうということを大方の経営者の意見として聞いてきた。ただ、明確な企業の目標がある限り、従業員の満足度は欠かせない部分であり、ＩＴ企業の場合には、早ければ半年、長くても三、四年ぐらいで辞めてしまうという状況が非常に多いので、そ

こに一番力を使わないといけないという認識を持っている。

ワーク・ライフ・バランスに対しての取組を継続して行うため、病児保育を行っているＮＰＯ法人と提携し、社員はどのようなワーク・ライフ・バランスに対する施策が欲しいのか等のアンケートも含め、ＮＰＯが間に入っている。ワーク・ライフ・バランスは子育てだけに限るものではなく、プライベートの生活と会社の生活のバランスをどのように会社が認識し、サポートするかがポイントだと思っている。その結果、昨年は外国人社員が一名都合で帰国したが、それ以外の退職者はゼロであった。

育児支援の取組については、在宅勤務、時短勤務、ｅ―ラーニング、子どもを連れてのミーティングやブリーフィングへの参加などがある。重要なことは、大企業のワーク・ライフ・バランス制度を全部まねする必要はなく、中小企業でできるところからやっていこうということであり、継続が重要である。在宅勤務や時短勤務に関しても、ベンチャー企業の場合には人員的な余裕もないので、あらかじめ出産、育児の予定を話し合ってカバーするという取組を行ってきた。

八割以上の社員はワーク・ライフ・バランスに取り組んでいるこの会社を評価するというデータがあるが、ネガティブな意見もあり、ワーク・ライフ・バランスの取組は一部の人間にとってだけ、メリットがあるのではないか、本当に社員全員にメリットがあるかどうかは疑わしいという意見もある。長く継続的に取り組むことによって解決をしていかなければならないと考えている。

ワーク・ライフ・バランスとは育児支援だけではなく、働くことと個人の生活とのバランスをどのように保つかであるという考え方がもう少し広まってほしい。

中小、ベンチャー企業は、資金繰りの問題もあり、利益を追求しなければならないという、そのステージステージでの目標もある。外部の投資家、機関投資家は早い結果を求める傾向もあり、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいることをいかに株主に理解してもらうかも今後重要になる。

また、企業風土・環境という点については、成長を求める企業が優秀な人を日本の中だけではなく世界から探してくるということに対しても、いろいろな対応がこれから増えてくると良いと思っている。これは、ワーク・ライフ・バランスという一つの面だけではなく文化を変えていかなければいけない問題だと思っている。

（同志社大学政策学部教授　川口章参考人）

ワーク・ライフ・バランス施策と企業業績との関連の研究は日本ではまだ少ないが、最近、本格的になされた調査が二つあり、ここでは、私が計画段階から参加した労働政策研究・研修機構「仕事と家庭の両立支援にかかわる調査」のデータに基づいて説明したい。この調査は、企業に調査すると同時に管理職と一般社員についても、企業の制度をどのように利用しているか等を調査している。

その結果、まず企業がどのような目的でワーク・ライフ・バランス施策を実施しているかを見ると、企業の社会的責任を果たす、女性従業員の勤労意欲を高める、採用で優秀な人材を集めるなどが多く、男性従業員の働き方の変化に対しては余り期待していないことが分かる。効果を複数回答で尋ねたところ、最も効果があったのは女性従業員の定着率を高める、以下、企業の社会的責任を果たす、女性従業員の帰属意識やコミットメントを高める、女性従業員の勤労意欲を高めるで、やはり女性従業員の働き方あるいは満足度がワーク・ライフ・バランス施策によって増すことが分かる。したがって、企業は、女性従業員の定着率の上昇、女性の帰属意識、労働意欲、満足度の向上、優秀な人材の確保の目的でワーク・ライフ・バランス施策を行い、これが将来の生産性の上昇につながることを期待しており、更に長期的には、利潤の拡大につながることが企業の目的だとまとめることができる。

育児休業が取りやすい企業と取りにくい企業で過去五年間の生産性を統計的に検定すると、育児休業が取りやすい企業では生産性が伸びたという相関関係が明らかになる。結婚や出産後も働きやすい会社でも五年間の生産性が伸びる傾向にあることが分かる。しかし、ワーク・ライフ・バランスの充実度と利益の伸びには相関関係がない。結婚、出産後も働きやすい会社かどうかと利益が高くなったかどうかについても、相関関係が見られない。以上をまとめると、ワーク・ライフ・バランスの施策が充実している企業では傾向として生産性が上昇しているが、経常利益の増大にまでは直結していない。一つの説明としては、ワーク・ライフ・バランス施策に掛かる費用のために経常利益は増大まではしていない、あるいは実際に利益につながるまでは時間が掛かるかもしれないということである。従業員の満足度を高めながら利益にマイナスの影響は少なくとも与えていないという点では評価できるのではないか。

政策課題として、企業のワーク・ライフ・バランス施策の情報を公開する制度を導入してはどうかという提案がある。具体的には、育児休業制度や短時間勤務制度等の有無だけではなく、利用者の数、男女比率、平均残業時間、年次有給休暇の取得率等、企業のワーク・ライフ・バランス施策の実態を公開する制度を導入してはどうかということである。

なぜこのような制度が必要かというと、求職者には企業のワーク・ライフ・バランスの実態が非常に分かりにくいという現状がある。ワーク・ライフ・バランスの実態を詳細に公表している企業がまだほとんどなく、制度があっても利用しにくい企業が非常に多い。さらに、企業にとっても、ワーク・ライフ・バランス制度を導入しようというインセンティブが高まる。情報公開制度の利点は、国にとっても、企業側にとってもほとんど費用が掛からないことにある。最近は経営者の間でも経営情報公開への認識の高まりが見られる。したがって、このような制度を導入する土壌が整いつつあると考えられる。

（株式会社第一生命経済研究所副主任研究員　松田茂樹参考人）

育児休業制度、次世代育成支援対策推進法が実施され、企業の両立支援も徐々に普及してきているが、少子化傾向が止まらない現状を見ると、やはりまだ不足だろうということである。両立支援の更なる充実が必要である。

育児休業あるいは産休の制度については、日本は諸外国と比べて見劣りしないと思う。しかし、育休から復帰した後、仕事と子育ての両立のハードルが高いために継続就業できないという状況になっている。従業員数三百一人以上の上場企業を対象に行った調査で、正社員の女性が求めている両立支援策と企業が実際に実施している施策の割合を見ると、子どもが三歳を過ぎた後のフレックスタイム、あるいは始業時間や終業時間の繰上げ、繰下げ、看護休暇で乖離が大きい。現在の育児休業制度では、子どもが三歳を超えると、短時間勤務、フレックスタイムなどの措置は努力義務となるが、そこが実はニーズが高い。看護休暇は、現在の法制度では年間五日までであるが、五日よりも長い看護休暇を希望する割合が高い。

男性の育児参加は極めて少ないが、男性の両立支援ニーズも実は高くなっている。男性の両立支援を行いやすくするためには、第一に、育児期の長時間労働の見直しが必要である。第二に、男性の育児休業の問題が挙げられる。男性のニーズの多くは、女性型の長期の育休取得ではなく、短期かつ妻をサポートするという形で育休を取りたいというものであるが、現行の制度では、これが難しいという面がある。その理由は、第一に、妻の育児をサポートするためには、育休は週に一日、二日と分けた方が効果的な面があるが、現行制度ではできない。第二に、専業主婦世帯は産後八週間しか取得できないが、子どもが一歳までの八割は専業主婦世帯である。第三に、保障される給与水準はやはり男性の水準から見ると低く、ここを改善していく必要があるだろう。

パートが利用できる両立支援は少ないが、そのニーズは非常に高く正社員と変わりがない。昨今の非正規化の流れを踏まえ、パートへの両立支援策の拡充を企業は検討すべき時期に来ている。

多くの就労者は、中小企業、中堅企業で働いているが、やはり経営的な体力が問題である。現在、マスコミで様々な両立支援策を導入した企業が紹介されているが、ほぼ大企業であり、中小企業、中堅企業への普及が課題になっている。問題となるのが財政や税制支援であるが、その対象は中堅企業、中小企業であり、大企業はもう除外してよいと思われる。その理由は、両立支援を今導入しなければ、団塊ジュニア世代の出産は恐らく低いままであろうということ、大企業で両立支援策が普及し、中小、中堅で普及しないとなると、エリート層だけが両立支援を享受することができ、ますます豊かになり、そこに勤めることができない中小企業の従業員は、そうした果実を享受できないことが懸念される。

両立支援と言うと就業継続支援に重点が置かれているが、調査結果を見ると、育児期は子育てに専念しようという女性が多く、両立支援は、継続就業支援プラス再就職支援のセットでなければ効果はない。

質疑応答の概要は、次のとおりである。

○　ワーク・ライフ・バランスの制度の採用には、業種も相当影響しており、ＩＴ産業は採用しやすいのではないかとの質疑に対して、二十代から四十代ぐらいまでの子育て期の従業員が集中しているＩＴ産業だからこそ積極的に取り組む必要があり、ＩＴ産業でも業種の層があって、株式会社クララオンラインはインフラに近い層のビジネスをしているため、四年、五年という少し長いスパンで会社の経営を考え、人事戦略も立てることができる余裕があるとの認識が示された。

○　両立支援策について、企業の規模もあるが、業種による格差があるのではないかとの質疑に対して、日本労働研究機構の調査によれば、公共系、金融、サービスは両立支援が比較的充実しているが、製造業、鉱業では充実度が低いとの説明があった。

○　労働政策研究・研修機構の「仕事と家庭の両立支援にかかわる調査」の対象となった企業の規模や業種はどうなっているのかとの質疑に対して、この調査はランダムに企業を抽出して郵送法で行ったものであるが、回答企業には偏りが生まれており、全体の三七％ほどがサービス業、次いで製造業三〇％、小売業九％と回答率が高い一方、飲食店や通信業では回答企業が少なく、企業規模については、正社員百人以上をめどに調査票を送付しており、一番多い規模は、三百人以上五百人未満が三七％であり、それ以上では、例えば五百人以上七百人未満約二〇％、七百人以上千人未満一〇％、千人以上二千人未満一〇％、二千人以上一〇％であるとの説明があった。

○　税制あるいは財政的な支援について、もう少し具体的に伺いたいとの質疑に対して、一つは、育児休業社員の代替要員確保への給付を行うことであり、これは二十一世紀職業財団が既に実施しているが、その金額を引き上げることが案としてあり、もう一つは、両立支援を行う企業が情報公開し、それを県が取りまとめ、そこに登録した企業に対しては、政策金融機関が少し良い利率で融資するという福岡県の取組を広げていくことであるとの意見が述べられた。

○　株式会社クララオンラインにおける育児休暇制度以外の取組や、それを導入するにおいての障害の有無について伺いたいとの質疑に対して、重要なポイントは、経済合理性の面について評価をした上でワーク・ライフ・バランスに取り組んでいくことであるが、育児支援以外では、例えば、クオーターレビューという、四半期ごとに社長が全部の社員と会って状況をウオッチするプログラムによって問題を把握し、個別に配慮することを行っているほか、資格取得に対し一〇〇％会社がその費用を負担するプログラムを持っており、さらに、外国籍の社員が多いため、日本語習得のための費用負担、勤務時間への配慮を行っているほか、一年以上勤務した社員に、家に帰るための旅費を負担するホームリーブプログラムがあるとの説明があった。

○　株式会社クララオンラインでは外国籍の社員が多いとのことであるが、考え方の違いがあるかとの質疑に対して、有給休暇の消化の面では、外国籍の従業員の取得率が上がってくるのに引っ張られて日本籍の従業員の取得率が上がっていく傾向があり、トータルで見ると余り差がなく、育児休業に関しては、昨年は男性の育休取得が四人あり、全員が外国籍の社員であったが、有休の消化と同じように引っ張られていくところがあるのではないかとの意見が述べられた。

○　女性の就業率と出生率の関係には、文化、風

土、習慣等がかかわってきており、女性のエンパワーメントの強弱によって両立支援の取組が変わってくるとはどのような意味かとの質疑に対して、ほとんどの国では、長期的に見ると、女性の就業率の高まりと出生率は負の相関関係にあるが、女性の就業率が上がると急激に出生率が下がる国と、余り出生率の低下を招かない国の差が大きく、この違いにはワーク・ライフ・バランスの充実度が介在しているとの説明があった。

○　女性の賃金上昇が出生率に対して負の効果を及ぼすとの意味は、賃金上昇により労働時間が長時間化することによって、育児時間の機会費用が高くなるということかとの質疑に対して、女性の賃金と子育ての機会費用の関係については、例えば、時給八百円で働いている女性が残業を一時間減らす場合八百円のロスしかないが、時給二千円で働いている女性は、二千円分の収入が入らなくなるので、賃金が上がれば収入の減少が大きくなり、女性の賃金上昇が出生率を下げているのではないかという議論がなされているとの説明があった。

○　拘束労働時間では賃金が決まらない領域が拡大しているか、あるいはそれほど拡大しないと見てよいかとの質疑に対して、ＩＴ産業など特に知的な労働を行っている人たちは比較的自由な時間配分が可能で、今日、女性の社会進出が進んでおり、こういう分野は今後も増えると思われるが、相変わらず大多数の、例えば工場労働などでは自由な時間配分は自分では計画できず、女性内で階層化が進むおそれがあるとの意見が述べられた。

○　日本、地中海ヨーロッパは家族主義だと言われているが、日本はそこからどう脱皮できるかとの質疑に対して、非常に時間の掛かることであるが、やはり職場でのワーク・ライフ・バランスを充実させていくことによって男性の意識も変わり、それによって社会全体の意識も次第に変わってくるのではないかとの意見が述べられた。

○　株式会社第一生命経済研究所におけるワーク・ライフ・バランスを進めるための施策について伺いたいとの質疑に対して、育休制度や短時間勤務のほか、コアタイムが十時から三時のフレックスタイムが導入されているが、何よりも労働時間が短いことが最もワーク・ライフ・バランスに寄与しており、こうしたことを可能としているのは、調査研究という特殊な環境、経営的な体力、上司の理解であるとの説明があった。

○　企業の両立支援という意味での延長保育の必要性について伺いたいとの質疑に対して、現状において労働時間が極めて長く、延長保育が利用できなければ仕事と子育ての両立はできなくなるため、短期的には延長保育をすべての保育園に義務付けるぐらいのことが必要ではないかと思われるが、中長期的には、子どもの発達環境として望ましくないと見られ、長時間子どもを預けて働くことをそもそも普通の人が望んでいるかということもあり、我が国の少子化傾向を止めるためには、延長保育をこのまま延ばすのではなく、育児期の社員の労働時間を短くする方向に誘導していく必要があるとの意見が述べられた。

○　ワーク・ライフ・バランスにはコストが掛かることから、中小企業ほど難しいとの話があるが、株式会社クララオンラインでは、それをどのようにして乗り越えているかとの質疑に対して、銀行、金融機関等にワーク・ライフ・バランスに取り組むことの意義を説明し、それが経営戦略上重要であることの理解を得ており、利益率についても、この何年か二〇〇％弱の成長ができており、経営自身も結果が出ているのではないかとの認識が示された。

○　ワーク・ライフ・バランス施策の効果が大いにあった企業は、具体的にどのようなことをしたかとの質疑に対して、今分かっている範囲では、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、子どもの看護休暇制度が比較的利用されている企業では生産性に効果があるとの説明があった。

○　企業がワーク・ライフ・バランスという価値観よりも賃金で優秀な労働者を集めようとすることを、どう考えるかとの質疑に対して、ワーク・ライフ・バランス施策を実施しやすい業種や企業は、そこを魅力として優秀な人材を集め、それができにくい産業では逆に賃金で優秀な人を集めれば良く、情報を公開することによって労働市場でのミスマッチがなくなり、より効率的な市場になるのではないかとの意見が述べられた。

○　ワーク・ライフ・バランス、特に子育て支援策が充実すると女性の出生率は必ず上がるということは言えないかとの質疑に対して、ワーク・ライフ・バランスが充実していると出生率の低下がかなり抑えられるということであり、北欧の一部でワーク・ライフ・バランスが充実し、女性の就業率の上昇と出生率の上昇が同時に起こっている国もあるが、日本がどうなるかは今のところは何とも言えないとの意見が述べられた。

○　中小企業の取組を増やしていくという点で、具体的な支援としてどのようなことが求められているかとの質疑に対して、従業員のアンケートでは、一つはワークシェアリング、もう一つは、上のポストの人間が休んでいる間、下のポストの人間にチャレンジさせるドミノ人事制度を制度化してほしいとの意見があったとの説明があった。

○　企業が短期的な利益を求めるということは、ワーク・ライフ・バランスの取組とはいささか矛盾する傾向があると思われるが、制度的な優先順位はどうかとの質疑に対して、情報公開によってワーク・ライフ・バランスを進めようというのは、労働市場のミスマッチを少なくするという政策であるが、市場機能だけに頼った政策では女性内の格差が広がる可能性があり、それを補完する制度として、すべての人が利用できる保育所をもっと充実させるという国の保育所政策も必要ではないかとの意見が述べられた。

○　ホワイトカラーエグゼンプションがワーク・ライフ・バランスにどういう作用を及ぼすと考えるかとの質疑に対して、労働時間が余りに長ければ自由裁量は利かないので、ホワイトカラーエグゼンプションで柔軟に働くことは不可能であり、また、現状では、ホワイトカラーに対する評価が確立されていないためマイナスの

影響を与える可能性があるが、中長期的には自由な働き方が選択されてしかるべきであるとの意見が述べられた。

○　中小企業、零細企業に対する考えと、ワーク・ライフ・バランスの流れについての全体的な解決策を伺いたいとの質疑に対して、若い世代の経営者が経営する企業の数が更にこれから増えてこなければならないと考えており、子育て支援について苦労しながらでも頑張っている中小、ベンチャー企業から、成功モデルが一つでも出てくると、取り組んでみようというところが増えてくるのではないかとの意見が述べられた。また、政府が統一的な情報公開制度をつくって、そこに全部の企業が情報を提供することになると、広告費の節約という面からも中小企業の応援にもなるのではないかとの意見が述べられた。中小零細企業の問題としては、その取組を公開していくことが必要であり、社会の問題としては、特に女性で仕事と家庭の両立支援が不十分なため結婚を先延ばししたいという意見があることと、非正規雇用が増えており家族形成ができなくなっている現状があるということの二つを解決して子育てを支えていくことが、我が国にとっても良いことではないかとの意見も述べられた。

○　中小企業で育児休暇や残業時間の短縮などのワーク・ライフ・バランス施策を行った場合、バックアップシステムが難しいため普及しないのではないかとの質疑に対して、会社のリスク管理として、一人が仕事をため込まない、握らないということを行っているほか、逆に慣れさせる方法として、年間の休日を百二十五から百三十日として正月も盆も長期で休ませ、常日ごろ、人が抜ける体制をつくることを意識的に行っているとの説明があった。

○　女性の就業と出生率に関して、仕事と家庭の両立総合指数についての考え方を伺いたいとの質疑に対して、両立総合指数はＯＥＣＤが作った指数であり、北欧やアメリカで両立総合指数が高くなっているが、北欧は、国がかなり高い水準を設定しているのに対し、アメリカは企業に任せるという態度であり、現在の日本の状況では、税金を使わずに企業の活動を効率化する方向が、採りやすい政策ではないかとの意見が述べられた。

○　日本では、従来からの終身雇用制ということもあり、企業の中で、特に男性の場合は、休暇や子育て支援をすることが評価されないため、運用がうまくいかないのではないかとの質疑に対して、終身雇用で年功序列賃金が上がっていく世界では、少し休むことが中長期的には大きな賃金や昇進昇格機会のロスになることはそのとおりで、それ以外にも、経営層、上司の理解や職場の雰囲気、育児休業を取った場合に代替要員を確保する経営的な余裕といった問題があるとの意見が述べられた。

○　ワーク・ライフ・バランスについては、少子化対策あるいは出生率の回復に焦点が当たっているが、家庭、家族政策、男女平等や男女共同参画など、ワーク・ライフ・バランスの基本理念として、どの辺りまで考えれば良いのかとの質疑に対して、経済的合理性は、株主に対しての説明も含めて必要なものであるが、一方、二十五歳から三十五歳の世代が、自分たちの働き方や働く上での周辺の環境を自分たちで少しでも変えていかないと、これから先の我が国の経済環境や労働環境の変化は見られないであろうとの意見が述べられた。また、一つは、日本では諸外国と比べても非常にはっきりとした性別分業があり、女性が企業などで活躍するという男女の平等を実現するための第一歩としてワーク・ライフ・バランスの制度を充実させるということがあり、もう一つは、労働力人口の減少が予想される中で、国際競争力の低下を防ぐためにも、優秀な女性が働きやすい環境をつくっていかないと日本はだんだん衰退していくおそれがあり、出生率の回復については、具体的な政策の効果がどのような形でいつ現れるかまでは予想ができないため、長いスパンで見ながら政策を実行していかなければならないとの意見が述べられた。性別分業する社会でもなく、男女が同じように働き続ける社会でもなく、自分の望むワーク・ライフ・バランスを実現できる社会が良い社会であり、出生率については、両立支援策のみならず、様々な家族政策をある程度包括的に長期間継続して行っている国では回復しているという知見も出ているとの意見も述べられた。

○　株式会社クララオンラインにおけるワーク・ライフ・バランスの施策は正社員だけに適用されるものなのか、また、これに関する予算、失敗例を伺いたいとの質疑に対して、パートタイマーの場合には契約を柔軟にして、契約社員の場合には、時短の勤務と、週一回分の在宅勤務を個別に認める形で対応したケースがあり、予算に関しては、年間の人件費が二億円程度で、一千万円強をワーク・ライフ・バランスに対して使っており、失敗例としては、例えば、有給休暇の消化を四分の一単位で認めてみたが、きれいに四分の一有休を消化することは難しく、端数が出て計算も難しいため、結局、一時間単位で認めると就業規則の細則で定めたとの説明があった。

○　ワーク・ライフ・バランスの情報公開制度は大変良いアイデアと思っているが、格差がこれによって広がらない政策を併せて行っていかなければならないのではないかとの質疑に対して、市場の機能だけに任せておくと、利用できる人が、比較的恵まれた大企業に勤める高学歴の女性に偏ってしまう危険があり、比較的学歴の低い人たちのワーク・ライフ・バランスを保障する制度も同時に進める必要があるとの意見が述べられた。

○　北欧などの例では、ワークシェアリングや短時間労働があたかも前提のようなシステムが組み込まれているが、日本の場合は、制度を使うことにも大きなハードルがあり、この関係でデータや分析があれば伺いたいとの質疑に対して、日本では、短時間勤務形態が普及しておらず、残業まで含めた長時間労働の正社員か、若しくはパートタイムか一年契約ということになるから、その間の選択肢を企業は導入すべきであり、女性の学歴と労働力率の関係では、高学歴女性に対する復職のマーケットを育成していくことが課題であるとの意見が述べられた。

○　少子化対策の成果が上がらなかったのは、対策に一貫性、継続性、統合性がないからではないかと思われ、また、ワーク・ライフ・バラン

スには非常に大きい意味があり、これをいかに社会に浸透させていくか伺いたいとの質疑に対して、父親の楽しみ方というのを知らずに父親になることが大きな問題であり、父親を楽しむというキーワードは、男性の自発的な行動を促すことにもつながるのではないかとの意見が述べられた。また、日本の社会では長い間、夫が働いて妻が専業主婦である家庭が非常に多かったが、この状態がずっと続くとは思えないため、働き方全体を考え直す時期が来ているのではないかとの意見が述べられた。日本の少子化対策が効果を上げてこなかった理由は、包括性がなかったこと、期間が短いこと、日本経済の低迷期と重なったことであるが、今後は、包括性、長期にわたって支える政策、経済の活性化は欠かせないものであり、それをセットとして国として取り組んでほしいとの意見も述べられた。

二　政府からの説明聴取及び質疑応答

（一）　雇用をめぐる現状と課題及び経済成長戦略大綱について

平成十八年十一月八日に、「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、雇用をめぐる現状と課題について厚生労働省から、経済成長戦略大綱について経済産業省から、それぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

質疑応答の概要は、次のとおりである。

○　偽装請負の若者が一説では百万人以上いるというが、社会保険、厚生年金に加入させていない請負業者及び脱退した中小企業の数を把握し、指導しているかとの質疑に対して、請負事業は、民事上の自由契約であり、すべてを把握することは困難であるが、平成十七年度の労働力需給制度についてのアンケート調査によると、加入者は、厚生年金保険が七九・七％、健康保険が八五・五％、雇用保険が九二・二％となっていて、各種の法令違反等の是正に努めており、また、脱退数については把握できていないとの答弁があった。

○　経済産業省が初めてＧＤＰ、ＧＮＩの数値目標を出した新経済成長戦略が小泉前総理に高く評価され、これを基に経済成長戦略大綱ができたと思っているが、詳しく説明願いたいとの質疑に対して、六月の新経済成長戦略を受けて経済成長戦略大綱がまとめられたが、二・二％の実質成長率を明示したことは大変なことで、明示した以上は責任を負わなければならず、全省を挙げて、また各省との連携の中で取り組んでいかなければならないとの答弁があった。

○　中小企業が九九％という中、専門家との出会いから減税までトータルで支援ができる地域資源活用企業化プログラムは非常にすばらしいと思っており、詳しく説明願いたいとの質疑に対して、中小企業による地域の資源をいかした新商品、新サービスの開発、販売などを支援する地域資源活用企業化プログラムを創設して、地域の中小企業が産地の技術、農林水産品などの地域資源を掘り起こし、磨き上げ、新たな商品等に発展させる取組を支援することを目指しており、資源と市場をつなげ、マーケティングの専門家によるノウハウの提供、設備投資減税等の施策を総動員していくことを検討しているとの答弁があった。

○　起業家や地域の人は地域の資源に意外と気付いておらず、経営者は現状維持に追われており、アドバイザーの情報提供が非常に大事なので、是非細かく地方経済を支える応援プログラムを作ってほしいが、中小零細企業について今後どのような戦略をきめ細やかに行うつもりかとの質疑に対して、地域資源活用企業化プログラムにおいてアドバイザー等の体制についてきめ細かく対応したいと思っており、小規模企業については通常の中小企業以上の施策、例えば金融のいわゆるマル経融資（小企業等経営改善資金）等の施策も講じているとの答弁があった。

○　国民生活金融公庫のマル経融資制度は、不良債権率が増え、借り口が減っているが、小規模事業者は、契約書のない仕事が多く、相手の都合で資金繰りがうまくいかないときに円滑なクイック融資が受けられる体制が必要ではないかとの質疑に対して、中小で一くくりにすることなく、きめ細やかな政策の実現を目指し、とりわけ、融資については弾力的に対応していくように努力していきたいとの答弁があった。

○　まじめに働いても十分な賃金が受け取れない、生活保護水準以下の賃金しか受け取れないわゆるワーキングプアが大変問題になっており、安倍総理は、ワーキングプアと言われる人たちを前提にコストあるいは生産の現状が確立されているのであれば大変な問題であろうと答弁しているが、現実は、正にそうなっており、どのような取組を考えているかとの質疑に対して、非正規雇用が若年者層で非常に増えていることを背景に、若年低所得者層の割合が高まり、将来の格差拡大や少子化への影響ということで深刻な問題をはらんでおり、正社員化の促進、パート労働法の見直しなどの非正規対策に総合的に取り組んでいこうと検討を進めているとの答弁があった。

○　ワーキングプアの温床の一つである偽装請負の弊害として、安全衛生等の事業者責任の所在があいまいになって労働災害が発生すると言われているが、一年以上雇用した場合にも正規雇用の申入れをする必要がない、保険等がないなど、物のように扱えて企業としては使い勝手が良いというところまでとらえなければ十分な対策ができないと思うが、どう認識しているかとの質疑に対して、物の製造を行う請負労働者中、勤続年数五年未満が八三・五％を占める中、能力開発の機会が得られない、賃金管理に問題がある、キャリアアップの見通しが立たない等の問題があり、平成十八年度から雇用管理改善のためのガイドライン策定のために研究会を開催するなど、請負事業の適正化、雇用管理の改善の推進に取り組みたいとの答弁があった。

○　国会で偽装請負が問題になる中、経団連の御手洗会長が、請負法制に無理があり過ぎ、是非見直すべきであるとの発言をしたことも大変問題になっており、偽装請負が起きないような規制こそ必要であると思うがどうかとの質疑に対して、仕事を教えるときに指揮命令に該当するのであれば適正な請負とは言えないが、法律を遵守するのは当然との発言、当初の生産開始時に機械の使い方を説明する、あるいは災害等緊

急事態を回避するための指示を行うことを指揮命令ととらえるべきではないとの発言もあり、様々なケースについて関係者に正しい理解が深まるように努力したいとの答弁があった。

○　国際競争力の強化ということで、医薬品・医療機器産業が挙げてあり、時宜を得ているが、特別な医療、医療機器産業、医薬品についてのアクションプランの具体的な内容を伺いたいとの質疑に対して、厚生労働省で十九年度予算において、臨床応用基礎研究、医療機器開発推進研究及びがん臨床研究の推進のため百十四億円、治験拠点病院の整備充実などの治験実施環境の整備のため十一億円、ジェネリック医薬品の品質に関する情報提供等の推進のため一・一億円の要求を行っており、予算の執行段階で具体的プランが作られていくのではないかと承知しているとの答弁があった。

○　介護保険法で各中学校学区に老人保健施設、訪問看護、デイケア、療養型病床群、デイサービスセンター等を備えたとしたならば、建設土木関係の公共事業と比較して、経済波及効果はどのくらいかとの質疑に対して、医療、福祉、介護分野は、現実に雇用労働者が大変増えており、今後も増えることが予想され、地域における雇用機会という点でも非常に大事な分野だと考えており、雇用管理の適正化等を図りながら、雇用対策の観点からも取り組んでいきたいとの答弁があった。

○　サービス産業化で、交通アクセスの向上を図るなど、ハード、ソフトのインフラ整備に取り組むという観光立国の実現をうたっているが、ホスピタリティーを踏まえた経営学が分かり、経営管理、数字管理ができる人間を育てる大学をどう展開していくのかとの質疑に対して、サービス産業を振興する上では、ボランティアやＮＰＯの育成のほか、経営者の育成確保が非常に重要であるが、大学の観光学部で、観光業をいかに進展していくか、資金調達の面から非常に後れている旅館の会計やホスピタリティーの問題をどうするかなど、広範な勉強をしているようなので、関係省庁に働き掛けて、広い意味でのサービス人材育成の観点から努力していきたいとの答弁があった。

○　安倍総理が所信表明の中で、二〇一〇年までにフリーターをピーク時の八割に減らすと述べたが、この残り八割に対してどのような考えを持っているか、また、どのように八割という数字を評価しているかとの質疑に対して、平成十七年度は二十万人常用雇用化プランに、十八年度は二十五万人常用雇用化プランに取り組んでおり、平成十五年に二百十七万人であったフリーターの数が、十七年に二百一万人となってきており、二割以上減らすべく、特に二十五歳から三十四歳の就職氷河期に就職できなかった人が減少していないので、そうした人に力を注ぎながら取り組んでいきたいとの答弁があった。

○　雇用の多様化と言われているが、実態は正規労働者の縮小と非正規労働者の拡大で、非正規から正規労働者に変わりたい人は大変多く、非正規で働く人も正規で働く人と同じような賃金、労働条件で働きたいという意欲を持っているため、労働者の均等待遇を保障していくべきであり、そのためにも最低賃金をもう少し充実したものにするか、産業別最低賃金をきちんと設定すべきではないかとの質疑に対して、産業別及び地域別の最低賃金の在り方については様々な課題があり、審議会で議論しているとの答弁があった。

○　タクシー労働者は、一生懸命働いても一般の正規労働者と比べて二百五十万円程度賃金が低く、労働時間も二百五十時間以上という現実をどのように考えるかとの質疑に対して、労働時間については、長時間労働の増加、年休取得率低下等の課題があると考えており、労働基準法に基づいて法定労働時間等をしっかり指導するとともに、労働時間設定改善法に基づいて、時短の促進、年休の取得促進等を進めているが、一方で、働き方の見直しということで労働時間全体の法制の見直しを行っているとの答弁があった。

○　経済産業省の新経済成長戦略で、人口減少下においても国富の増大を図り、新しい成長を実現する、世界に存在感のある強い日本の経済とうたわれているが、財界が喜ぶような大資本支援の戦略ではなかったかとの質疑に対して、中小企業ものづくり高度化法をつくって中小企業の技術力を底上げし、また地域資源活用企業化プログラムを創設して地域の活性化を図るなど、地域や中小企業を中心とした施策に全力投球し、大企業のみではなく、中小零細企業、地域が一体となって経済の底上げをしていく形でしっかりと取り組んでいきたいとの答弁があった。

○　新経済成長戦略と経済成長戦略大綱との共通点と相違点はどこかとの質疑に対して、大綱は経済産業省の新経済成長戦略を基にし、内閣府のグローバル戦略、農林水産省の二十一世紀新農政二〇〇六等各省の成長戦略をまとめて作っており、内容は成長のためにどういう施策が必要かということで書かれており、基本的に共通の思想で作られたものであるとの答弁があった。

○　景気は大変良くなったと言われているが、実感として国民が感じていないことをどう考えているか、企業間格差、地域間格差等があるのではないかとの質疑に対して、いざなぎ景気のときには名目一八％の成長をしていたが、今回は期間的には長いが、名目一％程度の成長しかしていないところが景気を実感できない原因ではないか、具体的には地域の産業構造の違いが地域間の景気感に出てきたのではないかと思っており、経済成長戦略を実施して、景気の安定的、持続的な成長に頑張りたいとの答弁があった。

○　いざなぎ景気のときの失業率と比べて今の失業率はどうか、非正規の顕在化で困っているか、失業率と非正規雇用の二重苦になっているか、失業率の問題があるなら、その対策も考えていかなければならないのではないかとの質疑に対して、いざなぎ景気の際は一％台の失業率だったが、現在は四％で、経済全体の回復に併せて雇用のミスマッチ対策にきちんと取り組み、非正規問題だけではなく、全体の雇用情勢の改善に更に取り組む必要があり、特に地域雇用対策という視点について十分意を配していく必要があるとの答弁があった。

○　徳島県も土地は下がり続け、商店街はシャッターが閉まったままで、好景気の実感はなく、中心商店街対策が言われ、中心市街地活性化法、まちづくり三法ができたが、経済成長戦略大綱の百のモデルとなる商店街の確立とは、具

体的にどんなことをしようとしているかとの質疑に対して、中心市街地を始めとした商店街の活性化については、改正まちづくり三法の運用をしっかり行っていくことが中心となるが、中心市街地活性化法に基づいて認定を受けた地域で行われる商業施設の整備、活性化協議会の設立、運営に対して、選択と集中の観点から重点的に支援を行っていきたいとの答弁があった。

○　非正規雇用化は、景気低迷の中で進んだが、景気が回復したのであれば正規化の目標数値も必要ではないか、フリーターだけを二十五万人減らすのではなく、全体としてどう考えているかとの質疑に対して、正規雇用が良くて非正規雇用が悪いのではなく、働く側、雇う側双方の要因で非正規が増えてきており、正社員になりたいが様々な事情で非正規雇用にならざるを得なかった人については、全力を挙げて支援をしていく必要があるが、数値目標設定については、一律に言えないとの答弁があった。また、一般的に景気が回復してくれば正規雇用が増えると考えており、持続的、安定的な成長のための施策を様々な形で行っていくことが非常に重要であると認識しているとの答弁があった。

○　非正規雇用化によって年金、健康保険等の収入が減り、高齢化の結果、受給者、医療費支払患者が増えて、財政が悪化しており、社会保障の特別会計は国民負担によって穴埋めをするという手法が続いているが、非正規雇用率の目標数値、あるいは非正規雇用率と社会保障費の関係を試算したことがあるかとの質疑に対して、社会保障への影響は、厚生年金等については、短時間労働者は現在加入できないことになっていて、非正規が増えていけば、加入対象者が相対的に減って強い影響が出てくると考えており、今後安心して持続できる社会保障制度を構築していく観点からも、非正規化の問題は非常に重要な視点であると認識しているとの答弁があった。

○　平成十七年は消費税率を上げていないが五兆円税収が増えており、経済成長と消費税の税率上げとの関係についてどう考えているかとの質疑に対して、五兆円は法人税を含めての増収であるが、景気回復が税収に大きく影響しているのは指摘のとおりであり、基本的には消費税の税率の問題については、まずは歳出削減を徹底して行うことを考えており、また、抜本的な税制改革については今後検討していくので、経済成長をいかに促進していくかということに全力を投入したいとの答弁があった。

○　法人税率の引下げに反対ではないが、今法人税を引き下げるというのは非常に分かりにくいことであり、税率を下げたら、経済成長、雇用等にこれだけ貢献するという数字を是非示してほしいとの質疑に対して、法人税率だけではなく、経済成長がどうなるのかなど様々な要素を多面的に検討しなければならないので、指摘を踏まえて勉強したいとの答弁があった。

○　エネルギー戦略で心配なのが、石油、天然ガスだけではなくウランの価格が急騰していることで、日本の代替エネルギーの柱である原子力の燃料ウランの高騰は、抜本的な戦略見直しにつながるのではないかとの質疑に対して、ウラン価格急騰の背景として、石油を始めとする資源価格への連動、需給のタイト化があり、探鉱を含めた自主的な開発、その他供給ルートの確保を積極的にやっていくこと、プルサーマルの着実な実施、高速増殖炉サイクルの実証・実用化に向けた技術開発等ウランの有効活用に取り組むことによって、こうした問題に対応していきたいとの答弁があった。

○　大学の新卒者採用条件の中に必ずある年齢制限を外すことはできないかとの質疑に対して、年齢制限の是正については、再チャレンジ推進会議の中間取りまとめの中でも新卒一括採用システムの見直しとして取り上げられており、第二新卒、フリーター等新卒者以外にも広く門戸を広げた複線型採用の導入や採用年齢の引上げについて、法的整備等の取組、好事例の提供、経営トップへの働き掛けを進めるという内容が盛り込まれていて、これを受けて経済団体等への働き掛けを行っているほか、若者の能力、経験の正当な評価、採用機会の拡大等を事業主の努力義務に加える内容の雇用対策法改正について審議会で議論しているとの答弁があった。

○　ニート、フリーターの雇用促進に関し、年齢に見合った初任給でなければならない点は見直してもよいのではないかとの質疑に対して、フリーター経験等で能力が上がっているケースもあり、初めからマイナスイメージでとらえるのではなく、トライアル雇用等を利用しながらその人の能力を見極める施策もあり、年齢だからということでは必ずしもないとの答弁があった。

○　高齢者雇用対策を更に推進するため、中小企業対策も含め、高齢者雇用時の税制上の優遇措置を考えてほしいとの質疑に対して、六十五歳までの雇用が確実に進むように、定年延長を行った場合の労務管理、人事管理制度の見直し等の費用として奨励金を中小企業について要求しているほか、高齢者の雇用について人事労務管理の見直しの支援、助言等を行うアドバイザー制度を設けるなど、ソフト面からも支援を行っていきたいとの答弁があった。

○　年次有給休暇の取得が少なくなっているが、雇用促進、正規雇用の拡大が数字を改善していくので、その対策をまず行ってほしいとの質疑に対して、年休取得日数の減少、取得率の低下が続いているが、七割の労働者が年休取得にためらいを感じていて、その理由として、周りに迷惑が掛かる、職場の雰囲気が取得しづらいとしているので、職場の雰囲気を前向きにしていかなければならないと思っており、労使の意識改革を図るためのシンポジウム、計画的年休取得等により機運の醸成に今後とも努めていきたいとの答弁があった。

○　いわゆる移転価格税制の件で税金の追徴が度々起こると安心して企業が海外取引をできないので、ルールをしっかりつくってほしいと思っているが、国税庁との協議の進捗状況を伺いたいとの質疑に対して、結果的に戻すことになっても、それまでの間、企業が負担を被るという意味で、国税庁の相談窓口で事前に相談しているが、人員に限りがあって円滑でなく、また、ルールがはっきりしない、税務当局の裁量が多く、企業の予測可能性がないという不満があって、移転価格税制研究会を設置して、実態を把握した上で改善策を取りまとめ、関係省庁に積極的に働き掛けていきたいと考えているとの答弁があった。

○　二〇〇五年には三一・六％が非正規雇用になっているが、業種・年齢別など詳細を把握しているかとの質疑に対して、産業別では、飲食

店・宿泊業六二・七％、卸・小売関係四四・二％、サービス業四五・三％と非正規の割合が高く、年齢別では、男女とも若い人の非正規割合が高く、男性では、十五歳から二十四歳層で在学中のアルバイトを除き二八・五％が非正規になっているほか、高齢者層でも高く、女性では、十五歳から二十四歳層で在学中を除き約四〇％、主婦のパートが多い三十五歳から四十四歳層で五四・四％が非正規となっていて、男女の働き方の違いも見えてくるが、それぞれの実態をよく見ながら対策を進めたいとの答弁があった。

○　天下り財団が集金機構になって、外国人研修生を受け入れるのに財団に加入しなければスムーズにビザが下りず、中小企業から年十一億円会費を集めているとの報道があり、日比経済連携でも社団法人国際厚生事業団という同じような仕組みが組み込まれているが、民業圧迫、さらには民間に余計な負担を掛ける構図をつくらないように、知らぬ間にこういうビジネスが増殖していくことがないようにしてほしいとの質疑に対して、政治家としてしっかりとチェックしていかなければならないと思っているとの答弁があった。

○　今後更なる少子高齢化が進む中、労働意欲や社会貢献意欲がある高齢者の活躍の場としてのＮＰＯやボランティア団体にどのような課題があるかとの質疑に対して、労働政策の中では、シルバー人材センター事業など地域の日常生活に密着した仕事を提供することで、高年齢者の就業機会の増大を図る事業を行うほか、ＮＰＯについても高齢期に様々な形で就業ができる場を紹介する機能をシルバー人材センターの中に持つための要求をしているが、いずれにしても、雇用だけではなく、活躍の場が得られるといった、退職後に高齢者が様々な選択ができるような情報を提供していくことが必要だと考えているとの答弁があった。

○　仕事と家庭の両立支援対策は、事業主及び労働者の意識改革が重要であり、出産、育児、介護などでの休暇取得が後々労働者の不利にならないような職場づくりが必要だが、企業任せだけで良いかとの質疑に対して、企業の意識、職場の雰囲気等は非常に大事で、次世代法で企業自ら行動計画を作って、家庭と仕事を両立しやすいような具体的目標を定めてもらう取組をしたり、中小企業が仕事と家庭を両立しやすい風土づくりに取り組んだときには助成金を出すことを検討しているほか、男性も育児、家庭にかかわる働き方をする方が企業にとってもメリットがあるという提言の周知を図るなど、様々な形で理解を求めたいと思っているとの答弁があった。

○　若年層で非正規雇用の比率の伸びが大きく、非正規雇用増加の社会的影響により、人的資本の蓄積の弱体化と少子化を招くとしているが、社会政策的立場からは、経済成長戦略大綱が、雇用形態、格差社会がもたらす社会的な弱体化によって達成できないのではないかと思うので、労働行政と社会の弱体化の関係について政府内で考えてほしいとの質疑に対して、産業政策、金融政策、労働政策、それぞれ連携し合った形で今後の経済成長を目指していきたいとの答弁があった。また、非正規雇用者、フリーター層の増加による人的資本の蓄積の弱化は、長いスパンでの経済の弱体につながり、少子化問題に関しても、晩婚化、非婚化の大きな要素であり、社会全体の政策を考えたときに、非常に重要なこの分野に関して具体的目標を立てて取り組んでいきたいとの答弁があった。

（二）　ワーク・ライフ・バランスへの取組について

平成十九年四月二十五日に、「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、ワーク・ライフ・バランスへの取組について、内閣府及び厚生労働省から、それぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

質疑応答の概要は、次のとおりである。

○　ワーク・ライフ・バランスに関する中小企業に対する国の支援策、労働時間等設定改善援助事業、労働時間等設定改善推進助成金について詳細を伺いたいとの質疑に対して、ワーク・ライフ・バランスを取ることは企業にもメリットがあることを中小企業に理解してもらうための周知・広報、中小企業向けの具体的事例の提供、従業員百人以下の中小企業で育児休業、短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合の助成金の支給などの金銭的な支援をしているとの答弁があった。また、労働時間等設定改善援助事業は、専門のアドバイザーを一事業主団体当たり百三十万円程度で配置し指導してもらうものであり、労働時間等設定改善推進助成金は、中小企業が、年休促進や時間短縮などに積極的に取り組む場合に、上限を五百万円として団体に対し助成するものであるとの答弁があった。

○　中小企業はいまだ厳しい状態であるが、今後、中小企業をいかに育て、地域経済をいかに活発化させ、そのことにより、雇用を確保し、ワーク・ライフ・バランスを取っていくかという観点で所見を伺いたいとの質疑に対して、大事なことは、ワーク・ライフ・バランスを進めるとともに、雇用を確保することであり、雇用の多くの部分を占める中小企業に過度の負担がないよう施策を進めなければならず、労使双方、特に中小企業経営者の声を聞きながら努めたいとの答弁があった。また、地方の中小企業支援の重点策は、金融円滑化、人口を増やすこと等であり、金融については、担保や保証に頼らず事業の将来性を評価して貸し出すスコアリングモデル、例えば在庫を担保にする動産担保融資やリスク分散の視点から多数の金融機関がチームで融資するシンジケートローンが広まりを見せており、また、人口と人材については、Ｕターン、二地域間居住等による都市から地方への人口移動の支援や、大都市の大企業を退職し地方の中小企業で第二の人生にチャレンジしたい人を登録し、商工会議所がマッチングさせる試みを行っているとの答弁があった。

○　経済財政諮問会議の労働市場改革専門調査会の第一次報告に、働き手の視点から検討するという従来にない表現があるが、少子高齢化の中、労働市場は大変厳しい状況にあり、やはり働き手の視点が非常に大事であると思うが具体的に伺いたいとの質疑に対して、ワーク・ライフ・バランスを進めていくことが、働き手にも企業側にもメリットがあるという方向につなげていきたいと考えており、労働人口の減少に対応するには、今まで労働市場への参画が難しかった層、若者、女性、高齢者が積極的に参画してもらわなければならず、そのためには、働

く側の視点に立ち障害を取り除くことが重要と認識しているとの答弁があった。また、専門調査会は、基本的な視点として働き手の視点を強調しており、問題認識の課題整理で、労働市場が直面する正規・非正規の壁、働き方の壁、性別の壁等六つの壁を働き手の視点から整理しているほか、働き手の問題の解決なしにマクロ経済的な問題も解決できないという認識があり、また、「ワークライフバランス憲章」の策定を提言しているが、これも働き手の視点が基本に据えられ、その観点から若者、女性、高齢者の就業率目標を示し、労働時間短縮の数値目標を掲げているとの答弁があった。

○　ワーク・ライフ・バランスにしっかり取り組むためには労働時間短縮の問題について工夫が必要と思うがどうかとの質疑に対して、長時間労働の抑制を図ることは必要と考えており、そのために、労働時間等設定改善法に基づき様々な支援を行っているが、そもそも労働基準法では週四十時間を超える場合には労使協定を結ばなければ当然違反になる中で、時間外労働については限度基準を設け、監督署等においてこれを守るよう指導等を行っており、また、今国会に労働基準法の改正で割増率のアップもお願いしているとの答弁があった。

○　待機児童ゼロ作戦は掛け声だけであり、条件整備をしないと女性の就業率を高めることはできないのではないかとの質疑に対して、多様な人材が活躍する社会にならなければならず、女性の活躍がまず第一歩であり、それには、子育て支援サービスの整備が必要だが、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るための働き方の見直しや意識改革も重要な課題であり、また、国際比較では、出生率と女性の労働力率が上がっている国々と我が国との一番の違いは、労働時間、働き方の柔軟性、多様性にあると出ており、女性の活躍の問題とワーク・ライフ・バランスの推進の問題は密接不可分であり、女性だけではなく男性も含めて全体として考えていく必要があるということで、現在、男女共同参画会議の専門調査会で議論をしているとの答弁があった。また、女性が働くことと子育てのどちらか一つしか選べない状況の早期改善が大事で、労働政策とともに、保育サービスの充実が大事であり、待機児童ゼロ作戦は、平成十五年の待機児童二万六千人をピークに、少しずつ減らしているが、子ども・子育て応援プランなどでも待機児童解消は最重点課題で、二十一年度までに保育所の受入れ児童数を二百十五万人まで拡大するとしており、とりわけ、都市部等で待機児童が非常に多いところがあるので、市町村と協力しできるだけ早く待機児童を解消するよう努めているとの答弁があった。

○　ワーク・ライフ・バランスと出産後の女性が働くこと及び出産後の女性の職場復帰の課題について見解を伺いたいとの質疑に対して、できるだけキャリアを継続し、その上で子どもも産み育てたいと思う女性がたくさんおり、仕事と家庭が両立しやすい仕組みをつくることが必要だが、本来子育ては、父親と母親の両方の責務なので、父親にも子育てにかかわってもらう意味で、男性正社員の長時間労働の抑制策も大事であり、また、休業からの円滑な復帰が企業、本人にとっても大事なので、休業中に情報を流すこと、スキルを落とさないようにすること、子持ちを理由に低い処遇とならないように企業が雇用管理のノウハウを持つことを応援するほか、辞めた人には家庭と両立しやすい仕事をあっせんできるようマザーズハローワーク等で応援したいとの答弁があった。また、短時間勤務、テレワーク等、柔軟・多様な働き方のメニューが必要であり、また、子育てをしながら働いている女性が多い県は世代間支援が多かったが、それが少なくなる中で、地域の様々な人材を活用した子育て支援の仕組みを更に強化することも必要であるほか、スキルを身に付けていく点でも、ＩＴを活用し、女性が働き続ける、あるいは再チャレンジできる環境を充実できると思うとの答弁があった。女性が子育てと仕事を両立させていくことは非常に重要であり、どの程度育児、家庭に時間を割き、どの程度仕事に重点を置くのかは、あくまで家庭内の価値観で判断されるべきであり、その判断の多様性をしっかりとサポート、フォローする行政の仕組みをより充実していかなければならないとの答弁もあった。

○　ワーク・ライフ・バランスは、いろいろな経常的コストと全く同じだという意識を企業に定着させることが一番大事であり、税制その他の全面的なバックアップを同時に行わないと、ワーク・ライフ・バランスは日本では定着しないと思うがどうかとの質疑に対して、税制も含め、個々の企業に頑張ってもらうことはもちろんだが、社会制度として行政、国全体、地域全体で取り組んでいくべき施策も重要であるとの答弁があった。また、税制によるインセンティブも一つのアイデアだが、例えば、環境に配慮してＩＳＯを取得した企業の株価が上がり商品が売れることがあるので、投資家や消費者が行動を起こすことを広めていくことも重要であるとの答弁があった。

○　多様な働き方が言われ規制緩和が行われて非正規雇用が増加する中、二極化が広がっており、その反省をし、原因を見ないと、ワーク・ライフ・バランス以前の人たちを新たにつくり出してしまうと思うがどうかとの質疑に対して、同じような問題意識を持っており、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の働き方の改革分科会の中では、柔軟な働き方の実現と並んで、若者の社会的・経済的自立を支援し、能力・才能を高めていくための人材力強化が必要とされ、結婚し子どもを持てるような働き方、収入を施策的にも併せて行わなければならないと思っており、多様な働き方が進むほど、働き方が違っても公正な処遇が受けられる施策が大事になるとの答弁があった。

○　ヨーロッパなどでは非労働時間として休息時間を定めることが広がっていると思うが、このような制度を取り入れてはどうかとの質疑に対して、労働時間の短縮にはいろいろなパターンがあると思うが、今回の労働基準法改正に当たっては、労政審議会でいろいろ議論があった中で、基本的に週四十時間、一日八時間、あとは労使協定があった場合に違法でなくなる手法を守り、その中で全体の時間外割増率を引き上げることで、時間外労働の抑制をしていくとの合意が成り、現在、法律案を国会に提出しているとの答弁があった。

○　労働市場改革専門調査会の第一次報告では、いわゆる生活費を保障される賃金という観点が見えてこないが、この点についての見解を伺いたいとの質疑に対して、専門調査会ではそのよ

うな議論がなかったので、直接は答えられないが、賃金の問題のまとめ方は、例えば、正社員と非正社員の間、男女間で不合理な差があるという認識があり、それらが何に由来するかについては、例えば企業規模別等であり、その一部は、企業内訓練により形成される企業特有の技能の違いによるところもあるが、それ以外に、外部労働市場が未整備で企業間の労働移動が制限されていることもあり、外部労働市場が整備され賃金が競争的に形成されれば、専門性を重視した職種別賃金の形成につながるという認識が示されているとの答弁があった。

○　労働市場改革専門調査会の第一次報告で「働く側としての壁」を問題として提起しているが、国の労働政策として働かせる側の視点をもう少しきちんと掘り下げないといけないのではないかとの質疑に対して、専門調査会の報告で企業をめぐる変化も見ており、グローバル化に伴う国際競争圧力の高まり等が企業にとって生産性向上、高付加価値化を求めるモメンタムになり、優秀な人材を確保することが非常に重要になってくるため、ワーク・ライフ・バランスという働き手にとって好ましい環境をつくることが大事になってくると思うとの答弁があった。

○　長時間働いても残業手当を払わないという問題についてどう考えているかとの質疑に対して、賃金不払残業は労働基準法違反で絶対にあってはならないことであり、平成十五年に賃金不払残業総合対策要綱を定め、毎年賃金不払残業解消キャンペーン月間を設けて、企業全体としての主体的な取組を促しているが、今後とも重点的に監督指導していきたいとの答弁があった。

○　働きやすい環境をつくっていくためには、地域全体で子育てを行う施策を考えるべきではないかとの質疑に対して、次世代法による都道府県、市町村の計画作成、保育所及びそれ以外の子育て支援拠点の整備、赤ちゃんが生まれた全家庭の訪問事業などの施策を行っており、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の地域・家族の再生分科会でも議論されており、提言が出てくればそれを政策にいかしていきたいとの答弁があった。

○　働きたいと希望する障害者に仕事を提供することによって人生の生きがいが出てくると思われ、ワーク・ライフ・バランスの施策を行うときに障害者に十分配慮してほしいと思うがどうかとの質疑に対して、今働くチャンスに恵まれていない人がしっかり仕事をして生活も楽しめるということは大事なことであり、一定のサポートがあれば働ける障害者が働けない状況にあるというのは大変大きな問題で、障害者雇用政策と福祉サイドでも力を入れていきたいと考えており、目が行き届かないことがないように留意したいとの答弁があった。

○　労働市場改革専門調査会の第一次報告における数値目標と政策提言は、基本方針二〇〇七に盛り込むことを最終的なゴールとしていると聞いているが、その場合、厚生労働省は受け入れることになるのかとの質疑に対して、専門調査会の「ワークライフバランス憲章」を基本的な考え方とし、働き方を変える行動指針を取りまとめていくという方針が打ち出されているが、時期的な問題もあり、基本方針二〇〇七に盛り込まれるのは行動指針作成の体制や手順が中心になるのではないかとの答弁があった。また、専門調査会の提言については、様々な観点から議論される必要があり、特に個別の具体的な法制度の在り方に関しては、より実効性を高めていくという観点から、当事者である公労使三者における議論を進めながら合意形成をしていくことが不可欠ではないかとの答弁があった。

○　労働市場改革専門調査会ではホワイトカラーエグゼンプションについての議論はあったか、また、厚生労働省の配付資料にホワイトカラーエグゼンプションが入っていない理由は何かとの質疑に対して、専門調査会ではホワイトカラーエグゼンプションの議論はしていないとの答弁があった。また、資料にはホワイトカラーエグゼンプションは入っていないが、ホワイトカラー労働者の働き方については国民の理解を得ながら進めなければならない課題であると考えており、今後も検討していきたいとの答弁があった。

○　ワーク・ライフ・バランスに取り組む際に、大企業と中小企業では壁があり、一概に企業という一くくりではいけないのではないかとの質疑に対して、専門調査会の報告でも「企業規模の違い等により」という表現で問題意識は含んでおり、これから何を検討するかということ自体を検討し、対応していきたいとの答弁があった。

○　次世代法に基づく行動計画の届出状況として、従業員三百一人以上の企業はパーセンテージで示しているのに、三百人以下の企業は数で示しているが、その意図は何かとの質疑に対して、三百人以下の企業は任意であり、強制はしておらず、比率にすると大変小さい比率であるとの答弁があった。

○　負の所得税について労働市場改革専門調査会では議論されたか、また、厚生労働省はこの制度をどのように評価しているかとの質疑に対して、専門調査会の報告では、出産、子育ての費用負担の軽減について、給付と税制の一体化の考え方を踏まえて、子育て費用の税額控除を導入するとともに、課税最低限に満たない世帯については負の所得税を創設して子育て費用の給付を受けられるようにするとしており、負の所得税の考え方は一部入っているとの答弁があった。また、生活保護の受給者の中で働ける人にできるだけ自立してもらえるような環境をつくる、サポートするということをしっかりやりたいと思っており、そのためにはインセンティブも大事だと思うので、いろいろな施策について勉強していきたいとの答弁があった。

三　派遣委員の報告

平成十九年四月二十五日、派遣委員の報告が行われた。その概要は、次のとおりである。

平成十九年二月二十二日及び二十三日に、新潟県において、経済・産業・雇用に関する実情調査を行った。

派遣委員は、広中会長、南野理事、小林理事、澤理事、神取委員、和田委員、井上委員の七名であった。

初めに、新潟県庁において、新潟県の経済概況と産業・雇用施策について、説明を聴取した。新潟県の県内総生産の産業別構成比の特徴は、農林水産業、建設業などの占める割合が高いことだが、近年では、サービス業の割合が高くなるなど

産業構造も若干変化している。製造業は小規模事業所が多く、従業者一人当たりの製造品出荷額が全国で下位にある。こうした状況下、県は「新潟県『夢おこし』政策プラン」を策定し、付加価値創造型産業の振興を図っている。雇用状況は、中越大震災の復興需要が下支えとなり、全国を上回る有効求人倍率で推移しているが、本年には災害復旧事業もほぼ終了するため、その後の雇用動向に不安が残るとのことであった。県は雇用施策として、ジョブカフェ事業や若年者の職業能力開発などを推進している。派遣委員からは、正規・非正規雇用の現状、清酒用の米の流通状況、企業誘致の状況などについて、質疑が行われた。

次に、朱鷺メッセを訪れた。朱鷺メッセは、一万人収容可能な国際展示場、六か国語の同時通訳が可能な国際会議室などを持つ国内有数の複合型コンベンション施設である。派遣委員からは、施設の維持管理に掛かる経費などについて、質疑が行われた。

次に、新潟商工会議所から、新潟の地域経済状況などの説明を聴取した。全国的に商店街の衰退に歯止めが掛からない中、新潟市は恵まれたほうだが、大企業がなく景気が良いとの実感はない、また、製造業では原材料の高騰が収益を圧迫しているとのことであった。

次に、新潟スタジアムを視察し、その概要及びスポーツによる街おこしについて説明を聴取した。同スタジアムは収容人員約四万人の総合スタジアムで、二〇〇二年ワールドカップの会場となり、Ｊリーグ、アルビレックス新潟の本拠地である。年間入場者数は百十五万人に上り、県内観光の拠点としても評価されている。アルビレックス新潟の試合は常に満員にしたいとのことで、招待券を配布するなど様々な工夫を行っているとのことであった。派遣委員からは、アルビレックス新潟の経営構想、経済波及効果などについて、質疑が行われた。

翌二十三日は、まず、小林工業株式会社を視察した。同社は燕市を代表する洋食器メーカーで、生産工程を複数社で分業するのが一般的な中、日本で唯一、一貫生産し、ラッキーウッドのブランドで販売している。洋食器産業は、国際競争、原材料価格の高騰などの問題を抱えているが、付加価値を高め、良い商品を作り、世界に認められたいとのことであった。派遣委員からは、宣伝方法の工夫の必要性などについて、質疑が行われた。

最後に、朝日酒造株式会社を視察した。同社は長岡市にある新潟を代表する酒造会社であり、「酒造りは米作りから」の考えから、多収穫ではない品質本位の米を契約栽培し、製品の質的向上を図っており、また、財団法人を設立し自然環境の保全活動に助成するなど、地域に根ざした活動にも取り組んでいるとのことであった。

四　委員間の意見交換

平成十九年五月九日、委員間の意見交換が行われた。その概要は、次のとおりである。

（一）　意見表明

（自由民主党）

我が国経済は景気拡大局面が続いているが、経済社会の成熟化により、いざなぎ景気ほどの景気拡大は望めず、家計部門への広がりに欠けているため、好景気の実感がわかないとの声が聞かれる。とりわけ、地方や中小企業には好景気が十分に波及していない。景気拡大を持続させ、真に豊かな国民生活を実現するには、地域が地域として自立できる環境づくり、地方や中小企業に光を当てた政策を今後積極的に実施していく必要がある。自助努力をしている地域を応援するスキームの整備が重要であり、また、地域経済と雇用を支える中小企業を支援する施策の充実も欠かせない。また、我が国経済が中長期的に成長していくには、イノベーションの推進が重要な課題となり、そのための研究開発体制の強化、効率的・効果的な資金の配分、人材育成等、総合的な取組を一層進めていくことが求められる。

雇用をめぐる動向だが、近年、パートタイム、派遣、有期契約等、雇用形態の多様化が進んでいる。正社員を希望する者には機会の平等の観点からチャンスを与えていくべきであり、正規・非正規の二極化構造の固定化は是正する必要があるが、多様な働き方は、情報化の進展、経済産業構造の変化、個人のライフスタイルの多様化等を背景に広まっており、成熟社会においてはある程度やむを得ない面もあると思う。留意すべきは、公正の確保の観点である。企業と雇用者がともに満足できる雇用システムを目指し、時宜にかなった法改正を進めていく必要があり、企業は非正規雇用者に対して職責に応じた処遇を行うとともに、正規雇用を希望する者に対して正規雇用への転換を積極的に行うなど、適切かつ柔軟な労働環境を整備することが求められる。

若年者雇用については、いわゆる年長フリーターの固定化が危惧されている。再チャレンジを支援する仕組みを喫緊に整備し固定化を防ぐ必要があり、行政はジョブカフェや日本版デュアルシステムを始めとした各種教育訓練制度の充実を図り、企業は年齢にかかわらない、能力に応じた採用をより一層重視することが求められる。

高齢者雇用については、改正高年齢者雇用安定法が昨年四月に施行された。団塊世代の退職の課題はあるが、製造業を中心に高齢者が持つ技能伝承を円滑に行い、難局を各企業が乗り越えられるよう期待する。

女性雇用については、いわゆるＭ字型カーブの問題があり、結婚・子育て期の就業継続が大きな課題である。既に育児休業制度の充実、看護休暇制度の創設などの対策が取られているが、これら制度の一層の普及を図る必要がある。また、子育て等のために女性がいったん離職しても適切な再就職が可能となるよう、労働市場や教育訓練機会の整備充実が重要である。

ワーク・ライフ・バランスの実現に当たり、喫緊の課題の一つは、子育てや介護などと仕事を両立しやすい環境の整備である。各企業がフレックスタイム、在宅勤務、短時間正社員など様々な選択肢を用意できれば、多くの人の就業継続が可能となり、雇用者の満足度を上げるだけではなく、企業にとっても優秀な社員の雇用維持につながると考えられる。また、ワーク・ライフ・バランスは、自己の生活ニーズに即したメリハリのある働き方を可能とし、自己選択的な雇用環境を生み出し、これまでの硬直的な仕事の進め方や中身の見直しにより生産性の向上に資することが期待できる。参考人からは、ワーク・ライフ・バランスに関する情報公開や財政、税制支援の必要性について言及があったが、行政にはこのような支援策についても十分な検討が求められる。

（民主党・新緑風会）

我が国の景気は回復を続けていると言われているが、多くの国民が感じていることは、社会の

様々な場面における格差の拡大ではないか。とりわけ大きな問題は、正規雇用と非正規雇用の格差であり、特に若年層におけるフリーター等が増加すれば、少子化に拍車が掛かることや社会保障制度への影響が懸念される。

非正規雇用増加の背景としては、就労形態の多様化が言われることがあるが、現実には、非正規雇用を選択する以外なかった場合が多いのではないか。特に、卒業時期が雇用情勢の極めて厳しい時期と重なり、正社員の職を得ることができなかった、いわゆる年長フリーターの人々は、雇用情勢が改善した今でも、非正規雇用としての就労を余儀なくされている。

緊急に講ずべき施策としては、国や自治体が職業訓練を実施すること、企業に対して正規雇用の採用の拡大、非正規雇用から正規雇用への登用などを求めていくことが挙げられる。賃金は同一価値労働同一賃金の原則を踏まえたものとし、多くの労働者に雇用の機会を与えるため、短時間正社員制度の導入等を促進すべきである。

少子化の進展に伴う労働力人口の減少が避けられない中、我が国が活力ある豊かな社会を維持していくためには、高齢者や女性がこれまで以上に労働市場に積極的に参加することが重要となる。

高年齢者雇用安定法では、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定めの廃止のいずれかの措置を講ずることとされており、当面はこのような制度を通じて高齢者が引き続き現役で働けるようにすることが重要であるが、将来的には、だれもが年齢にかかわりなく能力を発揮して働くことのできるエイジフリー社会を目指すべきである。

我が国の女性の労働市場への進出は続いているが、男女間の賃金格差は依然として大きく、管理者に占める女性の割合は極めて少ない。社会のあらゆる分野における男女の固定した役割分担や差別、不平等な状態の解消を図り、男女共同参画社会を実現していくことが大きな課題である。

女性労働者の育児休業取得率は現在七〇％を超えているが、これには結婚や出産を機に離職した女性が含まれておらず、中小企業は大企業に比べ育児休業の取得率が低い。育児休業制度については一層の工夫を行っていく必要があり、看護休暇の拡大等の施策を講じていく必要もある。一方、男性労働者の育児休業取得率は一％にも達していない。家事や育児は女性が行うものという意識が依然として根強いように思われるが、仕事と家庭の調和を図るためには、男性の自覚や協力が不可欠であり、一層の啓発が求められる。

各種の両立支援策の拡充の前提として、長時間労働の是正が必要である。我が国では特に正社員の労働時間が欧米諸国に比べて極めて長く、サービス残業も広く行われている。育児期の男性が働きながら家事や育児に参加するためにも、長時間労働の是正は喫緊の課題である。

我が国では保育所への入所を希望しながら入所できない待機児童が依然として多く、働きながら子育てをしたい女性にとって大きな障害となっている。早急に保育所を整備するとともに、休日保育や放課後児童対策についても、利用者のニーズを踏まえつつ拡充強化していくことが望まれる。

仕事と生活の両立支援策が効果を上げるためには、包括的な施策を長期的視野に立って実施する必要があり、省庁横断的な体制を整備するとともに、そのための計画を策定するなど、政策に継続性や統合性を持たせる方法を検討すべきである。

（公明党）

急速に少子高齢化が進み労働力人口が減少していく中で、将来的にも成長を持続させ生活の質を高めていくためには、就業率の上昇と労働生産性の向上が不可欠であり、そのためには、意欲と能力を十分にいかすことができていない若者、高齢者、女性の就業の場を拡大していくことが必要である。また、労働力の確保のみならず、労働生産性の向上のためにも、そして、何よりも人として生きていく価値を高めるために、ワーク・ライフ・バランスを推進することが重要である。

我が国の労働市場は、企業による保障も拘束も強い正規雇用と企業による保障も拘束も弱い非正規雇用の二極化が始まっており、その解消のためには、非正規雇用の正規化、長時間労働の是正、柔軟な就業形態の導入、均衡処遇の確保等が喫緊の課題となっている。

正規雇用と非正規雇用では、所得格差だけではなく、職業能力開発の機会にも格差があり、我が国の技術力低下の一因となることが危惧される。また、非正規雇用は未婚率も高いことなどから、非正規雇用の増加は、社会全体としての人的資本の蓄積の弱体化、晩婚化、少子化につながる懸念がある。このような正規雇用と非正規雇用との格差を是正するには、働き方の実態に応じた均衡待遇の確保、正規雇用への転換の促進を図る必要がある。

非正規雇用の問題は、特に若年層で深刻化しており、近年問題となっている請負労働者の多くは若者で、使い捨てのような働き方をさせられていると言われている。政府は請負労働の実態把握とその対策に強力に取り組むべきと考える。二十代後半以降のいわゆる年長フリーターでは正規雇用の職を得ることは依然として容易ではなく、他方、これまで新卒採用を控えてきた企業では、今後会社を支えていくべき二十代後半から三十代半ばの人材の不足が将来の禍根となることが懸念される。年長フリーターを正社員として雇用した企業に助成金を支給する制度の利用や中途採用にも門戸を開いた雇用システムへの転換を促進し、さらに、キャリア教育の在り方を抜本的に見直すべきである。

人口減少へと転じ、労働供給制約が次第に強まる我が国において、今後も持続的な発展を維持するためには、意欲や能力があれば年齢にかかわりなく働き続けられる生涯現役社会の実現を目指すべきだと考える。

近年の労働者全体の年間総実労働時間の減少は主としてパート労働者の割合の増加によるものであり、一般労働者については依然として長時間労働の実態がある。労働時間の長短二極化を改善し、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、長時間労働の是正、柔軟な就業形態の導入、均衡処遇の確保の三点が課題となる。時間外労働の割増率については、中小企業対策は別途考慮する必要があるが、将来的には四割に引き上げることを検討すべきである。また、短時間勤務、フレックスタイム、在宅勤務等の導入を促進し、比較的業務内容が明確な分野から同一労働同一賃金の原則の導入を実現すべきと考える。

出生率の低下が続く中で、ワーク・ライフ・バランスの中でも、特に仕事と子育てを両立するための支援の充実は重要である。公明党の「少子社会トータルプラン」では、育児休業制度の普及、拡充、次世代育成支援対策推進法に基づいて企業が策定した一般事業主行動計画の公表の義務化を

進めるべきとしている。さらに、出産・育児等によって離職した者に対する教育訓練の機会の提供や企業の再雇用制度の充実を促進すべきと考える。両立支援の先進的な取組をしている企業では、育児休業取得や職場復帰支援などにより就業意識を高め、労働生産性の向上を図っており、このような事例を周知することにより企業の意識改革を進めることが重要である。

ワーク・ライフ・バランスのための施策を総合的・計画的に推進し、国を挙げて企業と国民が一体となった「働き方改革」を進める必要があると考えており、我が党は「仕事と生活の調和推進基本法」の制定に向けて鋭意検討を行っている。

（日本共産党）

低賃金で不安定な非正規雇用の増大が貧困と格差の広がりをもたらしており、正社員でも異常な長時間労働が働く人たちの命と健康を脅かし、家庭も地域社会も壊している。今求められているのは、これ以上の雇用と労働のルールの破壊、格差の拡大を許さず、是正のための実効ある措置を採ることであり、以下、大きく三つの柱から提案を行う。

第一に、異常な長時間労働を是正することである。ホワイトカラーエグゼンプション制度は、長時間労働を更に激化させるとともに、ホワイトカラー労働者の所得を奪うことになり、日本経済にも深刻な打撃となるので、法案は今後も提出すべきではないと考える。

また、長時間労働を是正するため、違法なサービス残業の根絶が急務である。監督や告発を強化するとともに、悪質な企業は企業名を公表し、不払残業代を二倍にして支給させるなどのペナルティーを強化すべきと考える。残業時間の上限の法定や連続休息時間の確保も必要である。政府は、残業は年間三百六十時間以内とするという大臣告示を直ちに法定化すべきであり、割増しは、現行の二五％増を五〇％増にすべきである。また、ＥＵのように連続休息時間を最低十一時間確保することなどをルール化するよう提案をする。

第二に、使い捨ての働かせ方をなくす、すなわち非正規で働く人たちの権利を守り、均等待遇と正社員化を進めることである。

まず、労働者派遣事業法や職業安定法に違反する偽装請負の根絶が必要である。厚生労働省も、昨年九月、今年三月に通達を出したが、この厳格な実施を強く求める。偽装請負を根絶し、安定雇用に切り替えるため、労働者派遣事業法などを改正し、受入れ企業の責任を厳しく問えるようにすべきである。

次に、派遣労働者の地位向上と正社員への登用を進めるための新しいルールが必要である。労働者派遣は、臨時的、一時的な場合に限定し、正規雇用の代替にしないという原則に立って、正社員への道を開くべきである。派遣先企業は一年以上経過したら直接雇用を申し出る義務を負うように、労働者派遣事業法の改正が必要である。登録型派遣で低賃金、短期就労を繰り返す新しい日雇労働も増えており、健康保険や雇用保険などを労働実態に合わせて整備することは緊急の課題である。そして、登録型派遣による日雇型雇用をなくしていくべきである。労働者派遣事業法を派遣労働者保護法に抜本的に改正し、派遣労働を臨時的、一時的な場合に限定することを明記するとともに、派遣先業種の制限、派遣先の正社員との均等待遇、登録型派遣の解消などを進めるべきと考える。均等待遇を法制化し、パート労働者の権利を保障し、待遇を改善することも必要である。

さらに、合理的理由のない短期雇用は不公正な契約として規制し、正規常用雇用に移行させること、会社による違法、脱法行為を厳しく監視し、非正規で働く人たちの権利を保障すること、そのためにも労働基準監督官を二倍にすることが必要である。ワーキングプア、フリーターを支援する国、自治体の取組の強化も重要であり、職業訓練の機会の抜本的な増加、訓練期間中の生活資金の援助、生活支援の強化も必要である。

第三に、最低賃金を引き上げ、全国一律最低賃金制を確立することである。日本の最低賃金は世界でも最低水準である。今、労働団体が時給千円以上への引上げを要求しており、政府はこれにこたえるべきであり、同時に、全国一律最低賃金制を確立すべきである。

（社会民主党・護憲連合）

ワーク・ライフ・バランスは、日本語では、労働と生活の調和となるが、当たり前のようでできていない実態が調査から浮き彫りになった。ワーク・ライフ・バランスは、子育て支援を中心に考えられる傾向にあるが、特定の年齢や業種において取り組まれる内容のものではなく、社会システムの一つとして存在させる必要がある。

この十年間の働き方の変化、雇用形態の変化は激しく、長時間労働を余儀なくされる正社員と、労働条件が低く、企業の都合に合わせて便利に安く使われるパートや派遣など「働き方の二極化」が進行した。パート労働者などは、本来は生活との調和が容易であるとされてきたが、育児・介護休業の取得が困難であるなど、両立支援が行き届いていない。また、成果主義は、時間ではなく成果によって評価するが、時間管理が弛緩した結果、かえって労働時間の長時間化傾向を加速させている。これらの結果、メンタルヘルス不全者が増加し、過労死や自殺など深刻な問題が惹起し、また、家事、育児などの家族的責任が果たせないなど、仕事と生活の両立が達成できず、バランスを欠いた生活となっている。

日本的雇用慣行が崩壊する中、新たな雇用の在り方が模索されてきたが、ワーク・ライフ・バランスという視点はほとんど顧みられず、働き方の変質だけが着実に推移してきた。これは利潤だけを追い求める経営者の姿勢に起因するところが大きい。パートタイム労働者の均等待遇というと、経営側からは国際競争力に勝てないという答えが返ってくる。いかに大切に働いてもらうかも国際競争力の一つであると考え方を転換させていくことが必要である。ワーク・ライフ・バランスを進める上で、経営者の理解、努力は何よりも必要であり、これから労働力人口が減少していく中で、いかに大切に働いてもらうかということで競争すべきではないか。

ワーク・ライフ・バランスは、勤労社会の様々なゆがみを治療し、改革するシステムとして大きな期待がかけられている。育児・介護休業など、整備拡充されてきたが、女性の約七割が育児休業取得前に仕事を辞め、残り三割の六四％が取得しているのが実情で、男性の取得率は〇・三三％である。育児休業など単独の制度は、関心がない人

にとっては、職務遂行の阻害要因にさえ映る。多くの賛同を得るには、働くすべての人に両立課題があることを前提に、トータルな生活支援の方策が必要である。両立支援の実施は、企業にとっては投資であるが、有能な人材が新たな意欲を持って業績向上に貢献すれば、投資コストは回収できる。仕事と仕事以外の生活の両立を支援することが、社員から高い勤労意欲を引き出し、女性の活躍の場の拡大にもつながる。

社会システムとしてワーク・ライフ・バランスを定着させるには、政府の取組、後押しが大きいが、政府の動きを見ると、雇用保険法の改正、最低賃金法の改正など経営側を向いた内容となっている。「ワークライフバランス憲章」の策定でも、多様な働き方、成果主義が逆に労働者の生活を脅かしているという視点が欠けている。

憲法第二十五条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、生存権を保障している。労働基準法第一条第一項は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と規定し、生存権の規定を労働条件の分野で具体化している。この規定は、ワーク・ライフ・バランスを先取りした条文であり、ワーク・ライフ・バランスは、この原点を踏まえ、政府が先行して誘導していくことが何よりも必要である。

（二）　意見交換

○　雇用問題は、最低賃金法、有効求人倍率等を考えても地域間格差が大きく、その意味では、格差を解消しながら、その土地土地で産業構造を改革することが本調査会の大きな目的の一つであり、それがなされていないがゆえに非常に立ち遅れた雇用環境、雇用問題があり、でき得ればもっと経済産業省的な、経済成長戦略的な調査があって、それがすべての土台になっていくのではないかとの発言があった。

○　雇用について多くの発言があったが、生涯学習の視点が入っていなかったように感じており、高齢者も働く意欲がある、高齢者雇用をもっと進めるべきであると言われるが、中年からキャリアチェンジをしようとする人も少なからず出てくると思われる中で、教育が雇用の一部になるような雇用政策も必要ではないかとの発言があった。

○　地域が退職者に来てもらい、例えば、高校の先生に古語を読む会を開いてもらうなど、更に活用してほしいとの発言があった。

○　ある程度年金が充実している退職者にＮＰＯ法人で活動をすることを推奨しているが、環境、教育、福祉関連など産業創造という観点でも行えることがあるのではないか、無償では継続性が伴わないため若干でも報酬を得るという観点で、仕事を創造していくことを様々な分野で振興していかなければならず、新たな分野を意図的に織り交ぜていけば更に奥深く豊かな社会ができるのではないか、生きがいと労働のすき間をどう埋めるかという部分は更に促進すべきであろうとの発言があった。

○　無料奉仕では長続きしないけれども、ある程度生活できる年金などがある人たちの力を活用するということは大変大事であり、それが普通の労働を圧迫するのではないかという懸念との関係で言うと、本来、正規労働者が行うようなものと取って代わって、安上がりに使おうという人たちが出てくることが問題であり、いろいろな知恵が今後考えていく分野としてあろうとの発言があった。

○　社会奉仕的な役割を果たすことによって再度自分の人間性を回復していく、そういうときに単に労働の対価というものを考えなければならないかどうかはよく分からないが、これから先の高齢化社会の人生をどう考えるか、ワーク・ライフ・バランスをどう当てはめるか、働いている間だけなのか、一生を考えていくのか、余り窮屈にものを考えない方が良いのではないかとの発言があった。

○　全く収入がなく、社会的貢献、自分の生きがいを新しい形で求めようとすると、それは多分長続きしないので、収入の道を同時に考えることは必要であり、労働市場を阻害する、新しい働き手を奪うのではないかということについては、欧米を見ると、収入を得る、生きがいのある仕事の場所を提供するということでは、労働市場を奪うことよりも提供することの方がはるかに多いのではないかとの発言があった。

○　企業が納める税金の一割でもＮＰＯに与え、一生懸命活動しているＮＰＯはたくさん受け取ることができるということが提言できれば、すばらしいとの発言があった。

○　一度家庭に入った場合に、更に教育訓練を受けながら自分のキャリアを高めていくということも、雇用を良い形で展開していくためには必要であるとの発言があった。

○　障害者の働き方について幾つかの提言があり、障害者も自立しながら納税者になりたいという意見があるところも、大きくこれから見据えていかなければならないとの発言があった。

○　障害者のワーク・ライフ・バランスの確保が大切であるとの発言があった。

○　今の社会が成熟社会と言えば成熟社会であるが、その社会が生んでしまった非正規雇用であるとすれば、もっと非正規雇用の人たちを温かい目で見てほしいとの発言があった。

○　パート、短時間労働と言うと女性の働き方と取られがちであるが、短時間正社員という形の中で、キャリアアップしながら、年金も受給できるという形につないでいきたいとの発言があった。

○　男女がともに働きお互いを高めていく中にワーク・ライフ・バランスがあると思っており、このワーク・ライフ・バランスをすてきなものとして育てていかなければならないとの発言があった。

○　これからの時代、雇う側と雇われる側の新しい働き方をつくっていかなければならず、ワーク・ライフ・バランスをいかしていける時代に来ているとの発言があった。

○　日本人の尊厳を守っていくためにもっと余裕を持った方が良いのではないかと考えており、そのため年金制度等をしっかり確立して、一定の年になったら自由に生きて、人のために尽くす、労働の期間をいつまでに絞るかという自分なりの人生設計を立てないと厳しく、また、障害者等に対しては行政が手厚い対応をしていかなければならないとの発言があった。

（参考）

○　調査会委員

報告書提出日（平成十九年六月八日）

会長　広中和歌子　　理事　小池正勝　　理事　南野知惠子
理事　松村祥史　　理事　尾立源幸　　理事　小林　元
理事　澤　雄二　　委員　岩井國臣　　委員　大野つや子
委員　神取　忍　　委員　北岡秀二　　委員　小泉昭男
委員　佐藤昭郎　　委員　西島英利　　委員　野村哲郎
委員　松田岩夫　　委員　伊藤基隆　　委員　下田敦子
委員　藤本祐司　　委員　柳澤光美　　委員　和田ひろ子
委員　松　あきら　　委員　井上哲士　　委員　渕上貞雄
委員　又市征治

○　主な活動経過

（一年目）

国会回次及び年月日	事項
第百六十一回国会 平成十六年　十月　十二日	本会議において、経済・産業・雇用に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五名から成る経済・産業・雇用に関する調査会を設置することに決した。
十一月　十日	調査会長を選任した後、理事を選任した。 調査項目「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」の選定について会長から報告があった。
十一月　十七日	「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、構造改革と経済財政の中期展望について西川内閣府副大臣及び政府参考人から説明を聴き、新産業創造戦略について保坂経済産業副大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。 「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、雇用対策基本計画について藤井厚生労働大臣政務官及び政府参考人から説明を聴き、若年者に対する就業支援について塩谷文部科学副大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、藤井厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
第百六十二回国会 平成十七年　二月　十六日	「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、成熟社会における経済活性化に向けた方策について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 内閣府経済社会総合研究所長　香西　泰　君 日本労働組合総連合会（連合）副事務局長　久保田　泰　雄　君 社団法人日本経済団体連合会専務理事　矢野弘典　君
二月　十七日 ～十八日	経済・産業・雇用に関する実情調査のため、京都府に委員派遣を行った。
二月二十三日	「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、地域経済の活性化について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 法政大学経済学部教授　黒川和美　君 社団法人全国地方銀行協会会長 株式会社東邦銀行取締役頭取　瀬谷俊雄　君 日本政策投資銀行地域企画部参事役　藻谷浩介　君
三月　二日	派遣委員から報告を聴いた。 「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、日本経済の国際競争力の強化について参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。 （参考人） オリンパス株式会社代表取締役会長　岸本正壽　君 株式会社三菱総合研究所主任研究員　後藤康雄　君
四月　六日	「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、多様化する雇用への対応について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

四月　二十日	（参考人） 大阪大学社会経済研究所教授　大竹文雄君 テンプスタッフ株式会社代表取締役　篠原欣子君 社団法人日本人材派遣協会会長　山田久君 株式会社日本総合研究所調査部主任研究員 「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、フリーター・ニート等若年者をめぐる雇用問題について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
五月　十一日	（参考人） 特定非営利活動法人「育て上げ」ネット理事長　工藤啓君 東京大学社会科学研究所助教授　玄田有史君 兵庫県教育委員会教育次長　杉本健三君 千房商事株式会社代表取締役　中井政嗣君 「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、経済社会の変化に対応した人材育成の在り方について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
五月　十八日	（参考人） 早稲田大学ビジネススクール経営専門職大学院教授　梅津祐良君 ジャーナリスト　多賀幹子君 お茶の水女子大学文教育学部教授　耳塚寛明君 「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」について委員間の意見交換を行った。
六月　十三日	経済・産業・雇用に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。 経済・産業・雇用に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。
六月　十五日	本会議において、調査会長が経済・産業・雇用に関する調査の中間報告を行った。
七月　十三日	経済・産業・雇用に関する実情調査のため、視察（東京都立六郷工科高等学校及び株式会社成立）を行った。

（二年目）

国会回次及び年月日	事　　項
第百六十三回国会 平成十七年　十月二十六日	経済・産業・雇用に関する実情調査のため、視察（ハローワーク新宿）を行った。
第百六十四回国会 平成十八年　二月　八日 二月　十五日	海外派遣議員から報告を聴いた。 「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、経済及び所得格差問題について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 三菱ＵＦＪ証券株式会社チーフエコノミスト　水野和夫君 東京学芸大学教育学部教授　山田昌弘君 独立行政法人労働政策研究・研修機構労働経済分析研究部門研究員　勇上和史君
二月　十六日 ～十七日	経済・産業・雇用に関する実情調査のため、愛知県に委員派遣を行った。
二月二十二日	「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、日本経済のグローバル化への対応について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 大阪大学社会経済研究所教授　小野善康君 株式会社野村資本市場研究所シニアフェロー　関志雄君 同志社大学大学院ビジネス研究科教授　浜矩子君

三月　一日	派遣委員から報告を聴いた。
四月　五日	「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、団塊世代の退職による経済・産業・雇用への影響について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。 （参考人） シャープ株式会社代表取締役専務取締役人事本部長　熊谷祥彦君 株式会社ニッセイ基礎研究所経済調査部門シニアエコノミスト　斎藤太郎君 NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ会長　髙畑敬一君 国際基督教大学教養学部教授　八代尚宏君
四月　十九日	「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、高齢者雇用の在り方について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 株式会社リクルートワークス研究所所長　大久保幸夫君 一橋大学大学院経済学研究科教授　大橋勇雄君 株式会社前川製作所取締役会長　島賀哲夫君
五月　十日	「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、女性雇用をめぐる課題について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 株式会社イー・ウーマン代表取締役社長 株式会社ユニカルインターナショナル代表取締役社長　佐々木かをり君 昭和女子大学副学長・理事　坂東眞理子君 学習院大学経済学部教授　脇坂明君
六月　二日	「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」について委員間の意見交換を行った。
六月　七日	経済・産業・雇用に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。 経済・産業・雇用に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。 本会議において、調査会長が経済・産業・雇用に関する調査の中間報告を行った。

（三年目）

国会回次及び年月日	事項
第百六十五回国会 平成十八年十一月　八日	「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、雇用をめぐる現状と課題について松野厚生労働大臣政務官から説明を聴き、経済成長戦略大綱について渡辺経済産業副大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、渡辺経済産業副大臣、松野厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
十一月二十二日	「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、非正規雇用をめぐる現状と課題について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 株式会社ジョーズ・ラボ代表取締役　城繁幸君 京都大学大学院経済学研究科教授　橘木俊詔君 慶應義塾大学商学部教授　樋口美雄君
十一月二十九日	経済・産業・雇用に関する実情調査のため、視察（キッザニア東京）を行った。
第百六十六回国会 平成十九年　二月　十四日	「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、ワーク・ライフ・バランスに関する国際的な動向について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

（参考人）
東京大学社会科学研究所助教授　永井暁子君
みずほ情報総研株式会社主席研究員　藤森克彦君
マイクロソフト株式会社執行役人事本部長　四方ゆかり君

二月二十一日　「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、我が国におけるワーク・ライフ・バランスへの対応と課題について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

（参考人）
株式会社クララオンライン代表取締役社長　家本賢太郎君
同志社大学政策学部教授　川口章君
株式会社第一生命経済研究所副主任研究員　松田茂樹君

二月二十二日～二十三日　経済・産業・雇用に関する実情調査のため、新潟県に委員派遣を行った。

四月二十五日　派遣委員から報告を聴いた。
「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、ワーク・ライフ・バランスへの取組について田村内閣府大臣政務官、松野厚生労働大臣政務官及び政府参考人から説明を聴いた後、松野厚生労働大臣政務官、田村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

五月　九日　「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」について委員間の意見交換を行った。

六月　八日　経済・産業・雇用に関する調査報告書を提出することを決定した。
経済・産業・雇用に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

調査報告書

少子高齢社会に関する調査

右の件について別紙のとおり調査の経過及び結果を報告する。

平成十九年六月八日

少子高齢社会に関する調査会長　清水嘉与子

参議院議長　扇　千景殿

少子高齢社会に関する調査報告

目次

第一　調査会の調査の経過
第二　調査会の調査の概要
一　少子高齢社会への対応の在り方について
1　政府からの説明聴取及び主な質疑
2　参考人からの意見聴取及び主な意見交換
3　調査会委員間の自由討議
二　派遣委員の報告
第三　少子高齢社会への対応の在り方についての提言
○　参議院少子高齢社会に関する調査会委員
（参考）
1　一年目の調査についての提言
2　二年目の調査についての提言
3　三年間の主な活動経過

第一　調査会の調査の経過

参議院少子高齢社会に関する調査会は、少子高齢社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第百六十一回国会（臨時会）の平成十六年十月十二日に設置された。

本調査会における調査テーマについては、調査会設置後の理事懇談会において協議を重ねた結果、「少子高齢社会への対応の在り方について」とすることとした。

この調査テーマの下、調査の一年目においては、少子高齢社会への対応の在り方について幅広い議論を行いつつ、「少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件」を当面の調査事項として取り上げて調査を行い、平成十七年七月八日に中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

調査の二年目においては、「少子高齢社会の課題と対策に関する件」を調査事項として取り上げて調査を行い、平成十八年六月七日に中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

調査の最終年となる三年目においては、理事懇談会において協議を行った結果、「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、第百六十五回国会（臨時会）では少子化対策等の取組状況、仕事と生活の調和、不妊治療、生殖補助医療について、第百六十六回国会（常会）では生涯現役社会の推進、高齢期の生活保障基盤、地域社会と高齢者、高齢期の住生活環境について調査を行うこととした。

第百六十五回国会（臨時会）においては、平成十八年十月二十五日、少子化対策等の取組状況について、平沢内閣府副大臣、池坊文部科学副大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、質疑を行った。

また、平成十八年十一月八日、仕事と生活の調和について、法政大学大学院政策科学研究科教授諏訪康雄氏、株式会社日本総合研究所主任研究員池本美香氏及び日本女子大学人間社会学部教授大澤真知子氏を参考人として招き、意見を聴いた後、質疑を行った。

さらに、不妊治療及び生殖補助医療について、平成十八年十一月二十二日、明治大学法学部教授石井美智子氏、出産ジャーナリスト河合蘭氏及び聖路加国際病院女性総合診療部部長・生殖医療センター所長佐藤孝道氏を、十二月六日には、医療法人登誠会諏訪マタニティークリニック院長・理事長根津八紘氏、社団法人日本産科婦人科学会倫理委員会主務幹事・慶應義塾大学医学部産婦人科阪埜浩司氏、医療法人セント・ルカ産婦人科院長・セント・ルカ生殖医療研究所所長宇津宮隆史氏及び日本弁護士連合会副会長伊藤誠一氏を参考人として招き、それぞれ意見を聴いた後、質疑を行った。

第百六十六回国会（常会）においては、平成十九年二月七日、生涯現役社会の推進について、聖路加国際病院理事長・名誉院長日野原重明氏、特定非営利活動法人寝屋川あいの会代表三和清明氏及び株式会社マイスター60取締役社長平野茂夫氏を、二月十四日には、高齢期の生活保障基盤について、立命館大学国際関係学部教授高橋伸彰氏、神戸大学大学院経済学研究科教授小塩隆士氏及びみずほ総合研究所株式会社調査本部政策調査部主任研究員野田彰彦氏を参考人として招き、それぞれ意見を聴いた後、質疑を行った。

また、平成十九年二月二十八日、地域社会と高齢者について、産業医科大学公衆衛生学教授松田晋哉氏、名古屋学芸大学学長・日本尊厳死協会理事長・日本ケアマネジメント学会理事長井形昭弘氏、諏訪中央病院名誉院長鎌田實氏及び特定非営利活動法人デイサービスこのゆびとーまれ理事長惣万佳代子氏を、四月二十五日には、高齢期の住生活環境について、青森市長佐々木誠造氏、島根大学名誉教授保母武彦氏、慶應義塾大学総合政策学部教授大江守之氏及び日本女子大学家政学部教授小谷部育子氏を参考人として招き、それぞれ意見を聴いた後、質疑を行った。

このような少子高齢社会への対応の在り方についての政府からの説明及び参考人からの意見聴取を踏まえ、平成十九年五月九日、報告書の取りまとめに向けて調査会委員間の自由討議を行った。この自由討議においては、高齢者雇用の確保に向けた企業の取組の必要性、生殖補助医療に関する法規制の必要性、生活を犠牲にしない働き方への転換の必要性、高齢者の安定した生活保障基盤確保の必要性等が指摘された。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、少子高齢社会への対応の在り方についての課題について意見を集約し、「仕事と生活の調和の推進」を始めとする四つの柱から成る十九項目の提言を取りまとめた。

このほか、平成十九年二月十九日及び二十日の二日間、少子高齢社会に関する実情調査のため、広島県に委員派遣を行った。

第二　調査会の調査の概要

一　少子高齢社会への対応の在り方について

1　政府からの説明聴取及び主な質疑

少子化対策等の取組状況について、平成十八年十月二十五日、平沢内閣府副大臣、池坊文部科学副大臣、武見厚生労働副大臣及び人事院から説明を聴取し、質疑を行った。その概要は次のとおりである。

内閣府

厚生労働省の人口動態統計によると、平成十七年は、明治三十二年の統計開始以来初めて出生数が死亡数を下回る自然減となった。また、合計特殊出生率も一・二五と過去最低の水準となった。

急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる重大な問題であり、第二次ベビーブーム世代がまだ三十歳代である今後五年程度の間に速やかに対応することが求められる。

政府は、平成十六年に決定された少子化社会対策大綱及びその具体的実施計画である子ども・子育て応援プランに基づき少子化対策を推進してきたが、出生率の低下傾向の反転に向け、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、十八年六月に「新しい少子化対策について」を決定した。

同対策では、親が働いているいないにかかわらず、すべての子育て家庭を社会全体で支援すること、出産前後や乳幼児期における経済的負担の軽減を含め子育て家庭に対する総合的な支援を行うこと、子育てを応援する観点から働き方の改革を進めること、子育てのすばらしさ、家族の価値を社会全体で共有できるような意識改革に取り組むことを柱とし、四十項目にわたる具体的な政策を掲げている。

平成十九年度予算の概算要求においては、「新しい少子化対策について」を踏まえ、関係省庁から、妊娠・出産から乳幼児期においては小児科・産科医療体制の確保及び不妊治療の支援等の充実、未就学期においてはすべての子育て家庭を対象に相談等を行う地域における子育て支援拠点の拡充、小学生期においては放課後時間を有意義かつ安全に過ごすための全小学校区における放課後子どもプランの推進、中学生・高校生・大学生期においては教育費の負担軽減を図るための奨学金事業の充実等に必要な予算額の要求がなされている。

文部科学省

少子化の進行は、社会や経済の活力の低下とともに、子どもの教育面にも大きな影響を及ぼす重要な課題であり、平成十九年度概算要求における少子化対策の主な内容は以下のとおりである。

若者の自立とたくましい子どもの育ちの支援については、若者の就労支援の充実としてキャリア教育の推進、奨学金事業の充実、体験活動を通じた豊かな人間性の育成として自然の中での長期宿泊体験活動等、子どもの学びの支援として学力向上アクションプランの拡充による確かな学力の向上に努めている。

仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しについては、女性研究者が出産、育児等を両立するためのモデルとなる優れた取組の支援等に努めていく。

生命の大切さ、家庭の役割等についての理解の促進については、子育て理解等に関する教育の推進のほか、命や思いやりを大切にする心をはぐくむ教育の充実について新規要求している。また、安心して子どもを生み育てることができる社会形成のため、青少年がメディアを安全・安心に利用するための体制の整備等を推進していく。

子育ての新たな支え合いと連帯の構築については、就学前の児童の教育・保育の充実として、就

園奨励事業を実施する地方公共団体や預かり保育等を実施する私立幼稚園に対し引き続き補助を行うほか、平成十八年十月から開始された認定こども園制度の活用促進に努めていく。また、幼児教育の保護者負担の軽減策に関する調査研究について新規要求している。放課後対策の充実として、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策である放課後子どもプランのすべての小学校区での実施、家庭教育支援の充実として、家庭教育手帳の作成・配布、脳科学等の科学的知見を踏まえた乳幼児を中心とした実践的な調査研究等、児童虐待防止対策の推進として、児童生徒の支援を行うための効果的な取組についての調査研究、子どもの健康の支援として、学校における食育の推進、子どもの安全の確保として、通学路を含めた子どもの安全確保に向けた取組を進めていく。

税制改正要望については、教育費負担軽減のため、現行の特定扶養控除の考え方を堅持しつつ、扶養控除を見直すとともに、奨学金の利子相当額を所得税の税額から控除する制度の創設を求めている。

厚生労働省

平成十七年の合計特殊出生率が過去最低を記録した要因についての社会的背景として、働き方の見直しに関する取組が進んでいないこと、子育て支援サービスが十分に行き渡っていないこと、若者が社会的に自立することが難しい社会経済状況となっていることが挙げられる。

政府は、子ども・子育て応援プランや次世代育成支援対策推進法に基づき取組を推進してきたが、平成十八年六月に対策の一層の強化を図るため決定された「新しい少子化対策について」を踏まえ、厚生労働省として要求又は検討しているものは以下のとおりである。

すべての子育て家庭の支援という観点からの子育て支援の強化については、生後四か月までの乳児のいるすべての家庭の訪問、全小学校区における放課後子どもプランの創設等、待機児童ゼロ作戦の更なる推進と多様な保育サービスの提供については、病児・病後児保育事業の拡充等、子育ての経済的負担の軽減については、児童手当制度の乳幼児加算の創設及び不妊治療への公的助成の拡大、働き方の改革については、労働契約法制の検討及び労働時間制度等の見直し、女性の継続就労・再就職支援等を行うこととしている。

ワーク・ライフ・バランスについては、働く者が仕事と仕事以外の活動のバランスが取れた働き方を選択できるよう取組を推進している。近年、労働時間の長短二極化の進展等新たな課題が発生しており、これに対応するため、平成十八年四月から施行されている労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に基づき、所定外労働の削減等により長時間労働の是正に取り組んでいる。特に仕事と家庭の両立支援が重要であり、育児・介護休業法等の施行、事業主の両立支援への取組に対する支援等を行っている。また、次世代育成支援のための行動計画を策定、届出し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定する仕組みを十九年度から開始する。

不妊治療、生殖補助医療については、経済的負担の軽減を図るため特定不妊治療助成事業の助成金増額を予算要求している。また、代理懐胎の問題については、平成十五年に厚生科学審議会において実施すべきではないとの報告書がまとめられているが、生命倫理、家族観にかかわる重要な問題であり議論が必要であると考えている。

人事院

人事院は、育児と仕事の両立支援策を充実するため、平成十八年八月、人件費や定員の増加を伴うことなく育児のための短時間勤務の制度等を導入することが適当と認め、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について、国会と内閣に意見の申出を行った。

育児短時間勤務については、任命権者は職員が小学校就学始期に達するまでの子を養育するため請求したときは、公務運営に支障がない限り短時間勤務を承認することとし、一日当たり四時間・週二十時間、週三日・週二十四時間等の型から勤務形態を決定する。また、一官職に二人の週二十時間勤務の育児短時間勤務職員を任用する並立任用制を導入する。俸給、地域手当、特別給は勤務時間に応じた額とし、昇給、昇格、兼業規制はフルタイムの者と同様とする。退職手当、共済、宿舎については、適用の方向で総務省及び財務省において検討している。

後補充としての任期付短時間勤務職員については、任命権者は育児短時間勤務職員が処理できない業務に従事させるため、任用できることとしている。勤務時間は週十時間から二十時間までの範囲内で定める。非常勤であるが俸給表を適用し、俸給、地域手当、特別給は勤務時間に応じた額になり、扶養手当等の月例の手当は原則として非支給となる。また、兼業は原則禁止となり、兼業の許可については勤務形態等が一般の常勤職員と異なることを考慮して運用する。退職手当、共済は適用されない。

国家公務員の仕事と家庭の両立支援策としては、平成四年四月に育児休業制度を男女を問わず導入し、十四年四月には適用対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げた。また、七年四月に国家公務員共済組合制度の中で育児休業手当金を創設し、十三年一月には支給額を百分の二十五から百分の四十に引き上げた。

平成十七年度における育児休業取得者は八千九百九十一人、うち新規に取得した女性職員は四千六百九十五人であり、新たに取得可能になった女性職員の九二・四％に達する。

このような政府からの説明を踏まえ質疑を行ったが、その概要は次のとおりである。

①　少子化対策については、経済的支援及び仕事と家庭の調和による子育てがしやすい環境の整備を進めるとともに、子育てに楽しみを感じ、価値を見いだすという意識を国民が広く共有し、子育ては家庭だけに任せるのではなく、社会全体で協力して行うシステムをつくることが重要である。

②　次世代育成支援法に基づく一般事業主行動計画は、従業員三百一人以上の企業の九九・七％が策定している。努力義務となっている従業員三百人以下の企業においても同計画の策定割合を拡大していくことが必要である。

③　労働時間の長短二極化に伴う、子育て等にかかわる三十歳代を中心とした長時間労働を是正するためには、労働時間等設定改善指針を定めるだけではなく、従業員三百一人以上

の企業における一般事業主行動計画の実施を推進する必要がある。また、非正規雇用の職場条件の改善を図る必要がある。

④　育児休業取得前に七割の女性が仕事を辞めている原因としては、自発的退職以外に仕事と育児の両立の難しさや職場からの退職勧奨等がある。男女雇用機会均等法改正により差別禁止を強化したが、次世代育成支援対策推進法やファミリー・フレンドリー施策の推進、保育サービスの充実についても進めていく必要がある。

⑤　育児休業後の職場復帰が難しいといわれる医師等専門職の国家公務員のためにも、育児短時間勤務制度を導入することが必要である。

⑥　国家公務員の育児短時間勤務制度導入のために必要な育児休業法改正等については、特別職への適用のほか、共済や退職手当の扱いについても検討を行っているが、民間企業の取組を進めるためにも平成十九年度の早期に実施されることが望ましい。また、並立任用については、現行の一官職一人という定員査定とも矛盾しない形で弾力的な運用が可能となる。

⑦　我が国の家族分野への社会支出は他の先進国に比べ低い水準にあることから、家族機能の維持のため早急に社会的支援を行うことが必要である。同時に、家族のあるべき姿や機能について国民的コンセンサスをつくっていく必要がある。

⑧　待機児童ゼロ作戦により待機児童数は三年連続で減少し、平成十八年四月に初めて二万人を下回ったが、定員の弾力化に伴う受入増も多く、子どもや職員のためには質的な面も含めた保育所の拡充が必要である。

⑨　子育て家庭の教育費負担を軽減するため、有利子の奨学金制度が創設され、授業料の免除・減免等も拡充の方向にあるが、税制改正も含めた奨学金制度拡充による支援が必要である。

⑩　高等学校、大学等への進学に伴う教育費負担の現状を考慮すると、現行の特定扶養控除の考え方を堅持していくことも重要であるが、経済的な理由により進学ができない者とのバランスを考慮するなら、十八歳以降については奨学金制度の充実により対応することが適当と考えられる。

⑪　父親が平日子どもと過ごす時間は諸外国に比べて非常に短く、授業参観や保護者会に父親が参加できるよう、教育参観のための休暇の創設が求められる。

⑫　不登校、暴力行為、いじめ等については、子どもの状況の把握の在り方、関係機関とのネットワークを活用した早期支援の在り方を総合的に検討するとともに、教育相談体制を充実させることが必要である。中期的には、体験活動等を通じ、いじめを生まないような子どもを育てることも必要である。

⑬　いじめの予防のためにも文化芸術体験、職業体験等を通じて心豊かに生きる体験をすることが重要であり、学校教育における長期宿泊型体験活動等を推進していくとともに、修学旅行においても体験型施設の見学を組み込む必要がある。

⑭　児童虐待対策においては、児童相談所の体制を見直し、警察との連携強化、児童福祉司の人員の確保を行うことにより、事件を事前に防止し、子どもの命を救わなければならない。

⑮　児童相談所が虐待を認識しながら子どもが死亡した事案については、児童相談所の体制、児童相談所職員の資質、関係機関との連携のいずれに問題があるかを検討するため、専門委員会により徹底した調査を行い、より良い児童相談所の体制をつくっていく必要がある。

⑯　保護を必要とする子どもに対するサポートを充実するため、児童養護施設の小規模化、子どもの立場に立った里親制度の充実が必要である。

⑰　周産期医療ネットワークは八県において未整備であり、それぞれの県の状況を把握し、早急に整備するよう国として積極的に働き掛けを行うことが必要である。

⑱　小児科医療・産科医療両者の連携・協力の下、地域における周産期医療体制の整備を図るとともに、新生児集中管理室（ＮＩＣＵ）の確保、ＮＩＣＵの長期入院患者の後方支援施設も含めた支援制度の構築、医師・看護師等の確保により、リスクの高い妊産婦も安心できる対策を行うことが必要である。

⑲　未成年者の人工妊娠中絶については、その実態を把握するとともに、妊娠の予防のための性教育の徹底、妊娠時におけるカウンセリング体制の整備が必要である。また、子どもが妊娠した場合に親子で話し合い、家族で解決していくことができる体制づくりも重要である。

２　参考人からの意見聴取及び主な意見交換

少子高齢社会への対応の在り方のうち、仕事と生活の調和について、平成十八年十一月八日、不妊治療及び生殖補助医療について、十一月二十二日及び十二月六日、生涯現役社会の推進について、十九年二月七日、高齢期の生活保障基盤について、二月十四日、地域社会と高齢者について、二月二十八日、高齢期の住生活環境について、四月二十五日にそれぞれ参考人から意見を聴取し、意見交換を行った。その概要は次のとおりである。

（平成十八年十一月八日）

法政大学大学院政策科学研究科教授　諏訪　康雄氏

仕事と生活の調和、両立が議論され始めたのは、ここ二十年のことである。背景としては、先進諸国において共働き家庭が増加し、仕事と生活の間のバランスをとることが、家庭生活、育児、地域社会とのかかわりにおいて重要な問題となってきたことがある。

我が国は少子化により若い人材の量が減っていくだけでなく、その質が維持されるかどうかについて懸念が持たれている。ＯＥＣＤの学習到達度調査では、読解力において日本はもはや先進国中のトップクラスではなく、中位より下に位置している。月に一冊も読書しない人は全国平均で三八％を占め、仕事のために自己啓発を行った者の比率は三人に一人程度である。将来に向けての自

己投資等、長い目で見て日本社会の維持発展に重要な要素についての投資がおざなりとなっていることが懸念される。

少子高齢化の進む国々では、男女を問わない人材の育成競争が生じており、育成した人材の持続的な活用、年齢とかかわりのない働き方、仕事と生活の調和や両立等が議論されてきた。仕事と余暇の選好を見ると、日本は「仕事重視」、「仕事も余暇も同等」、「余暇重視」の比率がそれぞれ三分の一程度となっているのに対し、ドイツ、スウェーデン等では「仕事も余暇も同等」の割合が我が国に比べ高い。先進国として高い経済社会の水準を保つ工夫について、我が国ではどのようにしていくかが問われている。

我が国における女性の年齢階級別労働力率を見ると、M字型カーブを示している。結婚や育児でキャリアが切れ、前半は正社員型で働き、後半は非正社員型で働くパターンが広く見られる。我が国における女性の労働力率は、アジアの中でもシンガポール、韓国等より低くなっており、M字型カーブの是正が重要な課題である。

家庭や個人生活の充実がワーク・ライフ・バランスを考える際の重要なポイントである。地域コミュニティの支え手であった自営業主や専業主婦の減少を考えると、ワーク・ライフ・バランスは地域の活性化という意味でも重要な課題である。また、メンタルヘルス面での改善も期待できる。

労働力人口が減少していく中、仕事内容を見直すことによって、付加価値の高い、将来性のある分野に特化し、労働時間の合理的見直しをすることが不可欠である。仕事の仕組みの見直しでは、特定の性、年齢、家族スタイルを前提とした働き方を多様化に対応するように改める工夫が必要である。この点で労働時間の柔軟化は重要な課題であり、女性だけの問題としてでなく男性も含めて考える必要がある。働く場所の柔軟化も必要であり、部分的・短期的な在宅勤務を取り入れることが有効である。キャリア形成を図る上でも、生涯学習により持続的に能力開発を行うことが必要であるが、仕事と生活のバランスが取れていないと社会人が勉強の機会を持つことは難しい。

株式会社日本総合研究所主任研究員　池本　美香氏

我が国の少子化対策は、平成元年の合計特殊出生率が過去最低になったという一・五七ショックを契機として、六年のエンゼルプラン、十一年の新エンゼルプラン等、保育サービスの充実を中心に進められてきたが、出生率はその後も低下を続けた。そのため政府も男性の働き方の見直しや地域の子育て支援を打ち出し、十五年には次世代育成支援対策推進法が施行された。

出産・子育て世代の状況は、正規職員の減少、非正規職員の増大とともに、長時間労働により労働環境が悪化し、子どもについては保育の長時間化、財政難に伴う保育の質の低下等により保育環境が悪化した。保育サービスが長時間労働をサポートする形で使われ、少子化対策は、子どもにとっても出産・子育て世代にとっても幸せになる方向に作用しなかった。女性が働く権利だけを重視するのではなく、男女共に子育てをする権利を保障していく考え方も必要である。

子育てをする権利を保障する政策としては、労働政策の分野では育児休業制度、短時間勤務等がある。諸外国の例を見ると、スウェーデンやノルウェーでは所得保障が八〇％ないし一〇〇％と高く、ドイツやフィンランドでは低所得者に手厚い所得保障が行われている。また、スウェーデンやノルウェーでは父親専用の育児休業期間が設けられている。短時間勤務について、我が国の法律では企業に義務付けを行っていないが、スウェーデンやノルウェーでは半日単位での育児休暇取得による労働時間短縮が可能となっており、また、育児休業期間以外でも子どもがいる者に対し労働時間短縮の権利を保障している。

我が国では教育費について親の負担感が強い。教育費が掛からなければ労働時間を短縮し、子どもと一緒に過ごすことも可能になる。経済的支援策について、スウェーデンやオランダでは私立学校に入学しても公立学校並みの公的補助があり、親が授業料を負担する必要がない。また、ノルウェーの在宅育児手当では、育児休業が終わった後保育所を利用せずに自分で育てている親に対し、保育所に対する公的補助に相当する額を現金で支給している。保育政策では、ニュージーランドのプレイセンター、スウェーデンの親組合保育所等、親が保育活動に学習しながら参加していくことに力を入れた取組がある。

我が国に子育てをする権利を保障する政策を導入する必要がある。育児休業取得における柔軟性の向上、所得保障の在り方、正規職員と非正規職員の格差是正、労働時間の短縮を請求する権利の保障、教育に対する公的投資の在り方、保育の質の向上について検討していかなければならない。また、賃金を得る仕事だけを重視することによる「子育ては損」との価値観を見直すとともに、職場以外でも居心地のよい空間づくりやまちづくりを考える必要がある。

日本女子大学人間社会学部教授　大澤　真知子氏

二〇〇〇年から二〇五〇年にかけて人口構造が大きく変化することから、仕事と生活の両立ができる働き方をしていくことが重要な課題となっていく。少子高齢社会で解決すべき課題は、産みたい女性が産める社会の形成、良質の雇用の存在と低い失業率、維持可能な社会保障制度への見直しの三つである。経済のグローバル化への対応においては、不確実な将来に対して柔軟で変化に迅速に対応できる仕組みの導入が不可欠である。不安定な雇用形態の労働者を増やすことで柔軟性を確保することも可能であるが、正社員の働き方を変えることでも対応可能である。経済成長を維持し、失業率が低く、出生率も一九九〇年代になって回復している国は、労働時間を短縮したデンマーク、働き方を変えたオランダ、正社員・非正社員間の労働移動が容易なアメリカ、イギリスである。

我が国では育児休業制度は導入されたが、七割の女性が出産前後に退職しており、継続就業の割合は増えていない。仕事と家事・育児のどちらを優先するかについて、希望はどちらも重視したい人が女性で六割、男性で五割であるのに対し、実現できているのは女性が一二・四％、男性が二五・九％となっている。我が国には正社員で労働時間を柔軟に選択できる制度がなく、一九九〇年代に労働時間が長くなり継続就業が難しくなった。我が国の制度には、専業主婦かキャリアウーマンか、仕事優先か生活優先かの選択肢しかな

かった。六割の両立を希望する女性の多くは専業主婦を選択したが、ワーク・ライフ・バランスの導入はこれらの女性の選択を変え、両立を可能にする。また、ワーク・ライフ・バランスの導入は女性だけの問題ではなく、男性でも労働時間を短縮して学習活動をしたいという者が七三・一％に上っている。

イギリスでは、働き手の希望に合わせてフレックスタイム、在宅勤務、期間限定労働時間短縮等、労働時間の選択肢を広げている。経営者からみたワーク・ライフ・バランス導入のコストについては「最小限かかる程度」「全くかからない」が合わせて七割となる一方、効果については従業員のパフォーマンスが向上し、定着率が高まること等が挙げられている。

我が国の労働法制、雇用保険等の社会保障制度は、いずれも正社員に手厚く非正社員には手薄であり、経営側に対し、ワーク・ライフ・バランスを導入するより、正社員の数を減らして非正社員の数を増やすインセンティブを与えている。改革の方向性としては、医療保険等の社会保障制度を適用するに当たって雇用形態間の差を設けないことであり、支払総賃金を基準とした保険料の納付、パートタイマーの低賃金化をもたらしている既婚女性の非課税限度額及び社会保険加入義務年収額の見直しが重要である。

このような参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行ったが、その概要は次のとおりである。

①　ワーク・ライフ・バランス推進の法整備に当たっては、特定の働き方の押し付けを避けて社会の持続性という観点を大切にするとともに、結婚しないという選択肢も含めて個人の幸福追求における選択を尊重していかなければならない。

②　ワーク・ライフ・バランスを考えるに際しては、親の労働環境の視点のみならず、子育てされている子どもの生活を豊かにしていくという視点が求められる。

③　ワーク・ライフ・バランスの導入が出生率にプラスの関係があることは諸外国の例から指摘されているが、それに加え、出生率が向上している国では、男女雇用機会の均等、育児に対する社会と企業による支援、子育てに対する夫の協力の三つの要素があると指摘されている。

④　サービス業等第三次産業従事者のワーク・ライフ・バランスを推進することは重要な課題であり、そのためには非正規雇用を増やす方法以外に、短時間労働の正社員を組み合わせる方法があり、後者により正規雇用の増加と提供サービスの充実を図ることが望ましい。

⑤　ワーク・ライフ・バランスによる柔軟な働き方の推進は、更なる非正規雇用を生む懸念があるが、どのような雇用形態であれ、労働時間の長さではなく、行われた仕事に対して評価される仕組みであれば、企業側にとっても生産性が向上し、個人の生活も充実する。

⑥　短時間勤務を選択する権利を保障するためには、時間当たり賃金についての処遇の均衡や職種により賃金を決定する仕組みの導入が前提となるが、我が国では、処遇の均衡について合意が整わず、また、年齢等の属人的要素で処遇が決まる部分があるため、導入が困難となっている。

⑦　ワーク・ライフ・バランス実現のためには、労働時間を個人の裁量で柔軟化していくことが適当な就業形態もあるが、その一方で長時間の時間外労働、サービス残業等の問題も存在する。新規に一人雇用するか、時間外労働させるかの分岐点は五〇％強の割増率であり、現在の割増率二五％は企業に時間外労働を選択させるものとなっている。

⑧　個人には自分の職業キャリアを展開する権利があり、企業の持つ経営権等との対比でワーク・ライフ・バランスを考える必要がある。

⑨　働き手個々人のキャリア形成のためには適切なワーク・ライフ・バランスの実現が重要であるが、我が国では能力開発をめぐる支援策が不十分であり、非正規雇用で働く者の能力開発、再就職訓練、社会人大学院での学習支援環境の整備等を行うことが求められる。

⑩　ワークシェアリングが困難な専門職のワーク・ライフ・バランスを推進するためには、就業場所・労働時間の柔軟化及び成果による評価の導入が必要である。

⑪　育児休業に係る労働政策としては、時間単位での休業取得を可能とする、低所得層に対し休業中の所得保障率を上げる、正社員が労働時間を短縮する権利を保障するなどが必要である。

⑫　育児休業制度の範囲であれば、短時間勤務に見合った給料減額を行う企業も存在することから、法律により育児休業制度の中に短時間勤務請求権を盛り込むことは可能と考えられる。

⑬　労働時間等に係る二極化を解消するためには、正社員の働き方に自由度を持たせる、労働時間を短縮する、正社員とパートタイマーの格差をなくすという三つの方法がある。理想は均等待遇であるが、まずは正社員の労働時間の柔軟化が重要である。

⑭　派遣労働等の就業形態の増加に伴い、不安定な就業形態にとどまり続けることにより生じる格差をなくすため、人材育成の道がある雇用の拡充及び正規雇用への移行に向けた支援を行うとともに、社会保険における雇用形態間の差をなくすことが重要である。

⑮　二十四時間営業の増加が従業員の健康や子どもの教育等に及ぼす悪影響を考慮すると、利益や利便性優先の考え方を改めることが必要であるが、人口の高齢化及び労働力人口の減少による労働市場のひっ迫が予想されることから、このような無理な働き方は持続しないと考えられる。

⑯　保育の質を改善するためには、親たちが協力し合いながら保育技術を学び、子育てを通じて成長できる学習の場をつくる必要があり、具体例としてはニュージーランドのプレイセンターやイギリスのアーリー・エクセレンス・センターが挙げられる。

⑰　学校教育において、競争に勝つことのみならず、地域生活や家庭生活で自立する力を育てることは重要であり、生活に密着した家庭科や社会科を重視していく必要がある。

（平成十八年十一月二十二日）

明治大学法学部教授　石井　美智子氏

我が国は生殖補助医療が盛んな国の一つであるが、クローン人間を禁止する法律以外、これを規制する法律は存在しない。

生殖補助医療を人間の尊厳の観点から考えると、法的には体外におけるヒト胚の地位、多胎妊娠における減数手術と中絶の関係、胚の売買・譲渡の是非、胚の研究利用における許容範囲、胚の遺伝的な問題等に関する着床前診断の可否が挙げられる。これら法規制の問題とともに、生殖補助医療の結果として、生まれる子どもの保護をどうするのか、だれが父となり、母となるのかという重要な問題が生ずる。

諸外国では、法律をもってどのような生殖補助医療が認められるのかについて規制を行い、生まれた子どもの親子関係を明確にしている。スウェーデン、イギリス、フランスでは夫以外の精子を用いた人工授精（ＡＩＤ）や卵子提供による体外受精を認めている。イギリスは、非営利での代理懐胎を認める数少ない国の一つである。ドイツ、スイスでは卵子提供、代理懐胎を厳しく制限している。

我が国には、日本産科婦人科学会の会告による自主規制しか存在していない。国でも検討を行い、生まれてくる子の福祉を優先する、人を専ら生殖の手段として扱ってはならないなどの基本原則が厚生科学審議会生殖補助医療部会の報告書としてまとめられ、法律を含む規制の方向が示されたが、いまだに立法化は実現していない。

規制が整わない状況下で親子関係をめぐる具体的な問題の訴訟が起きている。ＡＩＤにより生まれた子どもの父はだれであるのか、夫の死後に凍結精子を用いた生殖補助医療で生まれた子どもの父をどうするのか、代理懐胎における母は依頼した女性、産んだ女性、遺伝的なつながりのある女性のいずれであるのかなどである。代理懐胎をめぐっては、アメリカでも障害のある子どもの引取り拒否等様々な問題が生じている。さらに、ＡＩＤにより生まれた子どもの出自を知る権利については、スウェーデンを始め、スイス、オーストリア、イギリス等、これを認める国も出てきている。我が国でも大きな問題となる事例が多数生じている中で何も規制がないことは問題である。子の福祉を第一として、早急に立法による生殖補助医療の規制を検討すべきである。

出産ジャーナリスト　河合　蘭氏

平成十六年頃から女性ファッション誌に、出産関係の記事が増えるなど出産ブームが起きている。読者である三十代前後の働く女性たちの一番の関心は、一体何歳まで産めるのかである。体外受精のデータからは、卵子の受精能力が比較的高いのは三十三歳までと見られるが、その少し手前の年齢の女性たちは、まだ産みたくないとして極力妊娠を先送りしようとする。このように女性が妊娠について高い関心を持ち情報を集めながらも、妊娠の時期を引き延ばそうとする状態を未妊と名付けた。

未妊では、十分妊娠する力がありながら、まだ産みたくないという思いが働き、その分生殖の方向にエネルギーが向かわない。未妊になる理由は様々であるが、子どもが欲しいがパートナーがいないノンパートナー未妊、仕事上一定レベルのキャリアが達成できないからというキャリア不全未妊、子どもが生まれたらと想像するだけで満足してしまう妄想満足未妊、母になる力はまだないと思い込む自己過小評価未妊等に分類できる。

出産について考え過ぎる女性たちは、そのために時間が経過し、不妊治療が必要な年齢に達してしまうことが多く、不妊をもっと身近で日常的なものとしてとらえることが必要である。そのためには、希望者に対する不妊治療の基礎的検査費用の公費負担、高校生段階における不妊についての教育、市役所の広報等での不妊検査の取上げが大切である。また、晩婚化が進み、高齢不妊も増えている。高齢不妊の治療では、教科書どおりいかない点がいろいろと出てきているので、不妊の見極めを二年間よりも短縮するとともに、タイミング法、人工授精、体外受精というステップアップの考え方を見直すべきである。さらに、不妊治療での焦りやつらさから不妊になることも多く、こうした苦しみを受け止める工夫をすることが必要である。

不妊治療をすれば必ず妊娠するとは限らない。妊娠しなかった一部の人にとっては、不妊治療が子どものいない人生への通過儀礼となることも忘れてはならない。同様に、国が不妊治療への支援を行う場合には、不妊治療によって必ず子どもが生まれると考えてはならず、不妊治療への支援は少子化対策としてではなく、女性、夫婦及び家族に対する支援であるべきである。

聖路加国際病院女性総合診療部部長・生殖医療センター所長　佐藤　孝道氏

健康なカップルの妊娠率は、条件がよい最初の時期でも三〇％程度で、十一か月妊娠しなかった者が十二か月目に妊娠する割合は五％を切る。累積妊娠率は、一年で八〇％程度に達し、そこで頭打ちとなる。妊娠率は、一般に考えられているよりかなり低いものと認識すべきである。ＷＨＯでは、性交渉がありながら一年間妊娠しなければ不妊症と定義付けているが、不妊は妊娠率が低下した状態ととらえる必要がある。不妊の原因は、はっきりしない場合が多く、卵管閉塞や無精子症等の絶対的不妊原因を持つ患者は非常に少ないが、最近では高年齢という要素が大きくなってきていると考えられる。

精子又は卵子を直接操作しない治療を一般不妊治療といい、精子と卵子を体外で受精させ子宮に戻す方法を補助生殖医療（ＡＲＴ）という。ＡＲＴでは、卵巣から卵子を取り出し、体外で受精又は顕微授精を行い、培養した後子宮に戻す。ＡＲＴによる出生数は急速に増加し、平成十五年には一万七千四百人に達しており、五十人に一人が体外受精で生まれる時代が到来しつつある。

体外受精では、妊娠率は三十二歳から急速に落ち始める。私がかかわる外来不妊症患者の平均年齢は三十五歳、体外受精を受ける患者の平均年齢は四十歳である。妊娠率が非常に悪い段階になってから不妊治療が始まっているのが現状である。不妊治療に対する公的補助は大切だが、それだけでは不十分である。むしろ出産一時金、休業保障システム、保育所の整備等により、若い人たちの妊娠・出産を奨励することが是非とも必要である。また、喫煙や肥満等不妊にかかわる様々な要因を減らすための広報活動が望まれる。

不妊そのものが持つ社会的な問題としては、当

事者が周囲との関係において心が傷つけられることが挙げられる。また、高度生殖医療については、技術的に複雑で分かりにくい、保険が使えない、費用も高額である、プライバシーも人の手にゆだねられてしまっている、インフォームド・コンセントが不足しているなどの問題がある。不妊のカップルが抱える様々な悩みに対してカウンセリングの場を十分に提供することが必要である。各都道府県に不妊相談センターが設置されているが、十分に機能しているとは言い切れない。国のレベルで不妊に関する情報を収集し、インターネットにより提供するシステムをつくることが必要である。

体外受精で生まれてくる子どもについては、先天異常、多胎妊娠による脳性麻痺の増加が危惧されている。子どもの将来まで含めた対策が必要である。また、子どもを安心して生むことができるよう、産科医療の荒廃が進む状況から脱却する方向を示すことが求められる。

このような参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行ったが、その概要は次のとおりである。

① 少子化が進行しているが、国のために子どもを生もうと考える女性はいないのが現実であり、年金対策や少子化対策としてではなく、子どもを持てる社会づくりや子どもを育てながらも女性のキャリアが継続できるよう支援していくことが求められる。

② 出生率を上げるためには、教育費負担の軽減や男性に対する育児休暇取得の義務付けを行うとともに、仕事を早く終え家族で食事ができるなど子どもを育てることに喜びが感じられる社会づくりを目指すべきである。

③ 子どもを持ちたいと思いつつ踏み切れない女性に対する相談体制及び支援については、既存の相談窓口の周知・広報を行うとともに、地域や企業における出産に関する情報交換も有用である。

④ 女性が妊娠できる期間は長くはないという事実を早い時期から教科書を通じて伝えることは重要な意味がある。また、国民に広く認識してもらうため、欧米の事例も参考にしてキャンペーンを行うことも検討すべきである。

⑤ ＮＩＣＵが不足している背景には、不妊治療による多胎妊娠に伴うハイリスク児の増加がある。多胎の割合は減少傾向にあるものの、実数は今後も増加することが見込まれるため、ＮＩＣＵの拡充は必要である。

⑥ 子どもを持ちたい人が持てる条件を整えていくことが国の責務であるが、子どもを持つ持たないはカップルの問題であり、生殖補助医療を国の少子化対策として位置付けることは望ましいことではない。

⑦ 年齢により妊娠に至るまでの月数、妊娠率が大きく異なることから、一定の年齢を基準として不妊治療への助成の在り方を変えるべきとの考え方もあるが、産む時期を自分で決めるという原則から考えると助成に差異を設けることは避けるべきである。また、不妊対策として不妊症予防や妊娠と年齢の関係について学習する機会を公費によって提供することを検討すべきである。

⑧ 不妊治療において、子どもができる可能性が非常に低い場合でも治療を継続することがあるが、医療従事者の姿勢として患者に対して正確に情報を提供することが必要である。

⑨ 発達した医療技術を生殖医療に利用することの是非は、社会の基本的な価値観にかかわることであり、人間の尊厳、生まれてくる子どもの福祉、家族の在り方等からみて、許されるか否かを考える必要がある。

⑩ 生殖補助医療において、精子利用が第三者の提供でも認められ、卵子利用・借り腹では認められないのは、医療技術を用いなくても自然界で生じる事柄か否か、女性の体に対する侵襲を伴う行為であるか否かによると考えられる。

⑪ グローバル化の進展により、国内で生殖補助医療に法的規制をかけたとしても海外で医療を受けることを防ぐことはできないが、国内での営利あっせん行為を禁止する、医師の関与を制限するなどにより、一定の制約をかけることは可能である。

⑫ クローン規制法は、体細胞によるクローン人間は罰則をもって禁止しているが、受精卵が胚分割する際に同じＤＮＡを持った胚を複数個作成することを直接禁止してはいないのが現状である。

⑬ 生殖補助医療の規制に関する国際的基準については、体細胞によるクローン人間の禁止を除き各国で規制の在り方が異なっていることから、その作成は困難であるが、代理懐胎及び死後生殖の禁止は国際的すう勢であると考えられる。

（平成十八年十二月六日）

医療法人登誠会諏訪マタニティークリニック院長・理事長　根津　八紘氏

絶対的倫理観に反する人工妊娠中絶を妊娠継続できない女性のために行わなければならないという矛盾について、産婦人科医として長年後ろめたい思いに悩んできたが、日本産科婦人科学会における教育の中には、この矛盾に関する教育はなかった。

私がこれまで行ってきた生殖治療のうち、不妊治療等で生じた多胎妊娠について母体や胎児の健康を考えて行った減胎手術については、旧日母、現在の日本産婦人科医会から、一部の胎児を残すことは堕胎罪に値するとの非難を受けた。その論理は、胎児全部の中絶は許されるが、一部の胎児を助けることはまかりならぬという、一般社会では通用しない論理であった。

非配偶者間体外受精について、学会の会告では、第三者の卵子提供を認めていないことから、私は会告を守っていないとして学会を除名されたことがあった。安全に採卵が行われるようになった現状では、第三者の精子提供は許されて卵子提供は許されないとの論理は、一般社会では認められないと考える。

代理懐胎について、学会は最近になって正式にこれを会告で禁止した。生まれながらにして子宮がない女性や子宮がん等で子宮をなくした女性が本クリニックにおいて代理懐胎により子どもを授かってきた。代理懐胎を悪用する人たちを排除する法律の制定は必要であるが、相互扶助の精神で子宮がない女性に代わって産もうという女性がいれば、代理懐胎を認めることも検討すべきである。

卵子の凍結保存は、数年前から技術的に可能になった。本クリニックでも卵子セルフバンクを実施し、白血病やがんの患者のために活用している。着床前診断では、受精卵を培養する過程で染色体異常の有無を調べ、セレクトして母胎に戻す。着床前診断により妊娠・出産が可能になるケースがある。

こうした生殖医療技術は、今後高齢不妊の人たちに適用されるべきものと考えている。若いうちに結婚し子を出産していれば、不妊治療をしなくて済んだと思われる人たちが増えている。掟破りと言われながらも、目の前の患者に子どもを持ってもらうことで家族という構築させ、社会に貢献してきたと誇りを持っている。

社団法人日本産科婦人科学会倫理委員会主務幹事・慶應義塾大学医学部産婦人科　阪埜　浩司氏

日本産科婦人科学会の会告は、会員からの要望や社会的な問題発生に基づいて本会の倫理委員会の中で協議を行い、最終的に総会で決定される。可能な限り現在の状況に合う形で改定しており、一度決まったものは未来永劫不変ということではない。我が国には生殖補助医療について規制する法律はないが、産婦人科医約一万六千人が所属する本会が一つの考え方を示し、各会員に自主的に守るよう要請している。

会告は平成十九年二月時点で十三種類あり、夫婦間における体外受精等の生殖補助医療に関するもの、研究に関するもの、第三者から精子・卵子・胚の提供を受け、又は子宮を借りて子どもをつくる技術に関するものの三つに大別される。ＡＩＤと言われる非配偶者間の人工授精は、長らく行われており、会告でもこれを認めてきた。また、第三者の子宮を借りる代理懐胎及び胚提供による生殖補助医療は、現時点では認めていない。

代理懐胎に関する会告は、平成十五年四月に制定された。当時、姉妹間における代理懐胎が行われたことを契機として、本会、日本弁護士連合会、厚生科学審議会生殖補助医療部会で様々な審議が行われた。生殖補助医療部会の報告書では、代理懐胎は認められないとされ、その施術・あっせんは法律で規制し、違反者には罰則を適用することとされた。本会は、代理懐胎は認められないとの考え方を独自に確認した。これは、代理懐胎によって生まれた子どもについては、精神的な面を含め十分サポートできる社会的環境がまだないことを理由とする。

しかし、現実には代理懐胎が海外や我が国の一部において行われている。代理懐胎には、夫婦が第三者の子宮を借りて子どもを生むホストマザーと、夫の精子を妻以外の女性に人工授精するサロゲートマザーがあるが、実際に行われているのはホストマザーが大半である。また、代理出産をする者が親族である場合と、第三者が金銭授受を伴う契約に基づき行う場合とがある。どのような患者に関し代理懐胎が行われるかについては、子宮を病気により摘出している、病気が原因で妊娠することが命にかかわる等、代理懐胎以外の方法で子どもを得ることができないケースが考えられる。

アメリカでは代理懐胎をめぐり、生まれた子どもに障害等があった場合に引取りを拒否する事例や子どもに愛着が生じ引渡しを拒否する事例等が起きている。親族間であれば第三者間に比べ許容度が高いとの意見もあるが、親族間であっても高齢の場合には妊娠・出産の安全性を確保できるか否か不明であるという新たな問題もある。本会でも唯一の挙児の方法である場合には一定の条件下で代理懐胎を認めてよいとする意見もあり、世の中の状況に応じて本会の見解が変わる可能性はある。しかし、この問題は、一学会が決める範ちゅうを超えているので、生まれてきた子どもを守る制度を早急につくった上で、より上位の機関で決めるべきである。

医療法人セント・ルカ産婦人科院長・セント・ルカ生殖医療研究所所長　宇津宮　隆史氏

不妊治療には、一般の疾患と異なり、医学的・技術的な問題、心のケア、社会的な問題という三つの側面がある。心のケアに関しては、我が国では不妊は恥であるという感覚があるため、不妊患者はいわれのない悩みの中にいる。社会的な問題としては、現在全国で約百二十万組の不妊のカップルがいると推定されるが、人工授精や体外受精には保険適用がないため多額の治療費を支払っているということが挙げられる。

本院のデータでは、不妊の原因は、男性に原因がある場合が六割であり、また、女性では卵巣機能に問題がある場合が五割、子宮内膜症がある場合が五割などとなっており、これらの原因が複合している場合がほとんどである。不妊はこれらの病気に基づく二次的な疾患といえる。人工授精による妊娠率は一〇％程度と高くはなく、半年以内に妊娠しなければ、体外受精に進む。体外受精においては、採卵までに十万円程度、採卵以後胚の移植までに三十万円程度と、最低三十万円から四十万円の私費負担が生じる。

体外受精による累積妊娠率は、五回目から六回目ぐらいまでで八割ないし九割となり、それ以後は頭打ちとなる。体外受精による妊娠率は低いとの印象があるが、三十五歳未満の者で初めて体外受精を試み、四個以上卵が採取できた場合と限定すれば、一回目で六割近くが妊娠している。妊娠率は三十五歳を境に下降し、四十歳以上では妊娠は難しい。昨年度の本院での初診時年齢は平均三十二歳であるため、三十四歳までに出産に至ることは非常に難しくなっている。患者には、年齢と妊娠の関係についての認識はほとんどない。

患者の悩みには、カウンセリング等が必要な場合と経済的な面がある。半数程度の人が不妊で悩み、体調を崩している。妊娠しないまま治療を中断した人に対して本院が行ったアンケート調査では、経済的な理由が一番多かった。不妊治療を行っている患者の会による調査では、経済的な理由により治療の中断を考えた人は六割に上る。特定不妊治療費助成事業における助成金の内容に不満である人は四分の三を超えており、その理由は助成の金額が低い、所得制限がある、申し込めば不妊と分かってしまうなどと考えられる。不妊症の罹患率は一四％ないし一五％と一般の疾患に比べて高く、大部分の患者は不妊治療への保険適用を求めている。ほとんどのＥＵ諸国においては保険が適用されている。

今後の課題として、不妊治療及びハイリスク妊娠の増加が予想されることから、生殖補助医療に係る専門的な体制の整備と不妊治療への保険適用が望まれる。

日本弁護士連合会副会長　伊藤　誠一氏

生殖補助医療の利用は、これを利用するカップルだけでなく、生まれてくる子ども、精子・卵子・胚を提供する者、代わって妊娠・出産をする女性等多くの人々に関係する。人の誕生という人権の出発点を左右するものであり、我が国の文化や倫理を含む社会全体に深くかかわる問題である。自分たちの遺伝子を引き継いだ子どもを持ちたいとの願いは自然であるが、それだけで生殖医療技術の利用を無条件に認めてよいことにはならず、幸福追求権や自己決定権は、制約を受ける場合がある。生まれてくる子どもを始め、すべての人に人としての尊厳が保持され、人権が守られる社会を堅持しつつ生殖医療技術の利用が図られるべきである。利用できる人の範囲や条件について法的拘束力のある基準を設けることが必要であり、フランス、ドイツ、イギリス等では、既に一九九〇年代に国情に応じた法律を整備している。

日本弁護士連合会は、平成十二年三月に「生殖医療技術の利用に対する法的規制に関する提言」を行い、生殖医療技術の濫用防止、生まれてくる子ども等関係者の人権擁護、生殖医療法の制定と関係法の整備を求めた。提言は、①行政的監督の下に生殖医療管理機関を設置し、同機関により認可された医療機関と医師だけが生殖医療技術を実施できることとすること、②同機関に生殖医療技術の利用に関する情報を一元的に管理させ、子どもの出自を知る権利を保障すること、③有償による精子や卵子の提供を禁止すること、④精子の提供を受けて出生した子の父親は生殖医療技術を利用し出産した女性の夫とし、子と精子の提供者との間には親子関係は発生しないこととすること、⑤生殖医療技術を利用して生まれた子の母は出産した女性とし、代理母、借り腹、胚の提供を禁止すること、⑥商業主義を禁止し、違反に対しては罰則を科すこと等最小限の法的な規制をまとめたものとなっている。提言以降に死後懐胎や代理懐胎によって生まれた子どもの法的地位をめぐって紛争が生じており、法整備の必要はもはや猶予を許さない状況にある。

代理懐胎は、法律で禁止されるべきである。妊娠・出産は、生死にかかわる重大な身体的・精神的負担を女性に負わせる。また、懐胎して胎内で愛情をもってはぐくむという本来の妊娠・出産の意味を大きく変容させる。女性が生殖の道具となってしまう点で、代理懐胎は人間の尊厳を害することになりかねない。また、有償の代理懐胎契約は子の公然とした売買に通じかねず、営利的あっせん機関が介在すれば女性の商品化を招くと考えられる。無償の場合に限定して許容した場合には、近親者が代理懐胎母になることが予想されるが、近親者ゆえにその依頼・引受けが拒否し難いものとなる可能性がある。

凍結保存精子による死後懐胎については、日弁連内でなお意思形成中であるが、個人的な見解としては、法律によって禁止されるべきである。子は生存中の父母の配偶子によって生まれるという自然の摂理に著しく反する行為と考えられる。懐胎時に子の父親が存在していないため、質的、心理的、物質的に安定した成育環境は約束されていない。生まれてくる子どもにとって望ましい環境が準備されていないという意味で、死後懐胎は子どもの福祉に反している。

このような参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行ったが、その概要は次のとおりである。

①　ヨーロッパに比べると、我が国には、結婚した以上子どもを産まなければいけないという周りからの強迫的な環境が目に見えない形で存在している一方、人間の尊厳についての議論が進んでおらず、生殖医療に対する法的な規制が必要だと言われながら立法化が進んでいないのが現状である。

②　高齢出産に際して着床前診断をするか否かについては、医師が患者に情報を提供した上で、患者が最終的な判断を下すべきである。卵子の凍結保存技術の利用についても、その安全上の問題点や利点を患者に説明した上で、患者の選択に任せるべきである。

③　若年者が子宮がんや子宮頸がんになるケースが増えていることから、高齢不妊を防ぐためにも、二十歳からの子宮がん検診の受診について高等学校教育の中に取り入れていく必要がある。また、受診率を上げるため、検診医療施設等に対しインセンティブを与える方策を検討することが求められる。

④　加齢に伴う不妊のリスクについては、医学的観点からの正しい情報を子どもの発達段階に応じて学校教育の中で教えていくことが求められる。

⑤　不妊治療に対する保険適用について年齢制限や回数制限を設けることは、体外受精の妊娠率の統計からみて十分根拠のある考え方であり、患者にとっても過大な期待を持つことや治療費用が増加することを避けることができる。

⑥　不妊治療への保険適用については、約百二十万組が不妊と推定され、三十万組が治療を受けている現実を考慮するとともに、一定の治療レベルを確保するため公的な機関が施設審査を行った上で適用すべきである。また、保険の適用に当たっては、治療の質の低下を防ぐため、高度な技術と経費に見合った金額の設定が必要である。

⑦　ヒト胚の扱いについては、ヒト胚が生命であるか否かの規定がないのが現状であり、日本産科婦人科学会を超える上位の機関において国民的な議論を経て決める必要がある。

⑧　生殖医療は、生まれてくる子どもの人権に深くかかわる点で、通常の医療と質的に異なる。生まれた子どもの法律的な地位については、母親は出産した女性であり、父親は、生殖補助医療の利用を承諾し、子どもを出産した女性の配偶者であるとの原則を守りつつ整理していく必要がある。法のあるべき姿と現実とのかい離がこれ以上進まないうちに立法的な解決を図るべきである。

⑨　人の誕生や受精卵・胚に関する先端医療・医科学研究のルール策定に当たっては、生殖医療の実施状況や余剰胚の取扱いについて実態調査を行うとともに、実態調査に基づき、独立した行政機関を設置し、最終的に法律によって規制を行うべきである。

⑩　代理懐胎及び第三者からの配偶子提供は、新たな人権と人格を持った子が生まれてくる

点で通常の移植医療と異なる。また、非配偶者間で精子の提供のみが認められている理由は、同じ配偶子といっても精子と卵子とでは、採取のリスク、人体に対する負担が大きく異なっているためである。

⑪　代理懐胎により自分と血のつながった子を持ちたいとの思いは自然であるが、生まれてくる子の福祉や人間としての生活展開を考慮すると、現時点では代理懐胎は禁止すべきである。

⑫　生殖補助医療に関する法整備を行うに当たっては、代理懐胎しか子どもを持つ方途がない患者に対し、その選択肢だけは残すべきである。海外で行われた代理懐胎を認めるのであれば、国内でも認めることが我が国としての責任ある対応である。

⑬　死後懐胎については、生前の父親の意思を尊重すべきであるとの意見があるが、そのまま認めてよいとすることについては疑問があり、生まれてくる子どもの福祉又は権利との関係から自己決定権は制約されると考えるべきである。また、父親になりたいとの意思についても懐胎の時点で確認される必要がある。

⑭　人工妊娠中絶が母体保護法に基づく身体的又は経済的理由により行われている例はほとんどみられない。人工妊娠中絶件数は全体として減少傾向にあるが、未成年者については増加傾向にあり、これを解決していくためには主に中学生段階での教育が必要である。

⑮　性教育の在り方を考える際には、男女共学制の是非についても広く検討していくことが必要であり、併せて相手を大切にするという人間としての価値観を家庭教育において教えていくことが重要である。

（平成十九年二月七日）

聖路加国際病院理事長・名誉院長　日野原　重明氏

高齢者が六十五歳以上と定義された四十五年前の我が国における平均寿命は六十八歳であった。その後、平均寿命が約二十年延びたことを考慮すると、高齢者の定義について十歳引き上げ、七十五歳以上とすべきである。また、「高齢者」という用語は年齢による差別用語と考えられるため、「新老人」という用語を使っており、七十五歳以上を正会員とする新老人運動を行っている。

六十五歳時における平均余命は男性十八年、女性二十三年であり、全人口に占める六十五歳以上の人口の割合が七％から一四％と倍化するのに要した年数がわずか二十五年であったことを勘案すれば、我が国は世界一の老人大国になることは間違いない。

我が国における国民の医療費は、三十兆円を超え国民所得比で九％近くに達しており、高齢化に伴い医療費の赤字問題が深刻化する。食生活の洋風化が続けば心臓病やがんは更に増加し、医療費も増加すると見られる。

人間の脳の判断力は、高齢者になってもさほど低下しない。五人に一人が痴呆の遺伝子を持っているが、社会活動を行う、良い食物を摂るなどの環境が整えば痴呆の遺伝子は発現しにくい。老いとは、身体の健やかさが落ちて脆弱な状態になることであり、脆弱化をできる限り先延ばしすることが医学である。しかし、心の豊かさは加齢に伴って円熟する。

我が国の六十五歳以上の老人のうち二五％が何らかの介護を必要としており、五％が寝たきりである。二五％の要介護率を一五％に引き下げるためには、自立することを啓蒙していくことが重要である。新老人運動の目的は、老人が健康を維持し、自立するという理想を実現することである。すなわち、六十五歳で引退をせずに自分の中にあるポテンシャルを引き出すための助走を開始し、七十五歳以上の第三の人生において持っている個性を自由に発揮させることを目的とする。

年齢を重ねると遺伝子よりも環境の方が心身の機能に対して大きな影響を持つようになる。病気の予防のためには、高齢になってからは摂取カロリーを下げる、生活習慣を改める、減塩に努めるなどが重要である。

人生を百歳とすれば、七十五歳からの人生に有終の美を持たせたい。単に生きるのではなく、良く生きることが重要である。六十五歳をリタイアの年とすることは、既に時代遅れとなっている。老人の年齢を十歳底上げし、介護を必要とする老人の割合を一五％に引き下げる。食事を選択し、運動を行うことによって老人が自立することが望まれる。健康とは、病気があっても強い気力と精神力を持って自立していくことである。

特定非営利活動法人寝屋川あいの会代表　三和　清明氏

ＮＰＯ法人設立のきっかけは、定年退職後まだ元気な人が何もすることがないのは社会的損失であると感じたこと、寝屋川市の行財政改革市民懇談会に公募委員として参加し、地方公共団体の財政難等地域の実情を知ったことである。定年退職者として時間はあったため、ボランティアとして地域の活動に取り組むことで何か世の中のためになればと考え、地域の中高年の女性にも声をかけて活動を開始した。

高齢者、子育て及びまちづくりの支援から活動を始めたが、活動を続けるうちに、「出会い、触れ合い、助け合い」により寝屋川を心温まる地域にしたいという使命感が生じてきた。ＮＰＯ活動では継続性が重要であり、事務所経費等を賄う必要があることから活動は有償とした。ただし、利用者には事前に地域通貨を購入してもらい、活動会員がこれを受け取るという形とした。活動は予想を超えて発展し、活動会員は当初の十四人から、現在では百二、三十人となっている。

現在は助け合いの活動を基本としているが、それ以外では駅前地区の自転車放置防止や市民会館の指定管理者を受託している。会員のほぼ四割は定年退職した男性である。自転車放置防止は七十歳ぐらいの男女により、また、市民会館指定管理者の業務は定年退職した男性のワークシェアリングにより、それぞれ対応している。現在関連するＮＰＯとして、地域通貨を寝屋川市全域で運営する「地域通貨ねやがわ」、社会起業家を支援する「おおさか元気ネットワーク」、地域の中小企業を応援する「北大阪経営支援マスターズ」及び「寝屋川市駅周辺まちづくりネットワーク」の四つがある。

地域コミュニティを活性化するためには、定年退職者の参加が必要である。そのために、①団塊世代の優秀な人材にＮＰＯのリーダーや自治会の

コーディネーターとして参加してもらうための仕組みづくり、②指定管理者事業等における定年退職者の積極的な活用、③女性や高齢者を主とする社会起業家に対して経営上のアドバイスを行う活動づくり、④有償ボランティアにおける謝礼金の位置付けの明確化等の施策が必要と考えている。

株式会社マイスター60取締役社長　平野　茂夫氏

「年齢は背番号、人生に定年なし」という考えから、平成二年二月に株式会社マイスター60を創業、社員数は当初の二十人から約六百人に増え、十七年間の累計で約三千人を雇用してきた。現在、平均年齢が六十三歳、最高齢が七十五歳となっている。創業のきっかけは、ラジオで流れた「サラリーマン、会社辞めればただの人」という川柳であった。働く意欲があるのに定年を迎えた途端にただの人になってしまうのはおかしい、会社定年制に風穴を空けるビジネスモデルができないかとの思いから、定年退職者を新人として迎える会社を創業した。

定年退職者の就業意識としては、日常的な生活費だけは働いて得て、資産の目減りを防ぎたいということもあるが、それ以上に若い人に技術を伝えたい、世の中の役に立ちたいという生きがい的な気持ちが挙げられる。年金を満額受給できる六十五歳以上の社員が約六百人中百九十四人と三〇％を超えている。就業は経済的な問題の解決だけではなく、働くことにより精神的な満足感を求めることでもある。国としては、顕彰等の手段を通じて、六十五歳以上の人が働くことを後押ししていく政策が必要である。

マイスター60では、七十歳選択定年制を採用している。七十歳の時点で本人が主体的に判断し、事実上無定年で更に働いてもらうことも可能である。経営においては、利益の極大化ではなく、雇用の創出をもって企業の社会的責任を果たしていきたいと考えている。社員は全員正社員としており、完全月給制と相まってモチベーションを高めている。

高齢者の活用を通じて、老壮青の三世代が同じ職場で仕事をすることにより、新たな経営秩序、企業風土等が生まれることを学んだ。各職場に高齢者が積極的に入ることにより、若者、中年、高齢者という人間としての一つの人生を目指すという環境がつくり出されてきた。中長期的には人手不足が急速に進むことにより、企業は高齢者を起用しなければ業績低下を招くようになる。高齢者には、仕事に立ち向かう姿勢や人生への姿勢について職場における人生の師表になってもらうとともに、企業コンプライアンスもリードしてもらいたい。

高齢者雇用に関しては、年金支給額の削減により労働意欲が阻害されることを防止するため、六十五歳未満の在職老齢年金の一部停止を緩和すること、高齢者を多数雇用している企業・団体を顕彰するための評価認定制度を構築すること等を提言したい。

このような参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行ったが、その概要は次のとおりである。

①　高齢者が生き生きと長生きできる秘けつは、五年又は十年先の目標をつくり、その具現化を目指し協力し合える友人をつくることである。

②　高齢者が生き方を自ら決める権利を尊重することは重要であり、自己決定権を保障する政治と社会が求められる。

③　会社時代には、割り当てられた仕事を忠実にこなすことが要求されるため、自ら持つ才能を伸ばす機会がないまま定年を迎える。七十五歳からの第三の人生で自らの才能を発揮するためには具体的なモデルを探す必要があり、そのモデルを提供することが新老人運動の意図である。

④　人生は成長の時代が三割、働く時代が六割で、残る一割が退職後の時代となる。退職後の時代の特徴は、ボランティアとして達成感のある活動をすることができることである。

⑤　我が国における医療・介護の問題点としては、介護保険給付に対する依存性が強いこと、他国に比べ医療の受診率が高く医師依存型であること、服薬も過剰なことが挙げられる。また、信頼できる家庭医を育てる必要があり、そのためには、幅広い健康問題を解決し方向付けができるような医学教育に変えるとともに、メディカルスクール制度の導入及び看護師の職域拡大が求められる。

⑥　我が国の医療には、医療機関相互で診療情報が共有化されていないなど無駄な部分が多い。また、診療に対する報酬が検査に比べ低すぎるためいわゆる三分診療が生じ、より良い診療のために手厚い医師・看護師の人員配置をする病院は赤字となる。医療の健全化を図るためには、プライマリーケア重視の医療に転換して家庭医としての専門医を育成するとともに、看護師の業務範囲を拡大することが必要である。

⑦　ＮＰＯ活動における課題としては、人材面では、リーダーとボランティア双方にインセンティブが必要であることが挙げられ、活動面では、社会福祉協議会、自治会等の組織との連携をとること、価値観の異なる様々な人が参加するため内部におけるコミュニケーションを重視することが挙げられる。また、財政面では、自主財源をつくるなどにより安定した資金源を確保することが挙げられる。

⑧　寝屋川あいの会の会員が拡大した要因としては、会員の個人的利益を目的とせずに、相手の立場に立ってボランティア活動を行ってきたことが考えられる。苦労した点としては、活動に当たっての会員間の意識に差異があることが挙げられるが、時間・体調面で無理をしないこと、相手に迷惑をかけないこと等を基本に活動を進めてきた。

⑨　寝屋川あいの会が継続して活動していくための課題としては、団塊世代の地域社会への参加を促進すること、助け合いという基本的な活動を維持するための原資を確保することが挙げられる。

⑩　地域通貨は基本的に助け合いの券である。利用者や住民の謝礼として地域通貨が生まれ、コミュニティが活性化し、その結果として商店街に効果が及ぶのであり、商店街の活性化のために地域通貨を使うという発想は適当ではない。

⑪　地域通貨については、市民が主体となって運営する方が地域の活性化に一層資すること

から、地方公共団体は地域通貨をバックアップする側に回ることが望ましい。

⑫　マイスター60が行っている派遣事業、請負事業等は、正社員である高齢者を顧客のニーズに応じた方式で派遣しているが、高齢者に働いてもらうためには、高齢者派遣対象事業の対象職種や派遣期間に係る制限について、更に緩和されることが望ましい。また、七十歳選択定年制とは、七十歳を節目として、その後の就業継続を社員に自ら判断してもらうということである。

⑬　マイスター60が営利を目的としないにもかかわらず、株式会社制を選択した理由は、ボランティアで事業を進めていくよりも、契約を通じ金銭を介在させる方が資本主義経済に適合していると判断したためである。

⑭　株式会社である以上、マイスター60は利潤を上げることを目標としているが、利潤は主に従業員の福利厚生や新たな高齢者の雇用創出のために使うことが特徴となっている。

⑮　生涯現役という働き方と生涯学習との関係については、高齢者が仕事に取り組むことにより生涯学習的な側面が現れ、生活が活性化すると考えられる。

（平成十九年二月十四日）

立命館大学国際関係学部教授　高橋　伸彰氏

国立社会保障・人口問題研究所が平成十八年十二月に公表した「日本の将来人口推計」によると、二〇〇五年時点で二〇％を超えている六十五歳以上の高齢者人口比率は、二〇三〇年には三〇％、二〇五五年には四〇％を超える見通しであるが、この数字以上に我が国における高齢化の進展は深刻である。これまで、六十五歳から七十四歳の前期高齢者を中心に高齢化が進展してきたが、今後は七十五歳以上の後期高齢者が増加していく。その結果、我が国全体の人口構造のみならず、高齢者の人口構造も逆ピラミッド化していく。

二〇〇五年から二〇三〇年までの間に六十五歳以上の高齢者は約千百万人増加するが、このうち八十歳以上の高齢者は約八百万人増加し、四人に三人が八十歳以上という絶対的高齢化が進んでいく。その一方で、少子化による人口減少に伴う高齢者人口比率の上昇という相対的高齢化も進んでいく。二〇五〇年の合計特殊出生率は、一九九七年推計における一・六一から二〇〇六年推計では一・二六に低下すると予測されている。これまでと同水準の社会保障を提供しようとすれば、将来世代では一人当たりの負担額が三〇％増加する。

高齢者世帯一人当たり平均所得や高齢者世帯の貯蓄額で見ると、我が国の高齢者は必ずしも弱者ではないと言われているが、あくまでこれは平均値であり、相対的な貧困により社会的な参加が難しい者の割合は、他の世代と比較して高い。高齢者間における格差拡大は、年金の制度間格差や就業機会の有無が影響していると考えられる。

高齢者の健康面では、医療の問題以上に介護の問題が懸念される。高齢化に伴い在宅の要介護者の割合が増加していく。介護保険により介護サービスの提供は増えたが、それでもなお女性の負担は大きい。高齢者の夫婦のみあるいは高齢者の独り暮らしという家族形態が増えているが、夫婦間の年齢差の縮小により、今後は高齢女性のみならず、高齢男性の独り暮らしが増加していくことを注視すべきである。住宅、交通機関、情報機器等の高齢者の暮らしを支えるインフラ面での立ち後れも今後の課題である。

高齢者が普通に生活できる国づくりが重要な課題である。全人口の中で高い割合を占めるに至った高齢者は、もはや特別な存在と見るべきではない。年齢を理由とした差別や優遇は基本的に廃止すべきであり、当面は七十歳、長期的には七十五歳以上の者を高齢者として再定義し、対策を講ずべきである。

神戸大学大学院経済学研究科教授　小塩　隆士氏

平成十八年十二月に公表された新しい人口推計では、合計特殊出生率は二〇〇五年の一・二六から落ち込み、二〇一三年を底に回復するが、二〇五五年でも二〇〇五年の水準を維持するにとどまるという深刻なシナリオが描かれている。二〇〇五年では高齢者一人を現役層三・二八人で支えているが、二〇五五年には一・二六人で支える形になり、現役層が高齢層を支えるという現在の社会保障の仕組みを維持することが困難になる。また、女性高齢者の未婚率は現在の約五％から二〇五五年には約四分の一に高まり、生涯子どもを生まない女性も約三割になる見込みである。子どもが減るだけでなく、家庭を持たない層が無視できない割合を占め、個人が様々な社会的リスクに直面することになる。現在の社会保障の仕組みがこうした状況に適応できるか否かが問題となる。

現在の社会保障の仕組みについての問題点の第一は、将来世代に負担を先送りしていることである。我が国の社会保障給付のＧＤＰに対する比率は他の先進国に比べれば低いが、政府の純債務はＧＤＰの九〇％に達しており、小さな政府であるとしても、負担を将来世代に先送りした形となっている。第二は、社会保障給付が高齢者向けに偏重していることである。社会保障給付全体に占める高齢者向け給付の割合は、約七割と非常に高い水準にある。医療保険の財政悪化も現役層が高齢層の医療費を負担するという財政構造から生じていると考えられる。高齢者向けの社会保障が充実する一方、子育て支援、若年層の就業支援等の人生前半におけるセーフティーネットが手薄になっている。第三は、高齢層の貧困問題である。全世帯の所得分布の中央値の五〇％を下回る所得の世帯の比率は、我が国はＯＥＣＤ平均に比べて高いが、特に高齢層でそれが顕著になっている。我が国の公的年金は中所得層以上には充実した仕組みであるが、低所得層には手薄になっているため格差が残り、貧困の高齢化を深刻化させている。

制度改革の基本方針としては、第一に、世代内で給付と負担を均衡させることが必要である。世代間格差の存在を考えると、若い世代に過剰な負担にならない制度設計が求められる。平成十六年の年金改正におけるマクロ経済スライドはこの点で評価できるが、保険料・税の引上げが既に盛り込まれている点で、若年層が負担に耐えられるか否かという問題は残っている。十六年の改正時点から保険料・税の負担水準を凍結した場合、給付割合は三割削減しなければならないが、給付削減に対しては、積立方式的な部分を上乗せすることにより対応することも考えられる。医療、介護についても同様で、現役層からの所得移転に依存する部分については総量規制が必要と考える。

第二に、高齢層において格差が拡大しているこ

とに着目すると、今まで以上に低所得層を支援し、貧困の高齢化を回避する方策が必要である。その場合、社会保険を中核とする社会保障改革のみでは低所得層への支援は難しく、税制を改める必要もあるが、所得控除の方法では限界がある。税を還付する形の税額控除とするなど、直接低所得層を支援する仕組みが必要である。

みずほ総合研究所株式会社調査本部政策調査部主任研究員　野田　彰彦氏

リバースモーゲージは、住宅資産を担保とした高齢者向けの融資であり、返済を死亡時まで繰り延べることができるのが特徴である。融資方法には、契約時に一括融資する方式と契約期間中に分割して融資する方式の二通りがある。

内閣府の調査によれば、老後の備えが足りないと考えている高齢者はほぼ半数に上っている。七十歳以上の高齢者が保有する資産の三分の一が金融資産、三分の二が住宅等の実物資産であるが、実物資産は金銭化が難しく、生活資金を得る手段としては余り活用されていない。高齢期の生活費不足分の対応方法として、不動産の処分や不動産を担保にした借入れを挙げる者も二％前後にとどまっている。

我が国においては、高齢者の遺産動機が強いことからリバースモーゲージが普及しないと指摘されているが、自分のために資産を活用したいという高齢者も徐々に増加している。リバースモーゲージの潜在市場規模は十兆円であり、このうち戸建て住宅が九・二兆円、マンションが〇・八兆円と推計されている。

海外の状況を見ると、アメリカでは、連邦住宅都市開発省、連邦抵当金庫、民間が実施主体として行う三つに大別される。住宅の資産価値によるすみ分けがそれぞれできているが、中でも連邦住宅都市開発省が実施主体となっているものが相当な部分を占めている。イギリスでは民間が実施主体であり、政府は後追いで規制を行っている。返済繰延べ型融資のライフタイム・モーゲージと売却代金を一時金として受け取るホーム・リバージョンの二種類があり、ライフタイム・モーゲージが市場の九五％を占めている。

我が国では、昭和五十六年に武蔵野市によってリバースモーゲージが初めて導入された。現在約二十の地方公共団体が制度を有しているが、武蔵野市以外ではほとんど取扱件数がない状況である。平成十四年に厚生労働省が創設した長期生活支援資金貸付制度は、十七年末までに三百七十八件と我が国では最も多く利用されている。同制度は、住民税が非課税程度の低所得世帯を対象とし、戸建て住宅の土地評価額の七〇％を上限に月三十万円までの生活資金の貸付けが行われる。リバースモーゲージとはやや色彩が異なるが、住宅金融公庫は、戸建て住宅のバリアフリーリフォーム資金等を融資する高齢者向け返済特例制度を導入している。また、民間でも数社がリバースモーゲージを提供している。

今後の課題としては、第一に、長生き、金利上昇、住宅価格下落の三大リスクによる担保割れへの対処が挙げられる。長生きリスクと金利上昇リスクについては、金融技術の活用等による対応が可能であるが、住宅価格下落リスクについては、何らかの公的関与による対応が不可欠である。第二に、建物の資産価値を評価に含め、融資の金額にいかに反映させるかが挙げられる。我が国のリバースモーゲージは、土地の担保価値のみが考慮されているため、より少ない融資額しか得られない。アメリカやイギリスにおける「実質築年数」に基づく資産査定が根付くか否かがかぎと考えられる。

マンションについては、現在は担保として認められることが少ないが、性能基準を満たし管理体制が良好であれば、一定の担保価値を見出してリバースモーゲージの対象とすることは可能である。そのためにも厚生労働省が平成十九年度から導入を予定している、マンションもリバースモーゲージの対象とする生活保護世帯向けの施策の動向が注目される。

このような参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行ったが、その概要は次のとおりである。

①　生涯学習の保障は高齢化対策において重要であり、教養・文化を生涯にわたって持つことができるよう若いうちから教育を行うとともに、高齢者のための情報交換の場の設定が必要である。そのためにも、本格的な高齢社会への移行期である今後三十年程度は公的な支援が求められる。

②　年金、介護、医療の構造改革は、民間にできることは民間にとの方針で行われたが、民間にできないことは何かという配慮が欠けていた。国民が地域社会の一員として周囲と差のない生活ができるというセーフティーネットの考え方から、その基準設定を民間に任せることは困難である。

③　社会保障関係費の財源として消費税を福祉目的税化するに際しては、消費税の持つ逆進性を解決しなければならない。そのためには、所得税の税額控除導入による低所得層への支援が必要である。

④　消費税を社会保障の財源とすることについては、逆進性の問題が指摘されるが、国民年金保険料等社会保障負担の中で定額徴収しているものと比較すれば評価してよい面がある。社会保障の財源として消費税を充てるとすれば、二〇％の税率も視野に入ると考えられる。

⑤　相続税の軽減については、高齢者層の資産分布における格差が大きいことから、相続する世代に格差が継承されていくことが懸念される。

⑥　高齢者層に偏重している社会保障給付費の比率見直しは、給付の引下げにつながることから難しいが、子どもが将来の社会保障財源を担うことを考えると、今まで以上に少子化対策や若者の就業支援に政策の重点を置いていく必要がある。

⑦　家族形態の違いによって不均衡が生じないよう、社会保障制度を世帯単位から個人単位に変えていく必要があるが、子育て支援については家族を重視し、家族が十分に子どもを生み育てられるような状況をつくり出していくことが望まれる。

⑧　高齢者対策を年齢で区切ることは必ずしも望ましいことではないが、政策を実施しようとすれば一定の年齢は定めざるを得ない。男性と女性で平均余命に差があるが、社会保障

制度は完成するまで非常に長期間を要することから、現在の平均余命を参考にして男女間で制度上の差をつけることは適当ではない。

⑨　平成十六年の年金改正により、厚生年金の保険料率は今後一八・三％まで引き上げられるが、これによっても世代間格差は従前に比べて大きくは是正されない。

⑩　平成十六年の年金改正では、保険料率を一八・三％に引き上げる一方、所得代替率が五〇％を下回らないようにするとしているが、この二つは両立し得ない。現役世代の負担増を考慮すれば、所得代替率が五〇％を下回ることもやむを得ず、老後の生活保障で足りない部分は世代内で対応すべきである。

⑪　マクロ経済スライドの基礎年金部分への適用については、セーフティーネットの根幹にかかわる部分であり、生活保護、医療、介護等、年金以外の社会保障による十分な手当がない限り行うべきではない。

⑫　社会保険料負担における基準年収の上限引き上げにより所得再分配機能の強化を図ろうとする場合、医療、介護については再分配機能が働くものの、報酬比例部分を持っている年金については再分配機能が弱くなることを考慮する必要がある。

⑬　国民負担率の最適な水準というものはなく、給付と負担の在り方は国民の判断にゆだねるべきものであるが、負担は各世代内で完結させ、次の世代に先送りしないことが重要である。

⑭　高齢者が子と同居する割合が減少し、独り暮らしの高齢者が増えている。とりわけ我が国では高齢者と別居している子との接触機会は国際的にも極めて低いことから、両者の関係の希薄化が一層進むことが懸念される。

⑮　リバースモーゲージは、海外では、老後にゆとりある生活を送りたいとの高齢者のニーズにこたえて商品が提供されてきたが、我が国では福祉政策的な色彩が強い。利用可能な資産はできる限り利用するとの観点からリバースモーゲージへの誘導が図られているが、福祉予算の節減のために利用することは避けるべきである。

⑯　人口減少により長期的な不動産価格の下落が予想される中で、リバースモーゲージにおける住宅価格の下落リスクを市場でヘッジすることは困難であり、アメリカで行われている連邦政府拠出基金からの補てんのような公的関与による仕組みが求められる。

⑰　アメリカにおけるリバースモーゲージの歴史は古く、資産価値に上限が設けられ、生活資金を補てんする手段として導入されていることから、福祉政策の一環として導入されたと見ることもできるが、主管省庁を踏まえると住宅政策と福祉政策を組み合わせた仕組みとして醸成されてきたと考えられる。

（平成十九年二月二十八日）

産業医科大学公衆衛生学教授　松田　晋哉氏

高齢者の医療の特徴としては、若年者に比べて受診率が非常に高いこと、多科受診であること、医療ニーズと介護ニーズが混在していること等が挙げられる。世界で最初に介護保険を導入したオランダの七十五歳以上の後期高齢者について見ると、総介護・医療費のうち看護・介護ケアの支出が半分以上を占めている。我が国でも在宅への流れが強まる中で、在宅における看護サービスをいかに保障していくかについて考える必要がある。

諸外国を見ると、イギリスでは、看護師が主体となって在宅ケアを進める仕組みがある。フランスでは、地域の開業医による医療の提供、在宅の高齢者に対して二十四時間対応のサービスを提供する開業看護師制度、在宅を病院のベッドとみなして病院の医療チームがサービスを提供する在宅入院制度等、非常に多様なサービスにより在宅ケアが保障されている。

介護の入口と出口には医療があることを考えると、プライマリーケアにおけるかかりつけ医の役割は重要であり、その導入・充実はヨーロッパにおいて大きな課題となっている。フランスは、十六歳以上の者はすべて自分のかかりつけ医を選択し、かかりつけ医を通さずに専門医に掛かると診療報酬の定額に加えて付加料金を支払わなければならないとする仕組みを導入した。ドイツでも同じような仕組みにより家庭医制度を運用している。また、イギリスでは、家庭医、看護師、ソーシャルワーカー等から成るソーシャルケアトラストというグループが一体になって地域住民を診る仕組みを構築中である。同制度は、多様なニーズを持つ高齢者に対し総合的なサービスを提供することが求められる我が国でも参考になると考えられる。

医療・介護の問題を解決するには、まず高齢期の生活保障をどうするかについての議論が必要である。所得保障については、我が国では前期高齢者の就労意欲が非常に強いことから、高齢者が就労を継続できる環境づくりが課題となる。また、移動能力の低下が生きがい、意欲、関心の低下につながる悪循環を断つための対策も重要であり、高齢者等が外出しやすいまちづくりやコンパクトシティの形成等の取組を地域で行っていくことが求められる。

長期入院している高齢者の中には、退院後の生活の安心感や生きがい等が不足しているため、自立度はかなり高いにもかかわらず、退院を希望しない者がいる。オランダでは、高齢者のボランティア組織が地方公共団体の委託を受けて市街地の空き部屋等を使って高齢者等に食事を提供するコミュニティレストランが運営されている。このように地域にあって高齢者の生活を保障する仕組みをつくることが必要である。今後、我が国でもケアワーカーの不足という人材面での持続可能性の問題が生じると見込まれるが、公的なケアだけでは対応は難しく、地域でのケア体制を整えていくためには、共助の仕組みをつくることが必要である。

名古屋学芸大学学長・日本尊厳死協会理事長・日本ケアマネジメント学会理事長　井形　昭弘氏

平均寿命と健康寿命の間には差があり、平均して男性で七年間、女性で九年間、病気となってクオリティ・オブ・ライフが低下する期間を経験する。その間の介護にかかわるケアマネジャーは、現在資格を持つ者が約三十万人、実働の者が八万

人前後となっている。利用者に代わって多種多様なサービスの調整を行う職業であり、社会的地位も高い。平成十七年の介護保険法の改正では、介護予防の導入及び地域介護の充実が打ち出され、地域包括支援センターの担い手として更に大きな責任が課せられることになった。

ケアマネジャーは、介護保険制度創設時に四万人が必要とされ、一定の実務経験と試験を経た医師、歯科医師、看護師、栄養士等の多数の職種の者にその資格を付与したことにより、数の上では充足された。しかし、質の点で均一でないという問題があり、介護保険法の見直しに当たっては、その資質向上が大きなテーマとなった。ケアマネジャーに対して日常の研修は十分行われているが、更に質が均一で地位の高い職種にするためには、大学にケアマネジャーのコースをつくり、本格的な養成を行うことが望ましい。

高齢者は、だれもが死の訪れを意識しながらも健康に生き抜き、最後は苦しまずに安らかな死を遂げることを願う。しかし、医学、特に延命技術の進歩の結果、本人の意思や苦痛にかかわらず、命だけが長らえる事態が生じている。尊厳死の考えは必然的に世界各国に生じてきたが、一九七六年、アメリカのカレン裁判において植物状態で長く生かされることは尊厳ある生ではないとして延命措置の中止を是認する判決が出され、内外に大きな反響を呼んだ。アメリカではその後カリフォルニア州を始めとして、各州で尊厳死の法制化が行われた。ヨーロッパでもローマ法王庁が本人の意思による尊厳死を容認するなど、社会的に定着していると言ってよい。我が国においては、日本尊厳死協会は発足しているが、尊厳死の法制化はまだ実現していない。

日本尊厳死協会でいう尊厳死は、延命措置を中止し自然の経過に任せるものであって、オランダで法制化されている安楽死とは大きなかい離がある。安楽死とは、医師等の第三者が積極的に死期を早めるものである。

尊厳死に対する理解は時代とともに進んでおり、積極的に反対する者は少ない。末期がん患者のうち尊厳死を希望する者は八〇％を超える。こうした背景から尊厳死の法制化が強く望まれる。厚生労働省は尊厳死に関するガイドラインを公表したが、法制化はこのガイドラインを遵守している場合には罪に問われないと定めるだけで実現する。ガイドラインのままでは、訴訟や社会問題化は避けられない。安らかな死は高齢社会のキーワードであり、尊厳死の道があると思えば幸せな高齢社会が実現される。

諏訪中央病院名誉院長　鎌田　實氏

三十二年前から長野県茅野市において最後まで見捨てない、放り出さない医療を実践してきた。当時、長野県は秋田県に次いで脳卒中が多く、茅野市は県下十七市の中で最も脳卒中が多い市であった。そのため、ボランティアとして各集落の公民館を回ることにより、健康づくり運動を始めた。七、八年前からは四つに分けられた地域ごとに保健福祉サービスセンターがつくられ、地域包括ケアを実施してきた。現在では、長野県は我が国有数の長寿地域でありながら、最も老人医療費の低い県となり、この五年間、茅野市は県下において一人当たりの老人医療費においても、一人当たりの国民健康保険医療費においても最も低い市となっている。

地域包括ケアは、救急医療と高度医療を行う病院を中心に、特別養護老人ホーム、老人保健施設、回復期リハビリ病棟、療養型病棟及び二十四時間体制の在宅ケアにより行われてきた。在宅医療は、老人に生きがいをもたらし、地域の医療費抑制につながってきた。我が国で初めての老人デイケアが多数のボランティアの参加の下に始められ、現在に至るまで続いている。高齢のボランティアも参加しているが、ボランティアへの参加自体が健康づくり、ひいては健康なまちづくりにつながっている。難病を持ち介護度の高い老人がワープロで手紙を書くことや株式投資を通じて社会につながり、生き生きと生活している。社会とのつながりや生きがいを持つことは、健康にとって大切なことである。長野県の医療費が低い理由の一つとして、高齢であっても生きがいや仕事を持っていることが挙げられる。

老人が生き生きと生きていけるためには、国民皆保険制度が必要であり、ほどほどの救急医療と高度医療を欠くことはできない。健康づくりも重要である。在宅医療やホスピス等の支える医療も更に充実させていかなければならない。医療費抑制が現状のまま続けば、支える医療や地方の病院医療は崩壊する。三十二兆円の医療費を二兆円引き上げ、がん医療、産科、小児科、在宅医療、緩和医療の充実を図ることが必要である。また、生きがいが介護度に与える影響は大きいことから、地域で生きがいづくりを進めることも重要である。

特定非営利活動法人デイサービスこのゆびとーまれ理事長　惣万　佳代子氏

このゆびとーまれは、平成五年七月に富山市で開所された。きっかけは、自宅の畳の上で死にたいというお年寄りの声であった。対象は、障害者も障害児も含めて子どもからお年寄りまでとした。

このゆびとーまれの理念は、「だれもが、地域で、ともに暮らす」である。我が国の福祉施設には大規模なものが多いが、同じような人たちだけでコロニーをつくるのは不自然であり、相乗効果はない。豊かな人間関係の中でこそ、人は育ち、喜びも大きく、一人一人が輝く。今まで行ってきたことは、画期的でも最先端でもない、かつての我が国での当たり前の生活をしているにすぎない。認知症のお年寄りが子どもと一緒にいるとにこやかになり、赤ちゃんをおんぶしたり、世話をすることによって生き生きとする。自分が何かの役に立つことによって、自己実現の欲求が満たされる。現在の我が国の家庭に足りないものがここにある。お年寄りの死や介護にかかわらないから、自分の命も人の命も大切にしない子どもが増えるのである。

このゆびとーまれのような宅老所の特徴は、小規模、多機能、地域密着である。多機能は、お年寄りが通って、泊まれて、住むことができて、お年寄りの家を訪問することを意味する。子どもからお年寄りまで、障害者、障害児も受け入れる。今まで行ってきたことは、利用者の種類ごとに制度が分かれていることから七つの制度に抵触していた。本来は、制度が異なれば建物の玄関を別に

し、浴室も別にすることが求められた。しかし、活動して十年が経過し、構造改革特別区域において初めて国に活動が認められ、平成十八年十月からは、法律により制度として認められた。思いが活動になり、活動が特区や制度をつくりあげていった。宅老所の役割は、身近な死のありがたさが感じられるまちづくりと考えている。

宅老所はＮＰＯ法人が多く、利益が上がれば税率四〇％で税金を払わなければならない。社会福祉法人が非課税となっていることを考慮すると、税率を半分程度に引き下げることが望まれる。また、全国には小規模多機能型の富山型制度について理解の乏しい県や市が存在することから、周知啓発を進めることが必要である。

このような参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行ったが、その概要は次のとおりである。

①　地域の中での高齢者の生きがい対策の取組として、オランダのコミュニティレストランのほか、フランスやオランダでは、地方自治体の様々な工夫により補助教員、図書館での資料整理、障害者施設での補助的な業務等、高齢者が活動できる場がつくり出されている。

②　地域力が崩壊している現状を考えると、高齢者がプライバシーを保ちながらコミュニティを形成できるような高齢者住宅を整備することにより、コミュニティの再建を図り、さらに地域に波及させていくことが重要である。

③　高齢者の住生活の在り方については、住みたい町で住みたい家に住むという発想に基づき、地域の中でケア対応住宅を整備するとともに、これを支えるため、救急対応を可能とする後方病院、二十四時間対応の看護師、かかりつけ医等の医療資源や介護資源を整備する必要がある。また、コンパクトシティについても検討することが求められる。

④　医学の進歩により医療費が大幅に減少する可能性があること及び医療費は将来の健康に対する投資との考えの下に予防医療体制の拡充に努めることにより、医療費の問題はある程度解決されていくと考えられる。

⑤　医療費抑制政策を取り続けながら定額払い報酬制を導入することは困難であり、まずは医療費の水準をＯＥＣＤ先進国における対ＧＤＰ比程度まで引き上げる必要がある。

⑥　介護給付や医療費の抑制策を見直し、国民が必要な介護や医療を受けられるようにするためには、医療や福祉にいくら税金を投入するかについての国民的議論が必要であり、その上で消費税を財源に充てることを検討すべきである。

⑦　国民皆保険でフリーアクセスを保障しながら医療費がＧＤＰの八％にとどまっている我が国の医療はすばらしいが、急性期病院では過重労働等により医師が次々に辞職し危機的な状況にある。団塊世代が高齢期を迎え急性期医療の患者が増加することを考えると、急性期病院への手厚い財政支援が求められる。

⑧　地方の医療体制を考えた場合、公立病院は民間病院に比べ税負担の免除や施設の建設費補助がある点で恵まれているが、現在のような医療費抑制策の下では、経営は極めて厳しいものとなっている。病院医療を崩壊させないためにも、医療費全体のパイを広げるとともに、クリニックに比べて薄いお金の流れを変えていく必要がある。

⑨　療養病床の削減は、リハビリや家族のレスパイト等のため有効に使われているケースにおいては、今後の在宅ケアに対し深刻な影響を及ぼす。療養病床の削減を前提として考えるのであれば、療養病床が持っている看護ケア、日常生活動作（ＡＤＬ）ケアの機能をいかに地域に展開していくかを重視すべきであり、また、介護の施設整備に当たっては小規模と地域密着をキーポイントとして行うべきである。

⑩　国民の医療の質に対する関心が高まる中で、現在の病院が持っている機能を維持するためには、レセプトの標準化・電子化により医療内容を明らかにし、財務状況を含めて医療に関する情報の透明化を図る必要がある。

⑪　我が国の医療においては、科目ごとの医師の配分が適切ではなく、特に地方においてその傾向が顕著であることから、望ましい医師配分のガイドラインづくりが必要である。

⑫　開業医の処方せんを基に在宅ケアを行うフランスの開業看護師制度を我が国に導入する場合には、看護教育の期間や看護師の資質向上について検討する必要があるが、我が国では卒後の生涯研修が十分ではないため、卒後一定期間を経た後に専門性を磨く機会を充実するなど看護師が地域の中で活躍していくための能力形成を図る必要がある。

⑬　我が国においてかかりつけ医を定着させるためには、総合医療ができる医師を社会的に高く評価するとともに、病院や大学病院は、そのような医師を養成して病院に配置すべきである。こうした教育を受けた医師が地域で開業すれば、小児科医不足等の医療が現在抱えている問題の解決が期待できる。

⑭　我が国では高齢の両親の介護負担が主に女性にかかるのに対して、女性の労働力比率が高いフランスでは、我が国の介護保険に相当する個人自立支援給付や年金制度の中でのホームヘルパー派遣等の多様な介護労働力を利用できる仕組みが整えられている。

⑮　高齢者の在宅ケアに力を入れることは、予防の重視という発想からも重要であり、医療費や介護費の抑制にも効果があると考えられる。地域介護支援センターを十分機能させるためには、人員と予算を手当てすることが求められる。

⑯　尊厳死は、自殺や安楽死のような死ぬ権利とは異なり、死の有り様に関与する権利であり、安らかな死が保障されることによって、高齢社会に生きがいや希望が生まれてくると考えられる。

⑰　尊厳死については、本人の意思を最優先することが原則であり、救急医療において意思の疎通ができなくなった人については、事前に家族が本人に対して行った確認、日本尊厳

死協会の会員としてのリビングウィル、本人が複数の家族や友人に話した意思等から判断することが望ましい。また、今後の在り方としては、あらかじめ自分の意思を文書として残しておくことが求められる。

⑱　尊厳死は最終的には認められるべきだが、現状では生死にかかわる部分はすべて医療従事者に任されており、この状況の下で医師や看護師が尊厳死に係る責任を取らなければならないことにはためらいがある。死についての国民的な理解が進まなければ、尊厳死の問題は先に進まないため、議論を深めていく必要がある。

⑲　尊厳死の法制化については、世論調査において時期尚早との意見が六割程度見られること、障害者等弱い立場にある者の納得を得るための時間が必要であることから、当面はガイドラインの周知徹底を図るとともに、ガイドラインに従って行った医師の免責を認めていくべきである。

（平成十九年四月二十五日）

青森市長　佐々木　誠造氏

青森市は、約三十二万人の人口と八百二十四平方キロメートルの広い面積を有するが、行政区域全域が特別豪雪地帯に指定されている唯一の県庁所在都市である。平成十七年における高齢化率は二〇・四％、合計特殊出生率は一・二五と全国平均程度であるが、六十五歳以上の単独世帯割合は八・一％、住宅の空き家率は一二・五％と全国平均より高い水準となっている。少子高齢化により地域の空洞化が進行しており、まちづくりの上でも大きな課題である。

降雪による家屋倒壊、交通渋滞、多額の除排雪経費という課題に対応して持続可能なまちづくりを進めていくことがコンパクトシティ発想の原点であり、市街地拡大に伴う新たな行財政需要の抑制、既存のストックを活用した効率的・効果的な都市整備、市街地周辺に広がる自然・農業環境との調和を目的としている。

コンパクトシティの方向性の一つは中心市街地の活性化であり、本市の中心市街地活性化基本計画は、平成十九年二月に改正中心市街地活性化法に基づく内閣総理大臣による第一号の認定を受けた。同計画は、歩いて暮らすことのできる質の高い生活空間を目指そうとするものであり、街の楽しみづくり、交流街づくり、街ぐらしの三つの目標を定めており、街なか居住促進のための住み替え支援事業等が盛り込まれている。

雪への対応がほとんど必要のない街なか居住は、コンパクトシティの象徴である。シルバーハウジング機能付市営住宅の整備や民間事業者によるマンション建設等により、中心市街地地区の人口は徐々に回復し、現在では昭和六十年以前の水準に戻っている。また、街なか住み替え支援事業では、街なかへ転居したい郊外戸建て住宅所有者と広い住宅へ転居したい子育て世帯等の潜在的需要に対応するとともに、中心市街地の活性化及び高齢単独世帯・空き家対策を行うため、中古住宅の情報ネットワーク整備等を内容とする住み替えバンクの設置や公営住宅制度等を活用した住み替え支援制度の充実等の施策を検討している。

市民が安全、安心、快適に歩いて暮らすことのできる持続可能なまちづくりのためには、高齢者・子育て世帯への公的補助、高齢者の移動手段を確保するための公共交通機関に対する国の支援、街なか居住を推進するための既存住宅ストックの活用制度の構築や中古住宅市場活性化のための情報提供に関する行政の支援という三つの課題が挙げられる。特に、住み替えバンク構想において郊外の住宅をリフォームして子育て世帯に提供する場合は、リフォーム助成を住宅政策の中でいかに位置付けていくかが重要と考えている。

島根大学名誉教授　保母　武彦氏

農村部の特徴は、孤立分散して居住していることであり、コンパクトシティという考え方は適用できない。昭和五十年代に過疎対策として集落の移転による通勤農業という形の施策が採られたが、農作業の特性から居住地と耕作地の分離は困難であることが判明した。

中山間地域における高齢期の住生活環境の事例として二つ挙げておく。

一つは、島根県の旧匹見町地域（現益田市）である。同地域は、人口が昭和三十年代の約七千人から現在では約千六百人に減少した。全体の高齢化率は五一・三％であり、四十六行政区中三十一行政区で五〇％を超え、三行政区で一〇〇％となっている。高齢者の問題点として、年金収入額が非常に低いことが挙げられる。収入は月に四、五万円程度しかないため、月額制に変わったデイサービスの利用回数を減らしたり、価格が引き上げられた配食サービスの利用を取りやめた高齢者もいる。生活環境として生活費の必要なレベルの確保が最低限保障されなければならない。医療についても、益田市の病院に通うのに多額の交通費負担が必要となる。福祉サービスもホームヘルパーが集落に着くまで時間がかかるという非効率性の問題を抱えており、高齢者の孤独死も起きている。

次に高知県についてであるが、同県による中山間地域集落の調査によれば、生活用水の管理、買物、移動手段の確保の三つが最低レベルの住生活環境を確保するために不可欠とされている。特に移動手段の確保については、新型交付税とのかかわりで実質公債費比率を引き下げていくために交通等の特別会計で削減を図らなければならないことから、深刻な問題を抱えており、国会での検討が必要である。

国土交通省が行った過疎地域等における集落の状況調査によると、約二千六百集落が消滅の危機を迎えている。このような中山間地域集落における課題としては、相互扶助型地域共同体の整備、全国の過疎地域市町村集落調査の実施による政策立案、少人数集落の連携によるゆるやかな共同体づくり、農業従事者の年金受給額の底上げや高齢者の農産物売却収入への税の減免、生活用水や移動手段等を確保するための緊急対策への国の財政支援、中山間地域の実態に合わせた財政制度による高齢者の生活権確保が挙げられる。

慶應義塾大学総合政策学部教授　大江　守之氏

近代化を経験した国では、多産多死から少産少死への人口転換を経験している。我が国においても、一九二五年から一九五〇年にかけて人口転換

が起き、その速度が極めて速く、かつ落差が大きかったことが現在の高齢化問題に直接つながっている。

出生率の大きな低下は、一九八九年の一・五七ショックから今日に至るまでのほか、人口転換が終わる時期にも起きている。一九五〇年まで子どもの数は四人以上が標準的であったが、それ以降は二人となり、家族構造が大きく変化した。つまり、人口転換期世代においては、長男が田舎に残って親と同居し、それ以外は大都市に出て郊外で核家族を形成した。大都市郊外で生まれ育ったポスト人口転換期世代は、晩婚化により少子化をけん引する世代となっているため、結果的に人口転換期世代は高齢期に夫婦又は単独で暮らすという傾向が強まっている。郊外地域人口を見ると、一九九五年までは人口が増加していたが、それ以降においては、人口の減少が進む状況が生じている。

世代間バランス係数という尺度で地域を評価すると、大都市郊外でバス利用率が高い地域ほど世代間バランスが崩れ、高齢者だけが残る傾向がある。すなわち、郊外第一世代は、高齢化と世帯の小規模化を経験し、郊外第二世代は、非婚化、晩婚化、共働き等の属性により郊外を選択しない割合が増えている。計画開発地域や交通の便の悪い地域で集中的な高齢化と世代交代の停滞が顕在化しつつあり、子どもの少ない地域では、子育て世代が更にそこを選択しないという負のスパイラルが発生するおそれがある。

このような状況への対応策は二つ挙げられる。一つ目は高齢者グループリビングである。これは、高齢者の居住ユニット及び共同生活空間を備えているが、住宅でも施設でもなく、コミュニティの中から食事や生活支援のサービスを購入して生活を成り立たせる住まいと言える。地域の中にある社会資源を新たに発掘し、育成していくことも同時に可能となる。二つ目は横浜市戸塚区の集合住宅の団地におけるコミュニティの拠点作りの例である。この地域では保育所や幼稚園が十分に整備されなかったため、住民が自主保育のグループをつくって活動し、こうした活動を基礎として、一九九〇年代に配食サービスが立ち上げられ、高齢者サロンを運営するＮＰＯ法人へと発展した。二〇〇五年からはサロン運営のほか、介護予防に関する知識等を提供するカレッジや情報・相談センター等の活動を行っており、地域における社会資源の開発と発展が実現されつつある。

高齢化し若い世代がいなくなった郊外地域において、このような活動が推進されることにより、地域社会を自らつくり変えていく動きが広がることが期待される。

日本女子大学家政学部教授　小谷部　育子氏

少子高齢社会における住環境の問題は、高齢期だけではなく、次世代を担う子の世代の健全な社会的発達も考慮する必要があり、共生型集住であるコレクティブハウジングはその視点から見た選択の一つである。

一九三二年、スウェーデンの社会学者であるアルバ・ミュルダールはコレクティブハウジングについて、将来一戸建て住宅と共同住宅に並ぶ普遍的な住宅タイプの一つになると予想した。当時コレクティブハウジングは、保育、食事等家事の共同化の仕組みを取り込んだ住宅であり、外で働く女性を家事から解放し、家族が小規模化・孤立化する中で子どもにとって社会的に望ましい住環境が与えられることが期待された。

一九七〇年代以降、従来型の家事サービスを中心とする古典的なコレクティブハウジングから、居住者の民主的な参加を重視し、親世代がつくりあげた生活文化を継承していく現代的なコレクティブハウジングへと転換していく。これは、二十戸から五十戸ぐらいの規模で、多世代の居住者が自主的に運営するという、集まって住むことの長所を最大限に生かした住まいである。住まい方としては、現代的な個人の自立・自由を前提として生活の一部を共用化するものであり、住宅類型としては、独立した住戸と日常生活の延長としての共用空間が組み込まれた住まいである。

我が国においては平成七年の阪神淡路大震災後の仮設住宅において、コミュニティや家族を失った人の生活の再建の中でコレクティブハウジングの考え方が取り入れられ、シルバーハウジングとして十プロジェクト、三百四十一戸が供給された。その後の十年間の経過を見ると、高齢者だけではコミュニティの形成が難しいことから、ここでは持続的な福祉的支援システムを組み込んでいく必要があると考えられる。

平成十五年、我が国における本格的な民間の多世代賃貸住宅モデルである「かんかん森」がつくられた。「かんかん森」は、大規模な複合住宅の二階及び三階にあり、独立した入口を持っている。二階は様々なタイプの住宅とコモンスペースから成り、コモンスペースには、ダイニング、リビング、キッチン、ランドリーがある。三階のコモンスペースには、居住者組合のオフィス、ゲストルームが入っている。百六十平方メートルのコモンスペースは、各住戸の家賃の一三％分を充てることにより生み出されている。

コレクティブハウスは、個人の生活の質や生活の可能性を広げるだけではなく、地域の安全、環境共生、防災等の観点から見ると、個人の住宅ではあっても社会的に意味のある地域のストックとなっている。こうした住宅を成立させるためには事業主体や専門家の存在、まちづくりの総合的政策・行政の支援が必要になると考えられる。

このような参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行ったが、その概要は次のとおりである。

①　次世代育成のための財政的な支出については、親子とも希望の持てる社会の実現に向けた地域づくりを重視すべきであり、具体的には子どもを支えるネットワークを支援することへの支出が求められる。

②　高齢者や子どもが暮らす生活圏の環境整備は、大規模土木工事に比べ規模が小さいことから地元の業者でも引き受けることができ、地域経済に対する効果が期待できる。

③　公共交通としての市営バス路線は、マイカーの普及により利用者減少の一途をたどっており、公営交通を継続的に維持していくためには、国による支援が求められる。

④　地方に対する助成としては、路線バス等公

共交通機関の運営に関する支援、空き家等住宅ストックの活用に対する支援、地方のニーズに合った地域住宅交付金制度の充実、子育て世帯の公営住宅への優先的入居を可能とする制度の整備等が望まれる。

⑤　地方の過疎が深刻化した理由として過疎対策への着手が遅れたことのほか、農村について食料供給政策における位置付けがあいまいであったことが挙げられる。今後の国土計画の中で、農村地域をどのように位置付けるのかについて十分な議論が国政の場で行われることが必要である。

⑥　今後の過疎対策については、集落の消滅が同時に農業の衰退につながりかねないことから、食料自給のための農地確保の観点に立って国が高齢者の住生活環境の整備に責任を持つことが必要である。

⑦　中山間地域において公共事業の果たす役割は重要であるが、住民自治の観点からは、経済的効率性だけでなく何が地域にとって必要なのかを住民が選択する権利を尊重していくことが必要である。

⑧　青森市においては、市街化区域内に準工業地域があり、市の都市計画では、準工業地域に一万平方メートル以上の大型集客施設をつくることはできないとの決定を行っているため、大型集客施設によりまちが廃れる懸念はほとんどなくなっている。

⑨　青森市は港から発展した町であり、中心市街地が港に隣接しているという好条件にあることから、港の持つ機能等を最大限に活用することを念頭に、港、ウォーターフロント、中心市街地を一体とした中心市街地の再活性化計画を策定している状況にある。

⑩　青森市における高齢者の生きがい対策としては、各地域ブロック別に設置された市民センターが生涯学習センターとしての役割を果たしており、中心市街地では図書館や子育て支援施設が併設された複合型商業施設「アウガ」を拠点とした新しいコミュニティづくりが進められている。

⑪　高齢社会におけるまちづくりにおいて、空き店舗等を利用したコミュニティビジネスを成り立たせるためには、何らかの公的助成が必要と考えられる。また、高齢者の住まいづくりにおいては、できる限り自立した高齢期を過ごせるよう、バリアフリー等のハードウェア及び必要以上に世話を行わない仕組みが必要である。

⑫　高齢者グループリビングは入居者による自主的な取組であるが、今後、我が国の高度成長を支えてきた層が高齢化していくことから、共同しつつ自身の力で暮らしていくモデルをつくることが市民の力をいかすためにも重要であり、こうした取組を支援する団体に対し行政が支援を行うことが今後の課題となる。

⑬　空き家率の増加に関し、住み替えバンクで対応しようとしているのは、郊外の高齢者が街なかに住み替えようとする場合に生じる空き家であり、そのためには若い世代向けにリフォームを行うための財政的支援が必要である。また、核家族化が進む中で生じた市街地周縁部の空き家については、別個の対策が必要と考えられる。

⑭　生活の個人化、孤立化が進む中、コレクティブハウジングは、行政が主体となるのではなく、居住者自身が人と人、人と地域の関係をつくっていく住まい方である。コレクティブハウジングは市場ベースで出来ていく住宅ではないが、高齢者の自立、福祉財政の節約につながることから、公有地を事業主体に定期借地権で貸与したり、専門家を派遣するなどの支援が考えられる。

⑮　コレクティブハウジングにおける共用スペースの維持管理について入居者の共有意識が欠如する事態は、「かんかん森」では暮らし方の価値観が入居者の間で十分共有化されていることから、いまだ生じていないが、高齢期になって他の入居者と同じように分担することが難しくなる人が現れてきたときに、問題が生じてくると考えられる。

3　調査会委員間の自由討議

政府からの説明及び参考人からの意見聴取を踏まえ、少子高齢社会への対応の在り方について、報告書の取りまとめに向け、平成十九年五月九日、調査会委員間における自由討議を行った。そこで述べられた意見の概要は次のとおりである。

①　出生率低下の最大の原因である晩婚化・非婚化は、パートや派遣等の不安定かつ低所得の雇用、仕事と家庭の両立の困難性等に起因していると考えられることから、仕事と生活の調和推進基本法（仮称）を制定し、生活を犠牲としない働き方への転換を進める必要がある。

②　我が国においては、正規職員が労働時間を柔軟に選択できる制度が乏しく、仕事と家庭の両立が難しいことから、女性の七割が出産前後に退職している。その傾向は女性医師についても同様であり、一般職員のみならず医師等の専門職においても柔軟な労働時間の選択を可能とする制度が強く求められる。

③　少子化を克服するには、長時間労働と非正規雇用を拡大させる労働法制の規制緩和路線から、労働時間を短縮し安定した雇用の確保を原則とする雇用政策に転換するとともに、育児休業中の所得保障を六〇％に引き上げ、再雇用を保障するなどの両立支援策が求められる。

④　若者の就労支援として、再挑戦の機会の創出、キャリア教育・職業体験等の取組、雇用行政と教育行政の連携強化、企業の採用・人事制度の柔軟化等を推進する必要がある。

⑤　我が国がこれまで経験したことのない超高齢の人口減少社会を迎えることについての危機意識を国民が共有できるような取組が求められており、少子化に歯止めを掛けるという政府の強い意思を示すためにも、必要な予算措置を講じるとともに、地方の実情に合った施策の取組が求められる。

⑥　子育ての経済的負担軽減のため、児童手当の拡充や国の制度としての乳幼児医療費の無

料化を実施するとともに、教育扶助、就学援助の拡充等教育費の負担軽減を図る必要がある。

⑦　待機児童を解消するためには、定員超過の詰め込みをやめ、保育所や学童保育所を拡充することが求められる。また、子育ての不安を解消するため、子どもの安全対策のための人員配置、スクールバス等への財政支援措置の拡充、児童虐待防止のための相談所職員の抜本的増員等を図る必要がある。

⑧　少子化については、認定こども園に対する補助金が厚生労働省と文部科学省とで分かれていること、男性も女性も子育てに参加しやすい社会とするために働き方を見直すこと、子どもの通学路の安心と安全の確保において縦割り行政の弊害が現れていること等の問題を受け止め、いかに子どもを守り育てていくかを国会において議論していく必要がある。

⑨　妊娠・出産には適齢期があるという医学的・物理的事実について、保健体育の教科書等を通じ、若い世代が認識できるよう啓蒙活動を行っていく必要がある。

⑩　生命の誕生を支える仕組みづくりの観点から、不足する産科医の育成、偏在の解消、女性医師の出産後の復帰の条件整備等が必要である。

⑪　安心して出産できる体制を整備するためには、産科・小児科医の不足に対応することが重要であり、特に地方において安全な医療を提供するには、医師の絶対数が不足しているという認識を共有すべきである。また、不妊治療等の普及による多胎妊娠の増加により、低出生体重児のＮＩＣＵへの入院が増え、絶えず満床状態にあることから、ＮＩＣＵの確保及びその後方支援施設をも含めた医療提供体制の整備は急務である。

⑫　一般的な不妊治療については保険適用の対象であるが、そこに人工授精が必要な場合は適用外となるという矛盾は解消すべきである。また、生殖補助医療を規制する法律はクローン規制法以外になく、このような法的対応の遅れが代理懐胎等の問題を引き起こしていることから、早急な立法化が必要である。

⑬　近年出生率が上昇しているフランスにおいては、婚外子が大きな比重を占めている。婚外子の現状等について、今後我が国において議論することが必要であり、生まれてくる子については平等に権利が保障されるべきであるが、少子化対策の範ちゅうで婚外子を扱うことには慎重であるべきである。

⑭　熊本の病院に設置された赤ちゃんポストについては、生まれてきた命が救われるという点で否定することはできず、子どもの人権の視点から認めていくことが考えられる。赤ちゃんの遺棄については中絶、婚外子、代理懐胎と同様、これまで政治が積極的に動いてこなかった分野であり、この問題の社会的背景を分析することは政治の役割である。

⑮　団塊世代の大量退職は、二〇〇七年問題といわれるような世代特有の側面を持っており、構造的な労働力不足による経済成長の鈍化、ものづくりの技能の低下、多額の退職金の支払による企業収益の悪化、社会保障財源の不足及び後期高齢者になったときの医療と介護給付の増大という負の効果をもたらす反面、若年層の雇用と失業の改善、退職後における人件費負担軽減による企業収益の好転、退職金による消費経済の活性化という効果が期待できる。

⑯　高齢期における充実した生き方を実現するためには、生涯学習を推進するとともに、予防重視の医療・介護の推進により心身とも健康であることが重要な課題となる。また、生涯現役社会を目指すためには、多様な就業機会の確保、コンパクトシティの形成やすべての人が自分らしく生きていけるユニバーサル社会の構築が求められる。

⑰　高齢者が生きがいを持って生活するためにも、安定した生活基盤の保障が求められる。このためには、全額国庫負担による最低保障年金制度の創設、介護保険制度の改善と保険料・利用料の減免、介護給付の国庫負担割合の引上げ、医療における自己負担分の軽減、年金への課税廃止等が必要である。

⑱　高齢者が自立した生活をするためには仕事、ボランティア、健康づくり等の場が提供されることが必要であり、また、移動能力の低下が生きがいや意欲の低下につながりかねないことから、高齢者が外出しやすいまちづくり、コンパクトシティの形成等が求められる。

⑲　改正高年齢者雇用安定法は、六十五歳までの定年の段階的引上げ、定年後の継続雇用制度導入、定年の定めの廃止等を企業に求めているが、ほとんどの企業は退職後に一年契約の再雇用制度を導入するにとどめており、法が目指した雇用確保の措置にかなっているか疑問である。

⑳　尊厳死については、書面による生前の意思の表明の有効性や意思の疎通ができない救急医療時の判断をいかにするかという問題があるが、終末期医療についての責任を医師等の医療従事者だけにゆだねることは望ましいことではなく、尊厳死についての立法化の検討も含め議論を進めていく必要がある。

二　派遣委員の報告

平成十九年二月十九日及び二十日の二日間、広島県において、少子高齢社会に関する実情調査を行い、その報告を同二十八日に聴取した。その概要は次のとおりである。

厚生労働省等が主催する高年齢者雇用開発コンテストにおいて奨励賞を受賞した株式会社ノサックスを視察し、高齢者雇用への取組等について説明を聴取した。派遣委員からは、定年後再雇用される嘱託従業員の雇用期間、六十五歳以上の従業員の社会保険加入状況等について質疑が行われた。

広島県では、シニア世代が活躍する社会づくり、健康寿命の延伸、福祉・介護サービスの質の向上を柱として高齢社会対策に取り組んでいる。また、次世代育成支援では、子育て支援体制の充実、小児・母子医療体制の確保、子ども・家庭に関する相談支援機能の充実を柱とし、ひろしまこども夢財団による情報提供や企業の費用負担によ

る「子育て応援イクちゃんサービス」等の独自事業も行っている。派遣委員からは、高齢化率が四〇％を超えている地域における高齢化の原因、こども夢プランの目標達成の見通し、広島県における産科医不足の状況、三次市における男性職員の育児休暇取得への取組等について質疑が行われた。

託児センターひまわりランドにおいて会員による育児支援事業を行っている社団法人海田町シルバー人材センターの視察を行った。派遣委員からは、託児希望に対する受入状況、国庫補助期間終了後の人材センターの運営見通し等について質疑が行われた。

社団法人広島県看護協会が運営している訪問看護ステーション「こい」及び療養通所介護事業所「こい」を視察した。派遣委員からは、職員の雇用形態、介護支援専門員の役割、新人看護師の早期退職理由、夜間の訪問看護ステーション間の連携等について質疑が行われた。

行政と一体となって保健・医療・福祉・介護を連携させた地域包括ケアシステムを構築している公立みつぎ総合病院及び高齢者の総合支援窓口となっている尾道市北部地域包括支援センターを視察した。派遣委員からは、地域包括支援センターの設置形態、病院と行政との関係、リハビリテーション日数の上限規制と実態とのかい離、公立病院の果たす役割等について質疑が行われた。

第三　少子高齢社会への対応の在り方についての提言

平成十八年の合計特殊出生率は四年ぶりに一・三台を回復したが、同年十二月に公表された将来推計人口では、合計特殊出生率は二〇〇五年の一・二六から低水準のまま推移し、五十年後の二〇五五年においても二〇〇五年の水準である一・二六になるとの厳しい見通しが示されている。一方、総人口に占める六十五歳以上の高齢者比率は、二〇〇五年の二〇・二％から二〇五五年には四〇・五％へと倍増すると見込まれている。このような少子高齢化の更なる進展は、我が国の社会経済的基盤を揺るがしかねず、雇用の確保や持続可能な社会保障制度の維持に向けて解決すべき課題を投げ掛けている。

少子化について、政府は、これまでも様々な対策を推進してきたが、平成十八年六月、出生率の低下傾向の反転に向け、少子化対策の抜本的な拡充強化を図るために「新しい少子化対策について」を決定し、すべての子育て家庭を社会全体で支援するなどの取組を進めているところである。少子化対策については、若者の常用雇用化への支援、子育て世代の経済的負担の軽減等が求められるが、無理のない働き方により子育てに楽しみを覚えることができる環境づくりも不可欠の要件であり、そのためには働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することが重要と考えられる。また、不妊に悩む夫婦にとって生殖補助医療は福音となっているが、近年代理懐胎等の問題が起きていることから、生殖補助医療の法規制について、様々な見地から検討を加え、結論を出すべき時期を迎えている。

高齢化については、今後七十五歳以上の後期高齢者が急速に増えていくとされており、年金等の生活保障基盤の確保とともに、生きがい・健康づくりや介護予防は一層重要となる。過重労働等を原因とする勤務医不足や近年の医療費削減に伴う病院医療の危機的な状況に対処し、高齢期にふさわしい医療・介護の取組を進めるためには、我が国の医療費全体の在り方について見直すことが必要と考えられる。また、高齢者の医療・介護の問題を解決する上で、生活保障を充実させることも重要であり、就労を継続するための環境づくりや障害があっても地域で活動できるような取組も求められるところである。

なお、出生率の回復傾向が見られるヨーロッパ諸国においては、婚外子の割合が高いことが指摘されているが、この問題については我が国の婚姻制度や子どもの人権等にかかわることから、今後も広く議論を進めていくことが必要である。

本調査会は、少子高齢社会への対応の在り方についての調査テーマの下、一年目、二年目においては主に少子化についての調査を進めてきた。最終年に当たるこの三年目においては、少子化については仕事と生活の調和、不妊治療及び生殖補助医療について、高齢化については生涯現役社会の推進、高齢期の生活保障基盤、地域社会と高齢者、高齢期の住生活環境について広範な議論を行い、その課題の把握に努めてきた。

このような三年間の取組を経て、本調査会として当面する課題について、次のとおり提言する。

政府はもとより企業におかれてもその趣旨を理解され、これらの実現に努められるよう要請する。

一　仕事と生活の調和の推進

1　我が国においては、出産前後に七割の女性が退職しているといわれているが、女性が仕事を継続できる環境を整備していくためには、育児休業取得のみならず、男女共に長時間労働を是正し、仕事と家庭の両立を可能とする柔軟な労働時間を保障することが重要である。労働者について柔軟な労働時間の選択を保障するため、事業主に対しその措置を講ずることの義務付けを検討していく必要がある。あわせて、休業による空白期間が長くなるほど現場への復帰が困難となる専門職においても仕事を継続しやすい勤務形態を保障していくことが求められる。

2　子育ては社会的にも貴重な営みであり、働くことの価値と同様に子育ての価値についても正当に評価されるよう、企業や国民の理解を深めていくことが肝要である。とりわけ、男性の家事・育児への積極的な参加を実現していくためには、育児休業期間中の所得と休業前所得との格差縮小に引き続き努めるとともに、育児休業期間の一部を男性に割り当てる制度の導入、仕事と生活の調和の推進による子どもと共に過ごす時間の確保、授業参観のための教育参観休暇制度の創設等、子育ての喜びを実感できるような体制の整備が求められる。

3　出生率の回復傾向が見られるヨーロッパ諸国においては、仕事と家庭の両立が可能となるよう社会環境の整備を進めるとともに、子育てに対する経済的支援を充実させてきた。

我が国においても、仕事と生活の調和の推進を図るとともに、子育てに係る経済的負担軽減のため、児童・家族関係給付費の一層の拡充を図る必要がある。

4　人口の減少が今後避けられない我が国にとって、人材の質の維持・向上は急務である。仕事と生活の調和の推進による社会人の学習及び能力開発の機会を確保するとともに、学習及び能力開発に対する公的助成について、その対象や額の拡大を検討すべきである。

5　正規雇用者と非正規雇用者の所得面での格差は年齢が進むに従って拡大しており、雇用形態間の格差が生涯にわたって固定化することは、結婚や家庭形成の観点からも望ましいことではないことから、正規・非正規雇用者間の賃金格差を是正するとともに、訓練や職業能力の開発を進めていくことにより若者の安定した雇用の機会を確保していく必要がある。また、現行の社会保険制度は、人件費コストの面から経営者側に正規雇用者よりも非正規雇用者を選択させかねない仕組みになっていることから、その適用においては雇用形態間の差をできる限り解消していくことが求められる。

二　妊娠・出産に向けた環境整備

1　晩婚・晩産化により第一子を出産する年齢が高齢化しているが、年齢が高くなれば出産に伴うリスクが増大し、不妊治療の成功率も低くなることが指摘されている。出産は個人の選択の問題であるが、出産には適齢期が存在するとの医学的事実に関し、学校教育等を通じて広報啓発を積極的に進めていくことが必要である。

2　子宮がんは妊娠・出産に影響を及ぼすにもかかわらず、検診の受診率は低水準にとどまっている。夜間・休日における検診の実施等による受診率向上に取り組むとともに、若年層における子宮頸がんの罹患率が増加傾向にあること等について、早い段階からの健康教育を通じて周知啓発することが必要である。

3　不妊治療における患者の悩みとして、不妊自体が持つ社会的な問題に加えて、経済的負担が重いこと、医療技術が分かりにくいこと、治療成績の情報公開が不十分であること等が指摘されている。こうした患者の悩みに対応するため、不妊治療に対する公費助成や医療保険適用の在り方、カウンセリング等相談体制の充実、情報公開の在り方について検討が求められる。

4　生殖補助医療に関する法規制が存在しないことから、代理懐胎、凍結精子による死後懐胎等の問題が生じている。生殖補助医療は、個人の生命倫理や家族観等にかかわる問題であることから、国民的合意を得つつ、子どもの福祉の観点を踏まえ、制度の枠組みが速やかに示されることが必要である。

5　多胎妊娠に伴う低出生体重児の増加等により、新生児集中管理室（ＮＩＣＵ）の満床状態や入院長期化が生じていることから、全都道府県での周産期医療ネットワークの整備に向けての支援、ＮＩＣＵの確保及びその長期入院患者の後方支援体制の整備を進める必要がある。また、安心して安全に出産できる環境づくりのため、助産師の活用を図るとともに、不足している産科医の確保・育成に努めるべきである。

三　医療・介護の充実に向けた環境整備

1　患者の集中による勤務医の過重労働や退職による人手不足により、病院医療は危機的な状況にある。こうした状況を改善するため、開業医をかかりつけ医とすることにより病院と開業医との機能分担を図るとともに、総合的に診察ができる医師を養成するため、研修制度を含めた医師養成の在り方を見直す必要がある。

2　高齢化により急性期医療を中心として医療費の急増が予想されるが、レセプトの標準化・電子化による医療情報の透明化を図るとともに、地域医療を支え維持していくためには、国民の負担に配慮しつつ、産科・小児科、がん医療、在宅医療、緩和医療の充実に向けての手当を行う必要がある。

3　療養病床の再編成や在宅介護の充実に当たっては、在宅における看護サービスを保障する仕組みが重要であり、二十四時間対応の看護サービスを充実させるなど、地域において看護師が主体となってケアを提供できる体制を整備する必要がある。そのためには、看護師の資質向上が求められるところであり、卒後に専門性を高めるための研修を充実することにより、地域で活躍していくための能力形成を図る必要がある。

4　高齢者の在宅介護を支えていくためには、地域において高齢者の様々なニーズに対応できる小規模、多機能、地域密着型の施設の充実が重要となる。現状ではその意義についてまだ十分に理解されていないことから、子どもから高齢者までを障害の有無にかかわらず受け入れる、いわゆる富山型の制度について周知啓発を進めるとともに、その主な事業主体である特定非営利活動法人の税負担軽減について検討する必要がある。

5　だれでも健康で意欲を持って生き抜き、最後は苦しまずに安らかな死を遂げたいと願っているが、自らの意思に基づいて延命治療を行わず自然の経過に任せる、いわゆる尊厳死については、延命治療中止の条件や終末期の定義に関する社会的合意が形成されていないことから、終末期医療についての責任は医師等医療従事者が負っているのが現状である。終末期をめぐる問題については、国民の理解を深めることが求められており、更に議論を進めていく必要がある。

四　生活保障基盤及び住生活環境の整備

1　高齢期の生活保障基盤を支える上で年金が果たす役割は極めて重要であり、年金給付をめぐる社会的問題により国民の年金に対する不信が高まっていることから、その払しょくに努めるとともに、少子高齢化の進展に伴う制度の持続可能性についての懸念を解消していくことが求められる。

2　住宅資産を担保とした高齢者向け融資であるリバースモーゲージについては、ゆとりある老後生活を送りたいとの高齢者のニーズにこたえるための手段の一つとして考えられるが、その認知度はいまだ低いことから、適切な情報の提供に努めていくことが必要である。また、リバースモーゲージの普及に当たっては、都市と地方の資産価値の格差に伴う制度利用の二極化の懸念とともに、住宅価格下落リスクへの対応が大きな課題とされており、民間の自助努力だけではリスクをカバーすることは困難であることから、諸外国の事例を参考としつつ、新たな枠組みについての検討が求められる。

3　地域における医療や介護の資源を有効に使うため、コンパクトシティの取組を進めることが必要である。また、高齢者では移動能力の低下が生きがい、意欲、関心の低下につながりかねないことから、外出しやすいまちづくりの取組を地域で進めていくとともに、高齢者が自立した生活を送ることができるよう、食事の選択や適度な運動についての啓発を進めていく必要がある。

4　地域コミュニティによって支えられる高齢者グループリビングや多世代による共生型集住であるコレクティブハウジング等、高齢社会における新しい住まい方が現れてきている。こうした住まい方は高齢者の自立した生活の継続に資するものであり、住宅整備や専門家の養成等についての支援を検討する必要がある。

○参議院少子高齢社会に関する調査会委員（平成十九年六月八日現在）

会長	清水嘉与子（自由民主党）	理事	荻原健司（自由民主党）
理事	川口順子（自由民主党）	理事	中原爽（自由民主党）
理事	足立信也（民主党・新緑風会）	理事	島田智哉子（民主党・新緑風会）
理事	鰐淵洋子（公明党）		
	有村治子（自由民主党）		岡田広（自由民主党）
	狩野安（自由民主党）		沓掛哲男（自由民主党）
	坂本由紀子（自由民主党）		田浦直（自由民主党）
	山崎力（自由民主党）		神本美恵子（民主党・新緑風会）
	主濱了（民主党・新緑風会）		羽田雄一郎（民主党・新緑風会）
	林久美子（民主党・新緑風会）		松下新平（民主党・新緑風会）
	森ゆうこ（民主党・新緑風会）		蓮舫（民主党・新緑風会）
	山本香苗（公明党）		山本保（公明党）
	小林美恵子（日本共産党）		後藤博子（国民新党）

（参考）

1　一年目の調査についての提言（平成十七年七月八日）

現在多くの先進国において少子化傾向にあり、我が国においては、合計特殊出生率が平成十五年、十六年と続けて一・二九を記録し、十八年から人口減少社会に突入すると推計されている。

これまで政府は、エンゼルプラン、新エンゼルプランに基づき少子化対策を進めてきたが、少子化の進行を食い止めるには至っていない。このため、平成十五年に成立した少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法により少子化対策の枠組みを整備し、十六年には少子化社会対策大綱、子ども・子育て応援プランを策定し、従来よりも幅広い分野における施策を総合的に推進することとしている。

少子化の要因としては、人口学的には晩産化の背後にある晩婚化・未婚化、社会経済的には女性の社会進出に伴う仕事と家庭の両立の困難性の増大、子育て負担感の増大、価値観の多様化、若者の生活・雇用不安、いわゆるニート、フリーターの増大等が挙げられている。これまでの政府の対応においては少子化の流れを変えるための施策が進められてきたが、他方、人口減少社会の進ちょく状況を踏まえて、我が国の社会経済への影響をできるだけ少なくするための政策を考えていくべきとの指摘もなされている。

本調査会は、この一年、少子高齢社会への対応の在り方についてのテーマの下、結婚・出産・子育て、若者の自立と就業支援、少子化の教育への影響、社会資本の望ましい在り方、税制・社会保障制度の在り方、女性の健康等、少子化の要因及び社会・経済への影響について広範な議論を行い、その課題の把握に努めてきた。

このような取組を経て、本調査会として当面する課題について、次のとおり提言する。

政府はもとより企業におかれてもその趣旨を理解され、これらの実現に努められるよう要請する。

一　子どもにやさしい社会の構築

1　次世代を担う子どもが健全に育つ社会、子育てに喜びを感じることができる社会へ転換することを、すべてに優先して取り組むことが必要であり、社会全体として子どもを大切にする視点に立つことが求められる。

2　子どもにやさしい社会を構築するためには、子育てをしやすい生活環境の整備が求められる。そのためには、ユニバーサルデザインの考え方に基づく安全な遊び場、歩行空間の整備等子どもを不慮の事故から守る体制の強化、子どもを犯罪の被害から守る取組の推進を図るとともに、若年者と高齢者の就業及び生活の場での共存、異なる世代の混住を視野に入れた、だれもが利用しやすいまちづくりに引き続き配意していく必要がある。

二　子育てと仕事の両立支援の推進

1　子育て期において親子が十分触れ合う機会が確保されるよう、男女共に子育てと仕事の両立が可能な社会を形成する必要がある。そのためには、男性が働き、女性が家事・子育てに専念するという男女の固定的役割分担を前提とした働き方、家族の在り方を見直すとともに、多様な働き方が可能となるよう企業の積極的な取組が求められる。また、家族選

択に中立的な社会制度の在り方についても検討していくことが必要である。

2　恒常的な長時間勤務の解消、短時間勤務制の導入、在宅勤務の活用等、勤務体制の見直しについては、官民を問わず、その実効性の確保が求められる。さらに、出産・子育て後の再就業・再就職のための支援の一層の充実を図るべきである。

3　次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の一層の推進はもちろんのこと、子育てと仕事を両立させるための企業の積極的な取組を促進するため、少子化対策の重要性に対する企業経営者の意識の啓発や各種支援策の周知徹底を図る必要がある。また、男性も含めた育児休業の取得を推進するため、各種助成制度の一層の充実を図る必要がある。

4　保育の多様化を確保するためには、施設型保育への一層の支援とともに、ベビーシッター等の利用による在宅保育への支援の拡充に努める必要がある。また、安全な保育サービスを提供するためには、保育の質を確保することが求められる。さらに、子どもの健やかな育ちを重視する観点から、認可外保育施設に係る諸課題及び就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設の在り方について十分検討することが必要である。

三　子育てに対する経済的負担の軽減

1　将来にわたり持続可能で安心できる社会保障制度の構築を図るとともに、社会全体として次世代育成を支援していくため、児童・家族関係給付費を拡充していく必要がある。

2　子育てに係る経済的負担軽減のため、児童手当の拡充、教育関係費用の負担に配意した奨学金制度については、一層の充実を図る必要がある。また、子育て世代の住居関係費の負担を軽減し、良質な住宅を確保できるよう、各種助成措置の拡充を図るべきである。

四　女性の健康と生命の大切さ

1　健康な母体づくりの観点から、妊産婦の健康の維持と、満足できる出産のための環境づくりへの取組を一層充実する必要がある。

2　出産及び不妊治療に係る経済的負担が大きいことから、出産及び不妊治療に対する支援の拡充を図る必要がある。併せて、不妊治療に関する実態把握、検証が求められる。また、生命を大切にする視点に立ち、出産を望みながら精神的、経済的な負担に悩む妊産婦に対する相談等の支援についても充実を図る必要がある。

3　子どもへの性感染症の蔓延や十代の人工妊娠中絶実施件数の増加傾向が憂慮されていることから、将来の世代を担う若者の健康を守るため、公的機関において性感染症の総合的な検診を実施するとともに、相談体制の整備に努めるべきである。また、発達段階に応じた性に関する正しい知識の適切な普及・啓発に努める必要がある。

4　黙視に堪えない暴力や過剰な性の表現が子どもに多大な影響を与えることを認識し、有害な図書や情報が子どもにも簡単に手に入る状況にかんがみ、その規制の在り方、メディア・リテラシーの向上のための施策等について検討すべきである。

五　若者の自立の促進と教育

1　いわゆるニート、フリーターの増大等、若者が将来の生活に対する不安を抱いていることから、雇用のミスマッチの解消、若年者の雇用確保のための各種施策の一層の拡充が求められる。

2　若者が意欲ある社会人になるためには、職業体験等の学習機会が与えられるよう、教育機関、地域の企業、経済団体等関係機関の連携を深め、社会全体で組織的に若者の自立に向けた教育を推進することが必要である。また、次世代を担う子どもに対し、地域・家庭の大切さについての教育を充実させる必要がある。

2　二年目の調査についての提言（平成十八年六月七日）

平成十七年の我が国の合計特殊出生率は一・二五と十五年、十六年の一・二九を大幅に下回り、過去最低を記録し、人口減少も政府の予想を上回る速さで進んでいる。少子化の流れを変えるため政府において様々な対応策が採られているものの、合計特殊出生率はその低下傾向に歯止めが掛かっていない。

もとより、結婚、出産、夫婦間の子ども数は当事者間の自由な意思と選択に基づくものであるが、結婚、出産、子育てを阻害する要因を早急に除去し、社会として支援していくことが現在求められている政策的対応といえる。これまでの少子化対策の中心は子育てをする親の視点に立ったものであったが、今後はその対策の更なる充実に加え、子育ち、結婚・家庭形成の視点をも強く意識したものであることが求められる。また、地域が独自の取組や特性をいかせるよう地方分権を積極的に進めていくことも必要である。こうしたことで、急速な少子化の進行による税・社会保障における負担増、労働力人口減少を始めとする経済成長への悪影響、さらには地域社会の衰退による地域活力の低下等の懸念は払拭されると考えられる。

本調査会は、少子高齢社会への対応の在り方についての調査テーマの下、二年目においては、団塊世代の諸課題、人口減少社会への対応、企業及び地域における子育て支援の取組、女性の健康、経済的支援等、主に少子高齢社会の課題と対策について広範な議論を行い、その課題の把握に努めてきた。

このような取組を経て、本調査会として当面する課題について、次のとおり提言する。

政府はもとより企業におかれてもその趣旨を理解され、これらの実現に努められるよう要請する。とりわけ政府においては、平成十九年度において講ずべき少子化対策に反映させていくことを強く期待するものである。

一　結婚・家庭形成に向けての環境整備

1　若者が将来に明るい展望を持つことができるよう安定的経済成長の実現に努めるとともに、若者の安定した雇用機会の確保、正規・非正規雇用者間の賃金格差の是正及び多様な働き方や再挑戦を可能とするシステムの確立に努めていく必要がある。

2　家庭を築くことや子どもを育てることの重要性、喜びについて、地域や学校での体験活

動等を通じて、早い時期から意識の啓発を行っていく必要がある。

3　見合い婚・職域婚の減少、諸外国と比較して依然として長い労働時間等により、若い男女の出会いの機会の減少が指摘されている。そのため、国、地方公共団体はもとより、企業も社会的責務として、長時間労働の是正等男女の出会いの機会が確保できるような環境整備に努める必要がある。

二　男女の健康と出産

1　晩婚化に伴う高齢での妊娠・出産は、医学的に妊娠率の低下、流早産率の増加、胎児異常発生率の上昇等が懸念されることから、妊娠・出産適齢期についての健康教育を早い時期から推進するとともに、産みたいと思いながらも人工妊娠中絶を余儀なくされる若い世代に対して、出産・子育てできる経済的・社会的環境の整備が求められる。

2　妊娠・出産を望みながら、不妊により希望を実現できない者への支援として、不妊治療についての公費助成の拡充を図るとともに、企業における不妊治療者への配慮が求められる。また、不妊治療等で生まれた超未熟児の育ちについての調査が求められる。

3　男女を問わず働き過ぎによる生殖機能低下等が懸念されることから、就業状態と不妊の関係についての総合的な調査の実施が必要である。

4　安全で女性が望む環境での出産は、第二子以降の出産への動機付けになることから、助産師の確保等出産体制の整備を図る必要がある。また、現下の課題である小児科医及び産科医不足に対応するため、フレックスタイム制、時間帯交代主治医制等多様な勤務形態による医師の勤務条件の整備、女性医師に対する子育てとの両立支援等を実施すべきである。

三　子育てのための環境整備

1　保育の質を確保しつつ待機児童の解消の取組を進めるとともに、保育ママ等の利用や家庭内で自ら保育している者に対して、子育ての形態による不公平解消のための対策が求められる。また、放課後児童対策の更なる充実を推進すべきである。

なお、就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設として認定こども園を設置するための法案が提出されているが、子どもの健やかな育ちのためにどのような教育・保育や施設が望ましいのかについて、〇歳児保育の在り方を含め、今後とも十分検討していくことが必要である。

2　働く女性が、結婚や出産、子育てのために退職を余儀なくされることを防止し、女性の持つ能力を発揮するためには、育児休業取得後の職場復帰の支援やいったん退職した女性への再就職支援が求められる。そのためには、企業経営者の次世代育成に対する意識啓発に努めるとともに、採用上限年齢撤廃に向けた指導の強化及び再就職支援のための職業訓練の一層の推進が求められる。

3　仕事と生活の調和の推進に努めるとともに、育児休業については、その取得をより一層支援するため、育児休業制度を分割取得や短時間利用等が可能となるよう柔軟性の高い制度とする必要がある。また、男性の育児休業取得にインセンティブを与えるため、休業期間の一部を父親に割り当てる「育児休業父親割当制度（仮称）」の導入についても前向きに検討すべきであり、そのためには育児休業期間中の所得保障の在り方を検討し、休業前所得との格差縮小を図る必要がある。

4　児童手当については、その支給目的である家庭における生活の安定、児童の健全育成及び資質の向上に照らし、現行の支給基準や支給内容について、税制や育児保険制度等その財源も含めた検討が必要である。その際には、子育て世代にとって大きな負担となっている教育費の支出を視野に入れた検討が求められる。

5　住宅の広さが子ども数に与える影響が大きいことから、子育ての各段階で住み替えが可能となる良質な賃貸住宅の供給、家賃負担の軽減等を通じ、若年層が良質な居住環境を確保できるよう、特恵的な住宅政策を実施する必要がある。また、親の通勤時間が子育てに対する負担に影響を与えることから、企業においても長時間労働の是正とともに、フレックスタイム制度や在宅勤務制度等の働き方の見直しの一層の推進が求められる。

6　少子化は国の基本にかかわる重要な課題であり、少子化対策として税制面からの対応も必要であることから、所得税における配偶者控除、扶養控除等の在り方や課税単位等について多角的な検討が求められる。

四　子どもの健やかな育ちの確保

1　子どもを対象とする犯罪が子どもの健やかな育ちを脅かしていることから、地域全体の連携により、危険箇所の確認と周知、見回り、改善計画の策定等体系的な対応を行っていく必要がある。また、子どもを交通事故から守るため、生活道路等の交通量の制限、道路の改良等についても前向きに検討していくべきである。

2　人口減少等により地域社会の崩壊が懸念されていることから、地域を守り育てるという視点を少子化対策に取り入れ、新たな地域コミュニティを形成していくことが求められる。そのためには、子育て中の親の相談・支援、子どもに経験を伝えていく取組に、団塊世代を始めとする地域の人の持つ能力を積極的に活用していくことが求められる。

3　すべての子どもの健やかな育ちを確保するという観点から、いかなる養育環境にある子どもであっても法律的、社会的に差別、不利益を受けることのないような取組を進めていくことが求められる。

五　地方分権による少子化対策の推進

子育て支援について国の果たす役割は重要であるが、その中核を担うのは地域であり、子育て世代が求める支援は地域により多様であることから、地域の工夫や取組がいかされるよう、財源の移譲を含めた少子化対策の地方分権を積極的に進めていくことが求められる。

3　三年間の主な活動経過

（一年目）

第百六十一回国会	
平成十六年　十月　十二日	少子高齢社会に関する調査会設置
十一月　十日	調査テーマを「少子高齢社会への対応の在り方について」と決定
	「少子高齢社会への対応の在り方について」参考人国立社会保障・人口問題研究所所長阿藤誠氏、政策研究大学院大学教授松谷明彦氏及び株式会社大和総研チーフエコノミスト原田泰氏から意見聴取、質疑
十一月　十七日	「少子高齢社会への対応の在り方について」林田内閣府副大臣、衛藤厚生労働副大臣、蓮実国土交通副大臣及び下村文部科学大臣政務官から説明聴取、質疑
十一月二十四日	「少子高齢社会への対応の在り方について」調査会委員間の自由討議
第百六十二回国会	
平成十七年　二月　九日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件（子ども・子育て応援プラン）について、林田内閣府副大臣、衛藤厚生労働副大臣及び塩谷文部科学副大臣から説明聴取、質疑
二月　十六日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について、参考人お茶の水女子大学名誉教授袖井孝子氏、東京学芸大学教育学部教授山田昌弘氏及び国立成育医療センター名誉総長松尾宣武氏から意見聴取、質疑
二月　十七日 ～二月　十八日	少子高齢社会に関する実情調査のため、大阪府及び兵庫県に委員派遣
二月二十三日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について、参考人慶應義塾大学商学部教授樋口美雄氏、全国商工会議所女性会連合会副会長・横浜商工会議所女性会会長秋山桂子氏及びＮＰＯ法人びーのびーの理事長奥山千鶴子氏から意見聴取、質疑
三月　二日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について、参考人白梅学園短期大学学長無藤隆氏、教育評論家・法政大学キャリアデザイン学部教授尾木直樹氏及び山口大学教育学部専任講師田中理絵氏から意見聴取、質疑
四月　六日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について、参考人社団法人日本経済研究センター理事長八代尚宏氏、神奈川大学経済学部教授森泉陽子氏及び株式会社ニッセイ基礎研究所社会研究部門上席主任研究員篠原二三夫氏から意見聴取、質疑
四月　二十日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について、参考人早稲田大学法学部教授宮島洋氏、上智大学法学部教授堀勝洋氏及び国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官大日康史氏から意見聴取、質疑
五月　十一日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について、参考人赤枝六本木診療所院長赤枝恒雄氏、ＮＰＯ法人円ブリオ基金センター理事長遠藤順子氏及び社団法人日本家族計画協会常務理事・クリニック所長北村邦夫氏から意見聴取、質疑
五月　十三日	少子高齢社会に関する実情調査のため、東京都において視察
五月　十八日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について、調査会委員間の自由討議
七月　八日	少子高齢社会に関する調査報告書（中間報告）を議長に提出することを決定

（二年目）

第百六十三回国会	
平成十七年　十月　十九日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、団塊世代対策等少子高齢社会の課題に関する件について、林田内閣府副大臣、塩谷文部科学副大臣及び西厚生労働副大臣から説明聴取、質疑

十月二十六日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件（団塊世代の諸課題）について、参考人作家・元経済企画庁長官堺屋太一氏、株式会社博報堂生活総合研究所エグゼクティブフェロー・東京経済大学コミュニケーション学部教授関沢英彦氏及び株式会社大和総研資本市場調査部主任研究員鈴木準氏から意見聴取、質疑
第百六十三回国会閉会後 平成十七年十一月二十七日 ～十二月　六日	参議院の重要事項調査議員団が少子高齢社会に関する実情調査のため、ノルウェー、フランス及びドイツに海外派遣
第百六十四回国会 平成十八年　二月　八日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件（少子化対策の取組状況）について、山口内閣府副大臣、馳文部科学副大臣及び中野厚生労働副大臣から説明聴取、質疑
二月　十五日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件について、参考人エコノミスト香西泰氏、法政大学社会学部教授小峰隆夫氏及び株式会社ニッセイ基礎研究所主任研究員伊藤さゆり氏から意見聴取、質疑
二月　十六日 ～二月　十七日 二月二十二日	少子高齢社会に関する実情調査のため、静岡県に委員派遣
二月二十二日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件について、参考人社団法人経済同友会代表幹事・日本アイ・ビー・エム株式会社代表取締役会長北城恪太郎氏、株式会社エトワール海渡取締役人事部長有賀俊文氏及び日本労働組合総連合会副事務局長逢見直人氏から意見聴取、質疑
三月　一日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件について、参考人奈良県知事柿本善也氏、江戸川区長多田正見氏及び新潟市にいつ子育て支援センター育ちの森館長椎谷照美氏から意見聴取、質疑
四月　五日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件について、参考人性と健康を考える女性専門家の会会長・主婦会館クリニックからだと心の診察室産婦人科医堀口雅子氏、社会福祉法人賛育会賛育会病院院長鴨下重彦氏、社団法人日本助産師会会長・天使大学学長兼大学院助産研究科長近藤潤子氏及び株式会社科学技術文明研究所所長米本昌平氏から意見聴取、質疑
四月　十二日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件について、参考人早稲田大学大学院会計研究科客員教授（専任）品川芳宣氏、株式会社野村総合研究所研究理事中村実氏及び東洋大学経済学部教授白石真澄氏から意見聴取、質疑
五月　十日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件について、調査会委員間の自由討議
六月　七日	少子高齢社会に関する調査報告書（中間報告）を議長に提出することを決定

（三年目）

第百六十五回国会 平成十八年　十月二十五日	
十一月　八日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化対策等の取組状況について、平沢内閣府副大臣、池坊文部科学副大臣、武見厚生労働副大臣及び人事院から説明聴取、質疑
十一月二十二日	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、仕事と生活の調和について、参考人法政大学大学院政策科学研究科教授諏訪康雄氏、株式会社日本総合研究所主任研究員池本美香氏及び日本女子大学人間社会学部教授大澤真知子氏から意見聴取、質疑
	「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、不妊治療及び生殖補助医療について、参考人明治大学法学部教授石井美智子氏、出産ジャーナリスト河合蘭氏及び聖路加国際病院女性総合診療部部長・生殖医療センター所長佐藤孝道氏から意見聴取、質疑

十二月　六日　「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、不妊治療及び生殖補助医療について、参考人医療法人登誠会諏訪マタニティークリニック院長・理事長根津八紘氏、社団法人日本産科婦人科学会倫理委員会主務幹事・慶應義塾大学医学部産婦人科阪埜浩司氏、医療法人セント・ルカ産婦人科院長・セント・ルカ生殖医療研究所長宇津宮隆史氏及び日本弁護士連合会副会長伊藤誠一氏から意見聴取、質疑

第百六十六回国会

平成十九年　二月　七日　「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、生涯現役社会の推進について、参考人聖路加国際病院理事長・名誉院長日野原重明氏、特定非営利活動法人寝屋川あいの会代表三和清明氏及び株式会社マイスター60取締役社長平野茂夫氏から意見聴取、質疑

二月　十四日　「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、高齢期の生活保障基盤について、参考人立命館大学国際関係学部教授高橋伸彰氏、神戸大学大学院経済学研究科教授小塩隆士氏及びみずほ総合研究所株式会社調査本部政策調査部主任研究員野田彰彦氏から意見聴取、質疑

二月　十九日～二月　二十日　少子高齢社会に関する実情調査のため、広島県に委員派遣

二月二十八日　「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、地域社会と高齢者について、参考人産業医科大学公衆衛生学教授松田晋哉氏、名古屋学芸大学学長・日本尊厳死協会理事長・日本ケアマネジメント学会理事長井形昭弘氏、諏訪中央病院名誉院長鎌田實氏及び特定非営利活動法人デイサービスこのゆびとーまれ理事長惣万佳代子氏から意見聴取、質疑

四月二十五日　「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、高齢期の住生活環境について、参考人青森市長佐々木誠造氏、島根大学名誉教授保母武彦氏、慶應義塾大学総合政策学部教授大江守之氏及び日本女子大学家政学部教授小谷部育子氏から意見聴取、質疑

五月　九日　「少子高齢社会への対応の在り方について」調査会委員間の自由討議

六月　八日　少子高齢社会に関する調査報告書（最終報告）を議長に提出することを決定

ワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議案

右の議案を発議する。

平成十九年六月八日

発議者

広中和歌子　小池　正勝
南野知惠子　松村　祥史
尾立　源幸　小林　　元
澤　雄二　井上　哲士
渕上　貞雄

賛成者

岩井　國臣　大野つや子
神取　忍　北岡　秀二
小泉　昭男　佐藤　昭郎
西島　英利　野村　哲郎
松田　岩夫　伊藤　基隆
下田　敦子　藤本　祐司
柳澤　光美　和田ひろ子
松　あきら　又市　征治

参議院議長　扇　千景殿

ワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議

経済のグローバル化が進展するとともに、少子高齢化、価値観の多様化等、社会の成熟化が進む我が国において、持続的な経済成長及び豊かな国民生活を実現するためには、国民一人一人がその意欲、能力を最大限に発揮できるようにすることが必要であり、とりわけ、労働力人口が減少する中、希望するすべての人が就業可能となるような労働環境の整備が喫緊の課題である。

また、雇用者全体に占める非正規雇用者の割合が三割を超えるなど、雇用形態の多様化が急速に進んでいる。非正規雇用者については、正規雇用者との間に賃金を始めとする様々な格差が生じており、その是正を図ることが必要となっている一方、正規雇用者については、長時間労働といった問題を抱えており、正規・非正規を問わず、働き方の見直しが不可欠な状況にある。

このような現状を変えていくためには、労働条件を改善しながら、仕事と生活の調和を図り、豊かさが感じられる充実した生涯を送れるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要である。

ワーク・ライフ・バランスは、個人にとっては、それぞれのライフスタイル及びライフステージに応じた働き方を、企業にとっては、生産性の向上や人材の確保等を可能とするものであり、個人、企業の双方にとって利点があると考えられる。また、家族の絆を深めるとともに、少子高齢

化への対応、生涯学習、ボランティア活動及び地域における活動の振興など社会全体としての観点からも、その推進が求められる。

政府及び関係者は、成熟社会における我が国の在り方として、ワーク・ライフ・バランスの推進の必要性を十分認識し、次の施策等の推進に努めるべきである。

一、育児・介護休業制度の一層の普及、子の看護休暇制度の拡充、延長保育、病児保育及び休日保育を含めた保育所等の保育環境の整備並びに放課後児童対策の拡充等、両立支援関連施策の充実を図ること。また、育児等のために離職した者に対する職業訓練の一層の充実を図るなど、その再就職・再就業を支援すること。

二、家庭生活に関する負担が女性に偏っていることが多い現状を改善するため、男性の自覚と協力を促すよう一層の啓発を行うこと。

三、正規雇用と非正規雇用との格差の是正に努めるほか、企業は、正規雇用の採用を拡充するとともに、非正規雇用から正規雇用への登用を積極的に行うよう努めること。

四、いつでも再チャレンジが可能となるよう労働環境の一層の整備を行うとともに、企業は、新卒一括採用方式を見直し、既卒者も採用の対象に加えるほか、中途採用を積極的に行うよう努めること。

五、多様な働き方を提供し、多くの者に雇用の機会を与えるため、短時間正社員、フレックスタイム、在宅勤務等の制度の導入を促進し、キャリアの継続を図ること。また、雇用と年金等社会保障制度との関連に十分配慮すること。

六、いわゆるサービス残業の抜本的な解消を図るとともに、長時間労働の是正及び年次有給休暇の取得率の向上に努めること。

七、政府は、ワーク・ライフ・バランスを総合的に推進するための体制の整備及び計画の策定に向けて最大限努力し、企業は、ワーク・ライフ・バランスを図りやすい企業文化、職場環境を醸成するとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する施策の実施状況を公表すること等により、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めること。

右決議する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四五五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
二、〇七〇円
（本体一、九八〇円）